文學博士井上頼圀
熱田宮々司角田忠行 監修
平田盛胤
三木五百枝 校訂

平田篤胤全集

東京
法文館書店

矢野玄道翁肖像

古史傳二十之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤
孫　延胤　續攷

神代中十二之卷

爾大國主神之嫡后須勢理毘賣命。甚爲嫉妒矣。故其日子遲神。和備而。自出雲將上坐倭國而。束裝立時。片御手繫御馬之鞍。片御足蹈入其御鐙而。歌曰。奴婆多麻能。久路伎美祁斯遠。麻都夫佐爾。登理與曾比。淤伎都登理。牟那美流登伎。波多多藝母。許禮波布佐波受。幣都那美。曾邇奴岐宇氐。蘇邇杼理能。阿遠伎美祁斯遠。麻都夫佐邇。登理與曾比。淤伎都登理。牟那美流登伎。波多多藝母。許母布佐波受。幣都那美。曾邇奴棄宇氐。夜麻賀多爾。麻岐斯。阿多泥都岐。曾米紀賀斯流邇。斯米許呂母遠。麻都夫佐岐。登理與曾比。淤枝都登理。牟那美流登岐。波多多藝母。許斯與呂志。伊刀古夜能。伊毛能美許等。牟良登理能。和賀牟禮伊那婆。比氣登理能。和賀比氣伊那婆。那迦士登波。那波伊布登母。夜麻登能。比登母登須須伎宇那加夫斯。那賀那加佐麻久。阿佐阿米能。佐疑理邇多多牟敍。和加久佐能。都麻能美許登。許登能。加多理碁登母。許遠婆。爾其后。取大御酒杯而。立依指擧而。歌曰。夜知富許能。加微能美許登夜。阿賀淤富久邇。奴斯許曾波。遠遠伊麻世婆。宇知微流。斯麻能佐伎邪伎加伎微流。伊蘇能佐伎淤知受和加久佐能。都麻母多勢良米。阿波母與。賣邇斯阿禮婆。那遠伎氐。遠波

那志。那遠伎氏。都麻波那斯。阿夜加伎能。布波夜賀斯多爾。牟斯夫須麻。爾古夜賀斯多爾。多久夫須麻。佐夜具賀斯多爾。阿和由伎能。和加夜流牟泥遠。多久豆怒能、斯路伎多陀牟伎。曾陀多伎。多多伎麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳佐斯麻伎。毛毛那賀邇。伊遠斯那世。登與美伎。多氏麻都良世。夜知富許能加微能美許登。許登能迦多理碁登母。許遠婆。如此歌而即爲宇伎由比而。宇那賀氣理而。至今鎭坐也。此謂神語歌也。

嫡后は。師云意富岐佐伎と訓べし。上に嫡妻とあるは。御父神の御言なる故なり。此は後に語り傳ふるとての言なる故に尊みて如此云り。凡て伎佐伎とは。天皇の大御妻に限りて申す御稱なるに。(但し倭建命の御妻、橘比賣命を后と云る所以は彼處に云べし、此にも如此あるは。出雲風土記に赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天瑶津日女命。(今云、此事は第七十七段に見えたり)また阿遲須枳高日子命之后。天御梶日女命。(今云。こは下第百三段に見えたり)など有ると合せて思へば。古へ神たちをば。天皇に準へ尊みて。皇神とも申せる類にて。其の御妻をも后と申せるなるべし。(續後紀九にも、伊豆國賀茂郡阿波神は、是れ三島大社本后也、神名式にも、安房國安房郡安房座神社の次に、后神大比理刀咩命神社あり、是を續後紀には、第一の后神とあり)さて神名式に。出雲國出雲郡杵築大社の次に。同社大神大后神社とあるは即ち此の須世理毘賣命を祭れるにて。大后と申せること疑なし。(此の嫡后を、師の美賣と訓れたるは、后とは天皇の御嫡妻ならでは申し難しと、固く心得られたるものにて、そは中々に古意に非ず)さて天皇の伎佐伎と申すは。皇后に限らず上代には妃夫人などの班までを申せる稱なり其中にて。最上なる一柱を。大后と申せり。此れ後の世の皇后なり。此の事は。白檮原の宮の段に委く辨へ云べし。(今云、其處の傳

見るべし。）然れば此の嫡后も。其に準へて。意富岐佐伎と訓べきこと。彼の神名式と照して愈明けし。○甚爲嫉妒矣は。伊多久宇波那理泥陀美志給伎と訓べし。（舒明天皇紀に一尼嫉妬とあるに依れり。）宇波那理のことは。白檮原の宮の段に出つ。（今云、戊午の歳八月の處見べし）高津宮の段にも。其の大后石之日賣命。甚多ニ嫉妬一とあり。さて此は必しも。上の沼河比賣のみには係て見るべからず。彼れとは別段なれば。總ての上を云なり。（彼の八上比賣の此嫡后を畏みて、稲羽に歸られし事をも思ふべし、）○日子遲は。夫妻のうへの事を云ふ時に。其の夫を指て云稱と聞ゆ。（八千矛神の一の名と心得るは非なり、）下に豊玉毘賣命の御歌の。御答歌を擧とて。其の御夫火遠理命の御事をも如此申せり偖此の稱の意は。上阿斯訶備比古遲神の處（今云、第二段の傳見べし）に云へる如くなれば。夫を云も今の世の賤者の言に。夫を意夜遲と云と同意なるべし。○和備而は萬葉四に。物思跡和備居時二。また丈夫之思和備乍また遠有者和備而毛有乎など。猶いと

多かり。爲方なくさし迫りたる意なり。光仁天皇紀に。藤原ノ永手ノ大臣を悼賜へる詔に。言牟須倍母無。爲牟須倍母不知爾悔備賜比和備賜比。とあるにても知べし。（倭ノ姫ノ命世記に、宮處覓佗賜比天、其ノ處乎和比野止號支。）○自ニ出雲一とは上ノ高志ノ國沼河比賣の事より連て見れば。疑ひ有べけれど。此は別段なれば彼には拘はらず。○將レ上ニ坐倭國一而。國はしも多なるに。遠き倭にしも行坐むとしゝは。倭は當昔より既く。他國に殊なる。深き由縁ありけむかし。（和御魂を、其の國の大御和山に、鎭坐させ賜ふをも、思ひ合すべし。）上とは。鄙より京へ行を云なれば。此は皇都に爲ての後の言を以。語り傳へたるなり。○束裝之時。下に將レ降裝束之間。朝倉宮の段に。裝束之狀。雄略天皇紀に。裝束已畢進ニ軍門ニ云々。萬葉二に。皇子之御門乎。神宮爾裝束奉而など見ゆ。（これらに準へて、此の束裝、下上に誤れるにや、と思はるれど、神功皇后紀、一に云の文にも如此あり。）訓は下の歌に。伎美賀余曾比。萬葉十四に。水都等利乃多々武與曾比爾。二十に。

等里與曾比。門出乎須禮婆。など猶有るに依れり。立は發出賜ふなり。片御手云々は。馬に乘むとし賜ふ狀なり○御馬は美麻と訓べし。萬葉五に。美麻知可豆加婆とあり。(御馬近者なり)○鞍は。和名抄に。和名久良とあり。雄略天皇卷の歌に。甲斐能久呂古麻。久良伎世婆とよめり。○御鐙。和名抄に。蔣魴切韻云鐙鞍兩邊承足具也。和名阿布美とあり。名の義は足踏なり。(萬葉十七に、可波能和多理瀨安夫美都加須毛、)○奴婆多麻能。前爾見ゆ。○久路伎美祁斯遣は。黑御衣をなり。推古天皇紀に。衣裳。萬葉十に。公之御衣に。十四に伎美我美家志などあり。此は太刀は佩物なる故に。御佩と云ひ。弓は執物なる故に。執と云如く。衣は著物なる故に御著と云なり。著を古言に祁流と云へり。また倭建命の御歌に。祁世流と見ゆ。なほ彼處に云べし。(今云、景行天皇卷見るべし、) さて黑衣服は。喪服にて。昔は常には服ざることとなるを。此に如此あるは如何と云に。まづ喪葬令に。凡そ天皇云々服錫紵。義解に錫紵者細布即用。即用淺墨染也と見え。常に歌に

も墨染の衣とよみ。また中昔の書等に。是を鈍色と云ふ。此は今云鼠色にて。眞黑なるに非ず。(其鼠色の中に、濃き淺きけぢめは有なり。さて吉部祕訓抄に、鼠色鈍色とならべ云て、分てることも有れど、今云鼠色は、くさ〴〵あれば、古へ鈍び色と云し物も、其中にあり、鈍色は、移花にて染むと云は、墨染は、あまり見ぐるしき色なる故に、少しにほひ有らせむとて、後に青みを加へたる物なり、故に青鈍など云名もあり、また青花に墨を入れて染むと云へるも同じ。これらは皆後の事にて、本はたゞ墨染なり、服假間事と云ふ物に、著服者可用鼠色其色或墨許染之、或墨入移花染といへり、) また持統天皇紀七年正月の詔に。令天下百姓服黃色衣。奴皁衣と見え。衣服令に。家人奴婢橡墨衣と定められたるも。右の鼠色なるべし。(此れ等はみなやゝ後の御制なれども、上代よりも、右の色は、賤しめ惡たるべし、)さて眞墨なるは。貴人も常に著たるか。とも云べけれど。上つ代より中昔までも。黑き衣を著たること物に見えねば。(中昔の書ごもに、衣服の事を云處に、

黒きよし云ることは、まゝ見えたれど、そは他の色の黒みて見ゆることにて、實に黒色なるには非ず、源氏若菜下のに、にほひもなく、黒きうへの衣そ、とある類なり、當時黒袍は無ければ、此も紫色の、いたく黒みたるをかく云り〕彼の鈍色にはあらで眞黒なるをも人の賤しめて。好ざりしと見えたり。〔四位より上、紫袍を改めて、黒色になれるは、いと後のことなり、斯て今の世の人の、黒色をしも好むは、黒袍を尙ばるゝより移れる人情なり〕されば今此に。黒御衣とあるは。此れは不宜とて。棄ることを云むために。先故に。好ましからぬ色をよみ給へるなり。偖次に青き衣を云ひて。其をも棄。その次に緋き色を云ひて。此れぞ宜きとよみ給へる次第。おのづから後の御々世々の服色の御制の次第とも合へるをや。〔衣服の色の御制の次第は、大抵から國の、隋唐の制にならへる物なれども、上つ代よりも、おのづから人の尙み好む色と、卑しめ惡む色との次第は然ありて、此方も彼處も似たりけむ、また彼の國の古へに、代ごとに、各々尙む色の有りしは、强て定めしさかしらごとなれば、そは中々に云に足らず〕○麻都夫佐爾は眞具なり。都夫佐とは。落ることなく。調へ備ふるを云ふ。○登理與曾比は。取裝なり。○淤伎都登理は。奥鳥にて。海川にまれ。池などにまれ。水の上に浮み居る鳥を云て。水鳥のことなり。〔奥とは、邊に對へる名にて、陸より遠れるを云〕奥鳥鴨ともあり萬葉六に。奥鳥味經乃原ともつゞけり。〔こは味鴨と云が有ればなり〕○牟那美流登伎は。胸見時なり。水鳥は。頸を延居て己が胸を見る如くする物なるに譬へて云なり。○波多々藝母は。鰭揚もなり。波多は中昔の物語書などに。袖之波多。また波多袖など有て。袖の端つ方を云へり。魚の鰭。〔この字は、背上の鬣也と注したれど、波多と云名は、左右の比禮を本にて云なるべし〕また俗言に。物の邊側を。波多と云も同意なり。多藝は萬葉二に。多氣婆奴禮。多香根者長寸妹之髮。九に。髮多久麻庭爾。十四に。古麻波多具等毛。十九に。馬太伎由吉氐。〔また七に、「をとめらが織機の上を、眞櫛もて、かかげ栲島、浪間より見ゆ、〕などある言にて。たぐ

り揚るを云ふ。(馬太具とは、手綱をたぐりて、頭を引揚るを云べし、)されば此は。左右の手を張り。袖をたぐり揚て。かの水鳥の胸見る如くにして。吾著装たる衣を。好しや惡しやと見るを云なり。今の世の人も。新衣など初めて著たる時は。必然爲て見るものぞ。○許禮波布佐波受は。此者不宜なり。此の言は。上の不良の訓を論へる處に云へるが如く。(今云、第六段の傳見るべし、)宜しからずと棄ふ意なり。(俗に氣に入らぬといふ意なり。氣に入りたることを、布佐比の方と、源氏物語に見えたり、)○幣都那美。曾邇奴岐宇氐は。於邊浪磯脱棄なり。と師の說なり。(さて浪のよる磯などゝこそ云べきを、直に浪磯とては、言つゞかぬに似たれど、萬葉に、白浪乃濱松之枝などよめるも、同格にて那美は那岐の反にて、もとは浪の立さわぐを云名なること、上頻那藝、頰那美神の處に云へる如くなれば、那美曾にて、即ち波の立さわぐ磯と云ふ意なり、土佐日記の哥に、「風による浪のいそには鶯も、春もえしらぬ花のみぞさく、是も浪のいそと詠り、)さて棄を宇氐と云は御誓の段に。吹棄とあるをも。神代紀に。此云浮枳于都屢と見えたり。落窪物語にも。逐棄むと云ことを。淤比宇氐牟とあり。(後の世定家卿の哥にも、「禊する麻の立葉は宿ごとに苅るほどもなく投うてつなり、大和物語には、布氐都とも云へり、此のそにぬぎうてを、契沖が鴗緯打而なりと云へるは、いたく誤れり、)○蘇邇杼理能は。鴗鳥之にて。青の枕言なり。其は和名抄に。爾雅集註に云。鴗小鳥也。色青翠而食魚。江東呼爲水狗和名曾比。(文德天皇の紀、用魚虎鳥三字魚虎見彙名苑等、)とありて。其の色殊に青翠ければなり。(字鏡に、鴗曾爾とあるは、鴗字を寫し誤れるならむ、)さて天若日子段に翠鳥とあるも。書紀には。鴗とあれば。此の鳥なり。こは今の世に川世美と云物にて。壒囊抄に。少微と云へり。曾比。少微。世美などは。みな蘇爾の訛れるなり。綠色と云も。翠鳥色の曾を省けるなるべし。○許母布佐波受は。此亦不宜なり。○夜麻賀多爾は。山縣になり。但し此は地の名には非ず。たゞ山の縣なり。(地の名にあるも、本此の意より出たり、)○麻

岐斯は。求しなり。(また蒔しにても有むかと、師の云れつる、求しの方を用ふべし、)三言の句なり。○阿多尼都伎は。茜舂かと契沖云へり。信に然聞ゆるを。赤根を阿多尼と云むことは。聊心ゆかず。若は草書より誤れるか。(加と書るを、多と誤れるにや有らむ、)和名抄染色の具に。彙名苑の注に云。茜可以染緋者也。和名阿加禰と見え。縫殿寮式。雜染用度中に。深緋。綾一疋。茜大四十斤。紫草卅斤云々と見ゆ。かゝれば。此も緋色を染るなるべし。○曾米紀賀斯流邇は。染木之汁になり。染木とは。即ち上の茜にて。其を搗たる汁にと云なり。偖茜は草なるを。木と云るは。物染るには。今の世に木草ともに。凡ては染草と云如く。古へは草をも凡て染木と云しか。(契沖は、茜を木と云むこと。いかゞなれば、若は阿多尼は、皮を剝て染りする木の名にて、其れを染木と云るにやとも云へり、○今云、内山眞龍が、出雲風土記の解に、此の曾米紀は、烏草樹なりと云るは、詳ならぬ說ながら、由有げなり、第七十三段、佐世の木の處の傳見るべし、)又は木と云は。本は植物の總名にて。草にもわたりしか。(波岐、平岐須々岐、余母岐、布々岐など草にも、伎と云名の多かるは、木と云ことにや、)○斯米許呂母遠は。染衣をなり。斯米と曾米とたゞ同言ぞ。○許斯與呂志は。此宜にて。斯は助辭なり。(與呂志てふ言の意は、萬葉考に見ゆ、)さて首より此れまでの意を括て云はゞ。今倭の國に物する裝に。色々の衣を取著て。こゝろむるに。茜に染たる緋の衣。此れぞ心にかなひて宜き。と詠給ふなり。(上に束裝とある、即ち此の緋の衣を著給へるなるべし、)偖かく裝束も宜しければ。今はとて出發なむとすと云意。言の外にこもれり。○伊刀古夜能は。妹と云む枕言と聞えたり。伊刀古とは。人を深く親睦む稱にて。伊刀富志伎子てふことなり。(古の字は、子の假字に用る此の記の例なり、)萬葉十六に。伊刀古。名兄乃君居々而物爾伊行跡波云々。八重疊平郡乃山爾。(此の古の字を今の本に、布流伎と訓たれど、いとふるき名兄の君とは云べきに非ず、殊に此れはふるきと云べき由なきをや、)とあるは。八重疊までは、平郡と云む序なるが。居々而

云々と云を思へば。年久しく同居せる者の狀なれは。名兄とは。妻の夫を云ふさまに詠る語なり。然れば夫を親睦しみて。伊刀古と云へり。また神樂歌篠波に。見之彌川久。乎見名乃與佐々也。曾禮毛加毛。加禮毛加毛。伊止己世仁。萬伊止古世仁世牟也。(御稻舂女之美乎、其哉彼哉なり、)伊止己世の世は心得ず、下なるも同じ、)とあるは。妻にせむと云意と聞え。風俗(知々良々)歌に。伊止古世乃。加止仁。天宇止乎比佐介天とあるも。親睦しくする人の門に。調度を提てと云ことなり。此れ等と彼の萬葉なるとを合せて思ふに。夫婦は殊に親睦しむ物なれば。互にぞ伊刀古と云けむ。また從父母兄弟も。本は互に親睦みて云しが。定まれる稱になれるなるべし。(師說には、寢所屋之なり、とありいかゞ、また或人は、寢床屋之寢とつゞけりと云へり、床はさても有りぬべけれど、寢のつゞきは非なり、)さて夜能は。能夜を下上に寫し誤れるか。能夜てふ例は。繼體天皇の卷の歌に。阿布美能夜。祁那能和久碁。(淡海之毛野若子なり、)とあるを始めにて。萬葉十四に。美奈刀能也。葦が中なる。古今集に。淡海のや。鏡の山をなど。なほ有り。夜は助辭なり。○伊毛能美許等は。妹命にて。此時須世理毘賣命に對ひて詔ふなり。○牟良登理能は。群鳥之にて。群往者と云む枕言なり。○和賀牟禮伊那婆は。數多の從者どもかき連て。吾群往者なり。萬葉九に。天離る夷治にと朝鳥の朝立しつゝ。群鳥の群立行ば云々。十七に無良等理能安佐太知伊奈婆云々。二十に。群鳥の伊埿多知加氐爾なども訓り。○比氣登理能は。所引鳥之なり。比氣は比加禮を切たるにて。(比伎と云とは異なり、)多くむれ居る鳥の中に。一つが飛立ば。其に引れて。餘の鳥も共に立つを云ふ。此れも枕言なり。(契沖の、引鳥にて、引くは引て還るを云。と云るは違へり、)○和賀比氣伊那婆は。吾被引往者なり。かの數多の從者共の裝立るに引れ往を云。(源氏松風卷に、さわがしきに引れて出給ふ、とあるも、人々のさわぎ立て、引率行に引れて行くこゝろ、此とよく似たり、或る人の說に、鳥を取るに、食鳥を出しおけば、それに引れて、友鳥の集るが比氣鳥なり、男は女、女

は男に引るゝなり、と云るは此に叶はず。)萬葉六に。寧樂京を。山背久邇都に遷されし時の歌に。皇の引の。まにく。春花のうつろひ易く。村鳥の。且立往ば云々。(引きのまにくとは、此は京を引遷し給ふを云に非ず、引率て往給ふまにく、と云ことなり、次に引く哥と合せて心得よ。)十九に。麻須良乎能。比伎能麻爾麻爾。之奈謝可流。古之地乎左之氐云々。これら引率て往まにく引かれ往を云へり。○那迦士登波。那波伊布登母は。不泣者汝者雖言なり。○夜麻登能は山處之なるべし。また山本之にても有むか、倭の國之と云には非じ、其の故は、此處に留り給ふ人のうへを、差て行くあなたの倭の物にたとへ云むこといかゞ、また薄は、いつこにもく多かる物なるを、出雲にして、遠き倭のを云むことも由なく、また菜野とか、菜の山のとか云ば、似つかはしかりなむを、遥く倭の薄とは、殊なる名産などならばこそ有め、さらではいかでか云はむ。)○比登母登須々伎は。一須本薄なり。(今の世に、此の名負へる一種あれど、其には非ず、たゞ一本づゝ立るを云、)和名抄に。爾雅に云。草聚生曰レ薄。新撰萬葉集云。花薄波奈須々木。(辨色立成云、芒和名上同、今按芒草盛也、見ニ唐韻ニ。)とあり。神功皇后紀。仁德天皇紀などには荻を須々伎と訓り。夫木集薄の歌の中に。兼輔卿。むらさきの一本すゝき云々。(家集には、二の句一本菊にとあり、)高津宮段の大御歌に。夜多能比登母登須宜波。拾遺集物の名に。一本菊もあり。○宇那加夫斯は項傾なり。和名抄に。陸詞か云。項頸後也。和名宇奈之。神代紀に。頗傾此云ニ歌矛志ニとあり。(俗に、物の下より上の勝て、傾くを加夫と云ふ是なり、)此は項を垂傾くるにて。泣さまを云。(さて上に一本薄と置るは、一本立るから、傾く意に連たり、天智紀に、稻のことを、垂穎而熟とあり、)○那賀那加佐麻久は。汝之將泣なり。(那加麻久と云ふべきをかく云は、那久を那加須といふ、須の活用の佐なり、)上も此も汝は須世理毘賣を指り。麻久は牟と云と同意にて。麻志と一つ辭なるを。下に語を續むとて。麻久と活し云なり。(可なども、下につゞくときは、辨久と云と同格なり善無などを、與久、那久と云

もおなじ）○阿佐阿米能は。朝雨之なり。○佐疑理遍多々牟叙は。佐霧に將起ぞにて。四言二句なり。（今云、なほ此の二句に附きて論あり、記傳に就て見べし）さて右三句の意は。汝が泣む其の涙は。朝雨の如く。（また朝雨は、只霧を云む爲のみにてもあるべし）歎息は。狹霧に起む物ぞと云へるなり。（なげきは、長息を約めたる言にて、長くつく息なり）息の霧に立つと云は。萬葉五に。「大野山紀利多知和多流和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀利多知和多流。十五にも「君之由久海邊乃夜杼爾奇利多々婆。安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢。とあり。（また同卷に「秋佐良婆 安比見牟毛能乎、奈爾之可母、奇里爾多都倍久、奈氣伎之麻佐牟、ともあり、源氏明石卷に、「歎きつゝあかしの浦に朝霧の、立つやと人を思ひやる哉）また涙を雨に云るは。萬葉三に。吾泣涙有間山。雲居輕引。此雨爾零寸八などあり。儕那迦士登波云々より。汝までの意を括て云はゞ。今吾離別て倭へ往ば。今こそは。心強く泣じと云とも。必す吾を戀偲びて。痛く泣つゝ歎かむぞと云へるなり。○和加久佐能は。若草之なり。こは妻と云む枕言なり。冠辭考に云。萬葉九に。（河内の大橋にて、獨ゆく娘子を）若草乃夫香有良武。十に。稚草乃妻手枕跡云々。仁賢天皇紀に。弱草吾夫阿怜矣。（古者以弱草喩夫婦。故以弱草爲夫）とも見ゆ。こは春の若草は。愛しく美まるゝ物なれば。夫婦に譬へたり。（そは萬葉三に、春草之益目頰四寸、吾於富吉美可聞、これ右に云が如し、十一に、若草乃新手枕乎卷始而云々、若草は新しき草なれば、女と新枕まくに云かけつ、なほ十三に、若草乃思就西君自二云々、十四に。於毛思路伎、野乎婆奈夜吉曾、布流久左爾、仁比久佐麻自利、於非波於布流柯爾、などよめり）○都麻能美許登は。妻之命にて。是も須世理毘賣命を指り。○其后とは上の嫡后を指り。○大御酒坏は。大御佐加豆伎と訓べし。萬葉にも。佐加豆伎とあり。名の義は此に書る如く。酒を盛る坏なり。坏は。かゝる器の總名ぞ。和名抄瓦器類に。兼名苑云。盃一名巵。盃亦作杯。和名佐賀都木。方言注云。盞盃之最小者也。和名同上とあり。（杯は坏とは別なり）○

指擧は。佐々宜と訓べし。即ち佐志阿宜を約たる言にて。此の字の意なり。朝倉宮段にも、三重の婇、指擧大御盞以献とあり）○夜知富許能は。八千矛之なり。○加微能美許登夜。夜は助辭にて。與と云はむが如し。○阿賀淤富久邇。句）奴斯許曾波。阿賀は親みて吾と云也。さて此の大國主も。御名には非ず。（上の爲大國主神とある處に云る意なり）許曾波は辭なり。○遠邇伊麻世婆は。男に坐者り。○宇知微流は打見るにて。打は萬の事に添へ云言なり。○斯麻能佐伎邪伎は。島之崎々なり。（萬葉六に、島乃埼々隈毛不置、十三に、八十島之、島之埼邪伎などあり）○加伎微流は。掻見にて。掻も上の打と同く。添へ云ふ言なり。（但し打は、常にひろく萬つに云ひ、掻は、たゞ手して爲事にのみ云が如くなれども、打も本は手して爲る事なれば、同じことなるべし、掻曇、掻絶などは、手の事ならねど添いへるをや）さて打見る掻見るともに。見渡す處を云へり。○伊蘇能佐伎淤知受は。（八言にて所謂字餘の格なり）磯之崎不落なり。萬葉三に。磯前榜手回行者。（今本にイソザキヲ、と訓るはわろし）六に付將賜。嶋之埼前依將賜。磯乃埼前。十九に。佐之與良牟。礎乃崎々などあり。（式に、因幡國八上郡に、伊蘇乃佐只神社と云も見ゆ）淤知受は。漏さずなり。新年祭の祝詞に。島之八十島墜事無。萬葉一に。寐夜不落。また川隈之八十阿不落。四に。蓋世流衣之針目不落など。猶多かり。（さて契冲が云く、上の島崎々は、崎々と云に、崎毎と云意あり、今は磯之崎とのみ云ふ故に、落ずと云へり、また此不落にて、島之崎々不落と、前をも兼べしと云へり）○都麻母多勢良米は。妻將持有なり。牟と云べきを米と云へるは。上の許曾に應ふるなり。（さて母多須良米と云ずして、母多勢良米と云るは、持せり持せるなど云、下の理流を良に活かしたるにて、これらは萬葉に、必ず有の字を添て書く、言づかひの格なり、故に此時は、良は持有と有字に當れり、また母多須良米のときは、たゞ持らめと云と同じければ、良は下に屬て、良米と云辭なり、此の差をよく考ふべし、）○阿波母與。阿波は吾者にて。母與は助辭なり。清寧天皇紀

大御歌に。如底喩羅倶慕與。また於岐毎慕與。(置目は人の名なり、)萬葉一に。籠毛與などあり。(また此れを毛夜とも云り、萬葉二に、吾者毛也とある、此と同じ、)〇賣邇斯硘禮婆は、女にし在者なり。斯は助辭な　。萬葉三に手弱寸女有者などもあり。(今の本の訓誤れり、)〇那遠伎氏は。契沖云除汝面なり。於伎と有るべきを。於を略けり。今の俗に袁久とかけば。汝除と。辭無に詔へるか。と思ふべけれど然に非ず。置は於久の假字なりと云り。(置の於を省く例は、日置玉置など、常多かる中に、此は殊に遠に於の響あれば更なり、)神樂歌楠春に。和禮乎支天不多川萬止留也(除我而、取妻やなり、)風俗の歌に。木見乎支天云云など有るも同格なり。(此風俗なるは、一本には、木三乎於木天、とあり、)〇遠波那志は、夫者無なり。〇都麻波那斯も。夫者無なり。古へ者夫婦たがひに都麻と云しことは。云も更なり。(仁賢天皇の紀に、吾夫怐怜矣。此云阿我圖摩播耶。萬葉九に、若草之夫香有良武、これら即ち夫の字を書り、都麻と云稱は今の俗言に、都禮阿比と云にあたれり、)さて初めより此までの意を。總ていはゞ。汝命こそは、男にて坐しませば。嶋の崎々。礒の崎々。いづこにも〳〵。遺る處なく、妻を持て御坐らめ。吾は女なれば。汝命を除て他に夫は無しと云て。(萬葉十四に、「うなばらのねやはらこすげあまたあれば、君は忘らすわれわするれや、と云は、一首の意此に似たり、)　如此れば。今汝命の。如見棄て他國に往坐なば。吾は頼むかた無ければ。何爲むと。別を悲哀て。今よりは。さかなく嫉妬することも爲じ。倭に往坐ことを思し止り賜へ。と云意を。此の間に含めたり。(さて然此處に留り住賜はゞ、今より夫婦むつまかに、語相を爲してむと云意を、此れより下に述たるなり、)〇阿夜加伎能は文垣之にて。文とは物の形畫き。彩色などせるを云なるべし。又は綾にも有べし。(綾としては、疑もあるべく、また其を解くべき由もあれど、此には略きつ、)垣は帷帳などを云なるべし。大神宮儀式に衣垣曳氐とあるも。絁を垣の如く引延隔つるを云へるに。準へて知べし。凡て加伎は。内外を隔限る由の名なれば。何にても云べきなり。

(契沖は、文垣にて、垣をさま〴〵に彩たるを云かと云ひ、師はくみ垣なりと云はれつれど、垣にては此にかなひがたし、其故は、垣の下にと云ては、戸外の庭に寢るになるなり、かの妻ごみに。八重垣作るなどゝは、其さま等からぬをや、○今云、なほ記傳に論あり見べし)○布波夜賀斯多爾とは。俗の言に布波理とも。布波布波とも云ふ詞にて。此には床の周に帷帳などの襴の。布波理と掛りたる下にと云へるなり。○牟斯夫須は蒸被にて。暖なるよしの稱なり。(凡て牟須と云言は、物をあたゝむるが本義にて、必しも甚熱くするをのみ云には非ず、然るを契沖が・牟斯被の名は、暖なること、蒸が如くなる故に云か、と云るは、似たることながら、言の本の義をきはめずして、蒸の字にすがりたる末の意なり、また裁縫の樣に依れる別名か、ともいへれど然にはあらじ。)○爾古夜賀斯多爾は。柔之下になり。爾古夜は。爾古夜加なるを。加を省るは煩曾多和夜(古事記中卷に)と云へるも細多和夜加なると云ことなるに準ふべし。と契沖云ひき。萬葉四に。蒸被奈胡也我下丹雖臥。(契沖云。この蒸被を、昔より阿都夫須萬と訓るは、今の御歌に依る誤なり、さて爾と那と通へば、二句今と全同じ。)○多久夫須麻は、栲被なり。栲は栲の布にて。木綿と同物なり。(今云、此布のことは、既に第七十六段の傳に注へりき。)○佐夜具賀斯多爾は、さやさやとさやめく下になるべし。(源氏物語などに、衣の音なひそよ〳〵と、など有に同じ。)また契沖云。清之下になり。佐夜具と云に二つあり。騷ぐに通ずると。清潔となり。今はさやけき方なり。はやけきは清きなり。身を清むるを。日本紀に。潔の字を書きて。佐夜米伎と訓りと云り。(師云、佐夜具は、さはやかなるを云と云れき。)神武天皇の大御歌に。菅疊いやさや敷て。とある佐夜も清潔なり。(但しさやけき意ならば、上の例に、佐波夜が下にと云べきに、然は云はで、佐夜具と云へる言の勢ひを思ふに、なほさや〳〵と、さやめく方なるべきか。)さて此の次の九句は。前の歌に見えたり。(但し腕と胸とを前後置き替へたり。)○伊遠斯那世は。寐を宿よと云ことなり。斯は助辭。那世は前の歌の那佐牟と同言

れるを。此は寐よと云意なる故に。世とは云へるなり。(埃嚢抄に、入を寐さするを、下﨟は、しなすと云と云へるは誤れり、たゞに那須、那佐牟などゝ多く云るにて、斯は助辭なること著きをや)さて阿夜加伎能と云より。此れまでは。永く此の國に留り給ひて　今より吾と親まかに。可美く寢給へと云ふ。其の狀を演たるなり。○登與美伎は。豐御酒なり。此は朝倉宮段。大后の御歌に多加比加流。比能美古爾。登餘美伎。多氏麻都良勢。萬葉六に。將還分日相飲酒曾。此豐御酒者。(十九にも、如此樣にあり、)また丈夫之禱豐御酒爾。吾醉爾家里。(吾の字は甚の誤か)などあるを思ふに。豐御酒は。酒を祝て云ふ稱なり。○多氏麻都良世は。獻れなり。(彌を延て良世と云は、古言の常ぞ)さて此は。御自大御酒杯を指擧てと始めにあれば。人に仰せて。獻れと詔ふには非ず。此の獻れは。飲賜へと云意にて。男神御自すゝめ賜ふ御言なり。故れ契沖が。聞飲せと云なりと注せる。よく叶へり。(右に引る朝倉宮の大后の御哥は、比能美古爾とあれば、人に仰せ賜ふときこゆ)さて飲賜へと云ことを。奉れと云は。麻韋禮と云と同意なり。麻韋流とは。他の奉るをも、自ら飲食賜ふをも。通はして云へば。奉るも其の如く通はして。自ら飲み食ひ賜ふにも云めり。續紀に。夜須美斯留和己於保支美波。多比良氣久。那何久伊末之氏。等與美岐麻都流。(こは元正天皇の、聖武天皇に奉りたまふ大御哥なり)此の麻都流も獻るにて。飲たまふと云意なり。(中昔の物語書などに、衣服を、貴人に他の著せ奉るをも、奉ると云ひ、また著て坐すことをも、某を奉れりなど云り。)さて今かく御酒を勸め賜ふは。今の世の俗にいはゆる。中直りの盃の心ばへに似たり。○夜知富許能と云より。下五句は。上三首の例に據し。篤胤が私に補へるなり。其は前段の二首。また此前の御歌も共に。終の句は同じければ。此の御歌も。必しか終めたりけむを。落せること疑なし。(然るは下に、此謂二神語一とあるは、四首を總ねて、謂れる文なるを以て知られたり、猶神語哥と云ふ處に注を見るべし)○宇伎由比は、盞結にて。女神男神たがひに。御盞をさし交して。今より。長

に心變らじと結固め賜ふ契を云なり。（師は、宇伎由比は、宇氣比なりと云れつれど、宇氣比とは異なるべし）さて盞を宇伎と云へる例は。朝倉宮の段三重婇が歌。に。多麻宇伎と賦り。（玉盞なり）猶其處に云ふべし。（今云ふ、雄略天皇の卷見るべし）結は。標結などの結にて。事を定め固むる意なり。（世俗に謂ゆる、結納の由比も此の意なり、或人ゆひいれは、言入の訛なりと云は、中々にひがことなり、○和名抄に、遊牝、豆流比、俗云由比とあるは、字音か、さらずとも、こは此の由比の意には非ず）今の世までも。萬つの事を契り固むるしるしには。盃を差交すことするは。神代よりの風儀なりけり。（或人今の世の盃事とてさし交すを、甚た略式なり、本式の酒宴の狀ばかり學びてするなりと云るは、中々に非なり）○宇那賀氣理氏は。師説に。互に項に手を懸て。親く並居を云とあり。信に然るべし。（但し項に手を挂居は、言の本の意にて、必しも然爲ねども、親しく雙居るを云へるなり）萬葉十八に。多豆佐波利。宇奈我氣利爲氏。於母保之吉。許登母加多良比とある。

上下の語にて。其の意しられたり。（或人の、此の言を、天翔と一つに意得たるは、甚くひがことなり）○至今は。篤胤云。此は記傳に。解を缺れたり。故今此を解辨へむとす。其はこの今は。古事記を撰べる。安麻呂主の詞にて。當世をさせる今か。古事記の本に採れる古記に。本より有し詞か。然るにても。其の古記を記し傳へたる人の詞か。また此の故事を語り傳たる。當昔よりの詞なるを記せるか詳ならず。何にしても。永く須世理毘賣命の處に。留り住賜ふことを云り。○鎭座。（鎭を師は、志豆母理と訓れつれども、然訓べき證を未た見ねば、舊き訓の如く志豆麻理と訓べし）只々其是を常に某神某處に鎭座すと云ひなれて。其の處に坐ことゝのみ心得るは細しからず。鎭とは、他處に遷往坐ずて。其處に留り給ふ意に云ふ言なり。志豆麻理と。登杼麻理と通へり。其例は神祇官坐八神の中の玉留魂は。玉積產靈とも作て。魂を鎭むる意の御名なれば。共に多麻都米牟須毘と訓べきなり。（留の字、積とも書るを以て、ルと訓るは非なることを知べし、また祝詞に、高天

原に神留坐とあるをも、續紀の詔には、神積坐とあれば、相照して、此の留も積も共に都麻理と訓べし。)さて都麻理は留住る意なる故に。留の字を書るなり。(積はみな借字なり、積の字にて訓を知るべく、留の字にて義を知べし。)此は美麻命の此の國に降たまふに對へて。天神の降らずして。天に留まり坐すよしなれば。鎭坐と云と通へり。萬葉五。海原の邊にも奥にも神豆麻利。うしはきいます諸の大御神たち云々。此の神豆麻利も。鎭り坐すをいへり。是れにて右の義をさとるべし。(然るを、かの祝詞なる神留を、師の集會る意に解れたるは、叶はざること、此の萬葉五の神づまりと、相照して知べし、海の奥邊は、神の集まり坐べき處にあらずこは海邊、あるひ、奥なる島などに鎭り坐す神たちと云ことなるをや。)されば今此の大神は。倭へ往坐むとせしを。思止りて。何處にも往まさず。永く出雲國に留り住賜ふを云へり。(師説に、倭國に鎭り座なり、と云れしは違へり、)出雲風土記に。所造天下大神大穴持命。詔八雲立出雲國者。我靜坐國とあり。(今云

此事は、第百二十一段の本文に採れゝば、彼處をも見るべし。)日代宮段に。倭建命崩坐て。伊勢の能煩野に葬奉りしを白鳥に化て飛翔行て。河内の志幾に留り賜ふ故に。其地に御陵を作りて鎭坐しめき。と有るも。留奉る意なり。祟神を遷却ふ祝詞に。山川乃廣く清地爾遷出坐氐。神奈我良鎭坐世止。稱言竟奉るとあるも。永く其處に留りて。他へ出還り賜ふなと云意なり。(出雲國造か神賀詞に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天云々、萬葉二に、高市皇子命を葬し奉しことを、「朝毛吉木上宮乎常宮等、定奉而神隨、安定座奴、崇神天皇紀に、爰以忘貧鎭坐於和珥武鐰坂上ともあり)○神語歌。本には。神語とのみ有るを。歌の字は。篤胤が私に補へるなり。そは記傳に。御紀に。神の詔ふ御言を。神語と云へること數見ゆ大嘗祭式に。雜器者。神語曰由加物。また神語所謂八開手是也とあるなどを引て。加牟許登と訓み。彼此一に解れたれど。此は決て彼れとは別にて。此なる歌ども悉末を。許登能加多理碁登母。許遠婆。と

終たる故に。下に出る夷振思國歌など名け來し類にて。右の四首をば。殊に神語歌といひ傳へたりと所念ればなり。其は雄略天皇の卷に。三重の婇か歌。大后の御歌。天皇の大御歌ともに。末を此と同く許登能加多理碁登母。許遠婆。と終めて。此三歌者天語歌也。とあるを思ひ合すべし。（此の天語をも、師は阿麻基登と訓れつれど、阿麻賀多理と訓べし。）彼の段の歌どもは、婇が歌に天に坐す神の。天地を成し坐る古事を裡に含めて。語事もと歌へる故に。天語歌といひ。此歌どもは男女神たち。互に語事もて歌ひ給へる故に。神語歌と云なるべし。（なほ天語哥の下に注ふを見べし。）

故此大國主神。娶胸形奧津宮坐神。多紀理毘賣命而。令生給之子。味鉏高日子根神。亦名一言主神。次妹高比賣命。亦名下照比賣命。亦名謂大倉比賣命。亦名謂阿陀加夜努志多伎吉比賣命。此神之坐處。於今云多伎也。

胸形奧津宮坐云々。此の御事は。既に上に見えたり。（第三十六段の傳を見るべし。）さて大國主神の。此の神に娶賜へることを信ずして。左右に云枉るは。師の言の如く後の世の私事なり。（此の神は、須佐之男大神の直の御子、大國主神は四世孫なる故に、時代かなはずと思へるか、神代にはさること常多し、何か疑はむ。また無形の神など云、後の世の私し言を、固く守りて云にや皆非事なり。）神名式に。伯耆國會見郡に。大神山神社とあるは。出雲風土記に。火神岳とある山の社にて。此の岳は謂ゆる伯耆大山なるが。（此山のことは、既に第七十六段に、委く注せるを見るべし。）此社に並べて式に。胸形神社を擧られたるを思ふに。大神山は。大三輪山と訓て大國主神を祭れる社なるべし。（然るを西行が撰集抄に、伯耆の國に大山と云處に、大智の明神と申す神おはします、利益のあらたなること、實朝日の山の端に出るが如くに侍り。御本地は。地藏菩薩にておはし坐とぞ、昔俊方と云ける弓取、野に、

て鹿を狩ける程に、例よりも鹿おほくて、皆思ひの外に射留にけり。扨此の鹿どもを取むとすれば、我が持佛堂に千躰の地藏をすゑ奉りける、五寸の尊像に矢を射立て、鹿と見つるは、地藏にぞおはしける、其時傍方あさましく悲しく覺えて、地藏に取つき奉りて、泣おめきけれども、さらにかひなし、やがて手づから元どり切て、我家を堂に作りて、永く殺生を留め侍りにき、さる程に、稱德天皇の御時、社にいはひ奉れと云託宣侍りて、やがて堂を社に爲して、大智明神とぞ申侍る、利益新なれば、彼廟の砂だにも、夕にはさか上りて、朝に下りて、まゐり下向の相を示す、彼の岡の松は、明神の御方に向ひて、皆なびきける、歸依の姿を見はし侍るとかや、心なき草木砂までも、歸依し奉る事、げに有がたくぞ侍る、云々と云るは、例の佛者の說なれば、慥なる證とは爲がたし、然れど此は神靈、或は人靈などのやごとなきが、地藏に憑りて驗をあらはし、さて大智明神と齋はれたるなり、此類いと多かり、神社考にも、此說を引れたり）さて此の多紀理毘賣命に御娶てと有る

は。やがて須世理毘賣命に娶賜へるを云り。其の由次の段に注を見て知べし。○味鉏高日子根神。味は阿遲。鉏は志貴とも。須伎とも訓べし。（そは古事記に、たゞ一所に阿遲鉏と作れど多く阿遲志貴と書き、書紀に、味耜此を云ニ婀膩須岐一と見え、同紀の哥、また出雲の國の造か神賀詞同國風土記、神名式などに、みな須伎と有て、志賀とは無れど、古事記に志賀とのみ有れば、師の言の如く、鉏を古へは、須伎とも志伎とも通はして云しなるべし、今も秋田人などは耜をシキと云り、）御名の義は師說に。いまだ思ひ得ねど。試に云はゞ。阿遲は可美と同意にて稱名。（式に、攝津國東生郡、阿遲速雄神社と云ふもあり、）志貴は磯城にて。石して築たる城の固きを以て。賀たる名にや。（懿德天皇の御名、大倭日子鉏友命、御同母弟に、師木津日子命あり、鉏友の鉏、師木津日子の師木と一つなるべし、また崇神天皇の御子、豐城入日子命、豐鉏入日女命、御同母なり、此れも豐城の城と豐鉏の鉏と同意と聞ゆ、これら鉏を磯城とする據なり師木をも、書紀には磯城とかけり、此意なり）

高日子根は天津日子根など丶同し稱名なり。（出雲風土記には、多く根の字を省きてかけり。）〇一言主神。この御名の義は。雄略天皇卷四年二月の處に委く注ふべし。扨こを味鉏高日子根神の亦の名と定めたることは、土佐國風土記に、土佐高賀茂大神爲一言主尊。一說曰大穴六道尊子、味鉏高彥根尊、と有るに據れること、微に云へるが如し、師は此說を非なりと云れつれど精からず、此れも雄略天皇卷に、委く注ふを見て知べし。）〇高比賣命。名の義。師云。兄の神の高日子に對へて異なる事なし。（陽成天皇紀、元慶七年十二月、伯耆國正六位上、天照高日女神授從五位下。とあるは此神にや。）〇下照比賣命。（照を古事記に、或は光とも作り。）容貌の美麗を云へるか。（今一つの考もあり、そは第百七段の傳に云べし。）〇大倉比賣命。こを下照比賣命の亦の名と定めたる由は。舊事紀に。下照姬命坐倭國葛上郡雲櫛社と ある社は。神名式に。葛上郡大倉比賣神社。（一名雲櫛社。）と有るにて論なし。（此社は、今巨勢

の河合村と云に在て、宇久比須宮と號ふと、或書に云へり。）名の義はいまだ思ひ得ず。〇阿陀加夜努志多伎吉比賣命。此を下照姬命の亦の名と知れる由は。まづ出雲風土記に。神門郡多伎の鄕は。郡家南西卅里。所造天下大神之御子。阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之。故云多吉。（神龜三年改字多吉。）とあり。眞龍か解に。此は決めて高比賣なり。阿陀加夜努志は。大高屋主なり。（阿と於と通へり。）景行天皇紀に。日向高屋宮と云もありて。宮造は高きを宜とす。多伎吉は。御母の名多紀理と同じ。（多紀は、水の速を云て、多紀理、多紀都、多伎吉、みな同意なり。）と云へる實然説なり。〇多伎の鄕は。風土記抄に。併奧田儀村。口田儀村。多伎村等以爲一鄕也云々。多伎村加夜堂。有多伎吉比賣神社と見ゆ。風土記に。並在神祇官と云へる社等の中に。保乃加社の次に。多吉の社とあるは。神名式に。多伎の神社とあり。（風土記抄に、多伎驛、多伎大神也とあり、）多支枳社とあるは。式に多伎藝神社とあり。（風土記抄に、在田伎鄕田儀村大須大

明神と云るは然說なれど、祭神を、神魂命子午日命と云るは、眞龍が辨へたる如く非ことなり）此布知社の次に。多吉社とあるは。式に上に擧たる多伎神社の次に。同社は大穴持神社とある社なり。（風土記抄に、多伎驛多伎大明神、併兩社爲一社とあり、眞龍云、按に大穴持神と、多伎吉比賣命なり）また不在神祇官とある社の中にも、多支社。（抄に多伎鄉須奈谷大明神也とあり）多支々社と有り。何も此の比賣神なるべし。

故其味鉏高日子根命。迄御鬚八握生。御辭不通。晝夜甚哭坐矣。仍造高屋而令坐之。建高橋而登降養奉之。其處云高岸。亦御祖命。御子乘船而。率巡八十島而雖宇良加志給。猶不止哭坐矣。於是大神。告御子之哭由而。夢願坐。則夜夢見御子辭通矣。寤而問之時。白御津矣。何處然云問之則。即立去御祖命之御前。出坐而。至留石川度坂上而。此處也白給矣。爾時。汲出其津之水而。御身沐浴矣。故其處云三津。即有正倉。故國造。奏神吉事。參向朝廷時。汲出其水而用之。依此今妊婦者。不食彼村之稻。若食則所生之子不言也。

此の段は。出雲風土記なる高岸ノ鄕。三津ノ鄕の故事を採合せて記せること。既に微に云へるが如し。○御鬚八握生云々は。須佐之男大神の御事を。八拳須至于心前哭伊佐知恚矣と見え（第三十段の傳見べし）垂仁天皇の御子。火牟智別王。既及三十而雖生垂八掬鬚、猶常如兒泣而不間眞言とあるに相似たる事なり。○高橋は今の俗に。階子と云物と通えたり（垂仁天皇卷八十七年の處に、梯とあるも是なり）○養奉之は。此多斯麻都理伎と訓べし。玉垣宮の段に。日足奉とある。此の字の意なり。（委くは第百六十三段に注せり）○高岸は。風土記に。神門郡高岸鄕は。郡家東北二里とあり。（和名抄には、神門の郡に

高岸鄕あり、今の本に、高を商に誤れり、風土記抄に、俗云高西地邊、併西天神村、東北渡橋村中阿利原以爲高岸鄕。今入鹽谷村中と云へり。）○御祖命は。御母多紀理毘賣命を申す。（御母を御祖と申す由は、第八十一段に注せり。）○八十島とは、上に島之八十島とも有る如く。多かる島々を云。率巡るとは。垂仁天皇の卷に。本牟智和氣の御子の事を。率遊其御子之狀者。在於尾張之相津二俣椙。作二俣小舟而云々。とあるに同じ。（宇良加志は。明宮の段に。天皇宇羅宜是所獻之大御酒而御歌曰云々。若櫻宮の段に。於大御酒宇良宜而。大御寢坐也。とある宇良宜と同言にて。師說の如く。すゞろに心おもしろく。浮立を云と聞ゆるが。宇良は心。宜は活辭なるべし。（眞龍か解に、此の宇良加志を、舟にてゆらがす意に解るは非なり。）さて宇良宜は。おのづから然るを云ひ。宇良加志は。令宇良宜を云て。此は哭を止て。宇羅宜給ふべくするなり。（契冲が雜々記に、世に幼き兒を、てうらかすと云も、此の宇良加志に手を加へて云にや、日本紀に、

推の字をウラカスと訓り、テウラカスと云も、此に同じきにやと云り。）○大神とは。大國主神を申せり。○告御子之哭由而は。天神たちに告賜ふなり。○夢顯坐とは。御子之哭由を。御夢に誨賜へと。願き坐るなり。（崇神天皇の御代に、天の下の作りと作る物の。一種も登ざりしかば。百物知人たちに、何なる神の御心といふ事を、卜はしめ給ふに。出る神の御心も無りしかば。忌殿に御隱り坐て、御夢の告を請給へるなど、即ち神代に早く、大國主神の始め置たまへる神事なりけり。（神武天皇倭に征入給ふ時に、賊軍強かりしかは、御寢まして天神に、御夢の誨しを請給ひき。）○則夜は。其能余と訓べし。○夢見御子辭通矣は。やがて天神たちの御靈威に依てなり。○寤而問之は。御子に。大國主神の問給ふなり。○白御津矣は。大國主神に。御子の答へ給ふ御言なり。但しかく白し給ふ時は。いまだ御津てふ地の名なき時なれば。たゞ津を稱へて。御津と詔へるなり。○何處然云と問給へるも。大國主神なり。○御祖命の御前を立ち去り出て坐してとは。其の御膝

の邊に馴遊び居給ひけむか。御父神のしか問給ふ故に。其の津を指をしへ白さむとて。立去出坐せるなり。○至留石川度坂上而云々。石川度りとは。石川を向へ度る由には非ず。石川邊の義にて。其川の邊なる坂の上に至り留り坐て。其の石川を指て。御津とは此所と詔へる由なり。(前には此の義を得ずて、本に石川度坂上至留とあるを、石川度至留坂上而、と文を成たりしは誤りなりけり。)さて其川は。眞龍か解に。仁多郡戀山。郡家正南廿三里。古老傳云。和邇戀阿伊村坐神玉日女命而上到。爾時玉日女命以石塞川不得會所戀。故云戀山とある。(今云、此山を抄に、俗呼云舌振山とあり) 阿伊村は。三津郷中なり。戀山より落る水を。阿伊川といふ。此川なるべしと云り。(こは猶よく考ふべし。) ○其津とは。上に謂ゆる石川なり。偖其の水を汲出て。御身を沐浴給へるは即ち禊なり。○三津は。風土記に。仁多郡三津郷　郡家西南廿五里。大神大穴持命御子。阿遲須枳高日子命云々。故云三津。(神龜三年改字三澤) とあり。(この云々と切めたるは、即此に採れる傳なり、) 和名抄に。三澤郷と見ゆ。(風土記抄に、併湯村、槻屋、北原、尾原、石村、比羅田、鴨倉、上鴨倉、四日市、原田、鞍挂、乙社、大吉、川内、三成、堅田、大谷、高尾、大馬來、小馬來、下河井、上河井等廿三所為三澤とあり。) ○即有正倉とは。風土記に。同郡の在神祇官とある。社に貳澤社とある是なり。(風土記抄に。祀阿遲須伎高日子命曰大森大明神在三澤郷原田村といへり、本は三津社と稱けむを、此も神龜三年に、三澤とは改められけむ、) 神名式にも。三澤神社とあり。(淸和天皇紀に、貞觀十三年十　月十日、出雲國從五位上御澤神に正五位下とあり、小朝熊神鏡沙汰文に、永保三年閏六月十五日、出雲國司言上云。鎭守水澤明神御正體失坐者、同月二十日宣旨云、宜仰國司祈請重經言上といふ事も見ゆ、) さて此神の。かく哭坐ることは。本牟智和氣御子の。出雲大神の御祟にて。哭坐るに準へて思へば。他神の祟りにや有けむ。(眞龍の說に、强言なから三津は、斐伊川上にて、手名椎足名椎の神の住る

處なり、彼の神の舊地の祭祀も、後に廢れたるを祟りて、此の御子に事起したるかと云り。）○國造とは出雲國のなり。（委くは第三十八段の傳に注せるを見べし。）○神吉事は。加牟余基登と訓べし。延喜式八卷の末に載られたる。出雲國造か神賀詞を云ふ。此詞を奏しに。朝廷に參向ること。元正天皇紀に。靈龜二年二月丁己。出雲國造外正七位上出雲臣果安齋竟奏神賀事。云々と有を始めて。次々に見えたり。（但し國史に見えたる處は、かく後なれど、奏し來れるは、是より遙に上つ代なりけむ事は、云も更なるを、常の定まれる事なりし故に、記し洩され國史に記されたる時は、却りて時々、其の事の無りしことも有ける世にぞ有む、なほ此の詞を奏す儀式など、凡て此の賀詞のことは、師の神壽後釋といふ書に說盡されたり。）さて此の詞を奏しに參向る時に。其の水を用ふとは。禊祓に用ふる由なるべし。其は畏き天皇命の大御前にして。古事の大長き文なれば、奏し誤らじとの事なるべし。○姙婦者不食彼村之稻は。生子の年長るまで。哭て辭通ぬにあえなむことを忘てなり。○若食則云々は。果して高日子根命の御事にあえて。言語ざる由なり。是に依れば多紀理毘賣命は。高日子根命を姙み賜へる間に。此村の稻を食賜へる故に。生坐る御子の言通さゞりし如く思はるれど然らず。彼の御子の哭坐て言語給はざりしは。他神の祟なるが。それ三津鄉にての事なりし故に。姙める婦此村の稻を食へば。彼に似りて。然る事の有になも有ける。

故是味鉏高日子根命之后。天御梶日女命。産給多伎都比古命之時來坐多吉村而敎曰。汝命御祖之向位也欲生此處宜也詔矣。神名樋山之西。有高一丈周一丈許之石神。亦側有百餘許之小石神。其所謂石神者。即多伎都比古命之御魂也。旱乞雨時。必令零也。亦子鹽冶毘古命之坐處云止屋。此神之子。謂燒太刀火守大穗日

子命。天御梶日女命。こは誰神の御女と云ことも。御名の義も未た考へ得ず。（若くは天石門別神の御女。天津羽々神と同神には非らざるか、と思ふ由あり。そは第百十七段の傳に注を見べし、眞龍が歸に、赤衾伊努大住日子佐別命と、高日子根命とを同神とし。日子佐別命の后、天甕津日女命と、此の御梶日女命とを同神と爲たるは、いたく非ことなり。）○多伎都比古命。名の義下に云べし。○多吉村は。一本に多久村とあり。楯縫郡楯縫郷に在り。今は多久村と云とぞ。○教曰は。多伎都比古命。いまだ生坐さず。御腹内に坐すに詔ふなり。（神功皇后の、韓を征給ふとき、其御腹なる御子の、生坐むとせしかば、石を御裳の腰に挿みて、事竟て還らむ日に、生坐せと詔へるに同じ意ばへなり）○汝命は。那賀美許登と訓べし。（賀は之の意なり、委くは第二十九段の傳に注せり、）○汝命御祖とは。此は御祖父母。大國主神。多紀理毘賣命を云べし。（祖の字一本に祉とあれど、依がたく所思ゆ）○向位は詳ならねど。多久村の邊に當昔御祖二柱の御屋の有けむが。今御子産むと爲給ふ處は。其の御屋に。直に向へる位なれば。此處にて産むと欲ふ。と詔へる趣に通ゆれば、牟加比久良と訓つ。（もし此の考の如くは、御祖神たちの、御子多く生給へるが、甚易らかに生坐ることを思して、似給はむの御意にや有けむ）さて多伎都比古と申す御名は。御祖母の御名を取給へるなるべし。（多伎てふ地の名に依れるかとも思へど、地名は此名に依れるにて末なるべし）○神名樋山は。本書に。楯縫郡神名樋山。郡家東北六里一百六十歩。高一百二十丈五尺。周二十一里一百八十歩とあり。凡て出雲風土記に。神名備山と云山三所にあり。（出雲郡と此と、秋鹿郡となり）さて神奈備とは。岡部翁の説に。神の毛理なり。毛理の約美にて。神奈美なるを。通はして。備と云るなりとあり。（委くは、第百二十段の傳に注ふを見べし）然れば此の山は。多伎都比古命の坐社なる故に。かく名たるなり。（出雲郡なるは、伎比佐加美高日子命社あり、秋鹿郡なるは、佐太大神社の在をも、思ひ合すべ

し〕〇一丈は。比登都惠と訓べし。丈と云は。もと杖を以て。物の長さを度りしより出たる名なり。(委くは、景行天皇卷の始めに注ふを見よ、)〇石神は。伊波賀微と訓べし。文德天皇紀齊衡三年十二月の處に。常陸國鹿島の磯に依來坐る。大奈母知。少比古奈命の御魂の石神。また能登國羽咋郡に坐す。大穴持神像石神社。宿那彥神像石神社など有るは。神像なせる石にて。神の御魂の化れると聞ゆるを。此なるは高と云ひ。周と云へるを思ふに。神像なせりとは聞えず。本より由有けむ石に。御魂を留め給へる物と通えたり。(風土記抄に、神名樋山、楯縫鄉多久村山名也、此山頂、石神今猶在矣。と見えたり、高一丈、周一丈とある石神は、多伎都比古命の御魂を留給へるなるべく、百餘許の小石神は、從ひ奉る神等の御魂を留めたるにぞ有べき、)さて風土記に。在二神祇官一とある社の中に。多久社と云あり。(抄に楯縫鄉多久村、大市禰大神也とあり、)神名式に。多久神社とある是なり。多伎都比古命の御社なること云も更なり。(抄に、今は大市禰大神と申すよし云るに付て、眞龍が、大山津見神の御女、神大市比賣を引つけ、また天瑞津日女命かとも云るは、甚じき非なり、)〇鹽冶毘古命。鹽冶は。地の名の止屋に依て。夜牟夜と訓べし。字音を用ひたるなり。御母は知るべからず。名の義もいまだ思ひ得ず。(地の名は、神の名によりて負たるなり、眞龍が解に、多伎都比古命亦名かと云るは非なり、)〇止屋は本書に。神門郡鹽冶鄉。郡家東北六里。阿遲須枳高日子命御子。鹽冶毘古命坐之。故云二止屋一。(神龜三年改二字鹽冶一)とあり。和名抄にも鹽冶と見ゆ。(風土記抄に、併二鹽冶内、只谷、今市、大津、北者、武志、大塚、渡橋等一、以爲二鹽冶鄉一、武志者、多藝志小濱也といへり、)〇燒太刀火守大穗日子命。燒太刀は。太刀に及と云があれば。火に係たる發語なり。萬葉四に。絕と云はゞ。和備しみせむと燒太刀乃。隔付ふ事は幸くや吾君。(岡部翁云、こは太刀は鞘を隔て、身に付て佩ものなるを、思ふ人の、住む里の近けれど、隔て逢ぬに譬へたり、)十四に。夜岐多知乎刀奈美能勢伎爾云々。(岡部翁云、こは、多知乎とあれば、磨と連

けしなり。〕二十に。「安佐欲比爾。彌能未之奈氣婆。夜伎多知能。刀其己呂毛安禮波。於母比加彌都毛。(岡部翁云、こは刃の利を、人の心の敏に云かけて、物思ふに、敏心もうせてたづきも知ずしてのみ作るといふなり。)など連たり。燒太刀としも云は、太刀に。燒刃して作ればなり。(大祓の詞に。燒鎌乃敏鎌とも云へり。)火守とは。此の神火を守り賜ふ由有りて負坐けむ。大穗とは。火の穗に依れる稱か。(なほ第百四十五段、出雲國阿菩大神の下に云るを合せ考ふべし。)さて神名式に。神門の郡に。鹽冶日子命の御子。燒太刀火守大穗日子命神社とあり。(常の印本に、火守の字を脫し、大を天に誤れり、今は古本に依て補へり。)此社を。今も火守神社と云とぞ。上田百樹云、今も出雲國造は別火なるが、其の火はもと天上の火にて、今も傳へたりと云へば、火守神は、其火に由ある神なるべし。)なほ式に。同郡に。鹽冶神社。鹽冶比古神社。鹽冶比古麻由彌能神社など三社あり。風土記同郡に。並在神祇官と云へる社の中に。夜牟夜社と云が三社あるは是なるべし。然るに。燒太刀火守大穗日子命社と云は見えず。不在神祇官とある社等の中に。鹽夜社。火守社。同鹽夜社と並べ載たり。然れば式なる燒太刀火守大穗日子命神社は。この火守社を風土記を進れる天平五年よりは後に。官帳に列られしなり。(風土記抄に、右六社、何れも鹽谷鄉中に在て、只谷大明神、今市山王、朝倉大明神、石塚大明神、大津龍王、同所の辨才天など申すと云へり。)

大國主神。亦娶邊津宮坐神。高津比賣命。亦名神屋楯比賣命。而。令生給之子。積羽八重言代主神。次妹高照比賣命。亦將御合須佐之男命之御女。八野若比賣命而。令造屋之地云八野。亦娶高志之沼河比賣命而。令生給之子。謂御穗須須美命。亦名健御名方神。此神之所坐之地云美保。亦子山代

日子命之坐處云山代。即有正倉。亦子若布都主命之。御狩爲坐之時。於大野鄉西山。令立狩人而。追之猪。至北山之河内谷而。其猪之跡失焉。爾時。自然哉。猪之跡失焉詔之。故其處云内野矣。今云大野者訛也。亦此神。天御領田之長供奉而。坐之鄉云美談。即有正倉。此大國主神之御子。凡有百八十一神矣。以十五柱爲珍子而。天下四方國人等。令感蒙恩賴矣。

邊津宮は。胸形の邊津宮なり。高津比賣命は即ち多岐都比賣命なり。此の御事も既に上に見えたり。(第三十六段の傳見るべし。)○神屋楯比賣命。名の義は。師云屋楯は。彌高照の省りたるにや。(言代主神の妹に、高照比賣命あり、御母の名と似たることは、古傳に例多かり)または楯は明宮の段の大御歌に。娘子を美て。宇斯呂傳波。袁陀氏呂迦毛。とよませ給へる如く。姿を美辭たる名にもや。(阿波國勝浦郡に、事代主神社、また建嶋女祖命神社あり、由ありげに聞ゆる故に擧つ。)○積羽八重言代主神。(積羽は舊事紀に、都味齒とあるに依て訓べし。)御名の意は末に注べし。(第百十七段、此の神の隱り坐す處の傳見るべし。)○高照比賣命。(此の御名を、本書舊事紀に、高照光姫大神命とある照光は、上なる下照比賣をも、古事記に、下光比賣とも作て二字ともに、一字放ちて、氏流に借たる字なる故に、高照姫とも、高光姫とも有けむを、傍に挍し置たるを、誤りて二字共に書たるなり、某姫大神命と云こと例なければ、大神の二字は、決めて衍りて入たるなり、故今刪去つ。)御名の義。下照比賣と申す御名と同く。容貌の美麗を云なるべし。(地神本紀に、此神を坐倭國葛上郡御歲神社と云るは心得ず、若くは由ありて、相殿などに坐すよしにや。)さて三女神とて。多紀理毘賣命。狹依毘賣命。(亦名市杵島比賣命。)多岐都比賣命。(亦名高津比賣命)

と御名は三に。變り。三柱に御身を分り坐こととも有れど。實は上に云へる如く。須世理毘賣命一柱に坐ませば。娶多紀理毘賣命而云々。娶高津比賣命而云々。と御名は替たれど。實は須世理毘賣命に御合て生れ坐るなり。是に就て熟々思へば味鉏高日子根神と。言代主神と同神。下照比賣と高照比賣とも同神にて。共に須世理毘賣命の生坐るなりけり。(そは此の比賣神は、須佐之男大神の御言に、嫡后としてと詔ひ。大國主神に御合坐る事は、幽き契あることなるを、御子生給はで有べきかは、大國主神の御子は、百八十一神とある中に、言代主神は、御長子と通ゆるをや、然れども此は、人の甚く驚くことなる故に。まづ姑く本書にならひて文を成し、系圖をも、本にならひ圖して、今此の傳に辨ふるなりけり。)其はまづ言代主神は。御父大神の御言にも。八重事代主神。爲神之御尾前而仕奉則。不有違神と詔へるばかりの。御稜威ある神なるに。出雲風土記に。餘御子神たちの事は多く見えたるに。言代主神の事とては一事だになく。御名もかつて見えず。また高日子根神の事は。出雲風土記に多く傳はり。記紀ともに天稚日子段を見れば。高日子根神は御稜威いみじき神なるに。皇美麻命の天降坐むとする時に。經津主神。武甕槌神降り賜ひて。大國主神に問給ふに。言代主神に問て。報命さむと白し賜ひ。言代主神避奉り給へる後に。亦有可白子乎と問はせるに。健御名方神あり。此を除ては無し。と詔へるを思ふべし。高日子根神。言代主神と別神に坐まさば。高日子根神ありと詔はで有べきか。是を以て同神なる事を思ひ定むべし。(是に依て考ふるに。阿遲須枳高日子命と申す御名は、元よりの御名なる故に、出雲風土記に、此名をもて故事どもを語り傳へ、言代主神と申す御名は、皇美麻命に、御國を避り奉り賜ふ事につきて、負坐る御名なる故に、風土記には其事無れば、此の御名のなきにぞ有ける、記紀ともに、天稚日子段には、高日子根神と申す御名をもて傳はり、國避の段にては、共に言代主神と申す御名なるを熟思ひて古傳の正きことをも辨ふべし、例を云はゞ、天兒屋命、天思兼神と同神なるを、常には兒屋命と申

す御名をもて傳へ。思慮の事に用ある處にのみ、思兼神と申す御名をもて、記し傳へたるをも思ふべし）また是より及て考ふるに。下照比賣。高照比賣同神なること。此れまた論ひなし。其は此神の容貌の美麗きを。高照下照と對へて稱しならむ。（そは邇々藝命の御名の、天饒國饒などの類なり）然れば高比賣ともあるは。照てふ言を落せるにて。誤れる傳へなりけり。（また前段に出たる、多伎都比古命と云御名は、御祖母多紀理毘賣命の御名によりて、負給へりと聞ゆれば。多伎理比古と負賜ふべきに、多伎都と負へるは、此も多紀理毘賣、多伎都比賣、同神なる證となるべし）また風土記意宇郡の條に、賀茂神戸、所造天下大神命之御子、阿遲須枳高日子命、坐葛城賀茂社、此神之神戸、故云鴨とあり、葛城鴨社と云は、神名式に、大和國葛上郡に、鴨都味波八重事代主神社、とある社のことなるをや）なほ言代主神の社。味鉏高日子根神の社と別稱へるに就ても。世の事識人たち。右の事を考へ得ざりし故に。いと胡亂はしき說のみ多かり。そは末に委く辨へ注ふを見よ。（第百十七段、第百二十段の傳見るべし）○八野若日女命。八は屋にて。野に屋を造り給へるより。負坐る御名なるべし。若は稱言にて例多し。此の神は須佐之男大神。誰神に御合坐て。生ましめ給へる御子と云こと知べからず。（眞龍は、神屋楯比賣命と同神かと云り、然ならむも知べからず）さて夫婦御合坐す屋を造ることは。既に注へり。（第五段の傳見るべし）○八野は。二柱の神の住給へる屋を造れる野なる故に云り。本書風土記に。神門郡八野郷。郡家正北三里二百一十步云々。故云八野とあり。（この云々と約めたるは、此に採れる傳なり）和名抄にも。八野と作り。（風土記抄に。八野白枝小山也、と見えたり）さて風土記同郡に。在神祇官と云る社の中に。矢野社とあるは。此の女神なるべし。（抄に、矢野大明神と申すと云へり）式に同郡に。八野神社とある是なり、（今屋野村と云に在り、と或書にいへり）○御穗須々美命。健御名方神。この二名下に注ふべし。（第百十八段の傳見るべし、）○美保は。風土記に。島根郡美保郷。郡家正東二十七里

一百六十四歩。所造天下大神命。娶高志國坐神。意支都久辰爲命子。俾都久辰爲命子。奴奈宜波比賣命而。令産神。御穗須々美命。是神坐矣。故云美保。とあり。（抄に、關村、稲浦、西者森山、東者雲津、諸食等爲三保郷。森山舊曰横田。則在横田社。又三保灘積十八町東、俗有言島之神處。乃事代主神住于此島歟といへり、和名抄にも美保とあり。）また同郡に。在神祇官とある社の中に美保社とあるは。神名式に。美保神社とある是なり。（風土記抄に、齋三保郷御穗須々美命、大穴持命、奴奈宜波比賣命三坐とあり。）また不在神祇官と云社の中にも。三保社あり。（抄に、並祀事代主神、同弟百八十神と云るは誤なり。）○山代日子命。御名の義。代は知の意にて。山を知給へる由など有りて。負ひ坐るにや。（國名の山代を負給へるにやとも思ひしかど然には非じ。）本書に。意宇郡山代郷。郡家西北三里一百二十歩。所造天下大神大穴持命御子。山代日子命坐。故云山代也。即有正倉とあり。（抄に山代郷、竹屋、八幡、間瀉、矢田、津田、乃木、阿手、奴佉、八村也、神明樋山麓也といへり、和名抄にも、意宇郡に山代とあり、）○即有正倉と云へる祠は。同郡に。在神祇官とある社の中に。山代社とあり。（抄に、山代郷津田村中、御山代大神也といへり）神名式に。山代神社とあるは是なり。○若布都主命。此は經津主神の。天より降りて。國巡り給へる時に。從給へる謂など有しにや。布都の義末に云べし。（第百十三段、經津主神の下の傳見べし、）○大野郷。秋鹿郡なり。下に見ゆ。○追之猪。（諸本に、猪犀とある犀は衍なり、そは下文に、二所猪とのみ有をや、）和名抄に。猪一名䝐。和名井とあり。（猪の字は西土にて。夫多てふ物に用ふ字にて。皇國に謂ゆる韋をば野猪といふなり。然れども御國にては、韋に猪の字をのみ用ひ來れり）○北山之河内谷とは同郡に。大野川。源出郡家正西一十二里磐門山。（風土記抄に。磐門山、大野郷本谷村山名也とあり）南流入于海と云川の河内なるべし。○其猪之跡生焉云々。猷は。足跡を尋て追取る物なるに。此處に至りて其跡見えず成ぬるは。自然哉云々の

御言を思ふにも。尋常の猪とは聞えねど。其由いまだ考へ得ず。(神武天皇の熊野に入坐る時に、大熊出て忽に失せ。倭建命足柄山に到り坐る時に、白き鹿の出來れる、香坂王、忍熊王の宇氣比瀉し給へる時に、大猪出て香坂王を咋たるなどは、善からぬ例なれど、此はさる事とは聞えず。)○內野は。本書風土記に。秋鹿郡大野郷。郡家正西一十里二十歩云々。(此の約めたる文を、即ち本文に採れる傳なり。)故云內野。(失ぬを內野と云るは、セとチと通へる例なり。)然今人猶誤大野號耳とあり。(和名抄にも大野とあり、風土記抄に、合於大野村、及魚瀬浦、大垣村中、高宮明神座山爲一郷といへり、)さて在神祇官とある社の中に。宇知社あり。(抄に、大野郷河內谷、大神和加布都怒志乃命也、といへり。)神名式に。內神社とある是なり。○天御領田之長は。阿米能美志呂陀乃加微。と訓べし。(前には、天をアマと訓しかど、後にはアメと訓べく考へ定めつ。)此は外に所見なけれど。試みに云はゞ。大國主神。この御國に御田を作り弘め給へるに。其本を思召坐て。天照

大御神に新嘗と獻り給ふ。御稻の田を。殊にかく號けて。此の神を其の御田の長に依し賜へるを云か。御領田は。縣といふに同じ。(縣は上田の義なること、委くは、成務天皇卷の傳に注を見べし、眞龍云、御領田とは、祝詞に、皇神能御刀代とあるに同じ。長は守頭首などの如し、領田之長とは、倭の屯田司を仁德紀に、屯田長、出雲臣之祖淤宇宿禰などあるが如し、と云へり。)○美談。本書風土記に。出雲郡美談郷。郡家正北九里二百四十歩云々。(此の約めたる文は、即本文に採れる傳なり。)即彼神坐郷中。故云三大三。(神龜三年改字美談。)即有正倉とあり。(和名抄にも美談とあり、風土抄に、美談村、與今在家村也、蓋出雲河東流後、美談、今在家、阻爲別村、遂今在家附出雲郡、美談屬楯縫郡といへり、)三大三は。師說に。御田長の由なりと云れしと。眞龍か解に見えたり。○即有正倉。この祠は。同記に。在神祇官とある社の中に。彌太彌社とある是なり。神名式には。美談神社とありて。次に。縣神社同社。和加布都努志神社と並べ擧られたり。縣

神社は。風土記に。阿我多社と出たれど。和加布都努志神社を擧ざるは。同社に坐すゆゑなり。（縣神社あるに依ても、御領田と云は、縣と同じき事は知られたり、○眞龍云、美談郷は、出雲大河、古へは伊努郷より、西の大海に流れ入しを、寛永のころ、洪水出て堤を破り、東の入海に流入る、其の時に美談郷、同社、比賣遲社、縣社、同和加布都努志神社、印波神社等、共に流れ失せて、今は跡だに知られぬよし、抄にも云り〕○大國主神之御子云々。百八十一神は。例の大凡の數を云へる如く聞ゆれど。一神とさへ云へれば。此は正しき數の傳へなり。○以二十五柱一云々。大國主神の御子神たちの。御名の見えたるは。御井神。（また木俣神とも申す、御母は、稻羽八上比賣命なり〕味鉏高日子根神。（亦名、言代主神、また一言主神とも申す〕高照比賣命。（また下照比賣命、この二柱の御母は、須世理比賣命に坐す〕御穗須々美命。（また建御名方神とも申す、御母は沼名河比賣命に坐す〕山代比古命。若布都主命。（この二柱の御母、いまだ詳ならず〕此の六柱より。餘に御名も傳らず。（但し神名式に、杵築大社の次に、同社神、大穴持御子神社、同社、大穴持御子玉江神社と云見え、意宇郡に、大穴持御子神社と云あり、また出雲郡に、大穴持海代日古神社、大穴持海代日女神社と云もあり〕百八十一神の中に。十五柱を珍子と爲し給へり。と有れば。其の十五柱は。皆卓越たる功德の神等に坐ませること。言も更なり。珍の子とは。伊邪那岐大神の生給へる神の中に。大御神と須佐之男神とを。殊に珍子と爲給へるが如し。○天下四方國とは。天の下に有ゆる萬の外つ國々を云。○御令三咸蒙二恩賴一矣とは。十五柱珍子神たちを。御國の四方なる萬の國々に斑遣して。其の國々を經營固め。種々の事をも始しめて。其の國人等に。恩賴を蒙らしめ給へるを云。然れば大國主大神の。數の比賣神を呼ひ給へる事は。御子多く生坐して。中に卓越たるを擇びて。此事に使ひ給はむとの御態なりけり。（例を云はゞ、景行天皇大八島の國中悉く撥淸め、治め給はむの御心ありて、御子八十柱生しめ賜ひ、中に三王を太子に定め賜

ひ、其の餘の七十七柱の御子等を、悉くに國々の國造、和氣、稲置、縣主などに、別け依し賜へるが如し、また甚く後の事ながら、保元物語に、源爲義朝臣思ふ旨ありて、男子を六十六人儲けて六十六个國に、一人づゝ置むと思ひ、妾數た持て、男女四十六人持けるを、國々に分おきて、世に在らせむと爲たるも、意ばへ似たり、思ひ合すべし〕また此れに依て思ふに。漢籍佛書を始め。外國々の籍等に。世の初めに。某氏某天など云神の出て。其の國々に功德成せる趣の古傳も數た見ゆるは。前にも云へる如く。大名持少毘古那神。及此なる十五柱神たちの御態を。訛り傳へたるにぞ有ける。〔第九十四段の傳に、既に云へるを見べし〕抑抑諸々外つ國の開闢れる事の趣を。こゝに取り總て云はゞ。まづ最初は。天津神たちの產靈に因て。滓沫の大きくも小さくも凝成れるを。〔この事は、第九段に見えたり〕少毘古那神天降りて造り固め坐し。〔此の神やがて、宇麻志葦牙比古遲神にて、いと早く外國に放れ降り給ひけむこと、第九十三段、九十四段などの傳を見て、知辨ふべし〕然る

間に。須佐之男大神。五十猛神見廻り給ひ。此神たちの。外國を見巡り給へる事の由は。第六十七段に委く云るを見るべし〕御國の地に渡りて生坐る御孫子。大國主神の。此の國經營固め給ふ時に。少毘古那神渡り來坐し。其功を祐けて。此の國を作廻り給ふ。〔此事第八十九段より、第九十三段までを見て知るべし〕其の間に。大國主神の和魂大物主神。外國に渡坐して造り給ひ。少毘古那神。また外つ國に還り給へる後に。大物主神御國へ還り給ひて。荒魂と御力を戮せて。御國を經營給ふ。〔第九十五段、第九十六段の傳を見て知るべし〕斯て大國主神。十五柱の珍子を。四方の外國に班遣して經營しめ給ひ。〔すなはち此段の傳是れなり〕さて大國主神。現事を皇美麻命に避奉りて。杵築宮に長に靜坐して。後に少毘古那神の渡り坐る常世の國に。其の御靈を分遣し給へり。其は共々に。外つ國々を造り固め給はむとなるべし。然して少毘古那神の御靈と共に。其の御靈の還り來給へるは。文德天皇の御世。齊衡三年十一月にぞ有ける。〔この事、文德天皇の紀に見えて、第九十四段の傳

に引て、委く辨へたるが如し〕斯て右の神等の御靈共々に御心を一び力を合せて。外國々を開き。其の國人等に御靈幸ひて。種々の事をも始めしめて。其を悉く皇國に貢奉らしめて。皇美麻命に事依し。國を治め賜ふ御事の備とぞ爲給ふなる。〔此は右に注ふ說等より延て、崇神天皇の御世に、大加羅國より人渡り來れるをはじめ、仲哀天皇の御世に、神功皇后、韓を征從へ給ひてより、今に至るまで、外國々より、其の國產ども多に持來て、慕等り奉る有狀を見通して、思ひ辨ふべし〕然るに其の外國々より。參渡り來る事物の中に。善からぬ事物もまた多かるは。外つ國々は。元より神の生坐るならず。淖沫の凝り成れる國なる故に。惡き事も多かるべき理なるに。〔此の事は、第九段の傳に委く注へりき〕況て皇美麻命御天降の時に。經津主神。建御雷神まづ天降坐して。豫母都國の穢に因て成たりし。伊豆速振惡神たちを。皆悉く。御國の地を逐ひ給ひしかば。其悉く外國々に往けむこと炳し。〔外國々の籍等に、いと古く某神某天などいふ、枉々しき物のあまた通ゆるは、此の神等なるべし〕然れば此の神たちの御魂に依て。人の心も非々しく。自然に邪なる道。惡き法ども多かる事は。然も有べき事なり。故種々の事物を貢奉るにい繼て。彼の神たちの心と起れる。妖々しき法どもの傳はり來るに屬て。また邪なる蕃神も。あまた渡り來りしかば。其蕃神の心と。人の心それに牽凝り。正しく竪に行通れる神道を嫌ひて。舊より齋ける神をおきて。其の蕃神を齋き。横に他より入來つる法を尊ぶ。甚じき枉事もぞ出來にける。〔凡て正しき神とは、舊より皇國の古傳に見えて、天皇祖神たちの御言のまに〳〵、齋き來れる神たちをいひ、正しき道とは、天皇祖神たちの、始め給ひ行ひ給ひ、御依し坐して、竪に通れる道をいふ、邪なる神とは、天皇祖神の古傳に見えず、外國々より參渡れる神を云ふ、邪の道とは、天皇祖神の道とは異に、横さまに理りを立る道々を凡て云、そは他より横に入來れる道なればなり、是ぞ正邪の字義、また正邪と云言の本義なりける〕其みな言もて行けば。彼の逐はれし神の心なりかし。猶末々に注ふを見るべし。

大國主神。讓坐綾門日女命之時。女神不肯。逃隱之時。大神伺求之處。於今云宇賀。亦娶朝山坐。眞玉著玉之邑日女命而。每朝通坐矣。故云朝山。此二柱神者。並神產巢日御祖命之御子也。亦子八尋鉾長依日子命。此神之。詔吾御心平明不憤之地云生馬。亦子薦枕志都沼值命。亦名天津枳値可美高日子命。此神之坐鄕云漆沼。即有正倉。亦子支佐貝比賣命。亦子宇武賀比比賣命。此神化法吉鳥而。飛度鎭坐之處云法吉。亦子天活玉命。亦云伊久魂命。此者猪使連。恩智神主等之祖也。亦子天三降命。此者豐國宇佐國造之祖也。

綾門比賣命。御名の義未た考へ得ず。(大綾津日神の綾は、禍の義なれど、此の御名の綾は、其の義には有べからず、本書の一本に綏とあれど、其もいかゞ有む)○讓は用婆比と訓べし。字書に。讓は讃と同字にて。順言謔弄曰讃(たはぶる)と有り。此の義に依れるにや。(されど婚の意は見えず)言の義は既に注へり。(第九十八段、佐出婆比の下みるべし)○不肯は。宇倍那波受と訓べし。聽入給はぬを云。○宇賀は。本書風土記に。出雲郡宇賀鄕。郡家正北一十七里二十五步云々とあり。(此云々と約めたるは、此に採れる本文なり)和名抄にも見えたり。(風土記抄に、以日與宇賀為本鄕、拜東南國富、西唐川、別處、川下、井呑等處々。以為宇賀鄕也、とあり、○眞龍か解に、此神と、下なる玉之邑日女命とを同神と云るは、いみじき非言なり、)風土記同郡に。在神祇官社とある社の中に。宇加社あり。神名式に。宇加神社とある是なり。○眞玉著玉之邑日女命。眞玉著玉之は。玉てふ言を重ねて。玉の群がると係て稱へたる發語にて。邑日女と申すぞ。實の御名と聞え

たる。(眞玉著は、萬葉には、緒とつゞく冠辭なり、)○朝山は。風土記に。神門郡朝山郷は。郡家東南五里五十步云々とあり。(此云々と約めたるは、即本文に採れる傳なり、)和名抄にも見えたり。(風土記抄に、當神朝山村并西馬木、東宇奈手、南野尻、莽原等處、以爲朝山郷也といへり、)風土記同郡に。在神祇官とある社の中に。淺山社あり。式に朝山神社。とある是なり。(風土記抄に、神朝山宇比瀧大明神也といへり、)さて右二柱の比賣神ともに。風土記に。神魂命御子とあり。○亦子とは。神魂命のなり。下皆同じ。○八尋鉾長依日子命。御名の義。八尋鉾は。長に係たる發語なり。長は稱言。依は余呂斯の約れるなること。既に注へり。(第三十七段の傳、玉依毘賣命の下見るべし、)○吾御心。諸本に御子とあり。今は一本に依れり。○平明不憤は。都登米氐伊加麻志加良受と訓べし。眞龍云。努力といふ詞に。平明の字を借たり(今云、平明とは、朝を云、朝をしか云由は、神武天皇の巻の傳に注へり、)雄略天皇の紀五年の處に。靈鳥忽來鳴曰努力努力とあるを思に。

努力不憤と云事なるべし。憤は字彙に怒也と見え。新撰字鏡に。佷佷は伊加留。又加萬加萬之とあり。(今云、この二字の注に、戾也、違也、不測也、暴也などあり、然れば、伊加流、また加麻加麻斯よく當れり、)俗に怒がましきを。伊加米斯伎と云に同じと云り。此說に依らば。長依とは。努めて憤り給はさる御心を稱美たる御名か。[illegible]天皇の紀に。御心長田とつゞけ。萬葉に。御心吉野と連たるをも思ひ合すべし。○生馬は。風土記に。島根郡生馬郷。郡家西北一十六里二百九步。神魂命御子。八尋鉾長依日子命詔。吾御心平明不憤詔。故云生馬とあり。(風土記抄に、東西生馬、蘆津、浦濱、佐田、國屋、比津、下佐田等之地也といへり、)伊加麻斯加良受。と詔へるに依れる地の名なれば。伊加麻と云べきを。誤りて伊古麻と云へるなり。(和名抄にも、生馬と見えたり、)さて同郡に。在神祇官といへる社の中に。生馬の社あり。(抄に、祀於長依日子命といへり、)神名式に。生馬神社とある是なり。風土記に。また不在神祇官とある社の中にも。生馬社あり。(抄

に、西生馬村、大岩大明神也、と云り、）○薦枕志都沼値命。薦枕は靜寢と係たる發語なり。（此の發語のことは、第一段の傳に委く注へるを見べし、）沼はすなはち寢なるべし。又若くは主にて靜主か。値は例の男神を稱へたる言か。○天津枳値可美高日子命。枳値可美の義未た思ひ得ず。（眞龍は、枳値は、城築、ツキの約チなり、可美は神と云へれど、當れりとも聞えず、）○漆沼は。風土記に。出雲郡漆沼郷は。郡家正東五里二百七十歩。神魂命御子云々。故云志司沼。（神龜三年改字漆沼）即有正倉と見ゆ。（この云々と約めたるは、即本文に採れる傳なり、）和名抄にも漆沼と作り、（風土記抄に、以上下直江村為漆沼郷也といへり、）さて風土記。神名式ともに。同郡に。此の神の祠ならむと思ふを。未た見當らず。○支佐貝比賣命。宇武賀比々賣命。二柱のことは既に出たり。（第八十一段の傳見るべし、）○法吉鳥は。眞龍か說に。風土記抄に。法吉郷合法吉。春日。未次為一郷。宇武賀比賣命度坐所者。法吉村中。宇久比須谷也と云り。然れば法吉は富々伎と訓て。鶯のこと丶知らる。彼が囀をもて名に負せたるなり。と云へるが如し。古今集物名に。藤原敏行朝臣。「心から花の雫にそほちつゝ。宇具比須とのみ鳥の鳴らむ。と有るを思へば。宇具比須と云名も。鳴音に依て負たるなり。（和名抄に。陸詞切韻に云。鸎春鳥也、揚子漢語抄に云、春鳥子宇久比須と見え、萬葉集に、鶯の字を書たれども當らざるよし、古き事識人たち既に辨へて、宇具比須と云鳥、かにかくに漢土には、詳に知られざる鳥なる由云へり、また春鳥とも、黃鳥とも書けど、是もよく當れりとは思はれず、）さて此の比賣神の。此の鳥に化て。飛渡りて法吉郷に靜坐る事は。いかなる由とも今知べからず。（末に櫛八玉命の鵜と化り、建角見命の鳥と化れるなどは、其故よし詳なるを、此の神の事の知られざるは口をし、後の人よく考へてよ、決めて幽き由あるべし、）○法吉は。風土記に。島根郡法吉郷。郡家正西一十四里三十歩云々とあり。（和名抄にも法吉と書り、）さて在神祇官とある社の中に。法吉社あり。（抄に、祭宇武加比比賣命、法吉郷大

森大神也、といへり。）神名式に。法吉神社とある是なり。○天活玉神。御名の義十種の神寶の中に。生玉。足玉あり。此の生玉の意に稱たるならむか。（三島の溝咋耳命の女に、活玉依毘賣といふも、神武天皇の卷に見えたり。）○猪使連は。神代本紀に。生魂命は猪使連等祖とあり。天神本紀には。天活玉命は。新田部直等祖とも見えたり。（猪使といふ姓、他に所見なく、いまだ考へ得ず。）○恩智神主は。姓氏錄和泉國天神に、　恩智神主高魂命兒。伊久魂命之後也とあり。恩智とは。神名式に。河內國高安郡に。恩智神社二座。（並名神、大、月次、相嘗、新嘗。）とある社を云ふ。此の社の神主の祖たる由なり。（此社の事は、第百三十四段の傳に、委く注べし。）○天三降命。名の義未た考へ得ず。（神代本紀に。天八下尊とあるは。此の神名に因て、妄に作れる神の名と見えたり。）○豐國は。既に出たり。（第八段の傳見べし。）○宇佐國とは。豐前國宇佐郡をいふ。天神本紀に。天三降命。豐國宇佐國造等祖と見え。國造本紀に。宇佐國造。橿原朝。高魂尊孫。宇佐都彥命定賜國造とあり。（なほ此國造のことは、神武天皇の卷に委く注ふを見べし。）なほ此外に。神名式に。出雲郡杵築大社の次に。同社。神魂御子神社と云あり。其の御名は知べからず。

故其支佐貝比賣命。爲將生佐太大神（亦云猨田毘古大神。亦名大土出御祖神。）時。弓箭失坐矣。爾時。御祖支佐貝比賣命。吾御子。麻須羅神之子坐則。所亡之弓箭出來願給矣。爾時。角弓箭。隨水流出來。爾時。生坐之御子詔曰。此者非弓箭也詔而。擲廢之。又金弓箭流出來。即待取之坐而。闇岩屋哉詔而。射通之時。光加加明也。故其處云加加。加賀鄉加賀神埼是也。佐太大神之所坐也。即御祖支佐貝比賣命之社坐此處。今人行此窟屋邊之時。必聲磕磕而行。

若密行則。神現而。飄風起。行船者必覆也。

佐太大神。眞龍云。佐太は地名なり。意宇郡の文に。狹田國とあり。御名は地をもて稱申せば。實の御名は知がたし。(熊野大神、能義大神、宇沙都比古、宇沙都比賣、など申すがごとし)○猨田毘古大神。猨田は佐田と訓べし。猿を古へは佐とのみも云りし故に。借て書りと見ゆ。(猨と猿は同字なり)其は和名抄に。下總國の郡名に。猨島は佐之萬とあり。神名式に。參河國賀茂郡狹投神社を。同國本國帳に。坐加茂郡正一位猿投大明神と見ゆ。(今も猿投村と云に在て、サナギともサナゲとも云なり)然れば古く猨を佐とも云へること炳し。故借りて書るならむ。然るを古くも。猿の字の借字なることを思はざりしと聞えて。神代紀の下に。此神の容貌を。口尻明耀云々と。猿の狀に見ゆべく書れしは。甚じき非なること。既に辨へたるが如し。(第百三十六段の徵を見るべし)さて此の神やがて佐太大神なる由は。たゞ此古てふ言の有無のみの違にて。全く同じ御名なり。其は

出雲風土記に。三所に。佐太大神と記し。神代紀に。猿田彦大神とみづから名告まし。(古語拾遺もおなし)古事記にも。皇美麻命の御詔に。猨田毘古大神と詔へり。然れば此は。尋常に。大神と申すとは異りて。刺國大神などの類に。元より大神と申べき由ありて負賜ひけむ。是同神なるべき一證なり。(なほ下に論ふを見るべし)○大土之御祖神と申す御名の意は。既に注へり。さて此の大土神。やがて猿田毘古大神なる由は。伊勢國度會郡宇治山田の地主神と稱して祭れるに。(此事も、すでに第七十四段の傳に云へり、なほ神武天皇の卷の傳をも見べし)猿田毘古神。後に天照大御神を。伊勢の狹長田伊須受之川上に到坐むと云ひて。御自は。伊勢國に鎭り坐るに符ひ。(此事は、第百三十六段、第百四十段、第百四十二段などを見て知るべし)はた其御孫大田命と云を。宇治土公氏といひ。此の命。垂仁天皇の御世に。天照大御神を。伊勢國宇治地に待受奉れるなどを。合せ考へて知らる。猶その處々に注を見よ。○弓箭失坐矣。こは弓箭失矣と有べきを。失坐矣とあ

るを思ふに。此の弓箭は。御父神の御靈實と。齋き賜へる弓箭と聞えたり。(三輪の大物主神の御魂の、丹塗矢に化て、活玉依比賣を妊ませ、火雷命の御魂の、これも丹塗矢に化て、玉依日女を孕ませたるなど、思ひ合すべし)斯くて其御父神は。大歲神なり。其は大土御祖神。猿田毘古神。(亦云佐太大神)同神なること。上にも下にも注如くにて。大土御祖神は。大歲神の御子なること。既に見えたる如くなればなり。(第七十四段見るべし、猿田毘古大神の御祖を、今まで都に人の知らざりしは、大土神と同神なることを、知ざるに依てなり)○麻須羅神之子坐則とは。麻須羅は正心にて。生る丶御子。正心男なる神に坐ば。と詔へるなり。(この麻須羅神を、父神に係て心得むは非なり)○願給矣は。即ち神に宇氣比給へるなり。誓の事は既に上に注へりき。(第三十二段の傳見るべし)○角弓箭とは。角弭の弓箭なるべし。(景行天皇の卷に記せる、角弭弓をもて、堅魚を釣たる故事あり、思合すべし)○此者非弓箭とは。角弭の弓箭のいやしきを。詈たる御言なり。○金

弓箭とは。鐵弭の弓矢なるべし。(金とは有れど、黃金のことには非ず、うち任せて加泥と云は、銕のことなるに、金の字を書は常なり)常陸風土記香島郡の下に。鐵弓二張。鐵箭二具と見ゆ。○待取之とは。流れ來るを。遲しと待取り給ふなり。○射通は。岩屋をなり。○光加々明也は。氐理加々夜祁理と訓べし。○故云加々は。光加々明る故に。號たる由なり。 ○加賀鄕は。本書風土記に。島根郡加賀鄕は。郡家西北二十四里一百六十步。佐太大神所坐也とあり。(抄に、加賀浦、大蘆津等也といへり、和名抄にも加賀とあり)○加賀神埼も。同記同郡に。加賀神埼。即有窟高一十丈許。周五百二步。東西北通。(所謂佐太大神之所産生處也云々)とあり。此の埼は鄕の北に在て。窟は今も。佐太大神の生坐る處と。云ひ傳ふとぞ。(黑澤正恒と云人の、大社記といふ物に、窟中水の速きこと矢の如き故に、小舟に乘り、櫓棍なくて行くこと速なり。數十間往て、東西に拔け穴あり、俗是を潛門といふ、窟の中にて仰ぎて見れば、乳房の形ありて、水滴ること絕ず、此の

海中の草、此乳味に潤ひを受くるによりて、其味他方の草より旨しと云、また此浦の女は、皆かならず、左の乳房大きなるは、此窟の乳房も、左大なるが故なり、岩間の水の滴る聲、岸うつ波のひびき、樹魂にこたへ、百千の雷の如し、人の物言聲も詳ならず、偶咳すれば、山彥にこたへて夥し、棹の哥を哥へば、十人の聲、千萬人のこゑに聞ゆ、窟を出て見れば、岸の上に馬の足跡あり、此は大神の、龍馬を乘り上げ給ひし處なりと云、礒の岩の上に馬槽あり、所の人語りけるは、此浦を加々と云より起りて、今の世まで母を加々と云など語る、此神の窟より、加賀浦へ半里、加賀より水浦へ海上一里なり、隱岐國も、石見潟も間近く見ゆ、細川玄旨法印の狂哥に、「哀にもいまだ乳を呑む海士の子の、加々のあたりや放れざるらむ、と訓れしと云り、谷川士清の和訓栞にも、衆妙集に、出雲國仁保の浦近き、加々と云所の、漁人の家にとまりて、哀れにもいまだ乳を呑む云々とふ哥をあげて、加賀の潛戶とて、海中に山ありて、岩屋の中に眞水を出す、是を乳水と云へり、また大社の神

の乳石とも云へりとあり、衆妙集とは、玄旨法印の集なり、加々の說は云にも足ねど、ふるくかゝる諺も有しと見ゆ、）○佐太大神所坐也とは。眞龍が解に。佐太社地は。秋鹿郡東堺。加賀は島根郡の西堺に屬て。共に大神の敷坐す地なれば。所坐也。と書たりと云へり。其の社地は。同郡に。神名火山。郡家東北九里四十步。高二百三十丈。周一十四里。所謂佐太大神社。即在彼山下也と見ゆ。（抄に神名火山之麓者、所謂佐田大神社也とあり、）秋鹿郡に。在神祇官とある社の中に。佐太御子社とある是なり。（抄に、佐田三社、其一社は、伊佐奈枳乃麻奈子、熊野加武呂命、一社神魂命御子、枳佐加比々賣命・佐太大神、一社、邇邇枳命、伊佐奈彌命、天照大神也と見えたり、）神名式には。佐陀大神社とあり。（今本大の字を脫せり、古本に依て補へり、）國史に、貞觀元年七月十一日、出雲國從五位下佐陀神授正五位下、同九年四月八日、正五位下佐陀神正五位上、同十三年十一月十日、佐陀神從四位下など見ゆ、杵築大社記に、佐太社は、佐太山の麓にあり、八十八員隼人

と云あり、是は先驅者なり、また社の前二町ばかりに、田中社あり、天鈿女命なりと云り、田中社は、風土記にも見えて、抄に、佐田、宮内、田中大神、祭二猿田彦命一といへり、何れにても佐太大神の、猿田毘古大神なるに由あり)此社のことは。猶末に注べし。(第百二十三段、杵築宮處の傳見るべし)○支佐貝比賣命之社は。風土記島根郡に。在二神祇官一とある社の中に。加賀社とある是なり。(抄に、加賀郷自二灘磯神崎窟戸中一、所二産生一之大神也、後徙二陸地一、謂二窟戸大神一也といへり、)神名式に。加賀神社とあり。(今は加賀の潛戸と云とぞ)○今の人云々。眞龍云。此の風土記の成れる天平の時の人も。昔の傳へに依て。此の窟の邊行く時は。必ず聲磤磕して行と記す。其れより千年餘を經て、今の人も此の所を船乘する時は。聲とゞろかして行なり。と云へり。

○門人曾我常昌。及び田口慶成。田口慶秀ら云ふ。此卷を上木して。世に弘むる者は。美濃國加茂郡越原村に住居る越原正高。また同村なる。五斗信興。桂川盛苗らなるが。彼の初卷より次々を。刊行したる人々の。力の添へるは。上の卷々に同じ。かくて十七より此卷までを。第五袟とす。

古史傳二十一之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤　續攷

孫　延胤

神代下一之卷

天照大御神之命以而、豐葦原。千秋長五百秋之水穗國者。我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命之可知國也。言依賜而。天降給矣。於是天忍穗耳命。於天浮橋多多志而。臨睨之詔曰。彼地者未平矣。伊多久佐夜藝而在矣。伊那加夫斯。凶目杵國歟詔之而、更還上而。請給天照大御神矣。爾高皇產靈神。天照大御神之命以而。於天安河之河原。神集八百万神集而。於天思兼神令思而。神議議曰。此葦原中國者。我御子之可知國。言依所賜之國也。故於彼國。道速振荒振國神。如螢光神。邪神等多在而。磐根木株。草片葉猶能言語。夜者若火瓮而喧響之。晝者如狹蠅而沸騰之。先遣誰神而。將言趣其邪鬼也詔矣。爾思兼神。及八百萬神等皆議白之。天穗日命者傑神也。是可遣也白矣。故遣天穗日命則。乃媚附大國主神而。至三年不復奏矣。故復遣其子武三熊之大人。亦云健三熊命。亦名大背飯三熊之大人。亦名稻背脛命亦名天鳥船命。此神亦順其父之事而。返言不申矣。

豐葦原。葦原の事は既に上に出たり。（第九十一段の傳見るべし。）此に豐てふ言の添たるは。師說の如く。始めて御子命に事依賜ふ詔なれば。祝てなり。（豐は國へ係れる祝辭なり、葦に係れるには

非ず。）（千秋長五百秋。　師云こは大殿祭祝詞に。万千秋乃長秋爾。大八洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止。言寄奉賜比氏。とあると照して思ふに。長の字は下へつゞけて。那賀伊富秋と訓べし。（上へ付けて千秋長と訓はわろし、また舊事紀に、五百秋長と、今一つ長の字あるは、さかしらに添へたるひがことなり。）上も千秋之と之を添へて調宜く讀べし。大嘗祭の詞に。天都御食乃長御食能遠御食登。皇御孫命乃。大嘗聞食牟爲故爾。皇神等相宇豆乃比奉氏云々。千秋五百秋爾。平久安久聞食氏。豐明爾明坐牟。皇御孫命能云々ともあり。（書紀には千五百秋とあり、さて神武天皇の紀の始に見たる、神代の年數にとりては萬千秋などは、何ばかりの事にも非ざるを、壽詞と爲給へるは如何と云に、凡て神代の事も、世々を經て語り傳ふるまゝに、其語はうつり來ぬる事なれば、此れも命短き人の世となりての語を以て傳へしけり、譬へば、雅言に、八百萬代など云を、今の俗言には、千秋萬歲と云ふ、これも細に云へば、八百萬年にくらぶれば、萬歲はいくほどにも有らざれども、壽ぐ意は全同じきが如し、但し神武天皇紀の始に出たる、神代の年數は、訛りなるべきこと、予別に考へ記せる物あり。）○水穗國。師云水は借り字にて。みづ〳〵しきを云ふ。（書紀に、瑞の字をかゝれたれど、其意には非ず、迷ふこと勿れ。）穗は稻穗なり。（上に葦原云々と云に就て、葦の穗と勿思ひまがへそ。）末に大御神の御言に。齋庭之穗とあるも然り。（故古へより此の一字を、伊那煩と訓み來つ、されど國の號の水穗も、伊禰といはで、直に富といへば、此れも然訓むべきなり。）さて水穗の國と云號も。此の齋庭之穗に由緣ある事なり。猶下の登由宇氣神の處に委く云べし。（そも〳〵皇御國は、萬の物も事も、異國國より優れる中にも、稻は殊に今に至るまで、萬づの國に卓れて美きは。神代より深き所由あることぞ、今の世諸人かゝる美き御國に生れて、かゝるめでたき稻穗を、朝暮に賜ばりながら、皇神の恩賴をば思ひ奉らで、よしなき他國の事をのみ思ひあつかふはいかにぞも。）さて上に。千秋長五百秋と云も。此の水穗に係たる祝辭に

て。(秋と云ふも、穗に係れる故なり、)長く久しく。御子命此の水穗を所聞食べき國。と云ふ意以て名けたる國號なること。彼の大嘗祭の祝詞に。此の同じ祝辭を。美麻命の。大嘗聞食すことに係て云へるにても知るべし。(また彼の大殿祭の詞も、云ひざまは替たれど、萬千秋云々は、なほ瑞穗へ係れり、)○我御子之可レ知國也。此の時しも葦原の中つ國は。八千矛の神の大國主と治御坐す間なるに。大御神のかく詔ふことは。幽契ある事になむ有ける。其はまづ。伊邪那岐大神大御體の穢を祓齋給へる時に。大御神と須佐之男命と生坐しかば此の二柱を。宇豆の御子と詔ひて。大御神には。高天原を事依賜ひ須佐之男神には。青海原潮之八百重を所知と言依し賜へり。青海原潮之八百重とは。此の國土全をいふ古言にて。卽ち天の下を知看せと詔ふ御依なるを。(此事は、第廿九段の傳に委、註へり。)須佐之男命は。御母の坐す豫美國へ往坐さでは。得有らぬ幽契ありて。御父の大神に白して御許を蒙り。彼の國へ往坐す事と成りぬるが。(此事は、第三十段の傳に委く註へり、)

姉命天照大御神に。御暇請し給はむとして。高天原に參昇坐して。大御神と御誓の間に。御子生給ひ。後に御荒び有ける頃までは。荒御魂のみ進みて。御父大神の。天の下治看せとふ御詔畏しとも。所思看さぬ狀なるを。(第二十二段より、第四十三段までの趣を見て知べし、)千座置戸の祓を負ひ。祓竟給へる後は。其の驗に依て。和御魂の幸ひて。稍々に伊邪那岐大神の。青海原潮之八百重を治看せと詔へる。御言を。畏み所思看せる御有趣にて。高天原を逐はれて。再度參上り給へる時に。吾が淸き心を以て生る兒等は。姉の命に奉ると白し給ひ。(天忍穗耳命、天穗日命、天津日子根命などを詔へり、)天照大御神。かの三柱女神を須佐之男命に授ひて。(多紀理毘賣命、狹依毘賣命、多岐都比賣命を申せり、)汝三神は。道中に降りて。皇美麻命を助奉れと詔へるは。後に皇美麻命を天降し給はむの御心ありて。詔へる御言なること。彼段に註る如くなれば。(此事第六十三段、第六十四段を見て知べし、)彼の時にや。二柱議給ひて。御父伊邪那岐大神の御事依を果

さむと定め給へりけむ。（猶言はゞ須佐之男大神、天壁立極巡り坐して還り渡り坐し、韓國の嶋は金銀あり、吾が御子の治看す國に、浮寶有らずは佳らじ、と詔へるは、後に韓を征せ奉り給はむの御心なる事、第六十六段の傳に云へる如くなるを、仲哀天皇の御世に、大御神の御誨坐て、征しめ給へる事は、旣く二柱の神の御誓の中に生坐る御子の、此御國を治看すことに、定まれる狀なること、また須佐之男大神の、大國主神に云云して、顯國玉神と爲れと詔へるは、後に顯國を去しめて、皇孫命に讓奉らしめ給はむの御心なること、第八十六段に云へるをも思ふべし、）故是を以て大御神の。今かく詔へるなるべし。（さて日神の和きは天日の御國に、月神の荒きは、遂に月夜見の國に給へる、其の和き神と荒き神との御誓の中は、生坐る御子の、此の天下を永く所知看すこと。又深き所以あるべき事にこそ、）抑神代の初めより。如此る幽契ありて。所知看し來る天皇の。天日嗣にし坐しませば。天地の共堅石常石に。動き坐さず移ひ坐さぬも。道理なりけり。

（師說と甚く異なり、合せ考ふべし、）○言依賜而の賜は。只崇辭なり。國を賜とには非ず。さて此に忍穗耳命を。高御座に即け給へる事を云べきに。無きは脫たるなり。（第百三十三段、邇々藝命の處見合すべし、）○天降。師云こゝは阿麻久陀志と訓べし。天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり。（久陀志は令降なり、）○天浮橋は。また天磐船とも云ひて。天と地との間を。神等の通給ふ時に。乘給ふ物なり。（委くは第百卅七段の傳に註ふを見べし、）○多々志而は。浮橋に乘て發せる由なり。（此事も、第百三十七段に註ふべし、）○臨睨は。舊く富是非と訓めるに依れり。或說に強に覗るを云といへり。今の俗に人の隱事などを探露はすを。富是流と云は是なるべし。○未平は。伊麻陀志豆麻良受と訓べし。○伊多久は師云痛なり。萬葉に多く此の字を書けり。また甚の字疾の字などをも書き。七の卷には大とも有り。また伊多とのみも云へり。允恭天皇の卷輕太子の御歌に。伊多那加婆とある是なり。（痛泣者なり、）さて萬葉に。伊刀と云にも。痛の字甚の字を書て同意なり。（但し

語のつゞきに依て、伊多久と云べき處と、伊刀と云べき處とは異あるを、今の人は其別を知らず。漫に通はし云ふ故に、其文いと拙きこと多し）○佐夜藝而在矣。（而矣はもと、氐祁理とありしを改つるなり）師云。神武天皇の卷にも此の言あり。また同卷伊須氣餘理比賣命の御歌に。加是布加牟登僧。許能波佐夜牙流。萬葉二に。小竹之葉者。三山毛清爾亂友。（小竹の葉云々は、風といはねども、風に吹るゝ音なり）また六に。御山毛清落多藝都。（共に清は借字にて、佐夜爾は、佐夜其皃を云なり、古今集に、甲斐が根をさやにも見しがなど云るは、さやかにもにて別意なり）古今集に小竹之葉のさやぐ霜夜を。（顯昭注に、霜のさやかなる夜なりと云へるは誤なり、後の歌にも霜さやぐなど誤りよめる多し）などある如く。物の音の喧しく騒しき事なり。（此の佐夜藝は、下に道速振神多在とある是なり、なほ彼處に云べし）偖かく在矣と詔へるは。天ノ浮橋より。此國の狀を聞めし視そなはして。痛喧擾て在けるよなと。歎き給へる御辭なり。（伊豆山緣起に、彼山は、天ノ忍穗耳ノ命の、始めて天降坐る地と傳ふること信ならば、此の時なるべき事、第九十二段の傳に云へるを見るべし）○伊那加夫斯は（本に不須也、頗傾也と書て訓註に、此云₂伊儺歌夫志₁とあり、字はよくも當らねば假字にかきつ）伊那は否にて。今の言に。伊夜と云に同じきこと既にいへり。（第十九段の傳、伊那志許米使の下見るべし）加夫斯は。上の八千矛ノ神の御歌に。宇那加夫斯とある加夫斯と同く。傾にて。御頭を傾けて。否と所思せる狀なり。今の世の人も否と云には。必ず頭を振傾くる事ある。其を頭振といふ是なり。（記傳に頗傾とは、國いまだ成堅まらずして、傾ける處ありしを云なり、と解れつれど信がたし）○凶日杵のことは。既に云へり。（是も第十九段の傳を見るべし）○更は。請へかけて見るべし）。○高皇産靈ノ神。天照大御神之命以云々。師說に。凡て斯る詔命を云に。此二柱ノ神の如此く列ね擧たる處も有り。また天照大御神を先に。高皇産靈ノ神を次に擧たる處もあり。また高皇産靈神をば略て。たゞ天照大御神のみを擧たる處もあるは。天照大御神は表

にして。高皇産靈神は裏なるが如くなればなり。然云ふ故は。高皇産靈神は。高天原を所知食す君主には坐まさず。(故れ裏なるが如し、此神を次にも列ね、または略きもせるも、此故なり。)天照大御神ぞ。伊邪那岐大神の詔命によりて。始めて高天原を所知食す君主に坐まして。(故れこの大御神ぞ天皇の御祖には御ましける。)其の天津日嗣を傳へて。御子命を天降し奉り給はむとする時の詔命なればなり。(故れ表なるが如し、此大御神を先にもあげ、また一柱のみを擧るも此の故なり、然るを書紀の本書には、たゞ高皇産靈神をのみ擧て、此大御神の詔に係ざるは、いさゝか心得ぬ傳なり。)然は有ども高皇産靈神は。天地の初發の時より。高天原に成坐て。(故れ此の神を先にも列たり。)世に所有る物も事も生成は。悉く此の神の産靈の功徳によるが故に、今如此る詔命をも。相並びて詔ひ。(然るをたゞに外家の羽翼とやうにのみ説なせるは、例の漢意をのみ思ひて、吾が皇神の道を知ざるものぞ、凡て書紀の諸の註、此神の御事を申せること、皆麁略なり。)また皇美麻命の遠皇祖とも崇奉給ふなり。(是また皇祖とするも裏なるが如し、さて此の神を、皇御麻命の皇祖と申すをも、たゞに外祖父に坐す故とのみ思ふも、産靈の義を知ざるなり、萬の物も事も、此産靈より成生ば、此神は、皇美麻命の皇祖なるのみに非ず。凡て萬姓萬物萬事の御祖に坐ますなり、天照大御神は然らず、たゞ皇美麻命の顯皇祖に坐すなり。此のけぢめをよく辨へ奉るべし。)書紀の諸註に。右の意を得たるもの。一つも無きは如何ぞも。(只ひたすらに、漢意にのみ迷へる故なり。)と言れたるに就て。猶委く考ふるに。皇美麻命御天降の事の起りは。右に云ふ如く天照大御神と。須佐之男大神と御議坐て。早く定め賜へる事にし有るを。此に始めて。天照大御神の御心と詔ひ出て。此の後は專と高皇産靈神の執行給ひて調へる事になむ有ける。(然るを神代紀の正書に、初に天照大御神之命以と云ことなく、始め終りとほりて、高皇産靈尊、御外祖父に座すによりて、特に瓊々杵尊を愛して、葦原中國の主にせむと所思食し立し趣なるは、誤れる傳なり、そは此御天降

のこと、始め大御神の詔命ならずは得有るまじき幽契ある事なるをや、また第一の一書は、初に天照大神勅二天稚彦一曰、云々と有て、高皇産靈神は一と所もなし、此れも非傳なり、凡て此の御天降の事は、天照大御神の御命より起りて、高皇産靈神の事執り給へる趣なる。古事記の旨ぞ正かりける。）其は次々に此事議ごち給ふ時は。二柱竝びて御坐つゝも。科つけ計ひ給ふなどは高皇産靈神に坐すこと明かに見えたり猶下に註を見るべし。○神集々而。師云。上にも此の同じ語有りし。其處の集は。都度比と訓り此は都度幣と訓べし大命以令レ集なり。（都度幣は、都度波世の、波世を切て幣と云なり、上に有し集は、自集なり、故れ都度比と訓つ。）萬葉二に久堅之天河原爾八百萬。千萬神之神集々座而神分々之時爾。（此集を、岡部翁の都麻理と訓れしは誤なり、古事記に都度比と訓注あるをや、）（大祓の詞に高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氐。八百萬神等乎。神集々賜比。神議々賜氐などあり。（今云、神留のことは、第九十九段、鎮座の下に註へり、神漏岐神漏美は、もとは、高皇産靈、神皇産靈神の御事を申せども、此は天照大御神、高皇産靈神を申せり、此事は第一段の傳に委く註へり、さて師說に、上に皇親と云る、皇は天皇を申す、凡て須賣良賀云々と云こと、宣命などに例多し、親はむつましきを云、天照大御神、高皇産靈神共に、皇美麻命の御祖に坐せば、親しき由なり、さて此を世に、皇親とつらねて讀慣へるは宜しからず、皇を離して、親神漏岐とつゞけ讀べし、彼の孝德天皇の紀に、我親神祖と詔ひ、出雲の神賀にも、親神魯伎と云へるをや、また此親は、次なる神漏美へも加はる詞なり。）○令レ思而神議々曰。こは先づ思はしめて。後に議曰と云ごと聞ゆめれど。然には非ず。思はしめむが爲に。集へ給ひて議り給ふなり。（本には、令レ思而詔とあるを、上に大祓の詞に依りて、神議々曰くとしつ。）さて神議々とは。甚切に議り賜ふを云ことなる由は既に云へり。（第四十四段、神集々の處に云るを見べし。）○此の葦原中國。こは高天原にして詔ふなれば。彼と有るべきを。此とあるは。（師は古へ

の一つの格なり、中昔の源氏物語などにも、必ず彼と云べきを、此と云ること甚多かりと云れつれど。）天地初發の時に。天つ神の御言に。是の漂任國と詔へる處に云る如く。高天原の御門推張り視そなはして。此と詔へる御言なり。其は此の時なはいまだ天地の闢の然しも遠くは離ざりしかばなり。（なほ第五段の傳に云るを見べし。）偖下に彼の國と書るは。神代紀に。彼の地とあるに依れり。○我御子之可知國言依所賜之國也。この御言を熟思ふべし。二柱相竝ばして。天安河原に御坐し。八百萬神を集しめ給へるは。二柱の大詔命なること、は著けれど。此の御言は。前の大御神の御詔を承て詔へる。高皇産靈神の御言なること、論なきをや。（天神本紀に、高皇産靈尊、召集八百萬神於天八湍河之河原、而問思兼神以天照大神詔曰。此葦原中國者、我御子可知之國詔賜之國也。とあるは、よく此の旨を得たる書狀なり。）凡て此御天降の件は。かく見もて行たらむには。二柱神云の御名を竝擧たるも。其の御擧御詔ともに。二た方に別ること最明に知られなむ。

○道速振は。萬葉二十に。知波夜夫流神乎許登牟氣。とあるに依て訓べし。（師云、知てふ言に、道の字を借りて書るは、道はもと知なるを、美知といふは、御道と云ことなり。）冠辭考に。こは伊知波夜夫流神てふ語なるを。伊を略きて云へるにて。祟はしく荒き神と云ふ意なり。（古事記に、道速振荒振國神とある同じ事を、神代紀に、殘賊強暴橫惡之神と書たるを、相對へて知べし、古事記に、道速振と書けるは借字、神代紀に、殘賊強暴とかけるは、義を以て書きたり。）さて伊知波夜の伊知は。伊都と音通ひ。强き勢をいふが故に。日本紀に。伊都に稜威の字を書つ。（今云、倭姫命世紀に、伊豆速云々とあり、さて師は、伊豆は淸く明き義、伊都は猛き義と、二つに解れつれど然らず、其由は第十五段に既に云へりき、）波夜は俗に。氣の速き氣のするどきなど云ふ即これなり。依て心意の疾はげしく祟はしきを。知波夜夫流と云ふこと灼し。且つその夫流は辭にて。神佐備神さぶる。宮び宮ぶり。夷び夷夫利などの夫利に同じく。其の有狀を云なりとあり。（此は冠辭考の、此

に要ある處を摘て記せり、委くは彼の考に就て見るべし。）〇荒振は打ち聞えたるまゝなり。（後拾遺集神祇の部に、藤原長能、「今よりはあらぶる心ましますな、花の都に社さだめつ、こは紫野今宮を、始めて祝へる時に詠る歌なり。）〇國神とは。高天原にして詔ふ故に。別て如是詔ふなり。〇如螢光神云々。釋紀に。威光如二螢火一也と云へるが如く。正しき神等の御光いみじきに比べて。邪神の光の卑しきを云なり。和名抄に。兼名苑云。螢（亦作レ蠑同。）腹下盛光。腐草成レ之。和名保太流とあり。（字鏡にも、蠑螢、保太留と見えたり。）扶木集に。「葦原や螢がゝやく神までも。飛散るばかり祓ひ棄けり。〇多在而は。佐波爾阿理氐と訓べし。〇磐根は。師云。たゞ磐にて。根は添たる言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵を杵根。矛を矛根。島を島根と云類なり。（祝詞考に、岩の高く顯はれたるを岩ほといひ、深く土にあるを岩根と云。と言れたるはわろし。）〇木株は紀禰多知と訓むべし。（前に許陀知と訓しはわろかりき。）其は師云。大殿祭祝詞に。木根乃立知とある乃は。決

て衍なり。（乃といふ辭有ては、調もいと惡きうへに、乃と云べき詞に非ず。）さて他の祝詞には。みな木立と有れども。許陀知と訓ては叶はず。是は常云ふ木立の事には非ず。祝詞考の説の如く杌なり。（今云、字鏡に、杌は支利久比とあり。）然れば根の字あるに依て訓べきより。木株とあるも其の意なり。（株は字書に、木の根也と註せり。）然らばたゞ樹立木立など書るはいかにと云に。かの岩根屋根などの例の如く。たゞ木の事をも。根を添て木根とも云ふ故なり。されば木立など書るは。木の一字をきねに用ひて書るにて。屋の一字をも屋根。羽の一字をも波禰と訓が如し。（さて意は木根立にて、是は根に意あるなり。）偖たゞ木を木根と云るは。古今集神樂の採物の歌に。「霜やたびおけど枯せぬ榊葉の。たち榮ゆべき神の木根かも。と云へるなり。（然るを後に、是をあしく心得て、よめる歌ありて、人みな覡巫のことゝ心得たるは、いみじき非ことなり、榊の歌に、覡巫を詠べき由なく、また覡巫を、立榮ゆとは云べき物かは、萬葉一に、岡の草根をいざむすびてな、十四に久佐

爾可利曾氣」これらもむすぶと云ひ苅といへれば、たゞ草を草根とよめるなり、木を木根と云ことも、準へて思ひ定むべし。(書紀には、草葉とあれど、大祓詞には、草之垣葉、龍田風神祭祝詞には、草の片葉とあり、今は風神祭の祝詞によれり。)師云。草は大かた三葉五葉づゝなど並びて生る物なるに。其を闕取て。たゞいさゝかの一と葉までもと云ふなるべし。書紀には。たゞ草葉と有れども。其は例の漢文ざまに約めて書れたるなり。(此草を加夜と訓むは非なり、加夜とは、屋根をふく草をこそ云へ。)○猶ニ能言語一は用久許登登布賀碁登と訓べし。萬葉四に。事不問木尚云々。五に許等々波奴樹爾波安里等母などあり。(なほいと多くあり。神壽後釋、また山蔭などを見て知るべし。)事問は。物言と云に同じ。凡て言を問と云へる例。なほ他にも有り。問放るなど云へる是なり。(委くは垂仁天皇の卷に註せる師説を見るべし。)さて此は。道速振荒振神蠻なす光く邪神の態として事問はぬ岩根木株草片葉をすら。能言語ふやうに。率

らしたる由なり。下に見えたる天穗日命は返事には。青水沫を事問へる由見えたり○若ニ火瓮一而は。(火瓮は本に熛火と書て、此云ニ褒倍一とあるを、師説に從ひ、神壽詞によりて改めつ、其は、)富倍能母許呂邇と訓べし。師云火瓮は字の如く。瓮の內に燒く火なり。若を母許呂と訓る舊訓に從へり。萬葉にも。麻都能氣乃奈美多流美禮婆伊波妣等乃。和例乎美於久流等多々理之母己呂などあり。(凡て如若などの字の意の言、御國に三つあり、一は那須、二は碁登久、三は母許呂なり、那須は、師説の如く似なるべく、碁登久は、事を活かしたる言なるべく、母許呂の母は、加たる言にて、比なるべし、其に同じ意ばへなり。)○喧ニ響之一は。曾乎於登那比と訓べし。(本に喧響此云ニ淤等娜比一とあり。)之とは。岩根木株草片葉をいふ。彼の邪神等の。其に託て喧響立よしなり。○狹蠅は既に出たり。(第四十三段の傳見るべし。)○沸ニ騰之一は。曾袁和伎阿具と訓べし。(本には三字にて、ワキアガルと訓來れり。)之とは。此れも岩根木株草片葉を云。沸騰るも邪神の託てなす態なること。

右に同じ。（上に天忍穂耳命の御言に、佐夜藝而在矣、と詔はせるも、如此る狀を見そなはしてなり。）抑々此の時葦原の中つ國は。尙かく荒振神多くして未平るは。何故ぞと云に。かの須佐之男命の御荒びの時に。始めて荒發し神等の。謂ゆる狹蠅の沸が如く。追へど撥へど又集ては荒ぶるにて。（第四十三段、萬物之妖の下、第九十六段、邪鬼の下みるべし。）其本は伊邪那岐の大神の。豫母都國の穢惡に觸給へる。御服物に成れる。水陸の邪神等の心になも有ける。（第二十三段、此の神たちの成れる處に註る事どもを、合考ふべし。）故陸なるは。岩根木株草片葉をも喧がし。水なるは。青水沫をも喧しつ。是を以て。建御雷神の。此の邪神を攘平巡行たまふ時に。岐神を嚮導として。巡行り給へり。其は岐神は。豫母都國より起來る妖鬼を。追放る有功神なればなり。（岐の神の功は、・第二十二段の傳にて知べく、また此の神を嚮導として、建御雷神の、邪神を撥平給へる事は、第百二十三段、第百二十六段の傳を見て知べし、）○將二言趣一は。師云。許登牟氣麻斯と訓べし。記中に多き言にて言向ともかけり。萬葉二十に。知波夜夫流神乎許等牟氣とあり。言の意は。許登は事にて。事依事避などの事と同じ。牟氣は牟加世にて。（加世は氣と切る。）背ける者を。此方へ令レ向意の言なり。（背向は此の裏にて、彼方へ向なり。）平の字を書て。牟氣とのみも云へり。此方へ向は。即ち歸服なり。○傑神也は。（本に神之傑也とあり、今は師の訓に依て文を成せり。）須具禮多留神那理と訓べし。○遣一則は、師云。都加波志都禮婆と訓べし。（可遣を延佳が、都加波志賜倍志と訓み、此を岡部翁は、都加波志賜閉婆と訓れつる、皆非なり、凡て遣志の下へ、賜といふ崇辭を添る例なし、こは四五百年前までは、人皆よく知れりし事と見えて、諸の文詞に、誤れるは一つも無きをや、また都加波志と云べき處を、都加波佐禮と云も、近き世の人の非なり、古へあることなし、都加波志は遣レ人うへより云ひ、都加波佐禮は、被レ遣にて、行人の上より云言なれば別なり、凡てかゝる言づかひの格を、今は知れる人なし、文かゝむ人、よく意得べき物ぞ、）○媚附は。許毘都伎と訓べ

し。媚の字。常にも許夫と訓み。字鏡にも。嫵媚也古夫と見え。靈異記にも。媚はコビとあり。(からぶみ詩經大雅に無為夸毘、注に、夸毘屈己卑身而附人也と云ひ、張衡か南都の賦に、蟲媚と云こともあり、また狐媚と云ことも見えたれば、許毘と云は、本これらの字音かとも云べけれども、右何れも遠き字にて、聞なれぬ事なれば、其を取て此方の言に用ふべきに非ず、許毘は猶古言なるべし、今俗言に、物に垢などのしみ著て去がたきを、許毘若と云も是にや、○今云媚は心振にて、毘は夫理の切れる言なること、既に第六十段の傳に註るが如し、斯てその許に凝の意あることを云る更なり、)○至三年は、師云美登世爾那留麻傳と訓べし。年を常には登志と云を。其數を云には。凡て三登世八登世など。登世といふ。萬葉五に伊都等世などあり。登世は年經なり。(志幣は世と切れり、)穀を一度取收るを。一年經と云ひ。二度取り收むるを二年經とは云なり。(故れ登世とは、其の經數のときは限りて云て、たゞには登志と云へり、さて登志と云は、本穀を取收るを云と云ことは、第七十四段、大年の神の下の傳に云へり、)○不復奏矣は。師云加幣理言とは。使の人の還て申す言と云意にて。加幣理は。其の使に係る言なり。(然るを今の京になりて後、答歌を返しと云依に、加幣理言をも、彼方の答へ言の意と思ふは違へり、漢文に、復命と云ふ復は、かの返しと云に當れり、加幣理言の加幣理には當らず、さて中昔の物語文などに、加幣理言を。たゞ加幣理とのみ云ひ、また御加幣理と、御を添て云るなどば、違へる事なれど、是れらは後に轉りて、加幣志と加幣理と、一つになれるなり、)萬葉十九に。不安早渡來而還事。奏日爾云々などあり。○武三熊之大人。(亦云健三熊命)こは即ち天穗日命の御子。天夷鳥命なること。及この二つの名の義も既に註へり。(第三十八段の傳見べし、)○大背飯三熊之大人。(亦名稻背脛命、亦名天鳥船命、)師説に。大背飯三熊之大人とある神は。天夷鳥命と同神と聞ゆるに。(今云祝詞考には、固より同神と定られたり、)また以熊野諸手船載稻背脛とある。三熊之と熊野と。大背飯と

稻背脛と。よく似たり。（波岐は比と切まる。）然れば本は一つ神にて。天夷鳥命なりけむが。傳へ傳にて樣々に轉しなるべしと有り。（猶この大背飯、稻背脛、鳥船、三の名の義は、第百十六段の末に註ふを見るべし。）（順其父之事而云々とは。御父天穗日命の、大國主神に媚附て。彼の神の御心を取り給ふ事に順ひ。共々に和て。其の事を謀れる故に。此れも返言申さゞるなり。（然れども御父子ともに、天つ神に忠誠ならずして然るに非ず、深き思兼でめぐらして、大國主神を和し靜め、此八島國の現事顯事を、皇美麻命に、事なく避り奉らしめ奉り給はむとにぞ有ける、そは下第百十四段に、出雲國造が、神壽詞に依て文を成し其處に、委く註せるを見て、知り辨ふべし。）

於是高皇產靈神。更會諸神等而問曰。所遣葦原中國之天穗日命。久不復奏。亦使何神則吉。爾諸神僉白。天津國玉神之子。天稚日子者壯士也。宜遣之白矣。故

於是。以天之加久弓。天之加久矢。亦云天麻加古弓。天麻加古矢。賜天稚日子而遣之。爾天稚日子亦不忠誠。降到其國而。即娶大國主神之女。下照比賣。亦名稚國玉神。因留住而。云吾欲馭此國而。至八年不復奏矣。

更會諸神等而問曰。古事記は、天照大御神の御名も出たるを。今は書紀に。高皇產靈神の御名のみ出たるに依れる由は。前段に云へる如く。此の御擧は。大御神の御心より起れる事には有れど。高皇產靈神の專と執行給へばなり。（使何神則吉は。何神乎遣志氏婆延祁牟と訓べし。（氏婆は多良婆と云意の古言なり、）師云吉は。天智天皇の紀の童謠に。奈爾能都底擧騰、多拖尼之曳雞武。とあるに依て。延祁牟とは訓つ。古へ吉を延と云る例多し。（雄略天皇の卷の大御歌に、吉野

ぞも美延斯怒とあり、なほ彼處に委く云ふへし〕また余祁牟と訓まむも惡からず。只同じことなり。余加牟は。余加奈牟と云に同くて。(有けむ行けむなど、常に云けむとは異なり〕古へは此の格いと多かり。今の京になりてもまゝあり。(御肴に何よけむ、また涙の瀧と何れ高けむ、などのたぐひなり〕○諸神僉白。古事記に。此の諸神の中に。思金神あれど。今は書紀に。此の神の無きに依れり。然るは。天稚日子の忠ならぬを思ふに。思金神の思慮には非じと所思ればなり。○天津國玉神。何の神の御子と云こと知べからず。師云。名の義いかなる所以とも難知けれど。推て云はゞ。此の神往昔葦原の中つ國に降り居て。國經營に功の事ありし故に。國魂と云ひ。天上の神にして。國魂なる故に。天津とは云にや。(天之掌玉神也など云説は非なり、又卜部兼倶說に、大己貴の一名なりと云るは、顯國玉と思ひまがへしなり、凡て此人などの說は、未しくて云に足ぬ事のみぞ〕さて今此の神の子を撰出たるも。昔父の彼の國に功ありし緣あれば。國神等も。殊によく

懷きなむとの意も有けむか。○天稚日子は。師云。阿米和加比古と訓來れり。名の義異なることなし。谷川氏云。此の神のみは。神とも命とも云へる處一つもなし。貶めたるなるべし。と云る信に然るべし。神名式に。出雲國出雲郡に。天若日子神社二つあり。(今云此二社は、出雲風土記に、阿受枳社の同社と云があまた有るが、其中の二社なるよし、抄に見えたり〕國史に。貞觀十三年二月十六日授近江國正六位上。天若御子神從五位下とあるも此の神にや。(古今集序細注には、此の神を、阿米和加美古と云へり、また狹衣物語に、大將を天より迎へに來し人を、阿米和加美古と云るも、本この天若日子の事より起りて、後の世に、天より降る人をば、凡て然稱るにこそあらめ〕○天之加久弓。天之加久矢。(亦云天麻加古弓、天麻加古矢。〕此は書紀に。天眞鹿兒弓天眞鹿兒矢とあり。(古事記には、麻迦古と假字に書たり〕師說に。鹿兒とは。(和名抄にも、鹿、其子曰麑、和名加呉とありて、鹿の子を云なれど〕此はたゞ鹿のことにして。其子を云には非

ず。たゞ鹿をも鹿兒と云は。馬をも常に駒と云ひ。猪をも韋能古と云と同例なり。(猪一名豕とあり、○今云、兒ならぬ麋鹿をも、鹿兒と云へる證は、應神天皇卷に見えたり、)さて古に云。獵に小獸。また鳥などを射るには。小き弓矢を用ひ。猪鹿など大なる獸には。弓も大にして強きを用ひ。矢も長きを用ひけむ。故鹿兒弓鹿兒矢と云は。大弓矢の稱なり。(鹿兒とは、只鹿の意にてこそ、弓矢にも名けつれ、若鹿の子の意ならむには、弓矢に名くべき由なし、書紀の註者たち、此處の考委からず、また香山の木を以て、造れる故の名ぞなど云るは、殊に非言なり、)さて加久弓加久矢の加久は。麻加古の加古と同じ。(今云、古事記に、天加久矢とかき、書紀には、天鹿兒弓とあり、上なる眞鹿兒は、麻迦古とあるに依て訓み、たゞ鹿兒弓とあるをは、加久矢に效ひて、己が私に加久弓と改めつ、そは加久弓加久矢と、相對へる名なればなり、)古と久と通音なり。(近江の郡名伊香は、和名抄に伊加古、萬葉十三に、伊香胡山とあるを、神名帳には、伊香具神社とあり、これ加古と加久と通ふ例なり、また金を萬葉に久加禰とよみ、圍を古言に加久美と云へり、また鹿兒の兒清べきこと、此に清音の久字を書るにて知べし、○今云、是も然しも清濁に拘はるべからず、其は天香山命を 天香語山命、天迦久神を、天迦具神ともあれば、加古とも加碁とも加久とも加具とも云しなり、然れど本は清音なること云も更なり、)さて古事記に。此には天之麻迦古弓。天之波々矢とかき。下に雉を射たる處には。天之波士弓。天之加久矢と云るを。相照して考るに。眞鹿兒弓。加久弓。波士弓一にして別物に非ず。眞鹿兒矢。加久矢。波々矢 にして別ならず 鹿兒とは。鹿兒を射る由にて。弓矢共に其用を云る名。波士は木名。波々は羽の狀にて。これらは其體を云へる名なり。(今云、なほ第百九段、波士弓波々矢とある處に註ふを見べし、)さて神武天皇紀に天皇。饒速日命の天羽々矢を御覽してかの天神の御子なりと云ことの。僞ならざるを知食し。また御自所御佩る。天羽々矢を示賜ひしかば。長髓彥がいたく蹶踏しなどを思へば。かゝる器なども。天上の朝廷のは。其 制。

此國の尋常のとは遙に勝れて。異なる狀にぞ有けらし。○天稚日子亦云々と云る亦は。天穗日命の。いまた復奏さゞる故に。彼神を忠誠ならずと思へるに對へて。此神も亦忠誠ならずと云るなり。（稚國玉神。師云下照比賣は。父神の御名の。大國主に對へて。稚國玉てふ名をしも負たるは。女神ながら。父神に雖けて。國經營に大なる功ぞ有けむ。されば當時成功も有けむ故に。今天若日子。此國を得むと欲ふ心から。此神を娶けゝし。○留住而。留は天國に歸らず。其まゝ此國に居るを云ふ。住と云言は。其處に長く住居するを云ふは。本よりの事なるが。長くは住らずとも。只男の女の許に通ひて。供に寢ることをも住と云へり。（此處は何れにても有るべし、猶男の女の許にかよふ事を住と云へることは、崇神天皇卷の傳に註べし。）（欲取は。袁佐米牟登欲布とも。志良牟登欲布とも訓べし。袁佐牟流は。長より活ける語なるべし。（また機の筬も同言なるべし。）（至八年は。必しも八の數に拘はらず。大凡に。八年ほどもといふ意なり。上の至三年もこれに同じ。

是時高皇産靈神。怪其久不來報而。亦問諸神等曰。天稚日子久不復奏。又遣曷神而。當令問其淹留之由問給矣。於是諸神等。及思兼神答白。可遣雉名鳴女焉。白之時。詔之汝行而。問天稚日子狀者。汝使葦原中國由者。言趣和其國之荒振神等也。何至八年。不復奏焉。往問詔之而。乃遣名鳴雄雉。則此雉飛降而。見粟田豆田。留而不返。故復遣名鳴雌雉。而令伺之。此於今諺云雉頓使之緣也。

曷神。字書に曷猶何也と見ゆ。○淹留は。師云比佐志久登登麻流と訓べし。字書に。淹久留也と見ゆ。（淹は比佐備とも訓べし、古言なり。）さて上に。天稚日子久不復奏とありて。また此に如是あるは。同語の重りて。煩しく聞ゆめれど。古文には如此る類多し。（漢のにも、古にはかゝる事多

し〕後世の文ならば。問其所由とぞ云はまし。
○雉名鳴女。師云雉は伎藝志と訓べし。〔雉之と、之を添て讀はひが言なり〕上の八千矛神の御歌に見ゆ。名鳴女とは。先伎藝志と云名は。其鳴聲を以負たる物なれば。〔凡て鳥蟲獸などに、其鳴聲を以て名とせる例多し〕己が名を呼て鳴意にて。名鳴女とは云なり。〔書紀に無名とかけるは借字なり〕さて此は。雉とのみ云ても事足れるを。又かく名鳴女としも云るは。御使に遣す處なる故に。人めかしき名を擧たる物なり。〔如此はかなだちたるが、古傳のめでたきなり、後世のなまさかしき心には、如此云を、淺はかに思ふ人も有なむか〕女と云は。凡て雌雄にかゝはらず。魚鳥などの名をば。何女と云ぞ古の常なる。〔此雉の事を口決に、神所遣平と云るはこともなし、書紀に、無名雉とあるに就て、天書に、天之後園神也、爲清潔云々、報命不得。又無功名故曰無名雉と云ひ、或説に、一人の微賤士を遣すを無名雉と云と云ひ、或は無名とは、其人の姓名を匿せるを云、など云説どもは、凡て後世のなま賢き漢意より云るなれば、取るに足らず、たゞ實の雉なり〕さて此度の御使に。かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは。如何なる所以にか測難けれども。漢籍どもを見るに。雉は。物聞こと聰く。又よく耿介を守る鳥なりと云れば。さる由にぞ有けむかし。〔禮記月令に、季冬之月云々、雉雊、註に、謂陽動則雉鳴而句其頸也、前漢書五行志に、雉者聽察先聞雷聲故月令以紀氣、また禮記に、士相見之贄、各執雉、註に取其守介不失節、など云へり、○詔之。此上に召雉などゝ云言の有べきに。無きは言を略けるなり。○汝行而の汝は。雉をさす。○汝使の汝は。天若日子なり。○言趣和。師云。和は夜波世と訓べし。記中に多く有て。和平とも平和とも見ゆ。萬葉二に。千磐破人乎和爲跡。〔今本に、此和爲を、那碁志と訓るはわろし〕また二十に。知波夜夫流神乎許等牟氣。麻都呂奴比等乎母夜波志。大殿祭祝詞に。言直志和志〔古語云夜波志〕坐且云々。倭姫命世記に。夜波志志都米など見えたり。〕○名鳴雉。名鳴雌雉。前に雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雄を別云へ

る故に。名鳴を上に付たるなり。○粟田豆田を字の如し。田ど布と訓る意は。麻生蓬生などの生なるべし。(舊事紀に、雉の外に鳩をも遣す由云るは、豆田につきての添言なるべし、)○令伺之。前に遣せる雉が返ざる由と。かねて天若日子が有狀を伺ひ視しめ給ふなり。○諺は。師云許刀和邪と訓り。抑、此許刀和邪てふこと。事態と言同くて。混けれど別なり。許刀は言。和邪は。童謠俳優禍などの和邪と同くて。今世にも。神また死靈などの崇を。物の和邪と云是なり。其は常にはたゞ。崇て凶き事にのみ云めれど。本は凶にも吉にもわたる言なり。斯て何事にまれ。人の口を假て。神の歌はせ給ふを和邪歌と云。言せたまふを言和邪とは云なり。(禍も、神の爲たまふ意を以て云ふ、俳優も神懸につきて云稱なり、石屋戸段に、神懸の態を爲て、大御神を招奉りしより云り、彼段を考合せて知るべし、)如此れば言和邪は。本は神の心にて。世人に言せて。吉凶ことを示喩たまふを云しが轉りては。たゞ何となく世間に徧く言ならはしたる言をも云なり。(諺字は、轉れる方に當り

て、本の意には當らず、)○頓使。頓は。比多と訓ことは。神代紀に頓丘此云毘陀烏とある此正き據なり。(また垂仁天皇紀に、不期死生、頓得爭力、また履中天皇紀に、自是後頓絶以、不黥飼部などもあり、)抑比多てふ言は。此餘も比多須良云々す。比多毛能云々すなど。今世にも云て。純一むきに爲事と。頻りて爲事とに云めり。(萬葉に、直土、直佐麻などあるも、純一と土のみ、麻のみなるを云へり、)比多と云々すなど云は。頻に物する由にて。比多使とは。今もまゝ言ふ語なり。然れば此の頓使は。前に遣したる雄雉が返らざる故に。また比多と雌雉を遣したるを云なり。(師說と甚く異なり、記傳と合考ふべし、口決に、頓使者急使也と云ひ、纂疏に。卒然差使之使也と云るなどは、唯に頓字の義をのみ思ひたる物にて、比多てふ言に當らず、非なり、)さて比多てふ言に頓字を當たるは。師云如何なる由にか。字書どもを考るに此字には。比多と訓べき義は見えず。然れども。神代紀の頓丘はさる物にて。巻々に必ひたぶると云べき處に。此字を用ひたるを思ふに。

いかにも據あるべく見えたれば。此はなほよく考ぶべし。(純字に屯音もあれば、若は此と通ふ例はなきにや、純は比多にあたれり、萬葉十二に、純裏衣と云あり、これら比多とも訓つべし、)

故其雉自天飛降而、居天稚日子門之湯津杜木之杪而。委曲如天神之詔命告矣。爾天佐具賣。聞此鳥之言而。語天稚日子言。此鳥者、鳴音甚惡也。故可射殺云進。則。即天稚日子。持天神之所賜天之波士弓。天之波波矢。而、射殺其雉。焉。爾其矢。自雉胸通而。逆被射上而。到高皇產靈神之座前矣。時高皇產靈神。取其矢而見行者。血著其羽也。爾高皇產靈神。此矢者昔所賜天稚日子之矢也。令何爲而來歟。矢羽血染者。蓋與國神相戰而然歟詔而。示諸神等而。呪之曰。或天稚日子不誤命。爲射惡神之矢之至則。不中天稚日子。有邪心則。天稚日子於此矢麻賀禮也云而。取其矢而。自其矢穴衝返之則。中天稚日子之。寢胡牀高胷坂而。立處身死矣。此者天稚日子。爲新嘗而休臥之時也、此世人所謂。返矢可畏之緣也。

門は、此國に淹留て住居家の也、此の家は何國なりけむ知りがたし。(出雲國にもやあるらむ、)○湯津杜木、師云湯津は五百箇にて。此は枝の繁きを云。(今云、湯津の五百箇なる由は、第十八段、湯津爪櫛の處に委く註へるを見よ、)五百津眞賢木。百枝槻百枝杜樹。五百枝賢木などある類なり。萬葉三に。五百枝刺繁生有都賀乃樹乃。など詠るをも思ふべし。(また湯小竹などある湯も、同く五百にて、繁きをいへり、凡て湯津を清潔の意とするは非なり、)杜木は。書紀に。此云可豆邏とあり。(また杜樹と作る處もあり、)古事記に。湯津楓とも。湯津香木とも書て。訓香木云加都良と見ゆ。(字

鏡に、楕加豆良とあるは、香木を一にしたる字なり。）さて和名抄に。楓和名乎加豆良。桂和名女加豆良とあり。（常には加都良には。桂字をのみ用ひて、楓字は。後世に加閉手に用ふ、されど楓は加閉手には非ず。）まづ楓は爾雅註に。似二白楊一葉圓岐有レ脂而香。今之香楓是也と云ひ。他の漢籍どもに。よく紅葉する物と云へり。貝原氏說に。楓は。其葉信に白楊に似て。兩々相對ぶ。賀茂祭に用ふるがつら是也○筑紫にてもかつらぎと云。其葉がへでより大にて。花はさゝげの花の如くにて。三四月に開く。形狀は。からの書に云る楓に似たれども。紅葉せず。香も無しとあり。（今考ふるに、賀茂祭に、葵と共に用ふる加都良は、信に香もなく紅葉ず、漢の楓には當らず。）次に桂は。今昔物語に。天暦の御時。もろこしより參來ける。長秀と云僧ありけり。五條西洞院なる處に。桂宮と申すは。其門前に。大なる桂木ありける故になむ名けゝる。彼の長秀もと醫師なりけるが。其木を見て。桂心は此の國にも候ひけりとて。其の枝を伐取せ。桂心を取て藥につかひけるに。漢のには勝けりとあり。此

加都良今も有て。全漢籍に云へるに同じ。（卽肉桂と呼ぶなり、今も有とは、桂宮なるを云には非ず、此の御國にあるを云也、）然れば古より有し物にて、源氏物語などに、加都良と云へるも此屬なり。但し漢籍にいふ桂は　御國には稀らにこそあれ。古書に加都良を云る趣は、何處にも〳〵。徧く有し物とぞ聞ゆる、故思ふに、今の世に多夫と云ふ木あり。何處にも多き物にて、其狀見分難きまで桂に似たり。（處によりて、陀母とも陀麻とも、藪肉桂とも云ふ。貝原氏云、葉は桂に似て、香すくなし、冬赤實なる、一種は、くすたぶと云ふ、葉白たぶの如くにて、殊によく桂に似たり、此の葉も桂葉と同じく、本より分れたる縱理三條あり、實は冬熟して黑し、香も桂にやゝ似て、味も辛し、右二種ともに、大木ありと云へり）かゝれば古に加都良と云しは、なべては此の多夫の木にて。其の中にはたまゝ。彼桂宮に在しが如き。眞の桂の交けむをも。一に呼しなるべし。右の如くなれば。楓と桂とは。近き類の木には非ず。甚異なるを。和名抄に同類の如く。牡牝を分て出せるは。元より同類

には非れども。名の同くて。混はしき故に。中昔のころ假に牝牡と分ち云しなるべし。(されど其は、殊に分て云ときの事にこそ有れ、常にはたゞ二ながら、加都良とのみぞ云けむ。)故和名抄の外には、牝牡の名見えたる事なし。(さて古事記などにあるは。楓か桂かと云に。香木とも書き。(字鏡にも楿加豆良と見え。)また古書中昔の書までに。人の門また庭などにも在しこと。また彼桂宮のなどを思ふに。桂の方なるべし。(但し源氏物語花散里巻に、さゝやかなる家の、こだちなどよしばめるに云々、大きなるかつらの木のおひ風に、祭のころおぼし出られて云々、是は楓とも聞えたるに、香も有げにきこゆ。虚々巻に、まつりのころは云云、前斎院は、つれづれとながめたまふ、おまへなるかつらの下風、なつかしきにつけても、わかき人々は、思ひ出ることゞもあるを云々、是も楓と聞えたり。)然るに古事記に。乎加都良に當たる楓字をも書たれば。たゞ加都良に用ひたる字を借けるのみ也。(古は言だに同じければ、其文字には拘らぬは常なり、)楓は香木と云べき物に非ず。漢籍には。香楓ともあれど。御國の乎加都良には香なきこと。右に云るが如し。(また古書に楓字を書るは、楓、香木とあるは桂と、二にも見るべけれど、楓字かける處も、香木どある處も、事のさま全同物と聞えて、二には非ず。)また書紀に。杜木と書るは。古杜字を當たる由は。心得難けれど。かの字鏡に。杜毛利。又佐加木とあるを思ふに。最よく榮ゆる木なれば。上代に是をも榮樹に用ひ。また神社などにも。殊に多く有けむ故に。やがて毛利にも此字を用ひしなるべし。(萬葉十巻に、志良加志にも、白杜樹とかける、加志をも古は榮樹に用ひたり、此彼を合せて思ふに、杜木と書るも、女加都良の方なりけり。)○委曲に訓云都婆良加爾と訓字なれども。此は麻都夫佐爾と訓べし。(此に上の八十神の御歌に見ゆ。)○杪は木末なり。○天神之詔命と。は。師云。右の汝使ニ葦原中國一者。云々とある詔也。(さて此は、此國に降りての處なる故に、天照大御神、高皇産靈神を、天神とは申せり、下も同じ。)神代紀一書に。其雉居ニ杜樹之

杪而鳴之曰。天稚彥何故。八年之間未有復命ともあり。○天佐具賣。師云書紀に。天探女此云阿麻能佐愚謎とあり。(今云、和名抄鬼魅類にも、日本紀私記云、天探女、和名阿萬乃佐久女、俗云、阿萬佐久女と見ゆ。師の引れたると異なるは、古寫本に依れるなり。)日本紀口訣に。天探女者從神譏女也と云ひ。纂疏に。に天稚彥之侍婢也。とあるなど然も有ぬべし。名意は。或人の。探女探他心多邪思也。と云る。此の意なるべし。(落窪物語に、なさくじりそ云々、あこきと云さくじり云々などある、あこきは女名なり、あこきを指て、さくじりと云るなり、源氏物語にも、さくじりおよすげとあり、此れ等のさくじりと云こと、佐具賣の名義にかなへり。)今世の諺に。天之佐古と云は此の名也。其も左右に人に悖ひて。心惡き者をなむ云める。(伊勢の飯野郡に、佐久米てふ村あり、名づけたる故は知らず。)萬葉三了「久方乃天之探女之石船乃。泊師高津者淺爾家留香裳とあり。代匠記に。此を說て云く。津國風土記云。難波高津は。天稚彥が天降りし時。屬て下れる神。天探女。磐舟に乘て此に至る。天磐舟の泊る故に。高津と號くと云へり。右の歌また風土記に依る時は。天より降れる神なり。然るを神代紀一書には。國神とありいかゞ。今思ふに。天と名にも負たれば。なほ天より降れりとせむか。(神名帳なる、攝津國東生郡、比賣許曾神社を、四時祭式、臨時祭式に下照比賣社とも號くる由あるに依て、此神社を、天若日子の妻になれる、下照比賣と心得て、右の萬葉歌をも、引合せ見るは非なり、かの比賣許曾社は、別神にて、其由緣應神天皇卷に見えたり、名の同じきを以、思ひ混ること勿れ。)○語言は。伊比那良久と訓べし。○甚惡也は。伊刀阿志加理と訓べし。師云阿志とは。不祥の意に云るなるべし。(阿志を、阿志々といふは俗言なり。)それに取て。また二意に聞ゆ。一には。詞の如く。たゞ鳴音を不祥と云か。二には。鳥なる故に。鳴音とは云へれども。實は言ことの趣を。天稚日子が爲に。不祥ことなりと云るか。○可射殺は。射殺賜比泥と訓べし。○云進則。師云。云は云々と言てにて。上へ屬り。進む勸むるにて。勵ましそゝのかすなり。

神武天皇紀に。皇師大擧將攻磯城彥。先遣使者徵兄磯城。兄磯城不承命。更遣頭八咫烏召之時。烏到其營而鳴之曰天神子召汝。怡奘過怡奘過。兄磯城忿之曰聞天壓神至而。吾爲慨憤時。奈何烏鳥若此惡鳴耶。乃彎弓射之烏即避去とある。此段に甚よく似たる事なり。○天之波士弓。師云上には天之加久弓とあり。其は用を云る名。此は體を云る名にて。同弓なること。上に云が如し。體を云とは。波士は木名にて。梓弓槻弓などの類に。彼士もて造れる弓なり。そは常には櫨字をかけり。和名抄には。染色具部に。黃櫨文選注云。櫨今之黃櫨木也。和名波邇之とある是也（天皇の御衣の櫨染これなり）波邇志とも波士とも云は。樺を加婆とも云と同じ。（また土師をも波士といへり）名義は。或人埴の色したる木なる故に云と云り。此木は今俗に。波是といひ。山漆とも云て。實をば蠟燭に造る。葉はよく紅葉する物にて。歌にも詠り。或人は。此木今も弓に造ると云き。（或云、木を切て見れば、其こぐち、外は白くして、内の心黃なり、其黃なる心を、弓には造るなり、物を染るにも用ふ、山に生たるを、山はぜと云て、里に生たるよりも、性宜しと云といへり）さて書紀に。梔弓と書れたれど。梔はくちなしにて。小木なれば弓に造るべきに非ず。（こは和名抄の同染色部に、梔子を擧て、唐韻云、梔子木實也、可染黃色者也と有て、此も黃色を染る物なるから、此字を當たるなるべし、或說に、波士を桑の類なりと云て、書紀に梔字を當られたるは、爾雅に、桑辨有甚曰梔、とあるによれりと云は、いと物遠く當らぬ說なりけり）○天之波々矢。師說に。書紀には天羽々矢と書れたり。上には天之加久矢とあり。其は用を云る名。此は體を云る名にて。同矢なる事上に云が如し。波々矢は羽張矢にて。羽の廣く大なるを云なるべし。（絹布の類の幅を省きて、波婆と云も、同じ例なるを思ひ合すべし、私記に、以鳥羽波久矢也、加重點者、云其羽之矢衆多也といひ、纂疏に、一雙之矢也と云るなどは、殊にをさなし、また古語拾遺に、大蛇を羽々と云、と云ることあるを引て解る說あり、いみじき強說なり）さて口訣に。作羽矢。於神

社納二羽矢と云ひ。また其後の說等に。三羽は中古よりの製にて。上代の矢は皆二羽なりと云。或は二羽と云は。鳥の至羽二なれば。矢に作る處は四羽なり。今も上刺の鳴鏑に此を用ふ。これ古の製なり。今蝦夷の矢も然なりと云り。今按に右の說等に。上古の矢は皆二羽なりと云は。實に然るべし。但し上古の矢。凡て二羽ならば。此羽々はいよゝ二羽の意に非じ。其故は。後世の如くなべて三羽ならむにこそ。二羽矢をば。分て其由を以ても名づくべけれ。なべて二羽ならむには。何でか分て二羽の由をもて名づけむ。然れば上古の矢は。二羽なりと云は然る說ながら。其意をもて羽々を解くは。却て後世の三羽によれる者なり。(其うへに二羽ならむを、羽々と重ね云はむ事いかが、若二羽の由ならば、直に二羽矢とこそ云め、二俣小舟、二鞘、また七枝刀、七子鏡など云名を思ふべし、古の例みな然なり、)と言れたり。此說に依れば。舊事紀に。天羽々弓。天羽々矢とある羽々弓も。むげに造言とも云がたし。其は出雲風土記に。天羽々鷲とあるも。羽張たる大鷲を云り。

と聞ゆるに思ひ合すれば。弓のはゞ廣く厚きは。力強き故に。大弓を波々弓と云けむも知べからず。(然れど師は、羽々弓と云るは、羽々矢に效ひて云へる造言なり、さる弓の名あることなし、と云れたり、猶よく考ふべし、)○逆被射上而は。師云。樹上に居る物を。下より射る矢なる故に。上へ射上らるゝなり。逆とは。上へ射上るときは。羽の方の下になりて行故に云り。○見行者は。美曾那波須禮婆と訓べし。(此詞のことは、第十一段の傳に註るを見べし、)○血染者は。知麻美禮多流波と訓べし。(染を麻美禮と訓るは、延喜本の訓を採れり、今俗言に、血マブレなど云ことあり、同語なるべし、)○示は岡部翁の。美世と訓れたるに從ふべし。○呪之曰は。師の登許比氐能理多麻波久。と訓れたるに從ふべし。師云。此事の例は。神代紀に。磐長姬大慙而詛之曰。天孫不斥妾而御者。生兒永壽有如磐石之常存。今既不然。唯弟獨見御故。其生兒必如木華之移落。また海神云々。乃以授彥火々出見尊因教之曰。以鉤與汝兄時。則可詛言貧窮之本。飢饉之始。困

苦之根而後與之。神功卷に。向天而呪詛。雄略卷に。指井而詛曰。此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。武烈卷に。眞鳥大臣恨事不濟。知身難免。計窮望絕。廣指鹽詛。遂被殺戮。詛時唯忘角鹿海鹽不以爲詛。由是角鹿之鹽爲天皇所食。餘海之鹽爲天皇所忌など見えたり。（此類なほあり。）古に其術ありしなるべし。（言の義は說請か、但し吉かれと請事に云るは見えず、たゞ人を凶くせむと請にのみ云へり、能呂布と同じさまにて、伊勢物語に、あまの逆手を拍てなむのろひをるなる、などあるも詛也、又麻士那布は、吉凶に通はし云り、されど麻士とは凶にのみ云へば、まじなふを善事にも云は、後の轉にやあらむ、さて詛字は、請神加殃謂之詛、また謂祝之使沮敗也など注せり、）と有り。此說の如くなるべし。（但し信友說に、コトヒは利請なり、トはス、ド、スルドなどのトにて、神に某を云々令在給へと、せめて利く請ふなりと云り、然も有らむか、猶記傳十三卷三十八丁の師說見合すべし。）○或は母志と訓べし。○不誤は。多賀閉受と訓べし。○

惡神は。阿良夫琉神と訓べし。（前にもありき。）○爲射は。師云。伊多理志と訓べし。右に血著其羽とあれば。此は惡神の身を射通たりし矢の來れるか。と御思したる意なればなり。（爲字を、多理志てふ辭に當て書るなり、かゝる書法も記中に例あり。）○至則は。來都流那良婆と訓べし。○不中は。師云。岡部翁の阿多良邪禮。と訓れつるに從ふべし。（麻賀禮とあるに對へれば、阿多良自と訓はわろし、）○邪心は。師云伎多那伎心と訓べし。此は天神の命に背奉りて賊害心を云り。御所へ矢を射上たればなり。（また血著其矢羽とあるを、此へも係て見ば、有邪心とは、御使の雉を射たるかと御思て詔ふとすべし、當時葦原中國に、他に天神の御方として、天若日子に敵ふべき神は無ればなり、されどこは、只御所へ矢を射上たるにつきての事とのみ見るぞ安らかなる、）○麻賀禮は。師云まづ萬の吉善を直と云に對ひて。萬の凶惡を麻賀と云。（今云此事は、第二十四段の傳に委く註せるを見よ、）故に御禊段に禍とかけり。偖そは體言なるを。用言にしては。麻賀流と云。（歌といふ

體言を、用言には宇多布と云ひ、綱と都那具、雲と久母流のたぐひ、皆體と用との差別なり。)物の形の枉曲も。其中の一なり。されば麻賀禮と云は。凶くなれと云ことにて。意はすなはち死ねと詔ふ也。(死るは即ち凶くなるなれば、麻賀流といふなり。)さて然して死むは、災害なれば。かの禍字を書るとよく合り。(次に引る祝詞に、高津鳥殃とあるをも念合すべし。)○矢穴は。師云。下國より。天上へ射徹たる孔なり。(古傳の趣をえしらず、頑なる漢意に溺れて、なまさかしき人は、此矢穴を疑ひて、下國と天上との隔に、板などの如き物あるが如く聞えて、陋しとや思ふらむ、上の御誓段に、堅庭者於二向股一蹈那豆美といひ、又天之眞名井もあり、また畔離溝埋なども、皆天上のことなれば、矢の通り來たる穴も無くは有べからず、若シ此穴を陋しとせば、かの堅庭も眞名井も、畔も溝も、みな陋しからずや、されば延佳が當レ作二天空一と云る、天空こそ、なか〳〵に陋しくこちなけれ、また師も、此穴をいかゞとや思はれけむ、強て矢之美知と訓れき、道ならむには、何でか穴とは書む、さばかり古の意をよく見明らめて、萬世までの師と仰ぐべき人すら、なほかゝれば、古を知るは、いと難きわざになむ。)○衢返は都伎加閇志と訓べし。さて上件の如く詔ひて。如此爲たまふは。呪ひ給へるなり。○胡床。師云。和名抄に。胡床ハ風俗通ニ云。靈帝好ム二胡服ヲ一。京皆作ル二胡床ヲ一。此間名阿久良と有り。(書紀にもかく訓り。)古事記には。此にのみ胡床とありて。末に處々あるをば。みな呉床と書り。同物なり。(漢國にて胡床と名けしは、胡國の制にならへる故なるを、御國にて此等の字を書は、其制をうつせる故には非ず、たゞ漢國にて胡床と云物の狀に、やゝ似たるを以て、其字を假れるのみにこそあれ、其制はもとより御國のなり、故師は、此らの字を用ひしはわろし、直に高座などゝこそ書べけれと云れき、信にさることなり、胡床を呉床とかき、胡桃をまた呉桃とも書る由は、第九十七段に云り。)雄略天皇卷に。立二大御呉床一とあれば。いと高き床と見ゆ。(凡て何にても立とは、其形狀の高き物ならでは云ぬことなり。)阿具良てふ名意は。揚座ならむ。と師

の云れしさも有なむ。(或說に、編座の意とせるは由なし、さて今俗に平座ることを、阿具良加久と云ことのあるは、胡床に坐ときの坐ざまなるを云にや。)其は後方に倚かゝる物ありて。後世の椅子などの屬の狀したる物にや。とも思はるれど。上に寢たりと有れば。此なるはやゝ廣き床と聞えたり。(左右近衞府式に、凡胡床三百基、緒料緋絲、基別八兩、塗料漆基別一合、隨損申宦請とあり。)○高胸坂は。師云仰に臥たる胸のさまの。坂如て高きを云名なり。(然るを如此あるにならひて、胸とあるを、何處も〳〵、多加牟那佐加と訓は非なり。仰に臥たる處にこそさは云へれ、凡て胸の古名には非ず、また書紀に、タカムナサキとも訓るは、もと古事記に依て、タカムナサカと訓る本を見て、また心前と云ことも有を思ひて、能も考へず妄にさかしらに改めたる誤也。)書紀には。高胸に書て。此云多歌武娜娑歌とあり。遷却祟神祝詞に。又遣志天若彥毛。返言不申氐。高津鳥殃爾依氐。立處爾身亡支とあるは。御使の雉を射たりしに依て。此殃に遭るを云ふ。高津鳥の事の殃と云意なり。(天より降れる鳥なる故に、高津鳥とは云なるべし。)○新嘗は。邇比那閉と訓べし。(其由は、既に第四十二段の傳に注へりき、此事を、借朝家と云るは誤なり。)さて新嘗のをりは。既に云へる如く。甚じく齋ひ愼むこと。古の道なるに。天稚日子さる忌憚なくして。仰に胡床に臥せる。其高胸坂に。返矢を受たりしは。天照大御神の詔命に違へる冥罰に依て。果して高皇產靈神の詛言に。率りたるにぞ有ける。穴畏。○返矢は。舊く。加倍志夜と訓るに從ふべし。世人所謂とあれば。古事記。日本紀を御撰ありし頃にも。よく人の畏り云ること〻聞えたり。口訣に。軍陣箭入時。敵射返其矢則矢不利矣。と云るをも思ひ合すべし。(また或說に、弓道に、百千里外の邪神梟敵を射殺す術あり、尋常人の所爲なれども、誠心至るときは、其驗いと著きを、況て天神の御所爲なれば、神異き驗の有しこと、何ぞも疑はむ、と云るも然る言と聞ゆ。)

故其天稚日子之妻。下照比賣之哭聲。與

風響而到天矣。於是在天天稚日子之父。天津國玉神。及其妻子等聞其哭聲而。知天稚日子之死而。遣疾風神。擧尸而致天。便造喪屋而殯之。即河鴈爲伎佐理持。鷺爲箒持。雀爲碓女。鷦鷯爲哭女。鴗爲尸者。鷄爲綿造。翠鳥爲御食人。烏爲宍者。凡以衆鳥任事。如此行定而。日八日夜八夜爲哭遊矣。

與風は、師云。加是能牟多と訓べし萬葉二に、浪之共彼縁此依、また風之共靡如久、十に、峯上爾零置雪師風之共。此間散良思。十二に。風之共雲之行如。十五に。可是能牟多與世久流奈美爾、この餘もおほし○響は。聲の餘の長引をも、また聲の遠所へ引行をも云ふ。○到天の到は、師云。伎許由とも訓べけれどなほ伊多留と訓べし。藥師寺佛足石讚歌に。美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利。云々。萬葉十に、呼音之不至者疑などあり。○在天は。其妻子と云までに係れり。○

聞其哭聲而は、師云凡て人の死りぬるを哀みて哭には、其人の此世に在しほどの事などをも言つづけ、また人麻呂が妻に後し時の歌に。爲便乎無見、妹之名喚而袖曾振鶴、とよめる如く。其名をも呼ゆゑに。今彼哭聲を聞て、天若日子が死りしことを知るなり、(纂疏に、天國玉聞其哭聲。謂天耳通。又以父子同氣。諳知其死也、とは何ごとぞや、凡て神代の故事を、漢意にて見るから。かかる言痛き説は出來るぞかし、)○疾風神、疾風は波夜知と訓べし。和名抄に。暴風漢語抄云。八夜知、(又能和岐乃加世、)とあり。天孫本紀に。饒速日命の死れる處に。高皇產靈神の命以て。速飄神を遣して。其屍を天上に致せること見ゆ、(又速飄命ともあり、)同神と聞えたり。和名抄に。文選詩云。廻飄、兼名苑云。飄者暴風從下而上也、(和名豆無之加世、)とあり。飄の吹さま。馬の廻毛に似たれば云ならむ。神名式に。出雲國意宇郡に。筑陽神社。同社坐波夜都牟自和氣神社。(風土記同郡に、在神祇官と云る社の中に、調屋社同社とある是なり、抄に餘戸里に在といへり、)島根郡に。

久良彌神社。同社坐波夜都武自神社あり。(風土記同郡に、在神祇官とある社の中に、久良彌社同社、波夜都武自別社とある是なり、抄に、久良彌社同社在餘戸里本庄村、加波阿氣谷といへり)國史に。仁壽元年九月乙酉。出雲國速飄別命授從五位下とあるは。右二社の中に何ならむ。(さて波夜知を、また波夜氐とも云、夫木集に、波白む沖の早手や强からし生田の礒に寄る釣舟、とあり)○擧尸而致天云々。此天稚日子は。天より降りし神なれば。屍を擧て。天上にて喪事を行はむとするなり。(古事記の傳といたく異なり)○喪屋。師云まづ喪てふ言は。麻賀事の切たるにて。(麻賀を切れば麻、許登を切れば許にて、其麻許を切れば、母となるなり。)死たる事のみにも非ず。何事にまれ凶事を云なり。然れば萬葉五に。靈剋內限者平氣久。安久母阿良牟遠事母無。裳無母阿良牟遠。十五に。伊麻太邇母。毛奈久由可牟登。また。多婢爾氐毛。母奈久波夜許登。(六帖また伊勢物語に、我さへ裳なくなりぬべきかな)是等の母那久は。無恙と云意なり。死は。有が中にも凶事なる

故に。其時の事を。凡て母と云て喪字を當たり。斯て喪屋は。屍を斂置て。其事どもを行ふ處なり。古へ天皇の崩坐る時。葬奉るまでの間。殯宮と申すに坐せ奉て。阿賀理し奉し例を思ふに。(殯宮の事は仲哀天皇卷に委く註すを見べし)上代には。凡人も喪屋を作りしなるべし。(書記纂疏には、即喪屋謂殯宮と註たまへり)○河鴈。師云此名。此と書紀の海神宮段一書に。時有川鴈嬰羂云云とあると。二を除て餘には見えず。然るはたゞ鴈をかくも云るか。(口訣には然注せり、又は川鳥などの如く、一種別にあるか、纂疏には、謂鳧鴈之類とあり、こは鳧の一種に、加留と云ありて、古書どもに、加理之子と云は、其子なれば、此をも思ひ、また鴈をも棄ず、兩方をはづさじとて注されたるか、若然らば信られず、又は河に住鳥の類を、凡て河鴈と云し據ありて、其意に如此注されたるか、其はさることなれど、此は種々の鳥どもを、並擧たる中の一なれば、總名にては稱はず、一の鳥名なり、川千鳥などは、只千鳥にて、濱千鳥、礒千鳥なども云て、河に在を云なれば、此の

例と異なり。）なほ熟尋ぬべし。○鷺は。和名抄に。崔禹錫食經云。鷺色純白。其聲似人呼者也。和名佐岐とあり。（本草和名に、鷺一名鸒、和名佐岐、字鏡にも鷺佐義とあり、たゞ同じことなり。）○雀は和名抄に。雀和名須々米とあり。雄略天皇大御歌に。爾波須受米とよませ給へり。（古事記に、雀字は、大雀命。雀部など佐邪岐に用たれど、書紀に、佐邪伎には、鷦鷯と書て、此は以雀爲舂女とあれば、なほ須受米なり、）然るに本草和名には。雀死和名須々美とあり。（和名抄にも、雀鷂漢語抄云、須々美多加とあれば、古へは須々美とも云るなり。）○鷦鷯は。和名抄に。佐々木とあれど。美曾佐々伎とも云由は。既に註へり。（第七十九段の傳見べし。）○鴗は。下に翠鳥とあると同鳥なり。（委くは第九十九段、大國主神の御哥、蘇邇杼理の處に註せるを見べし。）○鵄は和名抄に。本草云。鴟（亦作鵄）一名鳶（和名度比。）爾雅註云。鳶一名鷂。喜食鼠而大目者也（漢語抄云、久曾止比。）とあり。（本草和名に、鵄頭和名、止比乃加之良と見え、字鏡に、鳶、鷠、鴟、鵄、鳴などの字を、止比とあり、蔦鵄鳶などを、左支とも有は誤なり、）○烏は和名抄に。唐韻云烏孝鳥也。爾雅云。純黑而反哺者謂之烏。兼名苑云。一名鵶。（字亦作雅）和名加良須とあり。○伎佐理持。師云書紀に。持傾頭者とあるを。私記に。師說に。葬送之時戴死者食。片行之人也と云り。此說持傾頭の字に拘らで如此註せるは。如何樣にも據ありつと見ゆ。此に從ふべし。（口訣に、助尸傾也と云、纂疏に、謂擧死人之頭首者也、と云るなどは、只字をのみ思ひての强言なれば、云ふにも足らず、また氣去時頭傾ゆゑに、伎佐理持と云、と云るなども更に由なし。）さて書紀に。持傾頭とは。いかなる由にて書れたるにか。詳ならぬを。此字と。私記說とを合せて熟思ふに。笥飯背垂持と云ことならむか。（祁比は伎、勢多は佐と約まる。）背垂とは。俗言に。物を負を勢多良負。と云ことあり。（そは肩よりかけて、背へ垂負と云意なり。）されば私記に。戴とあるは。正しく頂上に置にはあらで。頭を前へ傾俯きて。項より背へかけて。飯笥を居て行なるべし。故書紀に傾頭とは書るか。若然らば持

字は。傾頭を持には非ずて。持て傾頭なり。（然らば持食傾頭者などゝこそ書べきに、食など云字なくて、只に其持たる狀をのみ書るは、いかゞなれども、此は若くは、食字などの有しが、後に脱たるか、さらずとも如此する役は、他事には例なきを、たゞ葬にのみ有て、頭を傾け俯て行がめづらしき故に、其形狀をもて名けたれば、其意を得て、字も形狀をもて書るにや有む）また事は右の如くにて。名意は頭傾背垂持にても有むか。（加夫志は伎と約まる）さて右の如くして持行ゆゑに。其飯の名を、頭傾背垂と云を約て。伎佐理と云ならはしたりけむ。其伎佐理の飯に持意なり。（如此見るときは、書紀の傾頭の二字、即飯のことなり）さて私記に。片行とあるは。中に向字など脱て。片向行などにや。然らざれば。片行と云こと心得がたし。（彼此に此片行に、傾頭字の意ばへありげに見ゆ）武烈天皇紀に。鮪臣が戮されし處へ。影媛が逐行てよめる歌に。拖摩該儞。伊比佐倍母理。拖摩暮比儞。瀰逗左倍母理。儺岐曾裒遲喩倶謀。柯㝵比謎阿婆例。於是影媛收埋云々とあるなど。

事のさま。よく戴死者食行。と云るに似たり。（大嘗祭式に、齋場より大嘗宮へ、兩國の供物を渡す行列の中に、戴御膳案女八人とあり、是も葬事に非ざれども、事の狀は似たり）さて河鴈の頸のさま。此伎佐理持の形狀に類たることとある故に。此役を充たるなるべし。（今予郷の風俗に、送葬に水持と云者あり、死者の乳母か何ぞ、親しき婦人、白物を服、頭をも白き布などして結て、水を盛器を以て、最先に立行なり、かの影媛歌に、玉琬に水さへ盛、とあるによく當れり、されば此伎佐理持も、諸國の葬の風を尋ねば、今も似たること必ありて、名ものこれる事も有ぬべし）○箒持は。波々伎持なり。師云書紀に。持帚者と作り。（古事記には掃字を用ふ、此字を帚に用ふる例は、字書に見えねども、波々伎は羽掃の意にて、躰用の差のみなれば　御國には、古通はし用ひけむ、萬葉十六にも、玉掃とかけり）此は葬の時。帚を持て行者を云なり。後世にも葬ならでも。此事は行こととなり。（口訣に、葬而掃喪屋人也と云るは稱はず、若それならば、帚人などゝこそ云べけれ、帚

持としも云るは、持て行故の名なり、台記に、久壽二年十二月十七日、傳聞、今夜亥刻高陽院入棺云々、即奉遷福勝院云々、出御之後、民部大夫重成以竹箒拂御所とあり、口訣の說は、かかる事も有しを思ひてなるべし、）さて此役を、鷺に任したるは、毛冠の帚に似たればなり○碓女は。師云宇須賣と訓べし、書紀には春女とあり。（都伎賣と訓れど、此も宇須賣と訓べし、今世にも、米を春男を、碓之者と云稱あり。）さて女は。部の意ならむかとも思へれど。なほ字の如くなるべし。（女の稲春こと、萬葉十四の東歌などにも見たり。）さて此役は。まづ和名抄祭祀具に。粢餅。漢語鈔云。粢之度岐祭餅也。粿米漢語抄云。加之與禰淨米也。糈米。離騷經注云。糈精米所以享神也。和名久萬之禰とある。（糈字は精の誤なり、精を俗に糈に作る、と字書にあれば、これより誤れるか。）粢米は。今いふ白餅。粿米。糈米は。今云洗米なり。然れば上代に。殯にも此等の物を奠し。その米を春女なるべし。（若たゞ飯の米ならば、其を春者とて、別に擧べきに非ず、右の物は、米のまゝにて奠れば、春が其制なる故に、其役者を擧たるなり、但し予郷近き里々にて、人死ぬれば、庭に多く臼を立て、ことさらに米を多く春わざあり、他國にもさるわざ有べし、これ上代の儀ののこれるにや有む、此を以思へば、奠の米のみにも非ざらむか、又口訣に、爲粢哺尸と云るはわろし。）さて雀に。此役を任せるは。谷川氏說に。雀取躍而不歩。如春也と云へる。信にさも有べし。○哭女は。師云那伎賣と訓べし。（仁賢天皇紀に、哭女此云儺倶謎とあれども、こは人名にて、此と別なり。）さて此も谷川氏說に。嘗聞紀熊野若家有死人。傭饒舌婆子。令之哭。告郷黨。隨價高低有哭泣輕重云。（此事は己も聞り、隨價高低とは、一升哭、二升哭など云て定むとぞ。）鷦鷯取其來于簷下善鳴也と云り。（今云古事記には、雉爲哭女とあり、彼も聲高く鳴鳥なれば、哭女に合へり。）○尸者は。母能麻佐と訓來れり。（此と綿造とは古事記になし。）師說に。尸者と云ものは甚疑はし。其故は。まだ漢國にて。尸と云者は。神象也と禮記にありて。先祖の祭祀に設くる

者なり。(男を祭るには男、女を祭るには女を用ふ、さてそは、孫爲二王父尸一とありて、孫を尸にはするなれば、父は却りて、子を父として祭ることとなり。)然れば此尸と云者は。彼國にても。古の風俗にこそあれ。甚有まじき事なれば。後世には絶て無き事なり。況て御國には。さるわざ有べくも思はれず。(然れば書紀に、尸者と書れたるが當らぬにや。)口訣に。尸者。著二死衣一而謂レ弔と云るは。死人の著衣を著て。弔に來たる人に見ゆる人と聞えて。漢の尸とは同からぬを。漢籍の趣にすがらで。如此註せるは。當時さる風俗の有しにや。然も有むには、尸に似たる所もあれば。書紀に尸者と書れたるも。悪からぬにや。(左右に疑はし。)とあり○綿造は。私記に。謂下今以レ綿漬レ水沐二浴於死者一之人上耳とあり。(されど師は其はかりの綿は、甚少なれば、それ造者とて、別に充べくもあらず、故レ思ふに、屍のゆるがざらむ料に、棺内の空處を、上代には、綿してぞ塡めけむ、其綿は、多くいることなれば、それ造者を云にや、されど是らは、いと定めがたき事なりかし、と云れたり。)さて鵄を此役に任せるは。其嘴するどくして。綿を解に便あるに取れるか。○御食人は。師云殯の間。死人に供る饌を執行ふ人なり。(殯に進二奠事一、書紀に、天武天皇の崩坐し段に見えたり、)さて此役を。また翠鳥に任たるは。谷川氏説に。能取レ魚故也と云り。(此鳥のよく魚とることは、漢の諸書にも見えて、爾雅集注に、鴗小鳥也、色青翠而食レ魚、江東呼爲二水狗一、似レ雀小鳥青也、一名天狗、象名苑云魚虎と、釋紀にもいへり、)○宍人は。私記に庖丁之類也といへり。死人に供る獸肉を料理行ふ人なるべし。(師は上の御食人と、同一に云れつれど、然は有まじく所思ゆ、)宍人部と云部の有るにても知るべし。(此は[illegible]天皇紀に見ゆ、)さて鳥を此役に任せるは。此鳥よく。死たる獸の肉むらを食へばなり。○凡以二衆鳥一任二事一は。師説に。如何なる所以とも慥には知られねど。姑く。纂疏に。稚彦有二雉禍一。故以二衆鳥一任二葬官一。類レ之也。とあるに依て有なむか。(今云、栗田土麻呂説に、神代に鳥の禍にて死たる者は、かく鳥どもに行はしめ、獸の禍にて死たる者は、獸に負せて行はし

め﹂事の有けむも知がたし　今世に、病犬に喰れたる者、死る時に、物食ふ状も、吠る聲も何も、さながら犬の状に、なりて、死ぬることも有は、奇しき事なるに就て思ふに、天稚彦が、高津鳥の殃により死たるは、雉に喰れたるには非ざれども、射たる雉の血の付たる矢に中りて、死たれば、雉に喰れたるも、同かるべし　斯てもし死る時に、鳴聲も何も、雉の如くになりて死たるには非ざるか、もし然もあらば、やがて雉なれば、鳥どもに負せて、葬事を行はせしにも有べし、犬に喰れたる者の、奇しき状をなすに就て、試に云なりと云へり、此は纂疏の說を助べき說なれば、因に記し出つ﹂凡て神代には。尋常の意を以ては。測りがたき事ぞ多かる。〔抑。天若日子は、前にも云る如く、いみじく罪深きさまに、殊に貶して言傳へたりと見ゆれば、此喪のほどにも、甚く疎みて、集ふ人も無りけむ、故せむ方なくて、鳥どもには事を負せたるなり、とも云べけれど、次に日八日夜八夜遊、とあるを思ふに、然のみ事欠たる喪のさまを云る語の勢には非ず、凡て古文を見るに、其

とは云はねど、凡ての語の勢にて、大旨の意ば、は知るゝものぞ、口訣に、使二衆鳥一辱レ尸也と云ひ、卜部兼倶說に、上古野葬にして、鳥に食するなりと云るなどは、例のなまさかしき、後世意なれば、論にも足らず﹂と言れつるは。信に然ことにて。測がたき事には有れど。佐藤信淵言に。鳥獸といふ中に。鳥の風に乘りて。虚空に翔るを思ふに。本より天に生て天に屬き。獸は地に生て地に屬る物と思はる。然れば此なる衆鳥どもは。天と國との御柱たる。風神に從ひ降りて。天稚日子が屍を。天に致しけむ故に。其衆鳥を喪事に任たるにや。凡て鳥は。風神に從ふ物と思はる。と云り。此言の面白く聞ゆるに就て熟思ふに。信に獸は。盡く土に屬たる物と聞えて。伊邪那岐。伊邪那美命の。國生給へる後に聞ゆるを。衆鳥はいかにも。天に生て。天に屬る物と見えたり。其はまづ天地初發の時に。伊邪那岐。伊邪那美命の。御合坐むとするに。其術を知看ざりしかば。鶺鴒飛來て。其首尾を搖せる。是鳥の見えたる始めなるが。此時しも。未國土は生給ざりしかば。天よりならで。

何處よりか來らむ。(但し其飛來れることは、不意に似たれど、信には産靈神の産靈に因けむことは、其處に委曲に註るが如し、第六段の傳を見て知べし、然れば此を、天使者の始とや云べき。)さて上に。雉名鳴女を御使に降し賜ひ。今また喪事に乘鳥を任し。(また神武天皇の御世に、建角見命の、八咫烏と化て降れるも、天神の御使なり、また是に依て思へば、同天皇の御弓に止れる、金色の鵄も、天より降れる御使なること、云も更なり、然れば此事も、鳥の天使者なる證となすべし。)上に。八千矛神の御歌に。伊斯多布夜。阿麻波勢豆加比とあるは。師說の如く。伊曾伎飛や天馳使にて、使を虛空飛鳥に譬給へりと聞え。(第九十八段の傳見るべし。)允恭天皇卷に。輕太子の御歌に。阿麻登夫登理母都加比曾、天飛、鳥も使ぞなり。)と詠まし、萬葉十一に。「妹に戀ひ。寐ざる朝明にをし鳥の、是ゆ飛渡る妹が使か。十五に。「天飛や鴈を使に得てしがも。奈良の都に言告やらむ。など詠るに思ふに。上代に乘鳥を、天使といふ諺の有しこと炳し。(なほ允恭天皇卷、輕太子御歌の處に註を見るべし。)また是に因て猶思ふに。鳥は凡て風神に從ふ物と思はる。と云說も。實然ことに聞ゆ。そは巨細に言ざらむも。乘鳥の有狀を熟視たらむには、誰も自ら思ひ得つべし。○行定而は。師云。於許那比定米氐と訓べし。於許那布とは。事を擬ひ掟るを云て。中昔までも此例多し。(延佳本に、行を於伎氐と訓るも、意は合へり、)凡て於許那布てふ言。後世には。たゞ重く用へども。古は輕くも多く用へり。允恭天皇紀の歌に。區茂能於虛奈比とよみ。(古今集には、くものふるまひとて入る。)土佐日記に。米魚などこへば。おこなひつ。(一本には、賜りつあり、)落窪物語に。いりたちて。此は雜色所ぞなど定めて。とせよかくせよなど行ひて直さず。など見ゆ。(なほ此餘に、枕冊子に格子を上ることを、御格子於許那布と見え、源氏須磨卷に、近き所々の御庄のつかさめして、さるべき事どもなど、良淸朝臣したしき家司にて、仰せおこなふもあはれ也などあり、)○日八日夜八夜。師云八日は。八夜に對ひたれば。耶比と訓べきが如くなれども。猶耶加と訓べし。倭建

命段歌。迦賀那倍氏、用邇波許々能用、比邇波登袁加袁。これ夜に對へても。日は伊久加と云證なり。(さて八日は、古今集などに、耶宇加と見え、常にも然いへど、そは音便にて、耶を延たるものにて、古言の正しき例には非ず。)さて此二日三日八日十日などの加は。日數を云言にて。彼御歌の迦賀那倍氏も。日々竝而にて。日數を竝べ計ふるを云なり。(屈竝、考へなど云説は、みな非なり。)加とは。氣を通し云る言にて。氣は。經日數の長きを。古事記また萬葉の歌に。多く氣長と云ひ。また毎日を。朝爾食爾と多くよめる氣是なり。(食は借字なり。)さてその朝爾食爾を。或は朝爾日爾ともよめるを以て。氣は日數なることを思ひ定めて。かくて氣は。來經の切りたるなり。來經と云ことは。倭建命段の歌に見えたり。なほ彼處に委く云べし。(景行天皇卷四十年十月の處の傳見べし。)されば二日三日など云は。二來經三來經と云ことなり。(師説に、此加を數の略なり、と言れし說はわろし、さて二日より以上は、みな伊久加と云を、一日のみは、比止加とは云ぬは、いかなる故にか、未思得ず、凡てかゝる言は、神代のまゝの古言なれば、必所由ありなむ物ぞ、また二日七日は布多加、那々加と云べきを、多を都、那を奴と轉し云は、たゞ何となく、通音にいひなれたるものなるべし。)さて日數を計へて。幾日と云には。夜も其中にこもれるを。此の如く。八日八夜などゝ分て云も。古語の文なり。(此は八日の間、夜も晝もと云意ならむと、思ふ人も有ぬべけれど、左に引く鎭火祭詞なるは、其意なき例を思ふべし、(鎭火祭祝詞にも。夜七夜晝七日。(下の夜字、今本には日と作れども誤なり、元々集に引るに、夜と有を用ふべし。)山城風土記にも。神集々而日七夜樂遊とあり。(さて此の八も、例の彌の意にて、たゞ幾日もと云意か、また正しく八日八夜にも有べし。)(哭遊矣は。斯奴備阿曾備伎と訓べし。師云遊とは。管絃歌舞たぐひを云て。樂字に當れり。(石屋戸段にも云、また仲哀天皇卷に委く云ふ。)さて上代には殯時も。むねと樂せしこと。此餘も古書にあまた見ゆ。(委くは允恭天皇卷、天皇崩坐し處に註すを見るべし。)さて喪に如此く樂

せしは。何の所以ぞと云に。まづ人の死たるは。彼天照大御神の。天石屋に隱坐て。世の闇夜になれりしに類たる故に。其時の故事をまねびて。歌樂て。其人を。復此世に還り給へと。招禱る意より起れり。然るを書紀に。哭悲歌へる事のみ云て。樂のことを記されざるは。御國の古禮を忘れて。純に漢ざまに書成されたる物なり。悲歌とのみにては。古意に背ける物をや。（樂は死人を再還れと云意にて、おもしろき態をするなれば、たゞ悲歌のみには非ず、思ひ混ふること勿れ、喪に樂せむこと、有べくも非ず、と思ふは漢意なり、其するも、本悲みのあまりなれば、何事かあらむ、凡て古への事を、漢國に例なきをば疑ひて、左右に言まげて、強て漢にかなへむとするは、學者のくせなり、後漢書といふ漢籍にさへ、皇國の事を記せるには、其死停レ喪十餘日、家人哭泣不レ進二酒食一、而等類就歌舞爲レ樂、といへるものにや、

是時味耜高彦根神。昇レ天而。弔二天稚日子之喪一之時。天稚日子之父母親屬。其妻子等。云二我子者不レ死而在矣。我君者不レ死而坐矣一而。攀二牽手足一而。且喜且慟矣。其過之由者。此二柱神之。容姿甚能相似。故是以過之也。於是阿遲志貴高日子根神。大怒而。我者愛之朋友之故。弔來耳。何哉。以レ吾比二穢死人一云而。拔二御佩之十掬劍一而。切二伏其喪屋一。以レ足蹶離遣矣。此卽落而成レ山。今在二美濃國藍見河之河上一。喪山云山是也。其御刀之名。謂二大葉刈一。亦名謂二神度劍一。世人惡下以二生者一誤二死者一事上。此其緣也。

味耜高彦根神は。天稚日子の妻。下照比賣の御兄にて。事代主神に坐ことゝ上に註へり。（第百三段の傳見るべし。）〇弔は登夫良比と訓べし。問と同言なり。（訊聘諮等の字を、登布とも、登夫良布とも

訓るを以て辨ふべし。)但し登夫を延て登夫良比と云は。抑を淤曾夫良比と云ひ。引を比許豆良比など云ふに同じ。(第九十八段の傳に云るを見べし。)○父母親屬は。父母宇加良夜良加と訓べし。(但し此は。書紀の正書に採て記せるが、本に、親屬の二字に、チ、ハ、ウカラヤカラと訓付たるは、父母字を脱せること疑なければ、今補ひて記せるなり。)神代紀に。族を宇我邏と訓み。顯宗天皇紀に。屬また親族。安閑天皇紀に。同族など有り。師云宇賀良は生族か。夜賀良は家族の意か。なほよく考ふべし。と有り。然もあらむか。(猶記傳、安康天皇卷見るべし。)(我子者云々は。父母の言なり。○我若者云々は。妻子等の言なり。(師云書紀に此の若を、シナキト訓を付たるは、古さる稱も有つらめど、慥なる據も見えず、例も無れば從がたし、シナキは爲那君の轉れるにや。)さて此妻子どもは。天若日子いまだ葦原中國に降らざりし以前の妻子どもなり。○坐矣。上は父の言なる故に。有けむと云ひ。此は妻子等の言なる故に坐といへり。○攀ニ牽手足一而。攀牽は古本に。都加美加々理と訓るに從ふべし。(こは信友が校たる古寫本の訓なり。)萬葉四に「戀は今はあらじと吾は念ひしを。何處の戀ぞ附見繫有。」また十六に。「家に有し櫃に鏁刺し藏めてし。戀の奴の束見懸而。」など有て古言なり。(また四に、「衣手に取とゞこほり哭兒にも云々、また二十に、から衣すそに取つきなく子らを、云など有も、此の狀によく似たる歌なり。)○且喜且慟矣は。師の用呂許備母志。麻刀比母志伎と。訓れたるに從ふべし。○過は。高日子根神を誤りて。天若日子ぞと思へるを云ふ。○容姿は記傳に加本と訓て。加本とは。先は面の形樣を云名にて。總ての身體の形樣までを兼たり。(書紀に、容姿、形容貌容なとの字を、皆然訓るにて心得べし)今世には。只に面を指て加本といへども其は違へり。(此の二柱神の相似たるも。只面の形のみならず、總ての身體の形樣までを云なれば、今世人の心には、此容姿をも、加本加多知と訓では、言足ぬげに思ふめれど、然にあらず、)と有れど。猶こゝは加本とのみ云ては言足ねば。書紀正書に。此神容

貌正類天稚彦とある容貌を。古本に加本加多知と訓るに從ひて訓べし。(此も信友が校たる古寫本なり、今本には、此容貌また一書の、此神形貌自與天稚彦恰然相似、とある形貌をも、カタチとのみ訓るは言足らす、凡て書紀に、面貌、顏容、顏貌などは固にて、容姿、形容、形姿、貌容など有にも、師はみな加本とのみ訓べき由言れつれど、加本とも、加多知とも、加本加多知とも訓では、處によりて稱はぬことも有けり)〇過之也は。阿夜麻氏流那理祁理と訓べし。(本には過也と有を、師のかく訓て、凡て上に語る事を、如此さまにことわる語は、那理祁理と結るぞ雅文の定りなる、と言れしに依れり)そもそもかく過てる故は。上件の如く。哭遊べる事は。天稚彦の靈の歸りねかしと物する事なりしかば。今や來ると待つゝ有けむに。いとよく似たる神の來坐る故に。すは歸り來つと思ひて。取付たるなり。〇愛朋友之故は。宇流波志伎登母賀伎那禮許曾と訓べし。(古事記には、愛友故とあり、書紀には朋友之道理云々、と有を合せて文を成せり)師說に。神功皇后紀に。

善友とも有り。伊勢物語に。昔男いとうるはしき友ありけり。などあり。凡て友の交の睦しきをば。宇流波志と云り。萬葉十八に。宇流波之美須禮とよめるも。睦しく交るを云り。(俗に云ふ中の善なり)と言れしに依れり。朋友を書紀に。登母賀伎と訓る。加伎の義は未思得ず。(或說に、共籬の義にて、互に相扶る由なりと云へり、然も有むか)那禮許曾は。那禮婆許曾の意なり。婆を省きて云ぞ古語の格なる。〇弔來耳(記に、愛友故、弔來耳とあるを、師は耳字を許曾に當て、愛友那禮許曾弔比來都禮、と訓べしと言れつれど)上なる之故を。那禮許曾と訓み。耳を都禮に當て訓べく文を成せり。(師云耳字を、能美と訓ては漢文讀なり、凡て古言は更にも云ず、中昔の雅文にまでも、語の終に、能美と云すつること有ことなし、許曾と云辭に、耳字の意あるなり、此事は、記傳首卷に委くいへり、また漢文には、凡て來弔など、と來を先に言を、御國には、昔も今も弔來と云如く、凡て來を下に言ぞ定りなる、此は文書む人の心得に云なり)さて此二柱神の交遊は。天稚日子

の。此國に降て後よりの事と聞ゆ。下照比賣の母兄神に坐ば。ゆかりも甚親きなり。神名式に。出雲國出雲郡に。阿遲須伎神社。天若日子神社と竝び載れり。(文德天皇紀に。仁壽元年九月乙酉。殊擢出雲國阿遲須伎高彥根命授從五位下とあるは、此社なるべし、)此穢死人は。師云伎多那伎志爾比登爾那蘇布流と訓べし。死人は。垂仁天皇紀に。從死とある訓の如く。決めて志爾毘登と訓べく。此も萬葉十一に。「久方の天光月も隱去ぬ。何に名副て妹を偲む」など、有に依て、那蘇布流とは訓つ。古今集序に云る那良須閉歌も。漢國の比に當れり。(此を師は、比穢死人と訓れつれど、比穢と云言も聯ざま漢めきたり、また終の夜もわろし、凡て何謂幾など、云て、下を夜と終むること、雅文には無ことなり、漢文讀より轉れる、近世の俗言なるを。師の文にも、常に此誤多きはいかにぞや、今世に此てにをはを辨知る人なし、古のよき文をよく見て悟るべし。)さて書紀注どもに。阿遲須伎神の。此喪を弔ひ給へることの義不義を、かにかくに論へるは。甚あぢきなき漢國風のさだなり。○蹶離遣矣は。久惠波那知夜理伎と訓べし。久惠のことは既に註へり。(第三十二段の傳見べし。)離は放字の意にて。何處にまれ。往まゝに棄やるを云(一に合たる物を、分離す意にはあらず。)此とは其蹶放遣たる喪屋を云。○落而は。天より葦原中國なり。○美濃國は。また三野とも書り。名義師說に眞野なるべしとあり。(此國の事は、開化天皇卷に委く云べし、)○藍見河詳ならず。口訣に。厚見郡也と云るは。其頃までは。慥に此名の川ありしにや。和名抄に不破郡に藍川と云郷あり。○河上。此も上の肥河上の例に依て。加波加美と訓べし。(加波良とも、加波乃倍とも訓字なれども、山の在所を川以て云むに、其山は、其川のべに在とは、川大にて、山いと小からむにこそ、さも云べけれ、川もいとしも大ならず、山も宜きほどならむには、さは云べからず、今は藍見川も喪山も詳ならねば、まづは水源と云むぞ、なべてのことなるべき。)喪山も詳ならず。或說に。藍見川は。不破郡府中村の藍川是なり。喪山は。其藍川の上に。送葬山と云ある。是なりと云へ

り。猶よく國人に尋ぬべし。(松下氏が、今の僧都山なり、喪音を訛れるなり、と云るはいかゞ、但かの鋭葬山と、僧都山と、音近ければ、一山にや、また萬葉九に、母山に霞たな引云々、とあるは、八雲御抄に、美濃とあるに付て、此喪山にや有むと契冲云り、此歌は近江湖にて、舟より見放てよめるなれば、美濃は隣國なれど、なほ物遠く聞ゆ、また美濃國の或人云、武義郡大矢田村に、天王山と云ありこれ喪山なりと云り、また飛彈國に、荒城郡荒城郷荒城神社もあり、上代には同國なりしが、後に隣國にはなれる類多かれば、是らにも心を付べし、また信濃の岐蘇のあたりも、古は美濃國なりしかば、彼邊にても尋ぬべし、)○大葉刈は、古事記には大量と書り。共に大波加理と。波も加も清て讀べし(記傳に、書紀に、刈此云我里とあれば、彼は我を濁べけれど、此記には、量字を借て書れば、加と清て讀べしとあれど、書紀の清濁字は、さしも據とするに足らず、)さて名義は、大刃刈なるべし。なほ上の都牟刈之大刀の處を考合すべし。(第七十段の傳見べし、)○神度劒は、師云加茂翁説に。神は例のほめて云言。度は利なりと云れし。さも有なむ。(然らば度の下に、之を添て讀はわろし、)さて出雲國に神門郡と云あり。(此劒を、此地より出る故に名く、と云説はわろし、彼國の風土記を考るに、神門郡には、此神の由縁あれども、そは返て郡名は、此劒より出づるも知がたし、風土記の郡名説は別なり、)また越中國新川郡に。神度神社。(今云和名抄に、同郡に布留郷あり、由有げなり、)但馬國氣多郡に。神門神社あり。○世人惡以生者誤死者事此其縁也は。谷川氏が。好生惡死人情之常。而以貌之肖誤之者。世或有之。故爲其縁也と云るが如し。

此味鉏高彦根神。容儀華艷而。映于二丘二谷之間矣。其赫然而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思顯其御名而。歌曰。阿米那流夜。淤登多那婆多能。宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流邇。阿那陀麻

波夜。美多邇布多和多良須。阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也。此歌者夷振也。一傳云。又歌曰。阿麻佐加流。比那都賣能。伊和多羅須勢杼。伊志加波加多布知。加多布知邇。阿彌波理和多斯。米呂余斯邇。余斯余理許禰。伊斯加波加多布知。此兩首者。今號二夷曲一也。

華艶は。本に宇流波志久と訓るに從ふべし。(さて華字、常本に花とあるは誤なり、今は師の校られたる一本によれり、)○二丘二谷は。上に谿八谷峽八尾とあると同例にて。丘二尾、谷二谿をいふ○映矣は。氐理和多羅志伎と訓べし。歌に美多邇布多和多良須。とよめる即是なり。喪を弔ひて天に昇給ふも。今忩て飛去給ふも、共に御魂の進める時なれば。如此光映たまふなり。凡て貴き神たちの。御魂の進み給ふ時に。御體の光給ふ事は。既に委く論へりき。(第二十九段の傳見るべし、)○赫然は。於母本傳理氐と訓べし。(本に赫然、作色、慍色など皆しか訓り、)面火照の意にて。怒れる顏色を云こと既にも註へり。(第四十段作色の處、)さて此を古事記には。忩而とあるに付て。師云。上に既に大怒とあるを。また更にかく云るは。終に心解ず、怒れるまゝにて還坐し由にて。喪に會へる神等に、辭言をもせず。名告をも爲賜ざりし意を、此言に含めて。次の思レ顯二其御名一と云處に。應かせたる物なり。(凡て古事記の文は、大抵古傳のまゝなる故に、かゝる處に味あり、心を付べし、)さて還とも罷ともいはで。飛去としも云る。是も忩て速に去賜ふよしなり。(但し飛は、實に鳥の如く、空を翔行なり、たゞ速に行ことを、飛と云には非ず。落窪物語に。飛やうにして出たまひぬと云ひ、常にも、速行を、飛で行くと云とは異なり、)○伊呂妹は。師云伊呂毛と訓べし。同母妹を云なり。まづ凡て。古に兄弟を稱呼に。男弟女弟に對へて男兄を勢と云。阿爾とも云ふ。(此は常の如し)また女兄に對へて。男弟をも勢と云り。(須佐之男命のみづから、天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し。中昔までも然云り、女兄に

對へて、男弟を淤登と云ことは無りき、此は後世と異なり、）さて女弟に對て、〇女兄を阿泥といひ。また男弟の〇みづから女兄を指ても〇阿泥と云り。（但し男弟の、女兄を阿泥と云は、みづから呼ときのことなり、傍よりは、男弟に對へては、女兄をも伊毛と云り、中昔までも然り、此は後世と異なり、）さて男兄に對へて〇男弟を淤登と云ひ〇（此は常の如し、女兄に對へて、男弟を淤登と云とはなかりき、）また女兄に對へて〇女弟にも淤登と云り〇（中昔までも然りき、女兄に對へて、女弟を伊毛と云ることは無し。此は後世と異なり、）さて男兄に對へて、女弟を伊毛と云ふ〇（こは常の如し、女兄に對へては、女弟を伊毛と云ることは無りき、）また男弟に對へて〇女兄をも伊毛と云り〇（此は後世と異なり、）斯てまた同母兄弟の間にては〇勢を伊呂勢〇阿泥を伊呂泥〇（阿泥の阿を省きて泥と云なり、例は古事記黒田宮段に、伊呂泥とありて、書紀には某姉と書れたり、さて泥と云は、もとは男女にわたれる稱にて、男名にも負り、此事浮穴宮段に云り、然るを、阿泥の阿を省きて、同母姉を

も、伊呂泥と云なり、）淤登を伊呂杼〇（淤登の淤を省きて、杼と云なり、濁るは、伊呂より連く音便なり、例は黒田宮段に、伊呂杼とあり、また記中に、伊呂弟とあり、）とも常に云り〇此等に準ふるに〇同母兄に對へて〇女弟をば〇伊呂毛と云けむこと決し〇（阿泥を伊呂泥、淤登を伊呂杼と云例にて、伊毛の伊を省きて、伊呂毛と云べし、）故今然訓るなり〇（凡て古に、兄弟を稱呼る名ども、男と女とによりて、互に異なること、右の如くにして、後世の格とは異なること多し、委曲にわきまへずは誤るべし、書紀の訓、和名抄などは、古に合がたきこさ混れり、よく〳〵わきためて取べきなり、）凡てさて伊呂と云ふ言の義は〇浮穴宮段に云べし〇（安寧天皇巻見るべし、）〇高比賣命は〇下照比賣の一名なり、前に見ゆ〇（第百段の傳見るべし、）此比賣の〇今かく天に坐るは〇天稚日子の屍を天に致せるときに〇其に副て昇らせるなるべし〇〇思レ顯二其御名一而とは〇此喪に會集る天稚日子の父母〇また妻子親族は〇天上の神等なれば〇此阿遲志貴神をば〇見知ざるに〇如此怒りて〇終に

名告をもせずて。飛去り給ひぬる故に。誰しの神とも被知ずて。止なむことの遺恨さに。御名を令知むとは思せるなり。伊呂妹の心には。誠にさも有ぬべき物ぞ。○阿米那流夜は。師云天在にて。夜は助辭なり。(師も久老も、天若日子の喪を、古事記には、此國にての事とし、書紀には、天上にての事とすれど、天上にして、更にあめなるやとは云べきに非ねば、此國にての事とせる傳へや正からむ、と言れつれど、天上ならむからに、天在哉とはなどか言ざらむ、況て下照比賣は、下津國の神なるが、今始めて昇ませるなれば、下津國にて、常に云ならへるまゝに詠るとせむに、何でふことか有む)萬葉三に。天有佐々羅能小野之云々。七に。天有日賣菅原。十一に。天有一棚橋。十六に。天爾在哉神樂良之小野爾。などもあり。○淤登多那婆多能は、弟棚機之なり。如此さまに云淤登は。人の季子を淤登子と云。其淤登なり。(少女の意に註せるは非なり、少女は袁登賣なれば、音異なり)催馬樂の我門に。淤登牟須賣。また葦垣に。淤登與賣などあるも是なり。抑季子は。父母に。殊に愛まるゝ物なる故に。それより轉りて。必しも季子ならねども。賞愛まるゝ意にて。なべて美女などをも。淤登某とぞ云けむ。此も然なり。されば右の催馬樂なるも。必しも季女。季男の婦ならずとも。然は云てむ。(かの我門歌には、我名を知まく欲からば云々、あやめの郡の大領のまなむすめ、と云へ、おとむすめといへ、とあれば、實に季女にもあれ、自らかく名告れる意は、愛みかしづかるゝ女子なる由なり、然れば必しも、季女ならずとも云べし、また葦垣なるは、其歌の意さだかならねば、定めては云がたけれど、其詞に、とゞろける此家のおとよめとあり、とゞろけるは、世に名高く聞えたる意と聞ゆれば、これも人に、賞愛まるゝ意にても有なむ)棚機は機織女をいふ。萬葉の歌に、棚機津女とも、棚機ともよめり。(今云、棚機の委きことは、第四十八段、天棚機比賣命の處に、註せるを見るべし)さて此に弟棚機を先出せるは。次に玉の美麗を云む料なり。さるは上代には。凡て玉を以て身に飾れる中にも。機織女は。殊に手にも足にも。玉を飾りし

かばなり。（今云此事は、第百四十六段、一傳の處に、委く註ふを見べし、）さて玉の美麗を云む料に。先其女の可愛き由に淤登と云。また凡て人も物も。天上のは優れて美麗き故に。天在やとも置るなり。（今云、久老が日本紀歌解に、吾棚機とせる説は、記傳の説を、飜案せる説なれど、しひごとなり、）○宇那賀世流は。師云契沖説に。所嬰なり。日本紀に。以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々。萬葉十六に。吾宇奈雅流珠乃七條とよめりと云り。宇那牙流を延て。宇那賀世流と云は。古言の常なり。（立るを多々世流、佩るを波加世流、と云などゝ同格なり、）倩そは書紀口訣に。頸に嬰るを云といへり。宇那は和名抄に。項頸後也。和名宇奈之とある是なり。（萬葉十三に、海部處女等纓有、領巾文光蟹とある、纓有をも、ウナガセルと訓べし、今本に、マツヒタル、と訓るは非なり、）なほ頸に玉懸しことは。上の御頸珠の處に云り。（第二十九段の傳見べし、）○多麻能美須麻流は。玉之御統なり。御統のこと上に出。（第三十二段の傳見るべし、）○美須麻流邇。師云凡て歌ふ物は。同じことを再返しもし。又かく聯て疊もするは。昔も今も同じことなり。信に此歌なども。かく疊たるにてこそ。調は宜けれ。（書紀には、第四句の終に、迺字添りて、美須麻流の四字を脱せるなり、或は古歌のさまを知らぬ、後世心に、同言の重なれるを衍と見て、さかしらに削りしにも有べし、濱成式と云物にも、他麻能美須麻呂、美須麻呂能とあり、）さて邇は。八坂瓊などの瓊なり。書紀には迺とある。何にても宜しき中に。迺の方は今少し勝りて聞ゆ。○阿那陀麻波夜。師云玉は穴を穿ちて。緒を通す物なれば。穴玉と云と契沖もいへる。信にさることなり。（阿那を、歎辭とする説は非なり、）但し穴玉と云こと。其他に例も見ず。また玉の光の美きを云むに。其穴を言擧むことも。何の由無く聞えて疑はし。故思ふに。阿加陀麻を誤れるには非じか。（赤玉は、古歌にあまた見えて、豐玉毘賣命の御歌に、赤玉の光は、云々とあるなど、殊に此に叶へり、）加と那と、字のやゝ似たる故に誤れるか、また同韻なれば、本うたひ訛れるにも有なむ、されど書

紀にも、阿奈とあれば、たとひ誤にもあれ、古事記などよりも、以前の事なるべし。)さて上に玉之といひ。瓊と云て。また此に玉と云る。如此同じ事を、さま〴〵に長々と聯ね云は。古言の美きなり。(大祓祠に、荒潮の潮乃八百道の八潮道の、潮の八百會と云るなど思ひ合すべし。)さて波夜は。光映にて、照耀くを云なり。(延と夜とは通音ながら、波延と云べきを波夜とては、何とかや、おだやかならず聞ゆめれど。)かの速玉之男神。式に。熊野早玉神社などの波夜も。映玉の意なるを思へ。(速早などはみな借字なり、玉に速早きと云ことは由なし。)またかの羽明玉の羽を映の意なり。また萬葉十七に。多麻波夜須と云言もある。是も玉映と云ことぞ。(由を延て夜須と云は、古言の格なり、令映の意にはあらじ、さて萬葉に、此を武庫の枕詞とせるは、玉映むかしきと云つゞけなり、玉の光るは、美き物なれば云り、心に叶ひて愛く思ふを、古むかしと云き。)さて此句は。穴玉の如く。光映てといふ意なり。(譬る物を云て、如くと云言を添て心得るは常の事なり。)此波夜てふ言は。一首の眼なり。是を悪く心得ては。凡て歌の意明かならず。よく味ふべし。(今云なほ此に、此波夜を契沖が、者哉の義とせる非。また倭建命の、阿豆麻波夜と詔へる歎辭と、一義に思はむも非なる由を、委く辨られたるを、今は省きつ、記傳に就て見べし。)○美多邇は、三音一句なり。契沖云眞谷なり。萬葉に眞草をみくさ。三熊野を眞熊野とも詠るは。麻と美と通音なる故なり。然れば。美山も。眞山の意なるべければ。美多邇も準へて知べし。○布多和多良須は。二亘良須なり。和多流を延て。和多良須といへり。師云此二句は。阿遲志貴神の身の光の。一谷を越て。二谷まで照至るを云ふ。上に映二丘二谷之間とある即是なり。(谷は、丘の間にある物なれば、谷二といへば、其中に二丘はこもれる故に、即二丘二谷なり。)さて此句にて語を絶て心得べし。此句までは。我も人も。皆目前見たる狀を云るにて。次は。是は阿遲志貴神ぞと。言聞せたる意なれば也。(次句に引續けて見るときは、終の曾也てふ辭、此二句までに係る故に、其意明かならず、よく味ふべし。)○

阿治志貴。四言一句なり。○多迦古比泥能。六音一句なり。（書紀には、能迦微曾也の五字なし、曾也は無ても同じ意なり、さて曾也てふ辭のなきに因て、能迦微てふ言もなきは、句の調にかゝれり、其は多加比古泥能加微と云ては、八音なれば、一句にあまり、濱加微を分れば二音にて、一句に足ざればなり、濱成式には、阿遲須岐能可味、とあり、是も一の傳にて、句の調に依りて、高彥根の五音を省けり、凡て歌の調は、一句、三音より、七音までに限れることにて、上代の歌とても、いさゝかも漫にせざりしこと、此にて知べし、然るを今世人の歌よむを見れば、心に任せて、一句を八音九音にもよみて、そを中々に古躰ぞと思ふは、いと漫なりかし。）さて曾也は。今世の心にはよく聞えて。疑もなけれど。古語古歌にも。未見あたらぬ辭なり。且也字を假字に用たることも。古事記に例なし。故歌は曾とめて。也を云ずても。歌の意は同じ。（されば也はたゞ。書面の助字に置るばかりか、とも思はるれど、歌の下に、然助字に置る例はた無

れば、定め難くて、姑く曾也てふ辭としつ。）さて一首の意をとほして云はゞ。天なる愛しき機織女の。頸に嬰たる美麗玉の如くに。光り。映て。二谷まで照たる此神は。阿治志貴神ぞと云るなり。○此歌者夷振也。此事は下に。夷曲とある處に註ふべし。○又歌曰。この一傳に。此歌をも。下照比賣の歌へるとせるは。誤なること。師の委く辨られたるを。下に注すが如し。（然れど說洩さむことの、遺憾くて擧つること、既に徵にいへりき。）○阿麻佐加流は。天離にて。夷の發語なり。其は冠辭考に。萬葉一に。天離夷者雖有。石走淡海國乃。三に。天離夷之長道從戀來者。十五に。安麻射可流比奈乃奈我道乎云々。（此冠辭なほ多かり。）こは都方より。鄙の國を望めば。天と共に遠放て見ゆる由にて。冠せたり。（佐加流とは、此より避り放れて遠きを云、古事記に、奧疎神、訓疎云奢加留と見え、萬葉十三に、夷離國治、爾登一云、天疎夷治爾等、なほ集中に、里放、澳放、振離、見放などあるも、佐加流は同じ語なり、○今云、岡部翁も師も、天佐加流の佐を、濁音と定ら

れたれど、是も清濁互にいへりと聞ゆれば、予は然しも拘はらず。）○比那都賣能は、鄙女之なり。（比那てふ語の義は、雄略天皇卷に註せるを見べし。）○伊和多羅須勢杼は、伊渡良須瀬門にて。伊は發たる語。（久老說に、此伊は在の約れるにて、在たゝし、在かよはしなどの、在に同じといへり、皆考ふべし。）渡を延て渡良須といへり。萬葉九に、大橋之上從直獨伊渡爲兒者。云々とあり。瀬門の門は、水門河門などの門にて。萬葉十六に、角島之迫門乃稚海藻者云々。とある迫門に同じ。○伊斯加波は、石川にて。石多き川をいふ。○加多布知は片淵なり。久老說に。一方に石あれば。一方は淵なる物なるを。かく言るなり。と云へり。（栗田土麻呂說に、石多き川は、かならず片淵なるものぞ、と云るも此意なり。）○加多布知邇は。片淵になり。上句を疊ねて。其淵にと云意なり。○阿彌波理和多斯は、網張亘なり。○米呂余斯邇は。師云。米は、網の目。呂は助辭。余斯邇は。寄になり。偖是まで八句は。余斯余理許禰を云むとての序なり。○余斯余理許禰は。師云寄依來よなり。

萬葉九に、妻依來西尼。また十四に。都麻余之許西禰。などあるを以て悟るべし。○伊斯加波。（句）加多布知。此は上の詞を。立返りて歌ふ古の例にて。歌の意には係はらぬ事なり。○此兩首とは。本文なる歌と。此歌と兩首をいふ。○夷曲とは。師云凡て歌を記して。此者某振也。また某歌也と云ること。古事記に多し。その某振とあるは、此夷振の外に。允恭天皇卷に。宮人振。天田振あり。聖武天皇紀天平六年二月歌垣の中に。難波曲。倭部曲、淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲など云名あり。古今集大歌所歌に。近江ぶり。水莖ぶり。四極山ぶりあり。（次に某歌と云ことの說は、倭建命段の片歌の處に、取すべて註を見べし。）偖かく某振某歌と云は皆後に。樂府にて呼る名なり。（今號夷曲とある、今號字を以ても、後なることを知べし、字多麻比乃都加佐と云は、雅樂寮の訓、樂府と書る字は、神武天皇紀來目歌の下に、今樂府奏此歌者云々と有によれり、但しトヨノアカリ、と訓るは、樂府にあたらず、彼をもウタマヒノツカサ、とこそ訓べけれ、さて雅樂寮、大歌所、樂

所内教坊などの類、みな樂府と云べし、上代にも、さる官所ありしなり。）抑〻古事記書紀などに載れる歌は。何れも上代の多くの歌の中にも。優れて美きかぎりなれば。多くは樂府にも取れて。其管絃にかけ。儛にも合せて。奏し歌どもなり。其中に。某振と呼は。まづ振とは。俗にいふ形狀進止の布理にて。人にまれ物にまれ。動く貌を云て。歌にては。奏ふ音聲の長短。巨細低昂などの貌なり。（振字は、先は借字なれども、萬の物に、動き擧るを振といへば、歌の布理も云もてゆけば其意に落れば、布理てふ言には正字なり、曲と書れたるは、歌に付てはさることなれども、布理てふ言の意にはうとし。）さて樂府に用る歌は。奏ふに種種の振ある故に。其振々に。各名を付て。某振とは云なり。但し其名は。其振を以て負たる物には非ず。（故夷振と云も、夷てふ名は、其振にはよらず、宮人振と云も、宮人の名は、其振にはよらず。）たゞ其歌の首の詞を取て。假に名けたる物なり。彼宮人振　天田振。（田は借字なり。）また古今集なるなど皆然なり。考へ見べし。（然るを某振と云は、

其處の風俗歌曲なりと云説は、實を考へざる漫説なり、かの古今集に、四極山ぶりと云も有にて知べし、山に風俗あるべきかは。）されば彼聖武天皇紀に。名のみ出たる難波曲。其餘も。みな推量りつべし。（今俗のうたに、鄙歌にも、其歌の詞を取て、某節と名くるもの多し、またから書にも、其首の言を以て、篇名とし、歌曲の名とせる例多ければ、こは古へも今も、皇國も外國も、おのづから同じ心ばへなりけり。）然るを今、此阿米那流夜の歌には。比那てふ言無きに。夷振と名けしは如何といふに。書紀に。阿米那流夜の歌と。阿麻佐加流比那都賣能と云歌と。二首並べる。次歌の比那てふ言を取れり。（初句は、枕詞なる故に、次句を取れるならむ。）さるは。阿米那流夜の歌も。奏ふ振の。彼と全同じき故に。樂府にて。一つ部に收めて。共に夷振と呼しなり。其は此歌のみならず。允恭天皇卷にも。夷振之上歌。また夷振之片下と云あり。此等の歌にも。比那てふ言は無きに。然呼は。みな右の定なり。神樂歌に。前張と云は。前榛に衣は染む云々。と云ふ歌一曲の名あ

るを。他の歌をもかけて。十六曲の總名になして。大前張小前張と呼にも思ひ合すべし。（大前張七首、小前張九首〕此も其と全同じきをや。前にも云る如く。凡て某振と云は。みな其振々を分む料の。假の名なれば。振だに同じ歌ならむには。幾首にても合せて。一名を呼むこと。本より然るべきわざなり。右の前張も然り。（然るを或説に、躰製備れるを、大和歌と云に對へて、備らざるに夷曲といふ、邊鄙の風情なりと云るは、たゞ書紀をのみ見て、夷曲字にのみ拘はりて、古事記などの他例をも考へず、また古意をもしらぬ、例の後世心の妄説なるを、世人もみな、然心得居るはいかにぞや〕さて一傳に。比那都賣能と云歌をも。此時の歌とせるは誤なり。彼歌は、別に上代の戀歌にて。此には更に由緣なし。（然るを注解どもに、強て此に叶へむとて、さまざまに云るは、皆當らぬ說なり〕彼歌を此に載たるは。彼歌を樂府にて。阿米那流夜の歌と竝べて。共に夷振なる故に。同時の作とせる傳も有しにや。（されどそは誤にて、古事記に、彼歌は無きぞ、正しき傳なりける〕

然れば天在やの歌を。夷振と云は。夷津女の歌に引れたる名。比那都賣の歌の此に載れるは。天在やの歌に引れて。出たる物と心得るときは。萬の疑は晴ぬべし。（今云、師のかばかり委き考を見ながら、久老がなほ彼歌をも、下照比賣の歌にせむと解たるは、甚じき強說なりけり、凡て彼人の日本紀歌解は、吾師の解の、かつても言を加ふべからず、說得られし歌詞を、なき手を出して、別に說なさむと爲たる狀にて、いとあぢき無き說ぞ多かる〕（門人羽田野敬雄云ふ。此廿一の卷を板に彫成て吾が皇道を。異邦までも。傳へまほしと勤むは。予が仕奉る八幡大神の文庫の執事る三河國渥美郡吉田驛に家居る。廣岩敬敏。佐野深寧と設樂郡稻橋の里長古橋暉貌とになも。

古史傳二十二之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤　續攷

孫　延胤

神代下二之卷

於是高皇産靈神。更會ニ諸神等一而。當レ遣ニ葦原中國一神。選之時。天思兼神。及諸神等僉白之。磐裂根裂神之子。磐筒之男磐筒之女神之子。經津主神。是將佳。亦坐ニ天安河之河上之。天石窟一神。名伊都之尾羽張神。是可レ遣。若亦非ニ此神一則。其神之子。甕速日神之子。熯速日神之子。武甕槌之男神。是應レ遣。且其天尾羽張神者。逆ニ塞上天安河之水一而。塞レ道居故。他神者不レ得レ行。故別遣ニ天迦久神一而。可レ問白矣。故爾使ニ天迦久神一而。問ニ天尾羽張神一之時。天尾羽張神答白。恐之當ニ仕奉一雖レ然於ニ此道一者。可レ遣ニ吾子武甕槌神一白而乃貢進矣。故是經津主神。亦名彌加布都命。亦名比古佐自布都命。此者矢作連之祖也。次武甕槌之男神。亦云ニ健雷神一。亦名謂ニ健布都神一。亦名謂ニ豐布都神一。

磐裂根裂神は。伊邪那岐大神の其妹伊邪那美命の。豫美都國に神避坐ること〻の本は。火產靈迦具土神の生坐るより起れる事を御怒まして。御佩せる伊都之尾羽張の御刀を拔して。火神を斬給ひし時に。其血。天に激上りて。安河原の五百箇石村と化り。また其御刀の鋒より垂落る血。その石村に激越き。石村と御刀との神靈に因て成坐る神なるが。主と

石村の神靈に因て成坐る故に。其子磐筒之男。磐筒之女神も。共に磐てふ御名を負給へること。既に委く註へり。(さて其石村は、やがて火神の神靈の凝て化れるなり、此等のこと、委くは第十五段の傳を見て知べし。)○經津主神。御名の義下に註ふべし。○將往は、延祁牟と訓べし。(第六段然善の處に、既に云るを見べし。)○天石窟、(古事記には、石屋と作り。今は書記に據れり。)こは天安河之河上のと有れば。彼石村を疊みて造せる石窟なるか。また固より彼河上に在ける自然の石窟にても有べし。(師は總て石屋とあるをば、大御神の幽居る石屋をはじめ、堅固を稱て云り、と解れつれど、是のみは、實の石屋なりと說れたり。)○伊都之尾羽張神は。伊邪那岐大神の、火神を斬給ひし。彼御刀の神靈の現はれ給へる御名にて。即彼御刀の名を、天之尾羽張とも。伊都之尾羽張とも云よし上に見えて。御名の義も其處に註へり。(第十五段の傳見べし。)亦名を稜威之雄走神とも申せり。○若亦非此神則。今世の語にも。如此言こと多し。○甕速日神は。此も彼伊都之尾羽張の。御刀

の鐔より垂落る血。また彼磐村に激越き。其磐村と御刀との神靈に因て成坐る神なり。(此事も既に第十五段に見えたり。)然るに此に。伊都之尾羽張神の子とあるは、主と御刀の神靈に因て成坐ればなり。(然れば此に從へて、磐裂根裂神の、主と磐村に因て成坐せることをも、思ひ辨ふべし。)さて此神の御名の義。また熯速日神の御名の義も。既に註へり。(第十五段の傳見るべし、凡て此段は、彼段とよく引合せて讀辨へずは、其妙なる由緣の知がたからむ物ぞ。)○武甕槌之男神。御名の義下に云べし。○且字は。麻豆と訓べし。武甕槌神の事を云る續なるに。立復りて。上の尾羽張神の事を云處なる故に。麻豆と云てよく當れり。○逆塞上とは。師說に川水を塞留湛へて。側の方へ引遣をいふ。其は下へ流るゝ水を、横に引遣る故に。逆とも上とも云なり。つねに邪と云と逆と云と、同意になるにおなじ。)必しも上へ囘すには非ず。萬葉八に。佐保河之水乎塞上而殖之田乎。とよめるも同じ。(さて世に物に水をたゝへ、其中に砥を安て、刀劍を磨ぐは、此神のかく河水を塞湛へて、

石室に坐せるに緣れり、此石屋は、實の石の屋なりと云ること、思ひ合すべし）とあるは。信然ことにて。彼火產靈迦具土神の血の化れる磐村なる河上にしも。如此して住給へること。御稜威を練て。そを震ふべき時の至るを待給へる趣に想像るは。決めて幽契ある事なるべし。（まことや、國生坐る伊邪那岐大神の、大正統と坐す、皇美麻命の天降坐て、此國知看す時しも、經津主神、武甕槌神の、荒振邪鬼等を討罰め給へることは、伊邪那岐大神の御稜威、また迦具土神の御稜威も、此時に至りて顯るゝ道理をも、よく味ひて悟るべし）さて如此塞留めて住給へる石窟を。香島宮と稱へり、其は下に引く常陸風土記に見たりし〇塞道とは、彼塞留たる。水を引て。道路を絕をいふ〇居篩は、甚麻婆と訓べし。（かく訓て、故字の意はこもれり）〇殊とは、仇神はかつて得行まじき故に。彼處に住給ふ神に。殊に由緖ある神をと云意なり。）〇天迦久神。舊事紀には。天迦具神と作り。名義（師說に、萬葉十三に、劍刀鞘從拔出而伊香胡山、とつゞけ詠るは、刀を鞘より拔出して

撃、とつゞけたる意なるを思ふに、今此劍神、尾羽張神、建御雷神を、いざなひ起せる功を以て、劍を拔出て撃こゝろに稱たる名にや、と言れつれど、然には非ず）此は天迦久弓。天迦久矢を。また鹿兒弓鹿兒矢とも云て。迦久とは鹿の事なるに就て思ふに。此神は鹿神なるべし。（鹿は和名抄に、和名加とあれど、本は香山の迦具と同語にて、迦久なるを　加とのみ云は、久を略ける名なるべし、さて加碁とも云は、香山を香語山とも云が如し、兒の義には非ず、また志加とも云は、やゝ後の語と聞えたり）其はまづ迦具土神の御骸。天に上りて香山と化れるに。大山津見神成坐し。また正鹿山津見神と云も成れるは。決て鹿神なること。上に云る如くなるに。（第十六段の傳に云るを見よ）石屋戸段に。從香山の鹿を捕て。太兆に用たればこ彼山に鹿の住ることと知し。（其やがて正鹿山津見神の末なるべし、さて香山と云名は、迦具土神の御名に因て負せ、其山の神の末なる故に、鹿を迦具とは云ならむ）さて常陸風土記に。鹿島神のことを。香島天之大神　天則號曰香島宮。地則名豊

香島宮」と記せり。(第百二十九段に注ふを見よ、)香島天之大神とは。建御雷神を申せり。然れば彼住坐る石窟の處を香島と稱へること灼く。此國なる宮地を香島と云も。其名を移せる由なり。また此鹿島とも書たれば。鹿の住む島と云意なること論なし。(香島とも書るに依て、鹿島と書るをも、加具島と云ふべきこと炳し。)其は此神御親子ともに。鹿を愛寵み給ふ幽き契の有ならむ。(試に言はゞ、此神たち、火之迦具土神に由縁あれば、鹿は彼神の御末の流なる故に、愛しみ給ふにぞ有べき、常陸の鹿島は更なり、大和の春日山、其餘も、武甕槌神の鎮坐す處には、鹿の多かるも、此に由ることなり。)かく考へ集めて。此時別に選びて遣せる。天迦久神と云は。決めて鹿神なりと思ひ定たるなり。(石屋戸段に、天思兼神の思慮りて、香山の鹿を捕へたるを思ふに、此時の御使は、迦久神こそと思慮れるも、また思兼神なりけむ事は云も更なり、是また香山に住給ひて、鹿に由緒ある神なることは、既に第五十段の傳に委く云るを見べし。)なほ末に云をも合せ考ふべし。(第百二十九段、香島宮の處見るべし、)○問とは。葦原中國言向に罷れ。とある大詔をのべて。仕奉むや否と問なり。)恐之は。師云加志許志と訓べし。如此言て。即仰を承り諾ふ辭になるなり。(今世に、加志許麻理白多と云も、是より出たり、)此言上にも。此次にもあり。○當仕奉は。都加閉麻都良牟と訓ことなり。(雄略天皇卷、推古天皇卷などの歌にも、都加閉麻都羅牟とあり、)師云。此言古書に數知らず多し。上たる人に事るすぢには。萬の事に云なり。都加閉は被レ使にて。(波禮は閉と切まる、)君に使はれ奉るなり。(然れば使と事と、漢字は異なれども、下を使と、上に被レ使と、云ざまのかはれるのみにて、言の本は一なり、)さて都加閉奉を、中昔よりは、都加宇奉と云、また其字を牟に轉して、都加牟奉と云、また其牟を略きて、都加麻都留と云り、かく言の轉れるのみならず、其意も漸にうつりきて、今は都加麻都留と、都加閉麻都留とは、甚く異にて、同言とも聞えぬが如くなれり、)○此道とは。師云葦原中國言向に行事を云。凡て物へ行く事を指て道と云ること。萬葉六に。天平

四年。天皇賜ニ酒節度使卿等ニ御歌に。丈夫之去云道曾。と詔ひ。中昔までも古今集に。人遣の道ならなくに。と云るたぐひ。歌にも詞にも多かり。（漢文に、此行などいふ行字にあたれり）また崇神天皇卷。東方十二道とある下。考へ合すべし。○可レ遣ニ吾子武甕槌神一。此は師言の如く。伊都之尾羽張神みづからは物せず。此神をしも遣して。速けく功の立べき深き理ぞ有けらし。（試に言はゞ、稚產靈神の功德は、其御子豐宇氣毘賣神に成り、津速產靈神より、興台產靈神までの功德の、兒屋命に至りて成れる如く、尾羽張神、甕速日神、熯速日神に次々に、其功德調ひて、武甕槌神に至りて、其功の成れる由など有むも知べからず、經津主神も、磐裂根裂神、磐筒之男、磐筒之女神と次次に、功德の成整ひけむ事も、是に准へて悟るべし）○貢進とは。此武甕槌神を。大御神の御許に奉遣すなり。○儲こゝに論ふべき事あり。其は師說に。古事記に。經津主神と云神なきを。書紀に。經津主と武甕槌とを別神と爲たるは。甚異なる傳なり。其は成坐る處は更なり。天より此國言向に天降し給ふ所にも。經津主と武甕槌と二柱を云り。（遷却崇神詞も書紀に同じ、）古事記には。天降しの所にも。建御雷一柱を云て。別に經津主てふ神はなし。其は建御雷の亦名を。健布都とも豐布都とも有れば。彼經津主も。此亦名なること著し。なほ其證を云むには。彼紀神武天皇卷高倉下の夢に。天照大神謂ニ武甕雷神一曰云々。時武甕雷神登謂ニ高倉下一曰。予劍號曰ニ韴靈一云々とあり。若彼神代卷の如く。武甕雷と經津主と別神ならば。此夢にも二柱共に見え給ふべきに。然もあらず。其上此劍の名をしも。韴靈と云へば。決く經津主神の劍なるべければ。其神こそ。此夢には見え給ふべきに。然はあらで。武甕雷の予劍とて授給へるは。此神やがて經津主なる故ならずや。（如此れば書紀は、神代卷と神武卷と相合はず、神武卷は、古事記の趣と合へり、）また出雲國造が神賀詞には。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天とありて。此建御雷の見えぬも。一神なればなるべしと有り。此は信に然る說には有れど。（常陸風土記にも、普都大神、巡ニ行葦原中國一、和ニ平山河荒梗之類一云々、

とは見えたれど、健御雷神は見えず〕猶熟考ふるに。此は二柱にして一柱の如く。一柱かと思ふに。其の御祖も。石村と御刀と詳に別りて。正しく二柱成坐るが。其差の髣髴しきは。或は一柱と坐まし。或は分りて二柱とも爲給ふにて。幽き妙なる所以ある事とぞ思はるゝ。〔卓れて貴き神等に、正しく二柱なるが、一柱と坐ます類はいと多くありて、上に往々其の由を論へりき、師は古事記の傳をのみ稱て、書紀を言腐されつれど、古事記に、彼成坐の所に、石拆根拆神を始め、八柱の神名出たれど、たゞ次次とのみ有て、建御雷神も、直に其時に成坐る趣なるなど、いと物げなく、餘の神等の成坐る由緒も、其功德のほども詳ならぬは彼の記も彼處は、甚漫なる傳にぞ有ける〕なほ末にも次々訛ふを見るべし。○經津主神。御名の義。かの師靈の御劍に依れり。其は上に師の引れたる。神武天皇紀に。師靈とある處に。此云二赴屠能瀰哆磨一とあるに就て。師說に。師の字は。廣韻玉篇などに。斷聲と注せる意を以て書れしにや。〔今云、常陸風土記に、建借間命の荒賊を滅せる處に、臨斬所レ言、今謂二布都奈之郷一とある臨斬の字は、郷の名に依るに、布都奈と訓むか、さもあらば此に由ありげなり〕今の世の言にも。物の殘なく淸く斷れ離るゝ貌を布都といへり。〔布都理など云り、狹衣に、ふつと見はなつとも有り。○今云、少毘古那神の依り來坐る處に、都不レ見レ物とある都も同じ、また俗に、ふつ〳〵と見限る、ふつに否など云も、同意なるべし、但し天照大御神の御鏡を、眞經津鏡とも申すことは、何なる由とも未た考へ得ず〕と言れたるに依れば。彼の劍の利して。物を淸く斷離つ意を以て稱へつる御名なり。〔彌加布都、比古佐自布都、健布都豐布都などの布都、みな一なり〕さて主とは。此の劍の主たる由なるべし。〔是ぞ信に師說のごとく、經津主、武甕槌、一神なる一證なりける、さて大國主神の御子に、若布都主命といふ神名も、此經津主神の國巡り給ふ時に、彼の神の從ひ巡り給へる謂などにや〕○彌加布都命。比古佐自布都命。御名の義。布都は上に同じ。彌加は甕速日武甕槌の彌加に同じ。下に云を見るべし。比古佐自の佐自は。記傳

にも未た思ひ得ずと有れど。刺の義にや。（下に引く古事記に、佐士と有て、自士ともに濁音に用ふ字なれど、また佐肆布都と書る例もあれば拘べからず、孝靈天皇の御子に、日子刺肩別命と云もあり、また式に、阿波國名方郡天佐自能和氣神社、隱岐國知夫郡に、天佐志比古命神社などあり、是れ佐志の例なり、）さて古事記神武天皇段。布都御魂刀處に。此刀名云佐士布都神。亦名云甕布都神とあり。然れば御刀の名を。やがて神名と爲たるなりけり。（なほ下に註ふを見るべし、）〇矢作連之祖也。矢作は夜波伎と訓べし。姓氏錄河內國雜姓に。矢作の連は布都努志乃命之後也と有り。此の氏人のこと。稱德天皇紀に。寶龜元年四月癸卯。正八位矢作造辛國賜姓宿禰。未經歲月。皆復本姓とあり。河內國人と聞えたり。（姓氏錄は、是れより後に撰みたる錄なれば、其頃は連の姓にて有けるなり、）神名式に。河內國若江郡に。矢作神社あり。此氏人の祝へる經津主神社なるべし。（河內志に、在八尾宮邑、矢作、械樋西北、有長久年中國宣、今稱八幡と見えたり、）淸和天皇紀

貞觀二年七月の下に。進河內國從三位彌加布都命神。比古佐自布都命神階並加從二位とあるは。決く此の社の神なり。（前に徵には一本に依て、從二位を正三位とせるは誤なり、後によく考へて改めつ、）然るは此の御名の社。式に河內の國には見ざれども。當昔從二位を授奉り給ふばかりの神の。官帳に載ざることは有まじければなり。（師說に、若くは枚岡四座の內にや有む、とあれど然らず、其は第四十九段傳弓削連の下を見て知べし、また若江郡弓削神社を、今布都大明神と云なれども、彼社は河內國弓削氏祖、天日鷲翔矢命なるべき事も、第四十九段の傳に委く註へるを見るべし、）また式に。壹岐島壹岐郡に。佐肆布都神社と云が二社あり。（一社は新城村と云にあり、一社は箱崎村と云にありと、或書に云へり、）また石田郡に。物部布都神社と云もあり。（此も物部村といふに、今も在と或書に云り、）〇武甕槌之雄神。（亦云健雷神、）古事記に。建御雷之男神とあり。（之雄は、古事記の之男に效へれば、字は書紀の字用格に效ひて、武甕槌之雄とは書つ、）師云。甕槌御雷

ともに借字にて。美迦は伊迦に通ふ言なり。その伊迦は。嚴矛。（舒明天皇紀に、此云二伊箇之保虚一とあり）重日（皇極天皇紀に、此云二伊柯之比一）伊賀志御世。（祝詞）また伊迦米志。伊迦志などの伊迦なり。（源氏葵卷に、たけくいかきひたぶる心いできて、又手習卷に、いかきさまを、人に見せむと思ひてなどあり）その美迦と通ふ例は。遷二却崇神一祝詞に。即此神を。健雷命とあり。（美迦豆知、伊迦豆知通ふ故なり）また嚴きを美迦と云る例は。仁德天皇紀歌に。瀰箇始報破利摩波椰摩智云々。此瀰箇始報は。速待と云む枕詞にて。嚴しき潮の速きと云意のつゞけなり。（三日潮の說ひがことなり）謂ゆる天津甕星も嚴きを云。（惡神と云ひ、先つ誅ふと云へるにて、嚴きこと知らる。）甕粟も嚴粟なり。上の甕速日其の外も。神また人の名に甕と云は。皆此の意と知べし。都知は。上の野椎神の下に云るが如し。（雷の字に付て、意を思ふはひがことなり）○健布都神。豐布都神。健豐ともに稱言なり。布都の義上に同じ。神名式に。阿波國阿波郡に。建布都神社あり。（當國の神社考に、郡村と云に在りと云へり）

於是其天穗日命者。押二別天之八重雲一而。天翔國翔而。見二廻天下一而。返事白之。豐葦原之水穗國者。晝者如二狹蠅一水沸。夜者如二火瓮一光神在。石根木根立。青水沫亦言問而。荒振國也。雖レ然鎭平而。於二皇美麻命一爲二守國一平然。將レ令二所知坐一白而。以二己命之子。天夷鳥命一。（亦云二天鳥船神一）副二經津主神。健御雷之男神一而。天降遣而。大撥二平荒振神等一。國作之大神亦媚鎭而。大八島國現事顯事令二事避一矣。

此の段は。出雲神賀詞を採て文を成せるが。其の發端を於是其と記起せるは。上に遣二天穗日命一則。乃媚二附大國主神一而。至二三年一不二復奏一矣と有を承たり。其は記傳に。此天穗日命の故事を考ふる

に。古事記。書紀。崇神祝詞とは。大旨同く返事奏さゝる趣なるに。神賀詞のみは。其趣甚異なり。(此の事書紀の註者たちの論なきは何ぞや、彼の神賀ばかりの古文を、たゞ等閑にのみ見過されしはいと恨し)師の祝詞考に云。穗日命は。大名持神に媚附て。三年に至まで復命申さずと。古事記。書紀などには有るを。此神賀詞に如此云へるは。出雲國造が遠祖なる故に。宜く云ひなせるにや。と思ふ人も有りなむか。然には非ず。右の二記に漏たる傳事の。此の詞に遺れるなり。若二記に見えたる如く。終に返事申さずは。天若日子に亞たる罪も有るべきに。然はあらで。天神祖の詔に。大名持命の祭を爲むは。穗日命と詔ひしは。よく彼神を媚和せし故なり。(今云、此の大詔命のことは、第百十六段に見えたり)さて天に復命して。終に天夷鳥命。布都怒志命を天降して。大きなる功を成るも。もはら天穗日命の思兼によれり。と言れつるぞ。委き考へなりける。今また委く考ふるに。先つ初めに此の神を天降し遣しゝは。次の天稚日子の如き。征伐の御使には非ずて。神賀詞に云へる如く。たゞ此の國の體を見て。其狀に隨ひて。宜さまに謀はしめむとにぞ有けむかし。其故は。彼天若日子を遣はしゝには。弓矢など賜ひし事あるを。此神には然事も無ればなり。(若征伐ならば、最初に神を遣す所にぞ、弓矢などの事は有べきわざなる、偖また建御雷神を降し給ふ處にも、弓矢などのさだなきは、其は既に天若日子の處に出つれば、略けること、もとより然有るべきなり)さて復奏たまひしは。三年も過て後の事なれば。古事記などには。其間甚久しく還給はぬほどを言て。(三年に至まで待たまへども、還り來坐ぬ故に、終に返り事申さて止ぬる者のごと思はれ奉りしなり、三年過るまでも、此の國に坐しなれば、はやく、其のほどにも媚附て、かつがつ和し給ひけむ故に、媚附てとは云へるなり、そは未た返り事せぬほどは、其の志趣知られざれば、たゞ不忠がごとぞ聞えけむ、天若日子の事を云へる處に、此神亦不忠誠也とある、亦の字は、先の穗日命を不忠誠として云へるなり)即次の天若日子の事に移れる故に。其後に此穗日命の復奏

し給ひし事をば。紛かして傳へ脱せるなるべし。然後に雉名鳴女に遣す時に。たゞ天若日子の事を問しむる由のみ有て。此穗日命の。なほ久しく還らぬ所以を。問しむる事は見えざるを思へば。其の以前に既に返り事申し給ひしこと知れたり。と有り。(今此の説によりて、神賀詞の傳を採て、此に擧つるなり。)○押二別天之八重雲一而は。皇美麻命の天降の處に。排二分天之八重多那雲一而。稜威之道別道別而とあるが如し。其は天磐船に乘發しけむ事は云も更なり。なほ彼處に云を見るべし。(第百三十七段の傳見るべし、)○天翔國翔は。古語の文にて。神武天皇卷に。饒速日命乘二天磐船一而。翔二行大虚一云々と有るに同じ。○天下は阿米能志多と訓て。高天原に對へて。此の國土をいふ古言なること既にいへり。況て此は上に天之八重雲を押別て天翔と云て。かく天下を見廻と云へれば。本よりの古言なること。殊に明なり。(なほ第九十段、天下の處を見るべし、)○見廻とは。國體を見行し廻り給ひ。専とは大國主神の狀を見。また凡て荒び猛ぶ諸神の狀をも見て。言向け服へつべしや

否を伺ひ給へるを云。大國主神に媚附て。和し給へる功は。即是にて。此の間三年ばかりを經つること。上に見たるが如し。○返事白久。この返り事白し給へるは。雉の頓使有りけるよりは以前なるべきこと。上に師の言れたるが如し。(然れど事のはこびの、然は記しがたくて、此に記し續たるなり、)○狹蠅のことは既に出たり。(第四十三段の傳見るべし、)○水沸は。師云美那和伎と訓べし。水は借字にて皆沸なり。古事記に。惡神之音如二狹蠅一皆沸、萬物之妖悉發。と有るにて知べし。○火瓮、光神、石根、木根立みな上に出たり。(第百六段の傳見るべし、)○靑水沫は師云水沫は、美那和と訓べし。水之阿和の。乃阿の約り那なればなり。○雖然鎭平而云々と白給へるは。三年ばかりに。大國主神を媚和して。重ねて天より御使者あらむ時は。詔命を諾ひ給ふべく約り置給へる故なり。然らでは如此る御言の有べくも非ず。然れば次に。大國主神の。速に諾と白し給へるは。加茂翁言の如く。もはら天穗日命の思兼にぞ依れりける。○皇美麻命。こは遥々藝命を指て白せるに

非ず。天照大御神の天日嗣知看す御子。天忍穂耳命を白し給へり。其は此時いまだ邇々藝命の生坐さぬ頃なるを以て知べし。(是をもて皇美麻命と申す御稱は、天忍穂耳命より次々、大御神の天日嗣を知看す、天皇命の大御稱にて、美麻とは御孫の義に非ずといふ、予が説の空からざる事をも辨ふべし。)○天夷鳥命。名義上に註せり。(第三十八段の傳見るべし。)神賀詞には。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天とあるを。古事記には。天鳥船神副建御雷命而とあり。(是をもて、彼れ此れ同神なる事を知べき由は、既に微に委く云へりき。)鳥船と云名の義は下に云べし。(第百十六段の傳見るべし。)さて二柱神に。此神を副て。天降し遣せる事は此神も前に。天穂日命の返事遅きを見よと。天降し遣せる時に。順其父之事而返言申さずと有れば。父神と共々に媚付て。事を謀り給へること知べし。故己命に代て副遣せるなり。○撥平荒振神等は。經津主神。建御雷神二柱の功なり。然るを此に穂日命の功に係たりと聞ゆるは。上に云如く。まづ初に媚和せる功の大きなればなり。

○國作之大神とは。大國主神を申せり。(出雲風土記に、かく申せること數多見えたり、)○媚靜而は。媚和せるは元よりにて。靜とは。彼大神の。終に杵築大社に鎭坐せるまでを係ていへり。其は下文に。令事避矣と云るもて知べし。○大八島國。現事顯事云々。(前に大八島國之、と文を成せるは誤なりけり、)現事は師の言の如く。宇都志許登と訓み。顯事は。阿羅波許登と訓べし。(猶下にも云べし、)同意なる事を。かく狀に。二つ重ねて云は。古文の常なり。(然るを祝詞考に、現と顯とを分て解れたるは、師も云れたる如く強言なり、)さて大國主神の。大八島國を造固めて大國主と爲賜ひ、青人草を治め御坐せる現事は更なり。大八島國をさへに。皇美麻命に。事避しめ奉り給へる由なり。その避奉り給へる趣は。次の條々に見えたるがごとし。

於是經津主神。健御雷之男神。降到出雲國伊多佐之小汀（亦云伊那佐之小濱。亦云伊佐々之小汀。）

而。拔二十掬劒一而。逆二刺立浪穗一而。趺二坐其劒前一而。問二其大國主神一曰。高皇産靈神之命以而問使之。汝宇志波祁流。葦原中國者。我御子所知國也。言依賜也。故先遣二吾二神一而令レ驅二平一。汝意何如。當二避奉一不乎。問之時。大國主神對白之。疑之。汝二神者。非レ來二吾處一。故不レ須レ許。唯吾住所者。如二天神御子之。天津日繼所知之。登陀琉天之御巢一而。於二底津石根一宮柱太知。於二高天原一。冰木高知而。治賜則。吾於二白不足八十坰手一隱而。侍焉白給矣。

伊多佐之小汀。(亦云二伊那佐之小濱一、亦云二伊佐々之小汀一)古事記には伊那佐。書紀には伊多佐。(但し字は五十田狹と書れたり、)また大名牟遲神の。少毘古那神に逢給ひし處には。伊佐々とあり。(但し字は五十狹々と書たり、凡て書紀に、伊と云に、五十と書れたれど、面白からねば余は從らず、)同じ處なり。(多と佐と那とは、常に通ふ音なり、)神名式に。出雲國出雲郡に。因佐神社あり。其の處なり。風土記には。伊奈佐乃社と書り。(風土記抄に、伊奈佐之濱は、杵築鄕の內、假宮村と云處なり、此の邊の浦を、俗にいなさ濱と云とあり、杵築大社記に、國司帥中納言藤原家任日記と云を引て、天仁二年七月四日、大木寄二稻佐浦一とある、此濱なるべし、○さて神武天皇卷歌の、伊那佐の山は大和なり、また遠江國にも、引佐郡あり、歌にいなさ細江、とよめるは是なり、此れ等皆同名なり、)此は決めて稻背脛命を。此の時の謂に依て祭れるなるべし。(上に引く家任日記の其時に、稻佐神の示現ありし故事を記せるは、此神なるべし、其は第百二十三段の傳に、委く記すを見るべし、)師云。伊那佐は諾否の意にて。大國主神の。諾否の答へを問賜ひし處なるから。負る名にや有む。(仁賢天皇紀に、諸字を勢と訓み、後撰集歌に、伊那勢とも云放たれず云々とよめり、萬葉十六に、

否藻諸藻とよめる諸の字も、勢とも訓つべし、宇と訓るは、今の世にも宇々と云に同じくて、稱唯といふ乎々に同じ、乎と宇と通ふ音なり、)式に同郡の杵築大社の次に。同社大穴持伊那西波伎神社と云あり。また天比奈等理神社も同郡にあり。(和加布都努志神社と云もあれど、此神は、大國主神の御子にて、此の經津主神にはあらず、)小汀とは。凡て小川小田小野なども云ふは。萬葉に。難波の小江なども詠て。必ず小さからねども云。小初瀬。小筑波などの類。みな稱辭の如し。其は本は細小きを云言なるが、稱辭ともなれるなり。(大と云て、稱美る方にもなり、また大凡大ろかなど、不好方にもなる如く、小も不好方にもなり、また事によりて、稱美る方にもなるなり、細小き由を云て、物を稱ること、今の世にも多し、)さて此時は。大國主神は。かの宇迦山の山本の宮に。住坐るほどにや有けむ。宇迦と伊那佐と同郡なり。(彼の宮のことは、第八十六段に見えたり、)○降到は。久陀理都伎と訓べし。○浪穗は上に出たり。(第八十九段の傳見るべし、)○逆刺立とは。劔は鋒を以て

刺ものなるに。是は柄の方を刺立る故に。逆と云り。○劔前は。師云鋒なり。上にも御刀前などあり。(延佳本に、前をマヘと訓るは、いみじき非なり、こは劔の鋒に趺坐むは、甚あるまじき事なり、と思へるからの強事なり、凡て近き世の人の、漢籍に邊つらへる生さかしら心は、みなかくの如し、)書紀には。踞其鋒端とあり。(是をさへに白井氏などが、其前に踞る由に註したるはいかにぞや、さては鋒の字は何の用ぞ、いと可笑くこそ、)○趺坐は。師云阿具美韋氐。と訓べし。(宇知阿具美と、打てふ言を添るもよし、志理宇多牙と訓るは叶はず、但し書紀の踞の字は、阿美具韋と訓は字にあたらず、踞は志理宇多牙なり、志理宇多牙とは、尻打擧にて、跖を地に著て、膝を立て、臀を浮擧て坐をも云べけれど、古書に腰を懸ることに云り、然れば書紀に 踞其鋒端とあるは、劔の鋒に腰を懸坐を云るにて、古事記に、趺坐とあるとは異なり、)神代紀海神宮段に。寬坐とあるをも然訓り。(阿具美は、足を結と云ことにて、今の俗に丈六かくと云坐樣なり、此は丈六の佛像より出たる詞な

るべし、又是れを予が郷の方言に、阿具良加久とも、阿受久美加久とも云り阿受久美、は足組にて、阿具美におなじ、趺の字は佛書にも、結跏趺坐など常に云て、阿具美によく當なり。)さて此の阿具美居に二あり。組たる足の末を。膝下に敷と。股上へ擧て。跖を仰けて組となり。(また膝を脇へ張りて、左右の足掌を合せても坐る、此れも趺の類ひなり、)さて今此の神の如此爲たまふは。皆天神の御使の。絕れて奇く。靈き威德あることを示せるなり。(今云、此の處古事記にては、鳥船神と建御雷神と二柱、かく爲給へる趣なり、然るに鳥船神、やがて夷鳥命にて、大國主神を媚和せる神なるに、如此るわざは有べくも非ず、此をもても書紀に、經津主神、武甕槌神二神とあるが勝りて聞ゆるを思ふべし。)○其の大國主神とは。師云。只に此の神の御名を指て云とは。少か異にして。其の國の主たる神と云ふ意に云へるなり。上に須佐之男大神の詔に。爲二大國主神一と詔へるも同じ。(第八十六段の傳見べし、)然れば其と云るも。ただ此の神を指には非ず。其國之と云意なり。(然らざれば、此の其てふ言、上に承る處いと物遠し、)さて其の國とは。天より降り坐る時の處なれば。凡て葦原中國を指なり。(次の詞にて然聞ゆ、)○高皇產靈神之命以而。古事記に。此にも天照大御神。高木神之命以とあるは誤なり。(高木神とは、即高皇產靈神なり、)其は汝宇志波祁流と云より。言依賜也と云までの文に。心を著て視べし。初に天照大御神の御詔に。豐葦原水穗國は。我御子の可知國也と。御言依賜へる詔命を承て。全高皇產靈神の問賜へる御言なるをや。故今は神代紀正書に。高皇產靈神とのみ有るに依れり。(但しかく言はば、此は天神の御威勢を知しむる處なれば、大御神の御名のあるぞ、威勢ありて聞えむ、など云人も有なむか、然には非ず、凡ていと高く尊きをば、奧に稱へて、其御言を承て、御前の事執る人の、使者に言せたらむには、殊に其の奧なる貴人の、高く尊く恐まるゝわざなり、其は譬へば、大臣たらむ人の使者に、天皇命の御心ぞ、御言ぞと言しめたるは、此よなく尊く聞ゆるをも思ひ合すべし、)○問使之は。師云登比爾都加波世理と訓べし。

漢籍讀にのみ耳なれつる心には。如是讀むをば。何とかやしどけなきが如く思ふ人も有めれど。御國語は。上代も中昔も今の世も。かく云ぞ定格なる。(さて古事記には、遣すに、使の字をも通はし書る例、上にもあり、本都加布と、都加波須とは、延たると切たるとの差のみにて同言なり、また都加比は、都加布を躰言になしたるにて、是も本と同言なるをや、)倭建命段に。擊遣とも。平遣ともある。同じ語づかひなり。之の字は。如此樣に。語の絕るゝ處に。助字に置ること常多し。上に恐之などある類なり。(今云、予が此の成文にも、此の格に倣ひて、疑之などかける類も數あり、)〇宇志波祁流は。師云。主として。其の處を我物と領居るを云。たゞし天皇の天下所知食ことなどを。宇志波伎坐と申せる例は。さらに無れば。似たる事ながら。所知看などゝ云とは。差別ある事と聞えたり。言の意は。(師は主張なり、古言に振を布久とも云る如く、流を久と云こと有れば、張を波久と云なりと云れき、是れもさる說なれど、なほ張を波久と云る例なければいかゞ、)波久は刀を佩く。沓を著くなどの波久と同くて。身に著て持意ならむか。(取とは、もと手に持ことなるに、今の世に國所を領するを、其處を取る、幾萬石取るなど云も、此の波久と意通へり、)さて此の言萬葉五に。宇奈原能。邊爾母奥爾母神豆麻利。宇志播吉伊麻須。諸能。大御神等云々。六に。住吉乃荒人神。船舳爾牛吐賜云々。九に。此山乎牛掃神之云々。(此山とは、筑波山をいへり、)十七に。須賣加未能。宇之波伎伊麻須。爾比可波能。多知夜麻爾云々。十九に。墨吉之吾大御神。船乃倍爾。宇之波伎座などもあり。(此の萬葉の、牛吐、牛掃などの字に付て云說どもは、云に足らぬ強言どもなり、)崇神祝詞に。山川能淸地爾遷出坐氏。吾地止宇之波伎坐世止。云々とあるも。須と志と通ふ音にて。同言なり。〇我御子の上に。天照大御神之御詔。と云ふ語を加て意得べし。彼の大御神の御詔を承て。高皇產靈神の。詔ひ令たる御言を演る處なればなり。〇故先云々は。二柱神御自の御言なり。〇令二駈平一とは。かの荒振邪鬼どもを。駈平しめ給ふ由なり。御語の意を總て云はゞ。吾

二神は。高皇産靈神の命以て問の御使に來つ。さるは汝が領居る葦原中國は。天照大御神の大詔命に。我御子の知さむ國と言依し賜へれば。吾二神まづ降りて。國中の悪神等を駈平よとなり。汝意いかに。御詔のまに〳〵此の國を。皇美麻命に避奉むや否と問給へるなり。(疑之云々は。二柱神の言に。高皇産靈神の御使と云を。然には非じ。吾處に來れるには有るまじと疑しく所思す由なり。(其の由は下に註ふを見よ。)不須許は。延宇辨那波自と訓べし。(さきに、宇辨那比麻都良自と訓るは、語勢よわかりき。)抑、大國主神の此の御國を經營固めて。宇志波伎坐せる事本は。上にも往々云る如く。先つこの青海原潮之八百重の國土はしも。伊邪那伎大神の御依しの隨に。須佐之男大神の普く所知看て。造固め給ふべき謂あるに。(此の謂りのことは、第二十九段、三十段、六十五段などの傳に註るを見て知べし、さて青海原潮之八百重とは、國土全を云ふ語なる由も、第二十九段に委く論へりき。)また別に幽き由縁ありて。豫美都國へ往坐さでは得有られず。(此の由縁のことは、第三十段の傳に委く云へりき。)入坐むとは爲給ふ物から。天上に參昇りて。天照大御神と御誓の間に。男御子生給ひて。大御神の。其を此の御國所知看べき。日嗣御子と定め給へる後に。此の國土に降り坐るが。(此れ等のことは、第三十四段、三十五段、六十四段などの傳に、委く云るを見て知べし。)然すがに伊邪那岐大神の。此の國土を所知看せと詔へる御依しを畏まして。天避立極み巡見給ひ。御國の地に歸給へる後も。豫美都國へ直には往坐さず。御子神たちを見立て。國作しめ。大國主神生坐して後に。思欲すまにまに。根の國に入り坐り。(此れ等のことゞも第六十五段より、第七十九段までに、往々云るを合せ考へて知べし。)斯て大國主神。豫美都國に往坐て後は。專須佐之男大神の御靈威を受給ひて。彼の大神の御靈璽の御寶ども。取持て出給へる時に。大神。豫母都平坂まで追到ましして。其を以て。汝が庶兄弟どもを追撥ひて。爲二大國主神一。亦爲二宇都志國玉神一と詔へり。(此れ等のことゞも、第八十三段より、第八十六段までの傳に註へるを見て

知べし。)さて此の御言の意は。彼の段に註る如く。此國に經營り。功業を成意て。大國主となり。然して後に。顯國を治むる現事をば。皇美麻命に避奉りて。終には其の顯國の國魂神と爲れと。詔へる義なり。(此事第八十六段の傳に、委く云るを考へ合せて辨ふべし。)然れば大國主神の。此國土作堅給へる事は。須佐之男大神の御功業を。受嗣ぎ給へるにて。言もて行けば。國生坐る二柱大神に。天皇祖神たちの。最初に依し給へる業を。果し給へるなりけり。(此の御依しの事、委くは第五段、第十段、第十八段、第三十一段などの傳に、註るを見て知べし。)故この大八島國。また其の顯事は。皇美麻命に避奉りて。己命は。幽事所知看べき義と云ふことは。須佐之男神の御語によりて。大國主神の。固より熟悟り居給へる事になも有ける。其は下の御言に。吾住所をば云々して治め賜はゞ。吾は八十坰手に隱りて侍はむと詔へると。右の須佐之男大神の御言とを。照し考へて知られたり。(なほ言はゞ、其嫡后須世理毘賣命は、やがて彼の三女神なるを、天照大御神の、前に須佐之男命に授ひて、天降し賜ふ時に、汝三神は、道中に降りて、皇美麻命を助け奉れと詔へるにて、後に皇美麻命を、天降し賜ふ御心なる事は知し看せば、此の女神を嫡妻と爲給ふ大國主神の、此の義を聞知り給はで有べきかは、然れば何より見ても、大國主神の、後に皇美麻命に、此の國を避り奉るべき義を、固より知看せることは論ひなくなむ。)然らば前に天穗日命の。媚和し給ふに。數年を經たる。また今此にかく。不二須許一とさへ詔へるは如何と云に。穗日命は媚附とあれば。天降り給ふと直には大御神の詔命を申さず。時を從て何となき樣に附從ひ。御心を取つゝ。其の動靜を伺ひ視もし。心問もして。天津神を畏み給ふ。心底をよく察得て後に。此の御言依しの事を申し出て。說和し給へりけむ。故數の年を經たらむ事は。然も有べき事にこそ。(抑かゝる大事は、向の心をよくも得ざるに言出ては、中々に事を傷ふわざなれば、熟々に思慮を精くして後に、うたひ出給ふべき擧なること、今の世にもさる意ばへの事は、常に多かるを、思ひ合せて辨ふべし、是ぞ穗日命御父子の、

媚附たる功の傑れて、大きなる所には有ける〕偖また今かく二柱神に白し給へるは。固より右の大義を知看せる上に。穂日命の言をも聞看し納ては坐せど。然ばかり比類なき御功績ありて。大國主神と坐すを。二柱神たち。天照大御神。高皇產靈神の命以ては降り坐せれど。唯に其の威勢をのみ示せて。いさゝかも勞敬ひ給ふ有狀の無りし故に。その不禮を咎めて。まづ如此は詔へるなりけり。〔さるは此の二柱神に事馴たる、夷鳥命の副てあれば、大國主神の御心のほどは、聞知り給ひつらめど、己命たちの、親みて知り給へるに非ざれば、若底に仇なむ心を祕し持てや有むと、心をおきて、まづ天御使の威勢を示せて、其の動靜を試み給ひけむは、是また二神の武き神性にとりては、誠に然も有べき事にこそ〕然るに此の御言はしも。意は餘あれど。古文の大らかに言足らで。さる御心の見え難なるを。熟視て熟思へば。文外に餘意含りて。甚も嚴重なる御言なるを。畏けれど。今委く顯し申さば。阿那加麻靜まりてよ。汝等我が許への御使なりと云こと。甚疑はし。然るはまづ我をし何とか思ふ。國生坐る二柱大神。また須佐之男大神の御功業を承嗣ぎ。天皇祖神たちの。此の國を修固成せとの詔命を果し。此の國を悉く作り堅めて。邪鬼をも撥平け。天皇祖の愛しみ賜ふ青人草の。世に經る便となるべき事をら。種々始めて。四方の外國をさへに。數の子等を班ち遣はし。我が和魂自いゆき渡りもして。恩賴を蒙らしめ。大造之績を成し竟て。かく大國主となりぬる事は。天皇祖のいとよく所知看ことぞも。然るに汝等。その御使なる由を稱へども。天皇祖より。我が功績を勞問賜ふ御詔もなく。唯に誇り健びて。さる禮なき狀に。威勢を示せむとすとも。我はた畏みなむや。信に高皇產靈神の。我に敕ふ御命ならば。懇に勞賜ふ詔命の無ては得有るまじき物ぞ。然れば汝等は。我か許へ來つる御使には非じ。他いやしき神の許へ來れるが。所を誤りて此に來つるにこそ。故その言ことは。須許はじ。と詔へる意なり。穴かしこ。〔但しこは、餘意を添ることの、過たりと思ふ人も有なむか、然れど前の條々に見えたる事の趣、また次の段に、

高皇産靈神の勅に、汝之所言深有二其理一と詔ひて、更に條々して勅教ませる事どもを、熟々讀味ふに、右に云でとき意ばへの御語なること、また更に疑ひなきもの也。)○唯この下に。信高皇産靈神之勅レ我御言則。と云語を加へて意得べし。(さらでば其の意むすばらず、)○住所は。須美加と訓べし。(所字即加の意なり、)○天神御子は。文武天皇紀の詔曰に。天都神乃御子とあるに從りて訓べし。天神とは。凡て高天原なる神を申す中に。此はもはら天照大御神を指奉るなり。(高天原なる神を、凡て天神と申す由は、第二段の傳に委く註せり。)さて師說の如く。天忍穗耳命は。其の御子に坐々ば。本よりの事にて。此の次々には。御孫なる邇々藝命をも。また鵜草葺不合命をも。神武天皇をも。みな天神御子と申せり。(子とは、子孫末末までにわたる名なるが故なり。)さて如此申すは。大凡の國神と同等からざる由に。事を分けて尊奉る御稱なり。(天忍穗耳命、邇々藝命は、天にて生坐ればたゞに天神とこそ申すべきを、御子と申せるは、穗々出見命より以來、此の國にて生坐るを申しならはしたる御名を、上へも囘して語り傳へたるなり、それも天照大御神の御子と申す意になるめれば、違ふことなし、然れど、天神の御子と申す本の意は、此の國にて生れ坐る、天神の御末にて坐す由なり。)さて御々代々の天皇命をもしか申し奉ることは。其の高御座は。天照大御神の依賜へる御座なる故に。其に位をば御末ながらに。御々代々天神御子とは申し奉るなり。(此は其の御座に位すは、即ち大御神の大正統の御子に坐せばなり。)然れば此の御稱は。天地の際に。わが天皇命一柱に限りて申す。御稱になむ有ける。(然るに漢土の酋長らが、世々に天子と稱ふこそ心得ね、さるは彼の國にて、古く天と云るは、即ち日のことにて、其の神を天神と云べきを、其の坐所をもて、唯に天子と云なれば、此稱やがて、天神之御子と稱すに、義異ならず、此は何と云ける酋長の、稱初けるかと考るに、彼國籍帝王世紀と云物に、帝王之稱二天子一自二炎帝一始也とあり、炎帝とは謂ゆる神農がことなり、然れば此者の稱ひ初つるを、世々の酋長も、まねびたるなりけり、

但此はいかに心得て、學びたらむと考るに、いと上代に、大名持、少毘古那神を始め、神等の渡りて、外國々をも造り堅め成し給へりと聞ゆれば、本は決く、言語も通ひけむ故に、天皇命の御事を、天神之御子と申す御稱を、彼の國にも申し傳へて、其を神農が何の辨へもなく、一國も領居ける者は、さも云べき事と非心得して、其の國語もて、天子とは稱へるにこそ、いみじき僭稱ならじやは、外國の酋長ども、何の癡ありてか、天子とは云べき、曾て其の謂なき事なる故に、彼の國の古書にも、しか稱べき證はさらに無きぞかし、白虎通と云書に、所以稱天子者何、王者父天母地、爲天之子也といひ、援神契といふ物に、天覆地載謂之天子、などあれど強説なり、然るはもし此等の説の如くは、鳥獸草木活とし活るもの、生とし生るもの、盡く天を父とし、地を母とし、天は覆ひ地は載ざる物の無れば、凡て天子と云て可からめや、然れば彼の國にて天子と云稱は、もと天皇命を、天神之御子、と申す御稱の聞えたりしを、偸み稱へること疑なし、もし然らずとせば、謂ゆる杜撰になも有ける、然るを俗の漢學する輩など、返らまに、天神之御子と申す御名は、天子とかける文字に、設けたる和訓ぞなと云も有るは、其の本末を辨へざる故の狂説にぞ有ける、穴かしこ、眞天　子の御民と有ながら、外國々の酋長などを、天子と云むは、最も忌々しき言なりけり、彼を王と云むだに、既に親王の御子を、王と申す御命のある上は、憚りなしと云べからず、眞の學問に志ざゝむ人は、よく此旨を思ふべきなり、〇天津日嗣。師云萬葉歌には、安麻能日繼ともよめり。此は天津日大御神の。大御任を受傳坐て。其の大御業を嗣々に知看す由の御稱なり。天武天皇紀に。皇祖等之騰極とある處に。古云日嗣也。と註せられたり。（書紀などには、漢國にて天子と稱ふ者の、位のうへに用ふる字を書るをば、凡てみなアマツヒツギとよめり、）さて此の御位を嗣給ふべき儲の皇子を。日嗣御子と申し奉るなり。（皇太子の字を當つ、）かくて右の意は。必動くまじく。誰も然思ひ定めて有りぬべき物なれど。今此の段に就て。別に今一の考あり。繼は（借字、）給にて。天津日

大御神の給寄し賜ふ物を。受納知看すと。天津日繼所知とは申すか。給寄賜物とは。即天下の百姓の奉進る。諸の御都岐物にて。是即天照日大御神の。天皇に給寄し賜ふ物なり。(みつぎ物を、平兼盛集の歌に、ひつぎものとよめり、さて御都岐物の都岐も、供給の意なり、今の俗言に、人に物を美都具といひ、また物を都々久流と云も本同じ、さて給とは、上たる人より、下なる者に賜ふに限れる如く思ふめれど、さに非ず、下より上へ奉るにもいふ、故朝廷に奉進るをも、美都岐とは云なり。)さて其の種々物の中には。稻を主とせり。其は書紀に。天照大御神の勅曰に。以吾天原所御齋庭之穗亦。當御於吾兒と見え。大嘗會中臣壽詞に。天津御膳遠。長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久。由庭仁所知食止。事依志奉氏。天降坐云々とあると。大殿祭詞に。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豊葦原瑞穗國乎。安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氏。とあるとを合せ考へて。日嗣の意を思ふべし。(萬千秋云々は、もはら稻に係て云る由は、前に委く解るが如し、さて天津日嗣乎、萬千秋云々とつゞきたるは、全天照大御神の給寄し賜ふ、大八洲國の稻穗を、萬千秋に所知食との意なり、かの中臣壽詞は、大嘗につきて申す故に、由庭仁所知食といひ、大殿祭は、天下知看す、凡ての御上にて申す故に、瑞穗國乎所知食と云る、共に其の指物は、同じ稻穗にて、其の中に主とし首とするは、齋庭の穗なり、故書紀に、彼の勅には、主とし首とする齋庭之穗を詔ひ寄して、其中に、天下の百姓の奉貢る稻、また種々の御調物も、みな兼含みたり。)前にも云へる如く。皇御國は。稻に殊なる深き所由ありて。右の如く大御神の嚴重き大詔も坐して。後の世に至るまでも。萬の政の有るが中にも。大嘗を又なき大事とし給ふものぞ。然れば天津日繼知食と申せば。即天下知食す御事にもなれるなりけり。(天津日繼とのみ云て、所知食といはず、また日嗣御子なども申すたぐひは、普く云ひなれて、やゝ後に所知食と云ことを略けるものか、此事はなほ疑はし、但し古事記には、此言四處に見えたる、皆知所とあ

り〕さて今此に。登陀流云々へ連きたるは。下に云ふ如く。御膳の事によれゝば。即彼日大御神の。給寄し賜ふ稲以て炊く御膳を。所知食む。其の天之御巣と云ふ意に云るなり。（若したゞ天下知食す御位のことゝせば、此には必しも用なき言なり、たゞに天神御子の登陀琉云々、とのみ云てありぬべし。）〇登陀琉天之御巣は。師云此はたゞ御殿を云にやと。前には思ひしかども然には非ず。下に同じ事のあるに。凝烟のことを云へるに就て熟思ふに。此は御庖廚の竈所の上の。炊烟の發騰る處を云なり（御庖廚は、俗に云御臺所なり）其の構は。上代には如何に有けむ。知難けれど。御巣とあるに付て。推て心見に云は。烟を出さむ爲に。竈所の上に屋を。いさゝかばかり葺遺して。竈の如く開たる所ありしにや。偖其處は蘆葦の露れたれば。簀なる故に。御簀とは云か。（巣は借字なり、凡て竹などを編ならべて、間の透たる物を簀と云、簾なども其の意の名なり）また天之と云は。今の世に竈上の。炊烟のかゝる處を。阿麻と云は其にや。（尼の音の如く呼ぶなり）　體源抄に。昔日吉行幸の時に。鞨鼓の筒を社頭に失ひて。二十餘年を經たりける後に。大津の邊にて。是を求め出たる事を云る處に。阿麻と云物にさし上て有りければ。凝烟ばみたりけれども。少か不損なりと云へり（また例の格の、天之と見むも惡からじ）さて登陀琉は。いと〳〵心得難きを。例の強て云ば。富足の意ならむか。（富は美を略く例あり、）其の故は。先古も今も。人の家の富ることには。炊烟の繁く起出を云ひ。貧きことには。炊烟の發ぬ由を云こと。仁徳天皇卷に。於國中烟不發。國皆貧窮云々。於國滿烟。故爲人民富などあるが如くなれば。炊烟の稠く發ことを祝て。やがて富足と云効はしけむ。然れば此は。炊烟の繁く立登る天之御巣と云ことならむか。（上代には、祝言もあり、また今此にも、其事を主と云るなるべし）應神天皇の御歌に。毛々知陀流夜邇波母美由とある知陀流は。此の登陀流と同くて。こは富を切めて知と云ならむ。（百千足の意にはあらず）然れば繁く烟の發騰る。百の家庭の所見る由なり。

(また烟の繁く立つを見たまひて、富足れりとおもほす心とせむも同じ。)また大殿祭祝詞に。此乃敷坐大宮地。底津磐根乃極美。下津綱根波府虫能禍無久。高天原波。青雲乃靄久極美。天之血垂。飛鳥乃禍無久とある。血垂も同じ。(但し此はやがて、彼の烟の騰る處の名にして云るなれば、知陀理と訓べし、今本も然訓り、彼の登陀流天之御巣と云をつゞめて、直に天之知陀理と云へるなり。)飛鳥乃禍とは。此の血垂の處は。屋を葺遺して開たる故に。虚空高く飛鳥の。或は毒物にまれ何にまれ。昨持來。または糞などにまれ。竈の上に墜しなどする事の有むを云なるべし。(祝詞考の、此の血垂の説は、いみじき誤なり。)また神武天皇紀に。細予千足國。とある千足も同じ事にて。炊烟の繁く起て。富足國なり。(彼の毛々知陀流云々てふ大御歌と、思ひ合すべし、細戈は枕詞にて、玉鉾之御路と云と同くて、知てふ言にかゝるのみなり。)此等を思ひ竝べて考ふべし。(今云、久老が日本紀歌解に、彼の毛々知陀流てふ詞をときて、百煠垂なり、煠を須志と云て、萬葉十一に、難波人葦火燒屋、酢四手雖レ有、とあり、須志の約り志なるを、知に轉したる言なり、また此の知を登に轉して、登陀流天之新巣之凝烟之、云々と云るは、事もなく通ゆる如くなれど、却りて物どほし。)さて今大國主神の。己命の御舍の構を。かくの如く乞たまふは。專御膳の事につきてなる故に其の御廚の構をしも乞給ふなり。(下の文に、櫛八玉神爲二膳夫一云々の事以て知べし。)然れば天津日繼所知とあるも。彼の日給の稻もて。炊き料理る御膳を所聞食す。其の御廚の如くに。と云意に連けること明けし。(天慶六年日本紀竟宴、得二大鷦鷯天皇一、師輔公歌に、「大鷦鷯、須女羅賀與々利、多津氣敷里、阿麻能比都幾仁、裳江萬散留賀奈、これに烟に、天之日嗣のことを詠たまへるは、古意を知てよみ給へるか、おのづから合へるか、何にまれ、右に云へる日嗣の考に由あり。)また其の御廚の中にも。彼の炊烟の騰る處を重くする故に。分て天之御巣を云なり。(さて殊に天神御子之御巣の如くに、と乞ひ白し給ふを思へば、其の構の狀、必す凡人の家のとは。異なること有なる

べし、また垂仁天皇卷にも、此出雲大神の御喩言に、修理我宮如天皇の御舍者、御子必眞事登波牟とあり、此の段と合せて思ふに必ず深き所以ある事なるべし。）○治賜則。治と云ことの意は、上に治吾前則。とありし處に註へるが如し。（第九十五段の傳見るべし。）○百不足は、百に足ぬ八十と連けたる發語なり。下に引く歌どもを見て知べし。（また百足らず山田、百足らず桴、また五十槻なども連けよめり、委くは冠辭考を見て知るべし。）○八十坰手。師說に、坰は隈なり。古事記には、多く此の字を書り。（坰の字に、久麻と云べき意は見えず、爾雅に、林外謂之坰とある。これらの意より久麻に用るか、中卷に、硐とも作り、硐の字にも、久麻の意は見えず、若は回の字に、此方にて、土偏石偏を加へたるには非るか。）書紀に、百不足之八十隈と書て、隈此謂矩磨涅とあり。（この涅の字を、ヂの假名として訓むは非なり、デの假字なり。）手は道なり。（氐と知とは通ふ音なり。）萬葉に道之永手と多くよめると、道之長乳齒神と申す御名とを合せて。永手は永道なることを知り。また此の手も道なることを曉るべし。萬葉一に。川隈之八十阿不落。二に。此道之八十隈毎。十三に。道前八十阿毎。なども見ゆとあり。（なほ此下に、此の文意を解れたる說あれど、精からぬ說なれば採り用ひず、其は下に云を見て知べし。）○隱而は。顯世を去て。幽世になり。（海嶋に隱居し給ふを云、などゝ云るは、漢意にて非なり。）其を八十坰手にとは詔へり。然るは八十坰手とに。何處を其許と指定むる處なく云る語にて。後遂に。上件乞白し給へる宮に鎭坐しつゝも。其の御形を顯世に現せ給はず。何處に坐とも人に知られず。隱り坐ます狀を詔へる形容言なり。（師說に、八十坰手は、八十と多くの隈々を經行て、甚遠き處と云へるにて、其心ざし給ふ處は、即黃泉國なり、抑此神は、須佐之男大神の御子孫と坐て、中ごろ一たび其の大神の坐す、黃泉國に往坐しに依て、大きなる功をたて、天下を經營たまへりしこと、上の段々に見えたるが如くにて、今此の御國を、天神御子に避奉て、また終に其の國に隱り坐すこと、深き理あるかも、と言れしは違へ

り〕其は萬葉三に。百不足八十隈路爾手向爲者。過去人爾蓋不牟鴨。とよめる歌あり。〔隈路を今の本に、隅坂とあるは誤なり、今は岡部翁、また久老が説によりて、改めて引たり〕此は人の死たるを悼みて詠る歌なるが。一首の意は。過去し人の魂の行方は。何處とも知られぬを。八十の隈路に手向を爲てば。逢ふことも有りなむか。と云へるなり。此の歌に依りて。八十隈手てふ言の狀を知べし。〔記傳にも此の歌を引て、殊に此に由あり、八十隈路は、黄泉路を云るなり、と云れつれど然らず、豫美路は、伊邪那岐大神、また大國主神も、前に往來し給へれど、八十と隈路の有げには思はれず、また書紀に、海宮に往く路のことを、雖レ隔ニ八重之隈一と、海神の詔へることを、一義に云人もあれど、八十と八重とは、言の義いたく異なり、さるは八十とは、八十伴緒、八十島などの類に、たゞに數の多きをいひ、八重とは、八重疊、八重棚雲などの類に、重なる數の多きを云なれば、混ふべからず、夜見國に往坐むとの御言ならば、隔ニ於八重之隈路一而隱侍焉、などこそ白し給ふべき事なるをや〕○侍焉は。佐母良比那牟と訓べし。佐母良布は。佐は眞の意。母良布は母流を延たる言にて。母流とは。何事にまれ心をつけて。伺ひ居るを云ことなる由は。上に師說を擧て既に註へり。〔第五十七段、令三大宮能賣命侍二其御前一、とある處の傳見るべし〕さて今此の神の如是白し給ふは。上の件の如く。御あしらひ坐さば。我は八十坰手に隱たる如く。顯世をば。御命のまに〳〵避奉て。隱れながらも。なほ天神御子の御前に伺候居る心ばへにて。幽世より守衞奉らむ。不ずは御命に隨ひ奉らじとの意なり。〔但し此に、幽事治むとは詔はねど、其は本より定れる事なれば、其事をも心に含み、また啀に威勢をもて、推取らむとしては、假令天神の詔命にもあれ、其理をも申さず、むげには避り奉らじ、と云意をも含めること、上に欵之云々、と申し給へる御言を、立返り思ひ合せて辨ふべし、穴畏、この大神はしも、上に註る如く、建速須佐之男大神の大御稜威を、盡く受嗣賜はりて、大國主となり給へる神にし坐せば、其御稜威を震起し給はむには、彼の大神に劣り給ふ

まじきこと、申すも更なり、然れば此の時しも、御使に來坐る神たち、よく其理を聞取まして、產靈大神に白し給ひ、產靈大神しも、實然ること丶御諾ひまし、乞白し給へるに勝りて、厚く御あしらひ坐しつればこそ、事無りつれ、もし諾ひ給はざらましかば、何なる大枉事をか引き出なむ、其は彼岩屋戶段に、須佐之男大神の御荒び坐しかば、無上至尊天照大御神すら、岩屋戶を閉て隱り避給ひ、八百萬神の功德もみな止て、高皇產靈神さへに、千ぢに御心を苦しめ給へる、御有狀なりしに思ひ合せて、此の段をも想像り奉るべし、穴かしこ

於是經津主神。還昇而。報告之時。高皇產靈神。乃還遣二柱神而。敕大國主神曰。今聞汝之所言。深有其理。故更條條而敕之。夫汝之所治之現事者。宜吾皇美麻命治。汝者可治神事。又汝之應住百千足天日隅宮者。今當供造。其宮造之制者。乃縱橫以御量千尋栲繩。百結々。八十結々下而。柱則高太。板則廣厚。將田供佃。又爲汝之往來遊海之具。高橋及天鳥船亦將供造。於天安河亦造打橋。又供造百八十縫之白楯。又當主汝之祭祀者。天穗日命也。令詔之時。大國主神白曰。天神之敕教。慇懃如此。敢不從命乎。吾兒八重言代主神。爲鳥遊漁而。在三津之碕。今問之。當報命白而。以熊野諸手船。亦名天鳩船。天鳥船神是也。載使者稻背脛命遣而。以天神之敕。致言代主神而。令問報命之辭矣。

於是は、前の條なる大國主神の御言を。二柱神の聞して、實然る理なりと所思せる意ばへを。含めて見るべし。(然らでは、還り昇りたまふべき由なし。)さて還昇と云には。經津主神の御名のみ有れど。二柱ともに昇らせること。下に還二遣二柱神一とあるにて知らる。○報寄之は、麻袁志多麻布と訓べし。上件大國主神の白し給へる事を、天神に報告たまふなり。○深有二其理一は、麻許登爾曾伊波禮阿理と訓べし。(字のまゝに深有二其理一と訓むは、漢籍讀なり。)さて此の御敕に依れば、産靈神も大國主神に。然ばかり好しき意ありとは。固より知看さゞりけり。故初めに。天穗日命を遣し給ふより。二柱神を遣し給ふまでも、其の御意の見え給ふことなり。(外國籍のみ讀なれて、古意を知ざらむ人は、其籍等に、尊しとする者どもの、他の心を底までも、見通す物の如く、また未然の事をも知る物と立たる妄說にうち惑ひて、神は彼等に及ずなどや思ふらむ、實に師說の如く、神は彼等とはいたく趣の異なることは、眞の古意を得たらむ人は、よく辨へなむ物ぞ。)○條々は袁遅

袁遅と訓べし。下に凡て七條の敕教あるを云。○汝所治之現事とは。顯事と云に同く。此の大神の大八島國を經營固めて。萬の御政事を云。其は下に謂ゆる神事に對へて。現き事なればなり。○我皇美麻命。こは高皇産靈神の御言ながら、天照大御神の詔を受て。敕ふ處なる故にかく詔へり。(また唯に親て詔へる御言、と見むも惡からじ。)○汝者可治神事とは。日本紀纂疏に、神事則冥府之事非二祭祀牲幣之禮一也。と言へるが如くにて。幽事と云に同じ。(口訣に、神事謂奉二神之祭祀一也、とあるは、いみじき誤なり。)なほ現事神事のことは。下に委く註はむ。○百千足は、(本には五十足とあるを、眞龍が說に依て、前には五は衍にて、十足の誤と爲つるを、今は訂正本に、五十は百千の誤乎、と云る考によりて改めつ。)毛々知陀流と訓べし。(前段の師說に引たる、應神天皇の御歌に見えたり。)さて毛々は百の義に非ず。諸の意なり。知陀流は前に登陀流とあるに同く。富足の意なり。委くは應神天皇卷御歌

に。百々知陀流とある處に註せる。師説を見て知べし。○天日隅宮は。師言に。昔より比須美能宮と訓て。師説に。大國主神の隱退き給へる意にて。比曾麻理乃宮なりと云れし。是もさる説なれども。出雲風土記に、日栖とあると合せて思へば。比須乃宮と訓べし。(隅を須と云こと上にも云へり)さて比須と御巣と相近ければ。是若くは御巣と同じきにや有む。(日隅宮の解に、方角のことなどを云る舊説は、例の漢意にて云にたらず)と言れしは然説にて、前條に乞白し給へる宮の事を詔へるなれば。誠に日隅宮は。御巣宮てふことなりけり。○今當供造とは。前に乞白し給へるを諾はして。今供造せむと敕へるなり。○制を舊く能理とも。加多知とも訓來つれど。佐麻と訓べし。○縱橫。御量、これより結下而と云までは。出雲風土記に。神魂命の詔に。五十足天日栖宮之縱橫御量千尋栲紲持而。百結々八十結々下而。此天御量持而。所造天下大神之宮造奉。とあると、書紀とを合せて。文を成せること既に云へり。(此段の徵見るべし、)天御量とは。大殿祭詞に。以天津御量氏。皇御孫命乃御殿乎。今奧山乃大峽小峽爾立留木乎。云々伐採氏、云々。齋柱立氏、皇御孫之命乃。天之御翳日之御翳止。造奉仕禮留云々。と有るに同く。天神の定め給へる度量を云ふ。(前には其の宮の、縱橫の量を云ならむと思ひしかど、然には非ず、)此は。皇産靈大神の定め給へる度制を以て。今この日栖宮を造營しめ給へる事を言へるなり。(此の事、委くは皇國度制考に云へり、就て見るべし、)○千尋栲紲。千尋は。たゞ紲の長さを云栲紲は師説の如く、栲木の皮以て索る紲なり、(栲の事は、第四十八段、白和幣の下に委く註り、また冠辭考、栲衾、栲角、栲紲などの條をも見るべし、)此の紲、上代には。普く何にも用ひつと思しくて。古書に多く見えたり。(下百二十五段、櫛八玉神の祝詞にも見えたり、萬葉にも、栲紲之長命乎、また栲紲能千尋爾母何等などあり、齋明天皇紀に、佐伯連栲紲てふ人の名もあり、)○百結々。八十結々下而云々。紲を幾條も結合せて。横を量り。また結び下て縱を量り。高く廣く造る由の古文なるが。(口訣に、敷地之牓示也、と

云へるなどは非なり、但纂疏に、今木匠所レ用之墨縄也、と見え、又或說に、不レ言ニ方量ニ而以ニ結縄一爲レ說、古代淳素之風、と云へるは宜し。）また大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美下津綱根。（古語云、番縄之類謂ニ之綱根一）波府虫能禍無久云々。引結幣留葛目能緩比。取葺計留草乃噪岐無久と見え。顯宗天皇紀の室壽御語に、取結縄葛者。此家長御壽之堅也など有るは。いと上代の家造は。いづこをも縄葛を以て。結固めし故の語なれば。此も其由かとも所由ゆ。（若し然もあらは、下の字は衍にて、上古以レ縄結ニ搆宮室一也、と云る說あたれり）さて柱は。高く太きを以て貴とし。板は廣く厚きを美とするは常なり。是の謂によりて。杵築大社は。其構殊に廣く大きにて。他社に勝れり。故大社とも名に負て。今の世に至るまでも猶然りとなむ。（玉勝間に、出雲大社神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈なり、古の時の圖を、金輪の造營の圖といひて、今も國造の家に傳へもたり、心得ぬことのみ多かれど、皆たゞ本のまゝ

寫し取れり、今の世の御殿も、大かたの御構は、此の圖のごとくなりとぞ、と云て、其圖を著されたり、就て見るべし、谷川氏は、聞レ之其製四方施ニ八柱一、中央有ニ心柱一、自レ礎至レ棟長十三間半、本口徑九尺といへり）猶下に委く註ふを見るべし（第百二十二段の傳を見よ）○將ニ田供佃一とは。神御食に獻る御稻を作る田をも。供佃しめ給はむとなり。○往來遊海は。和多爾加用比阿曾夫と訓べし。（海を和多と云由は、第二十五段の傳に註へり）○高橋は。或說に。今の反橋を云といへり。然も有むか。（されど海に橋は似つかはしからず、此は海とのみ云て。川に遊び給ふ具をもかねて云へるか、猶また本書に、此に浮橋をも載たれど、彼は虛空を乘る船の名なれば、水に遊ぶ具に出たるは、傳の誤りなる故に省きつ、○また後に按ふに、名は彼の虛空を乘る船と同じけれど、別物にて、桴などを云には非じかとも思ゆ、もし然もあらば、此を除けるを誤りとすべし）○天鳥船は。鳥の如く速行を名に負せつらむ。猶下に云を見よ。○打橋は。師說に。移橋なり。（都志は知と切まる）是

は尋常の橋の如くに。同所に定めて。懸おく橋には非ずて、時に臨みて。何方へなりとも移し持行て懸る故の名なり。(打渡す橋なり、と云ふ說は聞えず。)とあり。萬葉十に。「機蹋木持往而天河。打橋渡公之來爲。」とも見ゆ。(谷川氏の說に、萬葉に、「天在一棚橋。」また天漢棚橋渡云々など詠る、源氏物語、枕草子などに見えたる棚橋も、此に同じと云り。然もあらむか。)○百八十縫之白楯。百八十は。楯の數多きを云。縫としも云は。縫て製る物なればなり。(百二十六段に、天石楯縫直之處。云楯縫、といひ、楯縫といふ氏あるにても知べし。)白楯は。纂疏に。白木色。大嘗祭時。宮門之南立楯戈是類也と見え。口訣に。白楯者。神社所用而神幸之時以爲圍也とあり。纂疏に白。木色と言へるを思ふに。餘に飾なく造れるを云か。(凡て楯の製狀のことは、既に第五十段の傳に委く註へりき。)さて今楯の事をかく詔へるは。社の周にもたて。また神幸にも用ふる料とは聞ゆる物から。猶別に由有げに所思れど。其は未思ひ得ず。(和名抄征戰具に、長曰歩楯、和名太天、歩兵所持也といひ、字彙に、楯所以蔽身扞目云云、神武天皇紀に、烏見彦と戰ふ時に、取所入御船之楯而下立とも見ゆ。)○當主汝之祭祀者。天穗日命也は。前に此の神天降りて。大國主神を媚和せれば。彼の神の御心に愜へること知べし。天照大御神の御子。また日嗣御子の御弟なる神をしも。彼の神の御心に愜へるからに。其の祭祀を主る神としも定め給へるは。御崇敬の極にぞ有ける。(なほ第百二十四段に云ふを見べし。)○敎敎は。美佐登志と訓べし。○懇懃如此は。加久斯毛泥母許呂那流袁と訓べし。(斯毛は助詞なり。さて泥牟碁呂と訓むは、音便にて正しからず。)萬葉に。葦根乃懃見管。また菅根乃懃懇。などあり。(また惻隱、極太、惻隱惻隱、懇懇など猶多かり。)谷川氏の說に。言如根也。日本紀及萬葉集。如字訓許呂と云へり。然も有べし。○敢不從命乎は。伊加傳美許登袁曾牟伎麻都良牟と訓べし。(字のまゝに訓むは、漢籍讀なり、)さて天皇祖神の。上件の敎敎に依て。今此に其本よりの御心をば。露はし給へるなりけり。(纂疏に、凡有人久

保非分之地、一旦王者勃興理當收焉、則別必爲之處、漸令彼退避謙讓可矣、不能然、擅權起其攘奪之心、彼亦損命相拒、是必招亂之道也、天祖恐有此釁、故曰、聞汝所言深有其理、而陛下制誡、爲彼計、盡懇懃丁寧如此、則誰人逆天命、坐取敗乎、人己貴命、避國長隱、誠有由哉とあり、熟々此說を讀味ふに、彼の公の時はしも、足利氏の事執りて、天皇を蔑し奉れる世なりしかば、彼承久建武の御世などの事をも思ひ寄せ、深き御心ありて書れし言なるべし、然れども、此の傳には更に由なく、古意を得給はざる說にぞ有ける）〇鳥遊は、舊く登理能阿會備と訓るに從ふべし。師云野山海川に出て。鳥を狩て遊ぶを云なり。（此は海邊なれば、むねと水鳥を狩るなるべし）雄略天皇大御歌に。猪を射給へる事を。阿蘇婆斯とよみ給へり。是狩をも遊びと云證なり）師は鳥遊を登賀理と訓れき、其もさる事なれども、書紀にも此は、遊鳥またたゞ射鳥、遨遊などと書て、一も獵狩などの字をば書ざるを思へば、なほ阿會備と訓べきなり）山城風土記に。玉依比賣。於石川瀨見小川之遊爲時。とあるは女なれば。たゞ川邊に逍遙する事かとも聞ゆれども。是もなほ魚釣を云なるべし。〇漁は古事記に。取魚とあるを、岡部翁の。須那杼理と訓れつるに依て書り。其は和名抄に。漁說文云捕魚也。訓須奈度利とあり（なほ須那杼理のことは、第百四十二段、猿田毘古神の處に註せり）師云。此鳥遊取魚を好み賜ひしことを。隱遁の意ぞなど云は。例の漢意なり。（更にさる事にはあらず）〇三津之崎は。出雲風土記に。島根郡に。御津濱廣二百八十步。とある處なりと師云なり。（風土記抄に、御津今水島也と云り）さて同郡に。御津社もあり。（抄に、加賀鄕今水浦本宮也とあり、但し神名式には載られず、古事記に、御大之前、書記正書に。三穗碕とあるも、此郡の崎なり）さて仁多郡にも、三津鄕と云ありて、其は味鉏高日子根神の。三津と言へる故事より起れる地名なるが。（此事は、第百一段を見て知べし、）彼神と言代主神と。一神なること。上に云へる如くなれば。此の地名も。彼三津鄕より移れるには非ざるか。また風土

記に。楯縫郡にも。御津島。御津濱と竝び在て、御津社と云もあり。（抄に、御津濱は、俗に三津浦といふ、御津社は、楯縫郷三津浦に在りといへり）神名式に。御津神社とある是なり。〇今問之當報命とは。大國主神己命に、産巣日大神の教令に違はじと御心を定め給へれど。御長子に坐せば。言代主神の心をも問て。御答を白さむと言へるなり。（古事記には、前に不須許と詔へる御言なく、唯に僕者不得白、我子八重言代主神是可白とあるに就て、師說に、此の時大穴牟遲神は、年老坐て、多く事代主神に事を讓り給ひて、事代主神ぞ、眞盛に威勢ありけむ、故白の心一にては、御答を得白し賜はざるなり、書紀本文にも、問吾子然後將報とあり、と云れつれど、古事記の傳に更なり、書紀本文の傳も、甚く誤れる傳なるをや）（熊野諸手船）熊野は意宇郡の地名なること既に出たり。（第三十四段の傳見べし）彼處にて造れる船なるべし。其は萬葉に、伊豆手船と云も有ればなり。（纂疏に、熊野船名、伊豫風土記云、昔野間郡有一船、名曰熊野、後化爲石、蓋此類也とある傳は、此なる船の名高きに依て、其の名を負たる船なるべし）諸手船としも云は、纂疏に言數多水手操舟也とあれど。數多の水手の諸手に漕が如く速き由ならむ〇天鳩船は、此も纂疏に。播磨風土記を引て、仁德時、播磨明石驛家有一井。楠樹生其上。時人伐樹造舟、其迅如飛。一楫去越七浪、故名曰速鳥。此云天鴿船、乃速鳥之義也）一名天鳥船とあり（播磨風土記の文は、釋紀に引たり）孝謙天皇紀。天平寶字二年三月の處に。舶名播磨速鳥竝敍從五位下。其冠者各以錦造と云ことも見ゆ（此は唐使の乘る船なる故に、階級を賜へる由なり）但し竝各など有は、此船のみには非ざるか）さて纂疏に。此船の一名を天鳥船と云よし言へれど。彼と此とは各別にて。共に鳥てふ名を負るは。速きを稱たるなり。

〇稻背脛命（天鳥船神是也）名義。稻背は諸否にて。言代主神の諸否を問へる故に負へり。（諸否のことは、前段伊多佐之小汀の處に、委く註へるを見るべし）脛は。丁を余富呂と云ごとく。使者に立たる故の名なるべし。（景行天皇卷に、七掬脛と

云人あり、孝德天皇紀にも、八掬脛と云あり、越後風土記にも、同名の人ありて、其脛長八掬、多力大强など見えたり、)さて此神やがて。天鳥船神亦名天夷鳥命)なる由は。まづ書紀には。本文に記せる如く。稻背脛とあるを。古事記には。遣二天鳥船神一と見え。建御雷神の始めて天降り給ふ時に。副て降り坐る神の名をも。彼の記には天鳥船神とあるを。出雲神賀詞には。穗日命の御子。天夷鳥命とあり。また書紀に。穗日命を國體見に天降し給へる後に。また其子大背飯三熊之大人。(亦名武三熊之大人、)を遣すと有を。崇神紀詞には。武三熊之命を遣すとあり。彼此の傳を考へ合せて。同じ神の名の。種々に傳れる事を曉るべし。(なほ第三十八段、第百六段、第百十四段の傳。また徵に云るを見て知るべし、)さて鳥船と負せる名義は。内山眞龍ぬしの如く。かの熊野諸手船に乘て。鳥の如く速行たる由なるべし。(師說に、鳥船は、船鳥を下上に誤れるにて、即ち夷鳥と同言なるべし、とあれど然らず、)また大背飯と負る名義は。師も且々言はれたる如く背飯は背脛と同言にて。

(波岐は比と切まる、)大諸脛なるべし。(第百六段の末に註せる師說を見べし、)○致は。師の能理と訓れたるに從ふべし。○汝間とは。吾は天神の敕敎のまに〳〵。此の國は天神御子に避奉らむと思ふを。汝はいかに報命さむと思ふと。海路を遣て問しめ給へるなり。(此の海路の事、眞龍が考に云く、出雲國は、風土記の頃は、出雲郡と、神門郡と、大河を堺ひにて、國はつゞきたるを、上代には、出雲郡は、神門郡とは、海をへだてゝ、島根郡楯縫郡、出雲郡と、此の四郡の地は放れたる島にて、入海は、西の大海まで、とほりたりしなり、されば今見るにも、出雲郡と、神門郡との堺の邊、今の道二里ばかりがほど、平原砂地なり、上代は此のところ海にて、東西へきれたりしなり、と云へり、稻背脛命の、三津之埼へ通ひしは、此の海路なりけり。

於是積羽八重言代主神。亦云二都波八重事代主神一。言二其父大神一曰。恐之。如二天神之命一。此

國者。可立奉天神之御子。吾亦不違奉。云而。卽蹈傾其船枻而。天逆手。於八重青柴垣打成而。隱坐矣。此者坐宇奈提之神奈備。及葛城之鴨社神也。

於是は。使者稻背脛命の。大國主命より敎給ふ。天神の敕を演たるを承たる文なり。○其父大神とは、古事記に。大國主神を此に始めて大神と云へり。伊邪那岐命を。御禊段より大神と申し。須佐之男命を。大蛇を斬給へる後より。大神と申せるに準へて思へば。今や大八島國を皇美麻命に讓白して。幽冥の大神と爲給ふ時なる故に。大神とは申せるにや(第百十四段に、國作之大神とあるは、出雲國造神賀詞を採るなれば、此に大神とあるとは本より別なり。)○令言とは。稻背脛命に。返事に言さしめ給へるなり。○恐之は。上にありしに同じ。○可立奉は。多氐麻都理多麻閉と訓べし。立字を添て書る由は。上に委く註せり。(第六十八段の傳見るべし。)○其船枻とは。言代主神の。三津之埼に狩し給ふと。乘せる船枻なり。(古事記には、其の船とのみ有を、枻の字は書紀に依れり。)さて枻を閉と訓るは。舊に從へり。されど此字和名抄には。野王案。枻大船旁板也。和名不奈太那とありて。別に舳の字を出し。兼名苑云。船前頭謂之舳。(和名閉。)漢語抄云。舟頭制水處也と見ゆ。(されば此の枻の字は、布奈太那と訓べきかとも思へど、日本紀に、船枻此云浮那能倍とあれば、彼の紀には、此字閉のことに用ひたるなり。)○蹈傾は。布美加多夫祁氐なり。(淸寧天皇卷歌に、加多夫祁理とあり。)○天逆手は。(師說に、伊勢物語に、天の逆手を拍て、のろひ居るとあると、相照して思ふに、古に逆手を拍て、物を呪る術、俗にいふ麻自那比の有しなり、さて彼物語なるは、人を詛ふとてしけるを、上代には、然る惡き事のみならず、吉善事にも涉りて爲けむこと、此の故事にて知られたり、此は船を柴垣に變化めたの呪術なればなり、さて逆手を拍つと云拍狀は、先常に手を拍には、掌をうつを、此は逆に翻して、掌を外になして拍つを云か、又は

常には、兩の掌を、同じさまに對へて拍つを、此は左と右との上下を、逆にやり違へて拍を云か、此二ツの間今定めがたし、俗に横手を拍つと云こともあるは、左右を竪と横とにちがへて拍を云べし、若それに準へて云はゞ、逆手も後に云へる方にもや有む、とあれど然らず、此は〔伊勢貞丈主說に〕手を拍ことは。神代よりの禮にて〔人の前に進むに。手を拍て進み〔また退く時も手を拍て退く〕其退る時に拍手なる故に〕佐加手と云〔佐加は佐加理の省語なり〔退の字マカルとも、サカルとも訓む、マとサと音相通へり、トホザカルと云も、遠退なり〕四時祭式鎮魂祭の處に〕行酒三杯以後拍ニ後手一退出とある是なり。〔今云この後手のこと、式に數所に見え、大神宮儀式、延久年中行事にも見えたるが、舊く此をシリヘデと訓るは非なり。志理閇手とは、手を後に囘して物する事にて、拍ことには非ず、そは火遠理命段に云を見るべし、師は直會を給はりて後に拍手なれば、能知之手なり、と云れつれど、此の外にも以後なること無て、後手とあるをば、何とか云む此は決

く貞丈主の言の如く、佐加理手とぞ訓べき、〕逆手の逆は借字にて。葦原中國を。天ツ神御子に讓奉りて。天退手を拍て〔隱れ給へる由なり。〔天とは、敬ふ意に云ふ言にて、神代に例多し、〕伊勢物語に。女の男を捨て出往ける事の段に、往し所も知らず。彼の男は〔天のさか手を拍てなむ詛ひ居る。むくつけきこと。人の思ひは負ふ物にや有む。負ぬものにや有む。今こそは見めとぞ云なる。とあるは女に捨られて、爲方なく我も退く意になりて。後手を拍たるなり〔或說に、天逆手は、後手〔手を拍ことなり、人を詛ふとき、如レ此するなりと云るは、逆の字に付ての說なれど、逆ノ字は、上に云如く借字なり、此は伊勢物語に、さか手を拍てなむ詛ひをる と有に依て、人を詛ふ時に、天逆手は柏ものなり、と云說を作り出たるなり、此の物語の天のさか手は、詛ひ詞に付たるには非ず、凡て歌物語の註には、知れぬ事をば、本文を以て註とせること間あり、用ふべからず〕と言れたるに從ふべし。〔貞丈ぬしの說は、勢語臆斷の別勘、また其隨筆などに記されたるを、文を約め

とし、また引直しもして擧たるなり、〕○八重青柴垣とは、〔書記に、柴此云二府璽一と見え、古事記にも、訓レ柴云二布斯一とあり、中昔の歌には、布斯志婆と重ねても云り〕今世にも漁獵をするに、海にまれ河にまれ。杙を樹周して垣となし、一方に口を開け。其ノ水底に青柴を漬て。彼の垣の開たる處より。魚等の入りて。柴の中に潜まるを伺ひて。其の開たる處を塞ぎ、柴を引揚て魚を捕るわざあり。此を布斯都氣と云。多くは冬の獵にする事なり。〔拾遺集平ノ兼盛の歌に、ぬしつけし淀のわたりをけさ見れば、云々と有れば、布斯都氣と云も古き語なりけり〕此の青柴垣は即ち其にて、八重とは魚の逃まじく。幾重も杙を立周したる由なるべし。然れば言代主ノ神。此の埼に柴漬を構へ、漁獵して居給へるなり。〔岡部翁も師も、此を唯に柴もて造れる垣と、見られつるは精からず、〕○打成の成は借字にて、天ノ逆手を打鳴せるを、打那志と云るなり。其は初メに書成と云に。書鳴と書ると。返さまなるを思ひ合せて辨ふべし。〔古は琴を彈鳴を、比伎那須、笛を吹鳴を布伎那須、皷を打鳴を宇知那須など、凡て鳴を那須と云りと、師の云れたるを思ふべし〕然れば此は其の乘給へる船を二再用ふまじき意を示せて蹈傾け。天之逆手を。青柴垣の内に打鳴し給へる由なり。〔記傳に、この打成の義を解て、打は天ノ逆手を拍なり、成は蹈傾けたる船を、青柴垣に變化なり、上に湯二津爪櫛一取二成其童女一と見え、この次に、取二成立氷一、取二成劒刄一とあるも同じ、されば其の船を蹈傾けて、天逆手を拍て、其の船を青柴垣に成して、と云意なるを、其船をと云ことを再び云むは、詞拙ければ、上に讓りて、下をば省き、また逆手を打とづゞく意なるを、其の間に青柴垣にと云ことをば置て、青柴垣に打成と云へるは、古ヘノ文の妙なる巧にして、後の世の及ばぬわざなり、と言れしは信がたし、〕○隱坐矣は。青柴垣の内に。隱リ坐スと云なり。〔顯宗天皇ノ卷の大御歌に、美夜麻賀久理氐、推古天皇紀に、和餓那朋耆彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙、などあり〕さて此は。青柴垣に隱たまふと云詞ながら。上に父ノ大神の。八十坰手に隱りて侍はむと詔へる如く。此神まづ海

底に入り坐て。現御身は。永く隱れ給ふことを含たり。(延喜六年の日本紀竟宴に、得二事代主命一、藤原佐高歌に、「須女美萬爾、夜志末乎佐利氏奈美能宇倍乃、阿遠布事加幾邇、多比爲須留可那、とあり六百番歌合に、海人に寄る戀の歌に、「我戀はあまの逆手を打返し、思ひときてや世をも恨みむ、と詠るも、此の故事を思ひてなり)然るは大國主神。固より此の御國は。天神之御子に避奉り給ふべき。大義をば曉り御坐せる故に。上件の如く。我をしかく治め賜はゞ。吾は八十坰手に隱りて侍むと白し給へるを。然すがに御長子。言代主神に心をおきて。御自の御心は定め給ひつゝも。猶此神に問てこそ。決き報命をば白さめと。稻背脛命を御使者に遣せるなり。此は神も人も同狀なる。いとも止事なき眞情には有けり。(かくて其の使者、やがて彼の埼にて詔命を演て、言代主神の海に入坐しも、其埼にての事なり、然るを古事記には、使者を遣せるは、建御雷命にて、伊那佐之小濱へ、徵來つる趣なるは、誤れる傳なり、そは青柴垣の事をも、思ひ合せて辨ふべし、此使は、大國

主神の遣し使なる故に、式に出雲郡にある社も、大穴持伊那西波伎神社とあり)故是を以て言代主神。我在ては中々に。父大神の御心動きて。此の大義を過ち給ふ事もや有むとし。己命の顯世に。心を遺さぬ由を露はし。天神の命を恐みて。此國者可レ立二奉天神御子一。吾亦不レ違奉一と。一言に言離ち。其の船枻を蹈傾けて。先かく潔く隱り坐るなり。是ぞ言代主と名を負坐る由緣なる。(日本紀纂疏に、事代主神、欽二天神之敕一、諫レ父謙讓而去、可レ謂二忠且孝一也と言へるは、漢意に似たれど、信に此の意ばへなりけり)其は御名の義。代は。岡部翁の神賀詞の解に、神乃禮自利は。他の祝詞に禮代とあると同じことにて。(禮代も此にならひて、韋夜自利と訓べし)利は留志の約れるにて。禮の志留志と云ことなり、(紀に、物實を望能志呂とよめる、即是に同じ、)と言れつる意にて。言代は言の信なり。(事とも書るは借字なり、さて音信また信物など云信字、やがて志留志の義なり)其は上の件の如く。天神の命を違奉じと言へる言の信に。其の船を蹈傾けて。青柴垣に隱坐れ

ばなり。(後に稱へたる名を以て、前へも及ぼして、云傳ふる例多ければ、此事より前に、此の名を大國主神の言に詔へることあるも、妨けなし、)さて。柴積羽八重とは彼の青柴の葉を彌重に積重ねて。柴垣を造れるに入り給へるを以て稱しにや。都波とも云は。美の略れるなり。(なほ第六十段、與台産靈神の下に解たる、辭代命と云ふ名の義をも合せ考ふべし、)さて仲哀天皇の御世に。神功皇后に神憑坐て。韓を征せ奉り給へる時に。此の神も憑坐て。以二天事代於虛事代一玉籤入彦嚴之事代主神と名告せる。於レ此代事於レ虛事代は。天にも空にも言の信ある由にて。此の時の謂を以て。名告坐るなるべし。(なほ彼の御段に、委く云ふを見るべし、)また味鉏高日子根神と申すは。やがて此の神なること。上に委く云へる如くなるが。(第百三段の傳見るべし、)土佐國風土記に、土左高賀茂大神。為二一言主尊一。一說曰二大穴六道尊子味鉏高彦根尊一とあり。(師は此の一說を非、と云れつれど、委からず、其は土左高賀茂大神、為二一言主尊一と云るは、祭神を云へるにて、動なき傳へなるを、第百段に註る如く、阿遲須伎神を、高賀茂神と申すと同じきを以て辨ふべし、)然れば一言主神と申すも。言代主神の亦名なるを。雄略天皇の御世に。吾御形を現して。天皇命と共に狩し給へる時に。吾者雖二惡事一而二一言一。雖二善事一而二一言一。言離之神。葛城之一言主之大神也。と詔へる御名告の意を考ふるに。吾は惡事も一言に言離ち。善事も一言に言離ち決むる神にて。一言主大神と云神ぞと詔へるにて。此れも言に信ある由の御名告にて。此の謂に依れること云も更なり。(この言離之三字を、師はコトサカノ、と訓れつれどわろし、)偖この御形を現し給へる時は。未一言主の社は無りしかば、葛城社の神現れ給へるなり。なほ彼の御段に委く云を見るべし、)さて萬葉十二に。(不想乎想常云者眞鳥住。卯名手乃杜之神思將御知。とよめる卯名手乃杜ハ。言代主神の社なること。下に註ふ如くなるを。(第百二十段の傳見るべし。)かく詠る歌の意は。心に深く想はぬ人を。口にのみ想ふ由を云はむには。卯名手乃杜に坐す。言代主神の御知看して御罰あらむ物ぞと云るにて。其は言の信を立た

まふ神なれば。言に僞なき由を。此神に誓ひて申せる。古への例にぞ有けむ。（是をもて古へいたく、其の御稜威を畏み。崇奉れること知べし。）また是に就て按ふに。式なる攝津國武庫郡。廣田神社の枝宮に。西宮大神と稱ふ神あり。此は後崇光院御記に。應永廿六年六月。蒙古襲來の事を記させ給へる處に。西宮荒夷宮震動。云々などある宮にて。今も夷宮といふ。（また俗には、夷三郎殿宮とも云めり。）此の宮の祭神を。或說に蛭子命。大國主命。事代主命二座なるが。事代主神を主と祭れるなり。と云へり。（また或書どもには、蛭子命、事八十神、大國主神を祭るともあり）其の御像とて世に傳ふるを見るに。烏帽子狩衣を著て岩に倚り。魚を釣たる狀なるは。事代主神の故事に由有て見ゆれば。此の宮の主と祭るは。信に言代主神ならむも知べからず。（但し惠毘須宮と云名は、蛭子の異なる狀より、負るなるべし、世に異なる物を、惠毘須と云由は、神武天皇卷大御歌に、惠美斯袁比多理、毛々那比登とある處に、委く註ふを見るべし。）さて每年の十月二十日に。商人どもの家々にて。夷講とて此の神を祭るは。商を始め給へる神なる故に。祭ると云なれど。此は人に物を賣渡すに。僞なき由、手を拍て誓ふなれば。此の謂を思ひて。祭り來つるにや。（京の四條京極に、惡王子とも、冠者殿とも稱ふ神ありて、十月二十日に、此の社に詣るを、誓文拂といふ、此れも由有て聞ゆれど、其祭神を、素盞烏尊なりと云へば由なし、さて世にあまねく大許、惠比壽とて祭る、惠比壽は、少毘古那神なるべく思ふ由ありて、上第九十三段に云へりき。）○此者坐二葛城一之鴨社ノ神也。和名抄に。大和國の郡名に。葛上（加豆良岐乃加美、）葛下。（加豆良木乃之毛、）とある是なり。（此の地のこと、委くは神武天皇卷に註ふを見べし、）此の社は。神名式に葛上郡に。鴨都味波八重事代主命神社二座。（並名神、大、月次、相嘗、新嘗、）とあり。鴨と云由は。まづ姓氏錄に。賀茂朝臣大神朝臣同祖。大田々禰古命孫。大賀茂都美命。（一名、大賀茂足尼、）奉レ齋二賀茂神社一也と見え。（此の傳を、師は高鴨阿治須伎託彥根神社を、齋へること、解れしど違へり、それは下に引く、大三輪神鎮座記の文に

て知べし〕大三輪神鎮座記に。瑞籬宮御世（崇神天皇〕大田々根子命孫。大賀茂祇命。承勅立社於葛城邑賀茂地奉齋事代主命仍賜賀茂君氏とあり。（大田々根子命のこと、崇神天皇卷に委く見えたり、舊事紀にも、大鴨積命、瑞籬朝御世、賜賀茂君姓とあり、此の賀茂氏は、建角見命の末の賀茂氏とは異なり、思ひ混ふべからず　猶崇神天皇卷に註ふを見るべし〕然れど鴨と云は。葛城邑中なる地名になむ有ける。（山城國の加茂は、鴨羽の矢に流れ來つる謂れに依て名けたるを、此地の名は、いかなる由有しとも知べからず、後には此地を、鴨と云ことは聞えずなりて、社の名にのみぞ存れる、今此御社の在る處を、御所村と云よしなり〕なほ諸國に。御名を稱せる社は更にも云はず。鴨と云ひ賀茂と云社の。式に載れるが多かる中に。決く此神の社と聞え。且こゝに因宥を其々に記し出ば。大和國にも此外に。高市郡に。高市御縣坐鴨事代主神社。（大、月次、新嘗、（師說に、これは今高殿村と云に在て、大宮と稱す、天香山のすこし西の方とあり、神武天皇紀に、高市縣主許梅に著りて、吾者高市社所居、名事代主神、と詔へるは此の神なり、清和天皇紀に、貞觀元年正月に、從一位を授け奉り給へり、さて此を鴨と云を思へば、同大和國ながら、葛城鴨社を移せるなりけり〕攝津國島下郡に。三島鴨神社。（此の社のことは、第百三十七段の傳に、委く註ふを見べし〕上野國山田郡に。賀茂神社。（こは同郡に並びて、美和神社あれば、必ず事代主神なり、陽成天皇紀に、元慶四年五月廿五日、授勳十二等從五位上、加茂神正五位下とあり、〕加賀國加賀郡に。加茂神社（此れも同郡に並びて三輪神社あり〕備前國赤坂郡に。鴨神社三座。（こは同郡に並びて、宗形神社あり、和名抄に　同郡に葛木郷もあり〕津高郡に鴨神社（これも同郡に並びて、宗形神社あり〕兒島郡にも鴨神社あり。（さて上道郡に、大神神社四座、邑久郡に美和神社あり〕讃岐國阿野郡に鴨神社。（こは清和天皇紀に、貞觀七年十月九日、讃岐國賀茂神從五位上、同十七年五月廿七日、授讃岐國從五位上、賀茂大神正五位下など見ゆ、和名抄に、同郡に鴨部鄕あり、

今鴨村と云に在とぞ。〕猶此の餘にも多かるを。其は次々に。因を追て記し出べし。（第百二十段、第百三十一段の傳見べし、○さて同く鴨神社、賀茂神社と云に、山城國の、賀茂神社を移せり、と聞ゆるも少からず、そは神武天皇の巻に、彼の神の事の出たる處に、委く考へ云べし。〕偖また神祇官坐御巫祭神八座の中に。大國主神は坐さで。此事代主神の坐ことは。師云。此の八座神のうち。餘の七座いづれも。天皇の大御身の上を。守り幸へ坐神たちなるに準へて思へば。此の事代主神は。下に父大國主神の言に。八重事代主神。為神之御尾前而仕奉者。違神者非也とある。此れ等の所以由にて。殊に天皇の御守神なればなるべし。（神武天皇紀に、高市縣主許梅に著りて、吾者高市社所居事代主神、立皇御孫命之前後以送奉云々、且立於軍中守護之とあるを思ふべし、○今云、なほ此の八神の中に、言代主神の坐すことは余も考へあり、そは神武天皇巻、鎮魂祭の處に云をみるべし。〕

○鐵胤云。これの二十二の巻を印本と為て。同志の人々に。書寫の勞き無らしめ。且つ普ねく弘く世に弘めむ事を勤むる者は。石見國那賀郡鍋石の里に世々住める。江尾兼參。また備後國御調郡三原に住居る。松野尙志。また豊後國岡の殿人。田近長陽。この三人にこそ。

古史傳二十三之卷

平篤胤謹撰
男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代下三之卷

於是稻背脛命、報命之時。大國主神如ニ其子之辭ニ白ニ給ニ柱神ニ矣故爾健御雷之男神。問下曰亦有ニ可レ白子ニ乎上則。大國主神白之。亦我子有ニ健御名方神ニ。亦云ニ健御名方富神ニ。亦名御穗須須美命。除レ此者無也白之間。其健御名方神。千引石。擎ニ手末ニ而來言之。誰來我國ニ而。忍忍如此物言。然欲レ爲ニ力競ニ。故我先欲レ取ニ其御手ニ云故令レ取ニ其御手ニ。卽取ニ成立氷ニ。亦取ニ成劒刄ニ。故懼而退居。爾欲レ取ニ其健御名方神之手ニ乞返而取者。如レ取ニ若葦ニ搤批而投離之則。卽逃去矣。故追往而。迫ニ到信濃國之諏方海ニ而。將殺之時。健御名方神白之。恐之。莫ニ殺我ニ。除ニ此地ニ者。不レ行ニ他處ニ。亦不レ違ニ我父大國主神之命ニ。不レ違ニ兄八重事代主神之言ニ。此葦原中國者。隨ニ天神御子之命ニ而。獻焉白給矣。此者諏方祝部之伊都久神也。此神之后神。謂ニ八坂刀賣命ニ。

於是は。言代主神の靑柴垣に隱坐るを承たる文なり。〇如ニ其子之辭ニ其子とは。言代主神をまをす。〇如レ辭は。伊比斯我黍登と訓べし〇亦有ニ可レ白子ニ乎。白とは。詔命の御答を白すことなり。事代主命の餘にも詔命を宣命聞て。其答白す心を問聞べき子ありやと問なり。〇亦我子とは。上に言

代主神のことを言ひまた今一神ある事を言ふなれば。亦と云なり。○有健御名方神。これを以て見れば。此の神も事代主神に亞て。天下に威勢ありしこと知られたり。(然るを書紀には、かつて此の神の事を記されず、古事記にも、上に大國主神の御子たちを擧たる中に、此の神の脱たるは何なる事にか。)名義。師説に。健また御は例の稱名なり。名は字の如きか。方は崇神天皇卷に。櫛御方命。また飯肩巢見命。孝靈天皇の皇子に。日子刺肩別命あり。是れらの加多と同しかるべし。皆堅の意の稱名にもや有む。名方と連ける例は。景行天皇の御孫に。大名方王あり。(また允恭天皇の御女に、名形大娘皇女あり。)健御と連ける例は。武御雷神、また武三熊之大人など有りと云れき。富は字の如くなるべし。○御穗須々美命。名義御は稱言也。穗須々美は。今健御雷神の。父大神に言問ふ時しも。此の神の穗の如く進出て。力競し給へるを。穗にたとへて稱せるにや。○除此者無也とは。子はなほ多にあれども。此事を問べきは。此の神を除て。餘に無しとなり。(是を以ても、味鉏高日子

根神、やがて言代主神なること灼し、もし別神ならましかば、味鉏高日子根神有りと詔はであるべきかは。)○如此白之間。大國主神の如此白給ふ時しも。健御名方神。物より來坐るなり。○千引石は。上に出たり。(第二十一段の傳見るべし、)師云。今出雲國出雲郡稻佐浦の澳に。礫島と云島あり。(土人は、うけわい島ともいへり。)此の島いと大きなる唯一の岩なりこれ神代に。健御名方神の。手末にさゝげ來坐せりし千引石なりと云ひ傳へたり。○手末は。師云。神代紀に。手端此云多那須衞とあり。(和名抄に、遊仙窟云、手子師說云、太奈須惠とあるによらば、たゞ手と云ことなれども、此は末と云へるを重く見べし、俗言に手さきと云におなじ、)○擎は。師云。刺擧を切たる言にて。此は手を高く伸て。其の末に擧るを云へり。(俗にも、手を高く伸擧てさて物を持つを佐須といへり、)さて如此爲て來坐る故は。天神の御使の來て在ることを。既く聞給へる故に、己命の勝たる力ある事を示せて。其の御使を懼れしめむとてなり。(此所爲、既に詔命に服從ざる心なり、)○誰は。

師云多禮曾と訓すし。(多曾と云は、古言に非ず、)雄略天皇御歌に。多禮曾意富麻幣爾麻袁須とあり。(催馬樂淺水に、多禮曾古乃、名加比止太天々、美毛止乃加太知、世宇曾己之、止不良比爾久留也、)さて此は天神の御使なることは。熟知ながら。故におぼめきて。誰ぞとは云なり如此云に咎むる意あり。(今の世にも、人の所爲をとがむるに 誰ぞと云なり、)○忍々師云まづ志奴夫と云言。(古へは志奴夫と云るを、志能夫と云は、奈良の末よりのことなり、)に。戀志奴夫と。(萬葉に偲字などを書て、志多布と云に同じ、)堪志奴夫と。(俗にいふ許良閉流 堪忍するこれなり、)隱志奴夫と。三の意あり。萬葉までの歌などには。戀志奴夫ぞいと多く有りて。餘の二は希なり。(古今集より以來の歌、また文には、堪志奴夫も、隱志奴夫も多かり、)さて戀志奴夫と餘の二とは意いと遠くして。相亘らず。本より別言なるべし。堪志奴夫と隱志奴夫とは。近くして。相ひ通ひて聞ゆること多し。(志奴毘加泥など云は、堪かぬる意にも、隱しかぬる意にも通ふが如し、)されば隱す方は。堪志奴夫より轉れる物なるべし。(そは顯にせまほしき事をも、強て堪忍びて、押へつゝしむ意より、隱すことにもなれるなり、)さて忍字を用ふるも。堪る意によれり。(忍は字書に、能也と註せり、能は音耐にて、多布流なり、また含忍容忍なども云る、みな多閉志奴夫なり、また殘忍を、慘刻少レ恩也とも、安二於不仁一也とも注せるは、俗に云ふ氣強く牟吳伎なり、志奴夫も此の意に用ひたる例はなし、)されど此れも多閉志奴夫より轉れる意なり、心有レ不レ安、強持不レ發也、と註せるは、殊に志奴夫と云言によく當りて、隱す意にも近し、また古書に、於志と云に、此忍字を用ひたるも もはら此意なり、)こゝの忍は。隱志奴夫に。て。密字隱字などの意にて。神武天皇紀に。密旨 綏靖天皇紀に。密奉二遣使一 など有が如し。萬葉十二に。人目多見。眼社忍禮 などよめり。忍々と重ねたるは。古今集神遊歌 「陸奥の安達の眞弓我引ば。末さへ依來志能備志能備に。(此の後歌にも詞にもなほ見えたり、)さて如此重ね言は。一度のみならず。遍重ぬる意あり。(から籍後漢書に、忍々と云ことあれど、

そは意異なり）此御使も。古事記にては。只一度なれども。無又重き事を定むる度なれば。幾度も相見て。左右に議しこと有ぬべし。（書紀一書には、一往天に還りて、又降り坐る事も見えたるをや）さて此の御使。實は密隱して議れるには非じを。己に不令聞て議るを咎めて。忍々にと云なり。〇物言とは。師云。是れも實は此の國を。天神御子に獻むや不を問に來つるとは。よく知りながら。何事言とも知らぬさまに。故らにおぼめける言なり。（さて此言に、何事を云ぞと咎めたる意あり、上に誰ぞと云るに、其意を含みて、自ら此處へも纏けり）凡て此神は。己が勢力をたのみて。詔命に從はじと思せるから如此言へるなり〇然則は（本に然とあるを、師の訓に從て則の字を補へり）師云。志加良婆と訓べし。其は上を承て云言なるに。此は上に承ること無て云るは。今の世の俗語にも。事を爲むとする際に。佐良婆と云と同じ。（佐良婆參らう、佐良婆始めう、など云類なり、また此れを佐阿とも云り、佐阿は佐波なり、佐は志加の切りたるなれば、これら皆然者と云に同じ）

是れも言以行ば。上を承る意あり。誰ぞ云々と云へるは。咎めて故らに不明めきたる物にて。其は我か國を取むとて來つる事こそ安からね。と怒れるより云るなれば。其心を以て。然我國を取むとならば　と云意に落めり。（俗語の佐良婆も、承る意あり、事を始めむとするきはに云は、其事を始むべき搆も、今はとゝのひたる意を承て、然らば始めむとは云なり、還去むとする際に云も、今は言べき事も言ひ終り、爲べき事も爲をへて、還るべきになれる意を承て、然ば還らうとは云なり）〇欲爲力競は。師云。知加良久良辨世牟と訓べし。）（今云、欲字牟と訓て宜きよし、記傳の首卷に委く云れたり）垂仁天皇紀に。何遇強力者而。不期死生頓得爭力焉。字鏡に。捔以力相爭也。知加良久良邊なとあり。（なほ字鏡に、扛舉鼎也、知加良久良邊とも見えたり）さて今かく云は。我か國を取むとならば。先力競をして。勝負を以て事を定めむの心なり。〇其御手とは。建御雷神の御手を云。〇欲取も。登良牟と訓べし。此まで建御名方神の詞なり。〇立冰は師云多知毘と訓べ

し。物より垂有多流比と云如く。此れは下より立而有冰なり。谷川の瀧つ瀬などに。側の巖へかかれる水などの。下へ墜終ぬ間に凍れるが。劔を突植たらむが如くして。立ることある物なり。（尋常の處にも、物よりおつる雫の、おちはてぬまに凍りて、地の上に細くてたてるなども、みな立冰なり）○取成は。上の速須佐之男命。以其童女取成湯津爪櫛。とある處に註せる如く。（第六十九段の傳見るべし）此の物を彼の物に變化にて。建御雷神の御手を捉たれば。彼の神の立冰に變化たるなり。○亦取成は。師云。初に立冰に成たる御手を。また更に劔刄に變化なり。（如此物に成せるは、左手と右手とか、と思ふ人も有べけれど、さには非らず）さて先づ立冰に成せるは。後に劔刄に成むとての下形なり。立冰の狀。劔に近きが故ぞ。（なほ精くいはゞ、氷は寒冱て握り難き意もあるべし）さて劔刄に成せるは。手觸難からしめむがためなり。故劔とのみは云はずて。刄と云り。（氷は寒冱ながらもなほ强ては握る心をつくべし。劍刄は更に手觸るべきに非ず、これ前後の序の意なり）さて如此變化るは。健御名方神の心には非ず。建御雷神の。例の奇く靈き德を以て變化て。御名方神を威せる所爲なり。（上の劍鋒に趺坐ゐると同じ意なり、此の神は元より劍の御靈に坐ば、皆由緣ある事ぞ）御名方神は。たゞ己が絕れたる力を以て。此の御手を取挫ぎもしてむ物と思ひて握つるに。思ひの外の物に變化て。さらに手觸がたき故に。驚き懼れて退けるなり。（或人是れを疑ひて云く、取成とは、御名方神の、みづからの心より成せるを云べし、思ひの外に然成れるならば、立冰に那理、劍刄に那流とこそ云べけれ。那須は令成にて、心もて然するを云言なり、いかゞ、解て云く、此の疑ひ一とわたり謂たり、されど如此せむと思ひてする事の、さはならで、思ひの外なるさまになるをも、那流とはいはで、那須と云たぐひ常に多し、其の例を一ついはゞ、古歌に「夏虫の身をいたづらになすことも、一つ思ひによりてなりけり、と云へるも、自身をいたづらになさむと思ひて、なすには非ず、そは思ひの外なれども、火に入るが心からなる故に、其火にて

いたづらになるをも、那須と云り、されば此も建御雷神の御手を握が、御名方神の心にて握なれば、立氷になり、劍刄になれるをも那須とは云なり、此の處よくせずは混ひぬべし、谷川氏が、立氷、劍刄、若葦等此蓋其手術名、乃角力之濫觴也と云るは、上代の意に非ず非説なり）〇退居は師云志理曾伎袁理と訓べし。曾伎は遠離ることなり。登保曾伎ともあり。（仁德天皇卷黑比賣歌に、曾伎袁理と母とあり）さて後方へ曾久を志理曾久と云。故古へより退字を然訓り。居は。此は語の終なれば。袁流とこそ訓べきに。袁理と訓まむは如何と。後の世の心には思はるべけれど。此は有と同格に活用言にて。語の終にても。袁理と云なり。（袁流と結るは、上に曾まさは夜など云辭のある時のことなり、有も同じ）古今集小町が歌に。胸走火に心燒をり。（萬葉十六に、婆羅門乃云々、幡幢爾居、これも古言をよく辨へて、袁理とは訓り）土佐日記に。黑鳥といふ鳥。岩のうへに集まりをり。伊勢物語に。男弓やなぐひを負て戶口にをり。云々と思ひをり。竹取物語に。かたぶきをり。など此の餘もいと多し。〇乞返とは。師云初に建御名方神まづ。建御雷神の御手を取らむと乞て取つる如くに。建御雷神もまた。御名方神の手を取らむと乞賜ふを云、歸とは凡て彼方より爲し如くに。また此方よりも爲るを云なり。〇若葦は。師云易く所摧る物の譬なり。葦は竹などの如くは牢からぬ物なるに。若きは殊に脆ければなり。（御名方神の手は、千引石を擎るばかりの力なるを、如此云る、建御雷神の手力のほど知べし。）〇搤批は。師云都加美比志岐弖と訓べし。（搤は說文に、捉也、廣韻持也と註し、又握也とも註せり、批は說文に捽也、廣韻拳加人也など注せり、）如取若葦と譬たれば。必比志岐など云べき處なり。（二字共に、比志具と訓べき義は見えざれども、必す然る勢ひはある字なり、強て字注の義によらば、二字を登理弖など、訓べけれど、さては此處のありさまに叶はず）〇投離之則は。上に蹶離遣矣とあると同じ趣なり。〇追往ば。御名方神。此力に。いよ／＼驚き懼れながらも。猶逃遁れて。服從ざるが故に。追往たまふなり。〇信濃國。名の義は。

山國にて級坂ある故の名なり。と岡部翁の說なり。なほ此の國名のことは。余が別に思ひ得たる解あり。神武天皇卷伊勢津彥命の處に註べし。(高橋舍人[illegible]說に、御名方命、越後は御母の國なる故に、其へ行かむとて、信濃へは逃給ひけむと云り、然も有べくや)○諏方海。諏方は和名抄に。信濃國諏方(須波)郡是なり。(方の字訪ともかけり、また古事記には洲羽と書り)師云續紀に。養老五年六月辛丑。割信濃國始置諏方國。天平三年三月乙卯。廢諏方國幷信濃國とありかゝれば古へは。一國にも爲ばかり廣き名なりけむ。名義當にいはば。須夫麻理の意にもや有む。(夫麻を切れば婆なるを、清音に轉じ、理を省けるなり、すぶまりはすぼまりにて、上の鼠の段にも、すぼきことを須夫須夫と云り、)其由は此の次の詞に見ゆ。海は湖なり。(此湖のこと、或書に、周り六十四里二十一歩とあり、袖中抄に信濃國のすはの明神の、一宮と申すをんな神のもとへ、しはす晦日の夜、通ひ給ふちかひさてこそは、すはの海は氷て、旅人もかちわたりし侍るなれ、つごもりの夜、神わたり給ふしるし、氷の上に見えて、春たつ旦に氷をとくと云々、西行家集に、「春をまつすはのわたしもあるものを、いつを限りにとけぬつらゝぞ、堀川百首顯仲の歌に、「すはの海氷の橋は千早振、神のわたりてとくるなりけり、後の歌なほ多かり、○信濃地名考に、湖面凰ひゞらひてより、氷鏡の如し、立冬の節に至て、彼の堅凍かならず一夜に發罅、これを神渡といふ、かくて後は、菱柴とるやつこら、氷の上に馬を踊らせ、あるは魚孺手の柚木を引に、少も危ふき事なし、又氷をうがち漁するには、腰に長き竿を挾む、もしあやまりて落入時も、竿にて死を遁るゝといへり、云々、また神渡を狐なりなど云は、狐聽氷といへるからぶみをつけあはせたる、後の世人の非說なりと有り)凡て古へは湖をも。某湖とは言で。たゞ其海と云る例なり。(今云、此の師說も信に然る說ながら、神世と後の世とは、甚く地形の變る物にしあれば、信濃國は後にこそは、いと高き國と變りて、海もなくなりつらめど、此にたゞ海と云へるによりて思ふにも、神世の當時は、海ありし國には非じか

と思はるれ、然るは此の國に安曇郡と云ありて、神名帳に、穂高神社、玉依比賣神社、氷鉇斗賣神社など、海神の御末なる神社ども多く、國人に探ぬるに、小縣郡に、海野村と云ありて、是より一里ばかり放れて、瀬沢村あり、生島足島社の邊を湖尻といふ、俗に千久麻川は、もと海なりしと云へり、其の水上に、海瀬村、海口村など云ありて、其邊より千久麻川へ流る、甲斐國の堺なりといへり、然ればいと上代には海ありしが、海なき國と變けむも知べからず、若し然もあらば、今の湖は、其の殘れる處にぞ有べき、また万葉甲斐國歌に、海を詠り、彼の國もと海ありやと思ふこと、甲陽軍鑑、甲州志などにも見えたりと所思ゆ、但し湖をさして、たゞに海と云へる事も有れば、猶よく考ふべし、今はたゞ試に云のみなり）さて此に諏方とのみは云ずして。海としも云るは。道のある限りは逃賜ひつるが。此の湖の岸に至りて。終に道絶て。逃べきすべなく窮れる由にて。迫到と云る即其意なり。（凡て世牟留は挟むるなり、世麻留は狹まるにて、自と他とをいふ差のみなり）斯有れば。かの須夫麻理も。此の神の。追迫られて。此處に窮まり賜へる由の名にもやと思ふなり。○恐之。これも上の言代主神の御言に。恐之此國者云々とあると同意にて。随二天神御子之命一獻。と云處へ係れる言なり（莫二違我一と云にかけては見べからず）（除二此地一者。云々。かく白賜へりしまゝに。遂に此の諏方に鎮坐せり。○大國主神之命。事代主神之言とあるは。本よりの語に差ありしなり。○兄は和名抄に。日本紀私記ニ云。伊呂兄とあり。伊呂兄とは。まづは同母兄を稱と聞ゆれど。書紀に然らぬ兄をも訓れば。前には伊呂泥と訓しかど。語調わろければ。常の如く阿邇と訓べし。（阿邇と云も古言なることは、既に第七十六段に註せり、さて此の兄の字は天神本紀にも、此傳を記せるに、兄の字あるに依れる由は、既に徴に云へり）○随二天神之命一獻。師云。建御雷神いまだ此の神には。詔命を宣聞せ給ひし事は。上に見えざれども。其は上文に譲りて畧ける物にて。實は既に此の神にも宣聞せ給ひしなるべし。故今如此白し給ふなり。（書紀に、此健御名方神の

故事をば、畧き棄て記されざるはいかにぞや、）○諏訪祝部。祝部は波布理と訓む。委くは既に上に註いり。（第四十四段の傳見るべし。）さて諏方祝のこと。文德天皇紀に。仁壽三年從三位。健御名方富命。前八坂刀賣神祝。預於把笏とあるより外に見當らぬを。委く其の社傳を尋ぬるに。まづ大祝と云ありて。諏方氏なり。健御名方命の御裔にて。血統絶ず。（中世に男子なくて、村上天皇の御子、具平親王の御子、有員王と云人を女に嫁せて、聟にしつる事あり、是を御衣祝有員王と系圖にあり其後も男子なく、別家より繼たる事もあれど、女に聟と爲たるなりと云り。）祖神の由緒によりて。代々諏方地より外に出ることなく。（國人の言にも、諏訪神はやがて大祝、大祝やがて諏方神なりと云傳ふ、代替には京に使者を物して、御裝束所に、裝束を請しむるに、彼所より其の由を奏せば、巾子の冠と、黃櫨染の御衣を賜ふ例なりとぞ、此は何の世よりと云ことを知らず、我徒青木並房は彼の國の人にて、此社の事ども委く知れるが、此は實は諏方神へ昔賜へりけむを、代々神孫

にて、大祝やがて諏訪神と崇むるばかりの事なれば、著來れるにやと云り、然も有べし。）また神事にも預ることなき物とぞ。（たゞ彼の謂ゆる御柱祭の時にのみ、輦にて出ることあれども、社地の眞中に、呉牀に腰打かけて、社人等、また詣たる諸人の拜を受るのみなり。）備また神長官と云ありて。神社の事を統領り。次に禰宜大夫と云あり。其次に權祝（長坂氏、）擬祝（伊藤氏、）副祝（矢島氏、）と云ありて。長官以下を總て五官と云由なり　其外の社人いと多かり。長官と禰宜大夫との家は、守屋を氏とす、其は物部守屋大連。庶に皇子馬子などと戰ひし敗れたる後に、其軍勢を遁れ當に下り、諏方地に止りて、其子孫此の神孫に仕へたるが、終に神長官とも、禰宜大夫ともなりて遂綿たふ、本社の後なる山の頂に、守屋社ありて、其山を守屋山と稱ふよし、長官の家の古記に、具に記し傳へたりとぞ、守屋の大連は、討死せられたること、書記に委く見えたる如くなれば、此地に遁れたりと云こと覺束無れど、其の子等は、諸國に散去れる由見えたれば、此に遁れて、建御名方神

の御裔の、此地を領けるに仕へて、守屋社をも此地に建て、終に此の神奴とはなりしなるべし、其は神武天皇の御世に、伊勢津彦命の、此の國に逃下りて止まれるを思ふに、古は地に甚く迫追れては、建御名方神の古き例のまに〳〵、當國へ遁る事にて、此國に遁れては、强て探求むることをも爲ざる例なりしなるべし。)下諏訪社の祝は。武井村と云に住ゆゑに。武井祝といふ手塚氏なり。(昔木曾義仲朝臣の軍に從ひ、齋藤實盛を討取れる、手塚太郎光盛と云しは、武井祝なるが、義仲の軍を起す時に、諏訪社へも軍士を催促しければ彼の社の盛なりし程なる故に、光盛を陣代として、軍兵を出せるにて、今の武井祝、やがて光盛の裔なりと、其家の系圖に委く記せりとぞ。)さて此の武井祝を長官として。禰宜大夫より下。四の家も有りて。同く五官と稱ふとぞ。(此も彼並房が說ると、また餘の人にも探ねて記せるなり。)〇伊都久神也。伊都久は上に出たり。(第二十五段の傳見るべし。)〇八坂刀賣命。こは建御名方命の后神なること。下に引く御紀の文にて知たるが。誰神の御女と云こと知がたし。名の義。八坂は彌榮なるべし。刀賣のことは既に註へり。(第四十六段の傳見べし。)さて此夫婦神の社は。神名式に。信濃國諏訪郡に。南方刀美神社二座。(名神、大、)とある御社是なり。(主神は、建御名方神、前一座は、八坂刀賣命なること、下に註へるが如し。)上社下社と二ッに別りて。上諏訪は建御名方神にて。拜殿は有れど宮作はなく。社地に大なる石窟あるを。神の坐所と申して。其四隅に大きなる柱を立て。此を御柱と云て。宮に擬へたり。此柱を。七年に一度づゝ立替あり。其の祭を御柱祭といふ。木は杉檜椴樫何にても。大木を用ふる例なりとぞ。(さて同郡大和郷新井村と云處に、先宮地とて小宮あり、周りに堀を掘たるが、此處は此の神の迫らえて、至り給へる地なりと云傳へて、今に堀に橋をわたさず、祭の時のみ假橋をかくるなり、又今の社地より、一里餘ばかり放れて、御在世の宮地と稱ふ處もあり、矢崎村といふ處あり、御座石とて、八疊敷ばかりの美しき平石あり、其上に宮あり、四月に獨活祭とて、獨活を酒粕にて和て、神にも

供へ、參詣る諸人にも與ふ、そを知るに鍬の柄にて物する古實なり、俗には鹿の角落し祭とも云、そは鹿は獨活を食へば、角の落ると云傳ふるを、其頃にある祭なればなり、此後は鹿を食ふことなし、さて此邊に、小宮また大き小き塚いと數ありて、此は諏訪神の御子たち、また其仕奉れる神等の宮塚なりと云ひ傳へたり、此邊をば塚原村といふとぞ。）下諏訪は八坂刀賣命にて。上諏訪より二里半ばかり放れたり。春宮秋宮とて二社あり。（二社の間凡そ二十町ばかり放れたり。）年毎に七月の朔日に。春宮より秋宮へ遷宮ありて。十二月の晦日に。春宮へ還り給ふとぞ。（凡て祭に、上諏方社にて行ふを、下諏方社にて大祭と云は、此の遷宮の時のみなり、偖上諏方社は、千石を寄られ、下諏方社は、五百石を寄らるゝ御朱印なりと云り。）偖また式に。水內郡にも。健御名方命。彦神別神社。（名神、大、）と申すを載られたり。（上に擧たる諏訪神二座の坐がうへに、別に此の水內社ありて、共に名神大社なる事を、師は疑はれたれど、彦神別と申すを思ふに、諏方社の比古比賣二座の內、所以ありて、彦神をのみ別祀れる由なるべし、また妻无社と云あり、此なるべきか、但し式に、諏訪の神名には健字無くて、水內の方にしも此の字あるは、いかなる事にか心得ず、○さて師說に、伊勢風土記なる伊勢津彦命を、建御名方神と同神ならむかと云說を、此所記にされたるは信られず、其由は神武天皇卷、伊勢津彦命の處に、委く註ふを見るべし。）さて御紀に。承和九年五月丁未。奉レ授ニ信濃國諏方郡。無位勳八等御名方刀美神從五位下ヲ。（師云、是諏訪社の主神にて、今上諏訪と云社これなり。）同年十月壬戌。奉レ授ニ信濃國无位健御名方富命。前。八坂刀賣神從五位下ヲ。（師云、此健御名方富命は、水內郡なる社なり、八坂刀賣神は、諏訪社二座の內の一座にして、御名方富神の后神にして、今下諏方と云是なり、前とは、諏訪の御名方富神社の、前の神と申すことなり、○前の事は、參考神名式の附錄に云べし。）嘉祥三年十月。御名方富命神。健御名方富命。前八坂刀賣神。竝加ニ從五位上ヲ。（御名方富命神とあるは諏訪社の主神、前八坂刀賣神とあるは、其の后神なり、さて

建御名方富命とあるは、水内社に坐す神なり、）仁壽元年十月。進信濃國健御名方富命。前八坂刀賣命等兩大神階加從三位。（前八、本に彥久とあるは、師說の如く誤字なれば改めつ、さて師說に、此に水内神と諏訪后神とに、位を進め給ふことを載せて、諏訪御名方富神に位を進め給ふことの見えざるは脫たるなり、諏訪社に、正三位を授け奉りたまふこと、此の上に有べしと有り。）同三年八月。從三位健御名方富命。前八坂刀賣命神祝。預於把笏。（此文、本に錯亂脫字あり、前文に因て正しつ、さて師說に、此にも諏訪神の祝のこと見えざるは、其の祝は、本より把笏せしなるべしとあり。）貞觀元年正月廿七日。奉授信濃國正三位勳八等。建御名方富命神從二位。從三位建御名方富命。前八坂刀賣命神正三位。（師云、これに從二位を授奉り給へるは、諏訪神なり、前に此諏訪神の、正三位になり賜ひしことの脫たること、此にもと、正三位にて坐るよし見えたるにて知るべし、さて諏訪神に建と云ること前に例見えず、さて又從三位建御名方富命とあるは、水内神なり、前八坂刀賣命とあるは諏訪の后神なり、）同年二月十一日。授信濃國從二位勳八等。建御名方富命神正二位。（これに正二位を授奉り給へるは、上諏訪神なり、正三位建御名方富命とあるは、水内神なり、前八坂刀賣命とあるは、諏訪の后神にて、下諏訪なり、）同七年七月三日。信濃國諏方郡水田二段。爲彼國建御名方富命神社田。（こは詳ならねど、諏訪社の方なるべし、）同九年三月十一日。信濃國正二位勳八等。建御名方富命神。進階從一位。從二位御名方富命。八坂刀目命神正二位とあり。（師云、右國史に載れる諏訪神と水内神と、神號同く、また諏訪の后神は、何處にても、水内神と引違きて擧られたる故に、彼此まぎらはしくして、位階をもひが心得せる人もある故に、今委曲にしるし明らめつ、）さて師說に。水内社は。右の如く。古へは諏訪社に並ぶばかりの名神大社に坐しに、今の世に其の社の詳ならぬは。甚々不審きわざなり。（式内と云へども、小社は後の世詳ならず、絕たるも諸國に多かれど、さすがにかばかりの大社の、

其と知れぬは無ことなり、或人、戸隱明神ぞ水內社なるべきと云へり、今思ふに、戸隱もさばかり由ある神と聞えたるに、式にも載ず、凡て古書に見えざれば、此の說信にさもありなむ、さて其の戸隱を、手力雄神なりと云ひ傳へたるは、此の建御名方神も、千引石を手末に指擧るばかりの手力なりし神にし坐せば、手力雄にまぎれけむも由あり、凡て戸隱社は、中昔より、例の佛ざたのみ主となれゝば、本の神の名も社の號も失ひつるなるべし」と言れ。また玉勝間に。事代主神と。建御名方神とは。共に大國主神の御子の中に。殊に威勢盛なる神、坐しゝを事代主神は。天神の詔命を畏みて。速に服從たまひて。永く皇美麻命のやごとなき守り神として。大倭國に所々に鎭り座して。朝廷より重く祀り給ひ。神祇官の八柱神の中にも。祭給へり。建御名方神は。大命に從ひ給はざりしを。信濃國の諏訪まで追攻て。殺さむとせし時に。此の處を措て。他處には往じと申給へり。故れ古は信濃の諏訪水內などを放て。他には祭る社もをさ〳〵聞えざりしが。然るに今の世の中には。諏訪と號けて此神を祭る社。國々に彼此に有て。信濃なるは更にも云ず。其社何れも。ほどほとに榮え給ふを。事代主神を祭る社は。古へのもみな衰へ給ひ。其外には。後に祀へる社も。をさ〳〵聞えざるなり。(今云、此の師說一わたりは然思はるれど、猶よく思へば、諏訪社の、諸國に多くなれるは、中古よりの事にて、いと上代は決く諸國には無りけむを、今諏訪社とて多かるは、本は決めて、阿須波神を祭れる社なりしを、彼の神のことゝ、漸々に世の人知らずなれる故に、信濃の諏訪水內などの社の盛になりて、名高き故に、混ひ來つると知られたり、其は式に、山城國愛宕郡に、須波神社あり、畿內といふ中にも、後に宮所となれる國に、建御名方神を祭るべき由無れば、是決く阿須波神なるべく思ゆるに合せて、下總國香取郡笹川村と云處に、式外なれど、いと古き社ありて　諏訪社といふ、此村の水帳、また其の神に傳はれる古文章などには、阿須波神とも、須波社とも有とぞ、また此に依て思へば、御紀に、貞觀十二年八月、出雲國須波神從五位下とあるも、

阿須波なるべし、此をも思ひ合すべし、偖また事代主神を祭れる社の、衰へたる事は、中世よりの弊なるが、其古はいみじく榮え坐けむと聞えて、式に載れる社は、二十社餘なるが、式に漏たる社は、大かた諸國になき國なく、鴨、賀茂、賀毛などゝ書き、また飛鳥とも申し、また諸國に鴨村、賀茂など稱ふ地の名のなき國もなき趣にて、其の處に在る社は、名を賀茂、鴨など稱へざるも、事代主神なるが多かれば、いと上代に、此の神を世の人の崇め祀へる事の、盛なりしこと知るべし、さて假令、本は他神なるも、某の神と申して、然あしらへば、其の本よりの神は、いと深く靜坐して、今稱して祀る神の替り立て、驗を現はす例もあれば、阿須波神の奥に靜まりて、諏訪神の前に立て、榮え給ふ社も、また少からじとぞ思はるゝ、)そもそも天神の詔命に服ひ給ひて。朝廷の御守り神となり給へる神の御社は。皆しか衰へ坐て。詔命に從ひ給はざりし神の御社しも。多くなりて。榮え坐すは何なる事にか有む。神の御所爲は。世に理に量り難き物にぞ有ける。然れど此はいさゝか思ひ合さるゝ事無にしも非ずなむ。と有り。こは皆理なる論ひなりかし。(會津人佐藤忠滿の說に、或人云、水内社は、今の善光寺なりと云ひきといへり、此の說さも有べし、余も思ふ旨ありて、豫て記し置つる物あり、其は事長ければ、此に出さず。)

於是健御雷之男神。更且還來而。問其大國主神曰。汝子等。言代主神。健御名方神二神者。隨天神御子之命而。不違白訖。故汝心奈何問給矣。爾答白之。隨吾子等二人之白而。吾亦不違。此葦原中國者。隨命既獻焉。如吾防禦者。國內之諸神。必當同禦。今我奉避則。誰有不順者。亦吾子等白八十神者。八重事代主神。爲神之御尾前而。仕奉則。不有違神白給矣。

於是は。前段建御名方神の。既に服從ませる事を

承て云り。○更且還來は。信濃より出雲に也。○二神は。師云此は布多理と訓べし。次なるも同じ。○汝心奈何。前に既く其心は聞おき給へれど。今かく二神の服ひ給へれば。復更に前の答の如くなりやと問答ふなり。○既は。師云常に言とは異にして。此は悉皆と云意なり。古事記序に。已因訓述者。詞不逮心といひ。萬葉十七に。天下須泥爾於保比氐布流雪乃と詠るなども皆其の意なり。(また繼躰天皇紀には、全字を須傳爾と訓るも同意なり。旣字も、本義は盡也と注せり、春秋などに、日有食既、と云る類なり、然れば須傳爾と云言に、此字を當たるも、もとは盡の義によれるにや)○如吾防禦者云々は。纂疏に。大巳貴神大造國家。威澤日久國内生靈惟命是聽。故曰如吾防禦者國内諸神必當同禦と言へるが如し。防禦を富世具と訓む。富の義は未だ思得ねど世具は塞と同言なるべし。(またホセグは、フサグとも同言なるべし)○百八十神は。師云毛々夜會賀微と訓べし。(毛々麻理夜會と訓はわろし、千五百なども、知麻理伊保とは云はぬがごとし)此の大神の御子

神たち。百柱に餘りてなほ數十柱坐しと聞ゆ。(書紀には大國主神、其子凡有百八十一神、と見えたり)出雲風土記に。百八十神等集坐云々とあるは。只多くの神たちと云ことなり。(凡て物の數の多き事を、大凡に云に、八といひ、五十、八十と云ひ、百、百八十、五百、八百、と云ひ、千、千五百、八千といひ、萬、八十萬、八百萬、千萬と云ふ、いづれも漫に云るには非ず、其量々に從ひて云へるなり)雄略天皇紀に。百八十種勝部。欽明天皇紀に。天地社稷百八十神。(推古天皇紀に、百八十部、皇極天皇紀に、百八十部曲などあり)これら百八十と云へる例なり。○神之御尾前。師說に。神は天神御子に。歸順奉仕る諸神をひろく指て云なり。(上の百八十神を指るが如くなれども、若し然らば、其の神之と有べきに、たゞに神之とあるは、然にはあらず)尾前は前後と云むが如し。(俗に跡先といふも同じ)後の世の軍陣などにも。先鋒殿後をば。重き任にするが如く。此の事代主神渠帥として。諸神の前にたち後に立て。天神御子を守護奉仕らむとなり。神武天皇紀に。高市社に

坐す事代主神と。牟狹社に坐す生靈神と二柱。高市縣主許梅に著て。吾者立皇御孫命之前後。以送奉于不破而還焉。今且立官軍中守護之。と詔へる事をも思ひ合すべし。(是に立皇御孫命之前後とあるに依らば、此の神の御尾前も、即ち天神御子の前後、と云ことかとも見ゆれども、さには非ず、彼の前後は、事代主神と、生靈神と二柱、前と後とに立たまふ由なるべし。)此の神後の世まで。神祇官の八神の列にも入て。祭られ奉り賜ふも。全天皇の大身を守護奉りたまふ由縁なりとあり。(なほ是れ等のことは、第百十七段の末にも、委く云るが如し。)さて此の事代主神も、現御身は既に隱り坐しつれば。此れより後。御守護と。なりて。奉仕り給はむとあるは。幽冥より。靈幸ひ賜ふ由なること明らけし。○不有違神とは。吾子等百八十神の中に。一柱も違ひて。背き奉るは有じと也。百八十神者と云を此に係て見べし。

於是大國主神。白皇美麻命之將靜坐大倭國而。已命之和御魂。取託八咫鏡而。倭大物主櫛甕玉命稱名而。令坐大三輪之神奈備。已命之子。味鉏高日子根命之御魂。令坐葛木之鴨之神奈備。事代主命之御魂。令坐宇奈提之神奈備。賀夜奈流美命之御魂。令坐飛鳥之神奈備而。天神之御子之。爲近守神貢置給矣。此天事代主命者。飛鳥直。長柄首等之祖也。

此の段は。出雲國造が神賀詞なる傳を採て記せること。既に徵に委く云へり。○皇美麻命は。天忍穗耳命を指て白し賜へり。(本に。皇御孫命とあるは、後の意をもて當たる字なること、上に委く辨へたるが如し。)○將靜坐大倭國。靜坐とは。大宮造りして。今より住給はむ事を云なり。大倭國とは。畿内の大和國を詔へり。抑此の程はなほ未だ皇美麻命の。大和國に宮敷坐むとは。天皇祖神たちも議定め給はざる時なるに。此の大神の如此しも詔へるは。彼の國は本より。後に皇美麻命

の宮敷坐すべき地と。彼の國作の時より。心に合みて作り設け給へるなるべし。（是を以ても大國主神の、國作り給ふほどより、終に此の御國は、美麻命に避り奉りて、己れ命は、幽冥に隱り坐むと思ひ決け給へりと云說の、誣說ならぬ由を辨ふべし。）神武天皇紀に。昔伊弉諾尊目二此國一曰二日本者浦安國。細戈千足國。磯輪上秀眞國一。（日本と書たれど、此に畿內の大和國のことなる由は、師の國號考に、委曲に辨へられたり。）復大己貴大神。目レ之曰二玉牆內國一。とあるを合せて思ふに。本より幽き契ある事なりかし。○己命は。於能禮美許登と訓べし。此の語こゝに始めて見えたり。他人のうへを云ときに。己が云々と言べき詞を。神また貴人の上には。尊みて申す語なり。○和御魂の事は既に註へり（第二十七段の傳見るべし。）さて大國主神の和御魂は。大三輪に坐す大物主神なり。此神の事は既に上に出たり。（第九十五段見るべし。）なほ下にも註ふを見よ。○八咫鏡といふ鏡の狀は。既に天照大御神の御靈代の。八咫鏡の處に委く註へり。（第四十五段の傳見るべし。）胸形邊津宮に坐す此賣神の神體も。八咫鏡なること上に見ゆ。（第三十六段見るべし。）さて取託は。登理都祁と訓べし。託は付の義に書るにて其の和魂を。此の鏡に寄憑たまへる由なり。○倭大物主櫛甕玉命。師說に。此の御名は。美和に鎮り坐す御魂の御名にして。大國主神の一名には非ず。倭大物主と有るにても知べし。故古事記に。大國主神の亦名どもを擧たる處には。此の御名は出さず。大方古書のみ此の御名は。美和にのみ申せり。（須佐之男命の、出雲の熊野に、拜祭る御名を、櫛御氣野命と申す類にて、美和社にかぎれる御名なり）と言れ。また大物主と申す御名は。高皇產靈神の賜へる御名なるべし。とも言れしは。信に然ことなり。（其の由は、第百二十八段に註を見るべし）然るに取ては。此に大國主神の。御自稱へ給へりとあるは何ならむと云に。此時に自稱へ給へるは。櫛甕玉命と申す御名なりけむを。後に產靈大神の賜へる。大物主と申す御名と。一連に傳へたる物なり。（例を云はゞ、正哉吾勝々速日と申すは、須佐之男命の御荒によりて、忍穗耳命に負坐る御名

なる故に、神代紀に、また勝速日命ともあるを、二の御名を合せて、正哉吾勝々速日天忍穂耳命と、稱し奉るをも思ひ合すべし。）さて櫛は奇なり。甕は甕速日。甕槌などの甕に同く。嚴に通ふ詞玉は御靈の借字なり。○大三輪之神奈備。大三輪のことは既に註へり。（第九十五段の傳見るべし。）岡部翁云。神奈備は。神の毛理なり。毛理の約は美にて神奈美なるを。通はして備と云へり。萬葉に。毛理を神社とも書つれば。此も大三輪の神社と云意なり。（前には神奈備は、神の戸にて、上代より、其の神社に寄られたる神戸田の地にて、即ち其神室もある故に、しか云かと思ひしかど、神戸と其民の戸を云なれば叶はず。）○令坐は。（本には坐字のみなり、佐勢と訓べし。書紀の訓に多く見えたり。令坐の佐勢を約めて勢と云なり。）さて此の大物主神の。大三輪に鎮坐る由縁は。やがて此の神の御託にて。既く祭り給へること。上に見えたる如くなるに。（第九十五段の傳見るべし。）此に是の時坐奉り給へりとあるは。違へるに似たれど然には非ず。彼の時にはたゞ詔ふまに〳〵。社を作りて

祭り給へりと聞ゆるを。是より後は。皇美麻命の近守神と立奉り給へる故に己命の御魂ながらも。別に稱名を奉りて。新に八咫鏡を御靈代として。鎮祭り給へる由なり。（なほ彼九十五段の傳に註るを合せ考ふべし。）○己命之子。こは次々三名にわたれり。○葛木之鴨之神奈備は。神名式に。大和國葛上郡に。高鴨阿治須岐託彦根命神社四座。（並名神、大、月次、相嘗、新嘗。）とある御社是れなり。（四座は、何れの神を祭るか知らず、並云々とあるは、皆貴き神と聞ゆるに就て思ふに、高日子根命主神にて。即此なる大物主、事代主、賀夜奈流美神を、此の時の由縁によりて、相殿と爲給へるなるべし。）同郡に。鴨山口神社。また鴨都波八重事代主命神社など有て。迦毛と云は。此の邊りの大名にて。（記傳に和名抄に、上鳥下鳥と云ふ郷名あるは、若くは鳥の字、鴨か鳧かの誤には非ざるか、と云れつれど、上鳥下鳥の鳥は、誤字には非ず、履中天皇紀に、上白鳥、下白鳥とある地名を、二字に約たるなり、いと古く此の邊りを迦毛と云しこと、第百十七段の傳に、大三輪神鎮座記

を引て、委く云るを見よ、）此の御社の地は。葛木山の東南の麓の。高き所に在る故に。彼の事代主神社と分む爲に。高鴨と云なるべし。（師云此御社、今佐味莊神通寺村と云にあり、高鴨山と云もあるなり、さて此のあたり六村を佐味莊と云是れ古への神戸郷なりと云なり、然れば神戸は、即ち此の御社のならむか、）出雲風土記に。意宇郡賀茂神戸。所造天下大神命之御子。阿遲須枳高日子命。坐葛城加茂社。此神之神戸。故云鴨とあり。（出雲は此の神の本國なる故に、彼處に神戸を封し賜へりと聞えたり、）猶この葛木の。高鴨社の事に就ては。甚く混たる說等あり。雄略天皇卷四年二月の處に。委く辨ふるを見るべし。（記傳の說は精しからず、）○宇奈堤之神奈備。師說に。和名抄に。大和國高市郡雲梯（宇奈天、）鄕あり。（今時も雲梯村あり、）萬葉七に。眞鳥住卯名手之神社之云々。十二に。「不想乎想常云者眞鳥住。卯名手乃杜之神思將御知。など詠る神社の御事と聞えたり。（此卯名手杜を、美作國とするは由なし、）然るに式に。此の社の載ざるは。最々不審きわざなり。（此事は

師も疑ひおかれき、）故つらつら思ふに。彼神賀詞は。事代主命能御魂乎。飛鳥乃神奈備爾坐。賀夜奈流美命能御魂乎。宇奈提爾坐天と有べきが紛ひて誤れる物なり。其の故は。飛鳥神社は。式に高市郡飛鳥坐神社と出て。事代主命を主と祭れり。加夜奈流美神社は。式に同郡に別に有て。雲梯村にありと。今國人も云り。（右の如くなるときは、何れも熟符ひて、二方ともに少かも疑はしきことなきをや、）と言れつるは。實然る說なれども。猶未た委しからず。其は下に云ふを見べし。○賀夜奈流美命。名の義いまだ思ひ得ず。（備中國の郡名に賀夜あり、但馬國の鄕名にも賀陽あり、尾張國に成海鄕あり、然れば地名か、また賀陽は萱、奈流美は成耳にて稱名か、なども思へど皆わろし、）○飛鳥之神奈備は。神名式に。大和國高市郡に。飛鳥坐神社四座。（並名神、大、月次、相嘗、新嘗、）とある御社是なり。但し今の社地は古へと異なり。其はまづ古の社地は。師說に。雄略天皇紀に。天皇詔少子部連蜾蠃曰。朕欲見三諸岳神之形。（或云此山之神、爲大物代主神也、）云々。此の故

事は。靈異記にも委く見えて。三諸ノ岳はすなはち。飛鳥之神奈備山と云る處なり。（三輪山をも、三諸山と云へども、此は其にあらず、混ふべからず。）萬葉三。山部ノ赤人登ニ神岳ニ作ル歌。また十三の長歌などに。三諸乃神名備山とも。神名備乃三諸山とも詠る。皆此の飛鳥の神名備なり。此の山を神岳とも雷岳とも云て。今も即ち雷土村と云處。飛鳥川に傍たる里にて小山あり。飛鳥社はもと其處に坐けるなり。然るを日本紀略に。天長六年三月己丑。大和國高市郡賀美郷。甘南備山飛鳥社。遷ニ同郡同郷鳥形山ニ依ニ神託宣ニ也とあれば。今の社地は。此の鳥形山なり。と言れたるにて知べし。（然るを世人これを詳ならざるが如く思ひ、岡部翁も、疑はしげに言れたるは、今の社地は、かの天長に遷されたる所なる事を、考へ洩されたる故ぞかし）さて此の社は。師も委く辨られたる如く。事代主ノ神を主神として。外に三座を祀りて四座なり。（上に師の引れたる、雄略天皇紀の或云に、大物代主ノ神とあるは、事代主神の亦の名か、若くは大物主ノ神、事代主神と有けむ中の、主神事の三字を脱せるならむか、然思ふ由は、弘仁十三年四月、下ニ大和國ニ官符に、飛鳥神之裔、天太玉、臼瀧、賀屋鳴比女社とある、天太玉より下三社は、式に飛鳥社の同郡に、太玉命神社、賀夜奈流美命神社、宇須多伎比賣命神社、とある社等の事と通ゆるが、賀屋鳴比女とある比女は誤なれど、此の神等を、飛鳥神の裔と云へれば、飛鳥社は、事代主神を主神として、餘の三座の一座は知ねど、二座は、高皇産靈神、大物主神と知らるればなり、そは太玉命は、高皇産靈神の御子。賀夜奈流美命は、大物主神の御子なるを、飛鳥神之裔と云るを以て知べし、宇須多伎比賣と云神は、何なる神の御子と云こと知られざる故に、今一座は考ふべき由なし、或書に、飛鳥社は事代主命、建御名方命、高照姫命、下照姫命を祭れりとある、事代主命はさる事なれど、餘の三座は信られず、又後に按へば播磨國宍粟郡に、大倭物代主神社と云あり、此の大物代主と同神か、猶よく考ふべし、）さて味鉏高日子根神。事代主神は一神なること。上に委く辨へたる如くなるに。此にかく味鉏高日子根命の御魂は。鴨之

神奈備。事代主命の御魂は。宇奈提と。別て坐奉り給へりと有るは如何と云に。味鉏高彦根命と申すは。本よりの御名。事代主命と申すは。皇美麻命に。國を避奉り給へるに依て。負坐る御名なる故に。其の名々を別て。御魂をも二所に坐せ奉り給へるなり。(此の例は、上に數處に論へれば、今更にいはず)また此に依て考ふるに。賀夜奈流美命と申すも。決く事代主神の亦名なるべし。然るは大國主神の御子たち。百八十一神坐すが中より撰びて。皇美麻命の近守神と獻り給へるなれば。優たる功德なくは叶はざるに。賀夜奈流美命と云神は。記紀は更なり。出雲風土記にも其名は見えず。(師は古事記に、大國主神娶八嶋牟遲能神之女、鳥耳神生子、鳥鳴海神とあると、同神のよし云れつれど、かの十七世神の段は、娶神屋楯比賣命生子、事代主神とあるより外は、凡て上代の杜撰・聞えて、信がたき事どもなるをや、其は師の彼の記を解れしほどこそ有れ、今かく余が古史傳を著せる後に、よく古意を尋ねむ人は、彼の段なる神名どもの趣を見ても、自然に知得むものぞ)

前に事代主神。爲神之御尾前而仕奉則。不有違神と。大國主神の詔へるを思ふにも。此に御名は三出たれど。皆事代主命の御魂を。別祀り給へるに就て。白せる名とこそ覺ゆれ。(或人飛鳥社に、建御名方神も坐す、と云説も聞ゆるに付て、賀夜奈流美命と云は、彼の神の亦名ならむと云るも有れど、彼の神は、近き守り神などに、献り給ふまじき神なること、前段に見えたる如くなるものをや)然れば師の。飛鳥と宇奈提と。神名の入混へるならむ。と云れし説もさる説ながら。神名こそ混つらめ。主神は同神なれば妨なし。其は前にも引れたる。萬葉十三に。不想乎想常云者眞鳥住。卯名手乃杜之神思將御知。と詠る歌も。宇奈提社を事代主神として熟侍へり。(此の歌の意は、第百十七段に、既に委く云るを見るべし)賀夜奈流美命を。事代主神ならずと爲ては。此の歌もさらに由緣なき歌なるをも熟々思ふべし。(萬葉といへども、事實を訛りて詠る歌も、をり〳〵交たれどこは此の傳に、宇奈提社に、事代主命を坐たるよし云へるによく合ひて、事實をよく詠得たる歌にこ

そ〕神名式に。高市郡に。加夜奈流美命神社とあるが。謂ゆる宇奈提神社にて。やがて事代主神の亦名なること更に疑なき物ぞ。今現に。雲梯村と言に御坐せり。(或書に、今栢森村と云に在て、葛神と稱すと云るは、詳なる證なし、此は師の言の如く 彼の村飛鳥に近く、また名の似たる故に、此に採れる神賀詞の本文と合せて推當に定めつる說なるべし〕清和天皇紀に。貞觀元年正月二十七日。授大和國從五位下。賀夜奈流美神正四位下。とある是なり。(さて本書神壽詞に、宇奈提の下にのみ神奈備てふことの無きを、岡部翁の補はれたるは然ことなるを、師の說に、此は落たるには非ず、此の社は、かの高鴨また飛鳥などの如き大神に非ざる故に、神奈備とは云ざりしなるべし、と言れつれど、神奈備とは、凡て神社のことなれば、何れの社にか云はざらむ、式には、小社の列なる社々をも、神奈備と云へること、出雲風土記などに彼此あるをや〕○近守神とは。皇京の同じ大倭の國内に坐賜へるを云ふ。○爲は。登といふ辭に當て文たり。○貢置は。多氏麻都理於伎と訓べし。(古事記にも貢進と見えたり〕○此と云より下は姓氏錄を採れり。(此事前には、第百三十一段に記せるを便宜ければ、改めて此の段に收めつ〕○天事代主命。この神に。天と稱せること。姓氏錄より外には見えず。○飛鳥直。こは姓氏錄大和國神別に。飛鳥直天事代主命之後也とあるに據て記せり。(但し本錄に、此姓を天神部に收たるは誤なり、其は天と云へるよりの過なるべし、また伊與部天辭代主命之後也、と云ことも有れと、彼れとは異なり 此は第六十段の傳に辨へたるを見べし、また垂仁天皇卷に、大中津日子命飛鳥君祖、とあるは別氏なり〕飛鳥は。上に出たる如く。賀夜奈流美命の社ある所にて。其はやがて。事代主神の亦名にて祭れる社なる故に。其の神の御末の。此處に仕て。直と成けむは。然も有べき事なり。直と云義は既に注へり。(第三十九段の傳見るべし〕たゞ直とある耳ならず。御社に仕へ奉りけむこと。言まくも更なり。(今も飛鳥神社に、飛鳥氏の人ありて、事代主神の末なり、と傳へたりとぞ〕○長柄首。こは姓氏錄。大和國地祇部に。長柄首。天

乃八重事代主神之後也。とあるを採て記せり。長柄は。那賀良と訓べし。(前には孝元天皇卷に、葛城長江、とある處なるべく思ひて、ナガエと訓しは惡かりき。)神名式に。大和國葛上郡に。長柄神社あり。天武天皇紀に。幸于朝妻。因以看大山位以下之馬。於長柄社。とある是れなり。今一言主神社の邊に長柄村あり此の處の首なり。(上總國にも長柄郡と云あり。)

故大國主神。平越之八國而。還坐之時。來坐長江山而詔之。我造坐而令國者。皇美麻命。平世所知。依奉之。但八雲立出雲國者。我靜坐國。廻青垣山而。玉置而守也詔矣。故號其處云母理。爲將平其越之八國而往之時。林地之樹林茂矣。爾時詔吾御心之波夜志矣。故號其地云拜志也。

此段は。出雲風土記の傳を採りて成文せること既に徵にいへり。○越之八國。越とは。後に北陸道七國と建られたる諸國を。廣く云へる稱なれば。八國は。古へ彼國々の中に有し地名かと思へど。和名抄にも見えず。(また一本に、八口と有れど、其地名も見えず。)故考ふるに。八は彌にて。越の數乃國々と云ふ意なるが。平と有を思ふにも。狹き一地のことゝは聞えず。(また一本の八口に依らむも、孝靈天皇卷に、吉備津日子命、針間を道口と爲て、吉備國を言向たりと有を思ふに、彌口の義にて、彌口々に別れたる越國を、平賜へりと云ふ意と見て違はず、○銕胤按に、口は國の略字なるべし。)○平は多比良氣と訓べし。(又牟氣と訓むも非ならず、)彼の越の國々は。此の時もなほ未造竟給はず。惡神も住たるを平け賜へる由なり。今皇美麻命に避奉り給ふ國なるを。其の避り給ふ際まで。かく平國の事に勞き功しみ賜へる。神性の美きこと。畏けれど。想像奉るべし。(抑、この大神、其の若く御坐せるほど、庶兄弟八十神の、帒負者となり給へるを始め、其の神等の爲に、猪

に似たる燒石もて、燒傷はれ、或は大樹の割目に入れて、拷挫がれなどし給へる辛苦は更にも言はず、豫美都國に逃至り給ひては、須佐之男大神の思ほす御心ありて、態とつれなく持成給ひて、まづ蛇室屋に寢しめ、吳公蜂の室屋にも寢しめ給ひ、枯野に射入たる矢を取しめて、其の野を燒廻し、其の御頭の虱を取しめなど、種々に苦しめ給へるを、少かも避ず、其の難に赴き給へるは、豈その八十神の、吾を殺さむとし、須佐之男大神の、吾を苦めむ爲に、設け給へる事としも知らで坐むや、知つゝも吾に屬たる難をば、避けず辭まず受給ふ、此の大神の御勇の性にぞありける、斯て現御國に還り坐て、須佐之男大神の御依しのまに〳〵、其功德を受繼て、大八島國を作り巡り給へることは更にも云ず、百八十の外國々をさへに造しめ、惡神をも撥ひ平給へる、其勞きの極みには、遠延て死坐る事さへあるを、其難の時々に、また助くる神も物も有て、わづかに命活たまひ、辛して、天皇祖神の御任しに依れる、御祖神たちの御功業を繼果し、大國主とは爲給へれど、其間の辛苦は

如此し、たゞに國造巡るといひ、邪鬼を撥平などのみあれど此は只大らかに語れる傳にこそ有れ、彼八束水臣津野命の出雲國の北の端を造り給へる勞すら、彼の段に見えたる如くなれば、國作の大神と名に負坐る、此の神の御勞きは何に御し坐しけむ、想像奉るべし、此に引出むは畏けれど、西戎國の禹王と云ける王が、彼の國の洪水を治めたる勞にて、円を傷ひ足を折たるとさへ云を、此は神にし坐せば事違へど、狹き國は廣く、峻しき國は平けく、遠き國は八十綱打かけて引寄つゝ、作堅め給へりしかば、其勞のさまは、言靈の幸ふ國の古へ人も、言語に絕て語り傳へざるにも有べし、然して未た高志の國邊は、造り遺し給へる間に、はや皇美麻命に國避り給ふ事となりて、其の際まで、かく平國の事に勞き、終にしか勞き成し給へる國を避給ひて、幽冥の大神とは爲坐り。是ぞ此の大神の功成れる道には有ける、故れ是を以て、世に功業をも成し立つべき吾人は、此の大神の御有趣に似て、生涯その成れ行ふ善事の爲に、辛苦むべき理なりかし、眞の道に志して神習ひ、善事

を功しまむと思はむ人は、まづ熟々此の理を辨へて、千ぢの辛苦、萬づの災難、雨や霰とかゝるとも其志を變ることなく、神の祐を祈願つゝ、生涯に成し果して、其の功業をば後の人に避け與へ、幽世に入ては、此の大神の御許に參り、生の子の次々は更なり、天地の有む限りの後の世を、守らむ事をぞ思ふべかりける、猶第百二十三段、また第百二十八段の傳にも、委く註ふを見べし。）○還坐とは。出雲國へなり。○長江山は。意宇郡の處に。長江山。郡家東南五十里（有水精）と見ゆ。（今は能義郡に屬て、母里郷井尻村の中上小竹村と云ふに在るよし、抄に見えたり。）○介國は。志良斯志久遍と訓べし。（介字一本に、命とかけり、其にても義違はず。）さて此は今避給ふ現國を詔へり。（そは今まで堅め作り坐て、治看し坐る國なればなり。）○平世は。訂正本に。志豆美與と訓るに從ふべし。靜御世の義なり。今避給ふ時なる故に。祝白し給へるなり。○依奉之は。前に此葦原中國者。隨命既獻焉と詔へるに當れり。○但八雲立出雲國者。我靜坐國とは。大八嶋國を盡く天神御子に讓避り給ふ中に。但出雲國のみは。我が靜り坐む國と詔へるなり。（前には此の大神の言にも、天神の御勅にも、其靜坐む國は、何處と詔へる由は見えざるを、今かく詔へるは、本より所由ある出雲國なれば、此の國にこそ、日栖宮は建てめと、乞請し置給へるなるべし、其は次の段に、天神の御量以て、出雲國に御舍造らしめ給へるもて知べし。）○廻青垣山てふ言の義は。既に註へり。（第八十七段の傳見べし。）○玉置而は。（本に玉珍置賜而と有れど、珍賜字は無ても有べければ略きつ。）眞龍云。此は書紀の一書に。躬披瑞之八坂瓊而長隱矣。とあるに同く。國知看す君の纒給ふを。是の時國讓りのしるしに置き給ふなり。書紀の本文に。以平國時所杖之廣矛授二神とあるも。同じ國讓りのしるし物なり。と云るは然說なり。從ふべし。（前には、玉置とは、御靈を止め給ふ由ならむ、と思へりしは惡かりき。）○守とは。前に於八十坰手隱而侍焉。と白し賜へる侍に同じ。（なほ彼處の傳に註るを見るべし、）○母理は。意宇郡にて。本に母理郷郡家東南三十九里一百九十

歩。云々とあり。（此の云々と約めたるは、上の件の此に採れる傳なり。）和名抄に。能義郡に。此郷名出たるは。彼の郡は。後に意宇郡を割て建たればなり。（風土記抄に、母理は、草野、十年畑、月波、赤屋、大日良、横屋、峠内、三坂、市高江、井尻、福吉、小竹、市比、安田等の地なりと云り。）大社記に。大社の左に。母里と云所あり。是御神の御旅所といふ。此の地名を杵築へ移せるなるべし。○林地とは。意宇郡拜志郷の地を云。なほ下に見えたり。○御心之波夜志とは。顯宗天皇の室壽の御詞にも。取擧棟梁者。此家君御心之林也。と見え。（萬葉十六に、鹿に代りて詠る歌にも、吾角者御笠乃波夜詩云々、吾毛等者御筆波夜斯、などあり。）また諸祝詞に。伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米。と云ことあり。此を岡部翁說に。夜久波叡は。彌木榮なり。彌が上に木の生榮ゆるを。林とも波叡とも云。遠江人は。木草の孫枝の生ひ茂るを。夜碁婆叡と云も即ち是なりとある。此の波夜志も。林樹の生榮ゆるを見行して。吾心の如く榮たるは。と詔へるなり。（御心之とある下に、如と云ふ語をそへて見るべし。）其は國作の功成竟て、理の如く現國は、天神御子に立奉り。己命は隱りて。幽事を知看すべき御勅をさへに。蒙り坐る事を歡喜して。御心の咲榮坐せればなり。（また是に依て思ふに、己命は終に此ノ國は、天神御子に避奉るべき理は、悟り坐ます物から、御子等は百八十と多く、中にも言代主神、建御名方神など、威勢卓れて坐ませば、天神の詔命に違ふこともや有ると。彼の神たちの歸順ひ給ふまでは、心にいたく物思ひて、御坐せりし事と知らる、そは言代主神に問て、報命さむと申し給ひ、彼の神等の服ひ坐りと聞して、吾も違はじ云々と詔へるも、文の外に自然に、始めて御心を安くし給へる、御有趣に通ゆるをも、思ひ合すべし。）○拜志は。本に。拜志郷郡家正西二十一里二百一十歩云々。（此云々と約めたる文は、即ち此に採れる傳なり。）故云林。（神龜三年改字拜志。）即有正倉。とあり。和名抄にも。意宇郡に拜志と見ゆ。（風土記抄に、拜志は、來待、湯町、布自奈、菅原等の所なりといへり。）さて此の正倉は。風土記同郡に。

布自奈社。同布自奈社とある社なるべし。(抄に忌部里、布自奈村の社なりと云り)神名式に。布自奈大穴持神社。布自奈神社と竝たる是なり。

於是産巣日神之。天御量以而。如大國主神之請白而。於出雲國之多藝志之小濱。令造天之御舍而。以御子天御鳥命爲楯部而。天降給矣。爾時退下而。大神之宮之御裝之楯造之。仍至今造楯桙而立奉皇神等。爾楯縫之地是也。

於是産巣日神之云々。此宮造のこと。書紀には高皇産靈神の勅とあり。出雲風土記には。神魂命の天御量とあり故二柱をかねて産巣日神之とは記せり。(其はかの高皇産靈神御子とも、神皇産靈神御子とも、二方に傳へたるをば、たゞ産巣日神御子と記せる例なり、殊に皇美麻命御天降の事は、古事記書紀にこそ、高皇産靈神の御名のみ出たれ、神賀詞には、高御魂、神魂命能、皇御孫命爾、天下大八島國乎、事依奉之時とあり、然れば神皇産靈神も、預り給へること著明きをや、)○天御量のことは既に出たり。(第五十段の傳見るべし、)○如大國主神之請白而。この請白し給へる宮造の狀は。上に見えたり。(但し此は、私に補たる文なる由は、既に徴に委く云へりき)○多藝志之小濱は。師云杵貝に。多藝斯と云物あり。其に依れる名にや。(その當藝斯のことは、景行天皇卷、倭建命段に見ゆ)さて此は。杵築大社の地の古名と聞えたるを。此の名他に見たることなし。風土記にも。出雲郡出雲御埼山云々、西下所謂所造天下大神之社坐也。(これ大社なるべし、今云、此云々と切められたる文は、郡家正北二十七里三百六十歩、高さ三百六十丈、周り九十六里とあり)とは有れども多藝志之小濱てふことは凡て見えず。(内山眞龍云たぎし濱は、今は田地になりて、武志村と云、此村今は、神門郡鹽冶郷内なり)とあり○御舍は美阿良訶と訓む、名の義は在所なり。委くは既に註へり。(第五十段、御殿の處見るべし)さて今此の造り奉る御舍は大國主神の永久に隱り鎭

り坐む御社にて。即ち杵築大社なり。(上第四十六段に云るを見べし、なほ次の段にも註ふを見よ。)○御子とは。産巣日神の御子の由なり。○天御鳥命。(一本に、天御鳥鳥命とあり。)こは名義は。いまだ考へ得ねど。決めて彦狭知命なるべし。其は産巣日神の御子と云ひ。楯を造ると有にて知らる。(此神は、産巣日神の御子にて、楯を造り始たること。第五十段を見て知べし。)さて文の趣にては。楯ばかりを。此神を天降して。造らしめ給へりと聞ゆれど手置帆負命をも天降して。御舎をも。此の二神に造しめ給ひけむ。其は上に。天照大御神の瑞御殿。また御笠。矛盾をも。此の二神して造り。下に大物主神の御裝物を造る處にも。手置帆負神定為笠作者。彦狭知神為楯縫者。と有ればなり。(内山眞龍が解に、天御鳥命は、天夷鳥命、亦名天鳥船命と同神にて、船の美乎に依れる名なるべし、と云るは非なり、風土記に、神魂命の御子とある物をや。)○楯部は例に依て云はゞ部とは。其の部のことなれども。此は然らず。上に引る文に。楯縫者とあるに同じかるべし。○退は。麻加

里と訓べし。貴所より退去を云。(委くは第三十段の傳に注せり。)大神とは。大國主神を申せり。○御裝は。美與曾比と訓べし。(一本に裝束ともあり。)さて御裝に楯を用ふる事は既に云へり。(第百十六段、白楯の處見るべし。)○至今云々は。出雲風土記を奉進れる。天平五年を云。然れば當時まで。猶神世のまゝに。其事を繼て仕へ奉れるなり。(其は此の國にも、彦狭知命、亦名天御鳥命の裔のありて、仕へ奉りつらめど、其の事は、書等にいまだ見當らず。)さて此に楯桙とあれば。上に決めて桙を造れる傳も有けむが。脱たるなり。(其は桙も、社の裝に用ふる物なればなり。)○皇神等は。(前に神の字なき本に依しは、悪かりき、)神賀詞に。加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命。國作坐志大穴持命。二柱神乎始天。百八十六社坐皇神等乎云云。志都宮備靜米仕奉弖。とある出雲國造が祭る百八十六社の神等を申せり。(凡て國々の諸神社は、其の國造の預りて、拜き祭る古の例なればなり。)さて須米てふ言は。上に云へる如く統の義にて。其は天照大御神の。美麻命を稱へて。須米美

麻命と詔へるより起りて。其の言に皇の字を當たるが。無上至尊の稱言となりて。御祖神たちをも。皇御祖。皇神など申し。其より轉して。他神等をさへに。弘く申す言とはなりぬ。故祝詞式をはじめ。古書等に。他神等をもかく白せり。○楯縫之地は。出雲國楯縫郡なり。楯縫郷もありて和名抄にも見えたり。(風土記に、拜多久谷、岡田、布埼、古井津三津、只浦鹽津等爲一郷とあり)また意宇郡にも楯縫郷あり。(此所を楯縫と云由は、第百二十六段に見ゆ)

於是大國主神。以其平國之時所杖之廣矛。授二柱神而白之。吾以此矛卒有治功。皇美麻命用此矛治國則。必當平安。吾所治顯明事者。皇美麻命當治。吾退而。將治幽冥事白而。乃薦岐神於二柱神而。此神代吾而。當奉從言訖而。卽躬披瑞之八坂瓊而。遂於八百丹杵築宮。長隱鎭坐矣。此宮造之時。諸神等。參集宮處而。杵築之故。云杵築。亦於佐香河内。百八十神等集坐立給御厨而。令釀酒給之。百八十日。喜燕而。解散坐矣。故云佐香也。

平國之時は。玖邇牟祁多麻比志登伎と訓べし。(平を牟祁と訓は常なり、舊く多比良宜と訓たれどわろし)彼懸神祁鬼を撥平巡り給へる時を云ふ。○所杖之は。都岐多麻閉流と訓べし。(舊くは都祁理志と訓り)○廣矛。この御矛は。其の和魂大物主神の。海を光して現れ依給へる時に。持來給へる天瓊矛なるべきこと既に云るが如し。(第九十六段の傳見べし)○二柱神とは。經津主。建御雷二神をいふ○授は。舊く佐豆祁と訓るに從ふべし。(凡て佐豆祁と云ふ言は、佐は眞に通ひて眞付の義と通えたり)○有治功は。許呂を得て。伊佐袁志乎那勢理と訓べし○當平安平安を麻佐祁久と訓由は。既に云り。(第六十三段の傳見べし)さて二柱

神に授とは有れど。實は皇美麻命に奉進給へるなること。此の御言にて著し。抑今國を避給ふ際に。此御矛を奉りて。かく白給へる義は。此の矛を杖て。國平給へる故に。亦名を八千矛神とも負坐し。勇猛き御稜威を振ひて。功成給へれば。皇美麻命も。是より後天下を治め賜はむに此は惡神の恐畏める矛にし有れば。我が如く此を取持して。武き御稜威をもて治賜はゞ。平安坐なむ物ぞと御言を遺し給へるなり。（其は此の時まで、久しく國を平治め給へるに、左も右も武道ならでは、邪鬼も怖れず退かず、治まり難き事を、よく覺り坐る故にて、其の本を思へば、天皇祖神たちの、伊邪那岐、伊邪那美命に、天瓊矛を依し賜へるに原づける、神の道にぞ有ける、纂疏に、以二此矛一卒有二治功一句、王法成立之本也と言ひ、或る説に、是以二治國之要道一也と云るも、共に然る説なり）故外國々の説の入來ざりし。古への天皇命たちの。此の道に依坐つゝ。勇猛き大御稜威を振ひ坐て。天下の不服人どもをも。平治め給へること申すも更なる中に景行天皇の御世に。倭建命に東國を平しめ給ふ時に。柊木八尋矛を賜へる。神功皇后の。韓國を征給ふ時に。御矛を杖給へりと有など。正に此乃由緒に依給へる事なりかし。（其は其の段々に註ふを見べし）さて此の授給へる廣矛の。何處に納れりと云ことは。下に云を見よ。（第百三十二段の傳見るべし）○顯明事は。阿良波基登と訓べし。（書紀には顯露事と書て顯露此云二阿羅幡比貳一とある貳は、辭の爾を衍りて加たること、決ければ除きつ、そは常にも阿良波とこそ云へ、辭ならで、阿良波邇と云言はかつて有ること無ればなり、然るを祝詞考に、貳は利に通ひて、アラハリの事なり、と云れしは信がたし、倍また顯露と書れたる露の字、此にはいと物遠ければ、下に引く纂疏に據て、顯明と書つ、こはたゞ熟字にて、阿良波と云に熟當ればなり）上に現事とあるに同じ。こは是の時まで。此の大神の治看せる事なれば。吾所治とは詔へるなり。○皇美麻命當治とは。前に高皇彦靈神の御言に。汝が治せる現事は。皇美麻命に治しめ。汝は神事を治せ。と詔へる命のまにまに。幽事をば吾治む。美麻命は。顯事を治せと

讓申し給ふなり。○退而は。佐加理氏と訓べし。(そは避とも有ればなり、佐理は佐加理の省き語なり、また加久理氏とも訓べし、また麻加理と訓むも惡からず。)彼の謂ゆる八十坰手に隱れむと詔ふにて。實に産巣日ノ神の。天御量以て造しめ給へる宮に。鎭り坐すを云。○幽冥事は。加久理基登と訓べし。(書紀には、幽事とあれど、此に對へる阿良波事を、三字に書れたれば、本は決めて此も三字に書れけむを、一字落たりと見ゆれば、下に引く纂疏に據て、幽冥と書つ、こは古き熟字にて、加久理と云に允當ればなり、舊事紀に、幽神事とあり、本は然有けむも知べからず、偖また書紀に、幽事をカクレタルコトと訓たれど、此は阿良波事と對へる名目語なれば、加久理基登と訓ぞよく叶へる、師說に、此の幽事は、上に神事とあると一ツ事にて、神事は、言のまゝに書る字、幽事は意をもて書る字なり、故レ共に加微基登と訓べし、舒明天皇紀に、幽顯とあり、此訓をもて、幽事をかみごとゝ訓べきことを思ひ定めよと有れど、彼の紀なるは、神も人もと對へたる故に、幽をカミと

訓れど、アラハと云むには、カクリと云ぞ對たる語なりける、熟々思ふべし。)上に神事とあるに同じ。現事と顯事。神事と幽事。その事は一ツなれども。宇都志事に加微事。阿良波事に加久理事と相對ふ語と聞えたり。)そは神賀詞にも、現事顯事と二ツに云ひ、書紀の此段にも、顯幽と訓を對へたるをも思ふべし。)さて顯明事とは。天下ノ人民を平治賜ふ。朝廷の萬の御政事にて。此は現人の。顯に行ふ事なれば云へり。(但し此は大にとりて云言なるが、小く取ては、世に有ゆる人の、君親夫兄に事へ、有ゆる萬の業を行ふ事は、各々の手前に付たる顯明事なり。)さて既に天地立て。謂ゆる造化の道行はれ。寒暑晝夜の來經往て年をなし。風火金水土の幸ひも。ほど〳〵備はり。人草萬物の生成て。草木も生茂り。雨降り風吹き。海川野山の事までも。某々に掌る神ありて。世にある神事の限りは。掌漏せることをさ〳〵無に。産巣日ノ大神の勅命以て。大國主ノ神に治せと詔へる神事幽事と云ふは。如何なる事を云ならむと考ふるに謂ゆる造化の道に係る神事には非ずて。國津神は更な

り。天津神も國土に祝へる。また世に有ゆる人乃、此の世を過て。幽世に歸たらむ魂等を。此時まで猶いまだ。主宰治むる大神を。定め賜はざりし故に。其幽冥事の大權を執て。悉く統治めよとの勅命にて。大造之績を成し給へる。賞の賜物にぞ有ける。其は書紀に。本より幽事と書れたるにて明けし。(師説に、幽事とは、現人の顯に行ふ事に對ひて、顯に目にも見えず、誰爲すともなく、神の爲たまふ故なりと言れしは、上件論へる、謂ゆる造化の神の神事と隔なく、混はしくて委しからず。)故こゝに。大國主神。本より須佐之男大神の。宇都志國玉神となれ。と詔へる。御語に依て。其事をし心に含みて。前に八十坰手に隱りて侍はむ。と白給へる事にしあれば。速に唯々と申して。今かく吾退而將レ治ニ幽冥事一。と白給へるなりけり。(なほ此れ等の事は第八十六段、また第百十五段より次々に、往々云る説どもを考へ合せて辨ふべし。)弘仁私記ありし以來。世々の事識人たち。此の幽旨を見得たるは無りし中に。纂疏に。顯事ハ人道也。幽事ハ神道也。人爲ニ惡於顯明之地一則皇誅レ之。爲ニ

惡於幽冥之中一則神罰レ之。爲レ善獲レ福亦同レ之。神事則冥府之事也とあり。(こは文をいたく約めて引たれば、委くは本書につきて見るべし。)こは。漢語に言へれど。信に明けき説なり。其は下に委く云を見るべし。○岐神は。伊邪那岐命。豫美都國に往坐して。伊邪那美命に追れ給へる時に。自レ此莫來と詔ひて。衝立給へる御杖に成坐る神なること。既に見えたり。(第二十二段の傳見るべし、師は此なるを、天夷鳥命を誤れるならむ、と謂れつるは委からず。)さて今避給ふに。此の神をしも。吾に代りて從奉べしとて。經津主。建御雷二柱神に。薦め給へる事は。深き由あり。其は下に云べし。(第百二十六段の傳を見て知べし。)○言訖而は。(伊比袁波理氐と訓るも非ならねど。)許登袁閇氐と訓べし。祝詞に稱辭竟といふ。辭竟と同く。此を際と言竟たる意ばへの古言にて。例あまた有り。○瑞之八坂瓊のことは。天照大御神の御裝束に。八尺勾璁とある處に。委く註へりき。(第三十二段の傳見るべし。)○躬披は。眞龍が美豆加良登伎氐と訓るに從ふべし。(活字本、また一本、舊事

紀などに、被とあるに依て、負之義、如被衣之被と說る說は誤なり、)現國所知看せる御靈璽と。御頸に懸せるを。國避給ふ信に。躬披て授奉りて皇美麻命を祝給ふにて。彼伊邪那岐大神の御頸珠を。天照大御神に賜へると。同じ意ばへなり。(彼廣矛をも、二柱神に授け給へると、思合せて辨ふべし。)大倭神社註進狀に引たる舊記に。倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神體奉齋焉とあり。此の八坂瓊なるべし。(其は彼廣矛を、八千矛神と申す御名の、神體と爲たるにも、思ひ合さるればなり。)○八百丹は岡部翁說の如く。夜本は彌百と約たる語。爾は土のことにて。彌百と多くの土を。杵して築といひ係たり。上には八穗米支豆支之御埼とも見えたり。(紀七十六段の傳見るべし。)なほ雄略天皇卷歌に。夜本爾余志伊岐豆伎能美夜。とある處にも註ふを見るべし。○杵築宮としも云ふ由は、下の傳にて明けし。○長隱鎭坐矣は。書紀に。長隱矣と見え。神賀詞には。八百丹杵築宮爾靜坐支。とあるを合せて文を成せるが。長とは。上に至今鎭坐とある如く。(第九十九段見るべし。)神世の當時此の宮に隱靜坐るまゝに。今に至るまで御形を顯し給はぬを云。(かくある物を、師の、豫美都國に避給へる由云れしは、委からず、扨シヅマリは、靜留の義なるべし。)○諸神等とは。國津神たち皆は云に及ばず。天降坐るも、今まで此の大神の御治坐る。諸神皆を云なるべし。○宮處は。美夜古と訓べし。(都の字を、美夜古と訓むも、即ち此の二字の義なり。)○參集は。麻韋都杼比と訓べし。參とは卑き方より。尊き方へ參るを云ふ語なれば。此の大神を尊みてかく申せり。○杵築之故は。伎豆伎給比志爾と訓べし。集給へる諸神の。各々御手を下し。杵して宮地を築堅め給へる由なり。然るは今まで其の御治めを崇れる故のみならず。此より後も。永々に其の御治を承たまふ大神の。永永に鎭坐す宮なれば。然も有べき神態なり。(崇神天皇卷に、かの大物主神の神妻となり坐る、倭迹々日百襲姫命の御墓を、晝は人作れるを、夜は神の造れりと有をも思ひ合すべし。)出雲大社志に。枝宮を竝記せる處に。杵那都岐有壇無社。諸神築大社時。會

聚之地とあるは。其の舊跡と聞えたり。(四月三日と、十月朔日とに、此の處を祭る式あり、そは下に云を見るべし。)○杵築は。風土記出雲郡に。杵築鄕郡家西北二十八里六十歩とあり。前條に。多藝志之小濱とあるは。古名なりけむを。諸神の杵築たまへる地なる故に。後に杵築と號たりと聞ゆ。和名抄にも。同郡に杵筑と出たり。(但し今本に、杵を許に誤れり、風土記抄に、大神所坐也、今幷宮內、越峠、市鳥、中村、大土地、小土地、赤塚、假宮等爲杵築內、此外兼合日御埼、宇龍浦、佐岐浦、宇峠浦、湊園村等爲杵築鄕內、又聞手結濱、黑田等杵築社領七浦內也、杵築鄕、古出雲郡、今神門郡也といへり、)八束水臣豆奴命の。國引たまふ處に。支豆支之御埼とあるは。即ち此地の埼にて。今の世に日御埼と云處なり。(第七十六段に見えたり、)さて其の宮所は。風土記に。出雲御埼山。郡家西北二十七里三百六十歩。(凡そ今の三里三十三町餘なり、)高さ三百六十丈、周り九十六里一百六十五歩。西下所謂所造天下大神之社坐也とあり。(眞龍云、郡家の方程を、一本に正北とあるは合はず、西北二十七里云々は方程合へり、今見るに、山頂も、杵築大社の北山殊に秀たり、高さ三百六十丈は、此處を度れるならむ、)抄に。此山周凡今十六里有餘也。古事記宇迦山也。俗呼曰不老山。又鰐淵山是也。西北以郡家路尺考之。相應杵築今彌山跡。是宇迦第一峯也といへり。(風土記訂正本にも、古事記に謂ゆる、宇迦山是也と云り、此れ等の說と、上第八十六段、宇迦山の處の師說に、鰐淵山是なり、と有とを合せて思ふに、連ける山にて、峯の別に立たる故に、名の變れるなりけり、但し風土記抄に、熊成峯といふも是なり、と云へるは誤なり、)さて神名式に。出雲郡に。杵築大社。(名神、大、)同社大神大后神社。と並載されたり。(なほ此外に、同社とある社六社あるを、其は既に第一段、第百三段、第百四段、第百十五段などの傳に擧たり、)大神大后神とは。彼須勢理毘賣命なり。(この大后神と云を、高皇産靈神の御女、三穗津姫ならむと云說は非なり、其の由は、第百二十八段の傳に云を見べし、)御紀に。仁壽元年九月庚午朔乙酉。特擢出雲國熊野杵

築両大神。並加從三位。貞觀元年正月二十七日奉授出雲國從三位熊野神。杵築神。並正三位。同年五月二十八日。授出雲國正三位勳七等熊野坐神。正三位勳八等杵築神並從二位。同九年四月八日。出雲國從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神並授正二位とあり。熊野は須佐之男大神に坐すこと。既に云り。(第七十九段、第九十一段の傳見るべし)杵築は。大國主神に坐こと。古事記。書紀。出雲風土記。國造神賀詞などにて明なり。(然るを釋紀に、大社者素盞烏尊、大己貴命之鎭座也、と云るは誤なり、こは舊事紀に、素盞烏尊坐出雲國熊野杵築神宮、と云るより誤れるにて、神祇令義解などにも、此に依て誤れる說どもあり、古書に、杵築に、須佐之男命を祭ること、見えたる事なし、若し二神を祭らば、神名式にも二座と有るべきをや、猶師の記傳に辨へられたるを見べし)さて杵築の宮作りは。いと上代には。縱橫。御量千尋栲繩白結々。八十結々下てと有れば。皇美麻命の大宮と異なく。大きなりけむ事は更にも云はず。垂仁天皇の御世に。宮造りし給へる時も。

前に天皇の大御夢に。修理我宮如天皇之御舍者云々。と御託し坐るに依てなれば。猶神世の制を用ひ給けむを。其の後には漸々に。其制の替れりと聞ゆ。(そは齊明天皇紀五年の處の末に。是歲命出雲國造(闕名)修嚴神之宮。とあるは。釋紀に。嚴神之宮。謂杵築神宮也とある如なるが。(そは伊勢風土記に、員弁郡に、孰賀師神社と云がありて、祭る神を大己貴命也と有を、思ひ合せて知るべし、杵築大社記に、齊明天皇五年に、出雲國造に命せて、神宮を修造せしより、世々公より建給ふ、此の時の國造の名を、日本紀に闕名とあれど、國造の系譜を考ふるに、天穗日命二十世孫、布禰宿禰が時なりと云へり)大社志に。此を齊明天皇の五年七月の事として。本社即日隅宮是也。祭大己貴大神(社高八丈、濶六間四方、簷四方各一間半、天井畫雲、)齊明天皇以前從天神之制法。齊明天皇之時定正殿式。後世以不法其制謂假殿と有もて知べし。(高八丈、濶六間四方とあるは、齊明天皇の御世に定め給へる、謂ゆる正殿式と聞えたり、此は天皇の御舍の如しと云むや、

甚く小さく定給へり、此頃は、中大兄皇子と、藤原鎌子連と、專ら漢風を用られつる頃なりしかば、奏し行ひて、如此や定められけむ、)さて此れより後の事は。日本紀略に。後一條天皇長元四年の處に。八月十一日。今日出雲國杵築社神殿顚倒。十月十七日。出雲國言上杵築宮无故顚倒之由。閏十月三日。軒廊御卜。去八月十三日。出雲杵築神殿顚倒事也。(百錬抄にも、此事を載して、次に或記云、閏十月三日有御卜、兵革疫疾者、寶殿中奉納御正體筥、顚出自寶殿御坐顚倒大殿上云云とあり、)五日。今日奉幣出雲杵築社。被申去八月十三日子刻。神殿顚倒事。十五日。發出雲國杵築社奉幣使。神祇少祐大中臣元範等也と見え。(この顚倒は、齊明天皇の御世の五年より當年まで、六百十三年になりぬ、然れば其間の御代々にも、修造ありけむ事は云も更なれど、そは物に見當らず、偖この顚倒の事に就て、國司橘俊孝と云人、公を欺き奉れる事ありて、同五年に佐渡國へ配流せられし事あり、其處の文、紀略には、出雲守橘俊孝、言上杵築社顚倒并託宣事無實之由、云々と見え、百錬抄には、出雲守橘俊孝配流佐渡國、是杵築社顚倒、并有神託由奏聞仍遣實撿使之處、無實之故也とあり、此は紀略の文に、倒字を脱し、百錬抄には、例の字を脱せり、然るは、上に擧たる四年八月の處に、正しく神殿顚倒とあり、此は人の正目に見る事なれば、僞を奏すべくも非ず、殊に下に、大社志を引く如く、九年に正殿式あり、此顚倒の故と聞ゆ、然れば神殿顚倒の事は違ひ無れど、其例を奏せると、託宣ありしと申せるが、無實なるに依て流されたる由なり、殊に其の罪名の中に、稱託宣授官位於人とさへあり、國司は私多き物なれば、かゝる僞を奏せる事も、其方に由ありてなるべし、紀略には倒の字を補ひ、百錬抄には例の字を補ひて見るべし、字形の相似たる故に、互に一字を脱せるなりけり、)大社志に。後一條院長元九年。正殿式とあるは。右の顚倒に依ることゝ聞えたり。此れより後には。百錬抄に。後冷泉院天皇の康平四年十一月二十九日。出雲國杵築社顚倒と見え。五年二月二十二日。諸卿定申出雲大社顚倒事とあり。(下に引く康治

二年三月の宣旨に、康平五年に莊園に科せて、其の勤を致せる由見えたるは、此造營によりてなり)大社志に。後冷泉院治曆三年正殿式。とあるは此時なり。(長元九年より三十二年になる)また鳥羽院永久三年正殿式とあり。(治曆三年より四十九年になる、下に引く康治二年の宣旨に、天仁三年にも、莊園に科せて其勤を致せる由見えたるは、此の造營に依てなり、然るに此時に、いともいみじき神の御稜威なむ有ける、そは下に引く宣旨に、帥中納言家保云々、とある處に注を見べし)さて此の後に。近衞院天皇の康治元年六月に。神殿顛倒あり。(此事も下に引く康治二年の宣旨に、去年六月顛倒、と有にて知られたり、永久三年より今年まで、三十一年なり、百錬抄に、崇德院天皇の永治元年正月七日、杵築大社假顛倒とあるは、此を誤れるなり、そは永治二年はやがて、近衞院天皇の康治元年にて、永治元年と一年の違ひなればなり)故まづ假殿を作りて遷し奉れり。そは大社誌に。康治元年十月十四日。可レ造ニ立假殿ヲ一由。被レ下ニ日時勘文ヲ一。同十一月二十一日戌時。假殿遷宮。兼忠執ニ行之ヲ一。とあるにて知るべし。(下に引く宣旨に、十月頃上奏之刻云々、とあるによく符へり)斯て同二年の三月十九日に。左辨官より出雲國へ下されたる宣旨に。彼社者天下無雙之大廈。國中第一之靈神也。顛倒之時非ニ宣旨ニ一者。無レ始ニ造營ヲ一。(此文によるに、是より前にも、往々顛倒ありし事と聞えたり)仍前々造立之時莊園平均ニ嚴ニ下シテ材木ヲ所レ令ルニ勤仕セ一也云々。(此云々と約めたるは、前々右の例にてある所を、庄園にて彼れ是れ申せる由を、尤め給へる文なり)加之。帥中納言家保任ニ造營ニ一之間。有ニ神之告一。大木百本自ニ海上ニ寄ニ社邊ニ一。以ニ其大木等ヲ一用ニ梁棟柱桁ニ一更不レ採ニ虹梁之材木ヲ一。然而莊園同心及ニ三箇年ニ一所ニ造畢一也云々。(こは上に記せる、永久三年正殿式の時の事にて、神の告にて、大木の寄來れるより、庄園同心に、三箇年がほど營みて、造り畢たる由なり、其木の寄れるは、下文に謂ゆる、天仁三年にぞ有ける、其は杵築大社記に、帥中納言家保日記を引て、天仁三年七月四日に、大木百本海上より、稻佐浦に流寄れり、こゝに因幡上宮の近邊に、長さ

十五丈、口一丈五尺の大木一本寄來る、在地の人民疑ひを成しながら、是を切取らむとするに、大蛇件の木を纏ひて居ける故に、諸人恐れて退きぬ、然るに伐り取らむと計りし者ども、病苦に惱まさるゝこと頻りなりければ、種々と祈をなしけるに、御示現に云く、出雲大社造立の毎度に、諸國の神たち行事となる、今度は我が行事に當りぬ、御材木を採進り畢ぬ、仍て件の木一本は我が得分なり、此木を以て、急ぎ吾が社を造立すべしと示し給ふ、稻佐浦の寄木にて、正殿の造營せり、永久三年十月二十六日遷宮なり、是を寄木の造營と云とあり、此は宣旨の文、また大社志に、鳥羽院永久三年、正殿式とあるに、熟符へり、最も畏き御稜威なりけり、因幡上宮とは、神名式に、法美郡に、宇倍神社、名神、大、とある神なるべし、永萬記に、上宮とあればなり、今も稻葉郷宮下村と云處の、宇倍山と云に在りと云へり、祭る神は建內宿禰命にて、國の一宮なるが、是また御稜威いみじき神なり、此は人の世となりての神なれど幽に入り坐しては、大國主神に從ひ給ふこと如此しなほ此の神社のこと、委くは仁德天皇卷、七十六年の處に注ふべし、)彼社邊造營者。當境第一之大事也。是以自往代以來。莊園一同所致其勤也。是數代之舊規也。近則康平五年天仁三年之例也。中古如此。矧於當時乎云々。(康平五年は、治曆三年、正殿式の營みを科せ給へる例、天仁三年は、永久三年正殿式の營みを科せ給へる例なり是をもて近くとあり、委く上に論へるが如し、)抑、件社、去年六月顚倒之間。即注子細令言上之處僅遣實撿之官使。及營造之沙汰。作事遲引神慮難測。仍十月頃上奏之刻適被勸下假殿拜採材木始木作日時等云々 (此文に依て、康治元年六月に、神殿顚倒ありしこと、また大社志に、其年の十月に、假殿の沙汰ありて、十一月に遷宮ありしと云るも、共に正說なること知られたり、)造同社間。被停止神社佛寺納官封家濟物責並諸司所々切下文。及官行事。藏人所召物者偏勵當時造營之勤。固遂後年究濟之節云々。依宣行之とあり。(此全文は、なほいと長ければ、此にはいたく約めて擧たれば、委くは大社志に就て

見るべし、他書には見ざる宣旨なり。）然れども此の頃は。神を蔑如に思ひ奉る世の中なりし故にや。なほ事行はれず是より一年おきて。久安元年十月四日に。同國へ下されたる。左辨官の宣旨に。彼社顚倒之時。蒙重任宣旨所造營也。國家之寄誠異他社。爰當任之吏。同蒙宣旨之後。營土木之處。權門庄々課役。以對捍爲事。豐饒之昔猶有煩于造畢。凋弊之今偏勵私力不日造畢。輸吏逾可謂大功云々。依宣行之とあり。（此宣旨も、大社志に載たるより外に見る所なし。）こは莊園の課役を科せて。造營しめむと爲給ふに。事行はれざる故に。成功をもて勸られしなり。（神慮いかに有けむ測がたし、いとも悲しき世の中なりけり。）さて此の後の事は考ふる便なし。大社志に。高倉院安元元年十一月十九日。假殿遷宮とあり其間三十年ばかりは。如何に御坐けむ。此安元元年より十六年ありて。後鳥羽院建久元年六月二十九日。正殿式遷宮と同志に見ゆ。こは鎌倉より。諸國の莊園に科せて造れる由。下に引く文に見えたり。（こは扶桑見聞私記に、文治五年六月十五日、出雲國杵築大社神主、資忠云者、此程參向鎌倉、而依有御立願之事、令歸參本社、可抽丹誓之由被仰含之間、今日上道被付神馬一匹、號澤井黑、御厩之馬也云云とあるを思ふに、此頃は賴朝卿、世の大なる事に稍々望ありし時なれば、彼の資忠が來れるに、立願の事を仰せ含め、其事の叶へる故に、莊園に課役を科せて、正殿式の造立せられしなるべし。）偖また大社志に。後堀河院嘉祿三年六月二十四日。假殿式遷宮とあり（建久元年より三十七年の後なり。）此時の事を同志に。建久初源賴朝科諸州莊園以新大社。民庶大困。嘉祿末北條準其法。復以新大社。既而杜面得十六蛙字。守護佐々木信濃前司泰清告此於鎌倉。（今一處に此事を記せるは、文いささか異にして、國司右衞門尉昌綱と云名もあり。）北條氏驚異。遽發宮庫金穀更造大社後人稱其文爲蠢符と云ひて。昔大煩物賍非素意若人歸德栖高木足といふ文を載せり是信ならば、最も畏く辱なき神語にぞ有ける。（師の玉勝間に、此を國造家記にある由、人に聞たりとて擧られた

るが、此は後の世人の漢意にして、神の御心に非ず、さるは此大神の請白し給へる御言と、表裡なればなり、また此の大神漢文をも、かばかり作りたまふ程ならむに、朕の字は非の字の下にあるべきに、上にあるは拙し、然ればこは當昔北條に諂ひて、造れる言とこそ所思ゆれ、と言れつれど一偏なり〕然るは神世に。御居所を天皇命の御舍の如く。と請白し給ひ。天皇祖神の御量にも、千尋繩をし百結々。八十結々。と定め賜へるまにまに。古へは然有ける物を。次々に小さく造りもて來つるのみか。世の亂うち續きて。諸州の民の甚く困じて在るに。又も課役を科せつる事を。いと愛み坐て。此の頃しばし如此は所思看せるにや。是ぞ神の御心の。時々の狀にも從ひ給ふこと測がたき所なり〕(師は朕の字の錯置を難られたる、此も一わたり然る言ながら、此の御語の總たる意は、居大くとも、物を煩はさむことは、我意に非ず、人もし德に歸なむには、吾は高木に栖とも足なむものぞ、と語へるにて、素の字の義を尋ねて、神世に乞請し給へると、表裡なりと難め、錯置を難

めなどするばかり、字義文章に、御心を用ひ給へる語には非ず、さるは幽にては、顯に思ふ如くは非ず、かゝる事どもゝ、甚く大らかなる物なり、そは文道の祖とさへ仰がれ給ふ、菅原の神の、詩にも文にも、幽に入坐る後のは、正しく物に記して、御託し坐るも、字義文章に拘はり給はぬがあり、もし人の作れるならむには、中々に正しかめるをや、其は此の靈符の由緣を書たる文には、字の謬はさらなり、錯置なども無にて知べし、もしこれ人の作れるならむには、此由緣を書たる人の作れるなるべきを是ばかりの語に錯置あるを知らぬほどにて、長き文に錯置あるまじき理なし、本朝俗諺志、和訓栞などに、常陸國太田社造營の時に、杉の神材の中に、鹿島大明神の文字あり、左右甚分明なり、よて一ツは鹿島に納め、一ツは當社に納むとあり、太田社と云は、太田の里より一里ばかり北に、里宮とてあり、謂ゆる薩都神社なりと或人いへり、然れば己が心には、當らぬ字、また錯置などもあるは、中々に神態の正しき證にやとぞ思はるゝ、菅原神の事記せる古き書どもに、作

るともまたも燒なむ、云々とふ三十一字を、蠱に現はし給へる事のあるを、思ひ合するにも、己は一偏に捨がたくぞ所思ゆる。）さて大社志に。後深草院寶治二年十月二十七日。正殿式遷宮とあり。（嘉祿三年假殿遷宮より、此年まで二十三年になりぬ、杵築大社記にも、國司藤原昌綱記云とて、上に擧たる蠱符の事を載せるが、此事公家にも武家にも訴ふれば、寶治二年御正殿の營作には、庄園の課役を止めて、關東より米穀一萬石、黃金千兩を出して、土木の功を遂けるとあり、然れば上に引たる文に、遽發二官庫金穀一とあるは、此の寶治の時の事なりけり、彼處の文も熟見れば、假殿を作り畢て後に、其の柱を蝕たるさまに聞ゆ、そは新二大社一既而とあるを見て辨ふべし。）斯て弘安五年十月二十八日。假殿遷宮と云。（寶治二年より今年まで、三十五年なり、○後崇光院御記に、應永二十六年六月に、異賊襲來の事を記させ給へる處に、出雲大社震動流レ血、と云事も見えたり、）此後至二慶長一以二假殿式一營二十餘度。今不二具錄一。制二本殿一高二示文六尺方五間。周以二八尺緣一。謂二之假殿式一。寛文七年三月晦日遷宮。源家綱公賜二鈞旨一。造營制依二正殿式一と見えたり。（此文なる示文の二字は、六丈の誤なるべく、五字は何ならむ、五にてもいと狹し、猶考ふべし、杵築大社記に、此の宮は餘社に替りて、正殿南に向ひ、柱は九本、何れも丹青に彩りて神勅と異なるに似たり、階を昇れば、正面の障子に、當社の地圖を、金彩色に寫し、左の障子には競馬を繪き、昇殿して左へ廻り、同殿西に向へる故に、人は東に向ひて拜む、いかなる故にや、社の高さ七丈以上を御正殿と云ひ、七丈以下を、御假殿作と云なり、正殿は大營なる故に、正殿假殿、かはるがはるに造立ありといへり。）○佐香河内とは。風土記に。楯縫郡に。佐香川源出二郡家東北一。所レ謂神名樋山東南一流入二于海一。とある川の内方なりと聞ゆ。（風土記抄に、佐香川佐香鄕、小坂村川也といへり。）○百八十神とは。多くの神等を云こと。既に註へり。（第百十九段の傳見るべし。）○御廚は。和名抄に。廚庖屋也。久利夜とあり。神賀詞に。伊都閉黑益之。とある伊都閉は。神武天皇紀に。嚴瓮此云二怡途背一と見えたる

嚴瓮なるが。黑瓮は。岡部翁の說に。瓮は借字にて辭なり。薪して燒ば黑くなる故に。飯など炊ことをかく云るなり。(田舍人などの、鍋のしり黑ますと云ふ是也、)さて此は神御食を炊くを云ふなるべし。と有るにつきて。眞龍の說に。久利夜は。久呂麻志夜にて。呂志の約り利なりと云へり。然も有べし。○百八十日は。たゞ日の數多かりしを。大らかに云へるなり。○喜燕而は。阿智備氏と訓べし。此は大國主大神の功成竟て。現世を隱避り給ふ時なれば、大神は更なり。百八十の神等も。共に喜ばして。酒を釀しめ酒壽ひし給へりと通えたり。○解散坐は。眞龍が阿羅祁麻志と訓るに依べし。阿羅祁てふ語の義は既に云へり。(第二十二段の傳見るべし、)さて此の時集坐る神たち。悉かならず大國主大神と共に。御身を隱し給ひけむこと言まへも更なり。其は傳へこそ無れ。言代主神。建御名方神などの事を思ひ合せ。解散とあるを。熟々想像りて辨ふべし。○佐香は。風土記に。楯縫郡に。佐香郷郡家正東四里六十歩。云々とあり。(此云々と約たるは、即こゝに採れる傳なり、)和名抄にも。同郡に。佐香と出たり。(風土記抄に、作佐香郷、小佐香、惠佐香、園村、鹿香寺四所爲佐香郷、燕會處。今佐香小川也、といへり、)また風土記。同郡に。佐香濱廣五十歩とあるは。佐香川の濱なるべし。(抄に俗云坂浦とあり、)また在神祇官とある社の中に。佐加社あり。神名式に同郡。に佐香神社と有る。即ち是なり。此時集坐る。百八十神たちの御靈を祝へ社なるべし。(風土記抄に、佐香浦九社大神也といへり、)なほ出雲風土記より。此の大神に由ある傳どもを撫ひ記さば。仁多郡に。布勢郷古老傳云。大神命之宿坐處也。故云布世。(神龜三年字改布勢、)意宇郡に。宍道郷所造天下大神命之追給猪像。南山有二。(一長二丈七尺、高一丈周一丈七尺、一長二丈五尺、高八尺、周一丈一尺、)追猪犬像(長一丈、高四尺、周一丈九尺、)其形爲石。无異猪犬。至今猶在。故云宍道。(眞龍云、こは大國主と成給ひて、遊獵し給ひし時の事と思はる、猪の訓は井なれど、地名に宍とあれば、志々と訓べし、大社記云、天平の頃まで有しが、今は土に埋れたるか見えず、)

また神門郡に吉栗山所造天下大神宮材造山也。（此は後世まで、常に宮材を造る所と、定めたる山なるべし、抄に此の山は、伊秩郷一窪田村中久利原なり、山足に、阿陀加夜努志命社ありと云へり、）また宇比多伎山大神之御屋也。（この山は抄に、在朝山郷、合祭眞玉著玉之邑日女命與大穴持命之社、俗呼曰宇比瀧大神とあるに依れば、彼比賣神と住坐る御屋の化れるか）稲積山大神之稲積也。稲山大神之御稲也。陰山大神之御陰也。桙山大神之御桙也。）冠山大神之御冠也など見え、（抄に、上五山者、皆在宇比多伎左右前後山名也 とあり、眞龍云、此郡は、殊によく大神の事を傳へたれば、此の所は、大神の始めの宮所なるべし、宇比多伎の南に 神所と云村も有て神戸なり、試に云はゞ、大神の遷り坐て後の祭りするを、櫛八玉神鵜に化りて、云々と有を思ふに、宇比多伎は、鵜火焼にて、櫛八玉神、御屋は竈にて、其火焼屋の山となり、稲積、稲山は、大神の和稲荒稲にて、積置たる食物の山となり、陰山は、天の御蔭日の御蔭と隠り給ふ、御蔭の山となり、桙は御執し物、其桙は保己山となり、冠は御装物の冠の加夫利山と化たる古傳にや、）また飯石郡に。三屋郷郡家東北二十四里。所造天下大神之御門。即在此處。故云三刀屋。（神龜三年改字三屋。）即有正倉と見ゆ。（三刀屋は、御門屋の義なるべし、師云三のツを、トに通はして用ふ、地名の例みなかくのごとし、）此の正倉は。同郡の在神祇官云へる社の中に。御門屋社とある即是なり。神名式には。三屋神社とあり。（風土記抄に、三屋郷給下村、一宮大明神、大穴持神也と云り、）また大原郡に神原郷郡家正北九里。古老傳云。所造天下大神之御財。積置給處。則可謂神財郷。而今人猶誤云神原郷耳。と見え。（眞龍云、神財は、御執し物を始めとして、神の御物をいふが中に、神寳は専ら兵器なり、）同郡の在神祇官と云へる社の中に。神原社と云ふあり。神名式に。神原神社と載さる。（風土記抄に、神原郷神寳大明神也と云へり、）是等の傳を見通して。此の大神の現世の御稜威も。比類無りしことと想像奉るべし。故是を以て。神魯岐神魯美命の大詔命もて。幽世の大權治看す大神とは定め

賜へりけむ。斯て爰に猶深く、顯事幽事の有狀を索ね稽ふるに。人のかく現世に生出ることは伊邪那岐、伊邪那美二柱大神の。事始め給へるより次次に。誰教ふとなく。自然のごと傳へ來つる道にて。父母の賜物には有れど、其本を云ときは。二柱の産巣日大神の、産靈に賴て成り出ることとなる由は。初に精く云へる如くなるが、(此の事は、第一第二第三段、また第十二段などに委く注せるを、考へ合せて辨ふべし。)既にかく現世に生出ては。其の現事顯に治看す。皇美麻命の御治を畏みて。己が身に好くも惡くも。其御制旨に從ひ、産靈大神の神賦賜へる、正しき善しき眞性のまに〳〵。敬みて上たるに事へ。下たる者を愛しみ。各々某業に、屬たる職業を營み、神の御德を探ねて、現事幽事のわかち。世の中の道理をも學び辨ふる事は、人の常道なり、此を纂疏に、顯事人道也。と言へるなり。(但し此は、人の常の所行を云なるが、世に功績を立ると云は別なり、其の概略を云はゞ、大國主大神の、現世に坐りし間、いそしみ給へる御業にならひて、太上たる人は、世のため人の爲に、德を施し、其次なるは功をたて、其次は、世のため人の爲と、なるべき事をら書遺し、天地の神の功德を稱へ述て、其の化育に與るばかりの功業を成さ、神習ふ人の大業とは云なり、然れど此は尋常の人の、容易く行ひ難き事にし有れば、上には其常を語れるなり。)かくて年老朽至りて死れば、形體は土に歸り、其靈性は滅ること無れば、幽冥に歸きて。大國主大神の御治に從ひ。其御命を承給はりて。子孫は更なり。其の緣ある人々をも、天翔り守る、是ぞ人の幽事にて、産靈大神の定め賜ひ、大國主神の掌給ふ道なる故に、纂疏に、幽事神道也と言へりと通ゆ。(たゞ弘く神の道と云とは異なれば、語の同じきを以て思ひ混ふべからず。)さて人の性は、初めに委く云へる如く、産靈大神の賦性に、善惡邪正を具へ、物にし有れば元より至善しきを。世に禍妖神邪鬼の如く有て。左右に世の道を亂し。人を其の黨に誘入れむと計りて。人の心に入率り。彼善き性の外なる。邪なる心をつけ。惡行を勸むるを。人此の義を悟らず。省て改めず。其の惡行の顯なれば。君上より

是を誅し給ふ。纂疏に。人爲惡於顯明之地則皇誅之。と宣へるは是なり。（人の性は、元より至善しき物なる由を猶云はゞ、各々某々に、善惡の義理を知れる故に、其口に、よく善惡の義理をいひ出つを、其口に云ごとくは非ずて、秘に惡き事を行ふを觀れば、そは邪神の所爲なること疑なし、固有の正しき性の外に、邪さまに入り來れる心行なる故に、邪心邪行とは云なり。然れども自心には、善き惡き義を辨へつゝ、其の惡き方に進むは、自造る惡と云べし、產靈大神の賦賜へる命に、反き奉るわざなればなり、性を惡と云ひ、或は善惡の別なし、と云へるなど皆非なり。然は有れど深く率こりては、謂ゆる習ひ性の如くなりて、惡心惡行とも思はざるあり、また中には、眞の理を知ること能はず、惡心惡行と知らざるを、諭せども悟らざるあり、是は謂ゆる變にて、妖魅の類なるべければ、常ともてには語られず。）さて君上は。いかに聰く明かに坐せども。現世人の傚にし有れば。人の幽に思ふ心は更なり。惡行にても。顯に知られざるは。罰むること能はず。善心善行も顯ならぬは。賞給ふこと能はざるを。幽冥事を治め給ふ大神は。其をよく見徹し坐て。現世の報をも賜ひ。幽冥に入たる靈神の。善惡を糺判ちて。產靈大神の命賜へる性に反ける。罪犯を罰め。其性の率に勉めて。善行ありしは賞み給ふ。纂疏に。人爲惡於幽冥之中則神罰之。爲善獲福亦同之。と言へるは是なり。（但し此は、纂疏の說に依て、始めて思ふことには非ず、今かく天神の勅命によりて、顯事と幽事とに、分りて、皇美麻命は、顯事は掌給ふを、現にその御政を見るに、現人の善きを賞み、惡きを罰め給へば、幽事を治給ふ大神の、幽冥に行ひ給ふ御政も、亦かならず如此て、善に福を賜ひ、惡を罰め給はずは、有るまじき理なり、若然らずとせば、幽事治し看すと云を、何事を治むる事とかせむ、必ず皇美麻命の、顯事を掌給ふ御政に對へる御政の無ては、此の傳に叶はざること、熟々想察るべし、但し世に人死ては、其の神消失せて、知ることなき物の如く思へるもあり、其は忌じき非なり、其由は、鬼神新論に委く辨へたるを見べし）さて上の件論へ

る事どもは。善は必福あり。惡は必ず罰ある。平常の道理を述るにこそ有れ。現世の有趣を見れば。此の道理の如ならで。善人の禍事に遇つゝ世を終り。惡人の幸福を得て。世を終る類はいと多かり。此は何なる謂による事ならむと云に。是また彼の妖神邪鬼どもの。所爲になむ有ける。(この妖神邪鬼の始めは、伊邪那岐命の、豫母都國にて、受給へる汚穢に因て成れること。第二十三段に見えて、其處の傳に委く云ひ、第四十三段、第九十六段、第百六段の傳などにも、往々云へりき、なほ此段の上下にも見え、また第百二十六段にも、委く注ふを合せ考ふべし)然もあらば。幽事治する大神の。さる妖神どもの所爲をば。嚴に禁め給ふべきに。許し置給ふは。また何なる御心ならむと云に。言まくも綾に畏く。尊く辱き謂も有ける。其は大國主神。その若く御し坐せる時に。庶兄弟八十神たちは。勢有しかど。御自はその從者となりて。袋負給ふばかり勢ひなく。甚く令苦られ給へる事は。例の妖神ども。八十神の心に牽り。しましの勢氣をつけて。大國主神を令苦たるにて。

此は今の世にも。惡き人の幸福を得て。善人を災難に値しむると同じきを。八十神と口相たる。惡心は發し給はず。然る勢なき中にも。善事にいそしみ。(其はかの八十神たちの、赤裸なる兎を欺きて、苦しめたるを、大國主神はそれに替りて、兎の苦みを、救ひ給へる一事を以ても、善事にいそしみ給へる事を知るべし)さて豫美都國に逃到り給ひては。須佐之男大神。元より愛く思ほす御心は有ながら。態と強面づくりて。種々に苦しめ驗み給へるを。聊も遁れず辭ます。其の災難を受給ひつ。斯て上津國へ。逃還り給ふ時に、須佐之男大神。豫母都平坂まで追到坐て。庶兄弟者追撥。爲㆓大國主神㆒。亦爲㆓宇都志國玉神㆒。と諭給へるまにまに。庶兄弟の八十神をば。追撥ひ給へれど。現世に御坐かぎり。國作の大業之功績に苦しみ給へること。上に取總て云へるが如し。(第百二十一段の傳を見て知べし)故是れに依て考ふるに。妖神邪鬼どもの。邪なる態は憎かれど。其の態やがて。人に實の德行を。磨き成しむる方に益有れば。姑く宥めて。見行し給ふ事と所思たり。(其趣を思ふ

に、現世の惡かる者ども、上にも其の惡行は知看して、疾く誅をも加へ給ふべきを、姑く活おきて、其者どもを用ひ、人草の善惡を伺しめ、或は隱べる者を、捕へしめ給ふ事もあるを、猶其の行を直さゞるは、遂に誅なひ給ふ御政に似たる趣なり、また此に就て猶思ふに、天地の間なる物の、いかに惡きも、大かたは人の用となる事と思はる、そは世の爲人の爲に、一向に枉事をなす、枉神邪鬼さへに、其の態のやがて、人に實の德行を成しむる方に益有ればなり、此は其本を尋ぬるに、伊邪那岐命の、愛しき青人草を生殖して、其人草に用有る事のみ功しみて、神また萬物をも生給ひて、左ゆき右ゆき物し給へる事の因みに、枉神も成りつれば、其の枉態も、枉態ながらに、人の用とは爲なりけり〕然るは己命。かの須佐之男大神に。甚く令苦られて。逃還り給ふ時に。彼の大神の御語に。爲二大國主神一亦爲二宇都志國玉神一と詔へるにて。前に苦め給へる事は吾が德業を勵さむと。驗み給へる御態なりき。と始めて知りたまひ。〔此時より以前には、須佐之男大神に、吾を愛み給ふ御意ありとは、知し看さゞりしこと、彼の神の御魂璽の、弓矢琴などを取持して、逃給へるにて知られたり〕また彼の八十神たちに令苦られしも。皆その德操を磨き成せる。益ありし事をも悟り坐て。須佐之男大神の己命を教へ立給へる御態に傚ひて。人をも現世には。有德人となれ。幽冥には。有功神とも爲がしとの御意にて。勵まし導き給ふと。態と強面づくりて。善人を苦しむるを救はず。殃難に遭へども。猶其志を變ざるや否を驗み。かつ其過をも罰め給ふ。其は德を勉むる人といへども。或は小過なきこと能ざればなり。〔また稀には善人をも、或は救ひ給ふ事もあり、賞を賜はることも有れど、先は賞を賜はず、福を得ては、傲らむことを思して なるべし、されど大かたは、命死むとするをも、救ひ給はぬこと多かり、其は彼須佐之男大神の、野に矢を射入れて取らしめ、四方より火を放ち給へるを思ふべし、憎からぬ大名持命を、驗み勵まさむ爲に、燒死むをさへに、顧み給はざりしをや、また德行の爲に、終に命を失ふもあるを、救ひ給はぬ事もあるは、其德を畢しめ

給ふなり。）また常人を率らして。悪行を進め。假福を與ふるを。其儘に見行はす事は。常人といへども。小善なきこと能はざれば。其を報い。かつ其の假福に依て。倍々其の傲に募るか否をも驗み給ふにて。是ぞ幽冥大神の。人を眞の德行に進めて。眞の福を得しめ給ふ。幽事の本教なりける。（まことや上の件の說は、神事の中の幽事を、白し顯はす說にし有れば、神の所思看さむ事の。空恐ろしく、かく記しつゝも、身の毛竪て覺ゆれど、世の人の餘りに、神の道を辨へざるが、憤ろしく慨くて、恐々ながら白し顯はすを、阿波岐大御神たち、篤胤が身命は、既に大神たちに奉りて、其の御道の尊き謂れを、世の人に普く知らしめむと、瞬く間も忘るゝ事なく、此學びに仕へ奉る。貧氣なき志を、哀れと照覽はして、かく白し顯はし奉ることの。過ちならむには、廣き美しき大御心に、神直日大直日と、聞直し見直し坐して、宥め給へ恕し給へと。恐み恐みも記しつ。）また世の人草の幸ありて富たるは。大かた傲遊に耽りて。德行を勉むるが少なるを。幸なく貧しきが身操を守り。

德行を強むるも多きを以て。此の本教の尊きことを。辨へ知るべし。（是を以て漢籍にも、孟子に、天將ニ降ニ大任ヲ於是人ニ一也、必先苦ニ其心志ヲ一、勞ニ其筋骨ヲ一、餓ニ其體膚ヲ一、空ニ乏其身ヲ一、行拂ニ亂其所ノ爲、所三以動レ心忍レ性、曾ニ益其所ノ不レ能云々、とも云へり、信にさる言なり。然れど富人に德行をなす者も稀には有り、貧人に傲遊を好みて、貧しき故に罪を犯す者も多かれば、上に謂ゆる言どもは、大凡の常を語れるなり。）故この少なると。多きとを以て定むるに。現世の富。また幸あるも。眞の福に非ず。眞は殃の種なるが多かり。（其は富かつ幸あるが故に。罪を造て、幽世に入て其罰を受ればなり。）現世の貧また幸なきも。眞の殃に非ず。眞の福の種なるが多かり。（そは貧かつ幸なきが故に、罪を造らず德行を強め、幽世に入て、其賞を受ればなり、但し多かる人の中には、神の惠にて、富かつ幸あるは更にも言はず、神の罰にて、貧かつ幸なきもあるは、今論ふかぎりに非ず。）抑々德行に苦める者。幽世に入ては。永く大神の御賞を賜はりて用ひらる。是を眞の福といふ。傲遊に耽りし者。

幽世に入ては、永く大神の御罰を蒙りて棄らる、是を眞の禍といふ。總て思ふに、善惡倶に分れ、功と罪と定まりて。善を賞み惡を罰むるは、幽世大神の大權にて。輕重遲速の差こそ有れ、其善惡に適ふ賞罰を行ひ給はずと云こと無れど、現世に其賞罰を見ること能はず。幽世に歸りて後に判り給ふ。（靈眞柱に冥府之事ナリ　一頁、るは是なり。）（精また此世の事は、幽神の有功人に報ふと稱ふに足らず。此世の苦も、また有罪人に殃すと稱ふに足ざる故に、幽世に至りて後に、其善惡の報を果し給ふ。今其概略を云はゞ、世人の禍福、おほくは其人の善惡に叶はず、まして其隱せる德の輕重に合はむや、かつ世の權を柄る人の賞罰むるに、偏私を行ふも有べく、よし公平ならむも、其賞り罰ぬは、たゞ目と耳の及べる所のみにて、庸人の慣として、憎む所あれば、其善を隱し惡を揚げ、好する者をば、其惡を隱して善を揚れば、上に在る人、其の賞罰を過つこと無きこと能はず、こは他人のみならず、己もまた己を掩ふ、善者はいよ〳〵德あれば彌々隱す、たゞ隱すのみならず、我と我が德を覺えざるなり、惡者の滋々惡きは、滋々匿す、たゞ匿すのみならず我とわが惡を覺えざるなり、善者惡者ともに、人と己と知らずは、現世には誰か此を褒め、誰か此を貶さむ、此を知るは、たゞ、幽世大神のみ、德は姑く報いずして、罪も暫く容して報いず、幽世に入るを待て審に判り給ひて後に、其の靈の成行きは定まる事なり、但し此事にも種々の別ありて、此處に盡し難ければ、鬼神新論、靈の眞はしら、妖魅考などに委く記せるを見べし。）然れば德行に志有らむ人は、よく返義を辨へて、日々に其の過と行ひとを、自ら省み自責て。人は何と謗り。何と譽るとも。其に愧ぢずはる事なく。唯幽冥大神は更なり、凡て神の照覽し給ふ所をのみ愧畏みて。其の德行を磨く。是を神教に習ふと云なり。（さるは人はいかに聰く明なるも、人の密に思ひ幽に行ふ事をば知こと能はず、また吾が如意をもて物するを、惡意の如く思ふもあり、或は我が思はざる事を思へりといひ、爲ざる事をも爲たりとして、譽も謗りもする物なれば、其は心と爲るに足らず、想はぬを想ふと云

はゞ、眞鳥住む、宇奈提の杜の神し知さむ、「無き名ぞと人には云て有ぬべし、心の問はゞいかゞ答へむ。神は直に此の心をさへに照覽すれば、況て其行の善惡は更なり、凡て神の御靈は、金石にまで合まれば、所として至らぬ隈なく、人の心にも坐と云むも強言に非ず、其は上に云る如く、人みづから其是非を知ざるは無れば、是と思ふを顯はし、非と思ふを幽さむと思ふ、其の是非を知る心、やがて神の賜になれば、既に神に知られたるなり、其幽せる心行を知て、幽冥より治め給ふ故に幽事治す神とは申す、然れば神には何と秘し奉らむ、幽と顯との別はしも、顯より幽は見えねども、幽より顯は見徹しなる物をや、されど隱す事も、無ては叶はぬ世の中ながら、其は人の爲にこそ爲べけれ、さるを人の隱せる事をば言ひも顯はし、吾が事をしも隱さむとするぞ、大凡の人の常なる、己が事にて隱すべきは、夫婦の睦び、己が身にて隱すべきは、たゞ情處のみと知べし、此れ等は隱すぞ神の道なる、此を除て隱さむとする事は、大かた善からぬ事なるべし、其は人にこそ隱しもせ

め、神にしも得隱し奉らむやも、穴かしこ、)然るを吾は。神道に奉仕り。德行を勉むれども。如此しも苦難に遭ふを。神の知らず顏に御覽すは如何ぞや。德行の事は思はず。世利をのみ思ひ行ふ人は。幸ある物をやなど羨み思ひ。其方に赴きなむは。道に信心うすき故に。憐むべし其人はや。彼の妖神邪鬼に率られて。神の御愛みに漏るゝなり。(此にいさゝか神の御心に、德行を勉むる人と、傲り遊び、また世利などに耽る人とを見行さむ意ばへを思ふに、譬へば人の、子を二人持たらむに、一人は賢くて、遂に功成べき性に見え、一人は愚にて、遂に功成まじき性に見えたらむに、賢きをば倍々賢く、功成さしめむと責諫め、或は打もして閑なく敎へ立むを、愚なるをば更に責諫むる事なく、心儘に棄置たらむに、愚なるは幸ありと喜びなむを、賢きが敎へらるゝは苦しけれど、其敎に依ときは、功成て、世にも用らるめるを、彼愚なるは、世の廢人とやなるらむ、然るをかの賢きが、中頃にして、父の吾をのみ責諫むる事を苦み恨み、彼愚なるが責られざるを羨みて、彼を眞似び、彼

が如く成りたらむには、其父いかに口惜からざらめや、彼の八十神は、教ふる神の無りし故に、幸得たりと傲りけむを、須佐之男神の御教を承たまへる、大國主神の苦み給へる趣、上に云へる如くなるを、八十神は、遂に棄追れ、大國主神は大造之績を立て、幽世の大神としも成たまへり。人は何れをか取むとする、また今二人の奴を持たらむに、一人は實によく功しみ事ふるを、一人は左右に骨折なる事をば、彼實なるに爲しめて、自は勞くこと無らむに、其主たる人の心に、何れをか愛く見るらむ、神の德行を勉むる人と。傲遊に耽る人とを見行すも、また如此し、是をもて德に勸む人の苦み多く、傲に耽る人の姑く樂しきこと知べし、(抑此世は、吾人の善惡きを試み定め賜はむ爲に。しばらく生しめ給へる寓世にて。幽世ぞ吾人の本世なるを。然る故義をば辨へずて。假の幸を好み。永く眞の殃を取ことを知ざるは。最も悲き態なり。凡そ道を行ひ。世の過を救ふ人は。生涯その作事によりて。辛苦を受ることは。大國主神に似るなりけり。(此世を寓世なりと云こと、生

倭心ならむ人々は、惡ふ說なれど、大國主神、現世に坐りしは、幾千年なりけむ知らねども、幽世の大神となり給ひて、無窮に幽事治看すに比べては、何計りのことにも有るまじく、人も是に準へて思ふに、此世にある間は、大かたの人は、百年には過ざるを、幽世に入ては無窮なり、然れば此世は、人の寓世にて、幽世の本世なること決なし、此は信に、外國籍に謂ふ如くにぞ有ける。)さて上の件論へる趣は。幽事の本旨。すなはち冥府の事なるが。抑、冥府と云は。此の顯國の外に。別に一處さる名の國地あるに非ず。直に此顯國内に。何所にまれ。神の廷を設けて。上の件の幽事を紀斷り。政ごち給ふ處を云ふ言なるが。その本廷とは言はゞ。出雲大社ぞ本なりける。(其は此の大社は、彼の大神の今に至るまで、鎭り坐します所なればなり、右の如く、幽事の大政事を、行ひ給ふ廷なる故に、神等も多く集りて、事執り給ふなれば天神御子の、天日嗣治看す、天御巣なして、とは乞ひ白し給へるなるべし、故れ今も大社とは云なりけり。)然れども現世人と有むほどは。彼の社に

詣りても、其の御政をば見こと能はず。これ顯と幽との隔にて。幽より顯は見ゆれども。顯より幽を見ること能はぬ定なればなり。(其は譬へば、燈火ある所より、闇なる所は見えざるを、闇なる所よりは、燈火ある處をば見るが如し、されど冥府は闇きのことには非ず、今思ひまがへそよ。譬は幽冥にも、衣食住の道も、よく具はりて、此の現世の状ぞかし、其は天御國の状、海宮。また豫美國の趣などを思ひて知べし、今は神と人と別りたる後に見えざれども、彼の處々も、今に神世の状なること、云も更なり、幽冥の有状、凡て此に準へて想像るべし、世の生々なる學びの徒、幽冥は見むとすれど見えざる故に、無と思ふもあるは、禍心の極みにぞ有ける、何國にても冥府は、現世人の、見むと思ひて、見らるゝ所に非ざる故に、漢人も幽冥、また冥府など云へりしなり、幽冥はカクリヨ、冥府はカミノミカドと訓べく所思ゆ。)さて此大神の冥府は。本府なる故に。殊に幽く冥し給ふと通えて。昔より死て蘇生れる者多かれど。此の府に往たりと聞ゆるは。最々罕なるが。是の

大神の府とは所通ざる處に至りて。蘇生れる者いと多し、此は[illegible]思へば。外國[illegible]し以來。その[illegible]に叶へて。かの妖[illegible]して。人を欺けるにぞ有ける。(其由は、推古天皇三十三年十二月、大部野[illegible]と云ふ者、死て蘇生れる[illegible]を見るべし、[illegible]幽冥に、[illegible]また妖[illegible]にも、[illegible]其實事どもを[illegible]さて世の諺に、十月には。天の下の諸神たち[illegible]出雲大社に參集ひ給ふ故に。神無月といふと云を、いと信がたき説に思へりしを。大社志に、祭祀年中行事十月の處に、十五日大御供祭、諸神十七御供、同日[illegible]神等去出神事、自十一日至十七日、爲諸神在祭、國造及上官、齋宿于別舍、例不歌舞、不張樂器、宮殿不掃、庭不[illegible]、不春杵、不書歌、諸事静謐。齋日之間、錦紋之小蛇出于杵築濱汀、(號曰龍蛇、長尺餘、其[illegible]大社之紋龜甲、)二十六日夜、神等去出神事、と有るを見れば、更に浮たる説に非ず。實は神の人を以て、言しめ給ふ諺になも有ける。(今まで世の事識人どもの、

大社に神の參り給ふと云ことを非なりとて、生さかしらに、種々論へる說ども多かれど、凡てとるに足らず。)抑〻十月を加牟那月と云ことは、神嘗祭する月なる故に。神嘗月と云へるを略きて。加牟那月と云るに就て。萬葉を始め。神無月とも書たり。(なほ月の名のことは、神武天皇卷に、委く註ふをも見べし。)然るに上古より、此の月は、天の下の諸神、大社に集給ふ、といふ諺の有し故に。實は神嘗月の借字にかけるこ神無月の字を。中世より正字にとりて。世間に神の在ぬ月なれば、神無月と云を。出雲國ばかりは、神在月と云ふと云る說も出來にけむ。(かむな月を、正しく神のなき月として、詠る歌は、新古今集に述ふことを何に爾こひ神無月、をり佗しくも忘れぬるかな。とあり。何の月なりとも、出雲國より御に、神無しといふ月の有めや、抑〻神の奇しきは、大社の大神は更にも申さず、其宮に御坐しつゝも、出雲にまれ、何所にまれ、御靈を分ちて往坐し。何處にまれ往坐しつゝも、猶其宮には離れ給はず、是れ神の奇靈に坐ます所なり、但しいたく御心に應はざる事ありて、其の宮を去給ふことも有るは事異なり。)古く十月に。諸神の大社に集ひ給ふと云へる說は。和歌童蒙抄に。十月は。萬神たち。出雲國へおはし坐すに依て。神無月と云といひ。(此抄は、藤原範兼ぬしの書るにて、此は八雲御抄に、十月を、出雲國には、鎮祭月と云、と記せ給ひ。奥儀抄にも。神無月を。出雲國には。神在月とも、神在月とも云と記し、下學集にもかく云へり。)詞林采葉抄に。萬葉七なる歌の、神無月といふ語を解こと、天下の神無月をば、出雲國には神在月とも。神任月とも云。我朝の諸神。この月彼國に參り給ふ故なり。其の神在の浦に。神々來りは、小童の作れる如き舟に乘て、波の上に浮ひ給ふも見ゆるとかや、諸神は神在社に集給ふこと、神在社の神號をば。佐太大神と申す。是は大社の攝社の神にて座とかや。と云ひ。(此の餘に、なほ種々云へる說どもあれど、皆古へを知らざる妄說どもなれば記し出ず、本書に出て見べし。)また大社舊緣起といふ物にも、日本國中大小の諸神、また異國の諸神も。每年十月には當社へ來集り給ふ。此

の故に他國には。十月を神無月と名づけ。當國には。神在月と號す。社の傍に鞍掛松とて。三拱ばかりの立木あり。二日頃より枝を垂るゝを以て。神の來臨と知るなり。また四日より十日までの間を。川水米を洗へる水の如く。白く流るゝことあり。此に神々の酒を造り給ふ故なりと云傳ふ。(今云、こは上なる佐香郷の故事に由ありげなり、其川は佐香川には非ざるか。)十一日より。大社へ參りたまひ。十五日に。大社にて。天下の諸神の邪正。また人間の善惡を別ち給ひ。(今云、大社志に、十五日の處に、大御供祭諸神とあるは、此參り給へる諸神の祭なるべし。)十七日に。神在社へ移り給ふ。二十五日まで退散し給はず。(今云、大社志に、十七日御供、同夜神等去出神事、自十一日至十七日、爲神在齋云々、とあるによく合へり。)毎年異國よりの獻物に二蛇あり。其の形常の蛇とは異りて。海の泡を聚めて。箱の如く此を包みて。惠積の津に著なり。蛇の背に龜甲輪違の紋あり。(今云、大社志に、錦紋之小蛇、出杵築海汀、號之龍蛇、長尺餘、具大社之紋龜甲、とあるに合へり、杵築大社記にも、此月十一日より、十七日までを齋と云、此の日の間に、風烈しく波高く、寄來る浪に、化度草と云藻に乘て、龍蛇より來る、地下人是を見出せば、國造に奉る、國造是を受取て、其者に祿を賜ひ、彼の龍蛇をば桧に入れて、神前に納め奉ると云り、惠積の浦と云は、杵築海汀とあるに同じきか、偖また石見國邇摩郡磯竹村の大浦といふ浦に、唐神明神社と云あり、此は須佐之男命、戎國より還り渡らせる所と云ひ傳へて、古く祭れる社なるが、此社前なる浦にも、年ごとの十月に、海上より白蛇來る、土人此を異國の神の獻物なりと云由なるは、由有げなる事どもなり　此事委くは、第六十七段の傳に註せり。)二十五日の午刻に。社人ども幣を捧げて。神目山に登り。異國の諸神を送る神事を行ふ。當社よりして獻物には。榆葉百枚。蔕藻蘰百根なり。十五艘の小舟を作り。十三艘に此を盛り。二艘の舟には。異國の諸神を乘せて。社人高聲に船夫と呼ぶ。其時に三郡内の禽獸かならず死す。此船夫となること。古へより今に至まで違ざるなり。(今云此十

五艘の舟と云は、采葉抄に謂ゆる、篠舟の類なるべし、さて此十五艘に、異國の神を乘せてと云へるは、其神體に准へたる物を乘るなるべし、社人の船夫と呼ふ時に、三郡内の禽獸かならず死すとは。其魂の船夫となるにこそ、最も奇異しき事なり、今昔物語に、天王寺の道公と云ける僧に、言語へる道祖神の、異國へ歸らむとするに、草木の枝を以て、小き柴船を造り、我が木像を乘せて、海上に浮べて、其作法を見よと云けるに、道公それが云ふ如くしけるに、風たゝず波動かずして、柴船南をさして走り去りぬ、と有るを思ふに、異國の神を送るに、かくする事は、幽に法ある事と見えたり、道祖神と云も、異國の神を祭れるにぞ有ける）此十五艘の舟は。榊を以て。七重の籬を結ひて其中におき。株を地に深く突立て。船をしばりて動しめず。神在の間は。社人輪番に此を守る。もし其船一艘にても。七重の籬を放れて出ること有れば。天下に凶事ありと云傳ふ。（今云、こは異國の神の殘留りて、枉害をなす事ときこゆ、此事を思ふにも、臨時祭式に、蕃人の來れる時と歸る時とに、障神祭をなし給ふ式あることは、いとも尊き古式なりけり、此事は、既に第二十二段の傳にも云ふを見るべし）此の夜に。神原といふ原にて。神々の神樂あり。偶には其の音をきく者あれども。身のため宜からぬ事ありとて。二十五日の七時より。所の者は戸をさして出ず。（今云、こは此國の神等の宴樂し給ふなるか、異國の神どもの態なるか詳ならず、常にも山々、または神社などに、時々ある事なり、尋常の人は、此を天狗囃とぞ云なる）二十六日の朝明に御立あり其後に大社にても。佐太社にても。社人各々手に梅の木の枝を以て。社地をうち掃ふ。異國の神々。また卑き神たどの。殘り居ることも有れば。追立る神事なり。（今云、大社志に、十七日夜神等去出神事とあるは、大社に參れる神等を、送ることゝ聞ゆるを、また二十六日夜、神等去出神事とあり、此は謂ゆる追立る神事なるべし）また當國にて。四月をも神在月と云ことは。攝津國住吉神は。諸神の來臨し給ふ時は。國家の守護として殘りて。明年の四月十一日

佐賀比比賣命、佐太大神、一社邇々枳命、伊佐奈彌命、天照大神也、とあれど上下の二社は、後に齋へるにて、中の一社、佐太大神ぞ主神なる、枳佐賀比比賣命は、其の御母なる故に、相殿に祭りて、二神一座なり、そは神名式にも、たゞ佐陀大神社とありて、三座となき物をや、然るを彼縁起また采葉抄などに、伊弉諾伊弉冊尊、天照大神なる由を云て、本朝の宗廟、諸神の父母にて坐ます故に、諸神の集り給ふ由云るは非なり、さて此れより次々、大國主大神を祭れる御社を記し出づ。まづ神名式に。彼杵築大社の上にも。大穴持神社。(風土記には見えず。)意宇郡に。布自奈大穴持神社、風土記には、たゞ布自奈社とあり、抄に忌戸里布自奈村に社也と云へり。)また野城神社の次に。同社坐大穴持神社(此の社も風土記には見えず。)神門郡に。多伎神社の次に。同社大穴持神社。(此社も風土記には見えず。播磨國宍粟郡に。伊和坐大名持御魂神社(名神大、三代實録に、貞觀元年正月二十七日、伊和坐大名持御魂神從四位下。元慶五年六月二十九日、授播磨國從四位下、勳八

等、伊和坐大名持御魂神正四位下と見ゆ、百錬抄に、平治元年八月二日陳定、播磨國伊和社燒亡事、と云事もあり、今は姫路の町中に在て、岩神と申すとぞ。)大和國葛上郡に。大穴持神社(今朝町村と云に在て、三輪明神と稱す、たゞ拜殿鳥居ありて、宮はなしとぞ。)吉野郡に。大名持神社。(名神、大、月次、新嘗、三代實録に、貞觀元年正月二十七日、奉授大和國大己貴神正一位と見ゆ、臨時祭式、大名持御魂神とあり、今は妹山と云に在て、川原屋村と云に屬りとぞ、)津國菟原郡大國主西神社(延喜式に今在西宮村と云へり、今西宮と云とぞ、廣田社の西に立せれば、西宮と云なるべし、さて後崇光院御紀に、應永二十六年六月二十五日、西宮大神蜂起事有沙汰云々、出雲大社震動流血云々、又西宮蛭兒宮震動とある、西宮は是か、なほよく考ふべし。)筑前國夜須郡に。於保奈牟智神社(こは神功皇后の、新羅國を征給ふ時に、軍卒集らざりしかば、占へ給ふに、大三輪神の御心なりし故に、刀矛など奉りて、祭り給ひしかば、軍衆自に集へり、是に依て立給へる社なり、委く

は彼の御段に出るを見るべし〕大隅國囎唹郡に。大穴持神社〔御紀に、寶龜九年十二月甲申、去神護年、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神。至是爲社と見ゆ、或書に、桑原郡國分郷に在て、大穴持命、少彦名命、大藏神を祭れり。此處に神造島と云あり、今小島とも、また宮瀬とも云、さて拜殿に　大穴持命と云ふ額を打たりと云へり、式と合はず〕なほ此大神の御社は多かるを。上にも數擧たるが。下にも國々に記し出べし。〔諸國の總社と云ふにも、此の大神を祭れるが多かり〕
○銕胤云。これの二十三の巻を刻本と成して。普ねく世に弘めむとする者は。駿河國府江川街に代代すめる。大石善言。同府土太夫街に代々住て。町をさめしつゝ。安部郡明屋舗。安西方。七石新田。此の三村の村長なる。萩原久訓。同男久敬。同國有度郡中島村に代々住て。即その村の村長なる。福島善道。この四人なり。

古史傳二十四之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代下四之卷

爾大國主神。鎭坐之時。神魯岐神魯美命。詔二天穗日命一曰。汝天穗日命者。天皇命之。手長之大御世。堅石常石奉二伊波比一而。伊賀志之御世。令二幸奉一仰賜矣。此者出雲國造之。統々仕二奉杵築宮一而。爲二神禮自利臣禮自一。於二天皇命一。獻二御禱之神寶一而。奏二神賀吉詞一之緣也。

此段は。出雲國造神賀詞を採て記せること。微に云へるが如し。（こゝの傳に。本詞と云るは、すなはち此の詞をさせり、）○爾大國主神鎭坐之時とは。前段杵築宮に鎭り坐せる時を云。○神魯岐神魯美命詔は。天照大御神の御心を承て高皇産靈。神皇産靈神の詔諭し給ふなり。○天皇命。天皇と書くは常なるに。かくの如く。命字を添へて書き奉れること。本詞に二處あり。古事記にもあり。（續日本紀の一卷、二卷、などの詔詞の中などにも見えたり、）三字を。須賣良美許登と訓べし。儀制令義解に。須明樂美御德。（師云、此の假名は、異國人に示さむ料に書れたる物と見えて、好字のかぎりを聚めたるほどに、御字など清濁さへ叶はず、此の字に因て許を濁るは非なり、なほ此の假字の事は、馭戎慨言にいへり、）日本紀竟宴歌に。數女良美己度などあり。（また須女羅乃支美とも、鼓梅羅機瀰とも、竟宴歌によめり、）須賣とも。須賣良とも。須賣良藝とも申し奉れり。須賣良朕と。御自も詔へり。（師云、天皇字を當奉りしも、いと上ツ代よりの事と見えたり、若は仁德天皇などの御世に、和邇などの如き博士の、申し定め奉しにや有む、さるは漢國孔丘が春秋に、かの王を、天王と書るなどに本づきて、皇に天の字をば冠へ奉りけ

るなるべし、彼の國にても遙の後に、唐の高宗が時に、天皇と云號を、新に立たること有しかども、末とほらざりしを、たゞ吾が須賣良尊の此の御號ぞ、眞の理りにかなひて、天地のかぎり、堅にも横にも往通り足はして、動くことなく變ることなき、大御號にはありける。）言義。須賣良は。皇美麻命の須賣と同く。統の義。（故書等に、すべらぎとも多く見えたり。）良は添りたる言にて。世を統御たまふ尊の義なり。美許登といふ義は既に注へり。（第五段の傳見べし。）さて此の天皇命は。忍穗耳命を詔ひて。次々御代々の天皇までに延及べり。○手長之大御世は。本詞に三處にあり。祈年祭詞に皇御孫命御世乎。手長御世登。堅石爾常石爾云々。神嘗祭詞に。御壽乎。手長乃御壽止。如湯津磐村云々などあり。師説に。手は足の意か。萬葉二に。大王乃御壽者。長久天足有とあり。此に從ふべし。（岡部翁の説に、手は發言なり、とあれど從がたし。）さて大御世は。專と大御齡を詔へるが。御世にも係て詔へり。そは本詞に。此の文の下に。獻物乃白玉赤玉青玉に準へて。祝白す詞に。白玉能大御白髮坐。赤玉能。御阿加良毘坐。青玉能。水江玉乃行相爾。明御神登。大八嶋國所知食。天皇命能。手長大御世乎。御横刀廣爾。誅堅米とあるを思ふべし。大八嶋國所知食といふが。御世を所知食なれば。手長大御世乎堅米と云へるは。御齡を堅むと。祝白せる言なるをや。（上に引たる神嘗祭の詞に、手長乃御壽止、如湯津磐村と云るも、磐に比べて、堅きを祝へるは元よりにて、五百津石村の茂く多きに、御壽の數重なり給ふを祝たりと聞ゆ、故岡部翁も、壽を、イノチと訓れたれど、ヨとは訓たるなり。）○堅石常石は。加伎波邇登伎波邇と訓べし。例多き詞なり。岡部翁の説に。加伎波は。堅き石の多と伊の省かりたるなり。（師云、加多を切めても加となる、伊は伎の韻にあれば、省くこと元よりなり、雄略天皇紀に、堅磐此云柯陀之波とあり。）登伎波は常石の許伊の切り伎なれば。登伎波といへり。と有が如し。（即常に常磐と書り、萬葉六に。人皆乃壽毛吾毛三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨とあり。（床は借字なり。）三に。常磐成石室。五に。等伎波奈周迦久斯

母何母等。十一に。常有命哉など詠たり。(篤胤古き祝詞宣命などに、此言の多かるを、取ならべて考ふるに、いと古くは、堅石に常石にと云りしを、稍後には、常石に堅石にと、反さまに云へり、そは大凡、その詞の成れる時世を、思ひ通して辨ふべし。)○伊波比奉は。新年祭祝詞にも。皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉とあり。祝字忌字などをもかく訓て。岡部翁の說の如く。伊波布と伊牟と。本同言にて。諸の凶惡事汗穢事などを忌避て。萬つを愼むを云なり。故れ多く神に仕奉る事に言へり。(師も岡部翁の說に從て、後の世には、忌の字をば伊牟とのみ訓て、伊波布には、齋の字祝の字などをのみ書ども、齋を毛能伊美とも訓むを以て、同言なることを知べし、また後の世には、伊波布とは、壽く事をいひ、伊牟とは、たゞ嫌惡みて、去ことをのみ云て、反對なる如くになれゝども、壽を云も、其人其物を吉からしめむと願ふにつきて、凶惡事を嫌ひ去て愼む意より轉り、又たゞ嫌去を伊牟と云も凶惡事を嫌ひ去るより轉れるにて、本は一ツ意なり、と言れたり。)神武天皇

紀に。勅ニ道臣命一。今以ニ高皇產靈尊一。朕親作ニ顯齋一。用レ汝爲ニ齋主一云々とある注に。顯齋此云ニ于圖詩怡破毘一また神代紀に。齋主神號ニ齋之大人一。とある注に。齋主此云ニ伊幡毘一と見え。萬葉七に。三幣帛取。神之祝乎鎭齋杉原。十四に。爾布奈未爾。和家世乎夜里氐伊波布許能戶乎。など猶多し。此は天皇命の御壽の。移り變ることを忌避て。石の如く。堅く常しへに祝ひ白せと詔ふなり。猶伊波布といひ。伊牟といふ言の本は考へあり。下に註べし。(第百三十一段の傳見るべし、イハをイマと云り、其はハとマと通へばなり。)○伊賀志之御世。伊加志は。新年祭の詞に。八束穗能伊加志穗。また茂御世。春日祭の詞に。伊加志夜久波叡能如久など見え。(夜久波叡は、彌木榮なり、と岡部翁の說なり、されど武藏國邊にて、木根に、彌生に木の茂るを、彌子といふを思へば、彌子生にてもあるべし、)舒明天皇紀に。嚴矛此云ニ伊簡之保虛一とあり。皇極天皇紀に。大御名を。天豐財重日足姬天皇とある注に。重日此云ニ伊柯之比一とあり。然れば其の言は。嚴重盛茂などの字を以て。

心得べきが如くなれど。言の本は。壯に多きことを云へる言なるが。壯に多きは。嚴重茂なとの字の意もある故に。其方にも轉して。伊加志矛を嚴矛と書き。伊加志穗を。茂穗とも書たりけむ。（今の世の俗言に、物の多なる　また大なるなどを、伊加志とも、伊加伎事なども云は、やがて此言の存れるなり。）さて此の伊加志は。御壽を多く重ぬる義か。其は皇極天皇の御名を。重日足姫尊と申せるも。日を多に重ね足はし給ふ義に通ゆること。神功皇后の御名を。息長足比賣命と申せるに。思合せて辨ふべし。（令ニ幸本一は。本書に。佐伎波閉奉登。）とあり。（前には奉禮のレに可の字を當たりしかど、今改めつ。）岡部翁云。前に大國主神に勅へる御言に。汝い祭を主む者は。天穗日命と詔ひしは。大國主神を拜祭り。かつ皇美麻命の御世をも、遠長に祈奉しめ給はむの御心なりし事。是にて知られたり。○御賜奏　岡部翁の說に。仰は命に同じ。師云。こは負せと。もと同言にて。其事を負持しむる義なり。此言すべて其の意なり。○此者云々。是時かく負せ賜へる事なも。天穗日命

の御末。出雲國造の統々。杵築宮に仕奉りて。云云する事本にて。その仕奉る世々の趣は。上に既に註せり。（第八十三段の傳見べし。）○神禮自利臣禮白。岡部翁の說に。禮白利は。遣唐使の時の奉幣祝詞に。禮代乃幣帛といひ。續日本紀に。伊勢大神宮に奉り給ふ御詞にも。禮代乃大幣とあり。其外にも見ゆ。革夜は。敬ひまをす事なり。代はその奉る物實なり。（崇神天皇紀に、物實此云ニ望能呂志一とあり。）そを白利と云は。流志のつゞまり理にて。禮の斯流志といふ言なり。また禮白と云ひて。理を省けるは。唱ふる調の爲なるべし。（こゝに白と謂るは言便なり。）と有るが如し。さて神禮白利と云へるは。熊野杵築二宮の大神を始めて出雲國造の仕奉る神等の。天皇を祝給ふ禮代をいひ。臣禮白利と云るは。己れ國造の禮代を云るなり。（そは出雲氏は、臣の尸なればなり、本詞にみづから出雲臣と自せるを思ふべし。）そは本詞に天皇命乃大御世乎。手長能大御世止齋爲氏云々。加夫呂伎熊野大神。櫛御氣野命。國作坐志大穴持命乎始天。百八十六社坐皇神等乎。志都宮爾靜奉

里氐、々とまづ云ひて。(こは甚く文を略きて引たれば、委くは本詞を披見るべし、)末に此段に採れる。神魯伎神魯美命の。穂日命に宣へる御言を記し。佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾供齋仕奉氐。神乃禮白利臣能禮自登。御禱乃神寶獻良久登奏。とあるにて著明し。(師說に、神乃禮白利は、穂日命より始めて、次々の出雲氏の神たちの、献る禮代なりと、云れしは委からず。)○御禱之神寶。禱は保伎と訓べし。(言の義は、第百三十一段に註ふを見るべし、)さて此の獻物の品々は。臨時祭式に。玉六十八枚。(赤水精八枚、白水精十六枚青石玉四十四枚、)金銀裝横刀一口。(長二尺六寸五分、)鏡一面。(徑七寸八分、)倭文二端。(長各一丈四尺、廣二尺二寸、并ニ置ク レ案ニ、)白眼鴾毛馬一疋白鵠二翼。(乘ル レ軒ニ)御贄五十舁。(舁別盛ル二十籠ヲ)とあり。○神賀吉詞は。師の言の如く。迦牟本岐乃余基登と訓べし。萬葉二十に。除其騰と見え。續日本紀に。此の詞を神賀事。神賀辭。神齋賀事。神吉事など書れ。臨時祭式には。神壽詞と書れたり。此の吉詞を。大御前に奏せる式は。臨時祭式に見えたるを。師の此の詞の後釋に引て。委く辨へられたれば、今更に云ず。(彼の後釋の書を披き見て知べし、)さて本書に、此を伊波比乃返事能神賀吉詞といひ。天津次能神賀吉詞とも云へるは。穂日命に。神魯伎神魯美命の。仰せ給ひし御命のまゝに。穂日命より始めて。次々に絶せず仕奉る故に。天津次能といひ。天皇命の大御齢を。堅石に常石に伊波比奉り。伊加志御齢に幸へ奉れと。神魯岐神魯美命の仰せ給へる御言違へず。天皇命の大御前に奏すは。即天津神に返事白す義なれば。伊波比乃返事能といへり。最も感たき古詞なりけり。(此の壽詞の比類なく、尊く感たき古語なる由は、岡部翁も、師も、かへすがへす稱られたれば、今更なれど、猶いさゝか考へ漏されたる事どもを、注し出る因にかくなも、)

於是水戸神之孫。櫛八玉神爲二膳夫一而。獻二天御饗一之時。禱白而。櫛八玉神化レ鵜。入二海底一而。咋二出底之波邇一而。作二天八

十平瓮ヲ而、鎌ニ海布柄ヲ作ニ燧臼ヲ以ニ海蓴柄ヲ作ニ燧杵ヲ而。鑽ニ出火ヲ而白云。是我所レ燧火者。於ニ高天原ニ者。神皇産靈御祖命之、登陀流天之新巣之凝烟之。訖ニ八拳垂ニ燒擧。地下者。於ニ底津石根ニ燒凝而。栲繩之千尋繩打延。爲レ釣海人之。口大之尾翼鱸、佐和佐和邇、控依騰而。拆竹之登遠遠登遠遠邇、將レ獻ニ天之眞魚咋ヲ白矣。

於是は、上件大國主神の、杵築宮に鎭り坐る時を受て云へり。○水戸神は。伊邪那岐大神の。禊き祓ひし給へる時に。吹生給へる。伊豆能賣神の。比古比賣二柱に分り給ふ時の御名を、速秋津日子。速秋津比賣神と申して。此者水戸神也と有り。(委くは第二十五段、第二十七段の傳を見て知べし。)○孫は。師云。和名抄に。爾雅云。子之子爲レ孫。和名無萬古。一云比古とある中に。比古と云ぞ正しき。孫の字古くは皆然訓り。また曾孫を比々古と云も。比古の子と云ふ意なればなり。(今俗に曾孫を比古と云は、比々古の訛れるなり、さて孫を無萬古とあるは、馬梅などをも、後には牟萬、牟米と云例にて、本は宇萬古なり、そは蕃息子にて、子等の又子等のつぎ〳〵に蕃息れる意の稱なり、是も古き稱とはきこゆ。)さて此の孫は。泛く子孫乃意に云るかとも見ゆれども。猶子の子を云なるべし。○櫛八玉神。名義櫛は奇にて。例の稱名。八は彌。玉は魂にて。八魂は八心と云と同くて。御魂の彌足ひ坐る由なるべし。其は櫛白して鵜に化り。云々して。かく稱辭竟たる趣などを思ふにも。御魂の彌足ひ坐る神と聞ゆればなり。(師は太玉の玉と同くて、大國主神に、御饗を手向たまふより負る名にて、手向の約りたるなるべし、と云れたれど、彼も此も信がたし、其は第六十一段、大玉命の下見るべし。)さて此の神の名。他の古書に見たることなし。(師云、或說に、此の神を沫那藝神の子なりと云へれど、信がたし、そは水戸神、因ニ河海ニ持別而生神名、沫那藝神云々、とあるを、此に水戸神之孫とあるとを、思ひ合せての

推當なるべし〕○膳夫は。師云。加志波傳と訓む。日本紀にも多し。〔繼體天皇紀には。但膳ともあり。（和名抄に、大膳職、於保加之波天乃豆加佐、內膳司、宇知乃加之波天乃官、主膳監、美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐とあり〕名義は。先いと上代には。凡て饌を木の葉に盛けるが。其の葉をば。何の木にまれ。總て加志波と云り。〔今云、其加志波の事は、應神天皇卷、大御酒柏の下に注せるを見べし〕故れ饌の事を執行ふ人を。加志波傳とは云なり。傳は手なり。凡て物を造る人を手人といひ。今の世にも。事を行ふ人を某手と云類ひおほし。（出雲風土記抄に、神門郡武志村に、膳夫大明神と云あるは、此の神なりと云へり〕○爲而は、天照大御神、皇產靈大神の詔命以て。任し給ふなり。（那理氐と訓むときは、櫛八玉神、みづから爲意になるが、其意には非ず〕○天御饗は。師云。天上にて行ふ御饗の式を。用ひらるゝ故に云なるべし。（神武天皇段、[illegible]天皇段などに、大御饗とあれば、天は大の誤かとも見ゆれども、下に天之眞魚咋とも見え、大嘗祭祝詞に、天都御食ともあれば、本の隨にて有るべし〕さて此に。獻二大御饗一之時と云は。總を括りて。先言置て。次に其の細なる件件をば云なり。是れ文の一格なり。次に禱白而と云より。獻二天之眞魚咋一と云まで。即ち此の御饗の件々なり。（中昔の物語文などにも此格おほし〕○禱白而。言の意は。上の石屋戶段に。天兒屋根命。太祝詞言禱白而。とある處に既に注せり。但し此は。彼とはいさゝか異にして。鵜に化る事を祈願白せるなり。其は何なる神に。禱白せるかと云に。此の神は。水戶神の孫にしあれば。其の由を以て。其の祖神たちに禱れるなるべし。（師は此を御饗奉る祝詞にて、其の詞は、下の文に、是我所燧火者、云々とある是なり、然るに禱白と云ことを、彼處に云ずして、此處に先づ云るは、御饗獻る時と云に接續む爲なり、櫛八玉神化レ鵜云々の事に係ては見べからず、と云れたれど然らず、鵜に化ことを願白せると言ふを、怪み思ふ人も有べけれど、そは猶漢意の殘れるものぞ）○櫛八玉神。師云再び此名を擧るは。上は詔命にて任し賜ふをいひ。此は其の任しを奉はりて。是より下の

種々の事を。此の神の行ふ由に云なり。○鵜。師云。和名抄に。辨色立成云。大曰鸕鷀。(日本紀私記云、志万豆止利。)小曰鵜鶘。(俗云宇。)爾雅註云。鸕鷀水鳥也。背頭如鈎。好食魚者也と見ゆ。(志萬豆止利と宇とを、大小に分けたるは、非なり、庭つ鳥雞、野つ鳥雉と云格にて、島つ鳥鵜と云は一なり、また宇を、俗に云と云へるもいかにぞや、宇てふ名、既に神武天皇御世の歌にも、見えたるをや。)字鏡には鸕をも鵜をも宇とあり。(古事記には、此の鳥三處に出たる、皆鵜の字をかけり。)さて今此の鳥に化は。勝れて水底に。善潜入るものなる故なり。(此れをたゞ海底に入ることを、鵜になるとは云ひなせるものぞ、と心得るは、例の漢意のなまさかしき心なり、化の字の如く見べし。)○海底は。萬葉に。和多能曾許。とあるに據て訓べし。○底之。師云。上に既に海の底と云て、また如此云は。拙きに似たれども。海底と云は。たゞ海の水の下の方を。汎く大方に云ふ言。此の底は正しく底を云なり。○波邇は。師云。和名抄に。釋名云。土黄而細密曰埴和名波爾。字鏡に。埴黏土也波爾とあり。(萬葉には、赤土、黄土なども書り、埴なる地を、埴生と云り、)此の土は。陶器の類を作る土なり。故れ此れを作る人を土師と云。(神代紀に。須佐之男命の、以埴作舟たまふ事も見ゆ。)さて今海底の埴をしも求めしは。何の意にか知りがたし。若は人氣遠く。清潔處のを擇べるか。(出雲風土記抄、秋鹿郡出嶋社下に云、西濱佐田村、釜代大神也、此の社を釜代と云は、傳へ云、昔此の社の海中より、古製の釜鑄出たる故なりと云り。)○八十平瓮。八十は數の多きを云。平瓮は。古事記に。八十毘良迦と書たれど。神武天皇紀に、平瓮とあるに據れり(古事記に、毘良迦と書る毘は、八十より續きて濁る故なり。)師説に。和名抄に。唐韻云。盆瓦器也。辨色立成云。盆比良加。俗云。保止岐。とあり。(盆と瓮とは同字にて、今云、皿鉢の類なる物なり、俗にいふ盆には非ず。)字鏡には。瓫また鍑を比良加とあり。(瓫は字書に見えず、また鍑は釜の類と聞ゆれば、比良加にはいかゞ。)さて此の器は。今の皿。また土器などの如き物と聞えたり。(但し儀式に、比良

加徑一尺三寸、深一尺四寸と見え、大嘗祭式に、比良加一百口各受一斗などともあれば、大きなるも有なるべし、）名の義。比良は。平瓮と書る如く。深からず。平なる形をいふ。（式に多加須伎、比良須伎と云器も見え、また今の世の膳具に、比良あり、都煩あり、是れら皆形によれる名なり、腿また皿など云名も、淺らの意なるべし、日本紀に、淺甕とあり、俗言に、器の淺きを佐良伎と云、）迦は。此の類の器の總名と聞えて。由加（大嘗祭式に、凡應供神御雜器者、神語曰由加物、と見え、また由加十口なども見ゆ、忌瓮の義なるべし、）美志良加。（式に見えたり、）甌にごあり。また[illegible]器などの氣も。通音なれば。本一名なるべしとあり。（食物をもる器を、たゞに氣とも云へり、其は萬葉二に、家有者笥爾盛飯乎草枕、旅爾之有者椎之葉爾盛、など見ゆ、）神武天皇卷。崇神天皇卷。垂仁天皇卷などにも。神祭の具に此物あり。猶其處々にも注を見るべし。○海布は師云米と訓べし。和名抄に。海藻邇木米。（俗用和布、）滑海藻阿良女（俗用荒布、）末滑海藻加知米。（俗用搗布、）昆布比呂米。一名衣比須女など見えて。米は總名なり。萬葉十四に。伊蘇乃和可米。十六に。「角嶋之迫門乃稚海藻者人之共荒有之可杼吾共者和海藻。」とよめり。（こは一首の歌に、かく字を替て書れば、和海藻の方は、ニギメと訓べきなり、）和名抄には。邇木米と阿良米とを出して。別に和加米と云をば出さず。また名も。和加米と邇岐米とは。一の如く思はるれども。延喜式に。海藻。稚海藻。滑海藻。また和布。海藻。荒布と三を並べて擧たる所々あれば別なり。斯て式の和布は。海藻と分てれば。和加米なるに、和名抄には。海藻を俗に。和布と書くよしあるを以て思へば。總ては邇岐米と云を。其中にて細に柔なるを分て、別に和加米とも云へけるにや、（今云下總國の海邊なる所々を、周遊ける時に、所のものどもの、海草を種々刈出して、干置たるを見たるに、昆布のみは無りしかど、滑海藻、海藻、稚藻もありて、逐一に名を問ふに、皆師の考の如くにぞ有ける、其の中に海藻をば、たゞに米とも、字音に海藻とも云けり、）さて比呂米を昆布。阿良米を荒布。和

加米を和布と書るなどゝ。合せて思へば。此に海布と書るは。總名と聞ゆれば。たゞ米と訓むべくて。何れの米とも定め難き中に。稚海藻。滑海藻などの米に。海藻の字をあて。また萬葉七には。海藻刈舟と書れば。(今本にモカリブネと訓るは誤なり。)海藻は。米の總名なるに。此の字をまた爾岐米に用ひたるを思へば。種々の米の中に。爾岐米を主とするにや。然らば此の海布も。强ていはば。爾岐米と定むべきか。然れどたゞ海布とあれば。たゞ米にて有りぬべし。(今云、上に云へる下總國の海邊にて、たゞに米とも、海藻とも云物は、其の生なるを嚙味ふるに、いさゝか甘き故に、所の子等の食ま欲がる物なり、其を疳の虫の藥となる由にて、親もとゞめず、さて此れが幹はいと太くて、大なるは、人の腕の太さも有べし、これ干固まりては、比類なく堅き物なる故に、その柔なるほどに、鎌、或は錐などを、小口にさして干かため、柄とする由、その所の者の云ひしは、此に由有げなり、此は吾も試し見て、後にまたも云べし、所によりては、此の海藻を細かにきざみ、水もて久しく煮れば、海苔を煮たる如くとくるを、滓を去て、盆などにさましおくに、大凝菜などの如く、固まるなり、其を味噌に漬などして、飯の菜に和て、食ひもする物なり。)○柄は。師云。莖を云。和名抄に。幹和名加良と有る是れなり。(幹字註に、艸木莖也とあり。)柄の字は。矛の莖。或は斧などの柄のことにて。意異なれども。其をも同く加良と云故に。通はして書るなり。(物の柄を云も、艸木の莖を云も、加良てふ名は、本一なるべし、漢國にても柯の字は、木の枝の大きなるをも云ひ、また斧の柄をも云て、通へることあり、○出雲風土記に、出雲郡腦島に産物に、藻柄と云あり、こは何物にか、)○鎌は。師云。加理氏と訓べし。苅なり。鎌の字に苅意は無れども。體の名を其用に用ひたること。帚に掃の字を書る。是れ用を以て。其の體に用ひたると相似たり。是れら古への文字用の一格なりけむかし。○海蓴は。師云古毛と訓べし。和名抄海菜類に。漢語抄云。石蓴古毛。辨色立成云。海蓴和名同レ上とあり。此の漢語抄の石蓴て。辨色立成の海蓴と。一物にて海

に生る物と見ゆ。(水草の菰とは別なり、○今云、猶こゝに、和名抄の非を論はれたる説どもあれど、今は洩しつ、)大嘗祭式に。紀伊國所レ獻云々都志毛古毛。各六籠云々。並令二加多潛女十人量レ程採備一とある古毛も是なるべし。さて此の海蓴と云物。いかなる物にか未だ考へ得ず、(谷川氏云、海草に古毛と云物あり、小藻の意なるべし、保陀波良に似て、丸き物多くつけりと云へり、其にや、されど海蓴の字を當たるを思へば、海に生て蓴に似たる物なるべくや、また燧杵に作れるを思へば、や、堅き物なるべし、猶よく尋ぬべし、)○燧臼は肥伎理宇須燧杵は肥伎理岐泥と訓べし。(和名抄に、臼和名宇須、杵岐爾とあり、)師云。かく海草の莖どもを以て。火を鑽る具とせしこと。如何なる由にか知らず。此の物ども以て火を取ることありや。海邊の人に廣く尋ぬべし。(或人の云く、海漘に久しく所漬て、されたる木を、火口に用ること、海邊の里にありと云り、此れら少しは由ある事か、)さて其を臼杵としも云る由は。次に云べし。○鑽二出火一は。師説に。肥袁伎理伊傳氐と訓べし。和名抄に。火鑽和名比岐利。燧和名比宇知とあり。凡て火を出すに。打と切との異あり。倭建命段に。以二其火打一而打二出火一とある是れ打火にて。尋常の如しまた上代より。忌て清くする火は。皆鑽出すことにて。火打をば用ひず。火切を用ふ。(是れいかなる故にか、其意は知がたし、然るを木より出るは陽火、金より出るは陰火なる故なりなど云は、例の取るに足らぬ漢意なり、)今に至るまでも。大神宮の御饌炊く火などは然なり。(故に伊勢國にては必しも切り出さねども、別に忌清めたる火をば、切火といふなり、)月輪兼實公玉葉に。神宮之習。不レ用二火打一用二火切一と見えたり。(伎留と云は、輾磨ると本同言なるべし、今俗には毛美火とも云り、靈異記に、鑽岐里、又た母美とあれば、古へよりもむとも云ひしなり、錐にて穴を穿を、俗に伎理毛美と云、錐と云ふ名は伎留具なる故に、其の伎留を、毛牟とも云る、是も同言なり、)さて右の和名抄。また日本紀の。倭建命の段に。以レ燧出レ火。とあるなどに依れば。燧は。火打なるに。此の燧臼燧杵の燧は。肥伎理と

訓むは如何と思ふ人有るべけれど。燧は。火打にも火切にも。通はし用ふべき字なり和名抄に鑽を比岐利燧を比宇知と分けたるはやゝ後の事にぞ有ける。(そは鑽字注に、取火具也と云ひ、禮記内則篇に、左佩金燧、右佩木燧、註に金燧取火於日、木燧鑽火也と云り。木燧にては、火を打出すべき由なければ、これ火切りなること明らけし。)さて此を鑽火ノ具とは。まづ鑽字を所以穿なりとも。穿也とも注せると。錐の字の注に、穿器之鋭者。又曰錐小。と云るとを合せて思ふに。漢國にては、鑽は錐の如くに鋭らねども。穴を穿る器の名なり。然るにまた鑽燧と云ことも。古き漢籍に見えたるを思へば火を取るにも。かの鑽と云器に似たる物を以て穴を穿るが如くに揉り採て出せし事と見えたり。(謂ゆる燧是なり、必しも金に限らず、木なるもあり、かの木燧これなり。)さて今此に燧臼燧杵とあるを、其に思ひ合すれば。御國にても火を切るは。然爲しことと知られたり。(火切を以鑽り揉状、物を舂に似たる故に、臼杵とは云るなるべし、今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり、其法は。よく枯たる檜の木口を切り、その木口の中央に、すこしくぼみを付て、また錐の柄の如くなる木を以て、力を入れて、かの木口をつよくもみて火を出すなり、右の杵は、檜にても。又は山枇杷といふ木にても作るとなり。)大嘗祭式に。鑽火燧一荷。(細竹二合、黒竹爲足、裹以緋纈、夫一人)と見え。(此は悠紀主基兩國供物等を、齋場より、大嘗宮へ運ぶ、行列の中に見ゆ。)また火燧三枚(是れは阿波國より造り備て獻る、種々の物の中に見ゆ。)また火燧三枚 已上料貢二延。(此れは神服を織る處の、作具の中に見ゆ、此は御饌などを炊く料の、火を切る具には非る故に、鐵を以て造るにや、委くは知がたし。)また伴造燧火。炊御飯。安曇宿禰吹火なども見ゆ。(内山眞龍が出雲風土記の考へに、神門郡の宇比多伎山は、鵜火燒山にて、櫛八玉神の事を云、御屋也とあるは、其御火燒屋なりと云り。○記傳追次の考に云く、出雲國造義孝弘安記に、自天照大神、至意宇足奴命、神々相繼テ十八代也、第十九代、宮向宿禰之時、自賜出雲

姓、以來、至義孝子々相承、二十八代也、雖然鑽神火、飲神水、未混流俗云々とあるよし、こは自天照大神と云るは心得ず、こは自天穂日命とあるべきことなり、さて國造世世、神火相續とて、第一の大事とす、今の世に至るまでも國造新たに世を嗣むとする時は、まづ意宇郡なる大庭社にゆきて、神火神水を受け續ぐ式あり、そは神代の火切臼、火切杵と云て、天照大神より、天穂日命に授け賜ひしより、國造の家に、代々第一の神寶として、傳へ來たる寶物あるを、はじめ大庭社にゆく時これを懐ながら、みづから頸に懸て持ち行き、此の火切臼火切杵を以て、神火をつく、これを火繼と云へり、さる故に、國造の世がはりを、火繼と云なり、さて火繼畢りて、國造となりぬれば、食膳をとゝのふるにも、常に此の神火を用ひて、其をつゝしむこと、いといと嚴重にして、かりにも他火を用ふることなし、さて又毎年正月元日に、火祭と云て、かの神代の火切臼、火切杵と云を祭るわざあり又毎年十一月中の卯の日に、國造かの大庭社にゆきて、新

嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此の時は、熊野社より、火切板、火切杵を、彼の社人持來て、火を切り出て、饌をとゝのへて、國造に獻る式あり、其熊野社人の持來る、火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる、檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細き空木のまゝ木にて、是れは板杵ともに、年毎に新に造れる物にて、是を以て火をきみ出すなり、さて又神水と云は、意宇郡山代村に、眞名井と云あり、式なる眞名井神社これなり、かの大庭社より、十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此の井の水を用ふることゝぞ、)とあり。上の伊邪那岐命の。火之迦具土神を斬給へる處に。其の時の血激そゝぎて。石樹草に染れる故に。草木沙石も。自然に火を含むとあるは。片端を語り傳へたるなれど。何物にまれ。火を含み。何處にまれ火の有こと。この傳を見て悟りつべし。(猶上代に、火を、切出たる故事は、大同本記高橋氏文などにも見えたるを、垂仁天皇卷、景行天皇卷などに採記せれば、其處々に注ふを合せ見べし、)○白云

は即ち此れより下の祝詞をさして云へるなり。此れも櫛八玉神の白すなり。（前に高皇産靈神の勅に、大國主神の祭祀を主む者は、天穂日命ぞと詔へれば、此の祝詞は、天穂日命の白し賜ふべき事なれども、櫛八玉命の鑽れる火なる故に、やがて此の命の祝言白し給へるなり。）○所燧火者は。伎禮流肥波と訓べし。○登陀流は。既に上に註せり。（第百十五段の傳見べし、）○天之新巣は。神皇産靈御祖命の宮の。御廚乃御巣なり　御巣のことも既に注せり。（第百十五段の傳見るべし）○凝烟は。本籍に。訓凝烟云州須とあり。和名抄にも。唐韻云。炲煤灰集屋也。和名須々と見ゆ。師云。万葉九に、廬八燎。須酒師競（冠辭考云、ふせやにたく火の煤、とうけたり、）十一に。難波人葦火燎屋之酢四手雖有。（すしは、すゝびの訛りたるか、）これらも凝烟のことなり。○迄八挙垂燒擧とは。師云。火を繁く燎。且久に經て。凝烟の多き由の祝言なり。（垂を多流々と訓むは非なり、自垂物は、みな多流とこそいへ。多流々とは、物を他より令垂に云言なり、）さて於高天原者と

云へるは。盛に燎て。烟の高く起登ることを。いみじく云る詞にて。宮造りを。於高天原氷木高知。と云と同意なり。（次に地下者、と云に對ひたれば、たゞ上はと云ことを、つよく云るなり、）さて高天原と云から。其處に坐す神の宮の御巣を云ふ。（そは炊の烟は、御巣に懸る物なればなり）さて然神皇産靈御祖命之。と云へるは。於高天原者と云に因て。假に設て言なせるのみにて。實はたゞ此の度造れる。大國主神の新しき御舍の御巣を云なり。（今云信に此の師説の如く、神皇産靈命之と云るは、假に言ひなせる詞なれど、此神は女神に坐て、元より後の事執まして、御廚の事をしろし看せはなり、其は第一段に、此の大神の御上をまをせる處、考へ合すべし）さて御巣を新巣としも云るも。新しく造れる御巣なるが故なり。○底津石根は。上に註せる如く。地の底の石根なり。○燒凝とは。師云。竈の下の土は。燒けて石の如く凝固まるものなり。其を甚しく底津石根までと云は上へ登ることを。高天原云々と云るに同じ。（神賀詞に、白御馬能前足爪、後足爪踏立事波云々、下

津石根爾踏凝ともあり）さて上の。是我云々より是れまでは。火の事を云。（此を多伎許良佐牟登麻遠志氏、と讀切りて、此れまでを祝詞とし、拷縄云々より下をば、地詞とも爲べけれど、猶然にはあらず）さて御饗を獻ることを云とて。其の火を切出ることを。如是委曲く云て。其の祝詞までを載たる所以は。上そ大國主神の此御舎の事を白し賜へるにも。御巣の事を主と請申し賜へる故なり。此れに付ても。上代に火を嚴重く忌み清めしほどを思ふべし。上の豫美國段なる。豫母都戸喫の處に云へる言ども考へ合せてよ。（今云、第十八段の傳見べし）○拷縄は。拷木の皮以てなへる縄にて。上代に。は普く何にも用ひたること。既に註へり。（拷の木の事は、第四十八段の傳、拷縄の事は、第百十六段の傳に注へり）○千尋縄は。師云。たゞ長きを云。如此さまに言を重ねて云こと。天津祝詞乃大祝詞。天雲之八重雲。眞玉手之玉手など。古への雅語の常なり。○打延は。上の件の千尋縄を河に引延る由にて。今も大河邊なる漁者らか物する態なるが。此を延縄と云なり。其の釣る狀は。

かの長縄に。七八尺ばかりづゝ間おきて。三尺許りづゝの縄をあまた垂て。その端ごとに鉤に魚の肉を付たると。鉛の玉を付て。河中に引延おき。やゝ程ありて引揚るに。數の魚その鉤にかゝりて。引揚らるゝものなり。此は卽ちその態を云へるなり。（此の千尋縄打延のこと、傳記に、釣船を牽綱なりと云れしを、道次の考へに、此の延縄のことに解き直されたれど、師は正目に其狀を見られざる故に委からず、己れいにし年、下總國、常陸國など周遊けるほど、謂はゆる坂東太郎といふ大河の邊なる、櫻井村の、向後盈正と云ふをしへ子がり宿りて、四月五月の頃此の大河にて、鱸を然して捕る狀を、目のあたり見たる故に、今はその見たる狀をもて注せり）さて師の言に。此は打延にて句を切て心得べし。次の控依と云に係る言なればなり。と有り。○爲釣海人之。師云。爲釣は。都良世流と訓べし。釣有と云ふ意なり。（都流を都良須、都禮流を都良世流と云は、古語の格なり、必しも尊む辭ならでも、然云る例多し、また然訓べき處に、爲の字を書る例も、万葉などに多かり）

都理須流には非ず。(今云、前には師の、此の訓に違ひて、思ふ旨も有しかば、都理須流と訓たりしかど、後にまた熟々思ひて、其訓のあしき事を悟りて、再び師の訓に從ひつ)さて此も。海人之と云にて句を切て心得べし。(海人之釣れ鱸とつゞく意には非ず)次の言を隔て、佐々和々邇へ係る言なればなり。○口大は。師云。大口を寫し誤れるなるべし。万葉に。猨をも大口乃眞神とつゞけ云り。(舊くクチオホノの訓たれと、大菜と上にあるは、常のことなれど、菜ゝと下に云へるは、なほ聞つかず、また久知夫登とも訓べけれど、古事記に、太はみな假字にて、布刀とのみ書る例に違へり、延佳本、また師本には、クチヒロとあり、此れも惡からねど、古事記の字づかひの例、もし比呂ならば、廣の字を書べし、大とは、をさ〳〵例なきなり)さて鱸の形をば。漢籍どもにも。巨口細鱗と云り。(今云　此れも前には、師の訓に從はず、出羽國あたりにて、玉餘魚のことを、口細とも云へば、口大といふも古言なるべく思ひて、然訓たりしかど、此れも後に思へば惡かりき)すなはち意富久知と訓むべし。○尾翼は。師云ク鰭の意にて。尾は借字なり。(いつも云如く、古へは言をのみ思ひて、字には拘らぬ習なれば、たゞ何心なく、魚に由ある尾字をば書るなり、若尾を正字とする時は、小簀云々と、其獸を云ふ言なくては、言足はず、尾も翼も、万つの魚にみな有る物なれば、たゞ尾翼とのみ云ては、何の意ともなし。古文にさる拙きこと有るべくも非ず)さて小翼と對言るを以ても。上の口大は。大口の誤りなることを思ひ定むべし。また和名抄に。鰭魚背上鬣也。和名波多。俗云比禮。とあれども。比禮は。背上鬣のみならず。左右にあるをも云。波多は。左右に有るをのみ云て。背上なるをば云べからず。(然るを波多にも鰭の字を用るは、背上なるを比禮と云て、その比禮は、左右ノ波多にもわたる名なるが故に、それに引れて　波多にも此の字を用ふるなるべし)斯て此には翼の字を書れば。左右なるを云こと、元よりにて。(左右の鰭は、鳥の翼と同き故に、此字を書けり)左右なるは。波多とも比禮とも云ふ中に。袁祁命の御歌に。志毘賀波多

傳とも見え。また波多能廣物。波多能狭物など。諸の祝詞にもあれば。此も袁波多須受伎と訓べし。(波多乃と乃を讀付るは悪し) さて他魚に比ぶるに。此魚。小翼と云ばかり。波多の殊に小き物にも非ざれども。大口に對へて。言の文にさも云つべし。必しも小き物ならねど。小某と云こと常なり。(また字鏡に、鰭魚脊上骨、又伊呂己とあると、漢籍どもに、鱸を細鱗と云るとを合せて思へば、鱗を云るかとも思はるれど、翼の字をしも書れば、さには非じ、また魚の波多比禮には、普く古書どもにも、また古事記にも、鰭の字を書るに、此には翼の字をしも書るが疑はしさに、つら〳〵思ふに、若しくは鱸は、尾を以て水の上を飛ぶことのある物にもや有む、さもあらば尾も正字にて、袁波泥なるべし、尾を翼にして飛ぶ意なり、こは物にも見えず、聞もせぬ事なれど、ふと思ひよれるまゝに、驚かしおくのみなり、海人などに、此魚のこと、委く問ひ試むべし、○銕胤云、鱸は鯉鯔などの如く、能く飛ぶ物にて、蛇などの岸に在るを、發場りて取り食ふものなりとぞ、さて鯉の五六寸、もしくは七八寸許りなるは、殊によく飛ぶ故に、ハネカヘリとも云よしなり。思ひ合すべし)○鱸は。本籍に。訓鱸云須受岐とあり。師云。和名抄に。崔禹錫食經云。鱸貌似鯉而鰓大開者也。四聲字苑云。似鱖而大青色。名和須々木と見ゆ。万葉三に。荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎云々。十一に。鈴寸取海部燭火などよめり。魚は種々多かる中に、此に、鱸をしも云へるは。出雲の海に。此魚殊に多く。はた佳きが産て。杵築神の御贄にも。殊に獻りしにや。(或人の云く、出雲の海に、今も佳き鱸なり出て名あり、彼國に今松江てふ地名は、此魚によりて名けたるなり、漢國の松江の鱸、名高きに因れりと云ふはまことにや)風土記には。島根郡。秋鹿郡。神門郡などの内に。品々産物の中に。須受枳も見えたれども殊に多きこと。また佳ことなどは見えず。○佐和佐和邇。師云。此の言仁德天皇の大御歌にも有り。噪々になり。万葉四に。珠衣乃狭藍左謂沉。十四に。安利伎奴乃佐惠佐惠之豆美。(冠辭考云、夫の遠き旅に、出て立つ時に、妻が歎きさやめく

を、しづむるを云とあり」とある。狹藍左謂。佐惠佐惠も。皆通ふ音にて同じ言なり。此は釣取たる千万の鱸を。海人どもの挽寄すとて。呼ぶ聲々の諠く。噪しきを云。（重き物を挽には、必ず聲を擧るものなり、また佐和貝、佐和賀志など云言は、多く聲の諠きことに云り）さて此の言は。上の海人之と云より續けて心得べし。（鮪よりつゞく言には非ず）凡て此處はことさらに下上と語を入れ亂へて。文をなせる物なり。（歌にも詞にも古此類多し）○今云、上にも云る下總國櫻井村にて、延繩して鮪を釣捕るさまを見し時に、かの重りに付る鈴の玉の、黑く銹たるは魚つかず、と云をきゝて、ふと思ふ旨ありて、その鈴玉を、鋏の磨たる小鈴に替て、おろし見よと云しに、盈正は元より、いたく古學を好む者なれば、易きことゝて、六七ばかり、鋏鈴をも交へて垂下しけるに、其鈴ごとに一も殘らす、鮪がゝりて控揚られたり、是によりて思へば、上代の鮪釣る延繩は、鈴を付たりけむ故に、控揚る時に、さわ〳〵と鳴りしから、此にかく云るか、須々と云名も、須々と鳴るより名け、佐那藝と云名も、佐夜藝と同言なれば、かたがた此に由ありておぼゆ、また是に就て思へば、須々伎と云名は、鈴喰といふ言ならむも知るべからず、万葉に、鈴寸とかけるも其由を思ひて書來れる字か、彼の集には、さる心しらびなる文字づかひいと多ければなり、例を云はゞ、高橋氏文なる、磐鹿六鴈命の、角弭弓を以て、堅魚を釣られたる古事のまに〳〵、今も獸の角を弭なりに作りて、彼の魚を釣るをも思ひ合すべし、後の人猶よく試してよ」○控依は。奧より渚へ挽寄るなり。（新年祭祝詞に、八十綱打挂氏、引寄如レ事云、とありて古言なり）○騰而は。河より濱へ取揚るなり。（師云、岡部翁は、依騰を與佐牙と訓れき、こは指上を佐々牙、搔上を加々牙、持上を毛多牙、万葉に、召上を米佐牙、と云類の格なれども、依阿牙を與佐牙と云ること未聞ず、其の上此れは依と騰と二ツ事なれば、なほ與世阿牙と訓べし、凡て尋常の言にかはりて、延へも約めもしたるをのみ、古言と思ふは偏なり）○拆竹は。佐伎多氣と訓べし。（拆は本に、打とあるを、舊事紀に折と

作るに就て、拆を誤れるなりと、師說によりて改めつ、)師云。万葉七に。辟竹とあり。破有竹を云なり。(打竹とあるに依りて、或人は、空竹の意なりと云へど、宜くも所思ず、また師は、宇知竹と訓れき、これもいかゞ、)〇登遠々遠登々邇。師云。登遠々は。多和々と同じくて。物の撓む貌を云。万葉八に。秋芽子乃枝毛十尾二。十に。為垂柳十緒。また白杜栈枝母等乎々爾。(或云、枝毛多和多和、)などあり。また。奈用竹乃騰遠依などあるも。撓み靡くを云へり。此は拆竹の簀の上に。あまたの御贄の鱸を。山の如くに積たるが。(諸の祝詞に、神に供ふる物どもを云に、如二横山一打積置、と云るたぐひにて)其の竹の撓むばかり。多かる狀を云なるべし。竹の簀に御贄を置くこと。外にはをさ〳〵見あたらねど。然ること有りつと覺しくて。袁祁命の御詠詞に。魚簀てふこと見え。大嘗祭式に。置簀と云物も出たり。又思ふに。如此樣につゞける詞の上は。多くは枕辭なる例なれば。拆竹はよく撓む物なる故に。たゞ登遠々の。枕辭に置るゝみにても有りなむ。若然らば。登遠遠は。御饌物を。種々並居たる臺の撓むを云るにて。其の机にまれ。何物にても有りぬべし。〇眞魚咋は。師云。麻那具比と訓べし。魚を那と云は。饌に用る時の名なり。(只何となく海河にあるなどをば、宇乎と云て、那とは云ず、此けぢめを心得おくべし、)持統天皇紀に。八釣魚てふ蝦夷の名の訓註に。魚此云レ儺。万葉五に。奈都良須(魚釣なり、)これら釣魚は。饌の料なる故に。那と云り。(今の世にも鮓にする魚を、須志那と云ひ、魚をひさく屋を那夜と云ふ、)さて菜も本は同言にて。魚にまれ菜にまれ。飯に副て食物を。凡て那と云なり。(菜と魚とを別の言の如く思ふは、文字になづめる後のくせなり、今の世も、菜を字音にて、佐伊と云ときは、魚にも菜にもわたる如く、古へ那と云名は、魚にも菜にもわたれり、また肴は酒魚にて、酒の菜に用ふる意なり、)万葉十一に。朝魚夕菜。これ朝も夕も那は一なるぞ。魚と菜と。字を替て書るは。魚菜に涉る名なるが故なり。其の那の中に。菜よりも魚をば殊に賞て。美き物とする故に。稱て眞那とは云り。(故れ那麻は魚に限りて、菜に

は涉らぬ名なり、今の世に麻那箸、麻那板など云ふも、魚や料理る具に限れる名なり〕さて眞魚咋と云ふ名目は。中昔の記錄ぶみなどに魚の味と云ひ。今の俗に魚類の料理と云などの事と聞ゆ。○將獻白矣は本籍に。獻也とあるをかく文を成せる由は、師の言に。多氏麻都良牟登麻袁志伎と訓べし。〔今正しく獻る時にあたりて、多氏麻都良牟と云ことは、新巢の凝烟の八拳垂までと云る如く、久しき後までをかけて云ふ詞なればなり〕上に是我所燧火者と云るより。此れまで祝詞なりとあるに據れり。師云。此はいと〳〵上代の文章にて。記中にても殊に絕れて。比類なき物なりと。信に然岡部大人のいみじく賞美尊崇れつるは。ことなり。〔凡て上代の文章の、すぐれて妙なる事を、近き世までも、知れる人さらに無りしを、岡部翁の見得られしは、是れもまた比類なく絕世たる眼也けり〕さて古事記爾は。この大國主神の。自ら吾が住所は云々。と請白し賜へるにも殊に御巢のことを申し給ひて。其は主と御饌のことに依れる故に。其事をのみ。右の如く委細に記せるを。

日本紀には。汝應往天日隅宮者云々とありて。次に種々の事等を擧られたれども。御饌のことの見えぬは。異なる傳へなり。〔今の世に、杵築に櫛八玉神の子孫とてあり、姓は財氏にて、別火と云、此の別火、年ごとの七月四日に、身逃の神事と云ことあり、海の底の鹽砂を、つとに包み、鹽をやきて、明日五日の、大社の神事に獻るなり、身逃と云よしは、かの別火國造の宅にゆきて此の神事を行ふ、其日は國造は、宅を出て他所に居るこれによりて云とぞ、さて大社の一社に、湊神社と云あり、これ櫛八玉命を祭ると云り〕

於是經津主神。健御雷之男神。以岐神為鄉導而周流。削平而逆命者斬戮。歸順者神相和之。荒振神等則。神問問之。神攘攘而。語問之磐根樹立。草之片葉亦令語止而。於中不服之星神天香香背男者。亦名天津甕星。遣倭文神健葉槌命則。乃

服矣。此經津主神。國巡坐時。來山國之地而。是土者不止見欲也語矣。故云山國。卽有正倉。亦天石楯縫直之處。於今云楯縫也。

於是は。上件大國主神の。杵築宮に鎭坐す時に。乃薦岐神於二柱神而。此神代吾而當奉從と宣へるを受たり。○鄕導は。美知備伎と訓むべし。(舊くクニノミチヒキと訓たれど非なり、そは谷川氏の說に、鄕は嚮と通へり、鄕國の鄕に非ずと、云るが如し)抑葦原中國の荒振神等を平和し坐ることは。經津主。健御雷二柱神の。御稜威に依ることには有れど。また岐神嚮導して御前に立給へる故に。枉神妖鬼どもの。殊に恐怖りて。速けく神功竟給へるにぞ有ける。其は岐神はしも。伊邪那岐命の。豫美都國より荒び疎び來る物を攘はむと。所念凝し坐る御靈によりて。成坐る故に。豫美都國に屬る物を。撥平る功あること。既に云へり。(第二十二段の傳を見て知べし)然るに。當時世に疎び荒たりし妖神どもは。上にも下にも注る如く。豫見都國の穢惡に因て成る神等なる故に。二柱神の國巡りて其の妖神を攘はむ時に。此の神を嚮導とせば。速に其功の成りなむ事を所思して。御思量の如く。大國主神の薦め給へりしなり。果して御削平の功績の伊豆速有しこと。此の段に見たるが如し。(されば大國主神の、是まで國巡り作堅め、荒振神を平たまへる時も、常に此の神を嚮導とし給ひけむことは云も更なり)さて經津主健御雷二柱神は。伊邪那岐大神と。火產靈神との。御怒り坐る御靈に因て成坐し。(此因は、第十五段を見て知べし)豫母都國の事惡ひ給ふ。御靈に因て成れる。岐神と共に。國平の功を成たまへる事趣を。つら／＼に見もてゆけば。伊邪那岐神。その御祖。產靈大神の大御心を御心として。宇都志伎人草を蕃息し給はむと。所念凝し坐る御恩賴の。何事にもわたり。天の下に御在せるほどの。有りと有し事蹟ども。無窮にその驗有こと。深く思ふべし。○周流削平而は。義を得て舊く米具理都々許登牟祁氏。と訓めるを用ふべし。(舊く削平を、

○○○タヒラグとも訓み、萬葉五に、武氣多比良宜氏とあれど、國地などをこそタヒラグとはいへ、神をたひらくとは爭か云む、字にのみ拘りて、古語知らぬ非訓なりかし。)且周り且事趣るなり。事趣とは。背ける者を。此方へ令レ向て。歸服しむる意の言なること。既に委く註せり。(第百六段の傳見るべし。)○逆命者。此は義を得て。麻都呂波奴毛能と訓べし。(舊くは、シタガハヌモノと訓る、これも惡きにはあらず。)言の義は。逆命の字。また日本紀に。不服。不順など見え。古事記に。不伏れもある字にて辨ふべし。(なほ委くは、神武天皇ノ卷の傳に注ふを見べし。)○斬戮は。伎理波布理と訓べし。(舊訓に、コロスとあれど言足らず。)上に速須佐之男ノ大神ノ段に。切二散其遠呂智一と見え。崇神天皇ノ卷に。斬二波布理其軍士一ともあり。(委くは彼處に注を見べし。)○歸須者は。古本に。斯多賀布母能。と訓るを用ふべし。(マツロフモノ、とある訓も惡からねど、上にマツロハヌモノと云ふ言あれば、語のかはるかた、調よければなり。)下につきて。事を承る意の言なり。○神和々之。神は神議。神集。神逐。神避。神隨などの神と同じく。神の御態なる故に。冠たる尊辭なり。次なる神問。神攘も。此れに準へて知べし。和は即ち字の如くにて。柔和に治むることなり。(此は本籍に、仍加褒美ノとあれど、漢めきたれば、遷二却崇神一詞に、經津主ノ命、健雷ノ命云々、神和々給氏、とあるによりて改めつ、漢籍どもに、安二撫降民一など云に似たる意ばへなり。)○荒振神等。こは天神の御命に順ひ依來ず。疎々しき神をひろく云へる中にも。專とは伊邪那岐ノ命。豫母都國の穢惡に牽りて。棄給へる御服物によりて。成り出たる八柱ノ神にて。海陸に住て。枉態を行ふ神等を云へるか。(委くは第二十三段の傳に、既に注へるを見べし。)須佐之男ノ命。御荒の時より。所を得て荒び發め。言語はぬ草木をさへに。喧囂起て言語しめ。(此事第四十三段の傳に注るを見べし。)此時までなほ靜らず在しこと。上に既に注へるが如し。(第百六段の傳見るべし。)○神問々之は。師云。問を登波斯と云は。延たる言にて古言の常なり。凡てかく延て云ふは。もとは必ずしも崇め言にも非ざりしに

や。賤き者のうへにも。多く云へる例あり。然れども。おのづから祟むる言にもなれるなり。(祝詞考に、問は、とはしめを約たるなり、と言れしは違へり、續世記錄文などに祟めて云とて、令レ問給、令レ行給などあるは、もと假字文には、とはせ給ふ、ゆかせ給ふなどやうに云へるを、眞字に、さは書成せるなり、其のとはせ給ふ、ゆかせ給ふは、古の延言の、とはし給ふ、ゆかし給ふの轉れるにて、令の意には非ず、此の格いづれの詞も同じ)

○神攘々而は。神問々給へど。歸順奉らで。なほ荒ぶる神等を。攘ひ給へるをいふ。(大祓詞後釋に、荒振神等乎波、神問志爾問志賜比、神掃爾掃賜比氐とある所に、神掃云々は、荒振神に係り、神問云々は、むねと大名持命に係れり、然れば云云神乎波、神問志爾云々、荒振神等乎波、神掃云云と、分けてあるべき事なるに、たゞ荒振神等とのみあるは、大名持神も荒び給へるごと聞えて、いかゞなれども、語を省きて、かくも云べきにや、と云はれしは非ず、) さて其攘ひ給へる趣は。坂の御尾ごとに追伏せ。河の瀬ごとに追撥ひ。斬散りも爲給ひけむ事は。言まくも更なるが。上に。岐神の。伊豆速き嚮導に。枉神の首渠者。足留むべき所を得ずて。遠く御國の地を逐はれて。底根の他國々へ逃遁て。其の國々に住るが多かると所思たり。(そは何に因て知れると云に、佛籍らを始め、外國々の籍どもを、得るがまにまに讀見れば、夜叉、羅刹、陀祇尼、毘那夜迦など云を始め、いとも枉々しき物どもの、量りなく多く、其れ等が如此してば幸へてむとて、傳へたりと云ふ法どもを見るに、言に絶たる穢き事どもなるは、當時逐はれたる枉神どもは、豫美都國の穢惡によりて、成り出たる故に、汚き事のあれば、所得て伊豆速ぶる性なること、須佐之男命の、高天原を汚し給へりしかば、荒び起たるに思ひ合され、また古への式に、外國人の參れる時と、罷れる後とに、道饗祭とて、久那斗之塞神を祭り給ふことは、參れる時の道饗祭は、外國人につきて來らむ蕃神を掃ひ、罷れる後の道饗祭は、外國人の歸れる跡に、彼につき來つる蕃神の、殘り留まりなむ事をおぼしての御祭なるは、此時の由緣によりて、行ひた

まふ、神世よりの御式なるべく、思ひ合さるればなり。）○語問之磐根云々。かく語問ふまじき物どもの語問へるは。彼枉神等の響ひ立て。喧したる妖態なること。上に云へりき。（第百六段の傳見べし。）○令二語止一而は。本籍どもに。たゞ語止氐とあり。此は師説に。止氐と云るは。今の世の心を以て思へば。自止たる如く聞えて。片葉乎毛といふに叶はぬごと聞ゆめれど然らず。夜米は令ㇾ止の約たるなれば。他をして止しむる意なり。されば自のうへにいふ時も。おのづから止ことには。夜美といひて夜米とは云ず。夜米はこと更に止めむと思ひて。止ることに云り。とあるに據て目易く記せるなり。（ヤマシメテとも、ヤマセテとも訓むべし。）偖かゝる物ども。青水沫さへに語問喧げりしは。彼枉神妖鬼の態なりし故に。それ被ㇾ逐たりしかば、此の物等の妖氣も。皆止みたりしなり。○其不服之とは。葦原中國なる枉神妖鬼どもは。みな事趣逐ひ給へれど。中國を放りて。虚空にかかれる星神なる故に。たゞ此の神のみ不順よしなり。○星神天香々背男（亦名天津甕星）まづ星のことは。和名抄に。說文云星萬物精上所ㇾ生也。和名保之とあり。（說文今の本には、萬物精上爲二列星一とあり、）大空の上つ方に夜光りて。量なく多く。大小群々と見ゆる物の總名なり。万葉七詠ㇾ天歌に。「天海丹雲之波立月船。星之林丹榜隱所見。と詠めるも。群々といと多き故に。星之林とは云り。（因に云む、此歌の天海を、今本に、アメノウミと訓たれど、拾遺集雜に、人丸と擧て、そらのうみとあり、是れ古訓なり。）保之てふ言の義は。未だ知らず。（漢籍に、星石也と見えたるを、天ノ安河所在五百箇磐石、とあるに附會て、火石なるべしなど云る說は、下に引る天書に因れる非ことにて、論に足らず、凡て物の丸く細かなるが、粒粒と放れたるを、常に保志と云り、此は星より轉れるにて、同言なるべし、さて漢籍ともに、星隕て石となる、と云こと見えたれども、眞の星は落る物には非ず、怪しき石の、星の如く光りて、墮ることもあるを、星なりと思へるなりけり。）そもそも此の物のこと。諸外國々にて。種々論ふ說ども聞ゆれども。萬物の精上て所ㇾ生と云を始め。み

な推量の說等にて。古傳ありて言へるに非ざれば。總て信に足らず。其の成り始めは神國の古傳に本づきて知るより外なし。(第五段に注せる、佐藤信淵が說見べし、藤原濱成ぬしの天書と云物に、其の始を記して、經津主神者、天之鎭神也、其先出レ自二諸尊一、初諸尊斬二温突血一、成二赤霧一、天下陰闇、直達二天漢一化成二三百六十五度七百八十三磐石一、是謂二星々之精一也、氣化爲レ神、號曰二磐裂一是謂二歲星之精一、裂生二根去一是謂二螢惑之精一、去生二磐筒男一是謂二太白之精一、男生二磐筒女一是謂二辰星之精一、女生二經津主一是謂二鎭星之精一とある天書は、弘仁の頃に記せる物なれば、古けれど、此は漢籍に、星石也とあるに合せて、作れる妄說と見ゆれば、據とするに足らず。)然れども其の質は。この大地と同じ質の物にて。大地の大空に浮漂ひて在るごとく。群々と見えつゝも。各々躔度を差へず。虚空に浮係りて。天日の旋動く勢氣に制れて旋る物ぞと云へる說は數百千歲くさぐに考へて。決めたる說にて。外國人の言ながら。信ひ從べき說なりけり。(是らの說ども、西洋の國々なる人々の天

文書を、委く探ね見て辨ふべし。)さて星神といへば。其を司る神と所聞たるに。孰の星に住める神ぞと云ことは知べからねど。香々背男といへば男神にて。香香は炫。背は佐衣の約にて。清明き意ときこえ。また天津甕星といへば直に星を云へる如く聞ゆれども。此の神をば殊に卑めて。神とも命とも言ざるにて。實には天津甕星神と云ふ意なり。其甕は甕速日神の甕とおなじく。伊迦と通ひて嚴く大なるを云ふ言なり。(委くは第百十三段の傳に註せるを見べし。)然れば此の神は。衆星の中に。もとも大く嚴く見ゆる星に住て。衆星を統轄むる神なること疑なし。(忌部正通神代卷口訣に、光形似レ甕、彗星也といひ、或說に、香々背男は、小威を耀かす邪神なる故に、其惡天に通りて、妖星見はれし故に、星神と云りと云る類の說どもは。總て論ふに足らず、殊に彗星を妖星なりと云は、漢國にかぎる私說にこそあれ、實には折々見ゆる、何ともなき星にて、謂ゆる推步のわざをよく究めたらむには、何時出なむと云ことも、考へ知られむ星なるべくぞ所思る。)かくて衆星の中に。嚴く

大きなる星はと探ぬるに。謂ゆる五星の中なる。金星なるべく所思たり。(謂ゆる五星は、金星・木星、水星、火星、土星是なり、金星をまた大白星とも、長庚星とも云ひ、木星をまた歳星とも云ひ、水星をまた辰星と云ひ、火星をまた螢惑星と云ひ、土星をまた鎭星と云ふ)然るは五星の中にも卓れて顯く見え、此星のみ御國の古き名聞えて。其の餘は聞ること無ければなり。其はまづ万葉五に。明星之開朝者云々。夕星乃由布弊爾奈禮婆云々。と訓る明星夕星ともに。大白金星をいへり。其は漢籍どもに。大白星晨出東方為啓明。昏見西方為長庚也と見え。和名抄に。兼名苑云。大白星一名長庚。暮見於西方為長庚。此間云由不豆々と見え。(この兼名苑の文、一名長庚といふに、晨出於東方為啓明といふ語を落せるなるべし。)また万葉二に。夕星之彼往此去云々と詠めるは。岡部翁の説の如く。彼方此方に人の往去さまを。大白星の。晨には東にいで。暮には西に去て見ゆるに。譬たるを。合せ考へて辨ふべし。(この星、朝には東に現はれ、暮には西に現はるゝ故に、俗に宵の明星、晨の明星と云ふ、能の小謡に、明星と云がありて、其詞に、あかつきの明星は、西へちろり東へちろり云々、)然るを和名抄に。大白星に。阿加保之といふ訓を出さず。別に兼名苑云。歳星一名明星。此間云阿加保之。とあるは誤なり。(按ふに歳星を阿加保之とせるは、一名を明星とある故に、其字にすがりて設けたる名なるを、誤りて、古く阿加保之と云しは、大白星なる事を忘れて、如此は舉たるならむ、大凡古く星の名の聞えたるは、大白星を阿加保之、由布豆々と云より外には、謂ゆる二十八宿の中なる昴星を、須八流と云、彗星を八々木保之、流星を與八比保之とあるなどは、其狀によりて名けたるにて古名と聞ゆれど、牽牛を比古保之、以奴加比保之と云ひ、織女を、太奈八太豆女とあるなどは、漢籍の妄説によりて負たる名にて、論ふに足らず此は序なれば云なり、摠て皇國の古へに、諸蕃國々の如く、星の名をこと〳〵しく負ざりしことは、師の言れたる如く、雲霧などの如く、見なしつる故にや有らむ、また和訓栞、「ひとひめぐり」、和名抄に、大

白神を訓せり、新撰陰陽書に、大將軍者大白之精、天之上客と見ゆ、一日巡の義なるべし、大白星也とぞ、暦林問答に、云々百事犯用之大凶、十二年運行四方といへり。○「ひとよめぐり、」大白神と同じきにや、ふさがりの神なりといへり、金葉集に、「君こそは一夜めぐりの神ときけ、など逢ことのかたゝがふらむ。」とあり、なほ彼此見ゆれど、煩ければ引出ず。）其は神樂歌次第の明星と云歌に。安加保之波。明星波久波也古々奈利也。名仁志加毛古與比乃川支乃。多々古々仁万須也。とあるは。（明星者、明星者、此者哉、此處在哉、何哉、今夕之月之、唯此處爾坐哉、といふ意にて）嚴き光を。月に見成るなるをも思ひ合すべし。然ばかり耀く星は。大白星をおきて何かあらむ。然れば甕星と云ふは。大白。長庚にて。香々背男は。その星神なること疑ひ有るまじく所思ゆ。○倭文神。健葉槌命。此の神は倭文連の祖にて。文布を織始たる神なる故に。倭文神とあるなり。（然るを師説に、倭文は借字にて後取なりと云れしは違へり、思ふにこは、健御雷神に従ひて、云々の

事有しを以て、ふと思ひ誤られしものなり。）さて此の神の名義。また倭文と云ふ物の事も何も。既に上に委曲く言へり。（第四十八段、第四十九段の傳見るべし。）○乃服矣。さしも嚴くて不服りし星神を。かく速に事趣給へるは、亦名を天羽雷命と負給へるに符ひて。最も雄々しく猛き神にも坐々ける。此の謂れによる事と聞えて。此の神の御裔は。常陸國に住て。後までも。神供の倭文を奉れること。此も上に既に言へりき。また鹿島神宮の御前に。攝社とおぼしき祠あるを。高房社と稱す其の祭神を尋ぬれば。建葉槌命を祭れるよし。古き社記に見たるは此の故事を思ふに。然も有べき事なり。（立綱云、高は美稱、房は古語拾遺に、好麻之所生、故謂之總國とあれば、生麻の義なるべしと云り、なほ此の神のことは、第四十九段に、委く注せるを見べし）○此經津主神。是より下は。出雲風土記を採れること。微に云へるが如し。○國巡坐時とは。荒振神を事向に巡り給へる時を云へり。○山國は。本籍に。意宇郡山國鄉。郡家東南卅二里二百卅步。（凡そ今の四里三十町ば

かりなり）とありて此傳を記せり（風土記抄に、合吉田、柿谷、馬木為一郷とあり）○是土者は。許能玖邇波と訓べし。○不止見欲とは、其地を愛給ふ餘りに。常に見欲しく所思す由なり。○云山國は。止ず見まほしき土ぞと詔へる故に。其地をかく號けたるなり。○即有正倉、正倉は富久良と訓て。祠のことなる由は既にいへり。（第七十一段の傳を見べし）さて此の祠は。經津主神のなること。言まくも更なり○天石楯とは。荒振神の射を防ぐと。天より持降り給へるにて。石もて作れる楯を云か。縫直し給ふとあれば。石とは堅固を擧て云へるか。然れども。石以て造れる楯なりとも。穴を穿ちて。縫付たる物ならむも知べからず。（凡て石某とあるを、前には師言によりて、皆堅固を擧たる言のごと思へりしかど、天石屋、天石鑑、天石笛など、皆實に石なるを思へば、此楯も、堅固を擧たりとのみは決がたくなむ、猶神武天皇巻に云をも見べし）○楯縫は。本籍に。意宇郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十歩。（凡て今の四里十九町ばかりあり）とありて。此の傳を記せり。（風土記抄に、楯縫郷、滿井、清瀨、野外、門生、四村なりとあり、今は能義郡に入れりとぞ）

故其普都大神、巡行葦原中津國、和平山河荒梗之類、畢而、心存歸天上而。即隨身之器仗甲戈楯劍。及所執玉、悉留置常陸信太國高來里而。即乘白雲而。二柱神共還參上天上而。奏言葦原中國者、皆已言向竟矣。

此の事は。常陸風土記信太郡の所に。高來里古老曰天地權輿、草木言語之時。自天降來神名普都大神云々。（是の約めたる文は、即ち此に採れる傳なり）即乘白雲、還昇蒼天。とあるを本に採り。次は古事記。日本紀を合せて記せること。微に云へるが如し。○普都大神。こは經津主神と。健御雷神とを相預て申せり。（然る所以は、第百十三段の傳に言へるを、味ひ讀て辨ふべし）○荒梗之類は。義を得て。阿良夫琉毛能杼母と訓べし。上に

所見たる。荒振神等をいへり。○和平は。夜波志志豆米と訓べし。(萬葉二十に、夜波志々都米とあり。)○心存は。義を得て。於母富斯と訓べし。天都神の御命のまに〳〵。葦原中國を。和平竟たまへる故に。天に歸昇らむと心存りしなり。○隨身之は。御身邇曾閉琉と訓べし。○器仗は。伊都乃母能と訓べし。(前には本籍に、器仗とありて、分注に、俗曰伊川乃○○、と二字欠て有りし故に、器は嚴の誤にて、分注に二字欠たるは、都惠なるべく思ひて、嚴杖と成したるを、後にまた思へば、漢籍に、器仗とあるは常にて、仗を兵器刀戟の總名にいへば、分注の欠字を、毛乃の二字なるべく考へて、改めたるなり。)此は御稜威を振ひ給ふに。用ふる器の義にて。次に見ゆる甲戈楯劍などの兵器をいへり。○甲は名和抄に。唐韻云。鎧甲也。釋名云。甲者似物之有鱗甲也。和名與路比。また說文云胄首鎧也。和名加布度とあり。然れば甲は。余呂比と訓むに論も勿れど。(漢籍また中昔の軍書にも、甲首など見え、舊く此の字を加夫登にあてゝ書來つれば、此も然にや有むと思はれ、また下に言ふ甲、明神のことをも思ひ合せて、前には加夫登と訓しかど、)なほ熟思へば。訶和羅とぞ訓べき。然るは新井君美ぬしの東雅に。甲を古語に。訶和羅と云り。日本紀に。崇神天皇十年に。脫甲而逃。時人號其脫甲處曰伽和羅と見え。古事記に。大山守命。水に沈みて死給へるを。鉤をもて探けるに。衣中なる甲に繫りて。訶和羅と鳴しと所見たる是れなり。今の俗に龜甲を。龜乃訶和羅と云ふもまた是れなり。武内宿禰を。高良明神といふも。此の義に依れりとあり。(師も此の考を用ひて、式なる筑後國三井郡高良玉垂命神社は、建内宿禰を祠りて、高良は加和良と唱ふ、これ昔しは韓國御言向の時に、彼の大臣の服給ひし甲にや、有む、伊勢國奄藝郡、丹波國氷上郡などにも、加和良神社ありて、式に出で出雲風土記にも、意宇郡に、式外に加和羅社あり、是らも甲に依れる名にぞ有む、また屋を葺く瓦は、韓語なりと云ふも然言なれども、若しは此れも龜の甲と同意にて、本より此方の言なるが、和の波に轉りたるにもや

有む、此れ等を合せて思へば、甲古名と云ふ説、いはれて聞えたり、信に龜の甲と同く、訶和羅と云べき物の狀なり、と云れき）訶和羅と云ふときは。甲冑にわたりて。其の名泛ければ。此の說に依れり。また余呂比と訓むも惡きには非ず。其は師の言の如く。與呂布と云ふ用言を。體言になして。身を取余呂ふ由の名なり。萬葉一に。山常庭村山有等取與呂布。天香具山云々。とある與呂布は。山の形の足整へるを。譽たる詞なるに同じ。（卽ち後の世の言にも、甲を服ることを、與呂布と云り、また具足と云も意同じ、さて東雅に、余呂比と云ふ語は、韓の方言ならむと云るは非なり、）さて余呂比といふも。本は甲冑にわたる名なるべし。冑も首の鎧なればなり。（されど冑を、余呂比とは云べけれど、鎧をば、加夫登とは云ふまじくこそ）借加夫登の加夫は。頭に服る由の名なること著けれど。登の義は未だ思ひ得ず。（藤原信西の本朝事始に、云るは、いと拙き說なり、）さて東雅に。冑の標を笠幟と云ことは。古へより聞え。神代紀に。日神の天磐屋戸に幽居せる時に手置帆負命を

作笠者とし。彥狹知命を作楯者とすと見え。饒速日命天降の時に。笠縫等祖天津麻良。曾々笠縫等祖。天津赤麻呂など。天孫本紀に見えて。武備の如見ゆれば。其の笠と云しは。雨を禦ぐのみならず。漢土に氈笠など云ふ物の類なりしか。鐵冑の制は。その初め笠と云ふ物より起れる故に。後世になりて。冑の標を笠幟といふ言の遺れるにや。と言れしは。思ひ合すべき事あり。そは鹿島神宮の古記に。大明神天下賜時御甲。大非二尋常一之甲。如二椎鐘一。是號二甲明神一。又曰二御笠大明神一。御笠山之名通歟とありて。今も神宮の傍に枝社ありて。甲明神とも。御笠明神とも稱せり。（かくて鎭り坐す所をも、御笠山といひ繼來れり、鹿島神宮の古記とは鹿島大神宮社例傳記と云物にて、かの大宮司の家に傳はれる古記なり、記せる時代は知べからず、次にもをり〳〵彼の宮の古記とて引る是なり）かゝれば東雅に。笠を冑の始めならむと云へるは。然も有るべき說ぞかし。〇戈楯劍などの事は。上に既に委曲に註せり。〇所執玉こは常に執せる御統之玉なるべきこと。上にをり〳〵出たる

玉に準へて覺るべし。○常陸ノ信太ノ國高來ノ里は。和名抄に。常陸太知。萬葉二十に。比多知とあり。古事記には。常道と書けり師云比多に常の字を書くは萬葉十八殿乃橘比多底里にして。とあるは變らず常に照を。比多底里と云へり。此の意なり。また十三に。常士と書り。(今本には、常を當に誤れり)さて知に陸の字を書くは。陸奥の陸と同くて。陸道の意なり。(古今集顯注に、常陸は、ひたかちを、ひたちとは申すなり、陸をかちとも讀むなり、と云へるを、契仲が、陸をかちとよめること未だ知らず、ひたちはひたみちなり、と云るはまことに然り)古歌に。東道乃道のはてなる常陸とよめるは。東海道の極なればなり。常國風土記に。往來道路。不隔湖海之津濟。郡郷境堺相續山川之峰谷。取近通之義。以名稱焉。とあるは。常道の意なりとあり。(但し此は、孝徳天皇の御世に、數の所々を併せて、今の如く一國に被立てこそ、常陸なる國とは成つれ。本は新治を過て筑波にかゝる間の一所の名なりしを、後に數所併せたる一國の名と爲たるなれば、比多知と云には別に由緒ぞ有けらし)弟子大高秀明云く。比多知は日立の意なるべし。然るは此の國は。大皇國の東極に在て。日の立出る方なればなり。其は月の初めて見え初たるを。月立と云に同じかるべしと云へり。此の考おもしろし。猶景行天皇卷。倭建命の。衣手之漬國と詔へる下に注を見べし。○信太は。和名抄に。常陸國信太志多とあり。此はもと日高見國と云しを。後に信太國と稱へり。(委くは應神天皇卷、に注ふを見るべし)○高來里は。和名抄に。信太郡高來郷あり。常陸國誌に。今存すと云へり(寛知集といふ物にも、竹來村と見えたり)さて知此上作器仗ども留置たまふと有れば。其の古跡。また正倉なども存るべきに。聊かも其の事の所聞ざるは。最も長歎はしき事なり。神名式に。此郡に。楯縫神社。阿彌神社あり。常陸國誌に。社共に。今不知其所在とあれど。楯縫神社は。楯をも留置たまへるに由あり。また和名抄に。阿彌郷もあるは。(但し今の本、彌を禰に誤れり)阿彌神社の在し地なるべし。由ある傳はなきか。處の古老などに。能々探ね見まほしきわざな

り。)門人成田牽胤云く、今信太郡の內木原村と云に、楯縫神社と云あり、周圍五丈餘の杉の神木ありて舊き社なり、卽ち當郡の一宮と云ふ、其近村にも楯縫と稱ふ社あれども、擬社なり、また同郡竹來村に、阿彌神社あり、古へこれにも杉の神木ありしが枯て、數百年を經たれども、今に大なる根株のこれり、舊社なること論なし、此を當郡の二宮と云ふ、又この隣村阿見村と云に、阿彌神社と稱する社二所あり、此の內一は近き年頃出來たる物なれど、今一は舊き社なり、されど式內のにはあらず、其は近鄕の人々、能く言ひ傳へて、皆知る處なり、かく一宮二宮と稱するを以ても、當郡中に最舊き大社なる事知べし、然るを國誌に、不知所在とあるは、いと〳〵不審きことなり、と云り、牽胤は其國人なれば、此の說違ひあるまじくこそ、)○乘白雲而は。所聞たるが如し。是に就て神等の。天上と此の國と。往來し給へる趣を。熟々考ふるに。天上より國土に降り給ふには。天浮橋に乘りて降り坐し。(天石船と云も、卽ち是なること、第百三十七段に、委く注を見べし、)國土より天上に昇り給ふには。雲に乘給へる事と所思たり。其は伊邪那岐。伊邪那美命御天降の時。邇々藝命御天降の時も。天浮橋に發せるは更にも云ず。櫛玉饒速日命の天降の時も。天磐船に乘して。所所を巡見るとあり。是に准へて思へば、天穗日命天翔り國翔り、見巡りて降るとあるも、磐船に乘てなるべく、經津主、建御雷、二神の天降らし、時、建角見命の降らし、なども、磐舟に乘てなること云も更なり、)斯て天上に昇り給ふ時に。雲に乘せる事は。此なるは更にも言ず。速須佐之男命の。昇り給へることを白し給ふ御言に。跋涉雲霧而とあり。(此をたゞに、日本紀に例の飾れる文とのみ見るは委からず、)天忍雲根命の。天津水を取りに昇り給ふ時も。天之浮雲に乘りてと有て。凡て神等の昇る處に。浮橋に乘りてと云ことは。一處も有ることなし。按ふに浮橋は。磐船とも云ひて。實に磐もて造れる物なりしかば。高に昇ることは。神の御所爲にも。得爲たまひ難き由緒ぞ有るべき。猶天村雲命の。天に昇らせる處に云をも見よ。(第百四十三段の傳見るべし、)○二柱

神は。經津主健御雷二神を云ふこと。言ふも更なり。(古事記に、建御雷神とのみ有は、異なる傳へなり、故日本紀に、二神乃昇天復命、とあるを採れり。)○還參上天上而云々。師の言に。事の前後を云はゞ。此の復奏は。造天之御舍云々より前に有るべし。(彼の御舍を造りて云々の事は、此の復奏を聞看ての上にて、敕命ありて、後の事なるべければなり。)然れども。大國主神に關れる事をば。後までをも一連に失言竟て。然て此の得奏申せる事をは云ふなり。と言れしは。古事記の。多く事の漏たる傳へにては然言なれど。大國主神の。既に天命を承畏みて。天之御舍の事を請し給へる事は。前に復奏し給ひし故に。天皇祖神。また二柱神を還遣し。更に條々して敕ひしかは。大國主神ます〳〵畏りて。言代主神に事問はしめ。健御名方神も服ひしかば。彌々に天命に違ふまじき旨を言立給ひて。大三輪大神。葛木鴨大神。宇奈提大神飛鳥大神などを。皇美麻命の近守神と貢置給ひ。など當時まで平殘し給へる。越の八國を平げ給へる其間に。彼の請し給へる天之御舍も。

造意たりしかば。二柱神に廣矛を授け。岐神を薦めて。彼宮に長に鎭り坐る故に。天皇祖神の命以て。天穗日命に其の祭祀を掌しめ。櫛八玉神を膳夫と爲て。御饗し給ひさて經津主。建御雷二柱神は。大國主神の御薦のまに〳〵。岐神を嚮導と爲て。荒振神の黨。平和し誅ひて。神功竟たる由を復奏し竟給へるなり。(こは第百十五段より、此の段までの事の連きを熟く見て、よく辯ふべし。)

故是時。歸順之首渠者。大物主神。大國御魂神。及言代主神。乃合八百萬神於天高市而。帥其諸神。共昇天而。陳其誠款之至時。高皇產靈神。勅大物主神曰。汝若以國神爲妻則。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津比賣配汝爲妻。宜領八百萬神而。永爲皇美麻命奉護詔而。乃使還降給矣。

故是時とは。經津主健御雷二柱神の。天下を既に事趣竟たまへる時を云。○歸順之は。麻都呂閉理斯と訓べし。○首渠者は。本籍に。比登碁能加美と訓めり。(神武天皇紀に魁帥と書て此云比登誤廼伽彌とあり、)師の言に。比登碁能加美とは。其の中の長を云ふとあり。人子之長の義なるべし。○大物主神。崇神天皇紀の歌に。於朋望能農之とあり。此の神は。大國主神の和御魂神に坐て。大三輪に拜き祭り給へる神なること上に見え。また大物主と申す御名は。三輪に鎭り坐す御魂の御名にして。大國主神の一名には非ざる故に大方古書どもに。此の御名は。三輪にのみ申せる事も既に註り。(第百二十段の傳見るべし、)さて師說に。神代紀に。大國主神の御名。初には大己貴神とのみ有りて。此の歸順へる處に至りて。名を更て。かく大物主神とあるは。卽ち此の時に。產靈大神の賜へる御名なるべし。(神代紀にて、此の一段は、事の趣きまぎらはしき故に、古來くさ〴〵解誤れることなり、善せずはまがひぬべし、然るは長隱矣と云ふまでは、此の神の現身の事、大物主神、及事代主神云々と云よりは、御靈の事なり、凡て神代の故事、現身と御靈と、差別なく語り傳へたる物なる故に、混るゝ事多し、此段も、此の差別をよく辨ゆべきことなり、長隱とは、現身の隱れたまふを云、さて和魂を、皇孫命の御護神となし給ふ、其の時に、高天原に參出たまひて、御名をも賜はり給ふなるべし、故れ此處に至て、始めて此の御名を擧たるなり、されば帥たまふ八百萬神も、御靈を云なり、さて上文に、故其條々詔勅之、夫汝云々とある、此のつゞきの條々は、御靈のうへの事を豫て詔し賜へるなり、抑、如此現身と、御靈とを別て見ざれば、此の段解がたし、一條の內にして、前と後と御名のかはれるを以ても、此差別ある事を曉るべし、)物主とは。八百萬神の首として。皇美麻命を護り奉るを以て。神之大人と云むが如しとあり。(是より以下に言れし說どもは、己が思ふとは聊か異なれば、論ひ直して注しつ、)凡て物と云稱は。萬に汎くわたる中に。我に對へる者を汎く指て云こと多く。(たとへば此人彼人を、此者彼者ともいふ類なり、)其より轉り

ては。萬物をも物といひ。（上に伊邪那岐伊邪那美命の。萬物を生給へりとあるは、禽獸虫魚の類までも生給へる由にて、そは人に對へて物と云へるなること、既に第十段の傳に注るが如し）また移りては。鬼魅の類は更なり。神をも泛く物と云ひ。（そは物氣物狂ひ、物の態、託物の爲たると云ふ物の[illegible]是なり、また神を泛く物と云ることは、龍田風神祭祝詞に、物知人とある物、新年祭詞に、疎夫留物能自下往者下平守、自上往者上平守とある物 道饗祭詞に、根國底國興利、麁備疎備來物とある物など、凡て神を弘く物といへり）また正しく尊き神に對へては。邪神妖鬼の類をも云り。（そは神代紀に、葦原中國之邪鬼とある邪鬼を、私記に、安之支毛乃、とあるなど是なり）さて此の時帥たまへるは。實に師の言の如く。事代主神を始め。八百萬神も。其の御靈なること著ければ。（さるは御自の現身は、既に杵築宮に隱り鎭り坐し、事代主神の現身は、青柴垣に隱り坐し、給へる神等も、杵築宮を造り給ひて後は、解散坐つれば、其御靈を帥ゐ給へるなること、萬世に動くまじき

師の言なりけり、物主とは。其の神等を始め。人にまれ何にまれ。魂となれる限。また靈ある物の幽冥に屬たる限りは。萬國の物までも。盡く掌給ふ由の御名にて。信に産靈大神の賜へる御名にぞ有べき。（崇神天皇の御世に、此の神の御妻となり給ひし、百襲比賣命の御墓を、晝は人の造れるに、夜は神の造れりと有るを以て、有ゆる神の物主たること炳ぐ、また同じ御世に、疫を流行せ給へるを以て、さる態を行ふ妖鬼の類にも、物主たること著くまた同じ御世に、我を云々祭りては、外國人を參來しめむと御託し坐るに、果して其御言の如くなりしなどを以て、外國の物までを、掌給ふことを知られたり）主は之大人の約り。大は例の美稱なり。現身は。杵築宮に長に鎭り坐して。再び御形を現し給ふことなきを。三輪山に坐す此の神のみ。時々御形を現はして。種々の事の有しを以て考ふるに。幽世の大權は。この和魂神の受持給ふ事と想像奉らるゝに。大物主と申す御名の。三輪に拜祭る御名となれるは。師言の如く。皇美麻命の御護神といひ。彼産靈大神の賜へる御名なる

が故に。重みしての事なるべし。(師云、然るを神代紀に、大己貴神の一名どもを擧たる處に、亦名大物主神とあるは、古意に違へり、撰者のさかしらに加へ給へるか、斯て世々の識者、たゞ廣く大己貴命の一名とのみ心得居るは、古書を見ることの精しからざる故の誤なり、)○大國御魂神。こは大國主神の荒御魂神に坐すこと。上に出て委曲く註せり。(第七十八段、第九十六段の傳など見るべし、)和魂荒魂相倶ひて昇り坐るなり。○言代主神。此の神の事も。既に委く註せり。(第百十七段の傳見べし、)さて此の神も。現身は既に。青柴垣に隱り給ひしかば。是の時天に參昇り給へるは。師の言の如く御靈なり。○八百萬神とは。常には天神國神を總ていへども。こゝは國神たち八百萬神を云ふなり。そは大國主神。言代主神の。素より從へ給ひし神等は更なり。是の時經津主。健御雷二柱神の事趣に。歸順たりし。神等の御靈をも。悉合へ給へるなり。(但しそは皆御靈なりし事も、上に言へる說どもを考へて曉るべし、)○天高市。和名抄に。大和國高市(多介知)郡とある是なり。然

るに天としも云ふは。神代紀石窟段の一書に。會ニ八十萬神於天高市ニ云々とあるを思ふに。今天上に參昇り給ふとて。諸神を合たまへる地なる故に。其に准へて稱るなるべし。(師は高天原の市のことに解れたれど、昇テ天ニと云こと、下の文にあれば、高天原の市には非ざるなり、或說に、昇天字を乃の下に移して看よ、と云へれど非なり、)さて和名抄に多介知とあれば、前に高市縣主の高市をば。然訓しかど。其は稍後の約言と聞ゆれば。此をば正しく多加伊知と訓つ。(神代紀今の本には、タケチと訓たれど、古本にはタカイチとあり、又和名抄、東市司比牟加之乃以知之官、西市司爾之乃以知乃豆加佐と有、)師の言の如く。凡て市とは。四方より人の集合ふ處を云ふ名なれば。是の時八百萬神の集へる地なる故に。後に地名とはなれりしなり。(市は必しも、物賣る者の集まるをのみ云ふ名には非ず、雄略天皇の大后の御歌には、京をも稱て、夜麻登能許能多氣知、と御詠ませり、但し此の御歌にも、多氣知とあれど、此は歌詞なる故に、殊に約言なり、)神名式に。大和國高市郡に。

天高市神社。(大、月次、新嘗。)と有り。大物主神。大國御魂神。事代主神を始めて。八百萬神をも祭れる社なるべし。(清和天皇紀、貞觀元年正月廿七日、授大和國天高市神從五位上。考證に、曾我神社南、今稱高市八幡、相傳、神代八百萬神、會合于天高市、即此、とあり。)○帥其諸神。帥は。比伎韋氐と訓べし。(又たゞに韋氐とも訓むも惡からず。)俗の言に引連てと云が如し。○共昇天而は。天照大御神。皇産靈大御神の大御許に。參出給へるを云ふ。(謂ゆる朝覲の意ばへなり。)○陳其誠款之至は。義を取りて。其麻都呂比乃麻許登乎麻袁須。と訓べし。こは一通に解むには。此度歸順へる事の違なき由を。陳せるなりと解釋べけれど。誠款之至と書れたるが。小緣ならず聞ゆるに就て。深く考ふるに此は是の時歸順の實を陳給へる事は更にも言ず。しか服順ませる素懷をも陳奏し給へりけむ。然るは此の神の勤み給へる。國作の御業は。皇産靈大神の御命承給へる、伊邪那岐。伊邪那美二柱神乃成竟給はざる御業にて。須佐之男命の成竟給ふべき道理なるを。彼の神は由緣ありて此も其業成終ずて。豫美都國に往坐し。後に其擧を此の神に任し給ひ。國修竟て後は。天神之御子に避り奉りて。終には其の顯國の國魂神と爲ちふ御諭ありし故に。(是らの事は、第百十五段の傳に委曲く注へれば、彼處を熟見て此處を見べし。)國造竟給はむ後は。天神之御子に讓奉るべき大義を甚熟く所知看して坐しかば。避奉り給はさる以前と云へども。聊も天津神に禮なき意は。持給はざる御有狀なり。故今其事を白し。己れ命の勤み給へる御業は。始めに皇産靈大神の。二柱神に依し賜へる業を受嗣て果せるなるを。今既に道理のまに／＼。天神之御子に。天下の顯事は授奉り。幽事の御依しを承賜りてあれば。是ぞ天神の御産靈によりて生出たる。我が本分の道を盡して。素懷をも遂たるにて侍り。と復奏し給へる事とぞ知られたる。其は次々の條に。是時大國魂神の白し給へる事どもを思ひ合せて。事代主神また從へ給ふ八百萬神の。陳し給へる狀をも準へ曉るべし。(第十二段の傳に委曲く註へる如く、天皇祖神たちの産靈によりて、御祖二柱神の、神等を

生坐る事狀をよく察れば、産靈神の愛み給ふ、人草の爲にと生坐るなれば、彼二柱神の生坐る神等は更にも云ず、神世のむねとある神等は、産靈神の大御心を御心として、無窮に世の爲、人草の爲となるべき事どもに、勤み給へる有趣なり、其は今も替らざること、風火金水土五種の神たちを始め、謂ゆる造化の事に預り給ふ神等、今に至るまで其功業の替ること、無きをもて證とすべし、されば其の餘りの神等といへども、各々某々に功績を立て、本分の道を盡し、産靈大神に、復命白さでは叶はざる義なれば、是の時參上らし、神たち、大物主神をはじめ、某々本分の道を盡し服ひて、天皇はさらなり、天皇祖神の、愛く思ほす人草は、なほ往末とこしへに、宇豆那ひ惠み給はむ事をも、誓白し給はでは得有るまじき理ならずや、又是に付て思ふに、凡人とても、天皇祖神の産靈に依て生出て、其の魂も、産靈大神の賜物にしあれば、其の賜へる性を違へず神習ふべき物なることを知り辨へて、世の爲、人の爲ともなるべき業にいそしみて、終には幽事掌する神の御許に參るなれば、其の御後に從ひて、是の時例のまに〳〵、天に參りて産靈大神に賜はれる、本分の道を盡せる事を、復命まをすぞ、人の道なる、古くより人死ては其魂は天上に參上る物ぞ、といふ傳へなりし故に、昔の書どもにも、貴人たちの死り坐るをば神騰りといひ、凡人の魂をも、天翔るとは云なりけり、なほ第十二段の傳、第百廿三段の傳などに云へる說どもを、合せ見て辨ふべし）○國神。こは高天原に坐す神を、天神と申すに對へて葦原中國なる神を云なり。（委くは第六十八段の傳に注へるを見るべし）○妻は。和名抄に。白虎通云。妻者齊也。與夫齊體也。和名米とあり。○疏心は。宇登夫琉許々呂と訓べし。祈年祭祝詞に。踈夫留物。御門祭詞に。四方四角與利疎備荒備來武云々。餘祝詞どもにも見えたり。（後に宇登美、宇登牟宇宇登々志、宇登麻留など云は、即ち是なり）○三穗津比賣御名の義いまだ思ひ得ず。（出雲國の地名に、三保郷、御穗之崎などあれど此の神の名などは、然る地名を負給ふべくも非ねば、餘に由有べし）神名式に大和國城下郡に村屋坐彌富都比

賣神社。(大、月次、相嘗、新嘗、)とある御社は此の神にて。清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日に。從五位上を奉られたり。(今藏堂村と云に在りて、森屋社とも、天王とも白すとそ、)城上郡大神大物主神社に。間近く立給へり、(神代口訣に、出雲國杵築大神大后神社を、此の姫神なりと云へるは、甚く違へり、彼の社は須勢理毘賣命にて、本躰大國主神の后神なる故に、杵築大神大后とあるなり、此は和魂大物主神の后なり、思ひ混ふべからず、)天武天皇紀に將軍大伴吹負連。村屋の地にて。近江朝の副將。廬井造鯨と戰ふ時に。高市社坐事代主神。牟狹社坐生靈神。高市縣主許梅に著りて。御孫有し後に。村屋神著祝曰。今自吾社中道軍衆將至。故宜塞社中道。故未經幾日。廬井造鯨軍自中道至。時人曰。卽神所敎之辭是也。軍政既訖將軍等擧是三神敎言而奏之卽勅登進三神之品以祠焉。とあるは。卽ち是の神なり。(登進三神之品以祠焉、とある事の由は、第一段の傳の末、神に贈位の事を論へる所に、委く注せり、)さて式なる丹波國桑田郡に。出雲神社。駿河國廬原郡に。御穗神社などあるをも。或說どもに。此の比賣神なりと云へるは非なり。(出雲神社は、大國主神なること、第百廿三段の傳に云ひ、御穗神社は、吉備建彥命なること、崇神天皇卷に委く注ふを見べし、)○配汝爲妻は。延喜古本に。伊麻志邇阿波世牟賣登世與と訓るに從ふべし。(常の本には、汝邇配世氐妻登爲牟、と訓たれど意違へり、)さて今かく御女を配せて。御妻と爲しめ給へることは。若疎ぶる御心の出來なむ事を。所思坐ての御擧のみならず。此の比賣神また然べき物識にて。大物主神の。八百萬神。また萬物の靈をも治め給ふ。後の政を知しめ給ふべき性なりし故にぞ有べき。(志理倍乃政と云ことは、第一段、產靈神の下に注へるを見べし、)そは後に。崇神天皇の御世に。大物主神。倭迹々日百襲姬命の。未然の事をさへに。能識り給ふばかりの物知なるに。御合坐て。妻と爲給へる事をも思ひ合すべし。○領八百萬神而云々。此の勅命を熟思ふにも。大物主と申す御名は是の時に高產靈神の賜へるならむと言はれし。師の考への動くまじくこそ所思れ。(そは八

百萬神と云は、此にては、やがて八百萬物といふ如き、意ばへの有ればなり。)○永爲ニ皇美麻命ニ云云。永は登古志閉邇と訓み。爲は美多米邇と訓べし。續紀の宣命に。奉爲と書たり。(漢籍にも、此さまに用へる事あり。)

○鋏胤云。これの二十四の卷を。板本と爲て。普く世に弘めむとする者は。近江國甲賀郡信樂の地に世々住める。藤尾景秀。齋藤長裕。この二人にこそ。かくて二十一の卷より。この卷まで合せて四卷を。第六帙とす。

古史傳二十五之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續
孫　延胤　攷

神代下五之卷

故卽手置帆負神。定爲笠作者。彦狹知神。爲楯縫者。天目一箇神。爲金匠者。天日鷲神。爲由布作者。櫛明玉神。爲玉作者。乃使天太玉命之弱肩。被太手襁而。爲御手代而。祭大物主神者。始起於是時矣。且天兒屋命者。主神事之宗源者也。故以太兆之卜事。仕奉矣。此者坐枚岡社。是時齋之大人。號齋主神。此神。今在東國檝取之地。亦健御雷之男神者。稱香島天大神。於天則。號曰香島宮。於地則。名豐香島宮矣。此者鹿島連之伊都伎奉神也。亦坐春日社也。

手置帆負神の笠作者たる。彦狹知神の楯縫者たること上に出で既に注せり。(第五十段の傳見べし。)○天目一箇神の。金匠者たることゝ。上に出たり。(第四十七段の傳見べし。)○天日鷲神の。由布作者たることも上に出て。既に注せり。(第四十八段、第四十九段の傳見るべし。)○櫛明玉神の玉作者たることも上に出たり。(第五十一段の傳見べし。)○天太玉命。此神のことも。上に出たり。(第五十二段。第五十三段、第五十六段。第六十一段の傳など見るべし。猶下にも見ゆ。)○弱肩被太手襁。この詞は。大殿祭詞に。此神の御裔の齋部氏の。神事仕へ奉る狀を。齋部宿禰某我。弱肩爾太襁取懸氏と見えたるを始め。大神宮神嘗祭詞。豐受宮同祭詞などにも見えて。後の祝詞宣命にも。齋部氏の奉仕るには。必かく見えたり。御幣を獻るに。

便著からむ料に襁を懸るを。大手襁取懸と云に就て。弱肩と云文せる物なり。(最もめでたき古文なれども。御紀には、かゝる類の文をば、悉省かれたるに、此の詞の遺れるは、珍らしき事なり。)○爲御手代は。(本籍に、代御手以とあり。前には其儘に採て、代ニ御手ニと訓たれど、後にまた思ひ直して。)私記に。美氐之呂止之氐と訓るに據りて文を成せり。天皇命の立奉る御幣を。其の御手に代りて物するを。御手代と云へるなり。(今本に、ミトシロとも訓るは非なり。)姓氏錄大和國天神部に。御手代首。天御中主命十世孫天諸神命之後也とあり。此は太玉命の末とは所聞ざれど。御手代てふ詞の證に擧つるなり。(此の氏人のこと、聖武天皇の紀に、天平十年七月大倭御手代連麻呂女、賜ニ宿禰姓ニと見え、姓氏錄河内國天神部に、神人御手代首同祖、阿比良命之後也ともあり、是らを合せて考ふべし。)さて上の件の神等の造らせる。笠。楯。玉。由布また金にて造れるは。鏡。鐸などならむを。其やがて御幣にて。太玉命の取持して獻れるなり。其狀は。石窟戸の段の故事に思ひ

合せ辨ふべし。○是時より始起きは。大物主神を上の件の如く嚴重にして祭らしめ給ふことは。高皇産靈神の御量にて。是時より始起れる事ぞとなり。○天兒屋命も上に出て。既に委曲く注せり。(第四十四段より、第六十段までの傳を見てしるべし。)○主ニ神事之宗源ニ者也とは。上に記せる如く。此神やがて八意思兼神にて。天照大御神の。石窟に幽居坐る時に。高皇産靈神。殊に召て令レ思給ひしかば。奇く妙に思慮りて。種々の事ども設けて。終に大御神を謀り出し奉り給へり。是ぞ神祭事の源始なる。斯て其祭ごち給へる事趣を熟察るに。惡事の。善事に直らでは有るまじき理の至極なりけり。と窺ひ奉らるれば。此を神事の宗源を主れりとは云なるべし。(此事委くは、第六十段の傳に、取すべて注せるを見べし。)○以ニ大兆之卜事ニ云々。此術のことは上に出て。是また天兒屋根命の始め給へる術なること。又こは種々設たる事どもの。其祭る神の御心に應ふべきや否や。漏落たること。過てる事の有りや無しやと云ことを。卜問へる趣なることも。石屋戸の段に委曲に注へ

るが如し。(第五十二段、第六十段の傳に云へるを見べし。)されば此處ぞも。上の件設たる事物ども。大物主神の御心に。應ふや否や。落たる事過てる事などの。有や無やと云ことを。大兆の術もて卜はせ給へる由なり。其は高皇産靈大神の勅命に依てなる事は。言まくも更なり。(但し前に天照大御神の、石屋戸をさして幽り居せる時は、直に問奉るべき便なければ、卜問奉れるも然る事ながら、大物主神は、直に問奉りても有べき物ぞと思ふも有べけれど然らず、直に問奉るとも、いさゝか御心に應はざること、漏落たる事までを然ばかり巨細に敎し給ふべくも非ず、御心にこめて坐まさむかの心配、なきにしも非ざれば、いと大切に祭りする上からは、卜問て知るに及こと無ればぞかし。)〇枚岡社は。神名式に河內國河內郡に。枚岡神社四座。(名神、大、月次、相嘗、新嘗。)とある是なり。(此は天兒屋根命、比賣大神、さて相殿に、武甕槌命、經津主命坐て、四座なり、此二神の坐すよしは、下に委く云べし。)和名抄に。讃良郡に、枚岡(比良乎加。)の郷あり。此は本は河內郡なりけむを。後に讃良郡に隷るにや。此社に天兒屋根命の鎭坐すことは、下に引く國史。未た式等の文にて著明なり。姓氏錄河內國天神部に。菅生朝臣。大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫。天兒屋根命之後也。また中臣連。津速魂命十四世孫。雷大臣命之後也。また平岡連。津速魂命十四世孫。鯛身臣之後也。(鯛身の臣と云は、雷大臣命の亦の名なり、委くは、仲哀天皇の卷に注ふを見るべし。)などあるを始め。天兒屋根命の御末の氏々數見えたり。此の國に本つ社と聞ゆる枚岡の社ありて。其の御末の姓々多かる事は。神世に決めて。此の國に由緒有けむと思へど。風土記も今は傳はらねば。其の始を考ふべき便なし。(河內志に、在出雲井村北、今尙國民敬信、稱本國一宮、勤時祭、蹈哥、占殺等祭事、神幸之地在豐浦村、といへり。)仁明天皇紀に。承和十年六月乙丑。河內國河內郡。從三位勳三等。平岡大神社神主。永預把笏、とあり。(なほ此の社に、位階を授け奉られし事は、鹿島の神宮の處に、取總て注を見るべし。)さて文德天皇紀に。齊衡三年十月己丑。加從一位平岡神幣布廿四

端また淸和天皇紀に。貞觀七年十月勅。河內國平岡神主一人。給春冬當色料絹布等。一如平野梅宮神主。又春秋二祭。差神祇官中臣官人一人。撿挍祭事。兼付幣帛。又春秋二祭。差琴師一人。供事祭場。立爲恒例。十二月勅。河內國平岡神四前。准春日大原野神。春冬二祭奉幣。永以爲例などあり。（此の社の祭神は、神名式に、幾座とは無ればゞ、本は疑なく一座なりけむを、此文に四前と云ひ、臨時祭式にも、三所に、平岡神社四座とあるは、後に春日の社に准へて、四座と爲されたるなり、其由下に云べし。）さて臨時祭式に。平岡神四座祭と題して祭神料解除料。散祭料。神殿裝束料。釀神酒竈神祭料。釀神酒解除料。雜色人食料。齋服料。同祭祿料など色物を記され。右春二月冬十一月上申日祭之官人一人。率雜色人供奉祭事。と有るをもて。嚴重しき御祭なることを知べし。（但しかく嚴重に祭り給ふことゝ成ぬるは、春日、大原野神の祭に准へ給へるなること。上に引る貞觀七年の御紀と、合せ見て辨ふべし。）○是時齋之大人云々。本籍に。齋此云伊幡比とあり。（師云、此訓註の齋字の下に、今本に、主字あるは誤なり。）齋之大人とは、神を齋祭る主と云ふことにて。神主と云が如し。（神武天皇卷に、天皇御親天神を顯齋ひし給へる時に、道臣命を齋主と爲給へりとある事、また仲哀天皇卷に、神功皇后、御親神主と爲りて、神の御言を請給へる事などを思ふべし、また綏靖天皇の卷に、神八井耳命の、忌人と爲て仕へ奉らむ、と白し給へる忌人は、もはら此に齋主とあるに同じ、また後に祭主と云ふ職のあるも、同意の稱なり。）さて伊波比てふ語の義は既に注へりき。（第百二十四段の傳見べし。）號齋主神とは。是時大物主神を祭るに。齋之大人となれる神を。齋主神と號すと云へるにて。主は能宇斯の切なること。上に云へるが如し。（第一段、天之御中主神の下見べし。）さて其の齋之大人仕へ奉れる神は。誰神と云ふこと。被知ざる如くなれど。此神今在東國檝取之地。とあるにて。經津主神なる事知られたり。其は春日祭詞に。香取坐伊波比主命と見え。他古書どもに。香取坐神を經津主神とあり。（なほ此段の徵に論へる說どもを合せ考ふべし。）

さて如此やごとなき神等を。此神事に仕へ奉らしめ給へるを以ても。大物主神を崇敬まさせることの。比類なきを知るべし。其は八百萬國神に八百萬物代主を。依し賜へる大神に坐せばぞかし。○東國とは。足柄山より東なる諸國を。總て云ふ稱なり。然稱ふ事本は。景行天皇卷に見えたり。○檝取は。和名抄に。下總國香取(加止里。)郡。香取郷とある是なり。(檝字は。和名抄舟具に。釋名云。檝使舟捷疾具也。和名加遲とある字なるを。此に加に用ひたるは。古加遲を加とばかりも云しにや。俗の學者たち。檝字に就て。神武天皇紀なる呪訓てふ語を牽強せて。加遲とは神語なり。此にして彼を治むる秘術の起なり。然れば。鹿島も檝島なりなど云へるは。カヂリとカヂと。音の違へる事をさへに。得辨へざる痴說なり。)總國風土記に。檝取郡。東限大高山。西限草川。南限大宜。北限國府湊とあり。(處の古老の說に。香取の郷を古くは大槻の郷といひ。其の後に大竹の郷と云へり。と云ふは信なるか知らず。さて神宮のある地をば。龜甲山と云とぞ。)神名式に。同郡に香取神宮。(名神大。月次。新嘗。)と載され。名神祭式には。香取神宮一座とあり。(總國風土紀に。檝取神社。所祭經津主神也。舒明天皇三年二月。始奉圭田行神禮云々と見ゆ。)臨時祭式に。凡香取神宮。樂人裝束者。令國司付領。若有欠失。拘其解由。とありて。樂人六人。舞妓八人の裝束料の物を注せり。抑香取宮のことは。何事も鹿島宮の次に立て。彼宮に準へて物し給ふ趣なること。下に引く書等に所見たる如くなるに。彼宮になき。樂人舞妓の事のあるは。何なる由にか。(後人尚よく考ふべし。)さて仁明天皇紀に。承和三年十月丙辰。下總國言。香取神禰宜。準常陸國鹿島禰宜。遷代相續。同令把笏。許之とあり。(なほ此の神宮に。位階を授奉られし事も何も。鹿島神宮の處に。總て注ふを見るべし。)○香島天大神は。加具志摩乃阿米能於富加美と訓べし。加具に香の字を書くは。香山の加具に。此の字を書と同例なり。此島の名を。大凡の古書に。鹿島と書たる中に。常陸風土記にのみ如此書たるは。珍しき事なり。(是に依れば。香取もカグトリと訓べく所思ゆ。其由下に云ふ。)和

名抄に。常陸國鹿島(加之末、)郡と見え。また薩摩國鹿兒島(加古之麻、)郡とあれど。兒に神代紀に。天鹿兒弓など有を思ひて。後人の加へたるならむ。(其は延喜民部式に、凡諸國部內郡里等名、並用二字、必取嘉名、など云ふ勅ありしより、國郡鄕の名、三字なるは切め、一字なるは、韻字を補ひなどして、悉く二字に定め給へり、然れば和名抄に見えたる國郡鄕の名、右の外なるは、一つも無ければなり。)さて鹿字香字ともに。加と訓まむに。常に論ひ無く。古く加之末と云へる事は。下に引く萬葉歌にも。可志麻とあれど。本は決めて香とあるは更なり。鹿の字を書るをも。加具とぞ訓けむ。其は謂ゆる天香嶋は。鹿の住む嶋なる故の名なればなり。(其由は第百十三段、天迦久神の下に、委く注せるを見よ。)さて天大神と申すは。本籍に。自高天原降來大神名。稱香嶋天之大神と有れば。天上より降來坐る大神と云意に。其の國にて稱せる御名なり。○於天則號曰香嶋宮とは。健御雷神の。天上に坐し時に住坐る宮を。香嶋宮と云しと言へるにて。その宮は。上に。坐天安河之河上之天石窟神。名伊都之尾羽張神之子。甕速日神之子、熯速日神之子。武甕槌神とある。天石窟なり。そは天安河の水を。逆に塞上て。道を塞たりと有れば。嶋なること炳く。かくて鹿の住む故に。鹿嶋宮とは云ならむ。(尙第百十三段の傳に云るを合せ考ふべし。)○於地即。名豐香嶋宮矣とは。此地に留め給へる御魂の坐す宮の稱は。即ち天宮の號を用ひ。豐てふ美稱を冠らせて。豐香嶋宮と名けたる由なり。(羅山文集に、常陸國鹿嶋宮、古來不殺鹿、以神使故也、と云れし如く、今も堅く鹿を疎略にせざる定めにて、鹿おほく棲たり、鹿嶋てふ名の故よし、明に知られたり、是地に替りて香取には、鹿栖ずと云は實にや、もし實に然も有らば、香取とは、鹿を取と云義ならむも知べからず。)神名式に。常陸國鹿嶋郡に。鹿嶋神宮。(名神、大、月次、新嘗、)とある宮是れなり。此の郡のこと。まづ風土記に。香島郡。(東大海、南下總常陸、堺安是湖、西流海、(堺)北那賀香島、堺阿多可奈湖、)古老の曰く、難波長柄豐前大朝宇天皇之世。己酉年。(孝德天皇の御世を申す、己酉年

は、大化五年と云し年なり、）大乙上中臣子（子の字の上に、字脱たるべし。）大乙下中臣部兎子等。（大乙上、大乙下は、孝德天皇の大化五年に、定められたる位階の中なり、今の位階に當たらむには、八位ばかりにや當るべき、さて此中臣氏のことは、下に云べし、）請總領高向大夫。（摠領は、天武天皇紀に、摠領所、持統天皇紀に、伊豫の摠領と云も見ゆ、此の高向氏は、常陸國の摠領と聞えたり、）割下總國海上國造部內。輕野以南一里。（こは下總國海上國造が持たる部內の、輕野以南と云へるにて、輕野以南は、もと下總の國なりしを、割たりとの事には非ず、）那賀國造部內。寒田以北五里。（此のほどは常陸國、今の如くにては無りしかば、那賀國も他國なり、）別置神郡。其處有天之大神、坂戸社。沼尾社。合三處。總稱香嶋天之大神。因名郡焉。（風俗說云霰零香取島之國。）と見ゆ。（坂戸社沼尾社をも、總て香島天之大神と稱す由なれど、實は健御雷神を申す御稱なること、文の趣にてよく通え、なほ此の坂戸沼尾二社のことは、春日の社の處に云べし、）延喜式にも。

常陸國鹿嶋郡爲神郡とあれば。古へは鹿嶋郡は。悉神領なりしと通ゆ。されど。最古く鹿嶋と云し地は。謂ゆる鹿嶋崎より。甕山といふ邊までを云て。此は神世のほどには。放れて嶋なりけむ故に。鹿嶋とは云へるならむと。地形を見て察られたり。（甕山のこと、夫木抄に、光俊朝臣「神さぶる鹿島を見れば玉だれの、小甕ばかりぞまだ殘りける、此哥、は、鹿島と云ふ島は、社頭より十町ばかりのきて「今は陸地より連たる島になむ侍る、其の所に壺と云物の、まことに大きなるが半すぎて埋れて見えしを、先達の僧に尋ねしかば、是れは神代よりとゞまれる壺にて、今に殘れるよし申し侍しこそ、身の毛いよ立ておぼえ侍りしか、小甕ぞことたがひて詠めりける　社例傳記に、甕のある所なる故に、甕島と云へるを略きて鹿島といひ、後に神の名にも、郡の名にも顯はしけるにや、と云へるは非なり、今は瑞甕森とて、下生村の田中に、椎の木一ト本立たる小塚にて、纔に其の名を存せり、周りは田所なれば、稍々に田に作りなどして、かく成れるにや、北條時隣が言に、正月

八日祭禮なり、舊記に、此日朝廷より、勅使下りて、伶人舞をまひ、太平樂を奏じ、諸神官幣帛をさゝげ、祝詞白して、甕山を廻れるよし見ゆ、と云へりき。)常陸國誌に。鹿嶋郡東臨東海。西與行方郡地相望。界以箕輪泒江。南亦至箕輪大江為限。東至海口。與下總國香取郡相對。北與茨城郡地相錯、とあるは。風土記に云へると、大抵合り。(和名抄に、當郡に、白鳥、下島、鹿島、高屋、三宅、宮前、宮田、中村、松浦、中島、輕野、徳宿、幡麻、大屋、諸尾、新居、伊島、上島と十八郷あれど、此は國誌に、和名抄所載、今存徳宿中村幡麻、而宮田、宮前今屬茨城郡、其餘無所見、今考郡圖、新治郡地有白鳥邑、然與鹿島郡地遙遠、又茨城行方地、介在其間、雖古今沿革轉遷不定、然未至如此大差、雖同其名恐非鹿島郡也、餘無可考、大槩皆舊郡地と云るは、實に然る説なりかし。)さて風土記に。神戸六十五烟。(本八戸、難波天皇之世、加奉五十戸、飛鳥淨見原之朝、加奉九戸、合六十七戸、庚寅年編戸減二戸、令定六十五戸。)と見え。廢帝紀に。天平寶字二年九月丁丑。常陸國鹿嶋神奴二百十八人。便為神戸。稱徳天皇紀。神護景雲元年四月庚子。放鹿嶋神賤男八十人。女七十五人。從良。光仁天皇紀に。寶龜四年六月丙午。常陸國鹿嶋神賤一百五人、自神護景雲元年。乞制安留一處。不許與良婚姻。至是依舊。居住更不移動。其同類相婚一依前例。同十一年十二月壬子常陸國言。脱漏神賤七百七十四人。請編神司。妄認良氏為神賤。假託靈異。已使朝章。自今已後更莫申請許之など見ゆ。神戸とは。神領の御民の戸家をいふ。神奴は。神賤と書るも同く。即ちその御民なり。(姓氏錄に、神奴連天兒屋根命十一世孫、雷大臣命之後也とも見えたり。)鹿嶋より二里ばかり北に。神戸原と云ありて。今も其の入口に鳥居立たり。これ古への神戸なるべし。なほ東鑑に、治承五年三月、養和元年十月、文治三年十月の下などに、鎌倉より、神領を寄附せられし事見えたり。)風俗説云。霰零鹿嶋之國。と風土記に云へれど。俗説に非ず。萬葉にも七に。霰零鹿嶋之崎乎浪高。過而夜將行戀敷物乎。冠辭考云、こは霰ふりて、

音のかしましと云ひかけたり、三の卷に、霰零吉志美我高乎險跡云々も、右に同く、かしましと連けたり、きしみ、かしま音通へりとあり、鹿島之崎は、萬葉九の長哥に、牡牛の三宅の潟にさし向ふ、鹿島の崎に狹丹塗の、小船を儲て、玉纒の小梶繁貫、云々と詠るをはじめ、後の哥どもにも多く見えたり、）二十に。阿良例布理。可志麻能可美乎伊能利都々。須米良美久佐爾。和例波伎爾之乎。など詠り。（霰零鹿島の神を祈りつゝ、皇御軍に我は來にしをなり、此歌に依て思ふに、舊くも聞ゆる鹿島立と云ことは、昔此國より、筑紫に遣す防人を、多く役し給へるを思ふに、神世に此大神の、天より此の國へ旅發まして、邪鬼を平け給へる由緒によりて、其の御稜威を請奉りて、役に立つ時には詣てけむ故に、鹿島立と云へるには非じか、詞林采葉抄に、或は四夷の亂を靜め、或は異朝の敵を亡したまふも、專と此の神を先として、諸神も進發し給ふとぞ申す、然れば神功皇后、三韓を責させ給ひし時、鹿島香取の兩社に、天の御札ふれり、其の銘に曰く、東大神表矣と、よて三月初巳の日に、香取明神門出し給ふ、午の日鹿島につき給ひて、兩神ともに起ち給ふ、今の世に旅の門出を、鹿島立と申すは、此緣なりと有るは、由有げに聞えたり、社例傳記には、當社の神は、秋津洲の鎭守の神にておはし坐す故にや、古より浮吟ふ無名の神々、國郡に飛翔る冥道、みな此神の廣前に集ひて、一國一郡一村の依所をこひ、天下大小の諸神、國々に安置す。其國里へ移ります時、始めて旅に出たまふ故に、鹿島立と云傳ふと云へり、最も覺束なき說なれども、少かはさる由緒なきにしも非ずかし、）さて其の宮地は。風土記に。神社周匝卜氏居所。地體高敞。東西臨海。峯谷犬牙邑里交錯。山木野草。自屛內庭之藩籬。潤流崖泉涌朝夕之汲流。嶺頭構舍。松竹衞於垣外。谿腰掘井。薜蘿蔭於壁上。春經其村者。百草口花。秋過其路者。千樹錦葉。可謂神仙之幽居。佳麗之豐不可悉之。とある趣によく合へり。（卜氏とは、卜部氏をいへり、此は當昔神宮の邊に住めるが多かりしと通えたり、此事は既に第六十段、四國の卜部の下に云へれば、

此には洩しつ。）さて此の神宮は。何れの時より。此の處に立給へりとも云ことを知べからねど。鹿島香取兩宮ともに。神世に定め給ひけむと所思たり。（其は二柱の神共に。荒振神を事越周らして。巡りの竟に。枉神邪鬼を此地に追及て。逐ひ失ひ。却ひ給へる趣は、健御名方神を追往て、信濃の國諏訪の海まで追到りて、殺さむと爲給へる趣に、思ひ合せて悟るべし、此の常陸の國より。天上に還り昇り給へり。そは上に見えたる傳に。普都大神。信太の高來里に。器仗を留め置きて。還り昇り坐ると有るをもて炳焉し。然れば其の昇り給ふ時に。無窮に皇美麻命を護給ふ。御靈を留むる宮所をば。御自定め給へりけむ。（風土記には、崇神天皇の御世より、鹿島の宮のこと見えたれど、神宮の在しは、其れより甚古く聞えたり、社例傳記に、鹿島神祠立始給事、神武天皇元年云々と有れど信がたし、神道集といふ物に、常陸國那賀郡古内村に天降坐て、其より國中を廻り見て、鹿島の郡の吉き處を御在所に定む、と云へるは傳へある事にや、和名抄に、那賀郡に、鹿島郷と云があ

り。）抑々常陸國は。大八嶋國の東の端にある國なるに謂ゆる浪逆海を前にして。鳥居は西南に向き立たるが。稍深く入て神宮あり。（なさかの海は、萬葉十四常陸の國の哥に、比多知奈流、奈左可能宇美乃、多麻毛許曾、比氣波多延須禮、阿杼可多延世武、堀川百首に、顯仲朝臣、東なる波逆の海に鹽みちて、有明のそらに千鳥しば鳴、とよめり仙覺抄に、常陸の鹿島の崎と、下總の海上との間より、遠く入たる海あり、末は二た流れなり、風土記には、これを流海とかけり、今の人は、内の海となむ申す、その海一と流は、北のかた鹿島郡、南のかた行方郡との中に入れり、一と流は、北のかた行方郡と、下總國の堺をへて、信太郡、茨城郡までに入れり、然るにかの内海、鹽のみつる時には、浪殊に逆のぼる、然れば浪の逆のぼる義によりて、奈左可能宇美と云べきなりと言へり、即ち風土記に、香島郡は、東南並流海といへるにもよく合へり）拜殿は西に向たれど。正殿は北に向て立給へること。幽き由緒ありと聞ゆ。（彼の社傳記に、西向任非正御殿、

奉拜殿也、不開御殿云、奉拜殿傍坐、是則正御殿也、北向坐雖本朝之神社多、北方向立社稀也、鬼門降伏也。社北向、御身体正東向奉安置、內陣之例法也とあり。夫木集、光俊朝臣哥の詞書にも、不開の御殿と書れたり、東鑑仁治二年二月十二日の處に、常陸國鹿島社燒亡。但不開殿御殿奥御殿等者不燒、當社垂跡以來、未有此災之由、古老之所相謂也。とも見えたり、奥御殿とは、奥宮のことか、本宮より二町ばかり東にあり、大神の荒魂を齋き祭れる宮の由にて、參詣る諸人に、神前にて物音なせそ、と誡め、祭の時は、禰宜祝まで、拍手をも忍びて拍て忌愼むとぞ、)其は神宮より十町ばかり。東の方に放れて。謂ゆる石の御座と云がある處より濱邊に。鹽宮と申す枝宮ありて。正に東北の方に向ひて立たり。此を見目神といひ。其の邊の濱を。見る目の濱とも云ふ。(石御座のことは、彼の社記に、石御座、俗云要石、號山宮、大明神天降給時、此石御座侍とあり　夫木集に、光俊朝臣、「尋かねけふ見つるかな千早ふる、御山のおくの石のみましを。と有て、或抄に云、

光俊朝臣、鹿島にまうで侍りけるに、奥の御前にて、不開の御殿よりは、二三町ばかり、東の山中に御座す御殿にて、ふるき神官をよびて、此に平なる石の圓なるが、二尺ばかりなるや有ると問侍るに、さる石ありとて、御殿の後の竹の中に、埋れて侍りけるを掘出てけり、此明神天より降りたまひて、此石の上に坐し給ふ石なり、とあり、見るに御影石といふ石の質にて、石の上すこし窪みて、丸き石なるが、此石の根なる地に、白き小虫のあるを見つくれば、子なき人は、子を設くる由にて、ほぐしもて掘たる迹あり、常陸國誌云、土人相傳有大魚圍繞日本、首會於此地、鹿島明神、釘其首尾以貫之、不得動搖、譬如扇柄得釘而堅固、此石即釘也、荒唐可笑といへり、古老の言に。神世に。鹿嶋の大神此濱よりして。惡神邪鬼を。異國へ却ひ給へる後に。鹽宮神をこゝに居て。もし惡鬼の還ること有れば。速に大神に告しめ給ふなり。故また告神とも云ふといへり。(此の古老の說を、生さかしらの輩は、信ざるも有べけれど、凡て處の古老の口實には、信の事の多かる

物なれば、一向にいひ腐すべき事には非ず、さるは諸國の風土記と云も、皆處の古老の口實を問て記せる物にて、中には神世の傳へも多かるを、數千歳のほど、誤らず語り傳たること多かり、然れば今の世とても正しき傳への、其なりに誤らず傳はる事もなどか無らむ、よく思ふべし、さて鹽宮に鹽の字を書くことは、潮を昔の方言に、伊多と云し故なり、同國の板來里を、潮來と書こと、是故なりと云は、實なるか知らず、されど鹽宮と云は、潮の浪うつ際に在し故の名なるべし、今はその前邊は、廣き砂原なれど、最古くは、此の社の所まで浪の來りけむこと、地の狀を見るに疑なき物なり。)此の神を社傳記に。高倉下命とあり。此は神武天皇の御世に。健御雷神。この命の倉頂を穿ちて。部靈の御劔を墮入れて。天皇に獻らしめ給へる古事を思ふに。由緒ある説に聞えたり。(見目神と云名は、正き古書に見當らねど、鎌倉八幡宮、また伊豆の國伊古奈比咩命神社の相殿にも、同名の神あり、但しそは異神と聞えたり。)さて此社の前邊は。謂ゆる高開原なり。鬼塚と云が有て。神世に大神。此の原まで。邪鬼を追到り坐て。多く斬散り給へる。其の骸を埋たる處と語り傳へたり。(高開原は、風土記に、郡東三里高松濱、大海之流著砂貝、積成高丘、松林自生、椎柴交雜既如山野、東西松下出泉可八九歩、清渟太好とあるは、此處を云へり、今は小松村立たり、夫木集に、光俊朝臣、「よそに見て袖やぬれなむ常陸なる、高開の浦の沖つ白波、と詠めるも此なるべし、鬼塚は高き塚なり、此原は、大神の軍し給へる所なれば、鬼の血の流れたるなりとて、砂原に血の激りたる狀に、砂の赤き所々あり、取れども〳〵集りたる砂は、またかく染ると云にぞ、掘見るに、底より赤かりき、己れ前に、續紀一の卷に、此の國より赤砂を献れること見えたれば、此は底に朱砂ありて、かく染むならむと思ひしは、中々にさかしらなりけり、常陸國誌に、土人相傳、鹿島明神、常出此野、與外國鬼相鬪、以群鹿爲卒伍、明神獲利則群鹿競追、風塵直入海濱、明神不利則群鹿垂耳、却走而入人家、土人時々見其事云、とあり、また此宮の神官、平時隣が物語

に、神庫に、古き神寶種々有るが中に、鬼の首宮と云がありて、鬼の首を納めたる箱なりと云傳ふる物あり、いかにも何やらむ物あり、奇きことなり、また神戸の原に、俗にせんげん塚と云ふ塚あり、過し年、里人此の塚を掘て見たるに、方三尺ばかりなる御影石に、鬼の頭に、矢を貫きたる狀を鐫付たるが、埋りて在しと云へり、奇しき事なりと語りき、此は古へに、邪鬼を呪詛りて築ける塚なるべし。)されば社傳記に。御正殿の北向なるは。鬼門の降伏なりと云へるは。諸蕃の大倭の。生心付たる輩こそ信ざらめ。實に然有べき事にこそ。(さるはまづ漢國にて、古く此の方を畏めることは、史記に、東北神明之舍とあり、こは此の方の、何となく神々しく所思し故に稱へるにて、是れ古き説と聞えたり然るをまた後に、此の方に向ひて物する事に、凶多きことを知りて、鬼門と云名を付たるが、後人其説を求めて得ざる故に、妄説して、東海中に山あり、度索山と號ふ、東北の方に門あるを鬼門と名く、萬鬼の集まる所と云ひ、或は其度索山に。神荼欝壘といふ二鬼ありて、諸惡を司る、此鬼の住む方なる故に鬼門と云といひ、或は東北の方に、鬼星の石室あり、其所の石榜に、鬼門と題せりなど云るは、戎人の例の生賢しき心にも、此方の神々しきをば爭ひかねて、恐つゝも、然る所以を知らざる故に、此趣に云るにて、山の名も鬼の名も、みな戎人の杜撰なるべし、然れども此方の枉々しきは、漢土のみならず、皇國にても正に然るを、生心付たる輩の信がはずて、強て此の方を犯す事のあれば、祟を受ることの有るは、上の件の謂れによりて、邪鬼どもは、此方に逐はれたる故に、其惡氣の此方より指て、皇國へ仇なみ來る時は、神の本國なる故に、神の御稜威を振ひ給ふは元よりにて鬼門に向ふ祟をも受て、勝こと能はざるを、皇國より彼の國を伐ときは、決めて勝こと、神の御護あるのみならず、此の方の氣を背に負ひて、向ふことの幸となるなり、其は邪鬼どもの心と、祐くるには非ざれども、自然に然るべき理なり、故れ皇國より、東北の方を事向ては、さしも益あること少く、彼方の國より

仇し來ること有れば、しばし犯しを受ることも有るになむ、眞道に志あらむ人は、此理をよく思ふべし）此方なる國の端に。鹿嶋神宮。香取神宮。息州神社と。三社立給ひて。鬼逐の方を護り給ふ趣なるも。徒なるまじきことぞ。熟々思惟るべし。（西川如見が水土考に、謂ゆる南阿米理加國の東北方に、鬼島と云がある由を云て、傳聞此島鬼類衆會地、而憎海舶之往來、常妖怪事甚多、故名鬼島、然則艮地者、實鬼神衆會處也、雖然鬼島者凶惡之水土、故鬼魅集于此、日本中正之水土、故神明會于此、最不可疑焉、と云るは然も有べし、其は逐はれたりし鬼等は、底依の異國々へ散避たるが多有べけれど、神世の是時の由縁によりて、此方には然る惡き島々も在るなるべし）其は豐香嶋に坐は。大神の全體の御靈。香取宮に坐は。荒御靈と通ゆること。前に論へる如くなるに。息洲神は。社傳記に。岐神と見たるは。此の神を嚮導として。邪鬼を逐ひ給へる古傳に符て通ゆればなり。（但し後には、異說を立たりと聞えて、御社に詣でゝ見れば、息吹戸主神といふ榜を立たり、此は息と云

よりの附會なるべし、また或說には、住吉三前大神を祭れりなども云へり、されどこは、社傳記の古說に從ふべき事なり、但し彼の記に岐神を、鹽土老翁の一名のごと云へる說は非なり、抑々この社は、鹿島宮の攝社として、祭禮をも鹿島より勤めて、社傳記に、遙宮ともあり、式には載されねど、鹿島宮、香取宮に、さしも後れて立給へりとは思はれず、履中天皇の御世に、鎭座のよし云も信られぬ事なり、甚く古びたる社なる故に、西行法師も、此を鹿島と思ひ誤れりと聞えて、撰集抄に、治承の比、常陸國鹿島明神に參り侍れば、御社は南向に侍り、前は海後は山に侍り、社はいらかを並べ、回廊軒をきしれり、鹽だにさせば、御前の端板までは海になる、鹽だに引けば砂にて、二三里におよべりと云へるは、みな息栖の風景なり、と或書に云へるが如し、伊勢大神宮に參りてだに、何事のおはし坐かはと詠るばかりの、物知らぬ法師なりしかば、然も有べき事にこそ、さて此を所の者は、於伎須とも云を思へば、下總の國の沖洲の義にや、本は決めて洲にて有けむこと、

直に見て知られたり、息洲村と云の海邊なり、さて此の社の前なる、海に立たる鳥居の左右に、潮に漬りて、男瓶女瓶と稱ふ二つの奇しき石あり、空の曇れる時は見わからず、晴たる時はよく見ゆるなり。其狀は、或書に、男瓶は徑一丈餘にして銚子の形なり、其口とおぼしき所に溝あり、中は窪みて鍋の形せり、女瓶は徑り五六尺ばかり、土器に似たり、土俗これは神世の銚子土器なりと云ふ、此石滿潮には二三尺沈めり、干潟には現はる其銚子の中は素水にて、潮の味なし、是を忍鹽井の水と云、と記せるが如し、社傳記にも、息栖筒井、入海渚鳥井邊在石瓶、鹽水尋常淡水出無鹹味、外海浪不混誰敢疑之、鹽滿てみるめ少く成にけり、息栖の筒井浪に沈みて、とあり、鹿島香取息栖は、鼎の三足の如く、三里ばかりづゝ放れて、舟にて行くに便善ければ、三社參りとて詣づる人多かり、さて息栖より一里ばかりの東の方に、日向川と云處あり、こゝに古息栖といふ地あり、息栖神社は、もと此所に有しなり、其處に瓶無川と云あり、少き入江にて、彼の女瓶男瓶はこゝに在しを、息栖の海に遷せり、其の瓶無川を俗にぼうぼう川と云ふ、そは木生しげりて、川とは見えぬばかりなればなり、と土人の語りき、〇因に記す、人の普くは知ざる事なるが、此所の川邊なる、下總下櫻井村の大河中にも、男瓶女瓶と云あり、息栖のは、見るに、水底の砂に半埋れて見ゆれど、古代に人の造りけむ知らずと思はるゝ狀なるが、此櫻井のは、其の水底は、張立たる如き一面の堅石なるに、彼の瓶は、かつて人作と見えず、其の平石に生付てあり、水底は、上より見れば、淺く見ゆる物なるに、一丈餘り底に、息栖の瓶の大きさに見えたり、形は尋常に、瓶と云物に似たり、また同國猿田鄉猿田村なる、猿田彦神社へ詣でけるに、神主石毛正督が語りけるは、此より一里去て、宮川村の浦と云あり、此神の祭禮に出坐の處なり、此浦の海底にも、男瓶女瓶あり、潮の引たる時には、よく見ゆと云へれど、此は直に見ざれば、其狀はしらず、抑々此の邊の水底に、さる物の多かる事は、いかなる由ならむ、後の人よく考へてよ、〕さて此の神宮を修造し給へる事の始は。風土記に。淡海

大津朝。初遣使人造神之宮。自爾己來修理不絶。とあり。(淡海大津の朝とは、天智天皇の御世を云。)日本紀略に。弘仁三年六月辛卯。神祇官言。住吉香取。鹿嶋三神神社。隔廿箇年。皆改作。積習爲常其弊不少。今須除正殿外。隨破修理。永爲恒例許之。とあれば。甚古くは。攝社末社の諸殿までも、皆改め作られしを。是の時かく定め給へるなり。延喜式に。凡諸國神社。隨破修理。但攝津國住吉。下總國香取。常陸國鹿嶋等神社正殿。二十年一度改造。其料便用神税。如無神税即充正税。と有るは。其の定めに依られしなり。又是より先に。清和天皇紀に、貞觀八年正月二十日。常陸國鹿嶋神宮司言。鹿嶋大神宮。總六箇院。二十年間一加修造。所用材木五萬餘枝。工夫十六萬九千餘人。料稻十八萬二千餘束。採造宮材之山。在那賀郡。去宮二百餘里。行路嶮峻挽運多煩。伏見造宮材木。多用栗樹五千七百三十四株。望請付神宮司。令加殖兼齊守。大政官處分依請。と云ことも見えたり。(栗の木は栽やすく、長やすき樹なる故に、是を多く用たるか、和名抄に、那賀郡に、鹿嶋郷あるは由有げなり、彼の社例傳記に、鹿島神の春日山に遷り坐す時に、中臣連時風、秀行といふ二人供奉りけるに、大神此の人々に、燒栗を給ひて、汝等が子孫榮ゆべくは、此燒栗生長むとて賜けるを、國に持下りて植けるに、生長ければ、其れより中臣植栗連といふ、其所を小神野とも、栗林里とも云、とあるは、元明天皇紀和銅二年六月の下に、殖栗物部名代、賜姓殖栗連、また稱德天皇紀に、神護景雲元年三月、幸藥師寺、奴息麻呂、賜姓殖栗連と見え。姓氏錄左京天神部に、殖栗連大中臣同祖とあるを思ひ、此の文を混らして、語り傳へたる說なるべし、和名抄に山城國久世郡に殖栗郷あり、今も栗林村と云あり、と或人いへり。)東鑑に。建久四年五月朔日。頼朝遣右衛門尉八田知家於鹿嶋。促神宮造改之功。限以七月十日祭以前。(鹿島大神宮祭事次第記に、七月十日大宮祭不奉備神供、三韓退治之大神事也、委細者、有餘之文段云々とある祭を云なるべし、鹿島の宮人 北條時鄰云く、御軍祭と稱ふは、七月十日の夜、禰宜神主樓門の前に

立列なり、其の時神戸の民、町々の者群り集りて、青竹の葉に、火ともしたる小挑灯を、幾つともなく結付けたるを、手毎にもち、鯨波の聲をあげて推寄來り、みな篝となして一時に燒あげたるけはひ、甚おぞましきまでなり、大宮司大禰宜は、大小の神劔を拔て捧ぐ、はた神官より里人に至るまで、男は太刀劔をぬき、女は鎗長刀の鞘をはづして、篝の火影に打かざすなり云々、舊記に、神功后皇三韓征伐のをり、大神御行ましくて、王船を助守り給ひ、平らかに順和をはかりて、歸陣ありしかば、應神天皇の御宇より、此の祭を行ひ來れる由しるせり、俗に三韓退治の篝なりと云へり、大神の王船を助守り給へることは、詞林采葉、藻鹽草、宇佐八幡緣起、太平記などに見ゆといへり、）鹿嶋社。古來二十年一度改造。安元二年造改之後。去年滿二十年。賴朝命多氣義幹。伊佐爲宗。小栗重成等。知經營事。諸司怠慢不就功。故今及此。七月三日。小栗重成俄發狂病。賴朝命馬場資幹代重成とも見えたり。（中昔よりは、國司の修理する事となりて、新任國司必宮を造る前司の造る所は、新司改任の時壞棄し由、明月記文曆二年、園大曆文和二年、春日驗記など、合せ見て知べし、中臣系圖に、造鹿島宮使六位兼善、造鹿島神宮使從六位上時來、など見えたるは、何れの御世のことなりけむ、其後慶長十年に至りて、東照宮御信敬深くましくて、めでたく御造營あり、又々元和四年、臺德院殿かしこくも、改め造らせ給へりと、北條時鄰いへり、）さて此の大神をあしらひ坐る趣は。內藏寮式に、鹿嶋香取祭と題して鹿嶋社。（宮司、禰宜、祝各一人、物忌一人、）香取社。（宮司、禰宜、各一人、物忌二人、○今本二を一に作るは誤なり、今は古本、また下に引く主税寮によりて擧たり、）社別五色薄絁各一丈。安藝木綿二十枚。盛裹料商布一段。布綱三條。（一條長一丈二尺、二條各長五尺廣六寸、已上官物、）明櫃二合。調布二丈。（敷櫃料、）荷覆二條。禰宜。人別絹一匹。物忌人別夾纈帛。淺綠帛各三丈。（已上寮物、）紫纈帛三丈。纁帛六尺。絹一匹。綿二屯。宮司當色一領。禰宜。祝。人別當色一領。社別雜給料絲二十絇。（已上官物、）とあるは、二宮御祭の時に。その宮司。

禰宜。祝。物忌等に賜ふ物なり。また同式に。使等裝束。藤原氏六位已下一人。寮史生一人。賚幣夫二人。使料當色一領。夾纈紅䌫纈支子帛各一匹。中縹帛二匹。調綿二十屯。細布三端。(已上官物。)淺縹綾。淺縹帛。各一匹。(已上寮物。)史生當色一領。絹二匹。調綿六屯。曝布二端。賚幣夫別衫一領料紺調布二丈。布帶一條。(長八尺。已上官物。)使等上道日。餞料錢一貫文。右其使名簿。前二月春日祭二十日。大臣下當官。寮差點史生。申官預裝備幣物。其使等。當日賚幣發寮向國。とあり。此は毎年の事なり。(類聚符宣抄、鹿島使事と云條に、鹿島使、太政官符下總常陸兩國司。學生正六位上藤原朝臣行葛、內藏史生從七位上秦公連扶、右爲奉鹿島香取兩社幣帛、差件等人充使發遣如件。兩國承知依例行之、符到奉行、位右中辨、位右少史。天暦五年正月廿二日、とあり、式に、使は藤原氏の六位已下一人、內藏寮の史生一人、と有が如し、鹿島使と稱ひて、香取を預たるにて、此は定まれる式なり、續本朝文粹に、藤原敦光朝臣の、式部大輔の闕を望める時の啓文に、立后之後八社奉幣、幷鹿島奉幣告文者、先例大內記所作也、上東門院御時、式部大輔匡衡朝臣作之、准據彼例、中宮立后之時、敦光所作獻也云云、とあり、下に引く大鏡に、新しき御門、后、大臣立給ふをりは、奉幣使かならず立つ、とあるを合せて、臨時の御使も、また多かりし事を知べし、さて諸國の神社へ、御使を立らるゝ事多かれども、直に某使と云ことは見えざるを鹿島のをば、直に鹿島使と稱へるを思ふに、舊くも聞ゆる鹿島立と云ことは、此の使に發ける人々の、言初たる言には非ざるか、今の世にも、北國發、西國發など常に云めり、なほ鹿島立のことは、今一つの考へもあり、そは下に云べし。)仁明天皇紀に。承和十二年七月丁卯。常陸國言。依去年二月廿七日符。補任鹿島太神宮權宮司。庶務之勤不異正任。而奉幣朝使。只給正任當色。不給權任。祭禮之場同官異色。望請準據正任。將預給例者聽之。立爲恒例。なども見えたり。(なほ台記の康治元年八月の下、東鑑の壽永元年八月の下、寛喜三年五月の下などにも、此の宮へ、奉幣使を立

られし事見えたり。）さて此大神の。國平に天降り給へる時に。御子神等あまた帥て坐つと聞えて。まづ風土記に。行方郡に。香嶋神子之社と云ふあり。社傳記に。息栖之辰己有天宮社。手子妃云。是大神御子。東方守護云。自本社祭禮勤行之。と見え。（此社のこと、鹿島宮恒例祭事記に、手子妃の宮を、遙宮天宮社とも、また神遊之社とも云ふといへり、今東下の羽崎村と云に在て、手子崎の社と云とぞ、萬葉に、埴科の石井乃手兒、葛餝の眞間の手兒名など詠る手兒も同く、昔この國邊にて、孃子を稱へる名也、今も若き女を稱ふ、此をよく尋ぬれば、末なる女子を稱ふと云り、然れば末子の波を省ける言にぞ有ける、さて此の姫神の社は、東方守護と云へば、姫神ながらに勇功かりし神ときこゆ。）清和天皇紀に。貞觀八年正月二十日、常陸國鹿島神宮司言。大神之苗裔神三十八社。在陸奧國。菊多郡一。（此郡和名抄には見えたれども、神名式には漏たれば、考ふべき由なし。）磐城郡十一。（式に、此郡に七座あるが中に、鹿島神社と云が一社あり。）標葉郡二。（式に此の郡に、菅野神社一座のみなり、鹿島神の御子神なるか知らず。）行方郡一。（式に此郡に八座あるが中に鹿島御子神社あり。）宇多郡七。（式に此郡には、たゞ子眉嶺神社のみあり。）伊具郡一。（式に此郡に、熱日高彦神社、鳥屋嶺神社と二座あり、何れか御子ならむ知らず。）亘理郡二。（式に此の郡に四座ありて、鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社あり、此郡には二とあるに、一社多きは、他郡なるが、後に地の沿革れる故に、此に入れるならむ。）宮城郡三。（式に、此の郡に四座あれど、今思ひ當る社もなし。）黑河郡二。（式に此の郡に。鹿島天足別神社あり。）色麻郡一。（式に此郡には、伊達神社のみあり。）志太郡一。（式に此の郡に、鹿島神社あり。）小田郡四。（式に此の郡に、二座あれど、思ひ當る社なし。）牡鹿郡一。（式に、此郡に鹿島御兒神社あり、また香取伊豆乃御子神社、と云もあり、さて此言上たる諸郡の外に、信夫郡に鹿島神社、栗原郡に香取御兒神社などあり、然れば鹿島のと云はざる社にも、御子なるが有べく、また漏れて式外なるも有べし、）聞之古

老曰。延曆以往。割大神封物。奉幣彼諸神社。弘仁而還。絶而不奉。由是諸神爲祟。物怪寔繁。嘉祥元年。請當國移狀。奉幣向彼。而陸奧國稱無舊例。不聽入關。宮司等於關外河邊祓。棄幣物而歸。自後神祟不止。境內旱疫。望請下知彼國。聽出入關。奉幣諸社。以解神怒。其幣料。用大神封物。依請。とあり。(桓武天皇紀に、延曆元年五月壬寅。陸奧國言。祈禱鹿島神。討撥凶賊。神驗非虛。望賽位封。勅奉授勳五等。封二戶とあるは、何れの神社ならむ。)さて此御子神たちは。天上に還り昇り給ふ時に。悉師て昇り給ひけむを。姓氏錄河內國未定部に。倭川原忌寸。武甕槌神十五世孫。彥振根命之後也。とあるは。其の御子神の中に。此の國に坐ける間に生給へる御子の後なるべし。(未定の中に錄されたるは、天に還り坐る神の末と云を、不審みての事なるべし、さて倭川原とは、齊明天皇紀に、飛鳥河原宮とある河原か、さもあらば、高市郡なり、彥振根命は、餘にいまだ見當らず。)また矢作連。布都努志之命之後也とも見えたり。(此の姓のことは、第百十三段の傳に、旣に注へり、今香取の神領の內に、矢作村と云があるは、由ありげなり。)さて此の大神の。神威を振ひ給へる事の。物に見えたるは。神武天皇紀に。高倉下命の。庫頂を穿ちて。御靈の御劒を落し入れて。天皇に獻り給ひて。惡神を平しめ給へる。また風土記に。崇神天皇御世。景行天皇の御世などに。畏き御諭ありし事は。其の卷卷に擧つれば。此に云はず。東鑑に。治承五年三月十二日戊子。源賴朝催諸國未服從。祈諸神祇。今日先以常陸國鹽濱。大窪世谷等地。奉鹿嶋社。命鹿嶋政幹。爲總追捕使。また養和元年十月十二日乙卯。賴朝以常陸國橘鄕。奉鹿嶋社。是神能守護武家也。壽永三年正月廿三日癸丑。常陸國鹿嶋社禰宜等。使使告賴朝曰。去十九日社僧夢。明神爲追罰木曾義仲。平宗盛等。赴京都。其明日戌尅。黑雲覆寶殿。四面俄暗。御殿震動。鹿鷄爲群。頃之黑雲西行。雲際有一鷄。人皆見之云。賴朝聞。洒出湯殿。前庭上。望拜鹿島社方。當是時。京師鎌倉雷鳴地震。是月二十日。木曾義仲爲東兵所射殺。二月七日平宗盛。爲

源範頼及義經等所破亡一谷城赴南海。文治三年十月廿九日丙申。頼朝以敬常陸國鹿嶋社。異他社故。命木國奥郡。充毎月神膳料籾百十石云々。(此年の四月改元ありて、元暦元年といふ、十二月廿五日の處に、鹿島社神主中臣親廣、親盛等依召參上、今日參營中賜金銀祿物、剩當社御寄進之地、永停止地頭非法、一向可令神主管領之旨被仰含、是日來捧御願書、抽丹祈給之處、去春之比現嚴重神變御之後、義仲朝臣伏誅、平內府又出一谷城郭、敗北赴四國訖、彌依催御信心、今及此義とあり。)さて建久二年十二月廿二日子尅。常陸國鹿島社鳴動。如大地震。聞者驚耳。是爲兵革并大葬兆之由。禰宜中臣廣親所註申也。幕下有御謹愼。則以鹿嶋六郎被奉神馬云々。など見えたり。(按ふに此の明年三月十三日、後白河上皇崩御せり、大葬兆とは是なり、常陸卜部が龜卜にトひてぞ知たりけむ。)また此の大神に祈りて。劒術の奇なる術また馬に乘る術を受賜はり。或は香取大神に禱りて。鎗術の妙なる術を受奉れる人等の有りしは。神世の由緒を思ふに。最も尊き事なりけり。(古くは大神の神官に、國摩眞人と云し人、大神に祈りて御敎へをうけ、一ト太刀の術を發り神劒の形にならひて刀を作り、世に傳へたるを、舊く鹿島の太刀とのみ云て傳はり、其後その裔乃座主吉川氏、六十八條の劒法を傳へ、永祿の頃に、塚原卜傳と云し人、吉川氏より出て、塚原氏をつぎ、名を高幹といへるが、千日の間、神宮に參籠して祈れるに、神託ありて傳へ來れる、一太刀の妙理をさとりて、新當流と名づけたり、また其頃、香取に、飯篠長威と云し人あり、名を家直と云へるが、香取の神宮に祈りけるに、夢に大神、一卷の書を授けて敎し給ひ、是より鎗長刀の妙なる術を悟り、卜傳と互に心を合せて、共に其名天下に耀けり、今の世にある劒術鎗術の諸流は、大かた是の人々より傳はれりとぞ、また是より古く、明德、應永の頃に、上總國大坪村より、大坪左京亮直弟といひし人出て、鹿島の神宮に祈り、夢中に御敎をうけて、鞍鐙を作る法より、すべて馬に乘る術の、妙なる術を受奉り、其術を鹿島流といひしが、後に傍より

大坪流と唱へたり、後に髮を下して、道禪と云しは是れなり。此人の作れる鞍鐙を、神作と唱ふ、然るそは鹿島神より傳へ受たる作法なればなり、然るに後には、神の字をはぶきて、作の鞍、作の鐙と云こそ、是らの事ども、伊勢鞍由來記、武藝小傳、世事談などを始め、數の書どもに見えたる中の、要とある所々を摘て記せるなり、鹿島大神宮瑞驗記といふ物に、寛文年中に、座主吉川直常といふ人、年來の弟子どもに劍術の奥儀を授けゝるに、その内一人、俄に狂亂し煩ひけるが、夢に汝觸穢の障りあれば、此度は傳授叶はず、と神託ありし事を記せり、凡て此瑞驗記とふい物は、此大神の靈幸へ坐る事を、くさぐさ集め記せる物なれば見るべし。）○鹿嶋連此の姓の出自は。天兒屋根命より出たり。斯て是の氏人の。此の大神の宮に仕へ奉れる起原を稽ふるに。風土記に。崇神天皇の御世に。大坂山の頂に。大神その御形を現し坐し、（大坂山は、大和國[illegible]郡に在り。）我が御前を。中臣神聞勝命に治しめ給はゞ。（此の命は天兒屋根命より、八世に當れり。）食國平ぎ。大國小國の事依し給はむ。と御識ありし時に。種々の物ども。神宮に奉りて。祭り給へるよりの事と通えたり（なほ此の故事は、崇神天皇の卷に採て、文を成したれば、委曲は彼の卷を見て知るべし。）然思ふ由は。同記に。景行天皇の御世に。彼の神聞勝命の子。中臣巨狹山命と云ひしが。神宮に仕へ奉れる事見えたり。（此命は、神聞勝命の曾孫なり、此事も委くは、景行天皇卷に採て文を成たれば、彼の卷を見て知べし。）久志宇賀主命の子。大鹿嶋命の子。中臣巨狹山命と云しは。やがて地名を名に負たるなり。然れば。神聞勝命より仕へ奉れること。疑ひ有るまじく覺ゆ。（今の大宮司の家系に、父命の名を。大鹿嶋命と云しは。やがて地名を名に負たるなり。然れば。神聞勝命より仕へ奉れる

初祖は、巨狹山命の子、彥狹山命と云人なる由見えたり、と平時鄰いへりき。）上の豐香嶋宮の下に引りし。風土記文に。孝德天皇御世己酉年に。大乙上中臣子。大乙下中臣部兎子。など云し人々は。總領に申行ひて。神郡を置るを思ふに。其の裔の蕃息れるにて。神宮を拜祭れる人々と聞ゆるが。（天智天皇紀に、常陸國中臣部若子と云人も見えたり。）中に。先祖兒屋根命より。次々傳はれる卜事

を持分て。仕へ奉る族を。卜部と云て。是亦いと多くぞ在ける。（上の件の事ども、凡て第六十段、四國卜部の下に委く注せるを見べし、）聖武天皇紀に天平十八年三月。常陸國鹿嶋郡。中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。とあるにて。其の家々の多有しこと知べし。（持統天皇紀に、鹿島臣と云が見えたるは、此程は、いまだ鹿島姓を賜はざる程なるに、臣とさへ云へるは不審し、）光仁天皇紀に。寶龜十一年九月丁酉。授常陸國鹿島神社祝。正六位上中臣鹿島連大宗。外從五位下と見え。（三代格の太政官符に、鹿島の神宮寺の事を、去天平勝寶年中、始建件寺云々、宮司從五位下中臣鹿島連大宗、大領中臣連千德等與修行僧滿願所建立也、今所有禰宜祝等、是大宗之後也、とあれば、此の大宗らふ人は、勢ひ有し人と聞えたり、なほ此の寺のこと、嘉祥三年八月の官符にも、神宮司從八位上、大中臣朝臣廣年解伱、去天平勝寶年中、修行僧滿願始建件寺、奉寫大般若經六百卷、圖畵佛像、住持八箇年、神以感應、而滿願去云云とも見えたり。大宗、千德など云し人々。いかに此の乞食に誑られけむ憐むべし、此の寺のこと、清和天皇紀貞觀十七年三月の下、東鑑建長二年八月の下にも見ゆ、今に其の寺また本地堂もあるを、神の何と御覽すらむ、悲しきや、延寶の頃の、大宮司則直と云し人は、神に誠なる人にて、宮前なる佛具の類は、悉く取捨たりと聞ゆるは、功しき人なりけり、滿願僧がこと、社例傳記に、神宮寺、萬卷上人建立、三十間之紺堂以鴛瓦葺、本尊丈六之釋迦如來、脇立有十一面觀音𦬇、彌勒𦬇、建立後經三百八十年、堀河院嘉保元年夘月、夜半雷火飛來、堂社佛閣一宇不殘燒亡、古今回錄之大災也。故嘉承元年、本尊脇立共、神主則景造立云々、滿願上人、出當社氏人之中、或出宮根足柄郷云、其名云京仁、毎日方廣經一萬卷讀誦之、故云萬卷、天平寶字年中、順禮箱根山、建立之、七十餘歳山住、神宮寺直堂在木像と見えたり、此僧は東國々を經りて、此彼そゝのかし。神社を佛風に攪亂せる妖僧なりしこと、既に第九十二段の傳にも注せるを見るべし、〇類聚國史に天長二年、中臣鹿島連貞忠、願得度許之とあり、）仁明天皇紀

に。天長十年四月丁丑。授常陸國鹿嶋大神祝。外從八位上勳八等。中臣鹿嶋連川上。從五位下。ともあり。（大宗、川上ともに、今の大宮司の先祖なりとぞ。）臨時祭式に。下總國香取神宮司。常陸國鹿嶋神宮司。準從八位官。並以封戸物充之。また鹿嶋社官司。禰宜。祝各一人。物忌一人。また鹿嶋奉幣條に。宮司當色一領禰宜。祝。人別當色一領。雜給料絲二十絇。と見え。（また仁明天皇紀、承和十二年秋七月丁卯、常陸國言、依去年二月廿七日符、補任鹿島大神宮權宮司、庶務之勤不異正任、而奉幣朝使、只給正任當色不給權任、祭禮之場同官異色、望請準據正任、將預給例者聽之、立爲恒例。とも見えたり。）符宣抄に。太政官符。式部省。從六位下大中臣朝臣好香。右左大臣宣。奉勅。件人宜補任鹿嶋神宮司。大中臣兼祖死闕之替者。省宜承知。依宣行。符到奉行。天曆元年七月十六日。また大政官符。常陸國司正六位上大中臣朝臣元鑒。右去年十二月十三日。補任鹿嶋宮司畢。國承知一事以上。依例令執行。符到奉行。長保元年二月廿八日。（なほ數所に見えたり、

本書に就て見るべし、）嵯峨天皇紀に。弘仁十一年八月甲子。令常陸國鹿嶋神社祝禰宜把笏。など見ゆ。（三代格、貞觀十年六月大政官符に、齊衡二年四月二日符偁、得神祇官解偁、撿案内、住吉、平岡、鹿島、香取等神主、幷祝、禰宜、皆是把笏、自餘神社未預此例、祭禮之日拱手從事、望請、三位以上神社神主幷祝禰宜等、同預把笏、以增神威、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、入色者、依請云々、と云ことも見えたり、）桓武天皇紀。延曆廿三年六月丙辰の所に。制。常陸國鹿嶋神社。越前國氣比神社。能登國氣多神社。豐前國八幡神社等宮司。人懷競望。各稱譜第。自今以後神祇官撿舊記。常簡氏中堪事者。擬補申官。とあるを以ても。勢有しこそ知らる。是らを思ひ通して。古く彼の神宮司を御會釋ませる趣を辨ふべし。（なほ國史の書類ども、東鑑その他の書等にも、此の氏人の事、その名も數見えたれども、事多ければ、今は大抵もらしつ。）さて玉葉。寛喜元年五月一日條に。二條中納言來申。香取神主問事。當時神主本流中臣也。助道者大中臣也。鹿嶋神主餘

流也。而康治之頃。中臣氏無其仁之時。掠申子細。拜任後。三代雖似相續。中臣氏互相交補也。就中助道三度補之。其治纔六箇年也。稱家稱不吉。加之長者之始。近例多改補之。尤可被改仰歟。當流之習。以嫡子補大禰宜。以次男被補神主。仍二男無其仁云々。とあるに據れば。香取神宮の神主も。此の氏人より別たる家なりけり。(然るに今は、經津主神の御裔なりと云由なるは、傳へある事なり。)○春日社は。神名式に。大和國添上郡に。春日祭神四座。並名神、大、月次、新嘗。とある是なり此社の第一殿に坐は。鹿嶋大神を遷し奉れるなり。其は此四座のことは。神宮雜例集に。中臣氏神社と擧て。鹿嶋神宮。(坐常陸國鹿島郡。)香取神宮。(坐下總國香取郡。)平岡太神。(坐川内國河内郡。)相殿姫神。此神者、件三所明神神殿内相住給、別無宮殿。)元明天皇和銅二年己酉。都在奈良京之時。近奉崇居春日御社也。とあり。平岡太神とは。上に注せる如く。天兒屋根命を申し。姫神とは。謂ゆる三柱姫大神。(多紀理毘賣命、狹依毘賣命、多岐都比賣命。)と所聞たり。(三所明神神殿内相住給とは、鹿島香取平岡以上三所の大神の、相殿に坐す由なり、然るを春日社記に、神座の順は右と同けれど、四御殿姫大神伊勢國大神宮とあり、四御殿と云へるは、後に姫大神の殿をも別に物して、四所明神と申すなれば難なけれど、此を伊勢國大神宮と云へるは、いみじき非言なり、此れもし伊勢大御神ならむには、下に引く御紀の文に、平岡比賣神とは申すまじく、第四殿の末座に坐て、位階も中に卑く坐すをば、何とか解かむ、殊に伊勢大御神へは、決めて位階を奉られざる例なる事をさへに知らぬ痴事なりかし、二十二社注式、その外の書どもにも、此姫大神を、伊勢大御神と爲たるが多かれども、其れみな春日社記に據たる物なれば、總て論ふに足らずかし。)さて平岡太神とは申せども。上に擧たる。河内國枚岡神社より。直に移し奉れるには非ず。此社の神と。香取神とを。鹿嶋に古く在ける中臣氏が。其處に移し祝ひて。鹿嶋大神と　柱を。鹿嶋三所明神と稱して。氏神と齋たるを藤原氏の京に住て時めくに就て。また其鹿嶋三所明神と申せ

る神等を。近く移して。京の氏神と祝へるになむ有ける。其は上の豐鹿嶋宮の所に引りし風土記に。孝德天皇の御世に。中臣子。中臣部兎子と云し人人が。神郡を置たる事を云ひて。其處有天之大神社。坂戸社。沼尾社。合三處。總稱香嶋天之大神とある。坂戸社。沼尾社を。鹿嶋社例傳記に坂戸宮。天兒屋根尊。是則河内國平岡大神也。日神籠賜天磐戸之時。以此御神之謀開賜磐戸。當社三所大明神奉崇敬之。沼尾社經津主命。是則香取大神也。此神始天降鹿嶋。後御坐下總神崎。其後垂跡香取云。當社三所大明神奉崇敬之。とあり。(風土記に、合三處、總稱香島天之大神、とあるによく符へり、常陸風土記は、近き頃世に顯はれたる書にて、彼社傳など書る頃は、かつても知らず、只口傳をのみ記せりと見ゆるに、實の傳は熟符ふ物なること、此をもても悟りつべし、神道集にぞ、鹿島三所者、沼尾、酒戸といへり、さて神崎とは、同く香取郡の、大河にさし出たる崎にて、神崎神社と云ふ古社あり、謂ゆるナンジャモンジャの木と云ふ、名高き大木のある社なり、此は決めて、陽成天皇紀に見えたる、小松神なるべく、其祭神は、香取神と、少毘古那神ならむと思ふ由ありて、既に第九十四段に、委曲く辨へたるを見べし)共に式には載されねど。坂戸神社は。坂戸村と云に坐し。沼尾神社は沼尾村と云に坐也。此二社は。今も大宮につぎて崇敬奉り。合せて鹿嶋三社と申す也。(坂戸としも云は、其坐す處は、坂路を上りて参れば云へるにや沼尾と云は、風土記に、其社の南、郡家北沼尾池、古老曰、神世自天流來水沼、所生蓮根味氣太異甘絶他所、有病者食此沼蓮、早差驗之、鮒鯉多住、とある沼の丘なる故にや、夫木集に、光俊朝臣、沼の尾の池の玉水神代より、たえぬや深き誓ひなるらむ、とありて、此哥は、康元元年十一月五日、鹿島社にまうでゝ、次に宮めぐりし侍るに、沼尾社は、かの池のさま、いさぎよく見えて、神代に空より水くだりて、と思ふも有がたし、蓮の生て、服するものの不老不死なり、と風土記に見えたるに、今はなき古ことになむ侍りける、とあり、今は其沼の跡、芝原になりぬ、いと惜き事なりけり)然れば經津

主神は。健御雷神と。一體の分身なる故に。香取宮より移し祭り。天兒屋根命は。中臣部の祖神なる故に。平岡社より移し祭りけむ事。よく事情を思ひ通し。是則平岡大神也。是即香取大神也と斷れるに。思ひ名せて辨ふべし。（さて然齋へることは、遙に遠く、中臣氏なる人の、香島神宮に仕へ奉り始めける程よりの事なるべし、其は上に引ける風土記に、孝德天皇の御世に神郡を置たる文に、其處有二天之大神社、坂戸社、沼尾社一と云る趣にても、甚古く在ける事とは知られたり、）かくて後に。沼尾坂戸二社の神を。また香嶋宮に合祠れりと聞えて。今相殿に右に經津主命。左に天兒屋根命坐まして。今は三座なりとぞ。（但し神名式には、幾座と無く、名神祭式にも、鹿嶋神宮一座、と見えて、健御雷神一柱に坐り、社傳記にも、相殿神の坐すと云ことはなし、また香取神宮も、名神祭式に、一座とあれど今は相殿に、武甕槌命、天兒屋根命おはし坐て、三座なりと云は、鹿嶋宮にならひてにや、また河内國枚岡神社も、式に四座とあるは、兒屋根命、また比賣大神は、元より坐けめど。健御雷命と、經津主命とは後に春日社にならひて、加へたるなるべし、若しこれ其の以前より四座ならむには此社をこそ、春日社へ遷すべけれ、鹿嶋社より遷すべくも非ねばなり。）さて春日山に祝祭れるは。京なる氏人の擧なる事は。書どもに。中臣氏の氏神と云へるが。確證なるに。雜例集に。中臣氏神とまづ題して。都在二奈良京一之時云々。と記せる文趣を見るに。公廷の御擧とは聞えず。なほ其證を云はゞ。大鏡に。鎌足の中臣の生れ給へるは。常陸國なれば。彼處の鹿嶋と云所に。氏の御神を住しめ奉り。（鎌足公を常陸國の生なりと云ことは、簾中抄、大鏡裏書、色葉字類抄、下學集などにも見えたり、然れば大和國高市郡の人とある說は、誤りとすべし、其は今も鹿嶋宮のほとり、甕山といふ山の前、下生村といふ處に、鎌足公社と云ありて、其は住居ありし地なり、と語り傳へたり、元より鹿嶋の、中臣氏より出たる人なりしかば、然もあるべし、一舊記に、本姓は大中臣氏なれども、俗姓は宜からざる人なる由見えたりと北條時隣いへり、然れども仕へ奉れる初め

に、神祇伯を命せ給へるを思ふに、俗姓の、然しも賤き人なりけむとは所思ずなむ、）その御代より。今に至るまで。新き御門。后大臣立給ふをりは。奉幣使かならず立つ。（その御代とは、新帝、新后の立給ひ、新に大臣に任たる人のある時は、奉幣使を立たる由にて、其は鎌足公の子、史公の御女を后に立給へるより以來、皇后は、多く藤原氏の御女なりしかば、其の生坐る皇子、天皇になり給ひては、其藤原氏は、御外舅となり、また其の勢に依ては、大凡世々の大臣をば、藤原氏の持給ふ事となれる故に、その氏神なる、鹿嶋二所明神へ、奉幣使をまをし立給ひけむ事は、信に然も有べき事にざりける、）御門奈良におはし坐し時に。かしことほしとて。大和國三笠山にふり奉りて。春日明神と名づけ奉りて。今に藤原の御氏神にて云々。とあり。（かしことほしを、今の印本にかしまゝつりと有るは、寫し誤れるなり、今は屋代弘賢主の持たる、古寫本に據て引たり、）是をもて。鹿嶋は程とほしとて。春日山に振奉れること知られたり。其年は雜例集に。和銅二年とある年なり。（然るを春日社記、その他の物にも、稱德天皇の神護景雲元年六月に、鹿嶋大神御形を現はし、白鹿に乘して、榊を鞭となし、中臣連時風秀行と云し二人を、御供にめして、三笠山に移り給りとて、其の途のほどの事など、何くれと記せるは、凡て妄說なり、そは其事もし實ならば、御紀にいさゝかも、其事を記さずは有べからず、實には、もと藤原氏の私わざなりし故に、國史には記されざるにや、但し時風秀行と云し人の、供奉れりと云へるは實なるべし、其は今も春日社に、辰市、大東とて、二人の神主あるは、此時風秀行が末也といへばなり、されど燒栗を賜へるを、殖て生たる故に、殖栗連と云といひ、鶴に乘りて供奉せり、など云は信られず、按ふに此は、元明天皇紀、和銅二年六月の下に、殖栗物部名代、賜姓殖栗連と見え、稱德天皇紀に、神護景雲元年三月、幸藥師寺放奴息麻呂、賜姓殖栗連など見え、姓氏錄左京天神部に、殖栗連大中臣同祖とある、此等の事を混らして、作り設けたる說なるべし、）そは雜例集の。上に引る傳文の次

に。聖武天皇天平十二年四月五日。春日御社。奉遷壽久山御社。是右大臣大中臣清萬呂卿致仕。籠居攝津國嶋下郡壽久郷之間。仕家近所奉崇也と見え。(清麻呂公は、光仁天皇の寶龜五年十二月、七十歳にて致仕のことを奏されしかども許されず、桓武天皇即位のはじめ、天應元年六月に、再び請て、七十七歳にて許され、延暦七年七月八十七歳にて薨られたり、然れば致仕して後に、籠居すべき所と定め、豫に遷し置れたるなり、此は然も有べき事ぞかし、然れども文の趣あしくて、紛はしく聞ゆるなり、津國は元より、此の氏人に由緒ある國にて、鎌足公、不比等公なども、彼處に籠居せられたりき、さて此は前に鹿嶋三所明神の御靈を分て、中臣氏神と奈良の春日山に社を造り祝へる御靈を、また別て、壽久山社を建て祝へる由なり、こは神名式に、島下郡に、須久々神社二座とあるは、鹿島香取二神を一座とし、平岡二神を一座として祭れるならむ、今も宿久莊鳥羽村と云に存とぞ、されば春日山に遷せる年を、雜例集に、和銅二年とあるが正しく、春日社記に、神護景雲元年といへるが誤りなること、其年より二十年餘り前に、清萬呂公の、壽久山に遷せる社の、今に存りて、須久々神社と、神名式にも載られたるにて明なり、また是に就て按ふに、和銅二年の頃は、不比等公の盛なりし時柄なれば、専と彼公の心に出て、春日山に遷せるには非じか、鹿島社例傳記には、左大臣長手公、藤原氏之人、故取分承行云、といへり、然れど長手公にては、時代少し後れたり、○かく記し畢て後に、また思へば、廿一社記に、春日社は、興福寺の鎭守に坐す、彼寺は、山背の山科に在き、大織冠の爲に建立なり、淡海公の時に遷さる、と云ひ、元亨釋書に、興福寺者、和銅三年三月、藤丞相不比等、於和州平城建之とあり、然れば雜例集に、春日社を遷せる年を、和銅二年とあるが、ますます正しく、己が考への當れる事をもわきまへつ、)また其の次に。孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日。春日御社。奉祭鎭於伊勢國度會郡津嶋崎也。是宮司從五位下津嶋朝臣子松所申請也。とあり。(宮司は、伊勢大御神の宮司なり、是れまた前に春日社に、中臣氏神と

祝へる神たちの御靈を分て　津島崎に社を建て祝へる由にて、津島氏も、上六十段に注せる如く、中臣氏と同祖なれば、我が移り住む伊勢國へ遷せる也申請とは、公廷に請白せるには非ず、大氏なる大中臣、また藤原氏などに請へるならむ、然るは津島氏は、中臣の小氏なればなり、清萬呂公の、壽久山へ遷されたる文に、申請となきは、大氏なれば、なり、さて津島崎と云地名は、津島氏の住る地なれば、負たるならむ、さて此の次文に桓武天皇延暦十六年八月三日官符、移立離宮院於度會郡湯田郷之時、件社自津嶋崎奉遷鎭彼院西方也、于時祭主大中臣朝臣諸魚、宮司中臣朝臣眞魚也と見ゆ、但し此の文の諸魚は誤なり、そは是より早く、世になき人なればなり、攝津志島上郡神廟條式外に、春日神祠と出して、在東天川村、與野田前島共祭祀、とあるは是れなるべし。）是らを思通して、其の氏人の。その氏神を。かならず我が住む所々に移し奉れる。古へのさまを辨へ。いと古く中臣氏の。鹿嶋神宮に仕奉れる時に。本祖神たる枚岡神を。坂戸社に祝ひ　香取神を沼尾社に祝ひ。鹿嶋大神と三社を。氏神として祭れるを。春日山の御社に遷し齋へるに。違有まじき事を曉るべし。（香取神は、健御雷神の分身なる由あれば更なり、天兒屋根命、健御雷命共に、本系は、火産靈神より出て、親かるべき由あれば、相社になり給へること、大神ごち、幽契あることなるべし、さて氏を宇遲と訓むは、内ともと同語なり、語の清濁に拘はるべからず、故氏神と云は、内神といふ意にて、内に屬たる神のこゝろに、親みて云へる稱なり、漢字の義を放れて、言の義を思ふべし、氏内同語なることの義は、允恭天皇巻に、氏々名名とある所に、委く注ふを見るべし、）然有ばこそ。鹿嶋。春日神社を。鹿嶋より遷せりとは有れども。鹿嶋。香取。枚岡より。直に遷し奉れりと云ふことは。古書に所見たることなし。鹿嶋社傳記。春日社記さへに鹿嶋大神のみ移り坐りと記せるをや。（然るを公事根源に、鹿嶋神三笠山に鎭座して後に、餘の三柱神を、某々の宮より、神の迎へ給へる由を記されしは、何に據られたりけむ、餘りなる非説なりかし、）然もあらば春日祭祝詞に。鹿嶋坐健御

賀豆智命。香取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。比賣神。四柱能皇神等能廣前仁白久。皇神等乃乞賜比能任爾。春日能三笠山能。下津岩根爾宮柱廣知立。高天原爾千木高知氏。天之御蔭。日乃御蔭止定奉氏。とある。乞賜比能任爾といふ文は。いかにと言ふに。此社を。公より祭り給ふ事と成しは。此山に遷せる年よりは。遙に後の事なりしかば。（そは春日社記に、仁明天皇嘉祥三年始行祭とある、此年は、春日社に始めて祝へる、和銅二年より、百四十二年後なり、桓武天皇紀に、延暦二十四年二月庚戌の處に、聖体不豫、典闈建部千繼、被充春日祭使とありて、此は嘉祥三年よりは、四十三年前なれど、是時は聖体不豫につきて、臨時の御祭ありしと聞えたり、此後には、清和天皇紀に、貞觀元年二月丙申、春日祭如常、同十一月庚申、春日祭如常とあれば、是より十年早き、嘉祥三年に始まれりと云ことは、然も有べく聞えたり、また二十二社註式、其外の書どもに、貞觀元年十一月九日始祭、とあるも誤れる傳へなり、なほ下に、嘉祥三年九月の文を引たる處にも云を見べし。）其頭はかしこ遠しとて。移されたる事をば裡にして。神たちの乞給へる故に。移し奉れりと云ふ言を。表に文たりけむ故に。大君は神にし坐ば。大らかに其言のまに〱。此祝詞は作しめ給へりけむ。（岡部翁言に、この祝詞は、貞觀の頃に作るなるべく、文のさま、今の京にても、稍後の人の言にて、古へに違へることあり、と云はれしは、信にさる説なり。）されば大鏡には。裡の眞事を。在のまゝに記し。祝詞は。表の文を記せる物と心得べし。（また此に付て按ふに、春日社記を始め、大神現形して御幸せる由にて、種々の奇しき語ども書たるは、表に立たる説に、なほ加説して記せるなるべし。）さて自説にや有けむ。他説にや有りけむ忘れたり。春日と云ふ地の名の義は。彼山は。元より鹿の多く住る山なりし故に。其は愛しみ給ふ神を崇むる處には。宜はしき爲て。此所に祝へるにて。鹿栖所の義にや。（拾玉集に、慈鎮、「秋のみやたえぬしるしは鹿島山、春日野までも棹鹿の聲、なほ此地のことは、孝靈天皇卷に注ふを見べし。）三笠山と云ふ名は。彼の鹿嶋の御笠山の

名を。此にも移せる稱なること疑なし。（この三笠山を詠る哥は、書どもに多く見えたれど、煩はしければ記し出ず。）さて鹿嶋香取枚岡三社へ。位階を贈られたる趣を。國史に考ふるに。各々其の本社へ贈らるべきを春日社へ贈られたりと見ゆ。故今其の文どもを。取並べて辨ふべし。其はまづ光仁天皇紀に。寶龜八年七月乙丑。内大臣藤原朝臣良繼病。敍其氏神鹿嶋神從三位。香取神正四位上。とあるは其始なるが。春日坐とは言ざれども。春日社へ贈られしこと。其氏神と云へるさ下に引く三條の文とを合せ考へて炳けれど。此時枚岡坐天兒屋根命。また比賣神をも敍し給ひけむを。御紀に記し落されたり。（其階はかならず、天兒屋命に正四位上、比賣神には、正五位上をぞ贈られけむ。）さて此後に。鹿嶋神に從二位。香取神。枚岡神に從三位。枚岡比賣神に。從四位下を贈られしこと下に引く文にて明なり。（日本後紀、今は半分ありて、考へ記すべき由なし。）仁明天皇紀に。承和三年五月丁未。奉授下總國香取郡。從三位伊波比主命正二位。（從二位なるべきに、正二位とあるは、謂ゆる越階し給へるなり、鹿島神より前に擧られたるも、さる由緒にやよりけむ。）常陸國鹿島郡。從二位勳二等。建御賀豆智命正二位。河内國河内郡。從三位勳三等天兒屋根命正三位。從四位下比賣神從四位上。其詔曰。皇御孫命爾坐。四所大神爾申給波久。大神等乎。彌高爾彌廣爾。仕奉止奈毛思保志食。是以件等冠爾上獻云々。（此勅使に、藤原豐繼、藤原千萬を遣し、また辭別て、藤原常嗣を、遣唐使と爲て遣す路の間、風波の難無らむ事をも祈ませり、四所大神爾申給波久とあるを以、四所を一所に總たる春日社への勅使なること炳し、）また同六年の處に。十月丁丑。奉授坐下總國香取郡。正二位伊波比主命。坐常陸國鹿島郡。正二位勳一等建御加都智命。並從一位。坐河内國河内郡。正三位勳二等天兒屋根命從二位。從四位上比賣神正四位下。（以上三度の位階は、いまだ公の例祭に預り給はざる程に、授け奉り給へる也、）文德天皇紀に。嘉祥三年九月己丑。遣參議藤原助。向春日大神社。策命曰。天皇我詔旨止。大神乃廣前爾申久。皇大神乃厚護爾依

天之。天日嗣乃高御座爾波即賜。止奈毛所念行須。因茲天。先々爾禱申賜比之御冠止爲天奈毛。建御賀豆智命。伊波比主命。二柱乃大神乎波。正一位爾。天兒屋根命乎波從一位爾。比賣神乎波正四位上乃御冠爾。上奉利崇奉留狀乎。神財乎令捧持天。奉出須此狀乎聞食天。益々爾。天皇朝廷乎。堅磐爾常磐爾幸倍奉賜比。天下平安爾。護賜比助賜倍止。恐見恐見毛申賜波久止申。とあり。(この策命を見れば、先に高御座に即坐さば、件々の御冠奉らむと、禱申し給へる由なり、此前日に、賀茂大神社に申さしめ給へる策命にも、先々に禱申賜倍留云々とあり、然れば上に論へる春日社記に、嘉祥三年始行祭とのみ云て、月日を云はざれど、今度のことにて、是より例祭に預り給へる事と所思たり、然れば祝詞式なる春日祭祝詞は、是時よりは後に作れること炳し、是について思へば、岡部翁の言に、春日祭祝詞は、貞觀の頃に作るなるべし云々、と言れしは、最も恐しき眼なりけり。)是らを見通して。鹿嶋香取枚岡三社の神階は。春日社に贈り給へることを曉るべし。(然ればこそ春日祭祝詞にも、鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能廣前仁白久とあり、他詞には例なき云狀なり、上に擧たる、御紀の詔曰策命にもよく符へり、然れば春日社は三社の總社とも云べくなむ)さて清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。奉授河内國從一位勳三等。枚岡天子屋根命正一位。正四位上勳四等。枚岡比咩神從三位。とあるは。鹿島香取二柱大神たちは。既に正一位を極め給へれど。枚岡神二柱は。いまだ極位ならざりし故に。是時に授奉り給へるにて。是また春日社へなること。言まくも更なり。(鹿島社例傳記に、昔正一位勳一等之額、懸第二大鳥井則雷雨俄鳴動、其額降落也、故巫託曰、爭顯懸位階乎其後不懸之、鹿島香取枚岡三社、相共正一位勳一等之神位也、雖然見前額無懸之、とあるに思ひ合せて、いさゝか考へたる説もあれど、今は漏しつ)さて臨時祭式に。春日神四座祭と題して。祭神料。散祭料。解除料。餝神殿料。釀神酒。并驅使等食料。釀神酒解除料。釀神酒竈祭料。齋服料。などの品物

を載され。右祭料依前件。春二月。冬十一月上申日祭之。其封物者。割下總常陸兩國香取鹿島二神封調布五百端。(香取神封二百端、鹿島神封三百端)庸布三百段。商布六百段。麻六百斤。(已上鹿島神封)紙六百張。(香取神封)送神祇官。仍收官庫。依件充用云々とあり。此祭の封物に。鹿島香取二神の神封を割て用らるゝ事も。此二宮の祭を。春日社にて行はるゝ意なり。(なほ臨時祭式の此條の全文をくり返し讀て、辨へ悟るべし)抑この春日御社は。上件の如く。御稜威速き神等の。神集ませる御社なれど。祝奉れる當時は。既に佛法普く弘まり。上にも重く用ひ給へる世なりし故に。法師ども率りて。殊に佛ざた多く。今詣でゝ。其趣を見奉るにも。慷慨しき事の多かれば。況て枉を遂ふ大神等の。悒憤しと見給ざらめや。然は有れど。左も右も。世人を羽含み給はでは得有まじき。神の御上に坐からに。人の好みに任せ。暫く宥めて御覽すにぞ有べき。阿波禮こを清々しき古風の宮居になして。見奉らむ時もがな。(なほ此御社の事に就ては、言へど〳〵果しなき長息あれど、其は別にも言ひてむと、今は泄しつ)さて大鏡に。上に引りし文の次に。御門この京に遷しめ給ひては。又近く振奉りて大原野と申し云々。(公事根源大野原祭の下に、此神社は、后宮の詣給はむ爲に、春日本社遠さに依て、都近き所に徙し奉らる、大野原の行啓は、仁壽元年二月より始行はる、近衛の使は、春日祭に同じと見え、二十二社次第に引る舊記に、仁壽元年二月二日、依大皇大后御祈、山城國葛野郡大原爾、宮柱廣知立氏、春冬乃祭始賜布、とあるは、文德天皇紀に、仁壽元年二月乙卯、別制大原野祭儀、一准梅宮祭とあるに符り、また色葉字類抄に、遷都長岡京之時、被奉移春日於大原野、本朝文集云、文德天皇嘉祥四年二月乙卯、別制大原野祭儀、一准梅宮祭、貞觀元年十一月十三日、大原野祭如常云々、また神社正宗と云物には、嘉祥三年閑院左府冬嗣、申沙汰勸請之といへり、合せ見て辨ふべし、大皇大后は、五條后順子にます、さて臨時祭式、春日祭條の次に、大原野神四座祭、右料物同春日祭、春二月上卯、冬十一月中子日祭之と見え、春日祭

祝詞の末に、大原野、枚岡等祝詞准レ之とあり、されど神名式に出されず、そは後に祭れる社なればなり、是をもても、神名式の、古へを違へざること知られたり、山城名勝志に、乙訓郡大原野神社、坐二大原野村西山際一といへり、本は葛野なりしを、後に移せるならむ、）なほも近くとて。又ふり奉りて。吉田と申ておはし坐めり此吉田明神は。山蔭中納言の振奉り給へるぞかし。御祭日。四月後の子日。十一月下申日とを定めて。我が御曹に。みかど后宮立給ふならば。公祭になさむ。と誓ひ奉りておはし坐ければ。一條院の御時より。おほやけ祭には成たるなり。とあり。（此の社のことは、二十二社次第に、山城國愛宕郡吉田神社四座、神名同二春日社一帝王編年紀に、永延元年公家始有二吉田祭事一元山蔭一族所レ祭也、公事根源に、此社は、中納言山蔭卿、貞觀の頃ほひ建立して、一條院永延元年より、始て官幣を奉らせ給ふ、春日社と同体なり、奈良の京の時は、春日社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は、吉田社なり、みな京都近き所をしめて、御門を守り奉らせ給ふにや、宣胤卿記に、奈良京之昔、以二春日社一爲二氏社一以二興福寺一爲二氏寺一平安城之今者、以二吉田社一爲二氏社一以二法成寺一爲二氏寺一云々、日本紀略に、一條院寛和二年十二月一日、詔以二吉田社一準二大原野一行二二季祭一など見えたり、猶種々の書に見たれど、わづらはしければ、大かたは洩しつ。）

故是時。大國魂神期曰。天照大御神者。悉二治天原一。皇美麻命者。專二治葦原中國之八十魂神一。我者親二治大地官一焉言訖矣。大地主神之號。起二于此時一矣。是者坐二大和社一神也。此大國魂神。天降坐之時。於二飯成之地一而。御膳食給矣。故其地云二飯梨一也。

是時とは。大物主神事代主神と共に。天上に參昇りて。誠款之至を陳し給へる時を云。（但し此神の、二神と共に、天に參上り給へりといふ事は、何書にも所見たる事無れど、昇り給へるに疑なきこと、

下に次々注ふを見て知るべし。）○期日は。知岐理多麻波久。と訓べし。（前には本紀に違ひて、白之さ文つれど、後によく思へば。惡かりき。）○天照大御神云々。大御神の高天原を所知看ことは。伊邪岐大神の御依にて。無窮に定れる御事なる故に。かく白給へるなり。○皇美麻命者云々。此者今天降給ふ皇美麻命を宣ひて。末々代々の天皇命までに關れる御言なり。○葦原中國之八十魂神とは。葦原中國に鎭坐ます。天神地祇に闊く宣へり。其は下に委く言ふ如く。皇美麻命の御々代々。天社國社に治め給ふことは。治國の道の本にて。天皇祖神たちの。御依し坐る御業なればなり。（其は第百三十五段の傳を見てしるべし。）但し是時。いまだ天皇祖神たち。其御依しの御言は詔出給はねど。天下治給ふとし。天降給ひては。それ専とある御業なる故に。專治め給はむと。未來をかけて白給へるなり。（されば大國主神の。大國主と坐て、天下の顯事治看し、程も、神を祭り給ふことを専と爲給けむ事、言はまくも更也、其和魂を祭りたまへる、味鉏高彦根命の、言問給はざるを、神に祈白し給へる、御年神を祭りて、其怒を和し給へるなど、且々その事の見えたるなり、）○大地官。地を登許と訓る由は既に云き。（第九十七段の傳、大地主の下見べし。）さて大地とは。天照大御神の。天原を悉治看に對へて。此大地を宣へり。其は此大地に有ゆる國々島々はしも。上に委く論へる如く。須佐之男命の悉治め給ふべき由緒なるを。（此は第二十九段の傳に、委曲に論へるを見べし。）上件の謂に依りて。大國主神造竟たまひ。須佐之男命に替りて。皇美麻命の治看すことは定りぬれば。其顯事は既に禪白して有るを。其大地なる國の八十國。島の八十島の幽事は。己命。顯國魂。大國魂として。官治たまふ事と成ぬるを。身づから大地の官を治。とは宣へる也。（師云、官とは大地を掌り守る官職の意なり。）○言訖とは天津神の大御前にして。嚴重に期言固め竟給へる由にて。無窮に變まじき御心を。顯はし給へる事は白すも更なれば。是ぞ誠款之至を陳し給へるなり。（上第百廿八段、陳誠款之至、とある處に言る説どもを、合せ思ふべし。）大地主神之號云々。大地官を親治めむと宣

へるより。大地主と申す御名を負給へる由なり。(師說に、大物主と申す御名は、是時に產靈大神の賜へるならむと言れたるが、實然ことなるに就て思ふに、此御名も、是時に、產靈大神の賜へるならむも亦知べからず。)景行天皇の御詔に。大倭國者以行事負名國也。と詔へるを思ひ合すべし。

○大和社。こは神名式に。大和國山邊郡に。大和坐大國魂神社三座。(並名神、大、月次、相嘗・新嘗。)とある御社是なり。(名神祭式にも、大和神社三座とあり、祈雨神祭條にも、大和社三坐と見ゆ、和名抄には、大和於保夜末止、此鄕城下郡に入れり、孝謙天皇紀にも、城下郡大和神山とあり、此は師言に、二郡の堺近き處なれば、かくもありと云れたるが如し。)是御社のことは。仁安二年二月。此社の祝部。大倭直歲繁と云し人の記せる。大倭神社注進狀といふ書に。謹考舊記曰。大倭神社。在大和國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。(大國魂神と申すはやがて杵築大社坐、大國主神の荒御魂の御名なれば、其宮を大社之別宮と云むも實事は違はず。)傳聞倭大國魂神者。大己貴神之荒魂與和魂戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。(是らの事は、第九十六段の傳に委く注へるを見よ。)在大倭豐秋津國守國家。因以號曰倭大國魂神。(亦曰大地主神。)以八尺瓊爲神體奉齋焉。と記し。また家牒曰とて。孝昭天皇元年七月に。都を倭國葛城に遷し給へる時に。大御夢に。大己貴神現はれ坐て。我和魂は。神世より三諸山に鎭りて。御昌建を助奉れり。荒魂は。大殿內に在て。御衞護と爲らむ。と詔ふ神敎を得まして。大殿之內に。天照大御神と並奉れる由を記し。(此事は、孝昭天皇卷の本文に擧つれば、彼處の傳にゆづりて、今は概略を云なり。)其後崇神天皇御世の六年九月に。天照大御神を。倭國笠縫邑に祭給ふ時に。大國魂神をも。倭國に祭たまふ事を云て。祭於同國市磯邑。(後改名曰大倭邑。)と記し。(此事は、崇神天皇卷に出たれば、彼卷の傳に委く注すを見るべし。)さて相殿神二座。八千戈神。御歲神。傳聞八千戈神者。大己貴命。以廣矛爲杖。令撥平豐葦原中國之邪鬼。是時大己貴命號。曰八千戈神。此矛亦上古。在天皇大殿

之内。爲八千戈神之神體。御歳神者。守禾穀神。以八握嚴稻爲神體也。とあり。(こは此に要となき文を、引切めて擧たるなり。)此に據て思へば。此御社三座の。大國魂神の神體は。大國主神の。八十隈手に隱坐す時に。御躬その項懸せる。八坂瓊を解披たまへる。其瓊になむ御坐ける。そは八咫鏡に。和魂を取託給へるに準へて思ふに。八坂瓊には。荒魂を取託たまへる故なるべし。(八咫鏡に、和魂を取託給へる事は、第百二十段に見えて其にいひ、八坂瓊を披給へる事は、第百二十三段に見えて、其に注せるを見べし。)さて廣矛は。上に見えたる如く。經津主。健御雷二柱神に授けて。皇美麻命に奉り給へるを。(此事も、第百二十三段に見えて、其傳に委くいへりき。)美麻命天降坐す時に。天璽の御寶に副て。持下り坐ること。下に見えたる如くなり。(第百三十三段の傳に、委く注すを見べし。)然れば其を。八千矛神と申す御名の神體として。神世より。大國魂神の神體と坐す八坂瓊と共に。大殿内に坐奉り給へるを。孝昭天皇御世に。本體大己貴神の御敎へまして。天照大御神の神體と。同じ御床に坐奉しめ給へるを。崇神天皇御世の六年と云ける年の九月に。大和社に祝奉り給へる也けり。(此御世に、大殿内を出し給ひて、大和社に祝奉らしゝも、決めて神敎に依てならむと思ふ由あり、其は彼卷に注ふを見るべし。)さて御歳神の相殿に坐すことは。其由縁審ならぬに就て。深く考ふるに。(彼注進狀に、古語拾遺に、大地主神の營田に、御年神の祟り坐ることの有を引たるは、其由によりて、相殿に祭れりと云ふ意なるべけれど、猶然には非ず。)此は八握嚴稻をもて。神體と爲すと言へれば。皇美麻命、御天降の時に。天照大御神の。齋庭の穗を事依し給へれば。天降坐て後に。其穗は種に殖給けむを。其が中に。八握嚴稻を撰びて。御年神の神體として。共に大殿内に齋き給へりしを。大國魂神を。御社に祝給ふ時に。其因をもて。相殿に祝ひ給へるにや。(齋庭の稻穗を依さし賜へる事も、第百三十三段に見えたり。)其は大神宮本記に。大御神伊須々能原に鎭坐して後に。一本にして。千穗に茂れる稻の葦原に生たるを。白眞名鶴の咋持て鳴け

るに。倭比賣命。その穂を大御神に獻り給へるに。鶴の鳴く事止たりしかば。大歳神と號けて祝奉り。また明年も。一本にして。千穂八百穂に茂れる稲を。彼の鶴咋持鳴て敎けるをも。大御神に奉りて。鶴の居し所に。八束穂社と云を造祝ひ奉られし事あるを。合せ考へて。然は思はるゝなり。(なほ此事は、垂仁天皇卷の本文に擧つれば、彼卷の傳に委く注ふを見るべし。)さて此の大神の御稜威の事は。孝昭天皇。崇神天皇。垂仁天皇の卷々に出たれば。爰に云ず。文德天皇紀に。嘉祥三年十月朔日に。從二位を授け奉り。清和天皇紀に。貞觀元年正月に。從一位を授け奉らる。(此御社、今新泉村と云に在て、大和大明神と申す是なり、)さて中右記に。永久六年六月。軒廊御卜。是大和國大和社。去二月九日戌刻。俄有火。寶殿三宇。幷御正體燒亡也。とあり阿那畏。(永久六年は、元永元年にて、鳥羽院天皇の御世なり、注進狀を記せるに仁安二年より、五十年前なり、然れば此狀を記せりし時は、既に彼御正躰は坐さるを、只に舊記のまにまに記せるなり、今詣て見奉るにも、甚く衰へ坐て、

さる古の大社とも見え給はぬ狀なるは、悲しとも悲しき事の極みにぞ有ける、)また神名式に。淡路國三原郡に。大和大國魂神社。(名神、大、)と云社あり。(今本に、國字の上乃大字を脫せり、今は名神祭式に依て補へり、)文德天皇紀に。仁壽元年十二月壬寅。詔以淡路國大倭大國魂神列於官社。とある是なり。また阿波國美馬郡にも。倭大國玉神。大國敷神社と云あり。(一本に二座とあり、さも有べし、)共に倭と稱せば。此の大神の御社なること。言ふも更なり。(何なる由ありて、此の國々に祭られ給へりと云ことは、未た考へ得ず、)さて萬葉五に。山上憶良ぬし。多治比眞人廣成の。遣唐使に發るゝ時に、贈られし長歌に。諸能大御神等。船舳爾。道引麻遠志。天地能。大御神等。倭大國靈。久堅能。阿麻能見虛喩。阿麻賀氣利。見渡多麻比。事了。還日者。又更。大御神等。船舳爾。御手打掛氐云々。此歌に。倭大國靈のみ。殊に御名を顯はし申せるに就きて思ふに。和魂大物主神。早く外國に渡御して還り給ひ。(此事第九十五段に見えたり、)後まで外國々を。皇國によりて

仕奉らしめ給ふ趣なると。本體大國主神の。八十隈手に隱り坐て後に。外國に渡坐し。其國々をも造給へる趣なること。上に言へる如くなれば。(是らの事は、第九十四段の傳に委く云へるを見よ)荒魂大國魂神は。殊に外國の事に預かり給ふ。と云傳のありて詠る事と聞えたり。(憶良ぬしの哥には、さる意を本にしてよめる哥ども、殊に多かり、正心男の、實情あつき人なること、推て知べし)其は大地官を治とは。此大地なる國の八十國。嶋の八十嶋を官治むる由なるを。思ひ合せて知られたり。然れば上に擧たる。阿波國なる。倭大國玉神。大國敷神社二座とある社の。大國敷神と申すも。大國魂神の別名を。一座として祭れるなるべし。其は大地官に坐せば。大國敷たまふ謂なること。言も更なり。(生島神に白す祝詞に、皇神能敷坐島能八十島者、云々と云をも思ひ合すべし、さて是に就て、前には生島の巫が祭る、生島足島神と申は、大國魂神ならむかと思ひしは、非ざりけり、彼神たち二座は、伊邪那岐、伊邪那美神の生坐る國々島々の御靈を、生島足島てふ御名を負せ、二座として祭れるなりけり、)○天降坐之時、こは出雲風土記。意宇郡の處に。飯梨郷。郡家東南卅二里。(凡今の五里十二町にあたる)大國魂命天降坐時。當二此處一而膳食給。故云二飯成一。とある傳を採て記せり。此神は。元より國神に坐を。天降坐る時と云へれば。昇りて降坐るなること灼し。其は御服從の時に昇坐るならで。何時か有む。(故上件大物主神、事代主神の昇り坐せる處に、此神の名をも記せりし也)○御膳は。常には美氣と訓めども。此は美伊比と訓べし。飯梨と云ふ地名の起る處なればなり。○飯梨和名抄意宇郡に。此郷名なし。(風土記抄に、飯梨、利弘、實松、矢田、古川、新宮、富田、田原八村也とあり、)さて風土記同郡の。不レ在二神祇官一とある社の中に。食師社と云あり。是若くは。此に由ある社には非ざるか。

故其八重事代主神者。製二天磐笛一而。奉レ皇美麻命一而祝之。亦奉レ進天押楯一。與二天狹弓一矣。亦此神化二爲八尋熊鰐一而。通二產巣

日神之御子。三島縣主祖。天神玉命之子三島溝咋耳命之女。溝咋比賣命。亦名玉櫛比賣。而。令生之子。天八現津彥命。此者長公。長我孫。土佐國造等之祖也。故其事代主神者。亦坐三島鴨社。亦坐伊豆三島社。此神之后。謂伊古奈比賣命。亦本后。謂阿波咩命。亦云阿波波神。亦云阿波神。亦云天津羽羽神。是者天石帆別命即天石戶別命是也。之女也。所生之子。五柱坐矣。其一柱之名。謂物忌奈命。此者並坐伊豆國神等也。

此段。天狭弓の事までは。本朝事始に引たる。齋部私記と云を採て文ることゝ。既に徵にいへり。(本朝事始は、少納言信西の撰べる書なるが、缺ていさゝか殘れるを、後人の加說をもして、二卷と爲たる物なり、誤りの殊に多き物なれども、是等の說どもは、古書をも引たるが上に、他書に此書を引たる文勢にも似かよひて、實事に叶ふ說なる故に採て記せり。)さて事代主神の皇美麻命に。是等の物どもを奉り給へることゝ。必しも是時なり。とは定め難きに似たれど本籍に。奉天孫瓊々杵尊。とあれば。是時ならで何時かあらむと所思ゆる儘に記せるなり。○天磐笛は。磐もて製れる笛なり。本籍に。其形似胡茄とあり。胡茄ちふ物のことは。漢籍事物紀原に。胡茄。漢舊錄云。胡人卷蘆葉吹之。故曰胡茄。と見え。字彙にも。胡茄胡人卷葭葉吹之。似觱篥而無孔。後世鹵簿用之。とあり。(また玉篇に、觱篥一名茄管、胡人吹之、とも見えたり。)此を合せて思ふに。天石笛と云物の。大凡の形は。歌口のかた細く。末太く開きて。横に穴なく。謂ゆる螺角に似て。石なる物と知られたり。(然思ふ由は上野國の或古社に、倭建男命の、東夷を平坐して還り路に、納め給へりと云ひ傳ふる由にて、石笛と云物あるを、先年江戶に出して、屋代弘賢主がり持來て見せたりしを、

己も見たるに、堅石の丸くて、少長きに、哥口の穴を少く、末の穴をば、大きく穿通したる物にて、重さ七貫目ばかりにて、鳴音高く、美しき物なりしかども、全人の製れる物にて、かつて神作など云べき物には非ざりき。されど五百年、千年のほどに製れる物とは見えず、いかにも、倭建命の時あたりの物にもやと所思ゆる容なり。かくてまた己れいにし年、一つの石笛を得たり、石質は少か右のに劣りて見ゆれど、其形妙にて、盲人ならずば、見紛ふべくもなき神作の物なり、但し世には海ぼらとて、丸長き海石に、穴ありて、吹けば鳴る物の多かるを、物妒みする輩の、さる物を取いでゝ、余が持たるを、其と等しき物に云ひ腐さむなどもすめるは、傍いたし、海ぼらちふ物は、己れあまた見たるに、芦の根に泥の凝付たるが、岸などの崩れし時に、海に入りて、年久に潮に浸り居つゝ、遂に石と化たる物なるをや、前に上總國にものして、長柄郡大東崎と云邊の、磯邊を見周りたるに、其化石の大き小き、五つばかり拾へりし中に、芦根はいまだ其質を變ずてあるに、石ぼらに化りたるが有し故に、彼物の、芦根に凝付たる泥の、化たる物ぞと云ことを、又芦の妙なる物なる故由をも、なほ深く悟り得たりしなり、其時拾へりしをば、屋代翁、伴信友、山崎篤利などにも與へたれど、吾も今に一二は持てあるなり、なほ中に孔明きたる石の成れる由緒は、第九十一段の傳に、委く注したれば、今更に云はず。〕○祝は。富伎とも。伊波比とも訓むべし。然るはまづ。富伎てふ語は。吹ともと同語と聞ゆ。其は出雲國の玉作部が獻る玉を大殿祭詞に。御吹支乃玉と云ひ臨時祭式に。御富伎玉とあり然れば。此は同語なる中にも布伎と云が本にて。上古に。息吹て攘ひ祝ふ態の有けるより出たる言のごと思はる。其は伊邪那岐大神の。國に狭霧の薫滿たるを。息吹攘ひ給へるが神世より今に至るまで。風招するには嘯くに由有て所思ゆること。〔風招するに嘯くことは、第百五十八段に、委く云を見るべし。〕呪禁方の書等を見れば其の方を行ふに。息吹て攘ふことの多かるは。凶を禳ひて。吉を招く意にて。此は上古より。誰教ふとなく。人々自然に知りて行ふ態と見ゆるが。

思ひ合され。(此事に限らず、凡そ人の爲べき眞の態は、汚き物を見ては唾せられ、頭うちては、吾れ知らず唾をつけ、目もとに矛のひらめけば、自づかづからに目を塞く類に、吾も知らず爲らるゝ物なれば、呪焚の方に息吹ことも、人の自然にせらるゝ態と所思ゆるなり。)また布延てふ名も。吹より負る名なる故に。御紀に。鼓吹と書れ。和名抄に横笛を横吹とも書き。官位令に鼓吹正とも有り。また笛吹連と同祖氏に。伊福部と云姓あり。此伊福は。息吹の義なるを。轉りては。五百木部ともなれる。是また吹の富伎となれる證なり。(此事は、第四十六段の傳にいへり。)さて富伎てふ言は。神功皇后の酒樂之御歌に許能美伎波。和賀美岐那良受。(此御酒者、非吾御酒。なり。)久志能加美。(酒之長なり。)登許余邇伊麻須。(常世國に坐なり。)伊波多々須。(石立すなり。)須久那美迦微能。(少御神之にて、少毘古那神なり。)加牟菩岐。本岐玖流本斯。(神壽、壽令狂なり。)登余本岐。本岐母登本斯。(豊壽、壽令廻なり。)麻都理許斯美岐敍。(献り來し御酒ぞなり、此は凡て師の解を、その儘に注せり、委くは彼卷に注すを見るべし。)この歌詞の意は。凡て師の解說の如くなるが中に。本伎母登本斯は。少御神の。常世國にて。神壽々狂ほし。豊壽々廻ほし。釀給ふと云意は本よりにて。其を御門へ豊壽に壽つゝ。息吹廻ほし獻遣せ賜へる御酒ぞ。と壽給へる意あり。其は上句に。常世に坐す。と詠まし。下句に。獻來し御酒ぞと受たるにて。然は聞ゆるなり。(つら〳〵思ひをひそめて、よみ味はふべし。)さて息吹の、神態に驗有ることは。伊邪那岐大神。豫母都國の穢惡を祓ひ給ふと御禊坐て。枉津日神を吹生給ひ。また其禍を直さむと所思て。直日神を吹生たまひ。(なほ三柱海津見神、三柱筒男神をも吹生たまひ、また天照大御神と、須佐之男命、御宇氣比の間に、三柱比賣神、三柱比古神をも吹生たまへり。)また氣吹戸に坐す。氣吹戸主神の。世に有ゆる凶事を。根底國に氣吹放給ふなど是なり。(氣吹戸主神の、此功德の、ことは、既に第二十七段の傳に、委く注せるを見るべし。)さて是より移りては必しも氣吹ねども。凶を撥ひて吉を招く所爲。また吉きが上に

も猶吉かれと物する方ども。伊邪那岐大神の御頸玉の。玉緒もゆらに取振かして。天照大御神に賜へる。天皇祖神の。饒速日命に。十種の寶を賜ひて。若痛所あらば。布留倍由々良々止布留倍。然してば。死人も生返らむ。と御教ませるなど。是祝方なり。(なほ祝方は多かるを、今は心得易きを一二擧つるなり。)さて大殿祭詞本注に。言壽。古語云許止保企とあり。此は富久とは。笛吹にまれ。直に氣吹にまれ。祝ぐ方を爲て。祝へるが本なる故に。其の方を爲ずて。言もて美たく云を。言壽と云なり。(言壽をまた言夫伎とも云は、是また吹、富伎同言なる證とすべし、かくて後に云ひなれては、只に富久とばかり云ても、言壽たる事とぞなれる。)されば此の祝は。親製たまへる石笛を。氣吹鳴して。皇美麻命を。堅石に常堅石に。息長く御坐せと。祝給へる由ならむと思ゆれば。富伎とも訓べし。とは云なり。また伊波比とも訓べし。と云由は。此言は。岡部翁も。師も説れたる如く。もと伊牟と同言なるが。決めて。石より活き出たる言なるべく所思ゆ。其は伊邪那美命の。

火神を生給ふ時に。夫神の見坐む事を忌て。石窟に隱坐る。天照大御神の。須佐之男命の荒びを忌て、石窟戸を刺て幽居る。これら物忌ひの始なるが。忌ひは。やがて齋ひにて。此は石に隱れる由を活用して。伊波比伊波布と云比。伊波閉とも活き。(またいはひに、隱字を用ひたる事も有りと思ゆ。)波と麻とは。横に親しく通ふ音なる故に。伊麻比伊麻布。伊牟と活き。體言にするゑて。伊美とも云しと聞えたり。故祝辭するに。堅石に常石にと云を始め。石に準へて言ふこと多かり。なほ此の事は。石長比賣命の處に。委く注ふべし。(第百四十七段の傳見べし。)然れば此に。石笛を製りて。と有るを思ふに。皇美麻命の御齡を。其石笛の堅石常石にと。吹奉り給へるは本よりにて。また天降坐す鹵簿の御前に立て。氣吹動もし。國神どもを。襲しめ給はむとの御態にや有けむ。(さるは父大神の御言に、吾子等百八十神者、八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉則、不有違神と白し給ひ、皇美麻命の近守神と、此神を貢置給へる、また御天降の時の御前に、天牟羅雲命は、太玉串

を取り、天忍雲根命は、天津詔辭を宣て祓清め、とあるは、禍事を拂ふ爲なると、天忍日命の、兵仗ども、取よろひて、守護ましつゝ、降り坐る趣にも思ひ合はさるればなり。）抑御幸の列に。此の物を用ひ給へりと云こと。慥に物には。所見ねども。神功皇后の韓を征給ふ處に。船師滿レ海。旌旗耀レ日。鼓吹起レ聲。山川悉振。とあるを。前には漢文の飾にやと思ひしかど。熟く思へば。軍の御幸。また始めて。高御座に卽給ふ時なども。旌旗立ること。最上古より有しかば。吹鼓を鳴せる事も有しは疑なし。其の吹は。此の古事を思ふに。決めて石笛なりけむと所思けり。（されば上に注へりし、倭健命の、御軍に用ひ給へる、石笛なりと云ひ傳ふる物も、實にさる古物ならむもまた知るべからず。）然るを後に。大角小角と云物に。替られたりと聞ゆ。其の由は。神功皇后の韓を征給ふ所に委く注べし。〇天押楯は。其製いかに有けむ。今知べからず。名義。押立る由なるべし。（第六十一段に、天押立命と云神名もあり。）〇天狹弓狹は。眞に通ふ狹にて。眞弓の義なるべし。上にも下にも出たる。天梔弓は。天鹿兒弓とも云を思へば。鹿をも取る弓にて。其の製異なるを。此は尋常の弓なる故に。眞弓とは云か。（これも今審には辨へがたし。）さて和名抄木部に。檀唐韻云。檀木名也。和名萬由美とあり。（また杜仲は、波比萬由美、衛矛は、久曾萬由美などもあるは、檀木に似たればなり。）此木は。弓の良材なり。眞の弓木と云義にて。眞弓の木と名付たるなり。檀木にて削れる故に。弓を眞弓と云には非ず。色白き故に。白檀とも云へり。（此の木のことは、なほ應神天皇卷、宇遲稚郎子の御哥の處に注べし。）〇八尋熊鰐。鰐のことは既に出たり。（第八十段の傳見るべし。）八尋は。八尋殿。八尋矛などの八尋に同じ。大なる由なり。熊とは。其猛を云へる稱なり。凡て熊某と云は。みな猛きを云へる例なること。上熊襲の處に注ふが如し。（第八段の傳見べし。）さて下に。豐玉比賣命の。八尋熊鰐に化とあるは。元より和邇神なるが。人形して居給へるを。本の鰐になり給へる由なるを。此は元より人形なる神の。始く鰐形に化たるにて。其は櫛八玉命の鵜に化り。

健角見命の八咫烏と化れるが如し。(言代主神、その現身を隱し給へるは、海なりし故に、三島までの海を、此魚になりて通ひ給へるなり。)○産巣日神之御子。三嶋縣主祖。天神玉命。こは神代系紀に。神皇産靈尊兒。天神玉命。また天神本紀に天神玉命。三嶋縣主等祖。とあるに依て記せり。天神玉命と申すは。天太玉命の亦名なること及その名義も既に注へり。(第六十一段の傳見るべし。)三嶋は。師云。津國に在りて。雄略天皇紀に。三嶋郡と見ゆ。後に二郡に分れて。嶋上。嶋下といふ是れなり。(凡て諸國郡郷の名、字は、約めて二字に書けども、なほ元のまゝに讀む例なれば、是もみしまの上、みしまの下、と云べきに、和名抄に、志末乃加美、と頭の美を略きて云へるは、いかなることにか。)伊豫國風土記には。津國御嶋と書り。萬葉七に。三嶋江之玉江。十一に。三島江之入江などよめり。(後の世の哥にも、多くよめる名所なり。)今も島上郡に。三嶋江村あり。(淀川に傍たる所なり。)○三嶋縣主は。稱德天皇紀に。神護景雲三年二月。攝津國嶋上郡人。三嶋縣主廣調等。賜姓宿禰。光仁天皇紀に。寶龜元年七月。三嶋縣主宗麻呂。賜姓宿禰。など見えたり。姓氏錄右京天神部に。三嶋宿禰。神魂命十六世孫。建日穗命之後也と有るは。後に三嶋より移れるなるべし。○溝咋耳命。名義溝咋は。嶋下郡に。溝杭莊と云あり。本此命の名なりしが。後に地の名とはなれるか。將地名を取て。此人名とせるか詳ならず。(古事記には、三嶋湟咋とのみ云へり。)耳の義は既に注へり。(第三十四段の傳見べし。)陶邑に住し人を。陶津耳命と稱しを思へば。是も地名を名とせるにも有るべし。○溝咋比賣命。(亦名、玉櫛比賣。)こは神代紀に。事代主神。化爲八尋熊鰐。通三嶋溝樴姫。(或云玉櫛姫。)云々。神武天皇紀に。事代主神。共三嶋溝樴耳神之女。玉櫛媛。云々。大三輪神社記に。事代主命。化爲八尋熊鰐。通三嶋溝樴耳小女。玉櫛媛云々。とあるを採れり。(前には地神本紀に、通三島溝杭女活玉依姫云云、と有を採て、活玉依姫と云を溝咋比賣の亦名と思へりしかど、後にまた熟思へば、惡かりし故に改めつ、さて御紀に、生兒、姫蹈鞴五十鈴姫

命云々といひ、地神本紀にも、生兒天日方奇日方命妹、姫蹈鞴五十鈴姫命云々、とあるは、三輪大物主神の、三島溝橛耳命大女、勢夜陀多良比賣に御合て、五十鈴姫命を生しめ、また陶津耳命女、活玉依毘賣に御合て、奇日方命を生しめ給へる三事を、一事に混したる、誤りの傳なり、そは神武天皇卷に、委く辨ふるを待て見べし。〕〇天八現津彥命。名義。八は彌。現津は字の如くなるか。借字にて別に意あるか。未た考へ得ず。(また按ふに、彌愛之の意なるか、其は我孫の祖なるを思ふべし〕〇長公は。姓氏錄。和泉國地祇部に。長公。大奈牟智命兒。積羽八重事代主命之後也。とあるを採て記せり。(此は天八現津彥命とは云はざれども、次なる我孫氏を考へて、此氏も、此命より出たることを知べし、若くは長公の間に、我孫字の脫たらむも知べからず。〕〇長我孫は。姓氏錄。津國地祇部に。我孫大己貴命孫。天八現津彥命之後也。と見え。仁明天皇紀。承和二年十月の處に。攝津國人。長我孫葛城。事代主命八世孫。忌寸宿禰苗裔也とあり。此を合せ考へて。八現津彥命と

云は。事代主命の御子なること知られたり。(さるは事代主命は、大己貴命の御子なるに、八現津彥命を、大己貴命孫と云へればなり。〕師云。稱意は。吾彥と云ことにや有らむ。吾とは親みて云ふ。彥は美て云なり。孫と書るは借字なるべし。(比古に此の字を書くは、古へは子の子をば比古と云り、麻碁と云は後の世の言なり、されば古書に孫とあるは、みな比古と讀むことなり。〕なほ此國にも。他國にも。我孫と云が多かるを。其は出む所々に注ふべし。〇土佐國造は。國造本紀に。都佐國造。志賀高穴穗朝御代。長阿比古同祖。三嶋溝杭命九世孫。小立足尼定賜國造。とあるに據て記せり。(此國造は、長阿比古と同祖と云へれば、事代主神之後と云べきに、溝杭命御妻の系をもて云ときは、如此も云べけれど、道理は違へるものなり。〕神名式に。土佐國土佐郡に。都佐坐神社。(大。)とある社を、此國の風土記に。土佐郡々家西去四里有土左高賀茂大社。其神名爲一言主尊云々。大穴六道尊兒。味鉏高彥根命とあり。(天武天皇紀四年三月丙午の處に、土左大神以神刀一口進于天

皇、と云ことを見ゆ、神世の由緣を思ふに、幽契ある事なるべし、）一言主。味鉏高彥根。其に事代主神の亦名なること。既に委く云へり。（第百三段、第百七段の傳見るべし、）此御社は。決めて土佐國造が。此國治たりし時に。例の氏神と祝へる社なるべし。（其は下に擧る、津國島下郡なる、三島鴨神も、御末なる氏人の、祝へる社と聞ゆるに思ひ合すべし、然るを聖武天皇紀、天平寶字八年十一月、賀茂朝臣田守等言に、大泊瀨天皇獵于葛城山、時有老父、毎與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神化成老父、爰被放逐と云るは甚じき妄說なり、其由は雄略天皇卷、一言主神の下に委く辨ふを見るべし、）清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。土佐國從五位下。都佐坐神從五位上。と見ゆ。（長寬勘文に、天慶三年二月一日、此社授正一位とあり、猶考ふべし、百練抄に、元仁元年十月の下に、土佐國一宮と見え、一宮記に高鴨大明神とあり、今一宮村と云に在とぞ、）さて式に。同郡に。朝倉神社とある社は。風土記に。土佐郡有朝倉鄉。鄉中有社。神名天津羽羽神。天石帆別命。（今天石門別命、）子也。とある社にて。都佐坐神社の后神なり。（そは下に委く云を見るべし、齊明天皇紀、七年五月云々、天皇遷居于朝倉橘廣庭宮、是時斮朝倉社木云々、今も朝倉村と云に在りとぞ、）さて吾川郡に。天石門別安國玉主神社。とあるは。（諸本に、主字の下に天字あれど、今は卜部兼倶の書寫せる本に、無きによれり、）此は朝倉社に坐す。天津羽々命の御父にて。上の風土記に謂ゆる。天石帆別命。（亦名天石門別命、）に坐なり。（今も吾川郡神谷より、未申隅なる山巓にありといへり、）なほ都佐郡なる。葛木男神社。（谷重遠云、今在布師田村、有高結社、此歟と云り、）葛木咩神社。（重遠云、今在布志田村東田中小森、曰葛木宮、是歟、といへり、）幡多郡に。高市坐神社。賀茂神社など。皆由ある社なり。○三嶋鴨社。こは神名式に。攝津國嶋下郡に。三嶋鴨神社。と有を採て記せり。（今は嶋上郡に屬て、三嶋江村と云に在りとぞ、）陽成天皇紀に。元慶八年十二月廿一日。授正六位上三嶋神從五位下。とあり。事代主神。八尋熊鰐に化て。三嶋の溝咋姫に

通ひ坐る由をもて。大和國高市郡に。高市御縣坐。鴨事代主神社の稱に傚ひて。三嶋に祝へる故に。三嶋鴨神社と稱しなるべし。同郡に溝咋神社あり。(今も溝杭庄、馬場村と云に在りとぞ。)○伊豆三嶋社。こは神名式に。伊豆國賀茂郡に。伊豆三嶋神社。(名神、大、月次、新嘗。)とある社なり。二十二社本緣。賀茂社の處に。葛木乃賀茂波鴨登書里。都波八重事代主乃神登云。伊豆國賀茂郡仁坐寸。三嶋乃神同體仁天坐登云利。云々とあり。(こは此に要なき文を省きて引たれば、委くは本籍を見べし。)此御社のことを云へる籍ども。一として。大山祇神なりと云はざるはなき中に。此の書にのみ。葛木鴨神と同體なりと云へること。最も珍しき說の正說にぞ有りける。(其由は次々に注すを見て知べし、抑此社の神を、大山祇神なりと云說は、同じ津國三島より、伊豫國へ、大山積神を遷し祝ひて、其を三島神といひ、神名式に、大山積神社と擧られたる故に、其れにのみ心引れて、深くも思はず、此御社をも、三島神社と云をもて、何の辨へもなく、此をも大山祇命、と云ことゝは成ぬるなり、近き世の書には、五柱の山祇神を祭れる由にて、諸山祇大明神など云へるは、殊に謂なき妄り事なりかし。)さて此の御社は。疑なく津國三嶋鴨神社を遷し祀れるなり。故社號を三嶋神社と名け。伊豆に祝へる故に。伊豆てふ地名を冠らしむること。大和國鴨神社を。三嶋に遷して。三嶋鴨神社。と號たると同例なり。社號に鴨と云はざる故に。郡名を賀茂と號へりと聞えたり。(そは此御社、今は君澤郡三嶋驛に在れど、舊は賀茂郡白濱と云所に坐す、伊古奈比咩命神社と相社に坐しを、今の三島驛に別け移せる由なれど、社域ばかりを賀茂郡と云、然れども本郡の賀茂郡とは、遙に隔れる地なり。)さて此の國へ遷し奉れる年は。知べからねど。伊豫國風土記に。彼國なる三嶋神社。大山積神のことを。本は津國御嶋に坐しを。仁德天皇の御世に。伊豫國へ遷し奉れる趣に記せるを以て。考ふるに彼天皇命。難波に都し給へりしかば。其の御世に所以ありて。此神をも、此國には遷し給へりけむ。(但し此は推慮なれば、猶よく考ふべし、然れども蘇我物語異本に、朱鳥元年始顯

伊豆國鎮守、と云るは信がたし。）天武天皇紀に。十二年十月壬辰。逮于人定大地震。擧國男女叫喚。不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓舍屋。寺塔神社破壞之類。不可勝數。由是人民及六畜。多死傷之時。伊豫湯泉沒而不出。土佐國田苑五十餘萬頃。沒爲海。古老曰如此地動未曾有也。是夕有鳴聲。如鼓聞于東方。有人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也とあり。こは此大神の御態にて。本より鎮り坐る。土佐國の地を引來て後に鎮り坐る。伊豆國に縫付て。殊に嶋をも造り給へるなり。○伊古奈比賣命。名義いまだ思ひ得ず神名式に。賀茂郡に。伊古奈比咩命神社。（名神大）とある是なり。此は事代主神の后に坐こと。下に注ふを見るべし。（今白濱村と云所に坐て、白濱明神と申すなり。）淳和天皇紀に。天長九年五月庚戌。令卜筮。乃九畢於內裡。伊豆國神爲祟奏。伊豆國言上三嶋神。伊古奈比咩神二前。預名神。此神塞深谷。摧高巖。平造之地二千町許。作神宮二院池三處。神異之事不可勝計。と見ゆ。（この島

島を造り給へる狀を、緣起に記して、其の從へ給ふ、見目、若宮、劒宮など云しが、雷神竈神山神たちを雇ひて、燒出せる由を記せり、凡ては信に足ざる物なれども、幽には信に然も有けむ、さて此の時決めて、三島神、伊古奈比賣神、共に冠位をも授奉り給ひけむを、國史欠て考ふべき由なし、そは次に引く、承和七年九月の、阿波神の御論に、後后授賜冠位とあるにて疑なし。）さて伊豆誌云。明曆中の棟札に。諸嶋大明神本后也とあり。（康永二年、伊豆國在廳記に、一品當后宮と有、傳云。孝安天皇六年建立と云へり。三嶋明神。伊豆に渡り。此處に御坐し。其れより三嶋へ遷らせ給ふ。是に因りて此を古宮と云ふ。また五社明神とも申すと云へり。（また云く、神領七十餘町、祠宇大、社家三十六戶、祭祀年七十五度、諸式三島社と異ることなし、慶長十二年三月、大久保長安所納の金鼓に、伊古那比咩命と刻す、同十八年長安亡て後に此社大に衰頽せり、今は祠田なく、禰宜原氏一人、其他は百姓の內、三十六人を定めおきて、祭の形を勤む、祠前の池も既に埋れたり、東方の

陵を御釜といふ、恰も端釜の形なり、域内の古柏樹たゞに千年のみならず、舊記に云く、伊豆の生姜は、白濱明神の神草なり、三島明神は菅なり、伊豆の端に立給ふ故に、ハジカミと云義にて、生姜を神草と云なりとあり、)五社は。三嶋神と。外に見目神。若宮。劒宮と云よし。當社の縁起に見えたり。(木札に、正五位上第三王子、幷十八所之御子神等、正五位上六所王子、沖島五子、白濱一子在ニ廳書一とありとぞ、なほ此神のことも、下に取凡て云べし、○扶桑略記に、仁和三年十一月二日、伊豆國就ニ新生島圖一張一、見ニ其畫中一、神明放レ火以レ潮所レ燒、則如ニ銀岳一、其頂有ニ緣雲之氣一、細事在ニ圖中一、不ニ更記一之と云ことも見えたり、合せ考ふべし、)○阿波咩命。(亦云ニ阿波々神一、亦云ニ阿波神一、亦云ニ天津羽々神一)是も式に同郡に。阿波命神社。(名神大、)とあり。(今本に命字を脱せり、名神祭式に據て補へり、そは此國神、多くは某命とある例なればなり、)今も神津嶋と云ふに坐て。御瀧明神とも。長濱御前とも申すとぞ。(神津島は、大島の南、三宅島の西南にて、下田より海を渡りて、十六里

ありとぞ、御紀に、上津島とある是なり、いと清らなる島にて、神社多かりと云へり、)仁明天皇紀。承和七年九月乙未の下に。伊豆國言。賀茂郡有ニ造作嶋一。大 名ニ上津嶋一。此嶋坐阿波神。是三嶋大社本后也。又坐物忌奈乃命。即前社御子神也。この二神の社共に、今も上津島に立たまへり、門人萩原直胤云、大名ニ上津島一云々の大字は、本字の誤なり、七島の中、上津島は、大なる島に非ず、一古本に、本とあるに従ふべし、)新作ニ宮四院一。石室二開。屋二開。閣室八基一。(こゝに先その數をいひて、次に其の狀を委く記せるなり、八字印本に、十三の二字に書るは誤なり、下文に依て改めつ、また基を臺とせるも誤なり、)上津嶋本體。草木繁茂。東南北方嚴峻峭崒。人船不レ到。纔西面有ニ泊宿之濱一。今咸燒崩。與レ海共成ニ陸地一。幷沙二千許町。(こは承和五年七月五日夜よりの神態なること、下に見えたるが如し、)其嶋東北角。有ニ新造神院一。其中有レ壟。高五百許丈。基周八百許丈。其形如ニ伏鉢一。東方片岸有ニ階四重一。青黃赤白色沙次第敷レ之。其上有ニ一閣室一。高四許丈。(上文に謂ゆる

四院の一なり、）次南海邊有二石室。各長十許丈。廣四許丈。高三許丈。其裏五色稜石屏風立之。巖壁伐波。山川飛雲。其形微妙難名。其前懸夾纈軟障。有美麗濱。以五色沙成修。（上文にいはゆる、石室二間とあるこれなり、今本に有二石室を、有一石室とあるは、各と有るに合はず誤なり、今は古寫本によれり、また巖壁字を脱せり、補ふべし、）次南傍有一礒。如立屏風。其色三分之二。悉金色矣。眩曜之狀不可敢記。（この礒のこと、上文に見えず、）亦東南角有新造院。周垣二重。以堊築固。各高二許丈。廣一許丈。南面有二門。其中央有一壟。周六百許丈。高五百許丈。其南片岸有闇室八基。南面四基。西面四基。周各廿許丈。高十二許丈。其上階東有屋一基。瓷玉瓦形葺造之。長十許丈。廣四許丈。高六許丈。其壁以白石立固。則南面有一戸。其西方有一屋。以黒瓦葺作之。其壁塗赤土。東面有一戸。院裏礫砂皆悉金色。（上文に謂ゆる四院の二なり、印本に、闇室の上に、十二の二字あるは衍なり、上に擧たる屋二間、闇室八基は、此の院内に造り給へるなり、）

又西北角有新作院。周垣未究作。其中有二壟。基周各八百許丈。高六百許丈。其體如瓮伏。南片岸有階二重。以白沙敷之。其頂平麗也。從北角至于未申角。長十二許里。廣五許里。皆悉成沙濱。從戌亥角至丑寅角。長八許里。廣五許里。同成沙濱。此二院元是大海。（上文に謂ゆる、四院の三なり、）又山岑有一院一門。其頂有如人坐形。石高十許丈。右手把劔。左手持桙其後有侍者。跪瞻貴主。其邊嵯峨不可通達。自餘雜物。燎焱未止。不能具注。（上文に謂ゆる四院の四なり、）去承和五年七月五日夜出火。上津島左右海中。燒炎如野火。十二童子相接取炬下海附火。諸童子履潮如地。入地如水。震上大石。以火燒摧。炎煬達天。其狀朦朧。所々焱飛。其間經旬雨灰滿部。（一古本に十二童子の二字なし、印本に旬を句に誤れり、さて承和五年九月甲申の處に、從七月至今月、河内、參河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、武藏、上總、美濃、飛彈、信濃、越前、加賀、越中、播磨、紀伊等十六國、一一相續言、有物如灰、從天而雨、累日不止、

但雖レ似二怪異一無レ有二損害一とあるは、即この神態によることになむ有ける。）仍召二集諸祝刀禰等一。卜二求其祟一云。阿波神者。三嶋大社本后。五子相生。而後后授二賜冠位一。我本后。未レ預二其色一。因茲我殊示二怪異一將レ預二冠位一。若禰宜祝等。不レ申二此祟一者。出二麁火一將レ亡二禰宜等一。國郡司不レ勞者將レ亡二國郡司一。若成二我所レ欲者一。天下國郡平安。令二產業豐登一。（神語に、後后と詔へるは、天長九年に、名神に預り給へる、伊古奈比咩命を詔へり、其由は下に云を見よ、さて卜求むるとは、大兆の卜なり、そは此國には、謂ゆる伊豆卜部の有ればなり、但しかく長き神語の、兆に出べくも非ねば、大兆を行ふに就て、神の人に著りて詔へる御言なるべきを、さる細なる事までを記さざるは、省きて言し上たるなり。）今年七月十二日。眇二望彼嶋一。雲烟覆二四面一。都不レ見レ狀。漸比レ戻レ近。雲霧霽朗。神作院岳等之類。露二見其貞一。斯乃神明之所レ感也とありて。丙辰。奉レ授二無位阿波神一。物忘奈乃命。並從五位下一。以二伊豆國造嶋靈驗一也とあり。此は三嶋神伊古奈比咩命の。神異を顯して。名神に預り給へる。天長九年より。十一年後の事にて。吾は三嶋大神の本后として。五柱御子をさへに生たる神なるに。冠位を賜はず。後后たる伊古奈比賣に。冠位を賜へれば。吾も其色に預らむと。神異を示し給ふ由なり。（抑神に位階を授け奉らるゝ事は、第一段の傳に論へる如くなれば、神は然しも其好ましとは、思ひ給ふまじく所思るに、此神の其を好みて、かく神異を振ひ給へる事は、神の御心にも、後后より、御會釋の劣れることを、嫉妬ましての御態になむ有ける。）さて此神。三嶋大社本后なりと宣へるに依て。其出自を考ふるに。三嶋大神事代主神。やがて味鉏高彦根命なる事。上に注せる如くなるが。（第百三段の傳見べし。）其后を。天御梶日女命と申して。多伎都比古命。と申す神を生坐ること。上に出たるが如し。（第百二段の傳見るべし。）然れば彼日女神と。同神に坐すか。（若さもあらば、御梶の美加は、嚴に通ふ言などにて、稜威の猛きを稱へ申せる名にや、）さて後后と貶し宣へるをもて按ふに。伊古奈比咩命と申すは。溝咋比賣にやと思はる。其は阿波咩命は、事代主

神の。現世に坐りし間の后なりけむを。青柴垣に隱坐して後に。溝咋比賣を通給へりと聞ゆれば。信に後后にぞ御ける。(扶桑晃開私記、建久六年十一月十三日の處に、三島神のことを云て、神書奏号久伊豆明神、一名溝喰姫云、女躰神云々、とあるは、溝咋姫は。三島神の相殿に坐、と云けむ傳へを訛りて。直に三島神を、溝喰姫と爲たる説にて、由なき訛にはあらず、そは相殿に伊古奈比咩命の坐て其やがて溝喰姫なる故に、かく誤れるなり、さて久伊豆神とも申すこと、是また浮たる説にあらず、武藏國埼玉郡越谷驛の鎮守に、久伊豆大明神とて、伊豆速き神坐ます、此神の本社は、騎西といふ所に在り、是ぞ久伊豆神と申て、伊豆速き神なるが、本は伊豆國三島神を遷し祝へる由、正しく傳へたり、又往年上總國に物しける時に、長柄郡宮成村と云に至れば、三島社と云あり、神主は田中氏なり、此社の神躰を納めたる筥の、いと古りたるに、文字かすかに見ゆるを讀見れば、事代主命、溝喰姫命とある由にて、三島神と云に、大山祇神ならぬやは有ると、其邊の神主たちの云ひのゝしるを、己れきゝて、其れいと正しき古傳なりとて、此に注せる考へを語りしかば、皆々いたく驚きたる事ありき、是れらをも思ひ合すべし、直胤云、溝喰姫命と、伊古奈姫神と同神なる事、なほ當國にも、慥なる證あり、別に筆記すべし、と云へり、直胤は伊豆國人なり、)天石帆別命。名義帆は借字にて。巖別の義と聞ゆれば。石戸別と申すに同じ。○女。こは天手力男神、(亦名天石門別命、)の御女なる由は。神名式に土佐國土佐郡に。朝倉神社とある社の神を。當國の風土記に。土佐郡有朝倉郷。郷中有社。神名天津羽々神。天石帆別命。(今天石門別命、)子也とあり。(同郡に都左坐神社とあるは、風土記に、一言主尊とも、味鉏高彥根命とも有て、事代主神に坐こと、上に土佐國造の處に云へり、御夫婦の緣にて、同郡に坐ますなり、)然して吾川郡に。天石門別安國玉主神社。とあるは父神にて。風土記に謂ゆる。天石帆別命。(亦名天石門別命、)に坐なり。(此社のこと、第五十一段、第六十段の傳に委くいへり、)さて式に。遠江國佐夜郡に。己等乃麻知神社。とある神は。藤

原系圖に。玉主命之女とありて。天兒屋根命の御母なるが。父神を。玉主命と申せるは。天石門別安國玉主命と云ふ名を、約めて稱せるなり。また式に。己等乃麻知神社に竝びて。阿波々神社とあるは。此なる阿波神にて。此は御兄弟の縁に依りて。竝ひ坐ると所聞ゆるをも思ふべし。(なほ此事は、第六十段の傳に云へるをも合せ見べし。)また式に。伊豆國加茂郡に。伊波氐別命神社あり。田方郡に、引手力命神社あり。是また三嶋神。阿波神の由緒によりて。祀れる社なるべし。(この二社のことは、第五十七段の傳に委く云へりき。)さて阿波神の名は。風土記に。天津羽々神と申せるが。正しき稱なるを略きて阿波々神と申し。また約めて。阿波神とも申せるなり。下に引く文德天皇紀には。阿波咩神とあり。羽々としも名に負坐る由を。波々迦、天之波々矢。また古語拾遺に、大蛇謂之羽々。などの波々をも。思ひよせて考ふれど。未思得ず。(後人なほよく考ふべし、)さて上件阿波々神社は。日坂驛より東北へ入ること二里ばかり。西山村と云ふ處に。阿波嶽と云ふ高山ありて。(此の山は、佐夜の中山の北に、高く見ゆる山なり、阿波神の坐す山なる故の名なるべし。)其の山に小社にて立ち給へるを。今に古老は。式内阿波々神社なりと云とぞ。(俗には謂ゆる、無間山觀音寺の奥院なりと云ふ、すなはち此社の下段に、觀音寺ある由なり。)また式に。常陸國那賀郡に。阿波山上神社ありて。光孝天皇紀に。仁和二年十二月九日。授常陸國從五位下。阿波神從五位上とあり。然れば此は。阿波嶽より移し祀へる社にや。○所生之子云々。此は上に擧たる。承和七年の文に依て記せり。○物忌奈命。名義。物忌は字の如く。物忌ひし給ふ由の名か。(出羽國飽海郡に、式に大物忌神と云もあり。)奈はいまだ思得ず。(若くは宇比地邇神、沙土根神、彦根命などの邇根と同く、稱辭か、また少彥名命などの名も同じ義か、猶よく考ふべし、)神名式に伊豆國賀茂郡に物忌奈命神社。(名神、大、)とある是なり。(此も今に、神津島に在て、定明神と申すとぞ、)○此者竝云々は。上件注せる如くなれば。斷れり。文德天皇紀に。嘉祥三年十月壬子。伊豆國伊古奈比咩命神。阿波

神物忌奈乃神。並授従五位上。また十一月甲戌朔詔、以伊豆國伊古奈比女。安房。物忌奈三神。列於官社。仁壽二年十二月丙子。加伊豆國三嶋大神従四位下。阿波咩命神物忌奈命神、伊古奈比咩命神、並加正五位下。阿米都和氣命神。伊太豆和氣命神。阿豆佐和氣命神、波布比咩命神。並加従五位上と見え。(阿米都和氣命より以下四柱も、式に同郡に並び、將この時諸共に、位階を加れたるを思ふに、阿波神、五柱御子を生坐りとあるは、物忌奈命と、此四柱には非ざるか、考ふべし。)清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。奉授伊豆國従四位下三嶋神。従四位上。同六年二月五日。授伊豆國従四位上三嶋神。正四位下。同十年七月廿七日。授伊豆國正四位下三嶋神。従三位と見えたり、是より後。次々に天下の諸神を、押なべて一階づゝ擧られたること、數度に成ぬれば。並既に位階を極め給ひけり。(此事第一段の末に委く云へれば、立返り見て知るべし。)

○門人岩崎長世。間秀矩、阪井居平ら云ふ。此の廿五の卷を。桑木に刻成して。容易く。同志の人人に見せ令むと。事議れる者は、信濃國木曾の馬籠驛なる。島崎重寛、攝津國難波人。高山國見。島津倘美。また信濃國伊那郡竹佐村に世々住める。太田保輿。太田榮哉らなり。

古史傳二十六之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續
孫　延胤　攷

神代下六之卷

於是天照大御神。高皇產靈神之命以而。詔太子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命曰。今白葦原中國平訖。故隨言依賜之降坐而知看詔矣。爾天忍穗耳命白之。吾者將降裝束之間。子生出焉。名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命。亦云天饒石國饒石天津彥火瓊瓊杵命。亦云天津彥彥火瓊瓊杵命。亦云天津彥火瓊瓊杵根命。亦云天津彥國光彥火瓊瓊杵命。亦云天津彥根火瓊瓊杵命。亦名天之杵火火置瀨命。亦云天杵瀨命。應降此御子白給矣。此御子者。御合產巢日神之御女。萬幡豐秋津比賣命之子。玉依毘賣命而。令生之御子也。天照大御神。高皇產靈神。特鍾憐愛而。奉崇養給矣。

於是は。上件々の事どもを承たる言なり。○太子は。師云日嗣御子なり。其の意は上に云へり。（第百十五段、天津日嗣の下見るべし、）さて初めの詔命には。太子と云ことを申さずして。此にしも如此申せるは。初めの時は未御事依を受給はぬ頃にて。太子に坐ず。此は。前に既に御事依を受賜ひて。太子に坐故なるべし。○平訖は。師云許登牟氣袁幣奴と訓べし。○白は。建御雷神。經津主神の。復奏しゝを云ふ。隨言依賜之。この御言依は。既に前に有しを云ふ。故隨と云へり。○知看は。上に出たり。（第十二段の傳見べし、）○吾者。師說に。此者てふ辭。少穩ならず聞ゆ。古語には。かゝる處にも云しにや。（今者など書る例に、吾字に添へたるものとも見えず、）とあれど。此者は。

前に言依し給ひし隨に。降なむ裝束せし間に子生坐つれば。此御子を降して。吾は降らじと思ふ。と言ふ辭と聞えたり。（吾を記に僕とあれど、其をみな吾我などの字に替たること、徵に既に云り。）○將降裝束之間は。師云。久陀理那牟與曾比世志富杼爾。と訓べし。裝束の事は。上に云へり。（第九十九段の傳見べし。）○天邇岐志國邇岐志。師云。書紀に饒石と書り。此意の稱名なるべし。（但し石は借字にて、志は廣し高しなどの志と同じ辭なり。）是を書紀一書には。天國饒石とも有り。（萬葉十七に、能登國鳳至郡に、饒石河と云もあり、○天津日高は。師云。大祓詞に。大倭日高見之國とある。加茂翁の考に。夜萬登國は四方の眞秀なるを稱て。天津日の。虛空の眞秀に高く在るほどに譬へ云ふなり。常に日の天の眞秀に在るを。日高しと云ふ。これ古へより言ならへる言と聞え。火火出見命を。海神の空津日高。と申せしを思ふべし。また景行天皇紀に。陸奧に日高見國。また紀伊國に日高郡と云あるは。私記に云る如く。四方の望高く遠き故にてや名づけゝむ。と言れたる然

も有なむ。然れば此の御名も。天津日の。高く天の眞秀らに坐すを。望瞻奉るが如くなる由の稱名とすべし。（師云、此御名を、日本紀には、天津彥々云々と有るを以て、此日高を比古と訓べしと云ふ人あれど、こゝは天字より子字までは、皆訓なるに高字一のみ、音に訓べき理りなし、海神段の日高も同じ。）凡て日高てふ語には。猶異なる意も有りげに思ゆれど。未思ひ得たる說もなし。（大祓詞の日高見國には、說どもあれど、皆わろし。）また紀伊國日高郡は。續紀三に。飯高とあり。飯高の伊を省けば。即日高なり。故元正天皇の御諱。冰高皇女なるを。飯高ともあり。是れに依て思へば。凡て日高てふ言は。實は飯高の意なるも知りがたし。（此に天津日高とある天津は、日高に係る言に非ずとせむも妨げなし、下には此の御名を、天津日子番能云々、とも有ればなり。）さて伊勢に飯高郡あり。倭姬命世記に。飯高縣造祖。乙加豆知命乎。汝國名何問賜。白久意須比飯高國止白而。進神田並神戶。倭姬命。飯高志止白事貴止悅賜支。とある貴しと悅賜ふと云ことなど。此の考へに由

有げなり。故後の考へのために驚かし置くなり。(儀式帳には、意須比を忍とありて、倭姫命云々と云語なし、式に陸奥國桃生郡、日高見神社あり、また常陸にも日高之國、と云あること、彼國の風土記に見えて、仙覺抄に引り、また豐後國郡名、日高比多と和名抄に見ゆ、風土記には、日田とあり、是れに依りて思へば、飛驒も日高國か。)さて此命の御子。火遠理命の亦御名をも。天津日高云と申し。また虛空津日高とも申し。鵜草葺不合命をも。天津日高云々と申せり。○日子。師云凡て男に比古女に比賣と云は美稱にて。比とは凡て物の靈異なるを云ふ。天照大御神の御事を。神代紀に。二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。(また有靈異之威ともあり、)清寧天皇紀に。於諸子中。特所靈異などある意にて。比古比賣は。靈異之兒と云ふ意なり。(なほ此の意、高皇產靈神の下に、考へ合すべし。)さて此日子をば。下へ屬けて讀べし。○番能邇々藝命。師云。御名義。穗之丹饒にて。稻穗に因れる御名なり。(今云、邇邇藝を、もと丹饒君と釋れたれど、其の說は取らず。)

丹とは。穗の赤熟めるを云ふ。凡て草木また人の顏など。色付にほふを邇と云こと。狹丹頰歷黃葉垣津旗。丹頰合。また丹穗面など。萬葉に有るが如し。(此の御名の番を始めとして、次々の神たちの御名、書紀にはみな火と作れども、火須勢理命、火遠理命の餘は、火に由緣なければ、皆借字なり、古事記に、火遠理命、亦名天津日高日子穗々出見命とある、火遠理は、火に由れる御名、穗穗手見は、火に由れる御名に非るが故に、同じ續なれども、字を易て穗々と書けり、是れにて餘も、火は借字なることを知べし。)凡てこの御天降段には。稻穗に因れる事の多こと。上にも下にも云へるを考へ合すべし。(此の御名の義、書紀に、火瓊々杵と書る字に就て、云へる說どもは、例のうるさき漢意にて、云ふに足らず。)さて此の御名は。後に稱申せる名なるを。(神代紀の一書に。排披天八重雲以奉降、故稱此神曰天國饒石彥云々、とあるが如し。)今此に。父尊の答へ白し賜へる御言に。かく告賜ふさまに記せるは。違へるに似たれども。斯ることは。後を以て前へも廻らし云ふ。常の例

なり。○分注に載せる亦名五つは。上に準へて。其の義いと著れるが。天之杵火火置瀨命。天杵瀨命と申す御名は。上に異なり。然れど意は同じ。其は師說に。杵は穎の約れるなり。祝詞等に。千穎八百穎とも。汁爾母穎爾母とも云ひて。穗と同物なり。(然れど富とは穗に出たる皃を云ふ名、加比は其の躰を云名にて、言の意異なり、穎のこと、師の祝詞考に委く見えたり。)瀨は稻の切りたるにて。早稻などの例なり。置は祝詞に、稻のことを。奧津御年とある。奧の意かと有り。(また師說に、書紀には、かく樣々に有れども、日高と申すは一ツもなし、下なる虛空日高をも、虛空彥とあり、抑古事記に、日高とあるを、書紀には彥とあるは、當代の御諱を避て、撰者の改められたるなるべし。)さて古語拾遺には。天津彥尊と申せり。○萬幡豐秋津比賣命。玉依毘賣命のことは既に上に出たり。(第三十七段の傳見るべし。)○特鍾憐愛而は舊訓に。許登爾米具志斗淤母保斯氐。と訓るに從ふべし。(前に鍾字を省きて、コトニメグミテ、と訓しは惡かりき。)萬葉五卷に。父母乎美禮婆多布

斗斯。妻子美禮婆。米具斯宇都久志。余能奈迦波。加久叙許等和理云々。十一卷に。「人毛無古鄕爾有人乎。愍久也君之戀爾令死。などあり。米具斯。愍久。おなじ言の活きにて。米具美と云も同じ語なり。(今も出羽の秋田にては、皃また小き物などを米具志とも、米具伎物とも常にいひ、また稚子を、米碁なども呼めり、其は米具伎子、と云ふ意と聞えたり、愍くや君が戀に死せむの歌を、略解に解きて、めぐゝは集中に、米具斯とあるに同じ、今の俗に、むごしと云ふ言なるを、此は吾がうへに取りて云へりと解きしは然る說にて、俗に、牟碁志、牟碁伎事、牟碁伎目など云語も、是より出たる語なるべし。)さて此を米具美、米具牟など活用かし云ふに就て思ふに。語のもとは。眼組には非ざるか。其は稚兒は更なり。小き美しき物をば。眼を組ひそめて。愛見る意の有ればなり。(また萬葉九卷筑波嶺の嬥哥哥に、他妻に吾も交なむ、吾妻に他も言問へ云々、今日のみは。目串も勿見そ、事も咎むな、と云ひ、十一卷に、妹も吾も、心は同じ倶へれど、彌なつかしく相見れば、常初花に

情具之、眼具之もなしに愛けやし、と云る目串も勿見そは、他妻に交とも、其父も見苦しと見ること勿れ、と云へる意、眼具之もなしには、妻と常に副ひ居れども、心苦し、目苦しと思ふこと無し、と云るにて、上の米具斯とは異なり、思ひ混ふべからず、)前に米具美とは。草木などの芽ぐむと。もと同言にて。僅に芽ぐみ初たるは愛く思ゆるより轉りて。兒のいと稚きを。愛しみ思ことにも言ふにや。と説たるは惡かりき。○崇養を。加多氐比多斯と訓めるは。本書の傍訓に依れり。なほ崇神天皇紀に。崇重を加多知阿賀米と訓み。欽明天皇紀にも。崇を加多氐と訓たり。(またカタチと訓たる所も、これかれ有り、)言義未思ひ得ねど。若くは日經か。其は日を經て成長に成しむる由にて。日足と同義なり。(然れど崇字には物どほし、)また古くミ音の假字に。アを用ひたるをカに誤りて。カタテとは成れるか。若さも有らば。見立給へる由なり。(また元々集に、此の文を三處に引たるには、スダテとあり、スダテは、育字をよみて、古言なれど、其も物どほし、)養を比多斯と訓むは。神代紀に。天照大御神の。五柱男神を。悉是吾兒乃。取而子養焉。とある所の釋に。私記云師説。比太須者猶如日足也。言凡人子初生之時。日數最少。而漸々長養日數稍足。故謂養長其子爲日足耳。とあるに依れり。

故是以隨白之。科詔日子番能邇邇藝命而。奉坐天都高御座而。此豐葦原水穂國者。汝將知國也言依賜。故隨命而。可天降焉詔而。天兒屋命。天太玉命。天宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命。幷五件緒。天忍日命。及諸部緒之神等支加而。以其遠岐之八咫鏡。及天叢雲劍。二種之神寶。永令爲天都御璽而。亦副賜其遠岐之八尺勾璁。及平國之廣矛。常世思兼神。布刀玉神。天手力男神。萬幡豐秋津比賣神。護齋

之鏡三面。子鈴一合。又天照大御神。勅曰
吾天原所御。齋庭之穗亦。當御吾兒而依
賜矣。

故是以は。上の應降此御子とある處を承たり。
○科詔は。師云美許登淤富世氏と訓べし。淤富世
は。令負の意なり。（仰課なども、言の意はおな
じ。）負は持と同じければ。詔命を負持しむるを。
淤富世と云り。宰など云も。詔命を負持て。其處
の政を行ふ故の名なると。心ばへは同じ。（科字は、
此の意には當らねども、淤富世と訓む故に、字に
は拘はらで書るは、古への常なり、科を淤富世と
訓むは、品々を分ちて、某々に云付ることゝろなり。）
さて此にしも。詔とのみは云はずて此の言を加た
るは。始めに忍穗耳命に詔ひし。御事依の詔命を。
更めて此尊へ令負る意なり。（然れば此處は、たゞ
詔とのみ云ては、何とかや、言足らぬこゝちする
處ぞかし。）さて父尊に代て。此尊を降し奉り賜ふ
は。如何なる故にか。傳へなければ測りがたし。
（此御子聖德坐故に、代へて降し給ふなど云は、例
の漢意の推量にて、當らぬ事なり、御子を聖德あ
りと稱奉るは、御父を聖德なしと申すに非ずや、
あな可畏、みな私事なり、）○奉坐天都高御座而。
天都高御座とは。天の高き御座と云へるにて。此
は天照大御神の。天にて。大御政事きこし看す御
座なるを。皇美麻邇々藝命に授賜ひ。令坐奉り給
へる義にて。卽謂ゆる御卽位なり。（こは師も既く
歷朝詔詞解に、天皇命の御座は、卽高天原にして、
天照大御神の御坐す御座を、受傳へ坐す義をもて、
高御座とは申すなり、と言れたり、）其は歷朝の天
皇命の。始めて高御座に卽き賜ふ時の詔詞を。續
紀にあまた載られたる中に。文武天皇紀に。天之
眞宗豐祖父天皇。高天原廣野姬天皇十一年。立爲
皇太子。八月甲子朔受禪卽位。庚辰詔曰とあり
て。（此は文を甚く約めて引たり、豐祖父天皇は、
卽文武天皇なり、廣野姬天皇とは、持統天皇の大
御名なり、）其詔詞に。高天原爾事始而。天皇御子
之阿禮坐牟彌繼々爾。大八島國將知次止。天坐神
之依之奉之隨。（師云天坐神は、他の詔に、天坐神、

國坐神など廣く云へるとは、心ばへ異なり、こゝは諸詔詞に、高天原に神積坐云々とある天神にて、もはら天照大御神、高皇産靈神をさして申せるなり、たゞ天神と云はずして、天坐と云るは、下の天都神と、同言の重なる故に、少し易て申せるなり。）遠天皇祖御世御世。中今至麻氏爾。天都神乃御子隨母聞看來。天津日嗣高御座之業止。（高御座の業とは、天皇の此の御座に坐まして、天の下を治めさせ給ふ御業を申すなり、其の御業は、即ち下文また本文に見えたるが如し。）現御神止。大八嶋國所知看。倭根子天皇命乃。授賜比負賜布。貴支高支廣支厚支大命乎。（師云、現御神止は、止は爾氏と云むが如し、他の詔には、現御神止坐而とも有り、此言は、天皇は世に現しく坐します御神にして、天の下をしろし看す由なり、現人神とあるも同じ意なり、天皇命は、こゝは持統天皇をさして申し給ふなり、倭根子と申すは、御々世々の天皇の通へる御号なり、授賜比は、持統天皇の、文武天皇に授奉り給ふなり、此高御座の御業は高天原に事始めて、云々の御業ぞとして授け給ふ、

と云ふ文の續なり。）受賜利恐坐氏。此乃食國天下乎。調賜比平賜比。天下乃公民乎。惠賜比撫賜牟止奈母。隨神所思行佐久止詔布。天皇大命乎。諸聞食止勅とあり。（此は師の詔詞解によりて、文の序を目易く改め、脱たる語をも加へて引たり、本書とやゝ易れるを異むこと勿れ。）此詔詞の初めに。高天原爾云々と云ふ件は。此時高天原にて。邇々藝命を。天皇命の御位に即奉り給ひて。生坐む御子の繼々。此御座に坐て。大八嶋國しろし看せと。言依し賜へる由を詔ひ。（其の委しき趣は、此の段より次々の傳に。說もて行くがごとし。）次に遠天皇祖御世。云々と云ふ件は、邇々藝命より次々。遠天皇祖たちの御々世々。中世今に至るまで。天都神の御子ながらに聞看來れる。天津日嗣。高御座の御業なる由を詔ひ。（天都神の御子とは、即ち天子と云が如し、斯て此の高御座に御坐して、天下の百姓を撫惠み、治めさせ給ふ御業は、即ち天皇命の御職業なり、此の御職に坐ますは、幾萬世の御代を經とぞ、天照大御神の御子に坐なり、是をもて、天都神乃御子隨母、とは詔へるなり。）次

に現御神止。云々と云ふ件は。前の天皇命の。太子に。天都高御座の御業を。授け負せ賜ふ由を詔ひ。（御文に負賜布とあるは、師説の如く、負ひ持しめ給ふ由なること、上の本文に、科詔とある所に注せるを合せ考ふべし、常に仰せと云ふ言も、もと其事を負ひ持しむる由にて、これと同言なること師説の如し）次に。受賜利恐坐氏云々と云ふ件は。日嗣御子の。天津高御座を受賜はり坐て。前御代まで。爲行ひ來ませる御業の隨に。天の下を調へ平賜ひ。天下の公民を撫惠み。治め賜はむと所思す由を。諸聞持てよと詔へるなり。（御代々の御即位の時の詔詞も、其時の趣によりて、少か文を改め給ふ事も有れど、其の大旨は違ふこと無きなり、然れば。此詔詞の趣きと。次々の本文とを相照して。皇美麻命を。高御座に即奉り賜ひて。天降坐しめ給へりし。天皇祖神たちの神慮を。伺ひ奉るべき事にこそ。〇此豊葦原水穂國者云々。こは上に同文ありて。其處に委く注せる如く。天照大御神の。前に忍穂耳命に。豊葦原水穂國者我御子之可知國也。と詔へる御言を承て。高皇産靈神の宣ふ御語なり。（委くは第百六段の傳に注せるを見べし）故この文義は。此豊葦原水穂國は。汝の知らさむ國なりと。大御神の言依賜へる國なれば。其命の隨に。天降坐べしと詔へるなり。（されば下文に五伴緒の神等を支加へ給ふを始め、子鈴一合を副給ふまで、皆大御神の御旨を承て、高皇産靈神の物し給へるなること、文の趣に、深く心を付て辨ふべし）此豊葦原水穂國と詔へる此の字のこと。また此國名の事も。既に上に云へり。（是れまた第百六段の傳を見て知べし）抑この御天降のこと。熟々その事縁を稽ふるに。まづ天之御中主神。その始なく。高天の神祖と坐まして。皇産靈大神女男二神を生し給へるに。此二柱大神。また伊邪那岐伊邪那美二神を生し給ひ。國土を生造しめ給へる事。まことには青人草を生成して。住しめ給はむの神意なりし故に。伊邪那岐伊邪那美神。その大御心を御心として。國生坐て後。直に青人草を生給ひ。萬物また神々をも生給へるは。その青人草を。蕃息し賜はむとの御業なりし事は。既に上に論へるが如し。（此事委くは第十段、生給

八百萬之神とある所の傳に云へり、其後にも事の因には往々論へりき。)斯て伊邪那岐大神御禊まして。天照大御神と。速須佐之男命とを生給ひ。天照大御神に。天日の御國を治しめ。須佐之男命に。天下をと言依し給へるに。須佐之男命。御母の由緒によりて。根國に往坐むと欲せるに就て。大御神に御暇白し給ふと。天に昇りて。互に御誓の間に。忍穗耳命生坐しかば。二神御議り坐て。此御子を葦原中國に降して。天下治しめ給はむと定賜へる事は。大御父神の。惠く愛しく所思す青人草を撫治め給はむとの神慮なる事も。上に云るが如し。(大御神と須佐之男命御議りまして、忍穗耳命に、天津日嗣を治しめむと、早く議り定め給へりと所思ゆる事のよしは、第三十五段、第六十三段、第六十四段、第六十六段、第百六段の傳をよく讀味へて辨ふべし。)然れば此時。邇々藝命を天降し給へる事は。皇產靈神の神慮を承て。伊邪那岐神の愛しみ所思看す青人草百姓を。天照大御神。また其の御心をうけて惠く思ほし。其人民どもの。徒に殖蕃りて猥雜ならむを。統治め給はむ爲に。

その貴子と養し給へる。御孫命を降し給へる御事にぞ有ける。(偖かく言もて行くに、大御神の此事をし詔ひ出たるは、伊邪那岐神の御心を嗣給へるには有れど、其本の故よしを思へば、やがて產靈大神の神意を行ひ給ふ理にて、かの顯宗天皇の御世に、我が祖高皇產靈神は、天地を鎔造ませる功あれば、御田を進れと御託し坐る事をも思ひ合さるゝを、此御天降の時しも、高皇產靈神、また大御神の御心をうけて、事執り給ふことは、天照大御神はし、天つ御國の君におはし坐て、御尊さの比類なく坐ます事は、申すも更なれど、其故のみならず、青人草を蕃息らし、治め給はむ事は、元より產靈神の御意なれば、大御神の御言のまにまに、如此物し給へるにて、皆深き所以ある事とこそ思はるれ。)是をもて上に引たる御世初めの詔詞に。まづ右のごと。天皇命と御坐ことは。天皇祖神の御依しに因れる本緣を告たまひ。然して此乃食國天下乎調。賜比平賜比。公民乎惠賜比撫賜牟。と所思す由を勅ふなり。(師云食國とは、しろし食す國と云ことなり、調へ賜比は、他の詔に

も、天下平治賜比、また上下平齊倍和氣氐、また汝等乃小平等々能倍直之など見え萬葉二に、御軍士乎安騰毛比賜齊流、三卷に、網引爲跡網子調流海人之呼聲、十卷に、左男牡鹿之妻整登鳴聲之、十九に、物乃布能八十友之雄乎撫賜、等々能倍賜、二十に、安佐奈藝爾、可故等登能倍など見ゆ、是らを合せて思ふに、此言はよそに散け居る者を呼集めて、亂れなく治むる意なり、其の中に呼來す方を主として云へると、亂れなく治むる方を主として云るとの異あるなり、撫賜とは、すべて撫るは、愛み憐むしわざなるが故に、必しも撫ざれども、愛み憐むをかく云なり、萬葉六に、天皇朕宇頭乃御手以、掻撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜などもあり、」凡て此御天降りの伴々。この心定をもて讀味ふべし。○天兒屋命より。玉祖命まで五神」みな石屋戸の段々に出たる神たちなり。○伴緒。師云凡て伴とは。官職にまれ何にまれ一部ともなふを云ふ。某伴某伴と云ふ是れなり。(登母賀良など云ふも此意、また何となくて、交り親む人を友と云も、同じ意なり」)伴造と云は。其部の長

を云ふ。(今云、此の事は、第三十九段の傳に委く注せり」)緒は長の本語にて。袁佐と云は。長兄名の意なり。書紀に。魁帥渠帥などを伊佐袁と訓るも勇長なり。然れば伴緒は。其部屬の長を云稱なり。(師說に、此處の文を引て、此五伴緒の中に、二柱は女神なることを云ひ、また祝辭に、比禮懸伴緒と云るも、女なれば伴男などゝ書る男は、皆借字にて、男女にわたる稱なる由云れたるは、信にさる言なりかし」)さて緒と云ふ意は。玉緒などを袁と云も。多くの玉などを總縛る故の名。また物の長を袁と云も。其徒屬を統帥る故の稱にて。本同言なり。(然れども、何方を本とも末とも定めがたし」)さて今右の五柱神を指て。五伴緒と云るは。石屋戸段に見えたる如くに。此神たち各掌れる職ありて。其職々の部屬を帥る長神なればなり。(五神を指て五伴緒と云れば、一伴緒は一神なり、然れば伴緒とは、其長を云て、其部類を云に非ること明けし、書紀に此れを五部神と書れば、五伴緒は、たゞ五神の意とも聞ゆるに似たれども、彼も五神を擧て云れば、其意に非ず、五部の長

神と云、意なり。）允恭天皇段に。定賜天下之八十友緒氏姓。とある八十友緒は。所有諸の伴緒を總云なり。（さて是は、長に限らず、部屬までにわたる如く聞ゆめれど、是らは朝廷に仕へ奉る官人たちを、大凡に云へるにて、其は何れもほどほどに帥る部屬あれば、此れも皆長なり、此の外にも部字などを書て、廣く其の屬を云る如く聞ゆるも、皆くはしく云へば其長なり。）また萬葉に多く。物部之八十伴男とよみ。（師說に、古へは文官武官を云はず、凡て諸臣を物部と云へりとあり。）また七卷に。靫懸流伴雄廣伎大伴爾。）また十九に。八十伴男者大王爾。麻都呂布物跡定有。官爾之在者云云。など詠めり。（此れに官とあるも、長なる故なり。）大殿祭祝詞の詞別に。皇御孫命。朝乃御膳夕乃御膳供奉流。比禮懸伴緒。襁懸伴緒。大祓詞に。天皇朝廷爾仕奉留。比禮挂伴男。手襁挂伴男。靫負伴男。劒佩伴男。伴男能八十伴男乎始氏。官官爾仕奉留人等とある。（此文いと〳〵めでたし。）是れに八十伴男乎始氏と。云へるを以て。伴男は。其長なることを思ひ定むべし。（さて次に官々爾云云と云るぞ、其下に屬ける部々の人等には有ける。）○天忍日命。名義。忍は大の約れるにて。忍穗耳命の忍に同く。日は例の奇靈なる由の稱名か。なほ今一ツの考へもあり。下に注ふべし。（さて此神は、即天手力男命なり、其由も何も、第百三十七段に委く注ふべし。）さて上の五伴緒の神等は。謂ゆる文官の趣なるが。此神は。謂ゆる武官の長なること。下に見ゆるが如し。○諸部緒之神等。こは神代紀一書に。以天兒屋命。太玉命。及諸部神等。悉皆相授。とあるを採れること。徴に云へるが如し。（この神代紀の傳は、五伴緒の中に、重き天兒屋命、太玉命の名をのみ擧て、餘りの三伴緒の神等の名をも、此諸部神等と云文にこめたるなり。）さて此諸部緒は。某々と云ことを今委曲に知べきに非ざれども舊事紀の天神本紀に。櫛玉饒速日命の。天降らしゝ時に。高皇産靈神の勅もて。諸部の神等を供奉しめつと有る。其神名を見るに。此處なる諸神等の名をも悉出せり。故按ふるに。彼謂ゆる供奉神たちは。疑なく。邇々藝命の御供に立しゝ神等なるを。其事の二典に洩たるが。餘

書に有りしを撫ひて。妄説をも加へて饒速日命の供奉と爲たる物なり。(饒速日命は、神武天皇卷に記せる如く、物部氏の祖なるを、彼の舊事紀は、其裔の氏人の僞書なる故に、然る妄事をば爲たるなり、但し此書、妄説は多けれども、中には他の古書に見えざる、正しき古傳を撫ひ載せるも少からず、其は記傳の首卷、また予が開題記に論へるを見べし。)故今その妄説どもを除て。信然も有べしと所思ゆる限りを抄し出むに。まづ謂ゆる三十二神の中に。十四神あり。其は天香語山命。尾張連等祖。(此命の事第三十七段の傳に云へり、さて香山命、やかて石凝姥命なり、其由は、第四十六段の傳にいへり。)天牟羅雲命度會神主等祖。(此命のこと、第百三十七段の傳に云べし。)天神立命。山背久我直等祖。(此命のこと、第六十一段の傳に云へり。)天御陰命。凡河内直等祖。(この命のこと、第三十九段の傳に云へり。)天湯津彦命。安藝國造等祖。(此命の事は、成務天皇卷五年の所に云べし。)天三降命。豐國宇佐國造等祖。(この命の事、第百四段の傳にいへり。)天活玉命。新田部直等祖。(此命のことも、第百四段の傳に云へり。)天表春命。(八意思兼神兒。)信乃阿智祝部等祖。天下春命。(八意思兼神兒。)武藏秩父國造等祖。(この命たちの事は、第四十四段の傳に云へり。)天八坂彦命。伊勢神麻續連等祖。(此命のこと、第四十九段の傳にいへり。)天伊佐布魂命。倭文連等祖。(こは手力男命の亦名なるが、此事も第四十九段の傳に云り。)天事湯彦命。畝尾連等祖。(此命の事、第六十段の傳に云へり、畝を印本に取に誤れり、今は新井君美の古史通に引たる本に依れり。)天玉櫛彦命。間人連等祖。(此命のこと、欽明天皇卷に云ふを見べし。)天櫨野命。中跡直等祖。(此は未考へず、元々集に引たるには、跡を島と作り、孰れか是を知らず。)是ら供奉神の中に有るは。然も有けむと所思ゆる神名の限りなり。(此外に、十八神の名あるが中に、天兒屋命天太玉命、天鈿賣命、天明玉命、天糠戸命の名あるは、云より五部緒の神なれば宜し、但し天糠戸命と云は、石凝姥命の父神なるに、其の子を擧ずして、此の名を出せるは、神代紀の一説に、糠戸神に、鏡を造しめたる傳へぞ

有ればなり、其由第四十六段に說たるを見るべし、次に天櫛玉命、天神玉命、また天神魂命と云ふ名を出せれど、玉と魂と字こそ異れ、同訓にて、共に太玉命の亦名なること、第六十一段の傳に云るが如し、次に天道根命と云は、手置帆負命の末裔なるを、此の供奉神に名せるは誤なり、其は第五十段の傳を見て知べし次に天斗麻彌命と云は、天御陰命の亦名なれば、此を擧たるは重復なり、次に天背男命と云は、天手力男命の亦名なるを、別神として擧たるも誤なり、此は第五十七段の傳を見て知べし、偖右の名ども、此の供奉神の列に擧たるこそ誤りなれ、皆正しき證ある名々なるを、猶この外に、天造日女命、天世手命、天乳速日命、天伊岐志邇保命、天少彥根命、天日神命、天月神命とある七名は、全信られず、然るは其裔とて擧たる諸姓も、皆違へるが上に、古書に證すべき事の無ればなり、殊に甚しきは、天日神命と云を、對馬縣主等祖と云ひ、天月神命と云を、壹岐縣主等祖と云るは、顯宗天皇紀に、日神月神の御託ありし時に、對馬縣直と、壹岐縣主とに祠らしめ給

へる事あるに依て、作れる妄誕なり、天少彥根命の根を、元々集に引たるには名と作り、然して此を鳥取連等祖と爲たり、少彥名命、あに鳥取連が祖ならむや、此れらに準へて、天造日女命と云より下、四名の妄をも辨ふべし、按ふに舊事紀に、三十二神の名を具へたるは、印度籍の古說に、忉利天を三十三天と云は、天帝釋は中央に住み、其の四埵に八神づゝ、三十二神住て、天帝に仕ふる故に、三十三天と云よし見えたるに本づきて饒速日命と、三十二神を合せては、三十三の數に合ふ故に、此の說を造りて載たりと覺ゆ、然れば此は、天竺說を、あまねく知れる世になりての妄誕なること、著明なり、)さて右の神名を竝擧たる。次に載せる。五部人。五部造。天物部等二十五部人。船長。梶取。船子などは。信に饒速日命の供奉なりけむ。と所思ゆる由あれば。此には抄出ずなむ。(其は神武天皇卷、饒速日命の所に委く說辨ふるを見て知るべし、)然れど。饒速日命の供奉だに。然ばかり多有しかば。此時の御天降に。御從の多有し事云ふも更なり。是を以て諸部之神等とはある

なり。○支加而は。師云。久麻理久波幣氐と訓べし。(久麻理は、久婆理なり。)支は字書に。分也とも注して。凡て物の分るゝ意に用ふる字なり。(人の手足を云も、木枝を云も、みな本は分るゝ意より出たり、王延壽が魯靈光殿賦に、支離分赴、注に、支離分散也、なども云へり。)さて上水分神注に。訓分云久麻理。と有れば。久麻流は分つことなり。然れば。此五伴緒神を。其職々の長に分配て。御孫命の御從に加へ給ふ也。(書紀には、凡五部神使配侍焉、とあり、此配侍字と相照して、支は必久麻理と訓べき事を知べく、また彼配侍をも、久麻理久波幣多麻布、と訓べきことをも辨ふべし、佐志久波幣と訓るは甚く非なり、支字佐志と訓べき由あらむやは。)さて此五伴緒神の掌り給ふ職は。みな神事に依れゝば。今支加而降し給ふも。專神事の料なり。(今云神事の料のみに非ず、御孫命の天下治め給ふ御政を、介けしめ給はむとなり、斯て神事やがて天下を治め給ふ御政の本なれば、師言の如く云むも難なけれど、少か言足らぬこゝちぞする。)○其とは師云。石屋戸段の事を

指て云なれば。加能と訓べし。(また上の五伴緒神、即ち彼の段に遠伎し神等なれば、直に上文を指て、其神たちの遠伎しと云意とも爲べければ、曾能と訓まむも惡からじ。)○遠岐之は。第四十四段に注せる師説の如く。凡て物を招寄する事にて。此はかの石屋に幽居せる。天照大御神を。招出し奉りし行事を云なり。之は過往し事を云ときの辭なり。(謂ゆる過去の斯なり。)○八咫鏡は。彼石屋戸段に。科石凝度賣命令作て。眞賢木の中枝に取繫し鏡なり。當時こを用ひて。大御神を招禱奉りし故に。遠岐し鏡とは云り。○及天藂雲劔とは。此劔はかの須佐之男命の。八俣遠呂智を切り給ひし時に。其尾中より得給ひて。異物と持齋き給ひしを。後に天照大御神に獻り給ひし大刀なり。(さて鏡と劒との間に、及と云るは、上の遠岐之の言、鏡へのみ係りて、劒は異時の物なる故に、其を隔てむ爲なるが、此は古事記の文法に效へるなり、猶徵に云るを見べし。)○二種之神寶は。即ち上の鏡劒を申せり。(世に三種の神寶とのみ云ひ效へるは、後の趣に依て申すなること、下に辨ふるが如

し、)〇永命為天都御璽而は。其鏡劒の二種を。皇美麻命の御々代々繼々に。天都日嗣の高御座に御坐す神璽に命為とて賜へる由なり。(なほ下の師説に引たる文どもにて、其趣を知べし、)〇亦副賜其遠岐之八尺勾璁云々は。上の鏡劒を神璽として授賜へるが且に。亦是れらの物をも副賜へる由なり。八尺勾璁は、かの石屋戸段に。科玉祖命命作て。眞賢木の上枝に取著し玉なり。此ぞ大御神を招奉るに用ひし物なる故に。其遠岐之とは云へり。(然るに此の勾璁を、或は伊邪那岐命の、天照大御神に賜へる御頸玉なりとし或は須佐之男命と、誓約たまひし時の曲玉なりとし、或は大己貴命の献りし曲玉なりとするは、師言の如く、皆此の遠岐斯てふ言を、得心得ぬ故の推當の非説なり、)さて古事記に。賜其遠岐斯八尺勾璁鏡。及草那藝劒と見え。神代紀にも。賜八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劒三種寶物。と有るに就て。師説に。此の三種を連擧る次第は。鏡劒玉とか。鏡玉劒とか有べき理なるに。記紀ともに。玉を先にし。紀には殊に。玉及鏡と。鏡の上に及字をさへ置れたるは。如何と云に。崇神天皇の御代に至りて此御鏡劒をば、他處に齋祭り給ひてより。天皇の御許に坐は。神代の舊物には坐さず。唯玉のみぞ。今大御神の授け賜へる隨の物にて坐す故に。彼御世よりしては。三種の中に。玉を第一とぞ為られけむ然れば其の御代より後は。常に玉を先に申ならひたる其の次第のまゝに。記紀ともに記せる物にして神代より然るには非ずなむ。(然るを或説に、本來玉を、鏡よりも殊に重き物の如く説成し、師の祝詞考に、伊邪那岐命の、天照大御神に賜へる御頸玉は、大御神の天を知し食す御璽なり、今天孫に賜ふ勾玉は、天岩戸前にて、招禱せし時、かの大御神の御頸玉に準へて作りしを、今天孫天降りて、國の主となり給ふ御璽に、大御神これを賜はせしなり、と言れたるも皆かなはず、其の故は、岩屋戸段の勾玉は、彼の御頸玉に準へて作りしと云こと徵據なし、彼段を考ふるに、此玉、さる意にて作れるには非ず、凡て玉は、古へ殊に賞て、世に尊み欲する物なる故に、御幣に献りしのみなり、然れば殊に比なく重き招禱に用る故に、心を

盡して作れるから、有るが中にも珍たく美麗き玉なりける故に、大御神の殊に珍しみ給ひて、比ひなき御寶物にて有けるを、此度御孫命には賜はせるにこそ有けめ、異なる意あるべくも非ず、故古事記書紀ともに、此次の詔命には、たゞ御鏡の事のみ有りて、此の玉の事は見えず、若しこの玉御國知し食す御璽とならば、必其事も詔ふべき理ならずや、然るを彼御頸玉に準へて、是れをも御國知食す御璽として、賜ひしと云はるゝは、記紀ともに、三種の第一に擧られたる故に、强て其の意に叶へむとてなり、假令實に御國知食む御璽として賜へりとも、大御神の御魂とある、御鏡の上に立むことは難くなむ有べき、然れども其鏡に並べて賜はせし、一種の御寶物にし有れば、自づから御國知食す御璽となれるは、元より然あるべき理なり、さて右の餘に此の三種につきては、猶くさ〲の理を、こちたく說る說ども多かれど、皆古意に非ずなむ、）今此に。大御神の授け賜ふ時をもて言はゞ、鏡第一なることは更なり次には劒その次に玉なるべし。其故は。大殿祭祝詞に天津璽乃劒鏡を捧持賜天云々神祇令に凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劒。（義解に、此卽以鏡劒稱璽、）繼體天皇紀に大伴金村大連。乃跪上天子鏡劒璽符。再拜などあり。（神祇令、また祝詞の文を以て見れば、繼體天皇紀なる璽符も、卽ち鏡劒を指て云へるか、たとひ玉なりとも、鏡劒の次にあるをや）これら。鏡劒のみを云ひて玉を云はず。此は三種の中には。玉は本は輕きが故なり。（今云、こゝにも祝詞考の說の誤りを辨へられたる、長き說あり、皆理たる說なり、記傳十五の二十五葉を見べし）然は有れども。天皇の大御許にしては。此玉のみぞ。今に至るまで。大御神の授け賜へりし隨の物に坐ませば傳へ持給ふ三種の御璽の中には殊に貴き御寶なりけり。（後世に神璽と申すは、此玉の御事なり）と言れしは。昔より比なき考へなりかし。（さて八尺勾璁の下にも、及字を加へたるは、遠岐之は、璁のみに係ることを、知らせむとの所爲にして平國之廣矛より、子鈴一合までに係る辭なり）〇平國之廣矛とは。此御矛は。上に大國主神。既に天神の大詔命に歸

順まして。天神之御子に國避り給ふ時に。常に杖給へりし平國之廣矛を。健御雷神經津主神に授けて。天神に獻り給ひ。吾以此矛卒有治功。天孫若用此矛治國者。必當平安。と宣へる御矛を。今出して副賜ふなり。(此御矛の出たる本は、第九十六段の傳に云ひ、此を天神に献り給へる事は、第百二十三段の傳にいへり。)其は古語拾遺に。大國主神。平國矛を。二神に授けて。右のごと白し給へる事を記して。直に此御天降の事に及び。即以八咫鏡。及草薙劒。二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。(所謂神璽之鏡劒是也。)矛玉自從。とあるを以て知るべし。(師云、此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが、古意に非ざる事を慨みて、殊更に玉を貶して、鏡劒には比び難きことを知らせたる文なり、自從ふとは、鏡劒の如く、正しく御璽として賜へるには非ず、矛と玉とは、只それに添て賜へる由なり。)さて此御矛のこと。私記に。今在何處哉と問へる答へに。雖爲三種寶物之外。此矛有治國之名。已奉獻天孫。定傳之後葉歟。然而所在不詳。但如此神器。上古多納石上神宮。若今彼神宮歟と有れど。其所在詳に知られて。既に云へりき。(第百三十段の傳見べし。)○常世思兼神。師說の如く。常世とは。かの天照大御神。石屋に隱坐て。世間常世なりし時に。功績を立し神なる故に云なり。(此言先は、思兼神一柱に係れりと見ゆ、然れどもまた、下なる神たちまでに係て見むも惡からじ。)さて此思兼神より下。四柱神は。其現御身を云へるに非ず。上の五伴緒の列とは別に。また其御靈實を降し給ふなり。(今云、御靈實とは、御靈の託る御體を云ふ、下みな同じ、俗に云はゆる神社の御神體なり。)故上の五伴緒の所には。文を隔て。御寶どもの次に連ね云へり。(然れば此四柱神の御靈實どもは、鏡にまれ、劒にまれ、何にまれ、彼八咫鏡に添へ從へて、降し給ふなり、其由は下に云へり。)また彼五伴緒神と。天忍日命は。現御身なる故に。古事記に。此次に。各某氏之祖と注したるを。常世思兼神などは。御靈體なる故に。子孫をば擧ず。只その鎭座す處を注せり。(上にも往々云へる如く、凡て神には、現身を云と、御靈との差別あれども、其の

分ちを云ず、共にたゞ同じさまに、某神と云へること、天照大御神をば、高天原に坐す現御身をも、また伊勢に拜祭る御靈をも、共に天照大御神と申して、其の御名には差別なきが如く、他神も然なるを、世々の識者、この差別を得辨へざるが故に、事にふれて、混はしき事多きぞかし。)神代紀に。五部神は擧たれども。此等の御名を擧ざるも。現御身に非ざるが故なり。此等を以て。現身と御靈との差別あることを覺るべし。(抑今かく云ふ說ども、凡て師說を翻按へたる說どもなるが、此は古史徵に、委く論へる如く、師は古事記の此段に、脱たる事多く、其のうへ兒屋命と思兼神と、同神に坐ことを考へ得られず、然るに此の成文は、古事記に洩たる傳を補ひ、兒屋命と思兼命と、同神なる事を考へ得て記せる故に、其說やゝ違なきこと能はず、然れども此段の神名は、現身と御靈との差別ある由を、考へ得られし說は、萬世に通りて、動くまじき說なれば、用ひむとするに。右の謂あるが故に、其隨には書寫すこと能はず、己が考へに合せて、やゝ語を易たる事もあれば、師云と擧むこと如何なる故に、己が說のごと記せり、見む人その心して見分つべし。)さて此段の徵。また第六十段の傳にも。委曲に辨へたる如く。天兒屋命。思兼神は同神なるに。古事記に其の二名を擧て。現身の所には。天兒屋命と記し。御靈の所には。常世思兼神と記せるに。現身と御靈との差別を分知たる文なり。(其は兒屋命と申す名は、此神天降らしゝより、以來ひろく此の御名をもて語り傳へし故に、現身の所に此の名を記し、思兼神と申す名は、此神かの石屋戸段に、始めて御名の出たるより、平國の事につきても、思ひ議りの御功高く、今その事竟て、かく御天降の事になれる故に其御靈を降し給ふ所には、其方の御名を以て記せる物なるが、現身の所には命と書き、御靈の所には神と書るも、心ありし文法なりと見ゆ、故己が成文にも、其文法に効ひて記せり。)さて古事記に。常世思金神の次に。手力男神。天石門別神の二名を出せれど。此は同神の異名なれば。一名を除き。布刀玉神。萬幡豐秋津比賣命の名を補へる由は、徵に委く論へれば。今更に云ず。(なほ次

段の傳に云ふを見べし、）○護齋之鏡三面。子鈴一合は。大倭本紀に。天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面。子鈴一合也。と有るを採れること。徵に云へるが如し、然て其三面の鏡。また子鈴一合は。何の要なりしと云こと。次段に釋くを見るべし。○副賜は。師云。副は皇美麻命に副なり。賜は授賜ふなり。（たゞ祟辭に附け云とは異なり、）○吾天原とは。卽大御神の所治看す。天つ日の御國を詔へり。○所御は。斯呂志米須とも。伎許斯米須とも訓べし。たゞ同じことなり。○齋庭は。舊訓に。由邇波と訓めるが如し。此は大御神の。大嘗きこし食すと。齋ひ淨めたる庭を云ふこと。下に引く壽詞の文の。齋場に準へて知べし。○穗は。古語拾遺に。齋庭之穗是稻種也とありっ此は大御神の。御自ら撰びしろしめす種なり。（或說に齋庭之穗は、天上なる齋田の稻種なり、彼謂ゆる天狹田、長田の神稻にや、とも云へり考へ合すべし、）師云。齋庭の穗は。唯に神を祭り賜ふ料のみには非ず。新嘗の料の稻なり。上代の新嘗は。神に獻るのみに非ず。自所聞食し。人にも饗賜ふ中に。みづから所聞食こゝを主とせり。（今云此事は、第四十二段の傳に、委く注せるを見べし、）是を以て。○吾天原所御とあり。此御字をもて知べし。○吾兒とは。今この匪を依し賜ふ御孫命は更なり。繼體の天皇命の御裔を。遠くかけて詔へる御語なり。○當御は。舊訓に。麻加世麻都流と訓るに從ふべし。令蒔奉るにて。此葦原中國に持降りて。殖著てきこし食む種稻に。依し賜へる由なり。是より前にも。葦原中國に稻を殖たること。須佐之男命の。大須佐田。小須佐田を定め給ひし事あり。後に大名牟遲。少名牟遲神相竝ばして。國作給ふ時に。天上より稻種の墮し事ありて。大地主神の營田の事あり。（是れらの事ども、第七十三段、第九十一段、第九十七段などの傳を見て知べし、）然れども。其なほ宜しき種には非ざりけむ故に。今かく大御神の。齋庭に所聞食す稻種をば依賜へるなり。諾しこそ。皇大御國の稻の。萬國に比類なく美たき事よ。（なほ此稻種の事に就ては、云まほしき事ども多かれども、其は別に記せる物あれば此には洩しつ、

於是天照大御神。御手。捧持鏡劒賜而。言壽詔曰。大八嶋豐葦原水穗國者。吾子孫可王之地也。皇我宇都御子皇美麻命。就而。御坐此之天津高御座而。爲安國平然。天津日嗣之瑞穗。爲天御膳長御膳之遠御膳。於萬千秋之長五百秋。安然所知食於齋庭。此之鏡者。專爲吾御魂而。如拜吾御前。令坐同殿同牀而。宜齋奉。寶祚之隆。當與天壤無窮矣詔而。復勅天兒屋命。亦云常世思兼神天太玉命曰。惟爾二柱神亦。侍同殿內而。取持御前事而。爲政焉詔矣。故此二柱神者。幷祭佐久久斯侶伊須受能宮。次天手力男神。萬幡豐秋津比賣神者。坐佐那縣。此者御戶開之神也。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相。次一鏡者。天照大御神之御靈。名天懸神。一鏡者。天照大御神之前御靈。名國縣神。今崇敬木國名草宮而。解祭大神也。次一鏡及子鈴者。天皇之御食津神。朝夕御食。夜護日護齋祭大神。今所坐卷向穴師社而。解祭大神也。

於是は右の種々の物等を依し賜へる事を承たり。○鏡劒は。即ち上の天璽二種の神寶なり。○捧持は。さし上げ持なり。然れども必すしも指上ずとも。貴物を恭しく手に持れるを。如此云ふは常の言なり。○賜而は。大御神の大御手より。皇御麻命の御手に授け賜ふなり○言壽詔曰は。即ち此の本文に採れる。大殿祭詞に。天津璽乃鏡

劔乎捧持賜天言壽。(古語云許止保企言壽詞、如今壽觴之詞。)宣志久。云々とあり。富具てふ言の例は。萬葉十八に。知等世保久等會。十九に。千年保伎。保伎吉等餘毛之。惠良惠良爾。仕奉乎見之貴左。また六に。禱豐御酒爾。吾醉爾家里。など猶あり。(また倭姫命世記に、云々止國保伎白支、また云々止國保伎給支、なども見えたり。)さて富具とは。もと息吹て。他を祝ふ行の有るより出て。凡て祝ふ事をし富具と云ひ。言もて祝ぐを。言富岐と云へり。と聞ゆること既に云へり。(第四十六段、五百木部連の所、また第百三十一段、天磐笛の所などに云へるを見るべし。)言夫伎と云ふも同語なり。(さて言夫伎と云に、壽字を用ふことは諸越にて他を賀ふを壽すと云を、命の長きばかり壽たき事のなきより轉りて、命長きを壽と云ひ、再轉りては、只に命と云べき所にも、壽と云へることの有るより。俗人誤りて、言夫伎と云ふ語を、伊能知と云ふに同じことぞと心得て、人の年數を云に、ことぶき若干つなど、哥文にさへ書く人あるは、甚じき非言なり。)○吾子孫は。阿賀美古能都々藝々と訓べし。○可王之地也は。伎彌登坐倍伎久邇那里と訓べし。前段に引たる。御世初の詔詞に。高天原爾事始而。天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾。大八嶋國將知次止。天坐神之依之奉之隨。云々と有るは卽この御言を詔へり。○皇我とは、加茂翁云。皇祖神の自から詔ふなり。後の宣命。萬葉にも。天皇自から如此宣ひしこと有り。(今云、歷朝の詔詞に、皇朕御世爾當而、など多く見え、萬葉六にも、天皇朕宇頭乃御手以、云々ともあり、)○宇都御子とは。高く嚴き御子と云ことなる義は。既に云へり。(第二十九段の傳見べし。)○皇美麻命も既に出たり。(第六十四段の傳見べし。)○就而は。舊訓に。伊傳麻斯氏と訓るに從ふべし。葦原中國に行坐てなり○此之天津高御座とは。前に奉坐天都高御座而とある。御座を指て詔へり。○爲安國は。もと安國止と有しを。如此は文成せり。○其は凡て。此類なる止てふ辭を考ふるに。現御神止。大八嶋國所知食など有る止は。師說の如く。爾氐と云むが如くなるが。(其は現御神止坐而とも、あり、皇止坐、父止坐なども、皇にて坐、父にて

坐と云義なるにて知べし。)安國止所知食など云ふ止は。安國爲氏と云むが如し。是を以て。爲字を當て文成せり。(下文の爲天御膳云々、と書たる爲も、此に準へて知べし。)○平然は。もと平氣久と有るを。その氣久てふ辭に。然字を當たるなり。(此は諸越の字書を、よく知らむ人は疑なし、)○天津日嗣之瑞穗云々。瑞穗は。前段に。依賜へる齋庭の稻穗なり。其は師說に。天津日嗣。萬葉歌には。安麻能日繼とも詠めり。此は天津日大御神の。大御任を受傳坐て。其大御業を。嗣々に知看す由の御稱なり。(天武天皇紀に、皇祖等之騰極とある處に、古云日嗣也、と注せられたり、書紀には、漢國にて、天子と云者の位のうへに用ふる字を書るをば、凡てみなアマツヒツギと訓めり。)さて此御位を嗣給ふべき儲の皇子を。日嗣御子と申し奉りて。皇太子の字を當たり。斯て右の意は。必動まじく。誰も然思ひ定めて有ぬべき物なれど。別に今一ツの考へあり。嗣は借字給にて。天津日大御神の。給寄し賜ふ物を。受納れ知看すを。天津日嗣所知とは申すか。(給寄し賜ふ物とは、即天下の

百姓の奉進る、諸の御都岐物にて、是即天照日大御神の、天皇に給寄し賜ふ物也。)御都岐物を。平兼盛集の歌に。比都岐物とよめり。然て御都岐物の都岐も。供給の意なり。(今の俗言に、人に物を美都具といひ、また物を都々久流と云も、本同じ、然て給とは、上たる人より、下なる者に賜ふに限れる如く思ふめれど然に非ず、下より上へ奉るにも云ふ、故朝廷に奉進るをも、美都岐とは云なり。)さて大御神より。給寄し賜ふ種々物の中には稻を主とせり。其由は。高天原に所御つる。齋庭の穗を寄し賜へる是なり。然て康治元年。大嘗會中臣壽詞に。天都日嗣乃。天都高御座仁御坐大。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久。由庭仁所知食止。事依志奉氐。天降坐云々と有ると。(康治は後世なれども、文は古文なり、台記別記に載れり、さて天都御膳遠とある遠は必乃なるべし、遠にても聞ゆるが如くなれども、然ては次に、瑞穗遠とある遠と重なれり、)大殿祭詞に。皇御孫之命。此乃天津高御座爾坐氐。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豐

葦原瑞穗國乎。安國止平氣久所知食止。言寄奉賜比氏。と有るとを合せ考へて。日給の意を思ふべし。(萬千秋云々は、もはら稲に係て云へり、天津嗣日乎、萬千秋云々と連きたるは。全天照大御神の、給寄し賜ふ大八洲國の稲穗を、萬千秋に所知食との意なり、かの中臣壽詞は、大嘗につきて申す故に、由庭仁所知食といひ、大殿祭は、天下知看す、凡ての御上にて申す故に、瑞穗國乎所知食と云へる、共に其指物は同じ稲穗にて、其中に主とし首とするは、齋庭の穗なり、故かの御依しの勅には、主とし首とする齋庭之穗を詔ひ寄して、其中に、天下の百姓の奉貢る稲、また種々の御調物もみな兼含みたり)前にも云へる如く、皇御國は。稲に殊なる深き所由ありて。右の如く大御神の。嚴重き大詔も坐て。後世に至るまでも。萬の政の有が中にも。大嘗をまた無き大事と爲たまふ物ぞ。然れば。天津日嗣所知食と申せば。即天下知食す御事にも成れる也けり。(天津日繼とのみ云て、所知食すと云はず、また日嗣御子なども申すたぐひは、普く云ひなれて、稍後に、所知食と

云ことを畧ける物か、此事は猶疑はし、但し古事記には、此言四處に見えたる、みな所知とあり、)と解れたるに依て。御紀と。中臣壽詞と。大殿祭詞とを拜せて。所知食於齋庭。と云ふまでの文を成せり。(なほ徴に云へるを合せ見るべし、)さて天御膳と云より。齋庭までの文意は。かの稲穗を蒔生して。其を繼々に。天御膳の長御膳の遠御膳と爲て。萬千秋の長五百秋の。無窮に安らけく。大嘗の齋庭に知食し給へとなり。○此之鏡者は。師云許禮能鏡波と訓べし。萬葉三に。許禮能水嶋二十に。許禮乃波流母志などあり。(此之針以なり、志は知の草字を誤れるにも有む、)古言の一格なり。○專は師云。此は全てふ意なり。(中昔の物語書などにも、全くと云べき處を、母波良と云へる例おほし、)此の此言。輕く見過すべからず。○爲我御魂とは。師云。出雲國造神賀詞に。大穴持命乃申給久。皇御孫命乃静坐牟大倭國止申天。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。とある如く。大御神の御神靈を。此御鏡に取託て賜はするなり。然れば。天照大御神の御靈は。全此御鏡に坐ます物ぞ。貴

きかも可畏きかも。此大神詔よ。ゆめ粗忽にな見過しそ。(凡て御靈と云に、また用と體との差別あり、此大御神の御於にて申さば、高天原を知看て、此御世を照しなどし賜ふは、廣く御靈の用なり、此御鏡は其體なり、さて其御靈を、專此御鏡に取託て其御體とし給へは、其用も、悉く此御鏡に具はり坐り、然らば其用悉く此御鏡に移り坐て、高天原に坐す現御身には、御靈は貽らじかと云に、凡て神御靈は、御靈にて、いとも靈異なる物にし坐ば、悉く此處にあれども、彼處にも少か減ことなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其體は千萬處に分つと云へども、量々に何れにも、其用は欠ること無し、)さて古事記に。上に八尺勾璁鏡。及草那藝劒と。三種を擧ながら。此には唯其御鏡の御事をのみ。如此懇に詔へるにて。此御鏡は。中にも貴く坐こと。著明きものをや。(然るを本より三種、同等なる物に說なし、或は玉をしも第一と思ふなるは、彼水垣朝より以來の趣になづみて、本をよくも考へざる物なり、)〇吾前とは。大御神の現御身の大御前なり。前のこと上に出つ。

(第九十五段の傳見べし、)〇如拜は。伊都久我碁登と訓べし。其は上に。胸形君等之持伊都久。三前大神也。また伊都伎奉倭之青垣東山上。など有ると。崇神天皇卷に。於御諸山拜祭大三輪之大神前。とあると同言なるを以て知べし。〇令坐同殿同床云々。同殿同床は。師の比登都美阿良加。比登都美由加。と訓れたるに從ふべし。(即皇美麻命と同じ御在所、同じ御床に御坐しめ給へ、と詔ふなり、)〇宜齋奉。師云天照大御神は。常へに高天原に大坐々て。下が下なる諸民までも。目のあたり瞻奉る大御神に坐ば。御孫命も。直に此高天原に坐す現御身の御前をこそ。此國にても。拜祭り給ふべきに。別に此御鏡を御靈として。祭給へと詔ふは。如何と云に。大御神は。高天原に留坐し。御孫命は。此國に降坐て。是より。天と國との往來絕る際にして。遙に隔り給ふ御別れなる故に。今まで吾御前に侍坐て。親近く拜奉り給ひし如くに。今よりは。此鏡を祭り給へとなり。故天津日を。直に祭給ふ御事はなきなり。諸人も此意を思へ。(今云、此師說は、今目のあたり瞻奉る天

日を、卽大御神と爲られし說なるが、後に三大考の出たるに、今の說を廢られしこと、予が三大考辨々、天說辨々などに論へるが如し、儲天日やがて謂ゆる高天原にて、天照大御神こを所知看し、皇產靈大神、また他天神たちも、往々に集ひ給ふ御國なること、上に云へる如くなれば、直に祭給ふ御事は無とも、諸民までも遙に拜み奉りて、其御靈のふゆを辱み奉らむ事は、難有まじき事にこそ、然るは今しこそ、伊勢大宮へ諸民も參らるれ、古は諸民の參り拜むことは、禁めさせ給ひしかば、今もし其古への命を守らむに、諸民は此大御神を、ふつに拜み奉らで在べきかは、彼さひづるや蕃國國の人どもさへに、天日は、日々に必拜みを欠まじき事、と思へるゝ多く、書に其事を記せるも多かるをや、)○寶祚之隆は。阿麻都比都岐能美佐加延。と訓るに從ふべし。(前には、隆とある訓に從ひて、隆坐事と次しは惡かりき、)○當與天壤無窮矣も。舊訓に。阿米都知能牟多。伎波美那加流倍斯。とあるに從ふべし。(前に無窮を師訓によりて、登許志閉と訓しかど能く思へば、舊訓に從ふぞ宜しき、)但し與を牟多と訓るは。舊訓に非ず。(この言は、既に第百十段に出て其傳に注せり、)さて是まで。皇美麻命に詔ふ御命なり。○復勅天兒屋命。(亦云常世思兼神)天太玉命曰。こは此二柱神の。現身と御靈とに。兼て勅ふ大命なり。(其由は第百三十三段の徵に、委曲に論へれば、今また更に云はず、)○惟は。師の。夜余と訓れたるに從ふべし。此は他を呼起す辭なり。(今俗にも、人を呼ときに、夜阿とも夜余とも云こと、有るを思ふべし、)○爾二柱神亦云々は。大御神。御親の大御靈を。皇美麻命と。同じ御床に坐奉りて。齋祭り給へ。と詔給ひしを承て。爾二柱も。其同殿內に侍ひて。現身は。御孫命の御前に仕へ奉り。御靈は。吾が。御前の事を政し給へ。と勅へるなり。○御前事とは。こゝは幽には大御神の御靈の。天下の萬事を。御思し處分ひ定賜ふ御政を云ひ。顯には皇美麻命の天下の百姓を。惠み治め給ふ。朝廷の御政事を云なり。(前とは、上にも注せる如く、卽神をも貴人をも指て申す言なれば、此は大御神の御靈と、御孫命との御前を兼て、勅へりと

見むに難なし。）○取持は。師云。應神天皇段の詔に。大雀命。執食國之政以白賜。萬葉十七に。乎須久爾能許等登里毛知氐。十八に。於保伎見能末伎能末々爾々。等里毛知底。都可布流久爾能[illegible]天皇紀の詔に。右大臣藤原朝臣波。内外乃政乎取持天。勤仕奉己止夙夜不懈。などあり。其事を身に負持て。執行ふを云なり。（今世に、他の事を、傍より助けて共々爲るを取持と云も、是より轉れるなり、源氏物語に、今世の趣なる用ひざま多かり）○爲政は。師説に。右に引る應神天皇の詔に。白賜とあるに依て。麻袁志多麻閉と訓べし。其言の例は。彼段に云べし。（前には、マツリゴチテヨ、と訓べく思ひしかど、よく思へば、上に前事とある即政なれば、然訓ては同言の重なるなり、爲政と書るは、只義を以てなり、此字に拘はるべからず）さて麻都理碁登と云言の義は。神武天皇段に。委く云ふべし。と有り。如此有ば。天皇の御政を。關白大臣などの取申賜ふ如くに。此二柱神は。天照大御神の御靈の御政をも。取行ひ賜へとなり。（故その御靈を、大御神の御靈の御鏡に附添て、降し賜へるなり、）○故此二柱神者。此二柱とは。天兒屋命と。天太玉命となり。（此を師説に、大御神の御靈實の御鏡と、思金神の御靈實とを指て申せりと云れしは非言なり、委くは徴に論へるを見るべし、（故は。此二柱神を。大御神に拜祭ことは。上の勅による事なる故に云へり。

○佐久々斯侶は。師云裂釧なり。大神宮儀式に。佐古久志侶とも。佐古久志留とも有り。（神功皇后紀には、折鈴五十鈴宮とあり、）釧は。仁徳天皇段に。玉釧見え。繼體天皇紀に。矢自矩矢廬（繁釧なり鈴をしげく著たるを云ふ。）萬葉一に。釧著手節乃崎。九に。「吾妹兒は久志呂に有なむ左手の。吾が奥手に纏て去ましを。また同卷に。玉釧。また宍串呂など見えて。此物のこと。師の冠辭考に。詳に説れたり。（さくゝしろ、しゞくしろ、くしろつく、などの條々を見べし。）抑此の物。後には絶にたれば。今京などに至ては。其名をだに人知ざりけるにや。和名抄にも。釧字をば擧ながら。比知萬岐としるして。久斯呂てふ名をば出さず。（農耕具中に、鋠、漢語抄云、加奈加伎、一名久之路、

とあるは、若くは字形の似たる故に、釧字の訓を誤りて、此字には、附たるか、また思ふに、此鋠字、分裂也、と云注も有れば、五十鈴の枕詞の佐久々志呂は、是にて臂にまく釧には非ざるにやとも思ひしかども、猶然には非ず。）また彼萬葉九なる。久志呂爾有奈武と云歌をも。六帖に。櫛の歌としたり。顯昭袖中抄に、此を辨へて、くしろは釧字をよめり、内典に、は在指上名、環、在臂上名釧と云り、と云るは、さすがに物ひろく見たる人なればなりけり）かゝれば。古書等にある釧字をも。寫誤りて。或は劒。或は釵などゝ作るを。（萬葉に釼とかき、古事記下卷に釵と作り、是らの誤字なるを以て思へば、彼書紀の折鈴の鈴も釧の誤字とこそ思はるれ）近き世となりて。契沖。荷田大人。吾師など。繼々に別ためられて。釧の事は明かになりぬるを。此佐久々斯呂は。なほ今少し詳ならず。（其故は、私記にも、鈴の口は裂たる故に、拆鈴と云と云へる如く、拆鈴と云むはことも無れど、其裂たる鈴を著たらむからに、釧をしも直に佐久釧とはいかでか云む、此事冠辭考にもいぶかりて、釧と鈴を一に云るにや有む、釧には鈴をつくる物にし有れば、其鈴の形によりて、拆くしろ五十鈴と連けたるにや、と云れたりなほ心ゆかず）故熟思ふに。まづ古の鈴には。種々の形樣ありつと思しければ。釧の鈴も一種ありて。他のとは異なりけむ。（今もある驛路の鈴、其外にも、尋常のと形の甚く異なる古物の、遺れるを見ても、なほ種々有けむことを知べし、）さて釧とは。その小き鈴を多く緒に貫て。臂に纒くを云へる名にて。其鈴を除て。別に體は無き物と聞えて。履中天皇紀にも。たゞに手鈴と云り。（もし鈴の外に躰あらば、必たゞ鈴とは云はじ、異國の釧と云物とは、其さま異なるべし、また玉釧ともあるは、玉を著たるも有しなるべし、）然れば。釧の鈴一種ありて。釧卽鈴なるが故に。裂釧とは云なるべし。（さて然手に鈴をまきしは、觀のための飾にはあらで鳴音を取るなるべし、萬葉に、手玉鳴すなど有るを思ふべし、故釧は、著明なる處にはつけず、袖に隱れたる臂にまくなり、また允恭天皇段に、足結の小鈴ともあれば、足にも著しなり、）〇伊須

受能宮は。師言に。これ伊勢大御神の宮なり。神功皇后紀に。五十鈴と書れたり。此は地名にて。五十鈴川。五十鈴原なども云へり。名けたる由は詳ならず。と言れたり。(然れど其分注に、倭姫命世記に、太田命の言とて載たる、大御神の、天上より美宮處と見定め坐て、天之太刀、逆鉾、金鈴を投降し給ひし處なりと白せる事を記して、中に疑はしき事ども有て、至は信られずと、云れしかど、心には、此説を用ひられたる樣に見えたり。)故今考ふるに。篶より出たる名なるべし。然思ふ由は。古事記に。神武天皇の大后の御名を。伊須須岐比賣命と申すは。其御母の。厠に入坐る時に。神矢に富登を突れて。驚き立走り。伊須々岐し故に。負坐る御名なる由見えたるに。此名を日本紀には。五十鈴姫命とあり。然れば伊須受。伊須々岐同語と聞ゆ。(日本紀に、神名人名地名などに、伊と云をば、凡て五十と借字に書れたる事は、誰も知れるが如し。)然るに大殿祭詞に。取葺計留草乃噪伎無久。(古語、云蘇蘇岐。)御床都比能佐夜伎。夜女乃伊須々伎。伊豆都志伎事無久。と云文

なり。(夜女の女は目なり、祝詞考に夜女は女の童を云、と云れしは非なり。)彼此合せて思へば。伊須受とは。噪しきを云言と聞ゆれども。此大宮處はしも。浪音不聞國。風音不聞國。弓矢鞆音不聞國。と儀式にも見えて。最も靜けき處なるに。かく云るは。大御神の鎮座ざる以前は。篶薄などの原なりけむ故の名と聞えたり。其は倭姫命世記に。此原に宮敷坐る時の事を。詔物部八十友諸人等。五十鈴原乃。荒草木根苅掃比。大石小石造平氐云々。と有をも思合すべし。(此事かの寶基本記と云物にも見たり、此は妄書にはあれど、此らの説には、然しも妄説は無かるべし。)さて大殿祭詞によりて。猶思へば。篶また薄など云ふ草名も。風に蘇々岐て。伊須々岐鳴より負たる名と聞ゆ。(また和名抄に、薄爾雅云、草聚生曰薄、辨色立成云、芊草盛也と有て、何れもスヽキと見え、日本紀私記に、薦スヽキとあり、字書に、草稠曰薦と云、赤染衛門集に、なでしこのすゝきになりたるを見て、「おひかはるこやなでしこの花すゝき、まかねば人もゆきて見るべし、萬葉七に、「妹がり

さ我かよひ路の細竹爲酢寸、我しかよはゞなびけ細竹原、これらを合せ考ふるに、何草にまれ、小竹にまれ、すく〱とこもり叢りたる物をス丶キと云るなり、ス丶は、俗にスイ〱と生たりと云る義、キは例のてもる意にて、ス丶キとは云なるべし、またス丶キと云る一種の草も有るは、此もこもりかに、長高く生る物ゆゑに云なるべし、孝徳天皇紀に、芦字をス丶キと訓たり、思合すべし、またソ丶ギ、ス丶ギは同言なること、第廿五段に云り)また鈴を須々と云も、上に云る如く佐々夜夜と鳴より負る名なれば、篶と同言なり。(是によりて又按ふに、鈴鹿山は篶所山なるべく、鈴森は篶森なるべし、篠もサヤサヤなり)さて然る篶の原に建たる宮なる故に、伊須受能宮と申し、其原に流る丶河なる故に、五十鈴川とは云なりけり。(此宮處のことは、猶垂仁天皇卷に委く云べし)さて佐久々志呂、伊須受とつゞく故は、師說の如く、釧は繁釧とも云如く此が鈴は、繁く貫るを以て、數々の鈴といふ意にや有む。(また伊勢の書等に、宇治と云にもつゞけ云るは、伊須受より轉れる、

後の事と聞えたり)○幷祭は、後に垂仁天皇の御世に、大御神を、伊須受能宮に鎭坐しめ奉り給ひし時に、二柱神の御靈實をも、此時の勅のまに〱、其相殿に幷祭れる由なり。(幷は本に拜とあれど、誤なる由は、徵に既に云るを見るべし)倭姬命世記に、天照大御神一座、(御形八咫鏡坐也)相殿二座、(左天兒屋根命、右太玉命)とあるは、此の傳へに符ひて古說なり。(御鎭座傳記にも、相殿神二座、左天兒屋命靈、右天太玉命靈とあり、また二十二社注式にも、或書の說なりとて、かく云へり)○次天手力男神、萬幡豐秋津比賣神是また此時に副て、降し給へる御靈なり。○佐那縣は、師云佐那縣と訓べし。(那の韵に阿を含めれば、賀多即阿賀多なり、然らでも阿を省くは常なり、凡て年魚市がた、松浦がたなどの類乃賀多も、皆縣なり、是らを後世には、みな潟と心得たるは、混れたる非ことなり)書紀の猨田毘古神段に、伊勢之狹長田とある。此地の事なり。此に伊勢と云はざるは、上の伊須受宮、また外宮の續なればなり。(さて書紀に、狹長田と書れたるは借字なり、

然るを狭田長田の義に云る說などは非なり、)さて此御社は。神名式に。伊勢國多氣郡。佐那神社二座是なり。大神宮式に。凡大神宮。年限滿。應修造者。遣使。孟冬始作之。神宮七院。社十二處云々と云へる。十二社の中の一にて二十年に一度。造改らるゝ社なり。(或說に、二座を、手力男神と若佐那賣神となりと云り、若沙那賣神は上に出たり、此神の此社に坐こと由緣あるにや、また地名に因て、後人の推當に定たるにや詳ならず、)さて此御社は。今多氣郡佐那の仁田村と云に在て。大森社と申す。(村の西方に在り、)佐那は。今佐那谷とて。一谷の大名にて。八村ある處になむ有る。(按に、佐那縣の佐那は、猿田と同言にて、猨田毘古大神の坐しより地名に負るには非るか、但し前にこの神の御言に、伊勢狭長田、伊須受の川上に到らむと詔給へるに依れば、佐那縣は、元よりの名と聞ゆれば、前後違へるが如くなれども、後の名を始へ廻らして語り傳ふるも、常の事なればなり、然れば佐那縣は、卽此神の御縣なるべし、)〇此者御戶開之神也は。卽上件佐那神社二座を云ふ。

(那を奈と作たる本どもゝ有り、)其は倭姬命世記に御戶開神二座。天手力男神。栲幡千々姬命。と有にて知べし。(度會延經が神名式考證に、佐奈神社二座の下に、今在佐那仁田村西、稱大森社、爲大神御戶開神、と云るを思合すべし、)さて天手力男神は。大御神の幽居しせる。石窟の戶を開給へれば御戶開之神と申さむは。然ることなれど。栲幡千々姬命。(亦名、萬幡豐秋津比賣命、)を。手力男神と並べて。御戶開之神と稱せること。甚く心得がたし。石屋戶段の事狀を思へば。手力男神。(亦名天石戶別命、)と共に。御戶開之神と稱すべきは。必天宇受賣命。(亦名大宮能賣命、)なるべき物なり。(抑かの御戶開の時に、御名の出たる諸神たち、各々某々に功有しことは、申すも更なる中に、天宇受賣命の功はしも、殊に卓たり、然るは此神のいと歡たく笑く物し給へる俳優に、八百萬神の、感動へり笑し故に、大御神は怪みまし、其俳優に御心感き給へる故に、兒屋命の廣き厚き稱辭も、御耳に入りて、石戶を細目に開たまひ、石戶を細目に開給へる、故に、かの御鏡に大御形の映

れるを、彌怪しと思して、稍戸より御出しかば、手力男神は、引出し奉ることをも得給へり、然れば此時の俳優、さしも歡たく可笑からざらましかば、天思兼神の、八意に思慮りて、處分ひ定め給へる事ども、悉徒事とぞなるべかめる、如此思ひ續くれば、御戸開の事の成れるは、天宇受賣命の俳優に事成始め、天手力男神の手力に事成竟てぞ有ける、斯て第五十七段の傳に、委く云る如く、大御神を新宮に移し坐奉りて後も、宇受賣命その大御前に侍ひて、大御心を取申しつゝ、參入罷出る神の擇び、言直し和して、宮勤みに勤ましめ、手力男神は、其御門を護りて四方四隅より疎び荒び來む物を、待防ぎ掃ひ却け給へれば、此二神を、御戸開之神と申さむことは、必しか有べき事ならずや、）然れども御戸開神の一座を、栲幡千々姫命と云こと。古書の諸說うち符て。說れる傳とも聞えざるは。最も異しく心得がたし。故考ふるに。栲幡千々姫命と申すは。疑なく大宮能賣神。（亦名天宇受賣命、）と同神なるが。栲幡千々姫と申すなど。凡て織物に著たる名どもは。此神始めて。御衣を織ませる故に負坐る御名。（第四十八段に名の出たる、天八千々比賣命、また天棚機比賣命と申すも、此神なること、既に云るが如し、）天宇受賣と申す名は。古語拾遺に。其神强悍猛固云々。と云へる神性より負坐る御名。（委くは、第百三十六段の傳に云を見るべし、）大宮能賣と申す名は。かの大宮に侍ひ。謂ゆる善言美詞を以て。大御心を和し奉れる謂に因りて。負坐る御名なるを。如此數神に誤り來れるにて。他神たちにも此例多かる事は。上にも下にも論へるが如し。（但し宇受賣命と、豐秋津比賣命とを同神と爲ては、忍穗耳命の后神にて、邇々藝命の御母と云說にさし支あり、と思ふも有べけれど、實は忍穗耳命の后は、豐秋津比賣命の御女、玉依毘賣命に坐こと、第三十七段に見えたる如くなれば、豐秋津比賣命は、忍穗耳命には、御外姑に坐し、邇々藝命には、御外祖母に坐す故に妨なし、但しかく言へるばかりにては、舊說に目なれたらむ人は、なほ心ゆかず思ふも有べけれど、心を平にして、上にも下にも云へる說どもを、熟々考へ通

したらむ後は、其疑ひの晴くべきものぞ。）さて伊須受宮の相殿神は。上に注せる如く。天兒屋命。（亦名思兼神、）天太玉命なりしを。雄略天皇の御世に。豐宇氣大神を。今の外宮に遷奉られし時に。大御神の御託まして。天兒屋命。天太玉命を。外宮の相殿に坐す。皇孫命に陪奉り。かの御戸開神二座を。伊須受宮の相殿と爲給へり。（此事國史官牒の類には記し洩せるを、懽くも伊勢御鎭座本記に、其傳を載たり、其文は、第百三十三段の徴、また雄略天皇卷、外宮鎭座の所に引て委く説くを見べし。）是を以て。延暦の内宮儀式に。天照坐皇大神宮。（所稱天照意保比流賣命）同殿坐神二柱。（坐左方稱天手力男神也、靈御形弓坐、坐右方稱萬幡豐秋津姫命也、靈御形劔坐。）とあり。此は雄略天皇の御世より。後の趣を記せるなり。（然るを師は、古事記に常世思金神を、伊須受能宮に拜察るとある説に依て、天兒屋命、太玉命を相殿と云説をも、天手力男神、豐秋津姫命といふ説をも、誤りと定られしは、兒屋命、思兼神の同神なる事と、右の由縁とを、辨へ得られざりし故なり、

委くは徴に論へるを見るべし。）然れば神名式に。佐那神社二座とある御社は。内宮の相殿に遷奉れる。御戸開神二座の本社にぞ有ける。（抑かの石屋戸段に、天思兼神、亦名兒屋命と、布刀玉命と、招事の長として仕奉り、大御神を新宮に移し奉りて後は、石戸開の事に、もはら勞き坐る天石門別命、亦名手力男神と、大宮賣神、亦名天宇受賣命と、御前に侍ひ、御門を守りて仕奉れるが、此御天降の時に、其四柱の現身と、御靈とを副給ひ勅して、天兒屋命、太玉命に、御前の事を政しめ給へるが、また後に御託まして、兒屋命、太玉命を外宮の相殿に坐す、皇美麻命に陪給ひて、御親の相殿には、御戸開之神二柱を、拜祭らしめ給へる事實を思ふに、悉く幽契ある事なるべし。）さて神名式に。阿波國名方郡に。天石門別八倉比賣神社。大月次新嘗の御社あり。（仁明天皇紀に、承和八年八月、奉授阿波國正八位上、天石門和氣八倉比咩神、從五位下、清和天皇紀に、貞觀七年二月、正五位下天石門別八倉比咩神、從四位下、同十三年二月、從四位上、同十六年三月正四位下、陽成天

皇紀に、元慶三年六月正四位上など見え、長寛勘文に、天慶三年二月爲二正三位一、ともある社なり。)此は決めて。右の佐那神社に坐す。二座の中なる比賣神を。移し齋へる社なり。(右の社號を、たゞに見ては、天石門別神と、八倉比賣神と二神にて、佐那神社を然ながら移せりと聞え、これに准へて、佐那神社二座は、此二神なるべしと思はるれど、此は一神にて、天石門別八倉比賣神と申す御名なり、其は神名帳は、もと國々の司などの、向々に記せる物なる故に、國ごとに其體裁の別なるが、阿波國の帳の例として、二神なるは、必二座と記して、譬へば天村雲神、伊自波夜比賣神社二座、倭大國玉神、大國敷神社二座、など記せり、然るに右の社には、二座と云はず、別字の下に神字なければ、一神なること著明なり。)其は此社に並びて。同郡に。天石門別豐玉比賣神社と申す社もあり。斯て此名方郡は。和名抄に。名方西郡。名方東郡と。二郡に別ち載たるが。國人に尋ぬれば。今は名東郡。名西郡と。字音に呼ぶ由にて。八倉比賣神社。豐玉比賣神社ともに。名東郡なる。佐那河内村と云に在て。天磐戸別神と稱ふと云へり。然れば。名方と云ふ郡名は。伊勢の佐那縣に坐す。御戸開神の一座を移して。二社に齋へるが。本居ましゝ地名をも移せるにて。舊は佐名方と號りしを。後に佐を省きて。名方と爲たること著明なり。(此はかの諸國郡鄕の名を、二字に約めて好字を用られし故の事なるべし、是をもて和名抄にも、名方奈加多とぞ書れたる、猶諸國に地名の此にうつり彼に移れる類は計ふるに暇あらず。)また是に因りて思へば。佐那神社に坐す。栲幡千々比賣命の亦名を。八倉比賣命とも。豐玉比賣命とも申すこと炳焉し。然るに八倉比賣と申す名の趣。また大宮能賣神。(亦名天宇受賣命。)の功績に由あり。其は。八倉とは石倉の義にて。石倉やがて石窟なれば。彼石屋戸を開たる功を稱へて。かくも名付べき物なり。(然思ふ由は、伊豆國加茂郡に、伊波久良和氣命神社と云が在て、天石戸別命の別名と聞ゆること、第五十七段の傳に説たる如くなればなり、猶那賀郡に、石倉命神社と云ふも見えたり。)亦若くは。石座の義にても有むか。倉も座も本は

同言なれど。用ふ意は少か異なり。座と爲たらむも。大御神の隱坐る。石座の戸を開たる有功を。美たる意はおなじ。(諸國に石座、また石鞍など書る神社の多かる中に、參河國寶飯郡に、石座神社あり、今大宮村と云に在て、所の鎭守なりと云は大宮能賣命と申す御名に因なきには非ざるか。)さて豐玉比賣命と申す名は。第百五十四段に。大海神の御女に。同名の神も有て。異なる義なき美稱なり。(然るに此天石門別豐玉比賣神社の同郡に、和多都美豐玉比賣神社と云もあり、是もし因ある事も有むかと考ふるに、此は適に同名の神の、同郡に鎭坐るにて、固より由緒ある事には非ず、但し天石門別豐玉比賣命、亦名萬幡豐秋津比賣命の御女に、玉依毘賣命と申す有て、忍穗耳命の大后となり坐し、和多都美豐玉比賣命の御弟にも、玉依毘賣命と申すが在りて、日子穗々出見命の大后となり給へるは、是も偶の事には有れど、信に奇しき事なりかし。)また是に因て思ふに。山城國葛野郡に。天津石門別稚姫神社。(名神、大、月次、新嘗。)と載られたる御社も。決めて萬幡豐秋津賣命。(亦名大宮能賣命、亦名天宇受賣命、亦名天石門別八倉比賣命、亦名天石門別豐玉比賣命。)の。別御名なるべし。(此御社の事を、淸和天皇紀、貞觀元年五月の處に、天照御門神と見え、同七年六月の處には、山城國從五位上、天津石門別稚姫神列於官社、とも見えたり、此社のこと、猶委くは第四十六段の傳に注せるを見べし。)彼此思ひ合せて。此比賣神にも。御名の多きことを辨ふべし。(然れば彼五伴緒神の處に、天宇受賣命とあるは、其現身を申し、二種の御寶と共に副賜ふ處に、豐秋津比賣神とあるは其御靈を降し賜ふ物と知べし。)

○次登由宇氣神。師云、由字は用を寫誤れるにや有む。(此御名は、古書どもに、豐宇氣とも、登由氣ともある、由は用字の切りたるなり、されば登由宇氣と云へる例は見えず、故由を姑くヨと讀べきなり。)さて此段は。五伴緒神も。また常世思金神なども。皆上に其事を擧て。然て此二柱神者。と云より下は。各其神たちの注なり。然るに此豐宇氣神のみは。上に御名を擧ずして。此にかく出たるは。上の思金神などの名を連擧たる處に。此

神の御名も有しが。後に脱たるにや有む。(此大神の甚尊く坐すを以て思へば、其御名を擧たらむ次序は、思金神の上に有べき事なり、)其は如何まれ。此にかく擧たれば。此大神の御靈をも。此時に共に天降し奉り賜ふなり。然るは此豐宇氣大神は。高天原にして。天照大御神の。常に拜祭賜ふ御食津神に坐が故に。己命の御靈鏡に屬添て。此御靈をも降し奉り賜ふなりけり。(今云、天照大御神の高天原にして、豐宇氣大神を拜祭り賜ふこと、既に第四十三段の傳に云へるを見べし、)さて書紀の此段に。此神を降し奉賜ふ事の見えざるは。現御身に非ず。御靈實なるが故なり。○外宮は。師云、加茂翁の祝詞考に。萬葉集なる登都美夜の例を引て。其は常の大宮の外に。別に建置れて。行幸ある宮を云なれば。卽天皇の宮にして。別に主有ることなし。然れば此伊勢の外宮も。五十鈴宮の外宮にして。たゞ天照大御神の宮なり。と言れたるは。昔より比なき考にして。信に然ことなり。然れば。元來有し。天照大御神の外宮に豐受大神をば鎭祭れるなり。(今云、外宮と申す稱の義は、

信に然るべし、然れど此地に、元來大御神の外宮ありしと云ことは、物に所見たることなし、然れば雄略天皇の御世に、大御神の御託まして、丹波國より迎奉り給ひし時に、今宮を大御神の外宮に准へて造れるに、豐受大神を鎭坐しめ給へる故に、後までも其意ばへ遺りて、外宮と稱へ來れるにや有む、)萬葉六に。幸紀伊國時の歌に。和期大王之常宮等。仕奉左日鹿野由。十三に。久經流。三諸之山。礪津宮地。二十に東常宮。これら彼天皇の外宮の例なり。(中にも東常宮は、續紀に東院と有れば、外宮の意なること明らけし、)さて外とは、元より內に對ふ意の名にはあれども。內宮外宮と對云ふは。後の事にこそ有れ。古に五十鈴宮を。內宮と申すことは無りき。延喜式などにも。二宮を竝べ擧たる處にも。五十鈴宮をば。大神宮とのみ云へり。天皇の御も。外宮をば外宮と云へども。常の大宮を。內宮と云ことは無れば。此も然有べき事なり。(三代實錄五の印本に、內宮と有るは、古本には同宮とあり、其處の文意を考ふるに、同宮なるべきこと決し、內字は誤なり、)さて豐受宮

を外宮と云ことも。古書には。此より外には見えず。式などにも。度會宮また豐受宮などのみ有り。其は本は大神宮の外宮なれども。豐宇氣大神の鎭坐てよりは。其神の宮なるが故なるべし。古事記には。本よりの名を擧て此神其宮に坐と云るなり。（然るを師の考に、內宮には、大御神の和御魂を齋奉り、外宮には、其荒御魂を齋奉りて、豐受神は其相殿に坐神なり、と云れたるは、甚謬なり、まづ豐受神を相殿に坐と云こと、更に據なし、續紀の神護景雲元年の詔にも、等由氣宮とこそ見えたれ、其をもとかく云ひ曲られたれども、相殿神の御名を以て、其宮を呼べき由なし、また內宮は、大御神の和御魂、外宮は其荒御魂と云ことも、更に依所なし、凡て師の和魂荒魂と云れたるには、當らぬ說多し、此事は神功皇后段に、委曲に辨へ云べし。）然るに伊勢の神名祕書と云書に。村上天皇御宇。祭主公節之時。皇太神者。奧座之故號內宮。度會宮者。外座之故申外宮。始出自此時也。と云り。此說信に然るべし。是に依れば。內宮外宮と申ことは。此御時よりぞ始りけむ。延喜式などまでは。此稱見えたること無に。西宮記などに至りて。始めて二宮を。大神宮。外宮とも。內宮。外宮とも擧られたり。日本紀略長保四年の處に。伊勢外宮云々とも見えたり。（また百鍊抄、後朱雀天皇長久元年の處に、外宮の御事を、大神宮外宮と云へることあり、此は古の意にはよく叶へれども、其頭の文には疑はし、若は寫誤か、數本を考ふべし、但し大神宮とは、二宮を合せて申す意にて、伊勢の外宮の謂にても有べし。）さて村上天皇の御世より。內宮外宮と申すことは。外宮と云稱の。古より有しに就て。新に內宮と云稱をも始めて。相對へて云なり。然れば外宮と云稱も、此時よりしては。正しく內に相對たるにて。古の意とは少か變れり。また內宮と云は。奧に坐よしにて。唯外宮に對言のみなり。（然るに是を、却て外宮と云稱より、古きことの如く心得、地名の宇治と、一に云へる說など有れど非なり、內と宇治とは、知の音清濁異にして、通はし云ることなし、混ふべきに非ず。）○度相は。師云和名抄に。伊勢國郡名に。度會和多良比とある是なり。然て五十

鈴宮の御事を。垂仁天皇紀に。渡遇宮といひ。神功皇后紀にも。百傳度逢縣之。とあれば。度相は上代より廣き名と聞えたり。(萬葉人麻呂の長歌に渡會の齋宮とよめるは、五十鈴宮を云へるか、二宮を兼たるか。)然るに此に。五十鈴宮に對へて。外宮をしもかく云るを思ふに。なほ其初は。外宮の邊の地名にこそ有つらめ。故二宮を竝べ言ときには。稍後までも。外宮をなむ度會宮とは云りける。(類聚國史、大同三年の勅に、伊勢大神、幷度會二宮云々と見え、延喜式などにも、常にかく樣に云り。)名意は。伊勢風土記に。神武天皇。天日別命に詔して。國を覓しむる時に。國神天日別命を迎ふるに。橋を造り堪ずて。梓弓を橋と爲て度せるに。其資者彌豆佐々良比賣命。土橋郷岡本村に迎相て。度會る故に名くとあり。(土橋郷は、和名抄に、度會郡繼橋郷ある是なり、岡本村は、今も山田の坊名に呼ふ處なり、)是を以て見るにも。本は外宮のわたりの地名なりしこと著し。(今云、伊勢風土記の全文は、神武天皇卷の本文と爲つれば、師は本文のまゝに引れたれど、今は假名文に抄しつ、なほ彼卷に委く云を見よ。)さて此の文。度相之外宮とこそ有べきに。反さまに。外宮之度相とあるは。聞つかぬ心ちすめれど。甚雅たる古語の格なりけり。(凡て古事記は、文にさかしらなき故に、かゝるさまの語の遺れるが感たきなり、但し外宮に坐度相神とも訓まるれど、度相神と申すことなし。)然るは外宮大名にて。其中なる度相と云意には非ずて。たゞ宮は大御神の外宮なり。地は度相なる。其二を竝べて連言とて。間に之てふ辭を置るにて。龍田風神祭祝詞に。吾宮者。朝日乃日向處。夕日乃日隱處乃。龍田能立野爾小野爾云々。(この日隱處乃龍田、とある乃に同じ、また立野爾小野爾と、爾の重なりたる、同じ心ばへなり、また諸祝詞に。八束穗能伊加志穗。また安幣帛乃足幣帛、など云類ひ。また萬葉十三に。走出之。宜山之。出立之妙山敍。(山之の之なり、此類ひなほ多し。)など云へると同格なり。(上の登由宇氣神と云より此處まで、皆師說なり、余が說は今云とことわれること例の如し。)○此豐宇氣大神も。此時天照大御神の御靈の神鏡に副て。御孫命

に授け降し賜へる隨に。崇神天皇の御世まで。大御神の御靈に副て。禁中に御座しを。是また大御神を移し奉り賜ふ時に。共に禁中を出し奉り。其宮處を覓賜ふと。諸國を巡り賜ひし時に。丹波國に鎭坐けるを。雄略天皇の御世に。天照大御神御託まして。今の外宮の所には遷奉り給ひしなり。此事なほ崇神天皇卷、また雄略天皇卷に、委く注ふを見べし。）延暦の儀式に。等由氣大神宮。（今稱度會宮、在度會郡沼木郷山田原村。）神名帳に。伊勢國度會郡。度會宮四座。（相殿坐神三座、並大、月次、新甞。）倭姫命世記に。豐受大神一座。相殿神三座。（大一座、天津彥々火瓊々杵尊、形鏡坐。前二座、天兒屋命、形笏坐、太玉命形寶玉坐、大左方坐、前二座右方坐。）とあり。（師云、神名式には、相殿神三座並大、とあるを、此世記に大一座と云るは、餘二座は、やゝ後に大になし奉り賜へるにや、又は本より並大ながら、其中にも尊卑き差ある故に、分て大と云ひ、前と云へるにや、前の事は上に委く云り。）此相殿に。皇美麻邇々藝命の御坐すと云こと。他の古書に所見なきに。唯この世記に依てぞ。然る事とは知られたる。是また此記の大なる賜物にこそ有けれ。（然るは延暦の儀式には、座數をさへに記さず、神名式には四座とあれど、神名を云ざれば世記の傳へ無りせば、何によりてか、相殿三座の御名を知らむ、殊に邇々藝命は、式にも其御社と覺しきは見え給はず、是また世記なかりせば、其御靈を祭れる所を知り奉るべき由なし、此は等閑に思ふべき事に非ずかし。）さて同じ相殿と申す中にも。兒屋命。太玉命は。皇御孫命に倍奉り給へるなり。其は大御神の御託に因れること。上に說たるが如し。（なほ委くは雄略天皇卷に云を見るべし。）○次一鏡者云云。是より下文は。前段に採れる大倭本紀に。其副護齋之鏡三面。子鈴一合也。とある本注に。一鏡者。天照大神之御靈。名天懸神。一鏡者。天照大神之前御靈。名國懸神。今紀伊國名草宮。崇敬解祭大神也。一鏡及子鈴者天皇御食津神。朝夕御食。夜護日護齋奉大神。今卷向穴師社所坐。解祭大神也。とあるを。其隨に採て。少か文を成たるなり。（前には此文義を思ひ謬りて、末の一鏡

及子鈴とある一鏡を、古事記と合せて、此は正に豊宇氣神の御靈體を云へりと思ひ、卷向穴師社とあるは、卷向社と、穴師社と二社を云ひ、一鏡及子鈴を合せて、御食津神と申して、二社に解ち齋へる事に心つかず、其非意をもて成文を記し、徵にも論へりしかど、後に熟思へば、其説は謬りなる故に、今かく本書のまゝに文を成せり。）○天照大御神之御靈云々は。かの八咫鏡の坐がうへに。此二鏡も。また其御靈なる由なり。（但し上には、唯に御靈と云ひ、下には前御靈と云るは、上にも必前御靈と有けむが、寫し脱せる物とぞ思はるゝ、其は下に云を見て知べし。）天懸は。阿米加々須。國懸は。久邇加々須と訓べし。其は天武天皇紀。延喜式などに。國懸をしか訓み。令集解に。國懸須とも有ればなり。然て此國懸の訓に依りて。天懸を。右のごと訓べき義も所知たり。（また日本紀に、クニノカヽスとも。クニカヽリとも訓たる所あれど、其は非訓なり、今も久爾加々須、と唱ふるを以て辨ふべし。）さて此二鏡ともに。木國名草宮に崇敬きて。解祭る大神なり。と有れば。即神名式に。紀伊國名草郡に。日前神社。名神大。月次。相嘗新嘗。（日前は、比能久麻と訓べし、そは風雅集に、當社の神司紀俊文と云し人の歌に、一名草山とるや、榊のつきもせず、神わざしげき比乃久末の宮、と訓み、檜隈宮とも云へばなり、然るを日本紀延喜式などに、ヒノマへと訓めるは非なり。今はヒノサキノ宮とも、また字音に、ニチゼングウとも云ふなり。）國懸神社。名神。大。月次。相嘗。新嘗。とある二社にて。日前と申すは。即謂ゆる天懸神なるが。國懸神と二社。同域に。並坐なり。是を以て解祭とは云へり。（解字は、説文に、判也とある義を取りて用ひしなり、前に此字義を考ふることを忘れて、徵に解祭と訓しは、拙かりき。）さて此二面の神鏡は。かの石屋戸段に初度に二面造れるが。共に少しとて用られず。次度に造れる八咫鏡を用ひられたる。其初めの二面なり。（此事第四十五段の傳に、委く説たるを見べし。）文に。天照大神之前御靈と有るは是故にて。次度に造れる八咫鏡は。大御神の御靈實と成れるを。初度の二面も。大御神に捧げむ料に。造れる

御鏡なる故に。前御靈と申す義なり。（然れば前御靈と申すは、天懸、國懸二神に係て申べき言なるに、天懸神の處に、天照大神之御靈とのみありて、前字なきは、疑なく後人の寫し落せるなり。）さて此二御靈を。天懸國懸神と申す義は。懸は借字にて。炫すなり。其は大御神。石屋に幽居坐し時は。天も國も。常闇となれるに彼御鏡を造りて。招出し奉りしかば。天も國も炫徹れる故に。其を造らせる。石凝度賣命。（亦名天香山命。）の御父をさへに。天照國照彦火明命。と美稱しゝかば。況て前御靈と坐す神鏡なれば。然も稱ふべき物なり。（石凝度賣命、即天香山命にて、天照國照彦火明命の御子なること、及その名の由緒など、第三十七段第四十六段の徵、また傳に委く說たるを見べし。）さて此御鏡二面共に。是時大御神の御神體の八咫鏡に副て。皇美麻命に授け降し給へる隨に。その八咫鏡と。同床に御座しを。崇神天皇の御世に。大御神の御正體を。別處に齋ひ奉り給ふ時に。今の二面と共に。三面の御代を模造しめ賜ひて。其を禁中に齋き給しかば。此時にぞ名草宮に拜祭

られ給けむ。（猶委くは、崇神天皇卷に注ふを見るべし。）然る尊き由來の御社なるが故に。伊勢大御神と同じ樣に。神位などの議にも及ばれず。今も二社相並びて。いと嚴重に立給へり。（その神職は、紀氏にて、代々紀伊國造と稱ふ、手置帆負命の孫、天道根命の裔なり、國造と云つゝ、社務を行ふことは、古の狀の存れるなり。）天武天皇紀に。朱鳥元年七月癸卯。奉幣於居紀伊國國懸神。また百錬抄に。長寬元年正月二十八日。紀伊國日前國懸社燒亡。於御正體者奉出畢。など見えたり。（なほ同書に、承久元年五月十四日、有軒廊御卜、日前國懸兩社司申云、四月十六日、國懸宮御戶不慮開御事、ともあり。）さて禁中に齋き給へる。御圖象の御鏡三面を。後には三處恐所と申せり。（此事も、崇神天皇の卷に注ふを見べし。）○次一鏡及子鈴者云々は。前段の。三鏡の中の。一鏡と。子鈴一合の注なり。○天皇は。古事記に。天皇命とも書たり。師云かくの如く。命字を添ても書奉れること。出雲國造神賀詞にも二處あり。續紀の詔詞の中などにも見えたり。須賣良美許登と訓べ

し。儀制令ノ義解に。須明樂美御德。(此假字は、異國人に示さむ料に書れたる物と見えて、好字のかぎりを聚めたるほどに、御字など清濁さへ叶はず、此字に據て許を濁るは非なり、なほ此假字の事は、馭戎慨言に論へり)日本紀竟宴歌に。數女良美己度などあり。須賣とも須賣良とも。須賣良藝とも申奉れり。(また竟宴哥に、須女羅乃支美とも、數梅羅機彌ともよめり)須賣良朕と。御自も詔ひ。孝德天皇紀の詔に。高天原由。天降坐之天皇之御世。始而云々と有るは。邇々藝命をも。天皇と申せるなり。然て天皇字を當奉りしも。いと上代よりの事と見えたり。若は仁德天皇などの御世に。和邇などの如き博士の。申定め奉りしにや有らむ。(然るは漢國孔丘が春秋に、かの王を天王と書るなどに本づきて、皇に天字をば冠へ奉れるか、彼國にても、遙の後に、唐高宗が時に、天皇と云號を、新に立たること有しかども、本より應はぬ稱なる故に、末通らざりしを、たゞ吾須賣良尊の此御號ぞ、眞の理にかなひて、天地のかぎり、竪にも横にも往通り足はして、動くことなく、變る事なき大御號には有けり)○御食津神云々。此處は神の名を云へるに非ず。津は之に通ふ辭にて。其一鏡と。子鈴一合と二種は。天皇の御食の神として。朝夕の御食の護と齋祭る大神ぞ。と言る意なり。斯て其齋へる社は。下の二社なり。○卷向穴師社は。卷向社。穴師社と云べきを。省きて云へる雅言なり。(神名に、伊邪那岐伊邪那美命、大汝少汝命など申すと、同じ格なり)卷向は。古事記書紀ともに。纒向と書て。垂仁天皇。景行天皇などの宮敷坐る地にて。大和國城上郡にあり。雄畧天皇卷三重婇が歌に。麻岐牟久とあるに依て。其訓を知べし。萬葉七に。「動神の音のみ聞し卷向之。檜原山を今日見つるかも。十に。卷向の檜原に立る春霞。(これにて、古く名高かりし地なること知べし)また七に。「三毛侶の。其山なみに兒等が手を。卷向山は繼の宜しも。(まことに此哥の如く、卷向山は、三諸山の東北方に並べる山なり)また卷目の由槻が高に。など猶多かり。(向を目とも書るに就て、モクと訓は非なり、と縣居翁も、師も云はれたり)さて此社は。神名式に。大和國城上郡に。

卷向坐若御魂神社。大月次。相嘗。とある御社是なり。(清和天皇紀に、貞觀元年正月二十七日、從五位上と見えたり。)こは、火產靈神と。土神埴山毘賣神との御間に生坐る神にて。豐受大神の御親に坐こと。上に出たるが如し。(第十三段の傳に、委く注せるを見るべし。)即その處に說たる如く。其御名を。稚產靈神と申すは。其御子豐宇氣毘賣神の神德は。大なれども。其本は。此神の產靈に因て。其德の成就へりと聞ゆれば。此神の御靈をも。豐受大神の御靈と共に。授け降し給へるを。邇々藝命より繼々。天皇命の御食之神と齋祭り給ひけむ。(豐宇氣神の御靈をも降し給へれど、其は天照大御神の御食津神として、降し給ひしなり、其由は雄略天皇の御世に、大御神御託まして、丹波國より、外宮へ迎へ給はむと欲たまふ時の御言に、我御膳神等由氣大神乎、我許欲と詔へる謂によりて、大御神の朝夕の大御膳を、外宮の御饌殿にて造り奉るよし、外宮の延曆儀式に見えたるを、思ひ合せて辨ふべし、さて御食の神を、御食津神と云は、乃と津は通ふ詞にて、御食乃國を、御食津國と云がごとし。)斯て卷向の地に。鎮座しめ賜へる時は詳ならねど。若は景行天皇の御世などにや。其は此天皇。こゝに日代大宮を敷賜へればなり。(彼大膳職に坐す御食津神も、此御世に齋祭られしこと、高橋氏文に見えて、此天皇の御卷、七十二年の處に出せるをも、思ひ合すべし。)○穴師社は。式に。大和國城上郡に。卷向社に並べて。穴師坐兵主神社。名神大月次。相嘗新嘗。と載られたる御社是なり。(清和天皇紀に、貞觀元年正月二十七日、從五位下勳八等穴師兵主神正五位上、と見えたり。)萬葉七に。「痛足河々浪立ぬ。卷目の。由槻が高に雲居立らし。」また卷向の病足之川ゆ往水の。云々。十二に。纏向の痛足乃山に。古今集採物歌に。「卷むくの穴師の山の山人と。人も見るがに山葛せり。」など詠みて。卷向の地と相連れる地也。是を以て其山を。穴師乃山とも。卷向山とも云ひ。其河を穴師之川とも。纏向河とも詠り。と聞えたり。(其はまた七卷に、卷向之川音高しとも詠たるにて知べし、師云、纏向川・穴師川とも云、卷向山より出て、穴師村を經て、西に流れた

り〕さて此穴師卷向の二社をも。解祭と云へるは。此二社の御靈實。もと禁中に。一所に齋祭り賜ひしを。地は相連なれど。別社に齋ひ奉られし故に。かく云へり。(上に見えたる名草宮の御事を、解祭ると云へるに相照して、此旨を曉るべし、縣居翁の神遊考に上なる古今集採物哥を引きて、此穴師山の神祭は、上代公より重く崇めさせ給へば、其御祭りの人と、人も見むを、思ほしき事として、人も見るがに、と詠るにや有む、山人とは、其神事に仕奉る、神主祝部などの下に仕ふる人なりとて、儀式、平野祭條の文を引れたり、偖また卷向社に祭る神は。式に其御名を正に載されたれば。著明に知られ給へれど。穴師社に祭る。兵主神と申すは。餘の正しき神典に見え給はず。(前には史記封禪書、漢書郊祀志などに、玄家に祭る八神の名を載して、一曰天主、二曰地主、三曰兵主。云云と見たるに、若は後に、此兵主を祭れる社ならむかとも思へれど、大嘗の相嘗に預り給ふ神等に。さる外國籍なる神を祭れる社とては、一社だに有ること無く。皆然るべき由緒ある神たちに坐せば、

其兵主には非らず〕然れど天照大御神の。此時かく皇美麻命の御食之神と。副て降し賜へる。二御靈の一神に坐せば。由こそ有らめと思ふに。度會延經が神名式考證に。此社の所に。建速佐須之男命の。食物を大宜都比賣神に乞ひて。殺し給へる事と。右の大倭本紀注とを引きて。謂ふに。兵主神は素盞烏尊なり。(諸神記に、八千矛神と爲るは當らず〕其は穴師社と卷向社と。一山なる兩地に祭り。また同郡に。稔代神社。穴師大兵主神社相並び。(稔代神は、即御食津神なり、〇今云稔代は、美刀志々呂の志を一つ省けるなり、續紀十八に、御戸代田二町、祈年祭祝詞に、皇神能御刀代など見えたる是なり、倭姫命世記にも、數見えたり〕近江國野洲郡なる兵主神社を。今俗に閇會村天王社と云ふ。世に素盞烏尊を。牛頭天王と稱ふ。土民の言傳なれども。亦證と爲べし。(今云、素盞烏尊を、牛頭天王と稱することは、吉備公の唐土に渡りて、暦法を傳へ來られし時よりの事にて、世俗に云ふも、本據なき事に非ざること、既に第六十七段に説たるが如し〕また播磨國餝麻郡に。射楯

兵主神社二座。とある射楯は。素盞烏尊子五十猛神。到於新羅國とある。五十猛と言相渉り。出雲國に。韓國伊太氐神社と云あり。(伊太氐神と申す神社、なほ數あり、信に五十猛神に坐こと、第六十七段に、既に云るを見べし)然れば兵主神は。素盞烏尊なること著明なりと云へり。(此はもと漢文にて、考證なほ長かるを、其が中に言ひ得たりと思はるゝ限りを抄出て、かくは記せり、此考へ信に然るべし。然るは上に出たる如く、須佐之男命の、大宜都比賣神。(亦名宇氣母智神、亦名豐宇氣毘賣神)を斬給ひしに依て。其神の產靈の御德顯はれて。穀物を始め。種々の物の生出しを。大御神の。そを皆取しめて。穀物養蠶の道をも興し賜へるを。須佐之男命。その荒魂の進びに。其を穢く宜らぬ事に所思して。妨げ給へる故に。大御神は。石屋戸に幽居まし〻を。八百萬神議り出し奉れる後に。須佐之男命に。千座の祓物を負せ。手足の爪をさへに令拔たるに。須佐之男命。其和魂相助けて始めて。上件の非態なりける事をし御覺り坐て。此御國に降坐る後は。御自も御田作らし。朝夕の御食をも定賜ひしこと。既に出たる如くなれば。(是らの事ども、第四十段より、次々の段々に說たる中にも、第五十九段、第六十二段、第七十三段などに注へるを見べし)天皇祖神たちの神慮に。豐宇氣神の。さる御德の顯はれたる事は。須佐之男命の御態に因れる事にし有れば。其和魂と。豐宇氣神の德の本たる。御親の御靈とを配せて。天皇命の御食之神と爲て。副降し賜へるなるべし。(若然らずとしては、須佐之男命を、若御魂神に配齋ひて、御食津神と稱すべき理なし、此由縁を深く思ふべし)若この考へ當りなば。兵主は。字の隨に。都波母能奴斯と訓べし。其は都波母能とは。摘羽物の。美を省ける言にて。矢を云ことゝ。既に云へる如くなるが。(此は第百三段、積羽八重言代主神の御名を、說たる所に云へりき)是より轉りて。劒鉾の類は更なり。總て武具物をいふ稱となり。また其を用ふる人の稱とも成れり。諸越にて兵字を用ふる趣も。是におなじ。(其は字書どもに兵戎器也、世本、蚩尤以金作兵、兵有五、一弓、二殳、三矛、四戈、五戟又刀劒曰

短兵、又執兵者亦曰兵、など有にて知べし、）然れば。須佐之男命に。兵主てふ名を負せて。若御魂神と共に。御食津神と稱せるは。其兵を用ひ賜へる御稜威を。美稱せる御號とこそ思はるれ。）抑伊邪那岐大神、一たび兵を用ひて、火神を斬給へれば、其火天地の間に散滿て、萬物の生出る機運を興し、速須佐之男命、兵を用ひて、豐受神を斬給へるに因て靑人草の衣食住の道は具はれり。兵器を用ふる德用こゝにあるか、道に志ある武士など、此道理を思ふべき事にこそ、）さて鏡と小鈴との中に。何か若御魂神の御靈實。兵主神の御靈體と云こと。詳ならねど。一鏡及子鈴とあり。鏡は卷向社。卷向穴師とある次第によりて思へば。鈴は穴師社の御靈體なる事と聞えたり。（但しこは後の人猶よく考ふべし。）さて舊事紀の天神本紀に。天忍立命。纏向神主等祖と見え。（天忍立命は、天太玉命の子なること、既に第六十一段に注せるを見べし。）姓氏錄和泉國神別に。穴師神主。天富貴命五世孫。古佐麻豆知命之後也とあり。（天富貴命、また太玉命の孫なることも、第六十一段に注せるを見べし、）神名式に。同國和泉郡に。泉穴師神社二座。また此に竝びて。兵主神社と申すも有り。（仁明天皇紀承和九年十月、奉授和泉國无位穴師神從五位下、淸和天皇紀貞觀七年二月、和泉國從五位下穴師神從五位上、同年六月奉授正五位下など見えたり、）泉穴師神社と號たるは。大和國の穴師社を泉國へ移せる故にかく稱せり。（此例外にもいと多かり。）然れば姓氏錄に。穴師神主とあるは。此社の神主にて。此はかの纏向神主家より派れけむ。（然ればこそ、共に太玉命の末には有けり、猶第六十四段に云へるを見るべし。）斯て泉穴師神社を。二座とあるは。卷向社を併せて二座なるべし。（其は穴師神主は、纏向社の神主より派れたり、と聞ゆるを以ても悟りつべし、二神を一社に齋ひて、其一神の名を社號に用たる類も、數ふるに暇あらず、）然るにまた別に。兵主神社の竝立たるは。後に異なる由有りて祭れりと聞ゆ。然る例また多かり。（玄蕃式に凡新羅客入朝者給神酒、其釀酒料之稻、と見えたる中に、和泉國安那志一社あり、此由緒は、未考へ得ず、）偖また令集解

に。仲冬上卯相嘗祭條に。釋云。穴師。(神主。)卷向。(神主。)恩智。(神主。)云々。已上神主等請受官幣祭。と云ことあり。文の連きを思ふに。恩智社も、卷向社を移し祭れる社なるべし。然るは、此社神名式に。河内國高安郡に。恩智神社二座。並名神大。月次相嘗新嘗とありて。御紀に。此を恩智大御食津彦命。恩智大御食津姫命。と有ればなり。)其文は、文德天皇紀に、嘉承三年冬十月、河內國恩智大御食津彦命、恩智大御食津姫命神等、並正三位、淸和天皇紀に、貞觀元年正月、奉授正三位勳六等、恩智大御食津比古神、恩智大御食津比咩神、並從三位など見ゆ。恩智は地名なり、河內志に、恩智山あり。この御社、今恩智村と云ふに在と、考證にいへり、)此は疑なく若御魂神を、男女二神に祭れるなり。(此を社傳に、中臣大御食津臣命なりと云由なれど、其は推量りの說にて、信るに足らず、)さて姓氏錄和泉國天神に。恩智神主。高御魂命兒。伊久魂命之後也と有るは。この社の神主を云へり。(なほ第百五段の傳に云へるを見るべし。

○天孫降臨追次の考

鐵胤云。西田直養の說に。天孫降臨の處に。記傳には。父尊に代へて。此尊を降し奉り給ふは。如何なる故にか。傳へなければ測りがたしとのみ有りて。考說なし。故つら〳〵此時の趣を考ふるに。忍穗耳命はしも。父命より。天降りて。此中國を知らすべし。との大命を蒙り給ひしを。降り給はずして。いまだ襁褓に坐ます。最も稚き邇々藝命をし。我代にと詔ひ出し給へること。何にも〳〵訝しき事なり。(また大御神も、御否みもなく、速に、乞はしのまに〳〵許し給ひて、忍穗耳命をば、天御國に留まらしめ給ひ、まづ治まりたりとは云へど、甚も喧がしかりし此御國に、甚いはけなき大御孫を、眞床おふ衾に包み給ひて、降し給へるは、是はた甚く訝しき事ならずや、)故畏み〳〵も。推量り考ふるに。高木大神は。天つ御國に於ても。最尊く。事とある時は。大御神と並び坐て、萬づ執行はせられ。(早く天地をさへに造り給へる御功は申すも更なり、)譬へて申さば。大御神の御後見とも。稱すべき神に坐せり。然あるに依ては。い

がて此大神の御血統を。中國の大君としも。崇まへ奉らま欲く。御心の底に思ほし召しより。表には然は宣給はねども。其となく。己命に替奉て。天降し給はむ事を。御父の大御神に。申し試み給ひつるを。其御慮の如く。大御神も。御心の中に。深く悦ばし給ひて。速かに。邇々藝命をば。天降し給ひし也けり。（抑忍穗耳命はも、速須佐之男大神と、劒玉御誓の時に、大御神の、左の御美豆良の玉より、生出給ひしにて、正に大御子には坐ますものから、高木大神の御血統は坐まさず。）かくて此邇々藝命はも。高木大神の御女。萬幡豐秋津比賣命の御子。玉依毘賣命の御腹に。成坐給ひつれば。即高木大神には。御曾孫に坐ませり。（一說には御孫なり。）然して大御神にも。御正統の御孫なれば。兩方に付ても。御血孫に坐ますを以て。長へに。中津國の大君と。成し給はむの御心なるべし。（今も世に、嫡孫承祖と云て、孫の家を繼ぐ事あるも、深き幽契ある事なるか。）と云へり。（また次に、故翁の在そかりせば、其御定めを承賜はらま欲きものを、いと惜し、と云おこされたり、

銕胤謹みて考ふるに、此考實にさる說にて、先人の見給はゞ、必印可し給ふべき事と所思ゆる儘に、今こゝに書添ふるになむ、時は、弘化の二年と云年の八月、なり、

○銕胤云。これの廿六卷を刻本と爲て。世に弘むる者は。讚岐國多度郡大麻村なる氏家雄足。また那珂郡琴平山に鎭坐す。金刀比羅大神に仕へ奉る。琴陵內祀山下盛好。および其妻延。また伊豆國君澤郡三津村に世々住める。羽田直秀らなり。

古史傳二十七之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤
孫　延胤　續攷

神代下七之卷

爾神魯岐神魯美命之命以而。於高天原事始而。天都詞之太詞事。言依賜而。天神社。國神社。令稱辭竟奉而。高皇產靈神勅曰。吾則起樹天津神籬。天津磐境。當爲皇美麻命奉齋。汝天兒屋命。太玉命。宜持天津神籬。降葦原中國而。亦爲皇美麻命奉齋詔而。復勅太玉命。曰宜率諸部神而。供奉其職。如天上之儀而令諸神亦與陪從矣。

神魯岐神魯美命とは。もと高皇產靈ノ神皇產靈ノ神を申す御稱なるが。常陸風土記に。諸祖天神を云とある如く凡て天皇祖神たちは更なり。次々の皇祖等また御祖ならぬ神等をも尊みては申せること。既に委く傳せるがごとし。(第一段の傳見べし、神魯岐神魯美と申す、言の義も、其段に既に說たり。)斯て此段なるは。高皇產靈神と。天照大御神とを申せるは更なり。神皇產靈神をも兼て申せり。其は下に引出る祝詞どもの末に。論ふを見て知るべし。○命以而は。御言を以なり。○於高天原事始而は。上件皇美麻命を。葦原中國に。天降坐しめむと議り賜ひ。平國の事竟て後に。天都高御座に卽奉り賜へる事を。始め賜ひし御事は更にも云はず。神祭の事をしそ。高天原に始め給ひて。皇美麻命。天降坐なむには。如此祭り給へと。御言依し賜へる由なり。(まづ此事をし、かく心に留おきて、下に引出る祝詞どもに、深く思ひを潛めて稽ふるぞ、此段を讀む心得の大旨なる。)其は遷卻祟神詞に。高天原爾神留坐氐。事始給志。神漏岐神漏美能命以氐。天之高市爾。八百萬神等乎神集へ

集給比。神議々給氐云々。(この云々と約たる文は、皇美麻命を天降し給ふと、葦原中國を言向て、荒振神を、神攘ひ攘給ひし事どもを述て、其道理を祟神たちに諭せる文なり、其事を高天原に事始め給ひしと云へるに、心を付て辨ふべし。)皇御孫之尊乃。天御舍之内爾。入來坐皇神等波。荒備給比。健備給比。祟給事無志氐。高天原爾始志事乎。神奈我良毛所知食氐。神直日大直日爾直志給比氐。自此波四方乎見霽。山川能清地爾遷出坐氐。宇須波伎坐世止。進幣帛者云々。(文の意は、高天原に事始めて、荒振る神を攘ひ給ひし事は、神等の當昔より、神隨に知看おはすが如し、然れば、皇御孫命の御舍の内に、入來まして、荒び健び祟る事なく、荒ぶる心を、神直日大直日に直し給ひて、山川の清地に遷出まし、領き坐せと申して、其神等を道理に詰て、否と云さぬ古文なり、此文中に入來の二字は、師説によりて補へり、其は大祓詞後釋の附錄に見えたり。)道饗祭詞に。高天之原爾事始氐。皇御孫命止稱辭竟奉。皇神等之前爾申久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止御名者申氐。稱辭竟奉久波。根國底國與利。麁備疎備來物爾。相率相口會事無氐。下行者下乎守理。上往者上乎守理夜之守日之守爾。守奉齋奉禮止。進幣者云々。(皇御孫命止とある、止は乃の誤なり、祝詞考に、止志氐の意に解れたるは從ひがたし、偖文の意は、高天原にて、神魯岐神魯美命の、事始め給ひし隨に皇孫命の、かく稱辭竟奉るを、皇神たち神隨に、其理を知看して、云々の事を、守奉り齋ひ奉れと、負せ奉り給ふ由なり、斯て此は皇御孫命の命ながら、高天原にて、此祭りを事始め給ひし、神魯岐神魯美命の當昔、この神等に令せ賜へる文なること、はじめに、高天原爾事始氐と云ひて、是より下なる終文に、天津祝詞事乎以氐、稱辭竟奉、と云へるを、相照して辨ふべし、此事は、既に第二十二段の傳に、委く云るをも合せ考ふべし。)中臣壽詞に。高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬神等遠集倍賜天。高天原仁事始天。皇孫尊波。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食天云々。などに有にて知べし。

(祟神に白す詞は、高天原に始賜ひし事の隨に、遷

却ひ給ふ祭を行ひ給ふ由を申し、道饗祭詞は、高天原にて、祭り始め給ひし隨に、皇御孫命の稱辭竟奉る由を申し、中臣壽詞は、皇御孫命の、天下所知看す事をし、高天原にて始め賜へる由を申して、三の詞ともに、言もて行けば、皇美麻命の、なし行ひ給ふ神祭りの御態は、天皇祖神たちの、高天原に事始め坐て、傳へ給へる事ぞ、と云義なること、本詞の全文を熟く見て知べし、歷朝の詔詞に、此詞の多かるも、皆同じ意なり。)〇天都詞之太詞事。言依賜而は。右に云ふ如く。神を祭り給ふとしては。其神たちに白す詞を。天皇祖神たちの。大御口づから。依賜へる由にて。其詞を。天都詞之太詞事とは云へり。其は師說に。能理斗碁登は。宣說言ちふ語にて。凡て能流と云ふ言は廣くして。上へ申すにも。下へ云聞すにも用ふ言なるが。言を省きて。能理斗とのみも云ふ。(詔字宣字などは、上より下へ云聞す方につきて、當たる物なり、凡て皇國言と、漢字と、全く合ざるを、傍の合へる所につきて、當たる多し、必詔宣などの字に泥むべからず、萬葉に、告字をも謂字をも、能流に

用ひたるを思ふべし、斗久も同じことにて、上へ申すにも、下へ云聞すにも用ふる言なり、是も說字に泥むべからず。)天都は例の如く。太は賞たきを美稱いふ詞にて。太占太玉串などの布斗に同じ。(多布斗と云ふ言も、尊貴などの字を當たるは、例の傍の意にて、もと太に多を添たるにて、同意なり、故萬葉哥には、めでたき事を、たふとしと詠るが多し。)神は詞の美しきを。感給ふ事なる故に。凡て祝詞は。詞を美麗くつゞる物なれば。太能理斗碁登と云なり。と有り。(なほ第五十三段、太祝詞言の所に注せる師說をも、合せ考ふべし。)さて天皇祖神等の。大御口づから。太詞事を言依賜へる事の證は。まづ鎭火祭詞に。高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氐。皇御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志。天都詞太詞事乎以氐申久。神伊佐那岐伊佐奈美乃命。云々。火結神生給氐云々。此能心惡子乃心荒曾波。水神匏。埴山姫川菜乎持氐。鎭奉禮止事教悟給支。依此氐稱辭竟奉者。云々。と有も知べし。(餘の祝詞にも、

思合すべき文はなほ有れど、今は目易きを一つ舉て、證とせるなり。)神漏岐神漏美能命持氐。事寄奉志。天都詞太詞事乎以氐申久。と有れば。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命と云より。事教悟給支。と云までは。二柱神の。當昔有し故事を。神漏義神漏美命の。大御口づから。御傳へ坐る祝詞なること。命持氐。事寄奉志と云て。依此氐稱辭竟奉者。云々と語を承たるにて。著明なり。(命持氐は、御言を以てにて、大御口づから、事依し賜へる由なること、是を以て知べし。)さて其を。御天降の時に傳へ坐る事は。皇御孫命を。天下所寄奉志時爾。事寄奉志天都詞太詞事とあるにて論無し。神に白す詞を。天津祝詞と云ふ事の本は。かく天皇祖神たちの御傳へ坐る故事を本にして。白す故に云言なるを後に言なれては。其詞ならぬをも。神の御前に白す詞をば。凡て天都祝詞と云こと、成れり。其は伊勢大御神の。六月と十二月の月次祭詞九月の神嘗祭詞などに。天皇我御命爾坐と云つゝ。其詞を。天津祝詞乃太祝詞と云る是なり。(然れども云もて行けば、神祇を祭る事の本は、下に出る如く、天津神の御教に因れる事なれば、本の意を失へるには非ずかし。)○天神社國神社。令稱辭竟奉而は祈年祭詞に。高天原爾神留坐。皇睦神漏伎神漏彌命以氐。天社國社登稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。云々と有に依て記せること。徴にも云へるが如し、(大嘗祭詞、六月々次祭詞などにもかく有り、共に天神地祇の御社を定めて、稱辭竟奉ることは、神魯岐神魯美命の御言依に因れる由なり、但し元書に、天社國社とあるは、天神社、國神社と書べき文字を、省きて書ること、加茂翁説の如くなれば、今は正しく書たり、只に天社國社と云ては、天に在る社、國に在る社と云ふ言になる理を思ふべし。)天神國神は。謂ゆる天神地祇にて。其社々を定齋ひて。怠らず稱辭竟奉れと。教賜へる由にて。其神たちの故事をも御傳へ坐ること疑なし。其は世に有ゆる事ども。悉く天神地祇の御業に漏ること無れば。神祭を主として。其御心を取給ふこと。天下を治賜ふ。御政の本なるが故なり。(其御言依しの趣は、鎮火祭詞に准へて思へば、云々の事有むは、某神の所業ぞ、其神はし

かじかの因縁によりて生出て、云々の事を掌る神なれば、其祭をしかく爲て、其心を取給へと、言敎へ給ひけむこと、大祓詞にも、云々乃罪出牟、如此出波、云々氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此宣良波、天津神波云々、國津神波云々氐、所聞食武、とあるなどを、思ひ合せて辨ふべし。)然れば。上に擧たる鎭火祭詞なるを始め。古き祝詞に見えたる事はし。その御傳へ坐る御故事にて。故事の本にし有れば。神代紀。古事記は有れど。古傳の有が中に。殊に崇重すべき物なること。言まくも更なり。(此を等閑に心得ては、古説の本は、得明らむまじき物なれば、此道理をよく思ひて、なほ開題記の初條に云るをも、合せ考ふべし。)さて然しも。世の初發の神等の故事をし。傳へ給ふことは。天照大御神はおはし坐ども。必こは高皇産靈。神皇産靈神ぞ。專と御傳へ坐けむ然るは此二柱神はも。天地未生ざりし前より。本つ高天原に御坐して。天地を鎔造まし。世を始め賜へる。神魯岐神魯美命に坐ば。其神世の故事は。御親成坐る隨に。元より所預看せばなり。是を以て上に。

此段なる神魯岐神魯美命は。神皇産靈神をも。兼て申せりとは云へるなり。(然ればこそ、出雲國造の神賀詞に、高天能神王、高御魂、神魂命能、皇御孫命に、天下大八島國乎、事依奉之時云々と云ひて、下文に、神魯伎神魯美命とぞ申たりける。)さて此二柱神は更なり。天照大御神も共に。無窮に。天つ御國に留り御坐すが故に。諸祝詞宣命などに。高天原爾神留坐須。神魯岐神魯美命。とは申せるなり。(祝詞考に、神留は、續紀の宣命に、神積とあるに依りて、カムヅマリと訓べしとあり、さて師説に、留は考に訓れたる如く、豆麻理と訓べし、都麻流は即とゞまるなり、今俗言にも、物の滯りて、行通らぬ事を、都麻流と云も、とゞまる意にて同じ、また萬葉五に、宇奈原能、邊爾母奥爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等とよめるは、其時の船路の海邊、また奥なる島々などに、鎭座神たちを申せるにて、是鎭座す事を、神豆麻利といへり、凡て神の鎭座と常にいふも、其所に留坐す意なり、また神祇官に坐八座の中の、玉留魂と申す神は、うかれゆく魂を、留めたまふ

靈にます神なり　是をも神名帳には。玉積產靈と書れたり、此神名にて、神留は卽留まる意なる事をも曉るべし、さて留と申す由は、皇御孫命の、高天原を離れて、此國に降坐るに對へて、降坐さぬ神を、留坐とは申せるなり。世間に、旅路に出立行人の、其國人をさして、國にとゞまれる人、と云ふと同じ意ばへ也、然れば此言は、御孫命の、新に天降坐つる頃申せし言の、傳はりたる物なり、神とは、神集神議などの類にて、凡て神の御うへの事にいふ言なり、古は凡て加牟と。牟を慥に唱へし言なるを、カンとはねて讀むは、音便に崩たる後の言にて、正しからず、凡てンとはぬる言は、上代には無りしなり、また神を加牟と云は、音便には非ず、木を許某、稻を伊那某、船を布那某といふ類にて、上にある時、音の轉る格なりとて、猶祝詞考の說を論はれたるは、皆さる事どもなり、大祓詞後釋に就て見べし、〇高皇產靈神と云より。奉齋詔而と云までは。神代紀と。古語拾遺とを採て文を成せること。微に云へるが如し。(但し前には、髻華山蔭に、及字は於なるべしと、

師の云れたる、信に磐境は、起樹と云べきに非ざれば、此文いかゞなり、造天津磐境而、起樹天津神籬、などやうにこそ有べけれ、磐境は、すなはち神籬を樹る境域なればなり、と言れたるに依て、文を成しかど、後に思へは惡かりし故に、本書のまゝに記しつ、然れど吾孫字をば、例の如く、皇美麻命と改めつ、偖また神代紀に、此文を、第百二十九段に採れる、大物主神を祭る事を記せる次に書つゞけ、天照大御神の、寶鏡を授賜ふ事の前に記されたるを以て、記傳十五の四十一葉の表に、書紀彼段にては、此神籬磐境も、大物主、事代主、二神に係て云へる物なり、と云れしより、四十二葉の表まで、凡て其義をもて解れし說ども皆非なり、そは此神籬磐境のこと、拾遺には、彼寶鏡を授賜へる事の次に記せると、事實の連きを能く考へ辨へなば、自づから著明ならむ物ぞ、此事微に云べかりしを言漏せる故に、事の因にこゝに記しつ。)〇吾則とは。上に天照大御神の、御靈實の。御鏡を授賜へるに對へて。詔ふ御言なり。其は古語拾遺に。大御神の。寶鏡を依し賜へる事のさし

次に。此御言の有もて知べし。(神代紀は、此文の次第を誤れること、上に云へるを思ふべし。)〇天津神籬は。古語拾遺此段の本注に。神籬者。古語比茂呂伎と見え。崇神天皇紀にも。神籬此云比莽呂岐とあり。(神籬の訓注、神代紀に有べきに、崇神天皇紀にあるは、師言の如くいかゞなり。)言義は。師説に。榮樹を立て。其を神の御室として。祭るよりして云名にて。柴室木の意なるを。布志を切めて比と云なり。萬葉三に。吾屋戸爾御諸乎立而。これ榮樹を立るを云ふ。また十一に。神名火爾紐呂寸立而。また二十に。爾波奈加能。阿須波乃可美爾。古志波佐之。これらも同じと有り。(釋紀に引たる私記に、問天津神籬何物哉、答謂今神祠歟、先師説謂之比毋呂支者、蓋賢木之號歟といひ、口訣に、神籬者眞坂樹也、纂疏に、神籬謂叢祠也とあり、其に甚く誤れる説には非ずかし。)〇天津磐境の訓は。舊に從へり。神を祭る場の境を。石もて築周して構たるにて。古語拾遺に。崇神天皇御世の事を云所に。就於倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。とある磯城と同じ。(崇神天皇紀に、此事を載せるには、磯城を磯堅城と有れど、堅字は例のこちたし、其は磯字に堅き意はこもれる物をや、さて師は、この磯堅城によりて、此の磐境を、伊波紀と訓べしと云れたれど、磯城磐境、元より同じとは聞ゆれども、名は元より二つなりと聞ゆれば、其師説には從はず。)〇起樹とは。天上に磐場を起し。神籬を樹る由にて。其は皇美麻命の御守護と殊更に。御親の御靈を齋ひ祭り給ふなり。其は吾則と有る御言にて所知たり。(世の神學者たちの説に、此を大小神祇の本躰靈印なりと云ひ、或は堅固不壞の心法なりなど云ふは、皆心に任せたる妄誕なりかし。)〇持天津神籬。降葦原中國而は。その天津磐境に。齋ひ樹たまひし。天津神籬を持降れ。と詔ふなり。然れば。此神籬は。常に榮樹をのみ生し建る類には非ずて。垂仁天皇紀に。新羅王子天日槍が。將來つる寶物の中に。熊神籬一具。とある物に。同じ狀の具也と所聞たり。(然らでは、持降りてと有こと通えがたし、上に引たる書等に見ゆる如き、常の神籬ならむには、皇產靈神の、殊

に御靈を寄せ給へる物をし、其まゝ露に、持降るべくも非ねばなり、)其熊神籬の事は。師の玉勝間に。熊は借字にて。隈隱など同言にて。こもり隱れて露ならぬを云ふ。偖こは韓國にて神を祭るに。其神體を坐する具にて。世に廚子と云ふ物などの如く。作りたる物にて。外に圍みて。內の顯に見えず隱れる故に。久麻比母呂岐と名付たるにや有らむ。と言れたるが如し。(但し其說の中に、こは元より皇國の神籬の狀には非ざれども、神の御躰を坐する物なる故に、皇國にて其名を負せたるなり、と云はれしは委しからず、其は垂仁天皇卷に云如く、日槍の將來れる寶物どもは、神武天皇の御世に、三毛入野命の、かしこに渡坐る時に、此方より將往給へりし物等なるを、日槍やがて其御裔にて、そを持渡り來つるなれば、熊神籬も、元より皇國に有來し具と同かりし故に、しか稱りと所思ゆればなり、此事はなほ神武天皇卷に、三毛入野命の渡坐于常世鄕とある所、また崇神天皇卷の末、また垂仁天皇卷、八十八年の所などに注ふを合せ考ふべし、)〇亦爲皇美麻命奉齋とは。天兒屋命。太玉命に。今かく石境を起して。吾が自から齋へりし神籬を持降りて。汝二柱神も。亦皇美麻命の御爲に。齋ひ奉れと詔ふなり。(亦字此御言の眼字なり、此字に深く心を留めて見たらむには、其旨自づからに、著明ならむ物なり、)さて此神籬は。後に神祇官西院に。八柱神を祭賜ふ起原なり。其は古語拾遺の神武天皇段に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇産靈。神皇産靈。魂留産靈生産靈。足産靈。大宮乃賣神。事代主神御膳神。(已上、今御巫所奉齋也、)とある。從皇天二祖之詔は。正しく此の詔を云へり。(皇天二祖とは、高皇産靈、神皇産靈神の御事を、漢文にかく申せるなり、其は此八神の中に、此二柱を第一に擧たると、上に論へりし神祭の事ども、神の故事を天津祝詞に傳へ坐るなど、凡て此二柱なるを以て准へ知るべし、然るを或說に、皇とは高皇産靈神を申し、天とは天照大御神を申す、と解るは非なり、若然もあらば、八神の中に神皇産靈なくて、天照大御神おはし坐べき物にや、)さて右の八神は。神名式に。神祇官西院坐御巫祭神。

八座。(並大、月次、新嘗。)神産日神。高御産日神。玉積産靈神。生産日神。足産日神(清和天皇紀に、貞觀元年正月二十七日、神祇官無位神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、並奉授従一位、同年二月丁亥朔、神祇官従一位神靈日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、並奉授正一位とあり、印本二月の文に、生産日神を脱せり、今は一本に依れり。)大宮乃賣神。御食津神。事代主神と載されたり。然れど大宮乃賣神より下三神は。後に加祭り給へるなり。(其由は此八神の中に、上の五神は、神位を授奉られしこと、上に引く御紀に見えたる如くなるに、大宮賣神より下三神に、神位を授奉られし事なきは、此三神は、延喜の頃などに、加奉れるにて、貞觀の頃は、いまだ八神に加はり給はざりし故なり、然らば貞觀元年より、五十年あまり前に記せる古語拾遺に、此三神を加て、八神なるは如何ぞと、疑ふも有べけれど、彼書に、此三神の入たるは、疑なく後人の、延喜式によりて加筆せるなり、其は拾遺に、従皇天二祖之詔とあるは、上にも云如く、正しく此の吾則云々、とある勅を云る文なるに、其詔に。此三神を祭るべき由緒の無ればなり。然るを。記傳十五の四十二葉表に、神祇官の八神を祭る濫觴と。かの大物主神を祭る事とを混にして。八神の中に大物主神も坐べきに。事代主神のみ坐は如何と云に、かの八神は。皇孫命の大御身の守護のためにして。其方は。彼父子の中には。事代主神ぞ主たればなり。と云れしは甚く違へり。此は予が徴と傳とに論ふ旨を見おきて、神代紀、古語拾遺の、此に採れる本文をよく見む人は疑はじ。)然も有らば。上五神の。高御産日。神産日神は。此の勅にて聞えたれど。玉積産日神より下三神は。何なる神ぞと云むに。此は疑なく。三伊邪那岐大神の。謂ゆる司命に坐ます神靈を。三柱に齋ひ給へるにぞ有ける。其は皇美麻命の御命を。長く留むる方に幸へ賜ふ御靈と。生居ます方に幸へ賜ふ御靈と。滿足坐す方に幸へ賜ふ御靈と。三の御靈を。此時かく御名づけ坐て。三座に別祭り賜へるなり。(師説に、神代の初に御名の見えたる、活杙神、面足神を、八神の中なる、生産靈、

足產靈神に當られたるは。甚く違へる事なり。其は第四段の傳に云へるを合せ考ふべし、斯て師說に、玉留產靈神と申すは何なる神と云ことの說なきは、思ひ漏されしか。）其は何を以て知なれば。彼櫛玉饒速日命の天降らしゝ時に。天皇祖神の。授賜へる十種の神寶の中なる。死返玉てふ名の。魂留產靈に。生玉てふ名の生產靈に。足玉てふ名の足產靈に符ひ。かつ鎭魂祭は。令義解に。招離遊之運魂。鎭身體之中府。故曰鎭魂。とある由緒の御祭なるに。八神殿の前にて行はるゝ事にも由有ればなり。（なほ此御祭の事、また其神躰の事など、神武天皇元年の末條に、委く注し辨ふるを見て知べし。）○復は許登邇と訓べし。別の意なり。○率諸部神而。この大詔のまに〳〵。太玉命の。神事に仕奉る諸部緒の神等を。率たりし趣は。既に云へり。（第六十一段の傳見べし。）○供奉其職。如天上之儀。云々。皇朝の儀禮はしも。高天原に事始めて。天皇祖神の此時かく勅ひ屬し御式にして。邇々藝命より次々。推古天皇の御世までは。神事政事ともに。神隨に。その勅に因循ひ給ひ來ぬるを。此天皇命の御世に。上宮太子。始めて唐風を取用ひ給へるより起りて。中臣鎌子連。甚くかの國儀を用ひしめ奉り。其より後。遂に神隨なる古式は多く廢れて。未しき徒などは。其御儀みな唐儀によりて立られたり。と思ふ許りに成れること。既に委く論へるが如し。（開題記秋卷、百六十三葉裡より、冬卷二百三十四葉表までに、論へるを見べし、其餘の條々にも、事にふれては論へり、

爾日子番能邇邇藝命。將天降坐之時。先驅者還白云。於天之八衢。背長七尺餘之神居而上光天原。下光葦原中國。眼如八咫鏡白矣。卽遣從神而。令問之時。不得目勝問矣。故天照大御神。高皇產靈神之命以而。詔天宇受賣神。曰。汝者雖有手弱女。與伊牟迦布神面勝神也。故專汝往而。

可レ問ニ吾御子之將レ天降之道誰耶如此而居語矣故天宇受賣命往向而問之時八衢之神答白。吾國神。名猨田毘古神也。出居由者。聞ニ天神御子天降坐ニ之故。參向待而侍焉白給矣。天宇受賣命復問曰。汝先立行乎。抑吾先立行乎。答白。吾先立而啓行焉。天宇受賣命復問曰。汝者到ニ何處ニ。皇美麻命者。何處到耶。答曰。天神御子者。當ニ到ニ築紫日向高千穗槵觸之峯ニ。吾者應ニ到伊勢狹長田伊須受之川上ニ。顯レ我者汝也。故汝可レ送レ吾白給矣。爾天宇受賣命。還詣而報ニ其狀ニ矣。

先驅者は。佐伎波良比乃加微と訓べし。(文選注に、先驅天子行以辟レ道也、)と見えたり、〇天之八衢は。師云知麻多は道股の意。八は例の彌にて方々へ分行く岐の。幾つも有るを云。此は天より降る道の衢なり。(今云、爾雅に、四達謂ニ之衢ニとあるなどに拘はるべからず。)〇背長七尺尺を佐加と云は。此字の音を取れるか。はた本よりの古言か詳ならず。(師說もかくの如し。)さて背長七尺餘とあるは。俗に人の長立を背と云へば。只凡その長立の事の如く聞ゆれど。若其義ならば只に長とのみ云べきに。背をしも云へるは。下に參向待而侍焉。と白し給へるを思ふに。天神御子の御幸の前なる故に膝折伏せて兩手をつき。項根を下げ畏まりて待給ひし故に。其背長のよく見えしかば。如此語り傳へしなり。(背長七尺、云々とある文の上に、紀記共に、鼻長七咫と云へる四字あり、前に成文を撰める時には、此文をも採しかど、後によく考ふるに、信がたく思はるゝ故に、今は除きたり。)〇上光ニ天原ニ。下光ニ葦原中國ニは。神等の御稜威を振ひて。進み給ふ時は。御體より。輝の發れること。味鉏高日子根神の。天上に昇り給ひし時に。二丘二谷の間に映らせり。と有る處に既に

云へり。(第百十二段の傳見べし、)今こゝは皇美麻命。御天降の時なれば。枉神等を近づけじと。殊に御稜威を振ひてぞ坐ましけむ。(次に啓行と有をも思ひ合すべし。)○眼如八咫鏡とは。御眼の光のいみじき由を。殊に大く擧たるなり。(神代紀に。なほ且口尻明耀と云ひ、眼絶然似赤酸醤也、と云文あれど、其を採ざる由は、既に微に論へるを見べし。)○遣從神而令問之時は。皇美麻命の。御供に立たりし神等に。天神の御言を含めて。出居る神に問しめ給ふなり。○不得目勝問矣は。下の纂疏に。謂目眩惑而不得相面也とあり。面勝と。相合せて心得べし。(師云、今俗言に、人に押勝者を麻牟賀知那流と云も 此より出たるべし、書記の注に、或人の猨田毘古神のさる貌をし。智悪の明なる事に云て。それに諸神は恐れ憚りて得問に注ぬ由に云るは、例の私の妄言なり。たゞ容貌に怖れたること、著明きものをや。)○手弱女は上に出たり。(第三十二段の傳見べし。)○雖有は。師云。那禮杼母と訓べし。(爾阿禮杼母の約りたるなり。)○伊牟迦布神は。師云。神代紀に。天稚彦が久しく還り參らぬ時。高皇産靈神の勅に。蓋國神强有禦者。この强禦を。伊牟迦布と訓るを。射向なりと或人の云る。此も其意にて。多牟加比敵なむを云ふ。人に敵なむを弓引と云と。心ばへ同じ。(萬葉十に、天漢射向居而とあるは、射は發語にて。たゞ向なり、此も其意かとも云べけれど、猶然には非じ。)さて此は。然る神を廣く云へるなり、猨田毘古神を指には非ず。○與は。師云。後世の語ならば。爾と云べきを如此云は。古語の格なるべし。(與相對而。と云ふ意なり。)○面勝は師云。人と相對て。愧ず怖れず。面の強くて負ぬなり。宇受賣てふ名を思ひ合すべし。(此名義は、第五十四段の傳に委く注せり、彼處は愧ざる方、此處は怖れざる方なり。)目勝と面勝とは。同意なるうへに。麻と母と通音なれば。言も相近し。(此神を擇出たまへる所以、これにて明けし。)○專は。師云。毛波良と訓べし。多宇米と訓は誤なり。(和名抄に。專字を太宇女と訓て、太宇女者、毛波良之古語也。今呼老女為太宇女とある中に、呼老女為太宇女と云る。是太宇女の正義なり、土

佐日記に、おきな一人、たうめ一人とも、淡路たうめとも、源氏物語に、伊賀たうめとも有り、また狐をたうめと云ることも、物に見えたり、其は老女より轉れるなるべし、老女を多宇米と云は、姥の轉れるにや有む、さて其多宇米に、專字を用ふるは、何なる由にか詳ならず、若くは嫥字を用ひて、例の偏を省けるにもや有む、然れども嫥字にも、老女の意は見えず、其はかもかくも有れ、多宇米と云は、老女の稱なり、然るに景行天皇紀に、專をタウメと訓るを始め、他にも毛波良と訓べきを、多く多宇米と訓るは、彼老女の稱の專を專一の義の古言ぞと心得誤れるにて、和名抄に、太宇女者毛波良之古語也と云るも、書紀の謬訓に依て誤れる説なり、是より世々の人皆然のみ心得て、誤なる事を得悟らず、凡て字に依て古言を誤る、此類常に多し、故今委曲に辨へおくぞ、さて安閑天皇紀、欽明天皇紀などには、專を多久米と訓り、是も專一の義なるを、然訓るは同じ誤なれども、多久米と云る言は、正しく聞ゆれば、老女の稱の多宇米、本は多久米なるべし、)毛波良は。

歪純なり。歪は眞と同言なり。純と比良と同言なり。(比良は、俗に比良備と云是なり、純にと云意なり、)然れば毛波良は。歪く純すらに。と云むが如し。故此言は。他の爲べき事をも。歪く取總て。獨して爲る意。また一筋に方よりて。他義を交へぬ意などに用ひたり。欽明天皇紀に。歪字をも訓み。一字をも訓る。皆其意なり。(今世古學者の文章に、盛なる意、また主とする意に用るは俗意なり、古意に違へり、)此も其意にて。純一に汝獨と云意ぞ。○道字は師云。美知袁と讀べし。其は。云々道なるものを。と云意にて。此袁に。咎むる意あり。(雅言に此格おほし、)○可問は。登比氐余と訓み。問之時は。登波須斗伎邇と訓べし。其問の語は。仰せし處に出たる故に。問ふ處には省けり。○國神とは。天より降る神に對ひて申す詞なる故に云り。(此事、第六十八段の傳に既に云へり、)○猨田毘古神。こは速須佐之男大神の御子。大歳神の御子。大土之御祖神にて。亦名を。佐太大神と申して。御母は皇產靈神の御子。支佐貝比賣命に坐こと。既に委く注せるが如し。(第七十四

段、第百五段の傳を見て知べし。）猨田は。佐太と訓て。即出雲國意宇郡の地名なり。（此地のこと、第百五段の傳見べし。）猨を古は佐とのみも云りし故に。借て書りと見ゆ。其は和名抄に。下總國の郡名に。猨嶋佐之萬とあり。神名式に參河國賀茂郡。狹投神社を。その本國帳に。坐賀茂郡正一位猿投大明神と見ゆ。（今も猿投村と云に在て、サナギとも、サナゲとも云なり。）然れば古く。猿を佐とも云ること著明し。然るを早く。猨また猿など書るが借字なる事を忘れつと聞えて。神代紀に。此神の容貌を。口尻明耀云々と。猿の狀に聞ゆべく書れたる。甚しき非なること。既に辨へたるが如し。（此段の徵見るべし、然れば記傳に、此神の名義を解て、猨田彥は尻明光彥なり、志理の理を略く例は、備中郡名後月などあり。また阿を略くは常なり。かくて志加流を略めて佐流と云は、然るを佐流と云ふに同じ、また氐良を切れば多なり、さて獸の猨は、此神の形に似たる故の名なるべし、此神の御名を、猨に似たる故とせむは、本末違ふべし。さて猨の形の、此神に似たるを以て思ふに、

鼻長きも、猨と似たり、また背長七尺餘とあるも、猨の如く這居坐形につきて、其背の長さを云るなるべし、神にはさま〳〵有めれば、這居たまふと爲むも、異むべきに非ず、若尋常の人の如く、立て坐むには、尻の明耀と云も、似つかはしからぬをや、と言れし說は、猨字につきて思ひ謬られしなり。）さて此神やがて。佐太大神なる由は。ただ比古てふ言の有無のみにて。全同じ御名なり。其は出雲風土記に。御名の出る所每に。佐太大神と記し。神代紀に。猿田彥大神とみづから名告まし。（古語拾遺もおなじ。）古事記にも。皇美麻命の御詔に。猨田毘古大神と詔へり。然れば此は。尋常に大神と申すとは異りて。然申べき所以こそ有けめ。（此等の考に依て、前に成文を撰める時は、猨田毘古大神也、と記せしかど、是も後に熟思ふに、自ら御名告坐る處なれば、大字なき方宜し。故今は古事記に依て、大字を除きぬ。さて此神名の猿字につきて、十二支の申の事を引寄せて、種種の漢意を云ひ、又は庚申と云事を、此神に附會せて說など、師の言れたる如く、うるさく穢らは

しき事、云む方なし。)○出居は。此天八衢になり。(浴に出迎といふ是也。)○參向は。師云向は迎の意なり。向と迎とは異なるが如くなれども。言は本一なり。(さて記中に、參向と云へること多きも、向字はたゞ輕く用ひて、參る意のみなるも有れども、此は書紀にも、奉迎相待とあるに依て、迎の意とはするなり。)神武天皇段に。石押分之子が答白せる詞。こゝと全同じ。○侍は。此も上に。大國主神の。隱而侍。と白給ひし侍と同意なり。○汝は名牟遲汝は御坐にて。共に卑めたる辭ならぬこと既に云り。○抑は。麻多と訓べし。○啓行は。師の美佐伎波良波牟。と訓れたるに從ふべし。○汝者到何處。皇美麻命者何處到耶。この詞を思ふに。天より地に降るには。只廣く葦原中國に降るべくは定むれど。狹き一所なる。某處に降らむとは。豫て定め難き事と聞えたり。(此は必然るべき理なること、道の學びに深く思ひ入たらむ人は、自づからに思ひ得べくこそ。)是を以て。猨田大神その便宜からむ處に。降著しめ奉らむと爲て。出迎へ奉り。導きまをし給へるなり。○高千穗槵觸之峯のことは。次段に注ふべし。○狹長田は。上に天手力男神者。坐于佐那縣とある處と。字は異れども同處にて。即伊勢國多氣郡なり。然るに此に。狹長田伊須受之川上とあるは。最古くは伊須受宮の邊までも。佐那縣の內なりしと聞えたり。○當到は。伊多理麻佐牟と訓み。應到は伊多良牟と訓べし。(師云當到は、イタリマスベシと訓ても、到給へりと敎ふるには非ず、到坐むことを知れる故に、告るなり、故下に果と云へり、)○顯我とは。猨田毘古神の御名また。其出居給へる所以を問聞て。顯せるを云ふ。(上に顯白其少毘古那神所謂久延毘古云々、とあるに同じ。)さて天神御子と云より。可送吾と云までの文の意は。天神の御子は。日向國の。高千穗峯に到著坐むを。吾は其峯に嚮導奉りて後に。伊勢國狹長田の。伊須受之川上に到らむと思ふ。我を顯せる汝なれば。其川上に我を送り給へ。と言ふなり。(抑この大神、その本國出雲を發て、天之八衢に出迎へ、しか嚮導まをし竟て後に、伊須受之川上に到留まり坐ることは、後に天照大御神の鎭座さむ事をし、未然

に知て待給へるにて、人の得知らぬ幽き契ある事なりかし、なほ第百四十二段の傳に注ふを見べし。〇還詣而云々は。天皇祖神たちの御所に還りて。猨田彥神の有ける事狀を報せるなり。

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而。離天磐座。褁奉眞床覆衾而。引開天磐戶而。天降奉矣。故稱此神曰天國饒石彥火瓊瓊杵命。故其猨田毘古神立御先而天忍日命。於背取負天磐靫。於臂著稜威高鞆。於手取持天梔弓。手挾天波波矢。副持八目鳴鏑。取佩頭槌之劒。帥大久米部而。立御前而仕奉。天牟羅雲命。取太玉串。天忍雲根命。宣天津諄辭祓淸而。於天之浮橋。亦云天之磐船 宇伎士麻理蘇理多多志而。排分天之八重多那雲而。稜威之道別道別而。果先如猨田毘古神之言。於築紫日向之高千穗之久士布流峯天降坐矣。然後以大來目部。爲天靫負部。天靫負部之號。起於此時也。故其天押日命。亦名神狹日命。亦名大久米主命。亦名天津久米命。亦名天槵津大來目命。此者産巢日神之御子。安牟須比命之子。大伴連。久米直。浮穴直。門部連。佐伯連等之祖也。次天村雲命。亦名明日名命者。天曾己多智命之子。天嗣杵命。門命。之子。天鈴杵命之子。天御雲命之子。伊勢朝臣。額田部宿禰。度會神主等之祖也。次天忍雲根命者。亦云天押雲命。天兒屋根命之子也。

故爾は○天宇受賣命の復命せるを承たり○○詔而は○天照大御神○皇產靈神の○いざ天降ませ○と詔し給ふ也○○天磐座は○古事記に○天石位と書き○神代紀には○本文のごと書て○此云阿麻能以簸矩羅と有り○師云○位は座と同じ○久羅章は座居の意なり○（また人の坐處のみならず、物を居る臺などをも久羅と云へり、また倉鞍なども同意の名なり、）石は堅固き義なれば○たゞ高天原なる大殿にて○此尊の坐々す御座を云なり○○離とは○其御座より起せ奉り給へる義なり○（師のハナレと訓れたるは非なり、徵に論へるを見べし、）○眞床覆衾は○私記に眞者美辭也○衾者臥床之時○覆之物也○今世太神宮以下諸社神體奉覆御衾是緣耳とあり○（覆また追字をも書たるは、訓の同きを以て借たるなり、）或說に衾は臥裳なりと云へるは褌の波久毛と聞ゆるを思ふに○然も有むかし○○褻奉とは天降り給ふ途の程を痛はりて○其衾を以て暖に柔やかに裹み着せ奉り給へるなり○（既に出たる須勢理毘賣命の御哥に、むし衾柔が下に寐をし爲せ、萬葉四卷に、烝衾和が下に臥れ雖、など詠るを思ひ合すべし、）然るは邇々藝命○是時は幼稚く御坐し故なり○何を以て然は知れると云ふに○此御天降のこと○初め忍穗耳命に○詔負せ給へるに○降りなむ裝束し給ふ間に○邇々藝命生坐つとも○忍穗耳命○すでに降り給ふ雲路にして○生坐りとも有るを○即父命に替て降し給ふと有れば○其降り給ふ時○なほいと幼く御坐せることさ言ふも更なり○（然ばかり稚き御子の、崇養し給へるを、皇祖神たちの御心は、天下の青人草を、惠み賜ふに由る事なる由は、第百三十二段に傳せるを視べし、）○天磐戶とは○天都宮處に構へし御門の戶なり○大祓詞に○天津神波天磐門乎押披氐所聞食武○とある磐門○大同本記に○大御神の倭姬命に御喩ませる御言に○我高天原爾坐氐○瓺戶押張如見○見志眞伎志大宮所波是處也○と有る瓺戶是なり○（瓺戶は御門の借字なり、）○故稱此神云々○天國饒石は○天饒石國饒石を約めて申せるなり○天を饒はし國を饒はし天降ませる神なる故に○かく稱へ白せる由なり○○故其猨田毘古神之立御先而は○前に此神の御言に○吾先立而啓行

焉。と有るが如し。○天忍日命の名義は。旣に釋たれど。今一つの考へあり。其は神武天皇紀に。賊等天皇の御軍の嚴く夥しきを畏て。天壓神と申せる事あるを思ふに。此神の。皇美麻命を守護まして。降らしゝ武備の。物を壓すが如く嚴きを稱めて。壓靈と申せるも、亦知べからず。○天磐靫靫は上に出たり。（第三十二段の傳見べし、）師說の如く。磐は例の堅き由なり。孝德天皇紀踐祚處に。大伴連長德。帶金靫立於壇右云々。萬葉三卷に。大伴之名負靫帶而云々。（名負靫の事、姓氏錄に見えて下に引り、考へ合すべし、）七卷に。靫懸流。伴雄廣伎大伴爾。など有て。靫は殊に。大伴に由緣あるなり。故太刀弓矢よりも先に。まづ此物を云へり。（また九卷に、白檀弓、靫取負而、二十卷に麻須良男能、由伎等里於比豆などあり、）○高鞆。梔弓。波々矢。鳴鏑など。皆旣に出たり。（御誓段、また天稚日子段など見べし、）○取持。萬葉十九卷に。手束弓手爾取持而。○手挾同六卷に。得物矢手挾。十六卷に。比米加夫良八多婆左彌。二十卷に。伊乎佐太波佐美などあり。○頭椎之劒は。師云。神武天皇紀に頭椎劒。また頭槌此云箇輔豆智。神功皇后卷の歌に。何夫菟智などあり。古事記神武天皇段の歌に。久夫都々伊。と有る是なり。（推を延て、都々伊と云へるなり、）然て應神天皇卷の御歌に。加夫都久麻肥とあるは。頭衝眞日にて。是頭を加夫と云へる例なり。其を久夫とも通はし云へるなり。（頭を振を、俗に加夫理布流と云もこれなり、）さて此太刀は日本紀私記に。頭槌劒名。其頭曲と云ひ纂疏に頭槌者劒首如槌也。今隼人所帶之劒。有此形也と有るが如し。（劒の頭石にて、槌に似たるを、大和國の三輪山の邊の土中より、掘出たりと云を見たり、と谷川氏云へりき、）○取佩は。萬葉五に都流岐多智許志爾刀利波枳。佐都由美乎。多爾伎利物知提。十九卷に。劒刀許志爾等理波伎など有り。○帥大久米部而云々。大久米部は。天忍日命の帥ゐ從へ給ふ。益荒武男の部を云ふ其は次々に引出る諸書にて著明なり。（久米を久目とも書たれど、共に元より假字なれば、異なる意なし、）然て久米とも云は。大久米命の帥ゐる部なればなり。（委くは下に注ふを

見るべし。）○天牟羅雲命云々。倭姫命世紀にも。此御天降の事を記せるに天牟羅雲命取太玉串相副從比氏。天之八重雲乎。伊頭之千別爾千別氏。天降給。とあり。（此餘にも兩宮に傳はる書類に、彼此見えたり。）太玉串の事は。既に磐屋戸段に出て。彼處に委しく云へる如く。根抜の香木に。種種の物等とり著てそを取持つわざは。甚じく力いる事なるを、然ばかり遠き雲路をしも。此命の取持て。御前拂ひ。降らしゝ功績を稱へて。如此名に負坐るにや。（其父神の名を御雲命と申すを思へば、別義なるか知らず。）○天忍雲根命云々。此は神名祕書に載たる或書に爾時天押雲命。以天津諄辭。解除清淨而。天八重雲乎。出之道別道別。天降坐。と有るを採れること。既に徴に云るが如し。（但し其本文には、伴神天兒屋命、以天津諄辭之大祝詞、令掌除、太玉命捧太幣とあり、此二事元より是二神の本職なれば、然も有べき事なれど、前に天神の勅ありて、此二神は、皇美麻命の左右に保護居給ふべき由あれば、或書の傳へを採れり。）さて其宣せる天津諄辭は。何なる詞ならむと

言ふに。此は疑なく。速須佐之男命。神逐の段に。天兒屋根命の。祓戸神たちに祈り宣しゝ諄辭なり。其は解除淸淨而と有にて所知たり。例のごと。其詞を。聲たゝず操返し白せる故に。諄辭と有り。然れば。天村雲命の取持しゝ太玉串は。祓戸神たちに手向奉れる物にぞ有ける。（なほ是祓處神たちに祈白せる諄辭の事は、かの神逐ひの段に、委く說明せるを合せ考ふべし。）さて忍雲根と申せる名義。根は稱名にて例多し。忍は忍穗耳命の忍に同く。大の義か。或は押日命の押に同く。壓の義にも有べし。何にても。雲路を披きて。皇美麻命を。天降坐しめし功績に就て。負せる御名なる事は。論ふも更なり。（なほ此命と村雲命と、天雲によりて名を負せる事は、第百四十三段にも見えたり、合せ考ふべし。）○天之浮橋は師說に。天と地との間を神等の昇降り通ひ賜ふ路に懸れる橋なり。空に懸れる故に。浮橋とは云なり。（和名抄に魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇伎波之とあるは、水上に浮たるなれば異なり。）此橋のこと。後人の例の漢籍心の賢き說どもは。云に足ねば論はずとて。

丹後國播磨國などの風土記なる。天梯立の故事を引きて。同物に釋れ。また三大考には。天と地と判るゝ時に。相連續ける帶にて。天地の漸に相遠放り行くに隨ひて。此帶も漸々に細く微くなりて。皇美麻命の天降坐す時まで。是帶有しが。既に天降坐て。つひに斷離れて。永く天と地との往來止ぬるなりと有れど。此は共に考への麁かりしなり。(其は天梯立はしも、第卅一段に委く說たる如く、世に謂ふ階子の類にて、磐船の泊る船居に等しき物なり、また三大考に謂ふ如く、天地の連ける帶にて、皇美麻命の天降坐る後は、斷離れて、其通ひ止たるなりと云むには、其後も、饒速日命の天降りは更なり、天忍雲根命、武角見命などの天上に往來ありしを何とか云む、心を潜めて思ふべきなり。)然らば此は。何樣なる物ぞと言ふに。橋とは云へど。今有る橋の。此方の岸より。彼方の岸に懸れる如く。天と地との間に挂れる物には非ず。また天と地と連ける帶にも非ず。神の御量もて作り出給ひて。事とある節々。それに乘て。大虛空を乘蹈たまふ物にて。此世なる物にては。海河を乘る船に等しき物なり。故是一名を天之磐船とも云へり。(師の云れたる如く、波斯とは、もと間の義にて、間を通ひ持つ意有るを、かく天地の間に浮漂はし、往來する物なる故に、浮波斯と云なれば、其波斯は、箸を、はしと云ふに同じ意ばへにて橋字の義には非ざるなり。)其は下に引く大伴家持卿歌に。天雲に。磐船浮べ。艫に舳に。眞櫂繁貫き。い漕つゝ。國看せして。天降まし。掃平げ千代累ね。彌嗣繼に所知來る。天の日繼と。神ながら。吾が皇の天下。治め賜へば云々。と有るを思ふべし。此は邇々藝命の。是御天降の故事を詠るに。浮橋と云はずして。磐船と云ひ。眞楫しじ貫とさへ言へり。(略解に。此哥の意を說て、饒速日命の事をかりて、今は天孫の御事を申すなりと云るは、甚じき非言なり。)尚此歌に思ひ合すべき故事は。天孫本紀に。饒速日命。乘天磐船而。天降坐於河內國河上哮峰。則遷坐於大倭國鳥見白庭山。所謂乘天磐船而。翔行於大虛空。巡睨是鄕而天降坐矣。虛空見日本國是歟。とあり。(此事神武天皇紀にも所見たれど、今は其精きに依て、天孫本

紀を引たるなり、)天神本紀に。其供奉の部緒を擧たるに。船長。跡部首等祖。天津羽原と云が見え。梶取船子など云も有るを以て。船と同じ趣の物なること論ひなし。然れば初めに。伊邪那岐伊邪那美大神の立して。國土を畫成給へる時の浮橋。天忍穗耳命の立して。臨睨ませる浮橋は更なり。須佐之男神の。天の壁立極み廻坐る時。また天穗日命の。天翔國翔り見廻給へる時なども。浮橋に立とこそ言はね此物に乘せること知べし。(其は天稚日子の天降れる事を、唯に遣之とのみ有れど、萬葉に、「久方の天之探女が石船の、泊し高津は淺にける哉、と詠るに依れば、天稚日子も、浮橋に乘りて降れること著きに准へて辨ふべし、然るは天之探女は、天稚日子の侍女なればなり、)〇宇伎士麻理。蘇理多々志而。記傳に。此語甚心得難しと有れど。宇伎士麻理は。神代紀に。浮渚在と書て。此云羽企爾磨利とあり此は浮渚に乘たる如く。磐船に。神等みな一群に締り乘せるを。直に蘇理の發語と爲て。語り繼し古語なり。(前には在の義を思ひ得ざりしかど。後に思へば、此は締り締ると活用くりるに當て書れし迄にて、別意なし、斯て島渚嶼などをシマと云ふも。卽締り狹れる一所なる故の名と聞ゆれば、其義をかねて、此字を書れしなり、)其は清寧天皇卷なる。志毘臣の歌に。大君の、御子の柴垣。八重締り。締り廻し。と有るも。垣を結ひ廻せる趣を。志麻理と云るに。思合せても辨ふべし。(此哥の夜布志麻理を、八節結なり、と釋れたれど、八節は少か深きに過て聞ゆめり、)さて蘇理多々志は。進發しなり。然るは萬葉十七卷に。越の立山を。白雲の千重を押わけ。天曾々理高き立山。と詠る曾々理と同言にて。彼は彼山の。高く聳たる勢の。進かなるを言ひ。此は天上より是國に。稜威の道別き道別て降坐す勢の。進かに烈しきを言ふ多々志は萬葉三卷に和豆香山御輿立之而と有る立之に同く發の義なり。(雪深く積る國にて乘る、橇てふ物あり、此は予が本生なる、出羽の秋田に居たりし頃に、乘たること時々あり、此物に乘りて、雪の積れる道を、道別き雪わけ推行く狀の。げにも伊都の道別。道別と云ふに叶ひて。烈く進かなる物なり、然れば彼曾理て

ふ名は、其雪道を搔別け行く勢の、烈きより負せし名にや、然れど越の邊にて、會理と名くる物は、いさゝか、異なる用ひ樣の物と聞えたり。）○天之八重多那雲は。師說に神代紀に。排分天八重雲とあり。出雲國造神賀詞に。天能八重雲乎押別氐。萬葉二卷に。天雲之八重搔別而。（一云、天雲之八重雲別而。）十一卷に。天雲之八重雲隱。など見えたり。（また二卷に、天雲之五百重之下爾、下とは裏を云ふ、十卷に、白雲五百重なども有り。）多那は。棚引にて。虛空に覆ひ亘るを云ふ。萬葉に。霏霺。靄。また陣雲なども書たり。（また、多く輕引とも書る輕字は、虛空に浮べる意以て書るなり、薄き意には非ず、また書記卷首に、淸陽者薄靡而爲天、この薄靡をも、タナビキと訓たれども、此らの字は、多那毘久と云ふ言の意には叶はず、輕字薄字などに就て思ふべからず、多那毘久は、虛空に廣く覆ひ亘る意なり。）また七卷に。棚霧合雪毛零奴可。十三卷に。棚雲利雪者零來奴。などある棚と同じ。此は元より借字ながら。此棚と云ふ物も。雲霧などの。空に覆へると同じ趣にて。空に搆ふる故に名けしなれば。本は同意なり。（また登能具毛流とも多く詠める、多那と登能と通音にて同じ、多那毘久を輕引とも書き、また彼薄靡の字などに依て、登能具毛流を、薄く曇る事と心得るは誤なり、薄曇りて雨雪は零ものに非ず。）○稜威之道別道別而は。古事記に。伊都能知和岐知和岐氐。大祓詞に。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氐。天降依志奉支などあり。稜威の事は既に云へり。（第十五段、第二十四段、第二十七段、第三十二段の傳など見るべし、師の、伊豆と伊都と、別意に釋れし說は承られず。）道別道別は。師言に。道を排き行くなり。（上なるは躰言下れるは用言なり。）さて大祓詞などに。天之八重雲乎。と有るに依らば。即雲を分るなれども。此は雲字の下に。而字も有れば。雲を分るを云には非ず。雲のみならず。何物にまれ。凡て分通るを云なり。と有り。（凡常の人は、大虛空はたゞ大虛空にて、雲をおきては、別に道別と云べき道の有べくも非ず、と思ふめれど、海また川にも、水徑さて、自づからに船を遣るべき

道ある如く、大虚空にも然る道の、幾筋も有こと
なり、其は玄學の書等に、その議きこえ、且たゞ
に乘驕せる者らの、語るを聞たる事も有るなり、
然ればこそ、猿田毘古神は、其八衢にぞ迎へ給ひ
たりける、〕○果先如猿田毘古神之言。とは、上
出迎ひ坐る時の言に。天神御子者。當到筑紫日向
高千穗槵觸之峯。云々と白給へる事の違はぬ由な
り。〔元より然るべき所由有りし事なるべし、〕○高
千穗之久士布流峯は。師說に。久士布流は。書紀
に。槵觸と書き。また槵日とも有るに依らば。久
志夫流と有べきに。假字の清濁の違へるは。是上
代の音便にて。士を濁り。布を清しと聞ゆ。〔上な
る肥國の亦名も、豐久士比泥別と有に同じ、考合
すべし、多氣の多も、古は清てぞ唱へけむ、〕名意。
高千穗は。日向國風土記に。皇孫尊の天降坐る時
に。天暗かりしを。稻千穗を拔して。投散し給へ
ば。天晴たりし故に號く。と云へる如なるべし。
〔今云、此事は次條に精く出せれば、言を省きて記
せるなり、〕久士布流は。靈異ぶるにて。書紀に。
槵日とも有ると同じ。〔槵はみな借字なり、〕布流と
備とは。同言の活用けるなり。多氣は。萬葉に。
高とも書る意にて。高き山を云り。〔竹も、高く立
伸る物なる故の名なり、物の立る高さを長と云も、
此意なり、然れば立たる物ならで、凡て物の長さ
を多氣と云は、誤なり、〕さて此山は。彼風土紀に。
臼杵郡內。知鋪鄉と有る是なり。和名抄にも。日
向國臼杵郡智保鄉あり。仁明天皇紀に。承和十年
九月。日向國無位高智保皇神。奉授從五位下。
文德天皇紀に。天安二年十月。授日向國從五位
上。高智保神從四位上。と見ゆ。〔また和名抄に、
肥後國阿蘇郡にも、知保鄉とあるは、日向の智保
とつゞきたる地にて一か、はた別なるか知らず、〕
かくて此山は。日向國の北の極にて。豐後國の堺
に近し。〔肥後の宇土八代などより、日向の延岡に
通ふ道の、北方にあり、〕其あたりを今も。高千穗
莊と云とぞ是智保鄉なるべし、〕今世延岡なる主の
領地にて、其處に近し、延岡は舊名、縣と云し處
なり、〕○然後云々は。姓氏錄左京天神部に。大伴
宿禰。高皇產靈尊五世孫。天押日命之後也。初天
孫彥火瓊々杵尊神駕之降也。天押日命。大久目部。

立於御前。降于日向高千穗峯。(大久日部の上に。帥字を脱せるか。然れど帥字無ても。天押日命の帥ひし部とは聞ゆるなり。師説は有れど承られぬこと、徵に云へるを見て知べし。)然後以大久目部爲天靫負部。天靫負之號起於此也云々。と有る。然後より下文を取れること。徵にも云るが如し。(この云々と切たる文は。下の佐伯氏の所に引を見べし。)さて文意は。天孫瓊々杵尊の天降坐る時に。天押日命。御前に立し。其帥ゐたる大久目部の。靫負ひて降れるを。此時よりして。天靫負部とは號起たる由なり。(後に近衞府。衞門府、兵衞府を、共に由介比乃都加佐と云ふも。此天靫負より出たるなり。)○天押日命。師云清和天皇紀に。貞觀十五年十二月廿日。授河內國正六位上天押日命神從五位下。(此は神名式に、志紀郡伴林氏神社、とある社なるべし。此林氏神社は。貞觀九年二月、預官社。姓氏錄河內國神別に。林宿禰あり。大伴宿禰同祖なり、續紀延曆六年、河內國志紀郡人、林臣海主野守改臣賜朝臣、續後紀承和二年十月、河內國人林連馬主、賜姓伴宿禰。と見えたり。)神名帳に。山城國葛野郡。伴氏神社。大。月次。新嘗。(續後紀に、承和元年正月、山城國葛野郡上林鄕地方一町、賜伴宿禰等、爲祭氏神處とあり。)また信濃國佐久郡。大伴神社あり。此も是神を祭れる社にや。○亦名神狹日命。こは舊事紀の神代系紀に天忍日命。大伴連等祖。亦云神狹日命。と有るを採れり。(然れど名義は、未た思ひ得ず。)○大久米主命。こを天忍日命の亦名と定たるは。下に引出る家持卿歌に。大伴の遠都神祖の其名をば。大來目主と負持て。仕へし官。と詠れしを思ふに。此名は更なり。古事記に。天津久米命と云ひ。神代紀に天槵津大來目と有るも共に天忍日命の亦名なること論ひ無きを記紀ともに。別神と爲たるは訛なり(此事の訛りは、既に徵に委く辨へたれば、今更に云ず、然るを師は、古事記の天忍日命、天津久米命二人と爲たる、訛りの說を取りて、此家持卿の哥を、却りて訛りのごと言れしは違へり。)さて久米てふ稱は。師說に、もと天津久米命。また大久米命より出たり。其中に。大久米命を。鯨利目と。文にも有りて。目の圓に。

大きに在し故に。久米てふ名を負賜へる。其の久米は久流目の約りたる言なり。(篤胤云、大久米命は、即天忍日命亦名、天津久米命の孫にて、道臣命の亦名なり、然るを古事記に、此をも道臣命、大久米命二人と爲たるは、訛りなり、此命の目を、黥る利目と云し事も何も、神武天皇卷に云を見るべし。)久流目とは。宇都保物語俊蔭卷に。阿修羅怒れる形を出して。眼を車の輪の如く。見久流辨かして云々と云ひ。今世の言にも。人の目の圓く。大にて。利げなるを。目の久々流々としたる。と云ふ是なり。然て久米を。大久米命の目に因れる稱としては。其先祖をも。既に天津久米命と申せしは如何。と云ふ疑ひ有べけれど。此は凡て。名高き神の御子孫などは。代々に人に異なる奇き相の有ことなど。今世にすらまゝ聞ゆる事なれば。本是天津久米命の御目の。久流目に坐て。久米てふ名は負坐るを。其子孫代々。大久米命までも。同く久流目に坐しにも有べし。(又は大久米命の目の久流目なりしが、世に名高かりける故に、先祖の神をも、此名を以て、後より稱奉れるにも有べし、何れにても、名の意は同じ。)さて此久米命の帥坐る軍士を。久米部とも。大久米部とも稱へり。安牟と言れたるが如し。○此者産巣日神之御子。安須比命之子とは。天忍日命は。皇産靈神の大御孫に坐す由なり。高とも神とも無く。唯に産靈日神と申せば。二柱産靈神を合せて申す例なること。既に云へり。(亦下にも注ふが如し。)○大伴連。師云。大伴とは。多くの伴を帥るを以て云か。また此氏の伴の。多く廣き由か。萬葉七卷に。靫懸る。伴雄廣き大伴に。とあり。(また八十伴緒の中にも、此伴を殊に崇め稱美て、大伴とは云か、萬葉二十卷に、大伴の氏と名に負る、と家持卿の詠れたるなどを思ふべし。)神武天皇紀に。大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目。督將元戎。と見え。古語拾遺には。逮于神武天皇東征之年。大伴氏遠祖日臣命。帥督將元戎。剪除兇渠。佐命之勳無有比肩。など見えて此氏は。祖神天忍日命よりして。世々もはら武事を以て。皇朝の御守衛とある職なり。(後世の左右近衛大將、左右衛門督、左右兵衛督、などの職の如し、然れば彼の稱を以て云はゞ。彼

中臣、忌部、五部などは文官、この大伴、久米などは武官なり、然るを後には文を尊ばるゝ故に、六衞府は、太政官より卑きを、上代には、武を尊ばれしゆゑに、此氏など甚貴かりき〕さて垂仁天皇紀に。大伴連遠祖武日と云人見ゆ。此人倭建命の東國征たまふ時にも。御從せられたり〔垂仁卷に出たるは、二十五年なるを、其より景行天皇の四十年までは、百十五年なり、命長かりし人也けり〕雄略天皇の御世始に。大伴連室屋。物部連目爲二大連一とあり。〔大連も、後世の大臣の如し、上代には、臣姓の人をば大臣とし、連姓の人をば、大連として政を執しむ、大連てふ號は、垂仁卷に始めて見えたり〕此御代に。大伴氏より分れて。佐伯氏と云ふ出來たり。其より大伴佐伯と相並べり。〔姓氏錄に見えて、下に引たり〕さて後に。大伴金村てふ人も。大連なりき。孝德天皇の御世に。大伴長德連右大臣たり。〔其子御行卿は大納言にて、大寶元年正月に薨られて、右大臣を贈給へり、是贈官の始なり〕萬葉二十卷に。大伴家持卿の。族に喩されし歌に。「久方の天戸ひらき。高千穗の。

峯に。天降し皇祖の。神の御代より梔弓を。手握もたし眞鹿矢を。手挾そへて。大久米の。ますら壯士を前に立て。靫とり負せ山河を。石根さくみて踏通り。國覓しつゝ。千早振る神を事むけ。順はぬ人をも和し。掃きよめ仕奉りて。〔此までは、神世に、天忍日命の仕奉れる、此段のさまを詠み、是より下は、神武天皇の御世に、道臣命の、仕へ奉れる趣を詠れしなり〕秋津嶋。大和の國の橿原の。畝傍の宮に宮柱。太しり立て。天の下。しらし食ける皇祖の。天の日繼と嗣て來る。君の御代々隱さはず。月き心を皇邊に極め盡して仕へ來る。祖の職と言立て授け賜へる生の子の。彌繼々に見る人の。語り次でゝ聞く人の鏡にせむと惜しき。淨き其名ぞ龐略に。心思ひて空言も。祖の名たつな大伴の。氏と名に負る益荒男の伴。その反歌に。「師木嶋の倭國に明けき。名におふ伴の。雄。心つとめよ。「劔大刀いよゝ磨べし。古ゆ。分明けく負て來にし其名ぞ。と詠れたり。是にて其氏人代々の利心。思ひ遣られたり。〔斯て此哥の下に、右出雲守大伴古慈斐、緣二淡海眞人三船讒言一

解任、是以家持作此哥也、とあるは誤なり、そは御紀に、勝寶八年五月、出雲守從四位上、大伴宿禰古慈斐、内竪淡海眞人三船、坐誹謗朝廷無人臣之禮禁於左右衞士府、丙寅詔並放免とあり、然れば讒者は、外にありしなりけり、）○久米直は。古事記に。天津久米命。此者久米直等之祖也。とある。其天津久米命。やがて天忍日命に坐せば。久米氏も。此命の裔なり。然るに。姓氏錄左京天神部に。久米直。高御魂命八世孫。味耳命之後也。また右京天神部に。久米直。神御魂命八世孫。味日命之後也。とあり。（師說に、この味耳と、味日とは、一と聞ゆれば、一方は誤字なるべしとあれど、神名また人名に、比と稱こと例多く、其比を二つ重ねて、比比と申し、そを通はして、耳と云ふも常なれば、此は何にも云るにて、日耳ともに誤には非ず、但し此は師說に依りて、師說を辨ふるなり。）今是を考ふるに先左京の久米に。高御魂命と云ひ。右京の久米に。神御魂命と有るは。皇產靈神の御末なるは。二柱相通して。何方にも申す例なれば。拘はるに足らず。其八世孫とも

云るは。天忍日命。實には皇產靈神の御孫に坐すを。古語拾遺には。其男と訛り傳へ。姓氏錄大伴宿禰條には。五世孫と傳へ。大伴大田連條には。六世孫と傳へたり。然れば此八世と云ふ傳は。安牟須比命より。天押日命。（亦名天津久米命。）の御子まで。中六世を除て。數へたる世數になも有ける。（斯て此味耳命と申せるは、必ず日臣命なるべく思ふ由あり、其由は更なり、總て此氏に係る事ども、神武天皇卷二年の處に、委く注を俟べし。）○浮穴直。和名抄に。伊豫國に。久米郡。浮穴（宇城安奈、）郡と並び。姓氏錄左京天神部に。右の久米氏に並べて。浮穴直。移受牟受比命五世孫。弟意孫連之後也とあり。（直一本に連とあり、下に引く續後紀の文に據れば、連は誤と覺ゆれど、弟意孫連之後とあるに據れば、誤にも非ざるか、移受牟受比を、今本に移愛受比とあるは誤寫なり、今は上田百木が挍せる、一古本に從へり、移は古くヤに用ひたり、其は神名式に、波爾移麻比禰神とかき、泉州志に引る、神鳳寺緣起に、天古移根命とも書たり、然て浮穴を民部式古本に、ウケア

ナと假名を加へ、今もしか稱ふと、國人云り）河内國天神部にも。浮穴直。移受牟受比命之後也と出たり。（此また今本に移愛年受比、と寫し誤れり）さて仁明天皇紀に。承和元年五月の所に。伊豫國人正六位上浮穴直千繼等。賜姓春江宿禰。千繼之先者。大久米命也とあり。大久米命とは。既に且々云る如く。神武天皇の御世に。功績高かりし。日臣命の亦名にて。天忍日命。（亦名天津久米命）の裔孫なるが。古事記に。久米直祖。大久米命と有れば。大伴。久米。浮穴は同祖にて。共に天忍日命の末なる故に久米と浮穴と。並擧たるにぞ有ける。（なほ神武天皇卷に注ふを見るべし）○門部連。こは姓氏錄大和國天神部に門部連。牟須比命兒。安牟須比命之後也。と有るに依りて載せり。（今の本に、こを安牟須比と訓るは非なり、上の移受牟受比と相照して、此を安と訓み、また此に依て、彼をヤスムスビ、と訓べき事をも辨ふべし）牟須比命とは。高御魂。神御魂命をかねて稱せるなり。然れば浮穴直條なる。移受牟受比命と申すは。皇產靈神の御兒にて。天忍日命。（亦名天津久米命、

は。其子なること灼し。其は門部とは。御門を衞る部にて。連は其を掌る職なれば。必ず御門の開闔を掌る。大伴氏の同族なるべき由緒をも思ふべし。（神名式に、大和國宇陀郡に、門僕神社と云ふあり、若くは此氏にて、安牟須比命などを祭れるにては非ざるか）さて天武天皇紀に。十年四月。門部直大嶋。賜姓曰連と見え。（また十二年九月の所にも、門部直賜姓曰連と有るは、家別なるか、文の重れるなるか知らず）文德天皇紀に。齊衡三年十一月。侍醫正六位上。門部連名繼等。賜姓與道宿禰など見えたり。○佐伯連。こは姓氏錄左京天神部に。佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。と有るに依れり。（また右京天神部に、佐伯造、天雷神孫、天神人命之後也とも有り、神人を、一本に押人ともあり、押日の誤なるべし、天雷神と有るは、此文を助けて云へば、牟須毘神と聞ゆれど外にかく白せること無し。）なほ大伴宿禰の條に。上に引たる文に連けて。雄略天皇御世。以天靫負部。賜大連公。奏曰。衞門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與

愚兒語。相伴奉衞左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右開闔之縁也とあり。(大連公とは、即室屋大連公を云へり、語とは、雄略天皇紀に、大伴談連とありて、談此云箇陀利、とある人なり、佐伯氏は、かく室屋大連の時に分れたる故に、上に引たる文に、其後也と云るなり。)此文ふと見ては。大伴氏の。靫負部の長として。衞門開闔を務こと。此天皇の御世より始れる事の如く聞ゆれども。靫負は元より。此家に屬たる職にて。衞門開闔も。此職に屬る。元よりの務なり。(其は古語拾遺に、神武天皇の即位の事を記せる處に、日臣命帥來目部衞護宮門、掌其門闔、と有るにて知るべし。)然るに此御世まで。御門の左右を。一人して務め來しを。室屋大連公に。是職を賜へる時に。一人にては。堪がたき重職なれば。其兒語連と二人にて。左右を務めむと奏せる故に。奏しの任に許し賜ひしより。大伴佐伯兩氏にて。左右の開闔を掌る事と成れる由なり。天武天皇紀に。十三年十二月。戊寅朔己卯。大伴連。佐伯連。賜姓曰宿禰とあり。(佐伯は、和名抄に、佐倍木とあり、然て姓氏錄、右京皇別下に、佐伯直、景行天皇皇子、稻背入彦命之後也、云々と有る、これ此氏の本にて、大伴と同祖の、佐伯氏は末なり、然れば佐倍木てふ言の意は、景行天皇卷に、其氏の出たる所に云べし、また大伴と同祖の佐伯氏より別れたる氏々も多かり、其は雄略天皇卷、談連の下に擧て委く注ふを見べし。)さて大伴佐伯兩氏の。門部を師て。衞門の事を掌る趣は。江家次第御即位儀に。開章德興禮兩門。伴佐伯帶劒著五位禮服。率門部三人。入自兩門。居會昌門內左右廂胡床。云々。次伴佐伯兩門下壇。對北面立。次命門部開門。還本座。諸門皆應。各還云々。兩氏閉門云々。また大嘗會儀に。伴佐伯宿禰。開大嘗宮南門。など有にて知べし。(文武天皇紀の、大嘗會の處にて、大伴宿禰手拍、堅楯桙、とも見えたり、手拍とは名なり。)此を按ふにも。門部連と云しは。大伴氏と同祖にて其安牟須比命と有るは。天忍日命の父神なること疑なし。抑牟須比と名に負せる神たち。二柱の皇產靈神は。產靈の本つ大神に坐せば。申すも更なり。火產靈。稚產靈。津速產靈。興台產

霊など。（此等の外に、活産霊、足産霊、魂留産霊などあれど、此は伊邪那岐大神の、司命の御霊に坐ませば、今申す限りに非らず。）皆必ず産霊と申すべき。小縁ならぬ由有りて、負坐る御名なるに。此安牟須比と申す神はしも。浮穴門部兩氏の文に。御名の出給へる耳にて。何なる産霊の功績ありし神とも知られ給はぬが。年頃心に懸れるを。熟々に按へば。此は天之底立神。亦名は。天角凝魂命になも在ける。（また天之常立神とも、また天之壁立命とも、また天角己利命とも、また角魂命とも、申せり、委くは既に第二段の傳に云るを見べし。）いで其由はまづ天忍日命は。決めて天手力男神に坐すなり。然るは此神。天照大御神の。石屋戸を闔て幽居せる。其戸を開けて。引出し奉れる功績に依りて。手力男とも。石門別とも御名に負坐し。然して大御神の。新宮の御門を守護て。其開闔を掌給へる故に。阿居多都命と申せること。（居は祁の假字なり、石見國美濃郡に、阿豆委居命神社あり、これ居をケに用ひたり。）既に委く説たるが如し。（此等の説は、第四十九段、第五十七段

などに注せるを、立復り見て考へ合すべし。）然れば。是神の御末の氏々多かる中に。必ず其功を繼て。御門を守衞り。其開闔を掌り。武事もて仕奉る氏家なくて叶はぬ謂なるに。一氏も然る家の無きは。不審しき事の極ならずや。其は彼石屋戸段に功績ありし諸神。一柱も御從して降給はざるは無く。其末なる氏々。其職を繼ざるは。一氏も無ればなり。（然るに古來一人も此に不審を起せる人なく、阿居多都命と申すを、手力男神の亦名なりと、悟れる人なきは然る物にて、石門別命と申すも、其亦名なる事をさへに、心著たる人なきは、餘なる麁略にこそ。）爰に是御天降の時に。天手力男神。（亦名石戸別命）の御霊を副賜へる事は上に見えたれど。其現身の。御從して降給へる事の所見ざるが甚異きに合せて。必ず此神の。掌賜ふべき職をし。天忍日命掌給ひて。仕奉らし。其御末の氏々。其職を繼て。靫負の武職は更なり。衞門の職にも。仕へ奉れる例なきは。是天忍日命。やがて天手力男神に坐す故なること。更に疑ひ無き物なり。故是を以て。天手力男神と申す御名の

方より。其出自を系もて行くに。皇產靈神の御子。天底立命。（亦名天角凝魂命。）之御子に坐こと。既に出せるが如し。（此事も第四十九段に、委く考へ辨へたり、第五十七段、石門別命の下、また第六十段、玉主命の下、また第百三十一段、阿波咩命の處などを、合せ考へて、然して此段の說を味ひ見ば、其條理自づからに、著明ならむ物ぞ。）然れば安牟須比命と申すも。天底立命の亦名なること。亦更に疑ひ有まじき物なり。然るは此神また天角凝魂命とも申す。御名の義は。纏て產靈の意にて。天國を作らしゝ。牟須毘の功績貴きこと。既に云へる如なればなり。（此由は、第二段の傳を見て知るべし。）さて天忍日命。（亦名天手力男神。）の出自。かくの如くにて。其手力の卓れて右の功績坐りし故に、別に其御靈をも副降し給へるを。御戶開神と申て。後に大御神の相殿に祝はれ給ひ。また四至の御門にも齋かれ給ひて。豐石窻櫛石窻神と名に負坐し。はた其現身は。御天降の御從に立しで。天の壓靈と負坐る。其功績を負持て。日臣命より次々。其御末なる大伴佐伯、その道に仕奉りしは。

最も貴き事なりけり。（御戶開神と申せるを、大御神の相殿に祝ひ申せる事は、第百三十四段に見え、御門に齋かれ給ふ事は、第五十七段に見え、日臣命の事は、神武天皇卷に委く見えたり、）然れば。聖武天皇紀天平勝寶元年の詔に。大伴佐伯宿禰波。常母云如久。天皇朝守仕奉事。顧奈伎人等爾阿禮波。（師云、諸本に、如字なくて語調はず、故今補へり、天皇の常々詔ふ由なり、また常に世中にて云ごとくの意にも有べし、顧奈伎とは、己が身命を顧ずして、勤しく仕奉るを云ふ、萬葉二十防守の哥に、「今日よりは、かへり見なくて、大君の、醜の御楯と、出たつ我は、とあり、）汝多知乃祖止母乃云來久。海行波美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去曾死米。能杼爾波不死。止云來流人等止奈母聞召須。（師云、汝多知とは、此二氏の、現在る人々をさして詔ふなり、祖止母は、世々の祖なり、云來久は、先祖より世々云傳へ來るなり、海行波云々、美豆久は、萬葉二十に、美豆久白玉とも有て、水に漬るなり、草牟須屍は、屍の上に草の生るを云ふ、抑海にも山にも死なむと云こと

を、如此云るは、めでたき古言なり、誠にいさ古く先祖より云來つる言なるべし、王乃弊は、天皇の方にて、邊の意なり、俗に御馬前さ云ふが如し、能杼爾波不死は、事なく安らかには死なじにて、徒には死なじ、此身命をば、天皇の御爲にこそ捨め、の意なり、萬葉十三に、吹風母和者不吹など猶あり、此の語の凡ての意は、天皇の御從に仕奉りて、もし海を行く時に事あらば、天皇の御爲に命をすてゝ、海中にも沈みてむ、山を行く時ならば、即其山にて命を捨てむとなり、)是以遠天皇御世始氏。今朕御世爾當氏母。內兵止奈母遣須。(師說に、內兵は、ウチノイクサ、と訓べし、十七詔にも、大伴佐伯宿禰等彼、自遠天皇御世、內乃兵止爲而、仕奉來とあり、內といふは、殊に親み給ふ稱なり、內臣、また伊勢大神宮、に、內人と云ふあるなど、皆然なり、兵は書紀に、兵士、兵などあり、イクサとは、もと其人を云ふ名なり、云々とあり、然て內兵止の下に、心中古止波、さ云ふ五字有れど、師も云れたる如く、むげに聞えず、衍文のごと見ゆれば、今は省きて抄しつ、)故是以。

子波祖乃心成伊自。子爾波可在。此心不失自氏。明淨心以氏。仕奉止自氏奈母。(師云、成伊自は、伊は助辭なり、自も助辭ながら、曾といふ勢に近し、祖乃心を成すとは、父の欲思へりし心の如く、其を成果すをいふ、子爾波可在は、まことの子と云ふ物なるべし、の意なり、此心不失は、祖の、心を成すべき義を失はずなり、是かの世々の祖の、海行者云々、と云ひ來れる志を成すべし、との意なり、)男女幷氏。一二治賜夫云々。(師云幷氏は、男女幷てなり、一二とつゞくには非ず、さて是までは、大伴佐伯氏の事なり、次の叙位の中に、大伴氏、男には牛養、稻君、家持など、女には三原、佐伯氏は、男には淨麻呂、常人、毛人、靺鞨など、女には美努麻女見えたり、抑こゝらの氏々の中に、大伴佐伯を、かく取分て治給ふ事は、上代よりの例なるべし、)萬葉十八卷に、大伴家持卿の詔詞を承て詠れし長歌あり。其末に。「大伴の。遠都神祖の其名をば。大來目主と負持て。仕へし官。海行かば水漬く屍。大皇の邊にこそ死め。顧はせしと言だて。丈夫の淸き彼名を古よ。

今の現に流さへる。(古よは、古よりなり、流さへるは、所流にて、末流と云が如し、と人も云へるがごとし。)祖の子等ぞ大伴と。佐伯の氏は人祖の。立る辭だて。人子は。祖の名絶ず大君に。順ふ物と云ひ續る。言の司ぞ梓弓。手に執持て劔大刀。腰にとり佩き朝守り。夕の護りに大王の。御門の守り我を除て。且人は有じと彌たて。思ひし麻佐る大皇の。御言の幸の貴くし有れば。と有りて。其反歌に。「大伴の遠都神祖乃奥都伎は。しるく標立て人の知べく。とあり。(奥都伎は、墓所なり、標立と云ひて、標立よと云ふ意になる、古言の例なり、其といち著く、人の知ばかりに標立よ、と云へるなり。)さて大伴の氏家の。如此やごと無りしも。是より間なく。天平寶字元年に。橘奈良麻呂朝臣の。藤原惠美仲麻呂が。姦惡を攘はむと謀れる時に。大伴古麻呂。佐伯大成。大伴古慈斐。佐伯全成など云ひし宿彌等の。黨せること發覺れて。誅はれし事あり。(此擧をし御紀に、謀反とあり、實にも大君の御言をも受ずて、兵を用ひむと謀れるは、事發覺れては、さる惡名に坐けむも然

る事ながら、實には鎌足公の、入鹿を誅めしと事の趣き異ならず、然るに彼公の擧は、今世までに其功業を稱め、奈良麻呂朝臣などの擧は、今に史籍に、謀反の名を殘せり、但し此は功遂たると、事成ざるとに依れる事なり、斯て大伴佐伯の人々の、此擧に黨せられたりしも、元より大君の邊にこそ死め、徒には在じ、と言立たる人々なれば、義を見て勇み進む心より、然る惡名を殘されてぞ有ける。)是よりして。此氏人の大き家々は。漸々に勢ひを失ひ。衰へもて來て。遂に其家々の絶々に成りて。今しは御卽位。大嘗會を始め。神代の故實を逐賜ふ大御禮儀には。大伴代。佐伯代とて。他氏人を雇ひ給ふ事と成ぬるは。最も悲しき事なりかし。(阿波禮この兩氏をも、代ならず、其血統を現し出て、用ひ給はむ由もがな。)さて類聚國史に。弘仁十四年四月壬子。改大伴宿禰。爲伴宿禰。觸諱也。日本紀略に。天慶六年七月一日癸未。賜參議正四位下伴宿禰保平。爲朝臣。など見えたり。(師云、淳和天皇の御諱を、大伴と申せり、抑古姓にも名にも何にも、大と云は、崇め稱美た

る物なるに、今此氏、罪なきに大てふことを除かれたるは心うし、必大のかはりに、美稱を添まほしきわざなり、萬葉七卷に、伴雄廣き大伴、とよめる哥の詞などに依て、廣伴宿禰などこそ有まほしけれ。）○次天村雲命者云々、此は豐受大神宮禰宜補任次第に。天牟羅雲命。天曾己多智命子。天嗣枡命子。天鈴枡命子。天御雲命子也。と有るを取れること。微に云へるが如し。（御鎭座傳記に、天村雲命、神皇產靈神六世孫とあり、是また古傳ときこえたり。）○伊勢朝臣。こは姓氏錄左京天神部に。伊勢朝臣。天底立命孫。天日別命之後也。と有るを取れり。（孫はヒコと訓べからず、ハツコと訓て、裔の義に見るべし。）天日別命は。神武天皇の御世に出たる人にて。度會氏の祖なるが。大神宮例文。及度會氏系圖に。天村雲命の子。天波與命の子とあり。（塙本の例文に、天波與命なきは、脫たるなり。）なほ此氏の事は。神武天皇卷。天日別命の所に委く云べし。○額田部宿禰。こは姓氏錄攝津國天神部に。額田部宿禰。角凝魂命男。五十狹經魂命之後也。（また此に並びて、委文連、角凝魂命男、伊佐布魂命之後也ともあり。）右京天神部に。額田部宿禰。明日名門命三世孫。天村雲命之後也と有るに依て載せり。（また是額田部に並びて、額田部湯玉額田部宿禰同祖、明日名門命十一世孫。御支宿禰之後也ともあり、支一本に與と作り。）さて明日名門命三世孫。天村雲命と有るを。上の補任次第と合せ考ふれば。其天嗣枡命やがて此明日名門命なること知られ。亦是姓氏錄の二條を相參へ考ふれば。伊佐布魂命。明日名門命。同神なること知るゝを。補任次第と參考ふるに。其御父角凝魂命。やがて天底立命に坐こと炳焉かり。（是を以て、上に引く伊勢朝臣條に、天村雲命の孫なる、天日別命を、天底立命の裔とは云へり。）また其伊佐布魂命と申すは。既に第四十九段に云る如く。天手力男神。亦名天石戸別命の別名なり。故是を以て。明日名門命と申す御名も有るなり。（此は日神の御門を明給へる謂に依て、負ませる御名なることも既に云へり。）然れば。天嗣枡命と申すも。天手力男命の亦名にて。軈て天押日命にぞ有りける。然てかく考合すれば。此神ばかり。御名の

多きは有ざりけり。(其は第四十九段に出せる天手力男神、天石戸別命、伊佐布魂命、明日名門命、第五十七段に出せる櫛石窓命、豐石窓命、阿居多都命、天背男命、第六十段に出せる、玉主命、天石門別、安國玉主命、第百三十一段に出せる、天石帆別命、當段なる天忍日命、神狹日命、大久米主命、天津久米命、天槵津大來目命、天嗣杵命、すべて十餘七つの御名あり、此をみな別神のごと傳へ來し故に古今の學者たち、皆惑ひてぞ有ける。)さて天嗣杵命と申す名義は衝矛なるべし。嗣と衝と。言の清濁に疑ひ有べけれど。次に主基とも云ひ。處就を嫁繼と云ふ類多く。第七十二段に出たる。衝杵等乎留比古命も有ればなり。然れば其御子に鈴杵命と申すも。共に杵に由ある名にて。鈴杵とは。鈴を飾り著たる杵なるべし。(杵を杵とも書こと、古書に例多かり。)天御雲命と云名は。其子天村雲命の功績より。其御父の名をも稱へけむ。(子の功績より及て、父にも然る名を負せし例もなほ多かり。)さて額田部氏に二流有り。其一流は。既に出たる天津日子根命の御末にて其額田てふ言の本なるが。(此事は、第三十九段の傳を見て知るべし。)其氏人の住る處。やがて其地名となり天村雲命の一流。また其地に住るか。或は別なる由有りて。此氏を負るものなり。(其出自の異にして、同氏を稱るに、此例いと多かり、其は其處々に云べし。)○度會神主。こは天村雲命の子。天波與命の子。天日別命と云ひし人。神武天皇の御世に。勤しき功ども有りて。伊勢國造に定賜ふ。上に出せる伊勢朝臣も。卽是系なり。(此は國造本紀、伊勢風土記などに據りて注せり、委くは、神武天皇卷に云ふを俟て見るべし。)斯て此氏の。神宮に仕奉し始めは。神宮雜例集に。垂仁天皇二十五年。五十鈴宮鎭御之時天見通命。(天兒屋根命十二世孫、荒木田神主遠祖。)大若子命。(天牟羅雲命七世孫、度會神主遠祖。)御共供奉。とある時なり。大若子命は。外宮の書等に。天日別命。(一名天日起命。)子。彦國見賀岐建與束命子。彦田都久禰命子。彦楯津命子。彦久良爲命子。大若子命。(一名大幡主命。)乙若子命とあり。(なほ是より後の事は、垂仁天皇卷、雄略天皇卷に注ふを見るべし。)

〇天忍雲根命の。天兒屋根命の御子なり由は。天神壽詞。また藤原系圖。荒木田系圖などに見えたり。

爾天津彥火瓊瓊杵命。於高千穗二上峰。天降坐之時。天暗冥。晝夜不別而。人物失道。物色難別。玆有土蛛。名曰大鉗小鉗。二人奏言皇美麻命。以命之御手。拔稻千穗而。爲籾而。投散于四方則。虛得開晴白矣。于時如大鉗等所奏。搓千穗之稻。爲籾而。投散之則。即天開晴。日月照光焉。因曰高千穗二上峯。既而移幸襲之高千穗槵日二上峰矣。

此段は。日向國風土記。臼杵郡知鋪鄕の故事を。全く取て文を成せること。徵に其本文を出して謂れるが如し。(但し此風土記の全編は今傳はらず、釋日本紀と、仙覺が萬葉注に引ることを合せ見て、誤を訂して出せるなり。)さて高千穗二上峯とは。即前條に。高千穗之久士布流峯と云る山の一名なり。二上を舊く布多賀美と訓み。師も此訓を用られて。其山の狀。中央に峯二つ有りて。然云べき山なりと國人語れり。凡て古に二上山と云るは。皆峯二ある山なりと言れたれど。其は中古よりの訛言にこそ有れ。太古くは決めて。布多能煩理と唱けむ。と所思るなり。(師說に、凡て古に二上山と云るは、皆峯二つある山なりとて。フタカミてふ讀を用られしは、萬葉二卷、七卷などに、葛城二上山を詠る哥どもに、二上山乎、弟世登吾將見また二上山母妹許曾有來、など詠み、近江國に、三上山と云ふも有などを思はれしなるべけれど、是もいと古くは、フタノボリ山ミノボリ山と呼けむを、訛れるにや有む。)然るは其高峯の進り上れる狀の。二に分りし故に。負る山名なれば。二賀美と云ては。都て語の道に叶はず。必ず二能煩理。と云では有まじき語の格なるに。況て天神壽詞に。天忍雲根命を。天の二上に奉上て。天皇祖神に。

天都水を請賜ふに。此神天の浮雲に乘て。天の二上に上座して。賜はり降れる事あり。(こは下の、第百四十三段の本文と爲たり、就て視るべし。)然れば天照國にも。同名の山あるを。大同本記に。是上れる神を。天牟羅雲命として。此功に依りて。天二上命と。名を賜へる由見えたり。此は地なる二上山より。天なる二上山に上れる故の美名と聞ゆるに。此名を同記の別本。また他の古書どもに。天二登命。と書たるも多かり。(此事もまた、第百四十三段の一傳に出せり、就て見るべし。)二上と書たるをば、強て二上と訓とも。二登と書たるをば。二登と訓むより外無ければ。此を例として。二上をも然訓べきことゝ。論ひ有まじくこそ是に就てまた按ふに、常陸風土記、久慈郡大田鄕の所に、珠賣美萬命自天降時綺日安命、自筑紫國日向二折峯至三野國引津根之丘云々、と云る文あり、此二折峯とは、疑なく二上峯のことなれど、二折と云こと、二上とは、上下相反けて、然云べき謂なければ、折は拆の一畫を落せるにて、此峯の二に進り上れる狀より、二拆之峯とも云けむと思ひしかど、熟く思へば、此は泝の誤にて、二泝なるべくぞ所思ゆる、然れどこは猶よく考ふべし。)〇天暗冥より。物色難別までは。聞ゆる隨の文なれば。注するに及ばず。(但し其訓は、師の記傳に引て、訓れたるに從へり。)〇土蛛は。古事記に。土雲と作るは借字なり神武天皇の御世に。新城戸畔。居勢祝。猪祝など云ふ。土蛛の名あり。景行天皇の御世に。靑。白。打猨。八田。國摩侶。小片鹿奧。小片鹿臣。津頰など云し土蛛あり。神功皇后の御世に。田油津媛ちふ女土蛛あり。其文等を視るに。力強く。衆類多く。皆皇命に從はず。岩窟土窨などに住て。人を害ひ。殘暴ぶる梟師等を。蜘蛛に準へて。如此號けたり。(其は攝津國風土記に、橿原宮御宇天皇世、僞者土蛛、此人恒居穴中、故賜賤號曰土蛛、と有にても知るべし、)師說に。神武天皇紀に。高尾張邑有土蜘蛛。其爲人也。身短而手足長。與侏儒相類。皇軍結葛網而。掩襲殺之。と有れば。此形に因て稱られたるを始として。其餘のも此に例ひて是稱を付たるにも有べし。(然るに新井氏云。太古の時に、つちぐもと云しは、國神と

云が如し、古語にクマと云しは、神と云語の轉にて、クモと云も、クマの轉なり、されば、虫の蜘蛛に寄て云しには非ず、土蜘蛛と書るは、後の借字なり、蜘蛛をクモと云ふは、韓地の方言にて。今も朝鮮の人、クモと云なり、是本我國の語なるを、彼國へ習たるも知べからずと云り、此説は不可し、久母と云名、本より皇國の言なり、然れば本我國の語なるを、彼へ習へるか、と云るは宜し、凡て韓語には、然る例も多きぞかし、また或人クモはコモリにて、土隱と云ふ稱なりと云り、此は然も有べきか。）偖また今世に。吉備國などに。大石を積て作れる。大なる岩窟。處々に多く有りて。土人の傳に。昔火雨の降し時。諸人の隱れし跡なりと云と。波國人語れり。今思ふに。是らも上代に。土雲等の住りし蹟なるべし。火雨のことは。後の傳の虛説なり。と言れたり。（如此き石窟は、吉備國のみに非ず、諸國に多く聞えて、何處にても、火雨を防げる窟なりと云ふ由なり。）さて此の二人の土蜘は。下の事等を奏せるは。人を殘害し者には非ざれども。土中に住し故に。後に此稱を

負せたるなるべし。（師説にも、既にしか説れたりき。）〇大鉗小鉗は。萬葉注に。鉗を鋸とも作たり。孰にても其訓詳ならず。（鉗字はカナギとて刑具なれば、何に土雲なりとも、此は云々の功も有れば、然る忌はしき名を負べ、も非ず、また鋸は、字書類に、鉤也とありて、ツリバリと訓む字なれば、此も似つかはし非ず。）故姑く鉗の字音を用ひて。加武とは訓り。然にても。其名義の詳なるには非ねども。字は元より假字にて、大頭小頭の意には非ざるか。（加夫、加武、同語なる由は、冠を加夫理とも云ふが如し、猶第一段の傳見合すべし、又狼も同義なるか考ふべし。）もし此考へ當れらば。其衆類多きが中に。二人の頭等なり。〇稻。穗。籾は。和名抄に。唐韻云。稻。（和名伊禰。）早稻。（和世。）晩稻。（比禰。）穗。（和名保。）糙。（漢語抄云、毛美與禰、一云加知之禰。）米穀雜也とあり。（此は、諸異本を挍して、今の要ある事どもを抄せり、但し此中に、晩稻を比禰と云へるは、一本の文なれど、此は通本に、於久天と有るぞ宜き、さて通本に、稻に伊禰と云ふ訓なきは落たるなり。）さて拔

稻千穗而爲籾と有れば。其山に。自然に稻の生たるを。拔取てと云へる如く聞ゆれども。此故事の由緒に因りて。高千穗と名に負る由なれば。皇美麻命の。天より持降らし〻稻穗を云へり。然れば此は。前に大御神の依し賜へる齋庭の穗にぞ有ける。然るに其を糙にして。四方に投散し給はゞ。虛の開晴なむ故を知居たる土雲。また最奇しき者なりけり。(抑土蛛ちふ名の見えたるは、此土雲始めなるが、窟に住る故に、土蛛と云ふ名こそ負れ、實には人種にて、其人種の始めは、伊邪那岐伊邪那美二神の生給へるなれば、此土雲などは、其生給へる人種の始祖どもの長存せる者等にも有べし、そは下に出たる、事勝國勝長狹神と云ふは、伊邪那岐神の子と有るをも思合すべし、如此思ふに付ても、大鉗小鉗ちふ名の義に。大頭小頭ならむと臆度らる〻なり、又然るいみじき長存の人草頭なりし故に、此山の石窟に住居て、此時の事にあひて、かく教へ白せるにも有べし〕さて此時皇美麻命は〕なほ幼稚く坐ること。既に云如くなれば。天兒屋根命。その御手代として。物し給ひけむ事は云ふも更なり。事こそ異れ。兒屋命の。皇美麻命の御手に代り給ふ趣。天神壽詞にも見えて。下に出す本文の如し。(第百四十三段を見て知べし〕斯て其言の如く爲給へば〕即天開晴て。日月も著く照徹れる由なり。○日月照光焉。日の照す由は。沼河比賣歌にも。「青山に日が隱らば。」と詠み。なほ何くれと。其趣の聞ゆるを。月の照光る趣は。是の傳より前に。所見たる事なし。故此に因りて考ふるに。月の見え初たるは。必ず此時なるべく所思るなり。(然れば此の文、たゞ一わたり見ては、他に多かる日月星辰など云ふ文例の如く思ふべけれど、此はさる一わたりの事に非ず、虛のしか暗冥かりし故に、日の見えざるは元より、にて、月の始めて照光れるに、日の暗かりしが、明になれる事をもかね云て、日月照光とは語り繼けむ〕然るは。月もと豫美國にて。大地の底根に付て成れる物なるが。斷離りて後も。大地に屬從ひて旋る故に。月豫美と稱ふこと。既に委く說辨へたる如なるが。(此事は、第二十六段、第二十九段、第三十段の傳、及徵第五十九段の傳を、次

次に見て知べし、)其斷離れし時は。何頃と云こと。知べきに非ねど。古傳の趣に頼りて。其樣を推度るに。大國主神の。往還し給へる時の事を思へば。其頃はなほ。大地に附連れること著く。其より皇美麻命の。天降坐までの間に。思ひ合すべき事も無て。今し御天降ありて後に。かく見え初しは。其斷離れたる時は。必ず此時なるべき事。更に疑ひ有まじく所思ゆ。(前に靈の眞柱に著せる時は、この風土記の傳へを忘れて、其斷放れたる時は、皇美麻命の天降坐せる前後の間にや有けむ、と云しは猶未しかりき。)抑天日大地。月豫美の三は。靈の眞柱の第四圖に著せる如く。もと連きて在けるに。天日は。第五圖の如く斷離れて。大地と豫美とは。大國主神の御世まで。連きて在しが。此時に至りて斷放れし事は。伊邪那岐。邪伊邪那美大神の生成し賜ひ。日神月神の生坐る。是御國の君の定まり賜ひて。天降來まして。天の下を所知看し。大國主神を始め。國神等みな隱り散け坐て。顯幽の道二つに分り。此時ぞ。天日。國土。月讀の事の。全く成竟たるなれば。斷離るゝこと。本より然在べき理の具はれる事なるべし。(三大考に天と地との間も皇美麻命の天降坐まで連きて在しが、天降坐て後に斷離れたり、と云るこそ違へれ、地と豫美と斷離れたるは、何時の頃と云こと知難けれど、大國主神の、八十坰手に隱り坐て後ならむ、と云るは、實然る言にて、此後天地泉の往來止たる事を、是を物に譬へて云はゞ、兒の臍帶の胞衣と連たるが、既に生れては、斷離るゝ如く、また木草の實の熟すれば蔕落のするが如し、是らは唯に其狀の似たる耳ならず、其理も全く同じ事なり、何と云に、皇御孫命の天降坐るは、兒の生れたるが如し、また二柱大神の生成し賜ひ、天照大御神の生坐る、此御國の君の定まり賜ひて、天降來坐て、所知看は、天地國土の事の、全く成竟たるなれば、是木草の實の成熟ると、全く同理ならずや、此を思ふにも、皇國はこれ天地の根蔕、皇御孫命は、四海萬國の大君に坐すこと、彌いち著くして、尊しなど申奉るも、中々よのつねなり。然るを世人ひたすらに、外國の妄說どもに惑ひ溺れて、皇國のかばかり尊き事を識らず、たま

〱是を聞ても、却りて云破らむとさへ爲るは、何なる曲事ぞやと云るは、誠に然る事にこそ。」さて然正しく三つと成て。天日は高く。上空に位を定めて。其處に居つゝ。終古に休まず。旋動こそすれ。其居を移轉し周る事なく。大地は元より其の隨に漂ひ。天日に順ひて。其周輪を旋り。月讀はもと。大地の根に成て。地に附て漂ひ周れる物なる故に。斷離れて後も。その如く地に屬ひて周ること。今の現に視るが如し（但し、此は古傳に因り、現に見る所の事實に測り考へて云説なれども、實事に疎き人は、今見るに、日は東に出て西に沒ると見ゆるを以て、地の旋ると云を、異み思ふめれど、其は我身の微少ことを思はざるなり、大地は虛空に漂ひ、日に屬ひて周旋るを、人の知らで、日の旋ると思ふことは、譬へば船に乘りて川を行くに、舟は其まゝに在りて、岸の移ると見ゆるが如し、其は實は岸の徙るには非ずて。舟の行なるを以て、此理を悟るべし、此は事舊たる譬なれど、せめて云なり、また予が此天日は動かで、地と月とは周旋ると云ふ説を、西洋人の説に因りて、云出たりと誹る人も有れど、此は古傳に灼然く見えたる事實によりて、考出たるなれど、其適に外國人の説に似たるは、彼が強に考たる説の、古傳に合るにこそ有れ、我が説の彼に依れるには非ずかし、○此後にまた漢籍を見るに、彼土も、古く地動の説有けり、そは別に考記せる物あれば、此に云はず」此等のこと。總て天皇祖神たちの。奇く妙なる產靈の理に資りて。定れる事なれば。更に人の小き智もて、測り識べき限りに非ず。抑阿米とは即日のこと。豫美とは即月の事なるが。其天日のことは。既に次々委く言へれば。其は措きて。月豫美のことを言むに。速須佐之男命は。豫美國に入坐るを。月夜見命と申し。その御託宣にも。吾は月神なりと詔へるにて論ひなく。萬葉に。佐々良榎壯子。また月讀壯士など詠み。直に月讀とも云へるは。月やがて夜見國なる徵にて。此は斷離れて月と見え初し頃より云る。古言の殘れる語なるべき事。既に次々注るが如し。（古言に月豫美と云るは、月は夜に見ゆる物なる故に、かく云ふ、と云る人もあれど、其は本を知ざる末しき

説ぞ〕さて三大考に論へる如く。月夜見國は。もと大地の根底に屬て在し故に。地に隔られて。日の光輝をうくる事なく。常に暗かりしが。斷離れて後に。是國にも。亦夜晝の定まり出來しこと言ふも更なり。〔夜見國の、大地に附りしほど暗かりし事は、夜見と云にて論ひ無く、豫美と云は、即闇と云ふが如し、其は今世にすら、南北極の邊りには、夜國と云も有るを思ふべし、日に遠く、大地に隔らるゝ故に、然る國は有るなり此に准へて、豫美國の事をも思ふべし、〔偖また天照國は。既に云る如く。内方にあるを。月夜見國は。大地なる國の如く。外方に在りと視ゆるなり。其は望遠鏡といふ物を以て覗ふに。白く光りて見ゆる所は、此大地の海と同く。透起る浪穗さへに見えて。彼むら〳〵と見ゆる所は。陸にて。山と覺しきも見ゆればなり。〔其むら〳〵と見ゆる物を、古哥には月の桂と云へり、また其をたゞに振放見れば、兎の臼づき立る狀にも、見成さるゝ故に、俗には然も、云ひ、赤縣にては、月中有兎なども云めり、然れど其は妄談なれば、論ふに足らず、尙日月星などの委しき事は、別に著せる、太昊古曆傳に就て見べし〕さて如此思ひ續くれば。皇御孫命の天降坐る時に。物の色目の分がたく。人等道に惑ふまで暗冥かりしは。其斷離るゝ故の異變にぞ有けむ。斯て其斷放れし所は。必ず謂ゆる南極の邊なるべし。其は此大地にも。上下と前後とあり。北極は地首なるが。南極は其尻方なればなり。〔尙是より末の考へは、大祓詞再釋に、常潮乃潮乃八百道乃八潮道乃、云々とある所に云ふを見るべし〕○因曰高千穗二上峯とは。上に云ふ如く。峯二上りに進り立るが千穗の稻を扱散して。晴たる高山なる故に。かく號たる山なり。○襲之高千穗槵日二上峯。襲を精くは熊襲國とも云て。筑紫嶋を五と爲し。其一を云へる名にて。後に定られたる。日向國の南方半國許より。大隅薩摩の地までを總て云し。上代の大名なり。〔此地のこと、既に第八段に、注へれば、今更に委くは云はず〕斯て是高千穗峯は。上の臼杵郡智保郷なる。高千穗山とは別にして。諸縣郡にありて。霧嶋山と云ふ。神名式に。日向國諸縣郡。霧嶋神社。仁明天皇紀に。承

和四年八月壬辰　日向國諸縣郡霧嶋岑神預官社。文德天皇紀に。天安二年十月廿二日。授日向國從五位上霧嶋神從四位下とあり。師云。此山は。日向國の南の極にて。大隅國の堺なり。神代紀に。二上とある如く。東西と分れて峯二あり。(山下に、東霧島、西霧島と云ふ村もあり、)西なる峯は。大隅國に屬り。桓武天皇紀に。延暦七年七月己酉。太宰府言去三月四日戌時。當大隅國贈於郡曾乃峯上。火炎大熾響如雷動。及亥時火光稍止。唯見黑烟。然後雨沙峯下五六里。沙石委積可二尺。其色黑焉とあるは。此山の事なり。抑此山のこと。委く聞くに。霧山とも。霧嶋山とも云て東なる峯は。日向國諸縣郡。西なるは。大隅國贈唹郡なり。東なる峯。殊に高くして。鉾峯と云ふ。頂に神代の逆矛とて立てり。詣る者これを拜む。(語傳へて云く、伊邪那岐、伊邪那美命、天浮橋の上より、霧の海を見下し賜ふに、島の如く見ゆる物あるを、天沼矛を以てかき捜り、其處に天降賜ひて、其矛を逆様に下し給へるなり、霧島山と云も、此由なり、と云なるは、此邇々藝命の御古事を、彼二柱神の御事に混へて、傳へ誤めたるなるべし、)如此て西なる峯はやゝ卑し。頂よりやゝ下。登る道の傍なる谷には。常に火燃あがる。然る故に。火氣布峯と云ふ。日向の言に。常を氣布と云故なり。また此火。時に依ていみじく熾に燃上りて。黑烟天をおほひ。石砂遠く飛散ことあり。日向大隅薩摩の國人ども。神火と云て畏み拜む。霧嶋明神の社は麓にあり。大なる社なりとぞ。(凡そ此山の内、夏のころ、霧島さつきの花盛は、目もあやなりとぞ、其外異しき樹ども種々あり、山半より上は、樹は一もなくて、只細なる燒石のみなりとぞ、又山の内に、處々に大なる池多く有て、大なる蛇すめりとぞ、)さて此山。つねに登り詣る人多きを。暴に霧の起りて。大風吹出。地動き。おどろおどろしき音して。闇の夜の如く暗がりて。路も見え分ぬばかりに爲こと有て。ともすれば。此霧におははれ。風に吹放たれて。亡なる者もあり。然るに神代の故實と云て。謂ゆる先達なる者。人に敎へて。手ごとに稻穗を持せ行て。もし此霧起ぬれば。其を以て拂ひつゝ行けば。暫が間に天明りて。事故

なしとぞ。(篤胤云、皇美麻命の、始め天降坐るは、臼杵郡なる山にて、霧の起れるに、稲穂を以て拂ひ賜へるは、即其山なること、上に出たるが如し、然るに此霧島山に、かゝる驗の有ことは、前後の違こそ有れ、彼も此も共に、天降始めの山なる故に、共にさる事の有けむが、風土記に、かの臼杵郡なる山の傳へのみ殘りて、この諸縣郡なる山の傳へは失たり、其は師も云れたる如く、古の風土記どもは、たゞ釋日本紀と、仙覺が萬葉抄などに、往々引るのみこそ遺りたれ、全きは傳はらざれば、其全書には、霧島山の事も記したりけむを、彼書どもには、其をば引漏せるならむ、然れば彼山此山ともに、稲穂の古事の有ける故に、今世までは、時々暴に霧たち起りて、然る異變のある事は、神代にさる事の有ける驗を、今に傳へ示し賜ふ、神の御心にぞ、有べき、薩摩國人云、今も高千穂の山に、蒔かずの稲とて、自然に生出る稲ありて、能く實れるとぞ、此は前に國人より贈れるを、今も藏て有るなり、最奇靈なる事にこそ、)さて峯に立る。かの御矛は。長さ八九尺許ありて。鋏にや石にや辨へ難し。鋒の方に横手ありて。十字の形の如し。又同じ狀なる矛。今一立るは。近世に嶋津義久朝臣の。新に造りて建添られしとも。または鹿兒島の商人。池田某と云し者。此山の神を深く仰き奉れるが。眞鍮を以て造りて、建たる也とも云は。孰れか實ならむ。(今云、此山の事、また其矛のこと、人々の説を集め、猶己が考へをも取添て、記せる物あり、其は思ふ旨あれば、此に著さず、其書に就て見るべし、)さて臼杵郡なる高千穂山も。諸縣郡なる霧嶋山も。共に古書にも見え現に凡ならざる處なるを。皇御孫命の天降坐し御迹は。何ならむ混らはし。(其故は、まづ書紀の高千穂と、槵日二上とをば、異山として、高千穂は、臼杵郡なるを其とし、槵日二上は、霧島山とするときは、二處共に、其御迹なりと云べけれど、風土記に、臼杵郡なるを、高千穂二上峯と有れば、二上も、臼杵郡なる方と聞えたるを、また書紀には、襲之高千穂峯とある、襲は大隅なる地名なれば、此は高千穂と云も、霧島山の方とこそ聞ゆれ、また風土記には、稲穂の古事も、臼杵郡なる方に

記せれど、是はた今の現に、霧島山に存れり、また神代の地名多く大隅薩摩にあり、彼此を以て思へば、霧島山も、必ず神代の御迹と聞えまた臼杵郡なるも、古書どもに見えて、今も正しく高千穗と云て、まがひ無く、信に直ならざる地と聞ゆれば、かにかくに、何れを其と、一方には定め難くなむ。）此に依て熟く思ふに。神代の御典に。高千穗峯とあるは。二處にて。同名にて。かの臼杵郡なるも。また霧島山も。共に其山なるべし。其は皇御孫命。初めて天降坐し時。まづ二の内の。一方の高千穗峯に。下著賜ひて。其より今一方の。高千穗に移幸しなるべし。其次序は。何か先し何か後なりけむ。知べきに非ざれども。終に笠沙御崎に留賜へりし。路次を以て思へば。初に先ッ降著賜ひしは。臼杵郡なる高千穗山にて。其より霧嶋山に遷り坐けむ。斯れば神代の高千穗と云し山は。此二處なりけむを。此も彼も同名なりしから。古より混ひて。一の山のごと語り傳へ來て。記紀ともに。然記されけむ。（偖しか二處共に、同名をしも負たりしは、所以ありける事なるべし。）

と言れたる考へに依て。既而と云より末の文を作せり。

○銕胤云。これの廿七の巻を。板本として。世に弘むる者は。信濃國伊那郡山本村なる。酒井居平。美濃國高須藩士。吉田方重。三河國八名郡小川里なる里長。菅沼定春。同定敬　また美濃國苗木藩士。佐藤正幹らなり。

古史傳二十八之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續致
孫　延胤

神代下八之卷

於是皇美麻命。自襲之高千穗曾褒里山峰之天浮橋遊行而。膂肉之空國自頓丘覓國行去而。到坐吾田笠狹之御碕。登坐長屋之竹嶋而。巡覽其地而詔曰。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地者。甚吉地也詔而。召國主事勝國勝長狹神而問曰。此地者誰國歟。對曰。此者長狹之住所國也。雖然。今乃奉上天神御子。取捨任意遊之白矣。故於底津石根宮柱太知。於高天原冰木高知而坐矣。故其事勝國勝長狹神。亦名鹽椎神。亦云鹽土老翁亦云鹽筒老翁。此者伊邪那岐大神之御子也。

襲之高千穗曾褒里山峰とは。即ち上の條に。襲之高千穗槵日二上峰とある山の峰なり。神代紀に。日向襲之高千穗添山峰と書きて。添山此云曾褒里能耶麻とあり。名の義は。建速須佐之男命。その御子五十猛神を帥て。韓國より還り賜ふに。埴を舟に作りて。進立渡り給へる謂に依て。五十猛神をまた曾富理神とも申せり。此の事第六十七段の傳に、委く注せるを見るべし。是れに依りて按ふに。此は皇美麻命。天之石船に曾理發して。天降坐る山なる故に。曾理山と云ふを。延て曾褒里山とは稱ふなるべし。神代紀に、添山とは書たれど、此は例の字少にせむとて、強て此の字を用ひたるにて、決めて添字の意には非ずかし。さて自曾褒里山峰之天浮橋と云ふ事。心得がたきに似たれど。既に云ふ如く。浮橋やがて空を乘給ふ船なる故に。先つかの臼杵郡なる。高千穗の峰に天降著たまひ。其の峰より御船ながらに。此諸縣郡なる曾褒里山に。移り泊賜へるが。其の浮橋より出坐て。國覓給へる故に。

かく語り傳へしなり。(其の趣を思ふに、今の現に乘海行く舟を、大津邊に重石おろして、然て其れに乘れる人の、陸に上りたると。全同じ狀なり、是れを以ても、磐船と浮橋同じ物なる事を、思ひ定むべきなり、然るを神代紀の一書に、到於二上峰天浮橋とあるは、甚く心得誤めたる傳へ也、記傳に、此等の傳文を擧て、天浮橋は、その二上より下る道のごと聞ゆ、そは天上より上下ふ橋に準へて、高山より平地に下る道をも、天浮橋と云へるか、など云れしは、浮橋、磐舟同じ物なる事を、思ひ得られざりし故なり。)○遊行而は。舊く伊傳麻志氐。と訓るを用ふべし。○膂肉之空國。これも舊き訓に依れり。一書には。膂宍胸副國とあり。此れを古事記に。韓國と有るに就て。師云。韓は借字にて。空虛國の義にて。即ち書紀の空國也。凡て物の內の空虛して。實の無きを。加良と云ふ。殼なども其の意也。(さて書紀の空國をば、昔よりムナクニと訓め共、胸副國に空の字を書ずして、別に胸の字を書れたるを思へば、カラクニと訓べきにや、然れどムナクニと訓ても意は同じ、)書紀口決に。

膂宍之空國。荒芒地。仲哀紀曰。熊襲國者膂之空國也。膂脊也。無肉以譬不穀之地と云ひ。纂疏に。空國則不毛之地也とあり。此れ等の意也。此神名式に。大隅國囎唹郡韓國宇豆峰神社あり。此韓國も、此處なると一と聞ゆ、○今云、此の社いま上井村と云ふに在りと云り。)○自頓丘覓國行去而は。神代紀に。頓丘此云毗陀烏。覓國此云矩貳磨儀。行去此云騰褒屢とあり。口決に。頓丘小丘也。と云へるが如し。(毛詩衞風に。送子涉淇、至于頓丘とある、師古注に、丘一成爲頓丘と云ひ、爾雅釋丘に、丘一成爲敦丘、再成爲陶丘、三成崑崙丘とあり、注者らの言に、形如覆敦、敦器似盂、成猶重也、など云へり、)覓國行去は。纂疏に。求覓可都之邑也。と有る如く。頓丘に登りて。國形を巡視り給ふなり。神武天皇卷に。腋上嗛間丘に登りて。國狀を廻望し賜へる事あるも。同意なり。行去は。萬葉二十家持卿歌に。久方の。天門ひらき高千穗の。峰に天降し皇祖の。云々。山河を。石根裂みて踏通り。覓國しつゝ。と有るは此事を詠れたり。(其の全哥は、既に第百三

十七段に引たるを見るべし。)師云。とほりは。行去の字の如く。通り過て往なり。(凡て登る流と云ふ言は、皆の此の意也、今俗言にたゞ行を、某處を通ると云は、少か違へり、此處の語の都ての意は、鎮り座べき國を覓め給ふとて、膂宍空虛地を通り過て、笠狹之御崎に到り坐る也、空國袁と、袁を付けて讀べし。)〇吾田笠狹之御碕。師云吾田は。薩摩國阿多郡阿多なり。(神代の三の御陵も、大隅薩摩の中にあり。)吾田長屋笠狹之碕とも。長屋之竹島とも有る竹島は。孝德天皇紀に。薩麻之曲。竹島之門。とあるに依るに。長屋も。薩摩なること著ければ。笠狹も彼の國なるべし。(薩摩國人云、今本國の阿多の郡に、加世田之御崎と云處あり、これ笠狹之御碕なり、其地に接きて、宮崎と云處もあり、京之原と云處もあり、さて其の邊に、野間權現と云ふ社あり、木花開耶姬、瓊々杵命、彥火々出見命を祭る、また三柱の皇子、御誕生の跡ありて、三皇子を祭りて、竹屋明神と云といへり。)書紀口決に。笠狹之碕宮崎也。と云へるは推當なるべし。(また今の世日向國那珂郡に、日の御崎と云處あり、これ笠狹の

崎なり、と云ふもおぼつかなし。)〇長屋之竹島竹は借字にて。高島の義なるべし。故登坐てとは云へり。(竹を高に借たる例は、高鞆を、古事記に、竹鞆とも書たるこれなり。)師云。今も薩摩川邊郡に。竹島と云ふ處ありと云へり。〇巡覽其地而は。長屋の高島に登りて。笠狹の地を巡覽はせるなり。〇朝日之直刺國とは。東方に向ひて。朝日影を。直に正向ひに受る地を云ひ。夕日之日照國とは。西方も打晴て。夕日影も。障らず刺地を云ふなるべし。師云。雄略天皇卷歌に。纏向の日代宮は。朝日の日照宮。夕日の日賀氣流宮。大神宮儀式帳に。朝日來向國。夕日來向國。龍田風神祭祝詞に。吾宮者朝日乃日向處。夕日乃日隱處云々。(日隱處は、賞べきにも非ざれども、唯朝日を主として、其の對に、詞の文に云へるのみ也。)萬葉二卷に。朝日氐流。佐太乃岡邊に。また旦日照。島乃御門爾。十六卷に。夕附日。指哉河邊爾構屋之など。皆日影のさすを以て。其地を美たり。(師の冠辭考に、うちひさす宮とは、麗しき日のさす宮、とつゞけたるなりと云て、此處なる語、また萬葉

の哥どもを引て、此の外にも、日影を以て、宮をほめたる多きを思ふべしと有り。）また物の美麗きことを賛るにも。日影をたとへに云へり。萬葉十三巻に。内日刺大宮都可倍。朝日奈須。目細毛。暮日奈須。浦細毛。百磯城之大宮人者云々。（こは女官等の、五十師原行宮の、宮仕へする状を賛て云へる也。）など是れ也。然て地をほむるに。日影を云ことは。大方日影のさゝぬ地も。をさ〳〵無き物なれども。高くうち晴て。殊によく刺す地を賞するなるべし。（また朝日夕日共に賞する中に、殊に朝日のさす地を賞する事は、右に引る祝詞に、夕日乃日隱處とも云て、夕日には拘はらぬ事もあるを以て知べし、萬葉十六なる、夕附日云々は、夕日のさす地なるに就て、賛たるなり。）〇故此地者。甚吉地也詔而は。笠狹之御前を指て詔ふなり。〇國主とは。其地邊を。主領き居たりし首長なる故に。かく云へり。〇事勝國勝長狹神。名の意。事勝國勝は字の如く。事に勝れ國に勝れて。威勢ある由の美稱なるべく。長狹は決めて地の名にて 此地を笠狹ヶ碕と云を思へば。長碕ノ省語にや有らむ。

（記傳に、笠狹ちふ地の名を釋きて、笠狹は、此人の名の勝長狹の約まれる言にや、勝長狹を切むれば、加多佐にて、多と佐と横に通ふと云れたれど、此は少しいかゞなる約めなり、其は勝は國と云ふに屬く言にこそ有れ、長に屬る語には非ざればなり。）さて神代紀に。其亦の名を。鹽土老翁とも有りて。其事を記せる趣を考ふるに。神とは言へど。火神水神。また大名牟遲神。少名牟遲神など申す神の意とは。少異にして。後の世に。國司を守と稱ふ如く。守また長などの義なるべく所思ゆるなり。（其は、神上守長頭などの字を加微と訓む、其の言の本は一義にて、共に加微とは云ふなれど、神祇の神をいふ加微は、平聲に呼び、上下の上を云ふ加微は、上聲に呼ぶを、守長頭などを加微と云は、上の義なるに、其呼ぶ聲を聞けば平聲にて、神祇の神をいふと同じ言也、此は神上の字こそ異れ其語の一なる故に、自づからにかく同音には聞ゆるなりけり。）古く某神と云へるに。其義なるが有る事。大同本記に。倭姫命從レ其幸行爾。御饗奉神參相支。汝國名何問賜。白久。白濱眞奈胡國止

中須。また于時眞奈胡神參相奉支。從其幸行爾。美地到給奴。眞奈胡神爾。國名何問給支。大河之瀧原之國止白支。また從其幸行。園作神參相天。御園地進支。また于時出雲神子。出雲建子命。（一名伊勢都彥神）などある。眞奈胡出雲は地名なり。然れば眞奈胡神出雲神は。後を以て云むに。眞奈胡守。出雲守と云が如く。園作神は。園作長と云が如きを以て知るべし。（今の文に出雲神とは、出雲國造をいふ事、國造本紀に、武刺國造祖、伊勢都彥命と有りて、其武刺國造は、出雲國造より分りたるを以て知らる、然れば眞奈胡神と云ふも、眞奈胡地の首、縣主などにて在りけむ故に、かく云へる事著く、また此れに准へて、長狹神と云も、長狹國の守と云ふ義なる事、國主と有るにても知べき也、）いと古より。其地主をば。かく云効へりし故に後に國司の制を立賜ふに。便その古義を用ひて。守頭などを。加微とは唱しめ賜へるなるべし。○此者長狹之所住國也云々は。此は長狹が。甚古く主領き住る地に侍れど。天神御子の大御意に。美地と所思召さば。奉上らむな取捨。その御心に任せ賜へとなり。○取捨は。舊訓に。トモカクモとあるに依れり。（萬葉三卷に、妹が家に開たる花の梅の花、實にしなりなば、左右もせむ、此のかもかくもと同じ意の詞也）○遊之は。舊訓に。ミタセと有れど。阿蘇婆世と訓べし。其は師說に。凡そ阿蘇夫とは。まづ主と樂するを云へど。（其事の師說は、仲哀天皇卷に委く注せり、）また廣く如此る事をも云へり。言代主神の段に。鳥遊とあるも。鳥を狩る事なり。宇都保物語にも。弓射る事を。あそばすとあり。其外に例多かり。萬葉十三卷に。遠人待の下道ゆ登して。國見所遊ともあり。今俗に云ふ遊ぶと。大方同意なり。（源氏物語橋姫卷に、琴ならはし、碁うち偏突など、はかなき御遊びわざにつけても云々、然て其れより轉りて、今の世には、凡て爲と云ことを、尊みては、被成とも、被遊とも云り、）○故於底津石根云々。長狹神の、右のごと白せる故に。其地に宮敷賜へる由なり。此宮作りの文の義は。上に同文ありて。既に委く注せり（第八十六段の傳を見るべし、）師云。これ此の國にして。皇大宮の始まり也。下文。また神

武天皇段の首などに。高千穗宮とあるは。即ち是の宮の事にや有らむ。猶其事は。彼處に委く云べし。○長狹神の亦の名を。鹽椎神とも。鹽土老翁とも云由は。下に注ふべし。（第百五十三段の傳見べし、）○此者伊邪那岐大神之御子也。伊邪那岐神の御子と有れば。伊邪那美命にも御子なること。云ふも更なり。然るは二柱神。まづ國之八十國。島之八十島を生賜竟て。いや最初に。人草の祖たる八百萬之神を生賜ひ。然して後に。風火金水土の神等を生し給ひ。伊邪那美神の神避坐て後に。伊邪那岐大神。かの檍原に御禊し賜ひて。二柱之珍子。また祓處神たち。海つ神等など生給へり。（此等の事ども、第十段より、第二十六段までの傳に、既に委く注せるを見べし、）其はみな。左往き右行く事の因に。必ずしか生坐さでは有るまじき故ありて。生坐せる神等なる其の中に。此長狹神に。思ひ合さるゝ神は有る事無きに。此を伊邪那岐大神の御子と云へるが。甚異きに就て熟々思へば。此はかの青人草の祖神の中なる一神の。長く生存れる神にぞ有りける。（ふるき神道學者たちの說に、此の神を、猿田彥神なりとも、岐神なり等も云ひて、彼の土しまるとか云ふ類の、腐れたる說を作り出めるは、心にまかせたる妄談の極にぞ有ける、）然ればこそ。此一地の國主として。上に云ひ出たる神等の趣とは何と無く異りて。老翁など云ふは。神とも非ず聞ゆめる。然れど伊邪那岐大神の御子にして。此の時まで長存ふれば。幾千載をか經けむ。上の神等に比べてこそ人なれ。凡人に比へては。大に神に近かること。下に出る方術を視て辨ふべし。（第百五十三段の傳を俟て視るべし）

故爾皇美麻命。詔天宇受賣命曰。此立御前而仕奉之。猨田毘古大神者。專顯白之汝送奉。亦其神之御名者。汝負而仕奉詔矣。即天宇受賣命。隨猨田毘古神之所乞而。侍送矣。是以猨女君等。負其猨田毘古之男神之名而。女呼猨女君事是也。

此立御前而仕奉之云々。師云。此は彼と云はむが如し。先に天降坐し時の事を指なり。（中昔の物語

書などにも、彼と云べきを、此と云へる事多し、)また此時猿田毘古大神。大前に侍り坐すを。直に指して詔ふとも爲べし。(今云、こは大前に侍り坐を、直に指し給ふとする方まされり、)○猨田毘古大神。自名告給ふ所に。大神ともあり。皇美麻命さへに。大神と詔ふは。常に尊みて申す大神とは。別なる事と思はる。○專とは　他神は得問ざりしを。此宇受賣命たゞ獨よく問顯せる意也。其の處にも專汝云云とあり。○顯白とは。此大神をも御名をも。また其の出居賜へる所以をも。問聞て顯せるを云ふ。上に顯白其少毘古那神。所謂久延毘古云々と有るに同じ。白は。云々と奏せるを云。(顯に附けて云辭には非ず、)即天宇受賣還詣報狀と有るに當れり。○送奉とは。猿田毘古大神の。暇請して。罷往給はむ國へ。送り奉れと詔ふにて。其の國は伊勢國也。其は始めに。天神御子者。當到築紫日向高千穗槵觸之峰。吾者應到伊勢狹長田伊須受之川上。と白し給へるは。彼處に云へる如く。皇美麻命は。日向高千穗に到り坐さむずれば吾は其處まで。先驅仕奉へりて。後に伊勢の伊須受之川上に罷り到らむ。と告へる意なれば。其の御言に任せ賜ふ也。(但し古事記に、かの出迎ひの段に、たゞ所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而、參向之侍とのみ有りて、事足らざるを、神代紀には、其の下になほ、天鈿女命復問曰汝將先我行乎、將抑我先汝行乎、對曰、吾先啓行云々と、第百三十六段に出せる再三度の問答ありて、凡て彼の段は、神代紀委くて、古事記は麁く、また此の暇請しの段も、神代紀は、彼の段の發顯我者汝也、故汝可以送我而致之、と白し給へる事を結びて、果如先期皇孫云々其猿田彦神者、則到伊勢狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉とありて、事實の條理いと著明に通ゆめり、)然るを記傳に。此れ等の事を擧て。神代紀と古事記とは傳へ異なり。記には猨田毘古神。何處へ往坐とも云はずして。たゞ送り奉れとあるは。其の本つ郷に還り給ふなるべし。もし本つ郷に還り賜ふに非ずは、必往坐す處を云はでは、事足らず、)是れに依りて見れば。伊勢は初めより其の本つ國也けり。(伊勢の書どもにも。其の趣に云へり)斯て天宇受賣命の送

りしは。書紀の趣は。かの御前に立ちて。天より降り賜ふをりの如くに聞ゆれど。此の記の趣は。然に非ず。猨田毘古神は。先づ伊勢に降り到りて。然て伊勢より一度日向の宮に朝參て。然て暇を賜はりて。日向より伊勢に歸り給ふ時の事と聞えたり。(書紀に、遂に以侍送焉とあるをも、口決などには、天孫降臨之後の事に云へり、然も有べし、)さて猨田毘古神の。日向に參り賜ひし事は。此記にも書紀にも所見ざれども。若日向に參り給へる事無らむには既に天降り坐て後に宇受賣命の送れるをば。何處よりとか爲む。必ず日向よりとこそ聞えたれ。と言はれたるは。甚く謬へり。然るは古事記は更なり書紀も天より降り賜ふをりに。皇美麻命の鹵簿を分りて。自は。伊勢に到著き給へりと所思る事。都て見えず。必ず然有べき事は。天の八衢の惑しきを惑ひ賜はず。降り坐さしめむ爲に。出迎へ給へれ故なり。(もし師說の如く、途中より分りて、己れ命の思ほすまゝに、降り給はむには、殊に出迎へ坐る詮はなき物をや、また御紀に、遂以侍送焉、と有るをも、口決などには、天孫降臨之後の事に云へり、と言れたれど、此は皇美麻命の御前に立して、共に日向國まで降り坐して、先驅の事竟たる後に、暇請して、伊勢に往坐せる故に、かく云へるにこそ有れ、師の途中より分りて、伊勢に到り、其れより一度日向の宮に朝參て、伊勢に歸り給へると云るゝ說の證とは、爲べくも非ず、能思ふべき也、)抑師說のかかる謬りは。猨田毘古大神。やがて佐田大神にて。其の本つ鄕は。出雲國の佐田なるが。天の八衢に迎へ奉りて。日向の高千穗に嚮導して。遂に其の本つ鄕ならぬ。伊勢の佐那縣に到り留り賜へる事は。謂ゆる幽契ある事なる由を思ひ落されし故にぞ有ける。(又伊勢は、初めより其の本國也といふ說の證に、伊勢の書等にも、其の趣に云へりと言れたれど其の書どもに、其趣きの說ども有るは、猨田毘古神、既に其の國に永く留り住給へる後の趣をもて、云ひ來れる說にこそ有れ、此れまた伊勢の、初めより其本國なり、と云ふ證とは爲べくも非ざるをや、)

○其神之御名者汝負而。こは師說に。凡て名を負と云ふは。他人の名にまれ。物の名にまれ。取て己が名につくるを云ふ。其名を負持つ義なり。と言れ

たる如くなるが。此はなほ淺き旨あることなり。其の由は。猨田毘古神の猨田は出雲國の地名なること。本よりにて。此の猨は。獸の佐流の義には非ざれども。彼の獸を佐とも佐流とも云し故に。猨田てふ御名の佐を。やがて獸の名の。佐流てふ言に翻成して。其の名を負てとは詔るなり。猨田毘古神の名の猨を、舊く誤りてサルと訓來れる故に、獸の猨に思ひ合せて、其の方に說なし、師も其の名義を釋失られしこと、既に第百三十六段に云へるを、思ひ合すべし。)然るは宇受賣命。元より猨がう態に勝れて、其の戲笑の樣、かの老猨の所行に類たる故なり。其は石屋戸の段の。俳優の趣を以て知るべし。然れば猨田毘古神の御名の猨を。かく宇受賣命に負せては。誠に獸の名の佐流の義なり。此の本末を思ひ錯まる事なかれ。(宇受賣命の猨がう態、また其の於祁猨の事など、第五十五段、第五十八段に云へるを見べし)仕奉は師說の如く。皇朝に仕へ奉るにて。即ち後まである猨女の職これなり。(猨田毘古神に仕へ奉と心得るは、甚く違へり。)さて是は。宇受賣命の猿がう態もて仕へ奉るは本よりの上に。猨田毘古神。躬づから皇朝に侍て。仕奉り賜ふべきを。此の神は。幽契ありて。罷退て伊勢に坐すべきが故に。宇受賣命。此の神の御名をも負持て。仕へ奉れと詔ふなり。其はたゞ猨てふ名のみこそあれ。其の裔の仕奉る職は。宇受賣命の元よりの職にて。猨田毘古神の仕奉り賜へる事に。係れる事の無きを以て知べし。(其神之御名者、汝負とある語の勢に、心を著てよく味ふれば、唯その御名をのみ負てふ意、おのづからに聞ゆめり、師說は有れど委しからず。)○隨所乞而侍送矣は、前に吾者應到伊勢狹長田。伊須受之川上。發顯我者汝也。故汝可送吾。と乞せる隨にと云へるなり。(此は既に上にも論へる事なり。)さて侍送とは。只に附侍て送り奉れる耳に非ず。忌部正通の口決に。侍送者。天孫降臨之後。鈿女命隨猨田彥神也と云へるは。實然る言にて。其の御妻となり賜へるなり。其は下の文に。男神の名を負てと有る男は。夫の義なるを以て知るべし。(谷川士淸が通證に、玉木翁と云人の說とて、汝送奉、是爲皇孫之勅。

可以見也、然則配偶亦皇孫勅許之也と云るも、當れる言なり、然るを記傳に、此事の論ひなく、、夫なくして子孫の有むこと、不審しと疑はれたるは、偶に思ひ落されたるなり、）抑この天宇受賣命は。既に委く云へる如く。萬幡豐秋津姫命。（亦名天八千々姫命、）と同神にて。皇產靈神の御子に坐すが。其の御子玉依比賣命は。天忍穗耳命の大后と爲り賜ひ。其の御間に。邇々藝命生坐つれば此の命の奉爲には。御外戚の祖母に坐なり。八千々比賣命、やがて豐秋津比賣命なる事は、第四十八段、第四十九段に云ひ、宇受賣命、豐秋津姫命、同神なることは、第百三十四段に云り。）かくて。其の八千々比賣命と申す御名の方に。人面氏とて。男女にて。伊勢の神宮に仕へ奉る氏人あり。（こは第四十九段を見て知るべし、）其の玉依比賣命。及この人面氏の遠祖たる御子は。誰の神を夫として。生賜へりと云こと。絕て思ひ合すべき事も無きは。共に夫は無して。例の久志備に生給へる御子等にぞ有べき。もし尋常のごと。夫神ありて生賜はむには。玉依比賣命を。母神の御名を以て。豐秋津比賣命の御子とのみは申さず。必すその父神の御名を以こそ。語り傳ふべけれ。（然るは凡て其の母の出自を云ふに、必す其の父の名をいふ常の例は然る物なるに、況て皇美麻邇々藝命の、大御母の出自なれば、父神のおはし坐むに、其を措て、御母の名をのみ、語り傳ふべき謂れなきこと、思ひを潜めて論ふべし、）然れば宇受賣命は。皇美麻命の御從して。天降り賜ふまで。夫神は無りしを。此の時の勅命に依りて。猨田毘古神を。始めて夫神に持ち給へるにぞ有りける。（猨女君等。こは後の猨女君氏の人等を指して云へり。但し此の猨女の訓。舊く傍の訓にかく誌し。また常にもしか言習へる故に。其を用ひたれど。夫神の御名の猨の佐なるを。其の佐を移せる號にし有れば。神世の當昔は。佐那賣とは唱ざりしが。此は後の人なほ能く考ふべし。（もし此の考へ當りなば、猨田毘古神の留り住給へる、伊勢の狹長田、やがて佐那縣なるは、此の地の名の佐那すなはち猨田と同語なるべし、那と多と通ふは常の事なりまた此の地に神名式なる、佐那神社二座と云へる

社あり、此は謂ゆる御戸開神にて、天手力男神と、栲幡千々姫命に坐こと、既に第百三十四段に云へる如くなるが、其千々姫命やがて宇受賣命なるを、記傳に引れたる或說に、其の二座を、手力男神と、若佐那賣神なりと云へるを、若佐那賣神と云ふ名は大年神の子、羽山戸神の子に有るを以て、師は地の名に因りて、後の人の推當に定めたるにや、詳ならず、と云れたれど、其の若佐那賣神、やがて栲幡千々姫命、亦名宇受賣命の今の謂に依りて負給へる御名にて、彼の羽山戸神の子に、若佐那賣神と云があるは、却りて傳への錯りならむも知べからず後の人なほ考ふべし、）〇負男神之名而。此の男は夫の義にて。凡て姓氏は。其の末の男女ともに負べき物なるに。然は非ずて。宇受賣命の。かく夫神の名を負坐るより。後までも。男は却りて其の名を負はず。女のみ其の名を負ふと云ふ意にて。次に女とあると。相應せる言なり。（然るを御紀にも、古語拾遺にも、彼の男女皆號爲猿女君、此緣也、と有るは訛りなること、記傳に論はれたるが如し、其は既に徵に出せり、斯て師說に、猨田毘古神の代りとして、宇受賣命より後までも、女にして男の代りを供へ奉ると云意にて、男神とは謂れり、と云れたるも然らず、猨女はただ、猨田毘古神の、猨てふ名をこそ負へれ、其の供へ奉る職は、みな宇受賣命に屬たる事にて、其の夫神に代れる職掌は、一つも有ことなき物をや、）〇女呼猨女君事是也は。師云。上の女の字は。袁美那袁と訓べし。（先きには書紀古語拾遺などに、男女皆呼ぶとあるに依りて、袁美那母と訓て、男も女もと云意と爲つれども、然には非ずかし、）此は女にして。男神の名を負て。仕奉る所以を云ふ處なる故に。男には用なく。たゞ女を主とは云へり。猿と云は。男神の名なるを。女の負て。猨女と呼なり。（然るを、男の字の脫たるかと思ふは、中々にあらず、）呼の字。師は伊布と訓れたり。與夫と云は。漢籍讀めきたれど。其も然ことなれども。なほ此などは。與夫と訓べくおぼゆ。（今云、なほ此間に、神代紀と、古語拾遺の文に誤りある由を、委く辨へられたる說あれども、今は漏しつ、本書及、己が古史徵にも出せるを見るべ

し〕事是也とは。應神天皇の段に。此者神宇禮豆玖之言本也。と見え。また書紀に。多く云々之緣也。とあると同意にて。其の事の所由始と云ことなり。〔事の下に、本の字の脫たるにや、然らずとも、意は其意なり、〕さて此處の文。上に是以と云て。是也と結めたるは。調ひ宜からず聞ゆ。是以をば故と云へると同く、輕く見るべし。〕さて書紀に依れば。此の號は。即ち宇受賣命に賜へる名にして。其を後々まで。嗣々傳へたる物なり。上に天宇受賣命者。猨女君等之祖。書紀に。猨女君遠祖天鈿女命。また猨女上祖。天鈿女命とあり。〔以上の師說は、皆然ることなれど、是より以下は、解誤られたり、其は次々に分注して。論ひ直すを見るべし〕然てかく有れば。猨女君と云は。尋常の姓氏のごと聞ゆれども。鏡作連祖。伊斯許理度賣命と。此の宇受賣命とは。女神なるに。子孫の氏の有らむこと疑はし。〔今云、宇受賣命の女神に坐ことは論ひ無れど、石凝度賣命は女神に非ず、天香山命の亦の名にて男神なり、其の由は、第四十六段の傳に委しく論へりき〕天照大御神の皇統の

御祖神に坐すなどは。殊なる所以の坐々て。殊に天上の事なれば。例には申し難し。同じき神代と云へども。御天降の後は。萬づの事漸々に。人の代の趣と近ければ。此の神たち夫無して。子孫の有むことといぶかし。〔今云、伊斯許理度賣命は、男神なれば此はおきて、宇受賣命の夫神は、猨田毘古神なるを師は此事を考へ漏されし故に、此の不審ハあり〕若しくは夫神有りつれども。其の夫神は功無して。此の婦神ぞ功ありて。皇朝に仕へ奉り給ひ。後までも其家の職業は。世々女子の仕へ奉る氏なる故に。殊に母神を以て。祖と爲たるにや有らむとも云べけれど。猶然には非じ。〔今云、こは下に例を引て云ふ如く、若くは夫神有りつれども、其の夫神は功無して云々、と云れたる說の如くにて、猶然には非じ、と云れしは却りて非らず、故思ふに。此れ等は尋常の姓の如く。必しも其の子孫には非ざれども。其の職業を相嗣て仕へ奉る女等を。猨女の君と號て。此神を祖神とせるにや有らむ〕應神天皇紀に。百濟王貢縫衣工女。曰眞毛津。是來目衣縫之始祖也。と有るなども。

同じ例にや有らむ。〈今云、猨女は君の尸にて、氏とも云へば、此の衣縫の例とは異なり、猨女もし師説の如く、他氏の女等を用ひむには、職名を、よし猨女と云とも、尸はくさ〴〵有べきを、なべて君とは云まじき物をや。〉されば古事記書紀を始めて。世々の史等に。猨女君と云ふ姓の人も。見えたる事なく。天武天皇の御世に。此の同じ列の氏々。中臣。忌部。玉祖などは。みな加婆泥を賜はれるに。其中にも見えず。また姓氏錄にも見えざるは。然る故にや有らむ。〈類聚三代格、弘仁四年十月の太政官符、西宮記の裏書などに依れば、猨女君氏とて、一氏ある如くなり、其はやゝ後には、世々女子を、此の職に供へ奉らしむる家の、おのづから定まりて、例となりて、其の家の女子を、猨女君氏とは云へるにこそ、古語拾遺に、神武天皇の段などに云へるは、氏の字は、後の世の稱に依りて書る文なるべし。〉なほ能く考ふべき事なり。と有るに依て。委曲に其の由來を探ぬるに。先つ彼の五部の中に。天兒屋命。天太玉命。天香山命は男神にて。其の裔の中臣忌部鏡作の三氏は。男女ともに其の氏を負て。男の仕へ奉る姓なる故に。天武天皇の御世に。三氏共に加婆泥を賜ひ。姓氏錄にも出されたれど。〈但し此の中に、鏡作氏のみは、姓氏錄に出ねど、其は第四十六段の傳に云へる如く、後に氏の名の替れるにて、水主、六人部、伊福、檜前など有る氏々、即ち鏡作の家々なり。〉其天宇受賣命。天櫛明玉命は女神にて。其の裔。猨女玉作の兩氏は。女のみ其の氏を負て。男の仕へ奉る事なき姓なる故に。兩氏共に。天武天皇の御世に。加婆泥を賜へる事なく。姓氏錄にも。此の二氏は出されず。〈然らば天武天皇の紀に、櫛明玉命の末と稱ふなる、玉祖氏に加婆泥を賜ひ、姓氏錄にも、玉の祖忌玉作など云ふ氏々の出たるは、如何と云ふに、此の氏々は、同く櫛明玉命の末とは稱へども、仁賢天皇の御世頃に、其の家の男、建荒木と云し人より始れる支流にて、其正統に非ざればなり、此の由來は、既に第五十一段の傳に云へるを、なほ委くは、仁賢天皇の卷六年の處に注ふを俟て見べし。〉然れば猨女君氏の。世々の史。また姓氏錄に出ざるを以て。此の姓は。必

ずしも。其の子孫に非ざれども。是の職業を相嗣て。仕へ奉る女等を。猨女君と號て。宇受賣命を祖神とせるにや有らむと云ふ。師說の證とは爲がたし。(抑師のかゝる誤りは、宇受賣命の、猨田毘古神の御妻となり給へる事に、心著れず、此の御世頃には、夫なくしては、子孫の有まじき謂なりと、固く思ひ取られし故なりけり、殊に天上にしては、夫なくして、其の子生給へる神にませば、此地に降り給ひて後、夫なくて子をなし給はむも、不審からず、況て夫神の有つれば更なり、)さて其の職業は。古語拾遺に。神武天皇の段に。猨女君氏。供神樂之事。とある。是れ第一の職にて。次には鎭魂祭之儀なり。此事も同書に。凡鎭魂之儀者。天鈿女命之遺跡。然則御巫之職。應任舊氏。而今所選不論他氏。所遺九也。と有るにて知べし。(但し此職どもの事は、既に第二十七段の傳、また開題記冬の巻にも注へるを見るべし、)古語拾遺を奏進れる時は。大同二年なり。然るに其の頃既に。かく舊氏を任れず。他氏を作賜ふ事と成れりき。然るを類聚三代格に。弘仁四年十月の太政官符に。應貢猨女事とて。右得從四位下行左中辨。兼攝津守。小野朝臣野主等解偁。猨女之興。國史詳矣。其後不絕。今猶現存。(此文と古語拾遺の、應任舊氏而云々とを相應して、猨女君氏の、正しき家の在りける事は著明なり、然るに師の、こを信られざるこそ、心得がたけれ、)又猨女養田。在近江國和邇村。山城國小野郷。今小野臣和邇部臣等。既非其氏。被供猨女。熟捜事緒。上件兩氏。貪人利田。不顧恥辱。拙吏相容。無加督察也。亂神事於先代。穢氏族於後裔。積日經年。恐成舊貫。望請令所司。嚴加捉搦。斷用非氏族。則祭禮無濫。家門得正。謹請官裁者。猨女之興りと云より、こゝに至るまで、解狀の文にて、是より下は、官裁の文なり、さて非氏族の族、或は然に作り、祀或は祀に作れる本もあり、)捜檢舊記。所陳有實。右大臣宣。奉勅宜改正之者。仍兩氏猨女從停廢。定猨女公氏之女一人進縫殿寮。隨闕即補。以爲恆例。と格賜ひてぞ。舊氏を任るゝ事とは成れり。(是の小野野主等の解文、類聚國史

にも載れり。)其は西宮記に。猨女(依縫殿寮解、內侍奏補之。)とある裏書に。貢猿女事。(弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人、進縫殿寮。)延喜二十年十月十四日。昨尙侍令奏。縫殿寮申以稗田福貞子。請爲稗田海子死闕替云々。天曆九年正年廿五日。右大臣令奏。縫殿寮申。被給官符於大和近江國氏人。令差進猿女三人死闕替云々。と有るにて知べし。(按ふに、かく舊氏を任るゝ事となれるは、前に古語拾遺に、所遺九也と、廣成宿禰の奏されしより、上にも然る事におもほし坐し、下にも心著て、野主等のごと奏せるに依れる事にぞ有べき。)さて稗田は。大和國の地名にて。天武天皇の紀に見えたり。(師云、今添上郡に稗田村あり、此の地なるべし。)其の本家は。此地に住けむ故に。やがて其地名を復姓として。猨女稗田公と稱しを。便にまかせて。直に稗田とのみ稱るならむ。(其は中臣鹿島連を、たゞに鹿島連と云ひ、大伴日奉連を、たゞに日奉連といふ類ひ、今計ふるに暇あらず。)姓氏錄には此の氏を出されねど。姓名錄には見えたり。弘仁私記の

序に天鈿女命後也と有れば。錯なき氏なり。古事記の序に。稗田阿禮とあるは。決なく此の氏の猨女なりし事と所思たり。(委くは彼の序の、己が注に云へるを見べし。)偖また此の氏人の。縫殿寮に司らるゝ事は。彼の寮は。女王及內外の命婦宮人の名帳。考課を掌る官なればなり。(上に云べきを忘れたり、女を主として立たる家は、玉作、猨女のみに非ず、今も聞ゆる、桂女と云ふ家なども、女を主に立て、男は却りて妻の如くにて在りとぞ、)

於是天宇受賣命。送猨田毘古神而。還到。乃悉追聚鰭廣物鰭狹物而。汝等者。仕奉天神御子耶。問之時。諸魚等皆白仕奉之中。海鼠不白。故天宇受賣命。謂海鼠云。此口乎。不答口也云而。以紐小刀拆其口矣。故於今海鼠口拆也。是以御世御世。獻嶋之速贄之時。給猨女君等也。

於是の下に。もと天宇受賣命の名は無きを。己が

私に補へるなり。（其は記傳にも、こゝに此の名有らまほし、と云れたり。）○還到。師云還字は。罷を誤れるなり。麻加理伊多理氐と訓べし。伊勢に到れるなり。其の由は下に斷るべし。（若し本の如く還るならば、日向京に還れるなり、然れども然ては叶はず、下に云がごとし、）○鰭廣物鰭狹物は。師云。波多能比呂母能。波多能佐母能と訓べし。（然るに、廣瀨大忌祭祝詞に、毛能和支物、毛能荒支物、鰭能廣支物、鰭能狹支物、とあるを據として、師は各此の如く、伎てふ辭を添て訓れしかども、伎と云ては宜しからず、必ずひろもの、さものと云べき言の格なり、故れこの言、もろ〳〵の祝詞に多かる、何れも支の字あるはなし、右の廣瀨ノ祭なる、一ツにのみ有るは、心得ぬことなり。）魚の大きなる小さを云へる。古への雅言なり。（獸に毛和物、毛麁物と云、下に見えたり。）鰭の事は既に云へり。（今云、即ち魚體の左右に附たる比禮をいふ、委くは第百二十五段に注せるを見るべし。）萬葉二十に。「鸕河立取左牟安由能。之我波多波。吾等爾可伎無氣（念之念婆（三の句、爾之鰭者なり、之我は、それがと云むが如し。）此等も。魚には鰭を主としてかく云へり。○新年祭の祝詞に。青海原住物者。鰭能廣物鰭能狹物。春日祭の祝詞に。青海原乃物者。波多能廣物。波多能狹物。など見え。（此のほか龍田風神祭、平野祭、鎭火祭、道饗祭、鎭御魂祭、遷却祟神祭などの祝詞にも、かくあり。）童蒙抄に。海原の底まですめる月影に。數へつべしや鰭のせば物。古歌なり。鰭のせば物とは。小き魚なりと。あり。狹は世婆の切りたるなれば、せば物も同じ。）○追聚は。師說に。魚なる故に追と云へり。（魚は方々より、追ひ寄せて集むればなり。）海神宮段に。召集海之大小魚。問曰云々。神代紀の同段にも。盡召鰭廣鰭狹而問之とあり。然るに常陸國風土記香島の郡の條に。崇神天皇の御世の事を記して。于時追集八十之伴緖。擧此事而訪問。と人にも追集と云へり。然れば此は魚に限らず。上より下なる者を。集ふるに云ふ語と聞えたり。（今の世にも、上として下なる者を驅使ふ事を、追使ふとも云ふ、其の追と同じ意ばへの古語なりけり。）○仕奉天

神御子耶とは。師云。皇孫命の大御饌の御贄になりなむや。否やを問なり。（萬葉十六の巻に、爲鹿述痛哥に、佐男鹿乃來立嘆久、頓爾吾可死、王爾吾仕牟云々、また爲蟹述痛哥に、葦河爾乎、王召跡何爲牟爾、吾乎召良米夜云々、これらも御贄になるをいへり。）○海鼠は。和名抄に。崔禹錫食經云。海鼠似蛭而大者也。和名古。本朝式。加熬字云伊里古とあり。（今の世、なまこ、串海鼠きんこ、など云ふ名もあり。）内膳式に供御月料の中に。熬海鼠八斤四兩。また海鼠腸四升五合など見ゆ。○此口乎。師云。かゝる處に乎と云は。余と云むが如し。例上に出たり。（第十四段の傳見るべし。）○紐小刀は。師云。比母賀多那と訓べし。此の物海神の宮の段にも見え。垂仁天皇の段には。八鹽折之紐小刀とあり。書紀には匕首と書れたり。（史記刺客傳索隱曰、匕首、劉氏云、短劒也、鹽鐵論以爲長尺八寸とあり。）和名抄に。大刀ハ太知。小刀ハ加多奈とありて。加多那は片刃の小刀なり。大刀と加多那との事は、第七十段の傳に注せり、紐と云は。懷中に佩て。下帶に插す故

の名なり。此の小刀は、垂仁天皇の段に見えたる密に天皇を刺し奉らむ料なれば。必ず懷中に隱し賜ひたるべし。（書紀に、是匕首佩于裀中云々とあり。）倭建命段に以劒納于御懷幸行などもあり。今宇受賣命も女なる故に。懷の中に佩たるにや。（或人の云、今の世に脇差と云物は、脇差の刀とて、古へのは、六七寸ばかりの長さにて、懷の中に隱して差す物なり、脇の方へよせて差す故に、脇差と云へり、用心のために隱しさして、身を守る刀なる故に、守刀とも云へり、東山殿の頃より、下部の者など、顯して、腰にさし初しと見ゆ、今の世の脇差は、其の形大に變じたりと云へり、此の中昔の脇差の刀と云物、即ち上代の紐小刀の、傳はりし物なるべし。）但し此は。海鼠は小き物なる。其の口を拆く料なる故に。小刀を用ひたる義にも有るべし。○故於今海鼠口拆也は。此の時の故よしに依りて。今の世までに。海鼠の口拆たりと云へるにて。此の物の口の。竪に拆れたるを云ふ。（凡て佐祁たりと云へば竪を云ひ、伎禮たりと云へば横をいふ、此の語格を思ふべき

也、)偖此に。海鼠の事を記せるは。仕へ奉り仕へ奉らぬ事に關らず。たゞ此物の口の裂たる事本の談なり。(御鎭座本記に、天神勅曰、以二口女魚辨一海鼠一不レ供二進御一者、此其縁也とあり、)○或人問。前に兎鼠蟆などの。神等と同じ趣に。言語へる事を論ひて、總て物等は。幽に屬くが故に。神世には。神等にもの白せる事も。多く見ゆれど。幽顯すでに別りては。物等すべて幽に屬きて。顯にもの言ことは。夢に入らずては。得通はぬ事と成れる由云へるは。然る説に聞えたるに。今し幽顯既に別りたる後なるに。其の顯なる宇受賣命に。魚等の皆もの白せるは何に。答ふ。幽顯すでに別りたる後と云へとも。宇受賣命など。此の頃の神等は。其の未だ別らざる頃よりの神なる故に。なほ物等と。語の通ひも有りしなり。(凡て幽顯とわかり、神と人との間の遠く成もて來しさまに思ふに、此頃は更なり、葺不合命の御世までは、海神の御女に御合ましなど、其の間のなほ近く、實も神世なりけるを、其れより次々に遠くなりつゝ、終に今の如くは成れり、然るに今の末より、其の古へを見る故に、さる疑ひの有るなりけり、)また問ふ。宇受賣命の。口を拆たる海鼠は。必ず一ッなるべきに。今の世まで。海鼠の盡に口拆たるは如何。答ふ。まことに其の口を拆たる海鼠は一なるべし。然れども此の時集へるは。悉その祖魚たるべく。假令然ざるも。其の制たる詞は。有らゆる海鼠に告ふ意なれば。今の世までも。海鼠の有りの盡。その驗を得る事なり。(其は伊邪那岐大神の、邪鬼を攘へと告へる桃樹は、たゞ一木なれど、今に至るまで有ゆる桃の木の其功をなし、また下に出る海神の、餌をな食そ、と制給へる赤目は、ただ一魚なるに、今に彼の魚等の、餌を食ざるを以ても准へ知べし、)○是以とは。上の追二聚鰭廣物一。鰭狹物一云々の事を承て云り。(海鼠の事には係らず、)○御世御世は。古事記に。御世とのみ有るは脱たるなり。今は舊事紀に。御世御世と有るに依りて補へり。○島は。志摩國なり。○速贄。師云和名抄に。唐韻云。苞苴裹二魚肉一也。日本紀私記云、於保邇倍。俗云二阿良萬岐一。(苞苴の注には、裹二魚肉一と云へれども、爾閉は魚肉には限らざるな

り。)神武天皇の紀。人の名の訓注には。苞苴を珥倍とあり爾倍と云ふ名は。爾比阿閉の切れるにて。もと新物を。神にも人にも饗。みづからも食ふより出たり。(苞苴また贄の字などは末なり、爾閉の本の義にはうとし、○今云、爾比阿閉のことは、既に第四十二段の傳に注せるを見べし。)さて朝廷に貢る御贄を。大爾閉とは云ふなり。應神天皇の段に、大贄とあり、仁徳天皇紀に、苞苴をオホニへと訓るも、天皇に献るところなる故なり、また大嘗を、おほにへと云は、名の本は一ッなれども。事は異なり。)其の御贄は。御食津國々より。土産物種々貢るなり。(師云、御食津國とは、大御饌の御贄を貢る國を云へり、食國と云とは異なり。)内膳司式に。諸國貢進御贄云々。右諸國所貢。並依前件。仍收贄殿擬供御とありて。其の品々など。委く擧られたり。(西宮記云、贄殿在内膳中。太宰府及諸國所進御贄。納備供御。)さて速贄とは。初物を云なるべし。速と初とは意通へり。波都は即ち速津と云にても有るべし。)今の世に。初物を走と云ふも。速き意なり。(又は、定れる時節より速き貢り物を云にも有むか、萬の物、早く出來たるを殊に賞るは、今も古へも同じかるべし、内膳式に、五月五日、山科園進早瓜一捧と云へる類ならむか、とも思へど、なほ初物なるべし。)此の目此處より外に。古書には未た見あたらず。(源俊頼朝臣集に、垣根には百舌鳥の早贄たてけり、しでの田長にしのびかねつゝ、と有り。)さて志摩國は。殊に御贄を献れりし國にて。萬葉六巻に。御食國志麻。十三巻に。御食都國。神風之伊勢乃國など有り。(志摩やがて伊勢の内なり、神鳳抄に、志摩國に、贄島と云もあり。)今の京になりても。陽成天皇の紀に。元慶六年十月二十五日。志摩國年貢御贄。四百三十一荷。令近江伊賀伊勢等國驛傳貢進。内膳式に。諸國貢進御贄旬料云々。志摩國御厨。鮮鰒螺。起九月盡明年三月。月別上下旬。各〻二擔。味漬腹漬蒸漬玉貫御取夏鰒等。月別總五擔。雜魚十三擔。(並以傜丁運送。)云々。節料云々。志摩國。(正月元日、新嘗會、二節各〻八擔正月七日、十六日、五月五日、七月七日、九月九日、五節各〻三擔。)年料云々。伊

勢國一鯛春酢二擔、二十籠、二度鮨年魚二擔、四壺、二度蠣礒蠣。志摩國。藻海松。主税式に。凡志摩國供御贄潜女卅人。云々など見えたり。（また此の國より、大神宮に御贄を献る事は、後の世までも絶ず伊勢の書どもに見えて、今の世にも遺れること多し。）（給猿女君等師說に。此事上つ代には例にて有りけむを。やゝ後には絶やしにけむ。此處の外には。物に見えたる事無し。（但し事は有りつれども。漏て記せることのなきにても有るべし。）さて上の還到は。罷到の誤りにて。其より拆其口と云ふまでは。伊勢國にての事なり。（もし本の如く、還到ならば、此の段、日向に還りて後の事なり、若し然るときは、猨田毘古神を送れることには、更に關らず、縁なき事なれば、別に端を更めてこそ記すべけれ、彼の神を送れるに、引連けて云へるは、送りて伊勢に到りて、其の國にての事なればなり。）故其處の。志摩の速贄を献れる時に。給ふ例とは爲れるなり。給とは。其内を分けて。給ふを云なり。（悉から給ふと云にはあらず。）如此てこそ。此の段の趣は。明かなりけれ。志摩は。もと伊勢の内にて。島々の多くある處を分て。一國とは爲られし物にて。後までも。伊勢に附たる國なり。然れば此に島とあるも。伊勢の海の島にて。即ち志摩國なりとあり。（今また此の時の事實と、此處の、餘の國に勝りて魚おほく、殊に其の味ひも美きを思ふに、宇受賣命の日向に還りたまふに、皇美麻命の御前に、國産と献り給へるが、大御心に叶へるより、御食都國とは定め賜へるにぞ有べき。）

故其猨田毘古神。坐阿邪訶之時。爲漁而。於比良夫貝見咋合其手而。沈溺海水給矣。故其沈居底時之名。謂底度久御魂。其海水之都夫多都時之名。謂都夫多都御魂。其阿和佐久時之名。謂阿和佐久御魂。故是猨田毘古大神者。宇治土公氏之祖也。此神之子。謂吾娥津比賣命。亦謂伊賀津比賣命。此神之所領之地云伊賀也。

阿邪訶は。本の注に。地名とあり。伊勢國壹志郡なり。延暦の大神宮儀式に。倭姫命。大御神の御杖代として。壹志藤方片樋宮に坐ける時に。阿佐鹿惡神の平れる事を記して、彼時壹志縣造等遠祖。建呰子乎。汝國名何問賜支。白久。宍往呰鹿國止白只。即神御田幷神戸進支と見え。(師云、呰鹿の呰は、字書に、毀也とも注せれば、䱜の意に取て書るか、また靈異記に、呰はアザケルとあり、此意か、また和名抄備中國郷名の呰部は、安多とあり、參河國にも、呰見てふ郷あれど、其れには注なし、宍往と云へる枕詞も心得がたし、神鳳抄に。壹志郡に阿射賀御厨。(彼是二十六石、凡絹廿四、)小阿射賀御厨、(卌三町八段十五石、)また小阿射賀神田。(二町、)とあり。師云。今も大阿坂小阿坂と。北南に竝びて。二村あり。(松坂より、一里半許り西の方なり、)其の山をも阿坂山と云ふ。○坐之時とは。伊勢の佐那縣に。いと久しく住居給へるが。其の或る時の事なるべし。○爲漁而は。師云。須那抒理志氏と訓べし。和名抄に。漁說文云。捕魚也。訓須奈度利。欽明天皇紀に。捕魚。萬葉四卷に。奥へ往き邊に去き磯や妹がため。吾が漁有藻臥束鮒。などあり。縣居大人云。須那取は。伊須那取の伊を略き。須と佐は。上條いすくはしの如く通へば。即ち鯨魚取なり。然れば鯨魚を取るを本にて。何の魚取るをも云へり。(冠辭考。いさなとりの條に見ゆ。)さて阿邪訶地は。今は海邊やゝ遠けれども。(今の村よりは海邊まで。一里餘許りあるべし。)古へは海邊かけて廣き名なりけむ。又さらずとも。甚くは遠からねば。出て漁し給ひつべし。)○比良夫貝は。師云。古へ世に多かりし物とおぼしくて。人名に負る。書紀續紀にいと數多見えたり。(書紀に、大伴毘羅夫連、巨勢臣比良夫、額田部連比羅夫、阿曇連比羅夫、倭漢直比羅夫、阿部引田臣比羅夫、續紀に、民忌寸比良夫、釆女朝臣枚夫、田邊史比良夫、石川朝臣比良夫などあり。是らみな此の貝を以て名けたりと見ゆ。)然るに。和名抄などに見えざるは。後に名の變れるにや有らむ。今詳ならず。(尙くさ〴〵思ひめぐらすに、今の世に月日貝と云あり、殼のさま月日に似たり、是などにや、其は比良は平、夫は日に通ひて、

平日の意かと思へばなり、また多比良岐と云貝あり、岐は賀比の切りたるにて、平貝の意にて、是にや、また佐流煩と云貝あり、猨溺らしてふ意にて、此の故事に依れる名にて、是れにや、されど是れら皆、其の名に就きて思ひ寄れるまゝに、試に云のみなり、斯て後に、志摩國の海邊の人に、此の貝の事問けるに云く、比良夫貝は月日貝の事なり、此の邊りの海に、いと稀にある物なりとぞ云ける、なほ國々の人に尋ね問はゞ、今も古への名の殘れる處も有るべきなり〕さて今飯高郡の海邊に。平生と書て。比良於と呼ぶ村あり。壹志郡の界に近くして。阿坂村より一里半ばかり東なり。これ若しくは古へは比良夫にて。此の貝の。此の故事より出たる地名には非ざるか。〔神鳳抄に、平生御厨とある處なり〕〇見レ咋二合其手一而は。此の貝の口開たるに。其の手を咋合され給へるなり。〇海水は。齊明天皇の紀の御歌に。于之裒とあるに依て然訓べし。〔ウナシホと訓むは據なし〕〇沈溺は。斯豆美伊理と訓べし。〔師は淤煩禮と訓れつれど、此はなほ上のごと訓べし、其の由は、第百五十七段の傳に云べし、〕師の言に。此の神は。如此て是の時に薨坐しにや。然には非ずや。決め難しと云れたる。誠に然る事には有れど。其の貝いかに大きならむも。斯ばかり勇壯しき麻須良神の。ゆくり無く。それに取られて。沈薨給ふべき謂無ければ。是また幽こ契有る事ならむと考ふるに此の神の御母は。皇產靈神の御子にて。名を伎佐貝比賣と申して。其本體は。やがて蚶貝なるが。今の謂ゆる赤貝なること。既に委く注せるがごとし。〔第八十一段、第百五段の傳を見て知べし、〕然れば比羅夫貝とは。やがて蚶貝の事にて。猨田毘古神の御手を咋合せし。其の貝は。即ちその御母の本體にて必す然る故ありて。御子を其の許に召取り給へるにぞ有ける。〔是れにつきて又思ふに、上に師のくさ〳〵考へられたる説等の中に、佐流煩と云ふ貝を、猿溺らしてふ意にて、此の故事に依れる名にて、是にや、と云れたるは、比良夫てふ貝の知られざるに、爲方なく云ひ出られし説なれど、此は云ひ得られたる説なり、然るは其のさるぼと云貝はも、大小の違こそあれ。蚶貝と全同じ物なり、然れど、古に佐流煩と云しは、蚶

の一名なりしが、後には比良夫、伎佐などのみ云て、さるぼと云名は、今云ふサルボの名にのみ爲りしならむ、如此思ひつゞくれば、月日貝、また多比良岐と云ふ貝などの事は、さらに由なくぞ所思ゆる。）抑比良夫貝てふ貝の詳ならず。猨田毘古神の。其の貝に。其の御手を咋合されて。海水に沈沒り給へる事はも。此の大神とも非らぬ。拙き事の如く。誰も訝しみ思ひ在む事をし。かく易々と思ひ得つるは。出雲風土記なる佐田大神。やがて猨田毘古神にて。其の御母は。伎佐貝比賣なる事を。知得たりし故にぞ有ける。扨この阿邪訶にして。蚶の多有しことは。太神宮本記に。阿佐加潟にて。多氣乃連等祖。吉志比古。吉志比女二人して。皇大神の御贄に獻る伎佐を阿佐留。と有れば。是の潟は蚶の多かる處なり。（今も此の邊りの海には、赤貝、さるぼ、共に多かりと、國人にも聞たり、又按ふに、吉志比古、吉志比女の訓は、若くはキシヒコ、キシヒメには非ざるか、さるは志と佐と通ふは、常なれば、即吉佐比古、吉佐比女にて、其は伎佐をあされるより、名に負へるにや、此はふと思ひ寄れる儘に云なり。）さて神鳳抄に。平生の御厨とある平生も。師説の如く比良夫と訓て。こは本よりの地名にて。其の邊に多かる貝なる故に。一名を比良夫貝とも云へるなるべし。

爾天兒屋根命。於皇美麻命之御前仕奉而。以天忍雲根命。於神魯岐神魯美命之御前。受給申而。奉上天之二上而。皇美麻命之御膳水者。於宇都志國之水。加天津水而將立奉可白。事教給矣。於是天忍雲根命。乘天之浮雲而。昇坐天之二上而。白神魯岐神魯美命之御前則。以天玉串事依奉而。刺立此玉串而。自夕日至于朝日照。以天都詔戸之太詔刀言告。如此告則。麻知知則。於弱韮。由都五百篁生出而。

自其下。天之八井將出。持此而。爲天津水所聞食焉。奉事依賜矣。一傳云。皇大神。皇美麻命。天降坐之時。天牟羅雲命。取太玉串。立御前而。天降仕奉矣。於是諸神白之。葦原中國者滓也。可何焉白之時。皇美麻命。召天村雲命而詔曰之。食國之水者未熟。荒水在矣。故參上御祖命之御許而。言此由而來焉詔之而。令登之。即天牟羅雲命參上而。於御祖命之御前。以皇美麻命之可白宣事。子細申上之時。神魯岐神魯美命詔曰。雖繼將仕奉政者。雖行下奉而在、水取之政者。遺而在矣。思將下奉何神之間。勇志久參上來焉詔之而。以天忍石之長井之水。八盛取而。入玉瓮而。誨曰。持下此水而。於皇大神之御饌八盛。於皇美麻命之御饌八盛獻之而。遺水者。術云天忍石水而。於食國之水於灌和而。獻初朝夕之御饌。仕奉御伴而。天降之神等。八十伴之諸人亦。令飲此水焉詔之而。神財之玉毛比等授給矣。天村雲命受賜而。持下而獻之時。皇美麻命詔曰。自何道參上乎問之時。白云。大橋者。皇大神。皇美麻命之畏天降坐而。自後之小橋參上也申之時。皇美麻命詔曰。後亦畏仕奉事。勇也詔而。名負天村雲命。天二登命。後小橋命云三名賜矣。即時日向高千穗宮之御井。定崇居而。於朝夕之御饌奉仕。而後移居丹波氷沼而奉仕矣。

此の段及次の段は。天神壽詞を取りて文を成せること。徵に云へるが如し。（是の詞をまた中臣壽詞とも稱ふ、其は後まで中臣氏なる人の職として、告る詞なればなり、此事も既に云へりき。）即ち本書に。高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命波。潑拔氏。八百萬乃神等遠集倍賜氏。皇御孫命波。高天原仁事始氏。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食氏。天都日嗣乃。天都高御座仁御坐氏。天都御膳遠。長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久。由庭仁所聞食止事依志奉氏。天降坐之後仁。中臣乃遠都祖天兒屋根命。皇御孫命乃御前仁奉仕氏云々と。今取れる本文に連屬たり。（事依志奉氏と云までの文の意は、既に第百三

十四段に說たるを見べし。)皇美麻命の天都高御座に即き坐る事は天照大御神の。高天原に事始め賜へること。既に出たる如くなるが。其の時大御神。その齋庭の瑞穗を賜ひて。千秋の五百秋に。天都御膳と。齋庭に聞食せと事依し賜へる隨に。天降り坐て後に。天兒屋根命。その大御前に仕へ奉りて。大嘗の神事仕へ奉らむと將るに。水取の政なむ。專とある事なる故に。まづ此の事をかく議り給へる也。(但し此の御政事の有りしは、其の天降坐せる年、やがて彼の瑞穗を、御國の御田に殖作らしめて、其のはじめて實れる冬なりしこと言まくも更也、其はなほ次條に云を見べし、)さて天兒屋命。前に御天降に從ひ給ふ時に。神魯岐神魯美命の御言もちて。取持御前事而爲政焉。と詔賜へる御言違へず。仕へ奉るは本よりにて。皇御孫命なほ稚く御坐せれば。殊に專と其の事に預り給へる也。(此條及び次條、もはら是の心おきてを以て見るべし、)○天忍雲根命は。兒屋根命の御子なること。既に出たり。○神魯岐神魯美命は。既に云ふ如く。高天原に神留坐す。皇產靈二柱神を申すを。こゝは。天照大御神をこめて申せり。受給申而は。天都水を受賜はり。用ひむ事を問ひ白しになり。○天之二上は。天津御國に在る山の名也。筑紫國なると同名なるは。此も其の峯の二つに進り上れる山にや有らむ。天照國も是の國を。上下り往來し給ふ山のしか同じ形にて。同名なるは。深き由緒あることとなるべし。(此山の名をも、師はフタガミと訓れたれど、此國のに准へて、これもフタノボリと訓べき也、)○御膳水は。大嘗にきこし食む水は更也。常に所聞食す御水也。○宇都志國は。顯國にて。皇祖神たちの神留坐す。天つ御國に對へて。是の御國を云ふ。天津水を加へて。立奉らむとのみ云て。其の水を賜へと。請給ふ言は無れど。請申せる意の。自然に聞ゆるは古文也。(さて如此請たまへる由は。下に擧る一傳にて知られたり、)○乘天之浮雲而。神等の天より降り給ふには。磐船に乘給ふを。地より天に上り賜ふには。必ず浮雲に乘給へること。既に委く說きたり。(第三十二段、第百二十七段の傳見るべし、)○昇坐天之二上而云

云。如此ては皇祖天神たち。常に是二上山に御座ます如く所聞めれど。其の山にまづ上り著て。然て皇祖神たちの宮に參りて。其御前に白し給へること。云まくも更也。〇天玉串。本つ書には。天乃玉櫛と有れど。櫛は借字なれば。古事記に。玉串と有る正字を用ひつ。抑玉串とは。旣に云へる如く。もと玉を飾著るより出たる名なるが。亦玉を著ざるをも。美稱へては玉串と云へり。(玉串のこと、委くは第五十一段の傳に云へるを見るべし。)今の玉串は。こを刺立て。五百篁の生ひ出たるを思ふに。一箇には非ず。神代紀に。五百箇眞坂樹八十玉籤。五百箇野篶八十玉籤とある如く。數多の玉串なるべし。(上田百樹云河内志に、河内郡に玉串の莊ありて、神名式なる津原神社、在市場村津原池側、今稱玉串明神と云ひ、同郡に、神名式なる枚岡神社も有れば、此の玉串に由あるか、平岡明神は、天兒屋根命を祭ればなり、と云へり。)〇事依奉而は。忍雲根命には授け賜へど。實は皇御孫命に事依し給ふ物なる故に。奉とは有る也。〇刺立は。土に刺立て也。〇自夕日至于

朝日照は。夕日の降より。其夜すがらに。夜明けて。朝日の豐榮上るまでを云ふ。(申の時ごろより、翌日の辰の時過るまでにや當らむ。)〇以天都詔戸之太詔刀言告。如此告則は。大祓の詞にも。天津祝詞乃大祝詞事乎宣禮。如此乃良波云々とあり。彼も此も。共にその太詔刀言は。別に傳へ賜ひし故に。此には漏たり。其は如此告則。と承たる語にて論ひなし。(大祓詞の太祝詞は、別に天津祝詞考といふ物を著して、委く云へれば、其れにつきて見るべし、此の太詔刀言は、一傳のところにて注ふべし。)〇麻知則は。其の太詔刀言を宣つゝ。夕日より朝日照に至るまで。待なばと勅ふ也。(麻知則は、なほ今一つの考へもあり、下に云べし、師の玉勝間に、麻知波は、何事にか聞えがたし、但し神名帳に、左京二條坐神二座、太詔戸命神、久慈眞智命神とある、眞智よし有げなり、と思ひ寄られたるも然ることなれど、此は、其の由には非ず。)〇於弱韮は。師說に。韮は蒜を誤れるにて。晝の借字ならむ。弱晝とは。正午時より前を云べければ。上に至于朝日照とある。連き

の時刻なるべし。とあり。稚日女命と申す神の名
も有れば。信に此の説の如し。（韮は、和名抄に、
薤和名於保美良、韮和名古美良とあり、萬葉に、
久君美良と詠るは、莖韮の義なるに就て、或説に、
若韮の生出るが如くに、由都篁の生出むと云意な
るべし、と釋たる由なれど信られず、今も田舎に
て弱韮といふは、巳の中刻より、下刻頃までを云
へり、凡て古言の、田舎に遺れる事多し。）〇由都
五百篁。師説に。由都五百重りていかゞ。由都は
即ち五百箇と云ふ言なれば也。と有り。信に師
説の如く。神代紀に。五百箇と有るを。古事記に
は湯津とあり。由都は。五百津の約言にて。數の
多きを云ふ言なれば、此は重言の如くなれど。又
按ふに。此の由都は。五百都と同語の由都ならで。
伊都の義にや。然も有らば。清淨き五百篁の生ひ
出る義なり。（伊都を、また由都とも云ふべきこと
は、伊伎連を雪連とも有るにて知べし、此は伊と
由と通ふ音なれば也、伊都をまた伊豆とも云て、
清淨き義と、猛き義とを兼たる言なること、既に
第十五段の傳に注せるを見るべし、）篁は。和名抄

に。篁和名太加無良俗云二太加波良一。竹ノ聚也とあ
り。上に引たる神代紀に。眞坂樹八十玉籤。野篶
八十玉籤と二種あるを。今の玉串は。野篶なりし
故に。それ物實と爲りて。篁の化出しにや。前に
伊邪那岐命の。湯津抓櫛を引闕きて。投棄賜ひ
しかば。笋に化りし事あり。下に鹽土の老翁が。
玄櫛を投しかば。五百箇竹林と化れる事あるも相
似たり。（また第百四十九段に、竹刀の竹林と成れ
るためしも有り、されば此の玉串も、本のまゝに
玉櫛にて、頭に挿す櫛ならむかとも思へど、都て
の趣を思ふに、然は聞えず、頭にさす櫛も、上つ
代のは、串を幾箇もよせ連ねたりし故に、久斯と
は云也、此の事はすでに第十八段の傳に云るを見
るべし、）〇自二其下一天之八井將出とは。其の化り
出たる篁の下より天上なる八井の水の湧出むと
也。是の天之は。常に天某と稱へ云ふ例とは異り
て。惜しく天上のと云ふ意に見るべし。八は例の
彌にて。水の彌湧に湧出る井の義也。（常の用ふる
水を汲む處を、井と云ふことは既に出たり、）〇持
レ此而云々は。其の涌き出たる井の水やがて天津

水なれば。此を御膳水と聞食せと。事依し教へ賜ふ也。其は天忍雲根命に詔ひ屬て天兒屋根命に教へ給へる御言ながら。總ては皇美麻命に。事依し賜へる也（さて天忍雲根命、天下り還らして、御教へのまに行ひて、天津水を賜はり給ひし事をば云ずして、次の條の文に、其の御依しの任に所聞食由庭乃云々と承たるに、其の趣の諦に聞ゆるは、最も威たく麗美き古へ文にぞ有ける、さて此の水取の御學はも。主と大嘗祭の料なりし故に。後までも。其の政の時ごとに。其の處を卜ひて。井を掘しめ賜ふ例也。其の事は次の條にいふを俟べし。）谷川士清の說。に。或人云。春日若宮。天押雲命坐焉。所謂水取祭蓋有以也。春雨抄歌に。「鹿島より鹿に乘りてぞ春日なる、三笠の山に浮雲の宮。と云へり。（鹿島大神社傳記には、此の哥を、鹿島大神を春日山に鎮座なし奉る時に、左大臣永手公の詠れしと云へり。）諸神記等の諸書に。春日若宮一座。（久安三年正月十九日預新年月次新嘗御垂跡殊秘之故難注之、內院二所太刀辛雄命、太玉命、四條院嘉禎三年十一月二十九日。祈年穀奉幣官命辭別云、若宮之祭禮者宮社之壯觀也。殊凝叡襟可奉官幣。云々と見え。春日社記と云ふ物に。浮雲明神とあるは。此の宮なるべし。（神社啓蒙に、若宮在下去本宮可一町、平森中也、祭神三座內、一座輔佐神也、舊記云、文永七年七月十三日、秀氏狀云、太刀雄、太玉兩神也、と記せるは然る說なれど、若宮本緣依字義則天兒屋命御子乎、將別神而所祕邪、曰是唯難言、是以不言矣、決非兒屋命之子といへるは、未たしき說也。）此神を浮雲とし申せるは、彼の浮雲に乘りて。天上に登り賜ひし故にかく申し。また押雲と申す御名も。皇美麻命の御前にたゝし。太諄辭唱へつゝ。天の八重雲を押別て。降り坐る功績は更なり。降りて復上らしゝ事をも稱美て。負せし御名なるべし。（なほ下なる天村雲命の處に注ふをも、合せ考ふべし。）さて水取の政の。此の命に始まり。後に主水と云ふ司の出來しも。是より起れるを思ふに神名式に。主水司坐神一座鳴雷神社と有るは。疑なく是の天忍雲根命なるべし。然るは宮中に祭り賜ふ神等。みな其の官々に必ず

縁ある神等なる中にも。大膳職に坐す神等。また造酒司に坐す神等など。皆其の事に功ある神等なれば。主水司に坐す神も。その水取に功ありし。押雲根命を祭るべき謂なるに。是の鳴雷神と云ふを。實の鳴雷と爲ては。都て此の司に縁無ければ也。（宮中に祭らるゝ神等、すべて三十六座、みな其處々に必ず祭られ給ふべき神等なること、古史傳の中に、其の縁ある處々に、一座も漏さず、説明せるを見て辨ふべし）然れば此には。是の神の鳴神なす。天之八重雲かき別て。水取り降り給へるを稱へて。また如此も號けしと所思ゆる也。亦若くは。直に鳴雷と化りて。昇り給へるにも有べし。（其は言代主神の、熊鰐と化りて水を游ぎ、武角見命の、八咫烏となりて飛翔り、櫛八玉命の、鵜に化りて海底に入れるなどを、思ひ合せても辨ふべし、みな其の勤み給ふ事の趣きに從ひて、しばし何物にも化り給ふこと神の常也）また式に。大和國添上郡にも。鳴雷神社。月次新嘗の社あり。此れも同神なるべし。さて一傳に。皇大神とは。伊勢大御神也。皇美麻命と共に。天降し賜へる故

にかく云へり。天牟羅雲命の。太玉串を取て御前に立し。仕へ奉れること既に出たり。○諸神とは。御從して降り坐たる神等也。○葦原中國者潮也とは。此頃しも。世はなほ草昧かりし故に。海水と眞水の。いまだ善くも分らず。天上なる水の。鹽氣なく輕く清るを。飲馴たる神等なれば。是地の水を。始めて所聞食しゝ時は。鹽氣ありて。重く荒く。海水のごと味はれて。幾久にきこし食む水の。如此ては何に爲べき。と所思煩ひけむは。實にさも有べき事にこそ。（其は今の世にすら、國所によりて、水の輕重あり、また所の高卑ゝ、海の遠近に依らず、井の水に鹽の氣あるも多かるを、常に高嶺よりおつる清水、山河の流れなど飲馴たる人の、適にも、鹽氣のさし入る井の水を飲ては、海水の如くも所思る物なるに准へても此の謂を辨ふべき也）○食國は。遠須久邇と訓むべし。師云。御孫命の所知看。この天下を總云ふ稱にして。食は、もと物を食こと也。（書紀などに、食を美袁志須とよみ、食物を袁志物と云ふ、萬葉十二に、ヲシと云辭にも、食の字を借りて書り）さて物を見

も聞も。知も食も。みな他の物を。身に受入るゝ意同じき故に。見とも聞とも。知とも食とも相ひ通はし云こと多くして。君の御國を治め有ち坐すをも。知とも食とも聞看とも申す也。(から國に、食邑と云こと有りて、幾千戸を食など云も、自から意の合へる也。)これ君の御國治め有ち坐は。物を見るが如く。聞くが如く。知るが如く食が如く。御身に受け入れ保つ意あれば也。然れば所知看と云ふも。知見と云ことにて。同じ意なり。(所知看て云言の義は、既に第二十九段の傳に注せり、また第五段見立の處に注せる説をも、考へ合すべし。)萬葉[illegible]ノ巻に。大王云々。企許斯遠周。久爾能云々。十八巻に。高御座天の日繼と。皇祖の神の命の。岐己之乎須、國のまほらに云々。二十ノ巻に。伎巳之米須四方乃國云々。この伎己之乎須も。伎己之米須も。即ち知看と云と。全く同意なるを以て。知と聞と看と食と。皆通はして。國を治有ち給ふことに云へるを曉るべし。(物食を聞食と云も、同く通はして云也、これにて所知の義も、自ら明らけし。)さて食國と云へる例は。輕島宮段にも見え。續紀宣命などに。食國天下とも。四方食國とも。聞看食國とも數多あり。(萬葉にも多かる中に、十七巻に、須賣呂伎能、乎須久爾などあり、美祁都久爾をも、御食國とも書て、同し文字なれど、其は大御饌に備ふる御贄物を獻る國を云て、袁須國とは別なり、また此の袁須國を、御食國と書ることも、萬葉六、また十八巻に見ゆ勿見混へぞ。)未熟荒水在矣。水の熟きと荒きとは。誰も知れる事にて。常にも云ふこと也。其の荒しと云は。みな鹽土の氣の含まれる水にて。挂目重く甜からず。熟しと云は。それに異りて。鹽土の氣なき水にて。挂目輕く。自らに口中に甘く覺ゆる物也。(其の輕重のいたき違ひに至りては、打見るには、共に澄て見ゆるも、秤にかけて驗むるに、極めて重きは、壹升の目方、凡四百八十目ばかり有り、輕きは凡そ、四百六十目ばかりも有もの也、此はよくためし見て知るべし。)〇御祖命。こゝは本文に謂ゆる。神魯岐神魯美命たちを申す。即ち下には然申せり。〇言ニ此由ニ而來焉とは。食國の水の。かく荒ければ。御饌水には用ひがたし。何

に爲侍らむと。問白せと詔ふ也。（此由を言して來よ、とばかりにて、自からに然聞ゆるは、是れまた古文のめでたき也。）令ㇾ登ㇾ之。本文には。天兒屋命。その御子を登し給へる由なるを。此の傳へは。皇美麻命。御自ら詔ひ屬たるにて。其の登らせる神の名も異なるは。孰れを正しき傳と。定め難きに似たれど。熟々思ふに。此は。同じ傳への。二つに分り傳はれるにて。彼れ此れともに正說なるが。互に事の漏遺りて。異傳の如くは成れるなり。（師の玉勝閒に、この義を思ひ落されしか、本文の壽詞を釋れし說の中に、天忍雲根命云々のこと、伊勢の外宮の書どもに、天村雲命の事として記せり、同神にや有らむ、と云れしは精しからず、忍雲根命、牟羅雲命、其の御名こそ似て有れ、出自の甚く別なる神等、なること、第百三十七段の傳に、委く解き著せるが如し、また此の一の傳をし、外宮の書どもに記せり、と云れしは、中頃外宮の祠官たちの記せる物には、古の實にあはぬ事ありて、頗には信られぬ說も有るを以て、此傳をも、其方に思ひ寄られたる如く聞ゆれど、外宮の書ども何くれに、此傳を載たるは、もと大同の大神宮本記に出たるを、採れる物とは心著れざるにこそ、）然るは是の故事。かく二た樣に成れる由は。皇朝と神廷と。二た方に傳はりし故にて。本文なるは。御代々の御即位。また大嘗祭の時ごとに。中臣の氏人の宣傳へて。皇朝に傳はれる故に。其の方に要とある事のみ傳はり。一傳なるは。皇大神の。朝夕の御饌の事に就て。其の御饌の本緣を。神廷に傳へし故に。其方に專とある事のみ傳へつれど。本の傳へは一つにて。共に訛れる說には非ず。彼此和會せて考ふるに。天押雲命に。天村雲命の副て。登り給へるにぞ有ける。（但し本文には、兒屋命の命令たる由なるを、一の傳には、皇美麻命の詔命たる由にて、此は違へるに似たれど、兒屋命、むねと其の御前の事執りて、政し給ふなれば、此の命の命令、やがて皇美麻命の詔命に同じ。然れば此は。孰にても難なくなむ。）〇子細は。都婆良とも。都夫佐とも訓べし。詔ひ屬たまへる如く。落る事なく白し上たる義也。〇雜々將ㇾ仕奉ㇾ政とは。まづ神祇を齋ひ祀り

給ふことより始めて。天下治め賜ふ政を云。○行下奉とは。其の御政ともを。漏さず教掟てゝ。降し賜へる由也。(於許那布てふ語の意は、既に第百十段の傳に委く注せり。)○水取之政者。遺而在矣、水取を。母比登理と訓む由は。下に出づ。○遺は。能許斯とも。和須禮とも訓べし。○思將下奉何神之間とは。何神を降し遣して。水取の政を教へ奉らむと。按ひ煩ひ給ふ間と詔ふ也。○勇志久参上來焉とは。甚く御歡び坐る御賞辭なり。皇美麻命を、愛しみ給ふことは更なり、天下の青人草をも、御寵み坐す御心のほど、是れにても想ひやり奉られたり、○又思ふに、諸神の、天より下り給ふは易く、天に上り給ふは、易からざる如く思はるゝを、此はいと容易げに参上り給へる故に、勇ましと稱美給へるにも有べし、)(天忍石之長井とは、天は天之二上の天と同く、天上之と云へるなり。忍は例の大にて。大石に深く掘たる井なる故に長井と云ふ。坐摩巫の祭る御井神に、綱長井と申す名の有るをも思ふべし。(此の神のことは、既に第八十八段の傳に注せり、)さて此の井

は、天照大御神と。速須佐之男命と御誓の時に。互に。玉と劍とを振滌ぎて。御子生坐る御井にて、亦の名を。天之忍穗井とも、天之眞名井とも云ふ。其は下に注ふを待べし。○八盛取而は。謂ゆる玉瓮に。彌盛に取盛るを云ふ。○玉瓮は。まづ瓮字。和名抄。瓦器類に。唐韻云。瓫瓦器也。(字亦作瓮、)辨色立成云、比良加、俗云保止岐、)爾雅云。瓮謂之盎、兼名苑云。盆一名盎新撰字鏡に。瓮瓫保止支とあり、然るを本書に。母多比と訓るは。爾雅に。瓮謂之缶と見え。延喜式に。缶を毛多比と訓るに依れる物か。和名抄には、甕を毛太非と訓み、字鏡に、甀、罇、瓺などを毛太比とし、式にまた匜の字をもしか訓り、)さて毛太比てふ言の意を。士清の説に。持堪の義にや。今も酒など斎ふるに。能く持など云めり。と云へれども。此は持瓮の意なるべし。然るは水を入て持つ器なればなり。(また若くは執をトラへと云類にて、持を延て、モタヒと云にも有むか、)○遺水は。(遺は借字にて、)殘る水也。○術云天忍石水而は。此の持下り給へる水は。元より天忍石水なれば。是の

水を術云と詔ふには非ず。此を顯國の水於に灌ぎ和へて。其の水を天の忍石の水と化れ。と術云てよ。と敎へ賜ふなり。(術云を、さきにマジノリテ、と訓しは惡かりき、今は本に取れる諸書に、マジナヒテ、とある舊訓に依れり、また前には、天忍水とある本どもに依れりしを、今は神祇本源、御鎭座本記などに引たるに、天忍石水とあるに依て改めつ。)○於二食國之水於一。水於は舊訓に。美都能宇幣とあり。水の上也。於は字書どもに。上の字の義は無れども。神名式に。大和國廣瀨郡に。於神社。攝津國島下郡に。井於神社。越前國大野郡に。高於磐座神社など有るを始め。古書に往々上の字の義に用ひたり。(なほ神名式に、越前國足羽郡、讃岐國苅田郡にも於神社と云ふがあり。)然れど。其用ひたる意は。未思ひ得ず。或人云於字は。漢文に。決めて語の上におく字なる故に。借用ひし義訓にやと云へり。然も有べし。(後人なほ能く考へて定むべし。○灌和而は。蘇々岐麻自閉氐と訓べし。(さきには、曾々岐夜和斯氐と訓しかど、其は惡かりき。)食國の水に。天津水を灌ぎて。交和する也。)其は譬へば。酒を釀るに。少許りの本酒をまじへ和して。幾萬甕ともなき酒を。造り出るに等しき。天津神の術方なりかし。復是に就て。上に術云。とある御言を思ふに。食國なる水を。みな天忍石水に化てふ御言なれば。呪術の麻自は。既に云ふ如く。交の麻自と。同言にて。此の御術言より起れる語なるべく所思るなり。(呪術の麻自、交の麻自同言なる由は、第九十三段の傳に云へるを、立復り見て思ひ合すべし。○獻二初朝夕之御饌一云々は。皇大神。皇美麻命の。朝夕の御饌水は更なり。御從に立て。降り坐る神等八十伴之諸人にも。其の術云へる水を。天津水と飮しめよと誨賜ふ也。神と人との差を。此の御言にて思ひ辨ふべし。(其は此の謂ゆる神等諸人共に、皇美麻命の御共して、天降れるには有れど、其の中に自からに、神と人との差ひありし故にかく云へり。)さて八十伴之諸人と云て。其中に。天下の青人草にも令飮よと詔ふ。大御心の含れること。云も更なり。○神財之玉毛比等授賜矣。諸書に擧たる。本書。何れも此の文を落せるを。皇の

字沙汰文に引たるにのみ出たり。毛比は。和名抄瓦器具に。盌說文云。小盂也。字亦作椀。辨色立成云末里。俗云毛比とあり。(俗云と云へるは、例の非なり)言の義は詳ならねど。上に引たる同抄に。盆字亦作瓫。盆一名盂と見え。瓫を毛多比と訓めるに。盌を小盂也と有れば。毛多比の多を略きて。毛比とは云か。(また元より別語にて、小盂を毛比と云ひ、大盂を毛多比と云ふか、今定めがたし)さて此を賜へる事は。水をこれにて聞看せと也。神財と有れば。殊に美しみ。珍給へる御物と聞えたり。凡て飲む水を。毛比と云ふことは。此の毛比より出たる言なるべし。(毛比に水を汲て飲たる事は、下に出る海宮の段を始め、其の後にもをりをり見えたり、師說にも。古へは凡て飲む水をば母比と云へり。(川池などに、たゞ有る水をば、美豆と云て、母比とは云はず、たゞ魚をば宇袁と云ひ、食ふ魚を、那と云類なり)催馬樂飛鳥井に。「飛鳥井に宿りはすべし。蔭もよし。美毛比毛左牟之。見万久左毛與之。(美毛比毛左牟之は、御水も寒しなり、〇今云、見万久左毛與之は御馬草も吉なるべし)萬葉十六の卷に。云々。出流水奴流久波不出。寒水之心毛計夜爾。(此の寒水をヒヤミヅと訓るは俗し)和名抄に。漿俗云。邇於毛比とあるも。煮御水の由なるべし。また今の俗に於母出と云物も、御母比なり、湯には非ず)赤染衞門が集に。おもひ汲にまかる。とあり。〇自何道耶參上乎とは。天都御國に參到る登口の。前と後とに。梯二あるが故に。かく問ひ賜ふ也。〇大橋者云々。この大橋小橋ともに。橋は梯の字の意にて、天照國に立たる梯立也。即ち是の國なる。丹後播磨などに立たりし、梯立に同じ。其ば天地を往來するに。船に乘り雲に乘る間。しばしの船居なること。既に云へるが如し。(此は第三十一段の傳、また第百三十七段、浮橋の下に云へるを見べし)さて大橋は正面にて。神と皇との天降坐る時の御梯なる故に。そを蹈登らむ事を。畏く所思して。後なる小橋より。參上り罷り下り侍りし。と白し給ふ也。(君臣のあつき禮讓の、眞心より出たるさま、いと尊しかし、君に仕へ奉らむ人、此の意を思ふべし)〇後亦畏仕奉事勇也詔而

は。牟羅雲命の白せる言を。甚く感賜へる御言にて。勇は勤と云ふが如し。○是の三の名の中に。天村雲命てふ名は。村雲に乘りて。往來せる故に負せ賜ひ。(その父神の名を、天御雲命と云へるも、子の勤功に依れる名と聞えたり、)天二登命と云ふ名は。國の二上山より。天の二上山に。參登り給へる故に負せ賜ひ。(此の御名の字を、諸書に、天二上命と書たるも、非には非ねど、皇字沙汰書に引たる本書に、天二登命と書るぞ慥しかる、)後小橋命てふ名は。後の小梯より昇れる故に負せ給へり。景行天皇の大御語に。大倭國者。以行事負名國也。と有るは。かゝる事をし詔へり、神名式に。阿波國麻殖郡に。天村雲命。伊自波夜比賣神社二座とあるは。疑なく此の命の。夫婦を祭れる社なるべし。(神名式考證に、今たなぼの權現と云ふ是か、二座南面にて、岩津渡の南の川岸なる山なりとも、河田村の島と云所に、村雲神社ありとも云へり、また同郡に、天水沼閇比古神社天水塞比賣神社二座、とある社も由有げ也、)さて本文に。刺立此玉串而。云々と有るを。相會せて考ふるに。以天都詔戸之太詔刀言告とある。其の太詔刀言は。疑なく一傳なる。天忍石水てふ大御言それ也。其は文に如此告則とありて。其の詔刀言のなきを以て知らる。上に。彼此ともに。本は一ッの傳へなるが。互に漏たる事のある故に。異なる傳への如く成れり。と云し意も。是にて知べし。(然れば彼此二ッの傳を、一ッに合せて文成さむには、以天玉串事依奉、以天忍石之長井之水、八盛取而、入玉瓮而誨曰、持下此水而、於皇大神之御饌八盛、於皇美麻命之御饌八盛獻而、遺水者、於食國之水於灌和而、刺立此玉串而、自夕日至于朝日照、以天都詔戸之太詔刀言、術云天忍石水告、如此告則、麻知則於弱韮、由都五百篁生出而、自其本、天之八井將出、持此而、爲天津水、獻初朝夕之御饌、云々と爲べし、此の如く次序ればいと能く通ゆる傳なり、故前には、かく文成さばやと思へれど、また少か思ふ旨も有りて、本のまゝ二の傳となせり、然て此は忍雲命と、村雲命と、二神に依し給へること、言ふも更なり、)さて夕日より。朝日照

に至るまで。宣れと詔ふ御言の。かく言少なるを。疑ふ人も有べけれど。此は祈事の呪言なる故に。幾萬度となく誦辭しつゝ。八井の出るを期と誦たるにて。其やがて天皇祖神たちの。御誨になも有ける。(すべて神事の呪文などは、恒の稱辭、詔詞などゝは異りて、幾度も告上る例なること、此の段の故事は更也、第五十三段、神祝々とある處に、委く云へるをも合せ考へて辨ふべし。)さて然祈り術へれば。其の感應ありて。天の八井を出し賜へるは。孰神に坐すと謂ふに。此は水の元神。彌都波能賣神に坐こと。申すも更なり。然らば。是の術方を行はざりし以前には。何の由を以て。葦原中國の水。潮にて有けると云ふに。是より前には。此の神も天上に坐して。此の國土に靈幸給ふこと薄かりしが。此の御呪術ありしより。今に至り。世の青人草までも。弘く其の恩賴を。蒙ふる事とは成りし也。其は此の水の神のみに非ず、凡て謂ゆる造化を司給ふ風火金土の神等を始め、山野をしらす神々も、悉く此の國には生坐せれど、其の本體は、みな天上に坐ませるを、皇美麻命天降坐して後に、降坐して、殊に國土に、厚く御靈を幸へ給ふと惟ふ由あり、其は第百四十六段の傳に注ふを見るべし。)さて又是の時。天津神の御傳への隨に。其の術を行へる神は。誰神ならむと云ふに。此は天兒屋命の。間に遣せる事にて。本より神事の宗源を主りて。神と皇との御中執持ち。太詔刀言祈白し給ふ職にし有れば。其の子の命。また牟羅雲命の。復命白し給ふを聞受て。御自擬ひ給ひしこと云も更なり。(此にまた密に思ふ由あり、然るは、神事の宗原を主ませる此の命の、夕日より朝日照るまで、かの天詔詞を誦へ給ふに、幾萬遍か、くり反し給ひけむ、其の數知べからず、斯て後に其の驗の有りしを思ふに、今の凡人などの神に祈言まをす趣は、いとも麁略なる事なり、そは其の魂の大小をもて云むには、此の命の魂と、凡人の魂とは、比ふべくも非ぬ違ひなれば、此の命の一夜すがらに、祈りて感ありし事をし、凡人の祈らむには、八百夜すがらに祈らずは、應有るまじき理りなり、凡てかゝる事はし、凡人の、ただ一度二度白せる言に、驗ある事も、をり〳〵無

きには非ねども、道に志厚からむ人は、此の故事を心にとめて、吾か魂の小き事を忘れず、殊に心をこめて、物すべき事にこそ。〇即時日向高千穗宮之御井定。崇居而云々。上に云ふごとく本文は。皇朝を要とせる傳へなれば。文には見えねど。其の御井を。笠狹の御前の大宮の邊に定め賜ひけむこと云も更なるが。一傳は。神廷を要とせる傳へなる故に。其の方の御井の事をかく傳へし也。斯て此の日向の高千穗宮と云へるは。決めて彼の彥火々出見命より。神武天皇まで御坐せる。襲の高千穗宮には非ず。今の日向國臼杵郡なる。高千穗にて。其の宮は。必ず伊勢の外宮に坐す。登由氣大神を。初めて崇祀らし、元宮也、然いふ故は。其の御井を崇居て。朝夕の御饌に仕へ奉れりと有るは。後まで其の御井の。外宮につきて。內宮大御神の御饌は。外宮にて仕へ奉る例なれば也。(此の事は延曆の儀式帳をはじめ、神宮の諸書に見えて、世にも普く知る所也。)なほ言はゞ。後に其の井を。丹波の氷沼に移居て。仕へ奉れりと有るを。淺く思ふべし。其は御井のみ移せるに非ず。登由氣大神を。御天降の始め。まづ此所に崇ひ賜へるを。後に丹波國氷沼郡に移し給へる時に。御井をも移居たる由なり。然ればこそ、今の日向の高千穗邊に。其古蹟は存れり。(そは其の國人長尾通賀と云へるが、文化七年に記せる、鬼のして草といふ物に、高千穗山より、七つ山、なす山、米良山まで峰連なれり、天眞名井また御鹽井とも云、同處三田井村にあり、長田、狹田、瑞田、この三の田ある故に、三田井村と云傳ふ、蒔ずの稻、穗觸大明神、祭神は瓊々杵尊、土雲の住し穴など、皆其の邊りに在る由にて、圖をも出せり、御鹽井とは、忍石井を訛れるにて、是かの御井の古跡なるべし、圖を見れば、傍に水神社あり、また其の井より流るゝ泉を、岩閒の泉酒と云へり、また其の井の傍に、七津之池と云ありて、池水時々に變りて、靑赤黃白黑、或は濁り、一日に幾度と云こと數へ難しと云へり。)抑登由氣大神。伊勢の外宮に鎭坐ざりし以前は。丹波國氷沼郡、眞名井原に坐けるを。雄略天皇の御世に。天照大御神の御託に依りて。今の外宮に崇奉り賜へる事は。儀式帳

に出たる如くなるが。其の時まで。丹波の氷沼に鎮り坐たりし。由緒は。此の一の傳を除ても。絶て佗に考ふべき便なきを。此の傳へにて。其の由來いと灼然に知られたり。(なほ丹波の氷沼に鎮り坐せるより後の委き由來は。雄略天皇卷二十四年の所に注べし。)

〇延胤云。これの廿八の卷を。板木として。世に弘むる者は。美濃國惠那郡苗木鄉人。林久世下野國都賀郡礒村に世々住る。鈴樹忠告。豐前國下毛郡島村なる。梶原三盾等也。かくて廿五の卷よりこの卷まで。幷せて四卷を。第七袟とす。

古史傳二十九之卷上

平篤胤謹撰
男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　井上賴圀　校訂

神代下九之卷上

鐵胤云。此の書は著述書目集にも記せし如く。本敎の眞意は。すべて說盡させ給はむの結構にて。旣く文化九年より。草稿を始め坐し。文政八年までに。神代の傳は大抵成れりき。（そは第一段より、百四十三段までは悉く傳あり、百四十四段は半有り、百四十五段は闕、百四十六段より百四十九段までは、又傳あり、その以下は凡て缺たり）然る間に。玉鉾百首なる「さひづるや。常世の戎の。八十國は。少彥古那ぞ。造らせりけむ。」の御歌は更なり。古事記傳に記させ給へる。少名毘古那命の。外國は。經營堅成し給へるなるべし。との御說を本と成し給ひて。次々に考證したまひ。和漢に學問の事ありし以來。未だ諸人の思ひも出ぬ。御說ども多かる上に。文政六年に。古史成文。同徵など。朝廷に奉り給はむと。京都に參上り給ひしときに。服部中庸翁より。兼て密に傳へ承られたる鈴屋大人の御道敎共を。傳へ受坐せる後は。（此のことは玉襷なる、同じ大人の御傳にも、御自ら記し給へるが。毀譽相半書に、其の時に、服部翁の、大人の御前に奏されし祝詞をも擧なほ餘論に、我か書き記せるをも合せ見て、其の事のおぼろげならぬを知るべし）猶史に考へ究め給ひ。諸蕃國に傳はれる古傳の。有りの悉考へ竟て後にこそ。天神國神の御功德の萬一も。窺奉られなめ。その上に古史傳は記出む。然らざれば。天地を開闢し坐せる大神等の。御功德の廣大なるも。記し奉り難しと。赤縣に印度。その餘の古傳共を考へ坐て。赤縣太古傳。大扶桑國考。三五本國考。春秋命歷序考。印度藏志抔を著し給ひ。然古傳どもを索隱坐とては。又易曆の道の。天の下の萬事の創原たる。やごとなき道なる事をし考へ得坐して。太昊古曆傳。太昊古易傳等を著し給ひ又日本紀なる紀年曆日は。西土にかつてなき曆法

にて。皇國固有の古曆なる由を。考へ明らめ給ひて。天朝無窮曆を著述し給ひなど。次々に廣く大きく成り行しに。(著述書目集なる書共の下に、其の大意を記るせるを見て知るべし。)我が輩の底寶とも。持齋くべき古史傳なくては。と弟子等の白せるが多く。我も同じ心に勸め奉りしかば。諸々蕃國の古傳も。悉くは記し竟ねど。太古の傳は大抵記したれば。是れよりは。古史傳を精撰すべし。然るに年ごろ心挂つる言語の根元を。考へ明せる書なくては。其の詞ごとに注解のいと煩はしかるべしとて。まづ古史本辭經をば著し給へるなり。さて古史傳をこそ。と宣ひしに。故有りて。秋田へ下り坐すことゝなりては。思ほす如くは出來難くて。かの底寶たる此の書は。終に精撰出來ず天保十四年の六月の頃より。食物停滯の樣にて。みこゝち煩ひ賜ひ。種々醫藥を用ひ給へるに。八月の頃に至りてもその驗なく。食事も次第に減りて、疲勞も見えて。せむすべなくかなしきに。御自らも。癒べき事とも思ほさずなりて。種々後の事どもを。教遺し給へるが多かる中に。分て宣へるやう。年頃書著さむと。志しつる書共いと數ある中には。いまだ事始めざるもあり。既に草稿の成りつるも心行ぬ事多きを。夫らいかで天翔つゝ。延胤を助て。事爲さしめむと思ふなり。されど。彼れも。今幼年なり。(此の時十五歲。)また幽世の御おきてと。然爲し難き故あらむも測らえず。然ゝあらば。誰にまれ其の事爲し遂べき人に託て。爲さしめむと思ふなれば。此の事能く心得てよと宣へりき。また云云は。云々と改めよと。宣ひ付し所々も有り。そは速に改めつ。又凡て傳中に記せる所。初稿の儘なるが多かれば。其の文意は違はざれども。謂ゆる書取の良らざる所多し。そは皆淸書の時に。書改むべく思ひしなり。とも宣へり。然は有れど。今容易く改むべきに非ねば。見む人其の旨を思ひてよ。さて余延胤に御遺命の旨を示し教へて。その成訖ざる條々。成し整よと託つるに。公事の勤務繁く。且は多病にて思ふ如くは出來ずて過つるが。去し明治五年に身罷りぬれば。此の事の成らざるを常に打歎きつゝ。いと心もとなく思へるに。矢野主の去年より。東京に參來つ

るに。此の人にこそと。かねて宣ひつけし旨をも。思ひよれるが上に。勸つる人さへ多く。やがて此の事を託つるに。百四十四段より。かく續攷成つれば。かの御遺命空からずと。なげきもし喜びもしつゝ。其の由かく一言しるし加ふるになむ。さて前に寫し本にて。少は世にも出しつれば。そを見む人。此の卷と異なるをな怪みそね。○明治十二年十一月。

○大嘗祭之段

於是天兒屋根命。任天都神之御依而。所聞食。由庭之瑞穗。持太兆之卜事奉仕而。齋定悠紀主基國。大嘗之齋庭而。亦卜定採大嘗宮材。御膳柏。御琴木之山。刈葺草之野。種種求天罪國罪之類而。取國之大奴佐。爲國之大祓而。出給荒世和世御服贖物而。於天神地神。奉幣帛。差遣拔穗使。卜定稻實齋屋而。祭八柱之神。次卜定物部之人等。酒造兒。酒波。粉走。相作。薪採。灰燒。稻實公等。皇美麻命。幸卜食川而。爲祓禊矣。荒妙和妙之神服。國々之由加物悉備。物部人等。於大嘗之齋場。持齋波理參來而。由志理伊都志理。持恐恐之清麻波理。各奉仕其態。造大嘗宮而。月內撰定日時。以十一月中卯日而。多米都物等。作備獻之。令歌人等奏國風。令語部等奏古詞而。此獻之。悠紀主基之。黑木白木之大神酒。多米都物等。皇美麻命。爲天都御膳之長御膳之遠御膳。於汁亦實。赤丹之

穗所聞食而。豐明明御坐焉。以天神之壽詞稱辭定奉而。亦稱辭定奉之於皇神等。獻相嘗而。於千秋之五百秋之相嘗。奉相宇豆能比。堅磐常磐齋奉而。於伊賀志御世令榮奉。自此年始而。與天地日月共照之明之御坐事而。皇神等與皇美麻命之御中執持而。伊賀志桙之不傾本末仕奉。以壽詞稱辭定奉給矣。此者大嘗祭之御政之本也。亦諸部之神等。如天津神之勅。歷世相承而。各奉供其職矣。

於是天兒屋根命とは。皇美麻命御天降の當昔。天照大御神。齋庭の稲穂を依じ賜へるより。天之八井を術出し給へるまで。悉く此の命の御有功に成れる事を思ひて。如此は記るせり。○任天都神之御依而云々。任を麻々邇々と訓よしは。既に云ひ

き。（第九十七段の傳見るべし。）由庭之瑞穗とは。（第百三十三段）に云へる如く。此はもと大御神の御稲の稱なるを。是の時所聞食す瑞穗は。即ちそを種として。作れる稲なる故に。かく稱ふなり。○持大兆之卜事奉仕は。大兆の事は。既に出たり。（第七段、又第五十二段などを見るべし。）さて神代に。大嘗祭を行ひ給へる趣は。此の條に取れる中臣の壽詞より外に。據べき書は無れば。前には其の文のみを取りつれど。後に熟思へば。貞觀儀式。延喜式にも。此の本文に補ふべき事こゝら有り。故今は其をも加へて。成文せるなり。（但し其の儀式の御典、貞觀とは呼へど、實は貞觀の御世に、始めて成れる物には非ず、神代よりして、行ひ來れる儀式は更なり、[illegible]の後に始れる、儀式をも取り交へて、最古より、次々に修飾ひつゝ、定め著されたる物なること、開題記に論へる如くにて、延喜の式も同じ由來なり、故れ是の大嘗祭一式の事にて云はむにも、其の大要は、神代よりの式なれど、後に加はりつと覺ゆる儀どもも多かり、故れ

今は此れ等のことゞもぞ、邇々藝命の當昔より、有りけむと知らるゝ限を拾ひて、本文には加へたるなり、然れど其の傳に引出る、儀式、延喜式の文には、後に加れる儀と著きも、悉くは去りあへず、其の儘に引たるなり、見む人その意を得て、古儀後儀の混淆れる事をし、思ひを潔めて別ためてよとぞ、）さて此の時。兒屋根命太兆の卜事をもて。神事仕へ奉り給ひし故實の。後まで傳はれるは。儀式大嘗祭儀の初めに。天皇即位之年。七月以前即位者。當年行事。八月以後者。明年行事。（此據一本に、此の字なく、據の字を謂とせり、受讓即位、非謂諒闇登極）大臣奉勅。召神祇官。密封令卜定悠紀主基國郡。奏書訖即下知其國。（官符在別卷下同じ、）○上の注文、本書誤りあり、今は大嘗祭式に依りて訂せり、召神祇官とは、神祇官の卜部を召す由なり、密封とは、筥に封じて卜部に授け、卜部卜へ畢りて、また筥に封じて奏るを云ひ、奏書は、式には奏可とあり、大臣其の卜定の奏聞あるを、天皇見行して、可の字の御畫をあそばし賜はるを云ふ、さて其の卜に

食へる國に下知あるなり、其の官符の按文に太政官符、某國司應供奉悠紀事、右得神祇官解偁、應供奉大嘗會悠紀、彼國某郡卜定如件者、國宜承知符到奉行、年月日、史位姓名、辨位姓名、と有りて、主基亦同じと云へり、）凡差遣諸國。官符並牒。事急者。附驛傳。自餘附在京使並雜掌。（式にはたゞ、下知依例准據、とのみ有り、此の文も詳ならねど、此は疑なく、某々の國郡、悠紀主基の卜に食るよしを、五畿七道の諸國に、知しめ給ふ事と聞えたり、其は儀式の謂ゆる別卷に、太政官符、五畿內七道諸國司、某國悠紀、某國主基、右被大臣宣偁、前件兩國、今年應供奉大嘗會、宜仰諸國、件兩國所請事、早速令行、勿致拘留者、諸國宜承知依宣行之、と云へる、按文の有るにて知られたり、）次以大中納言二人。參議一人。爲悠紀主基兩所撿校。行事四位各々一人。五位三人。辨在此中）諸史（一本に司に作る、）判官已上四人。（史在此中、）主典已下五人。（左右史生各々一人在此中、）官掌一人。使部直丁各々一人。（此の事式にはたゞ、又定撿校行

事とのみにて、委からず、荷田在滿が、元文三年の大嘗會具釋に、撿校は、其の本大嘗一會の事の、違例違式あるを撿校して、正す名なるべし、本より一會の事に預り勤むること、貞觀儀式以下に見えたり、但し今にては、定めらるゝ許りにて、さして勤むる事見えず、大嘗の當日には、出仕もせず、辰巳兩日の節會には、出仕の公卿の一列にあれども、本より小忌をも著ず、唯挿頭を獻る時と、行酒の時に、事に預るのみ、其の人は大納言の中にて一人、中納言の中にて一人、參議の中にて一人定むる例なりと、今は有れども無が如き職なる由を、委く記せり就て見るべし、)次撿校納言已下。召神祇官。令卜悠紀主基行事所。並小忌院等。卜訖行事史。申大臣。奏訖即仰陰陽寮。擇吉日著之云々。と有るを始め。何事を行ふにも。太兆に占へて。定め賜ふ例也。(但しこを、神祇官の卜部の行ふ事は、其の卜部等みな、兒屋根命の末なるが故に、其の職を世々にして、毎も仕へ奉る事なり、其の本の由來は、第六十段、四國の卜部とある所に、委く注せるを、立反り見て知るべし、)

○悠紀主基國。(玄道云、壽詞の原文には、悠紀仁、近江國野洲主基仁、丹波國氷上遠齋定弖、と有るを取られしにて、そも元よりの古文を近衞天皇の、康治元年の大嘗會の度に、奏せる詞なること、編年集成に、康治元、十一、十五、大嘗、近江野洲、丹波氷上、と有るもて知るべし、と徵に委く見ゆ、此の時の事は、台記の別記にも辰の日節會より委く見え、史官記にも、康治元年七月廿七日、左大臣某公、參使座卜定大嘗會國郡、悠紀近江國野洲郡、主基丹波國氷上郡、とあるをも思ふべし、)この二國に。こゝの故事の隨に。其の時々卜へ定むる事は。上に引たる儀式は更なり。延喜の大嘗祭の式にも。其の第一に載されたるが如し。斯て此の事の御紀に所見たる初め。また其の義は。天武天皇紀に五年九月丙寅朔丙戌。神官奏曰。爲新嘗卜國郡也。齋忌(齋忌此云踰既。)則尾張國山田郡。次(次此云須岐。)丹波國訶沙郡並食卜。と有る所の釋紀に。私記曰。須支師說。次於齋忌也とあるに就て。師の玉勝間に。主基のこと。今に至るまで。人みな此の意とのみ心得

ためれど非なり。彼の說は書紀に。齋忌此云₂踰既₁。次此云₂須岐₁。とあるに據れるなれど。齋忌こそ此の字の意なれ。次は借字にして。此の字の意には非ず。(古へはすべて言だに同じければ、字は、意には拘はらず、借りて書るに、次を須岐とも云へるから、言の同じきまゝに、借りて書ならへるを、其の儘に書れたる物也。)かく云ふ故は。悠紀と主基とは。何事も。二方全く同じ趣にして。一事も少かの勝劣あること無ればば。次と云ふべきよし更になし。書紀なるは。借り字なること疑ひなき物をや。主基は。禊の曾岐と同言にして。濯といふ言なり。美曾伎も身濯にて。曾々久と須々久と同じきを。共に約めて。曾伎とも。須岐とも云へるなり。然れば是も。齋忌と同じ樣の名にして。濯ぎ淸めたる義なるぞかし。と云はれつれど。此の說諾ひがたし。其はまづ。齋忌こそ此の字の意なれ。と有れど悠紀の悠こそ。由庭由志里。由麻波里などの由に同く。齋ゆまた忌などの字の意なれ。そを悠紀と云ふ例は無ればなり。(是の悠まさしくは伊にて、マミムメの活用は然る物にて、由とも

轉れるを、由まはり、由しり、なども云ふなれば、由とも伊とも云ふが本語にて。此を悠紀と云ふべき謂れある事なし、○玄道云、釋紀に、齋庭の義を釋て、先師申云、湯者潔齋之義也、大嘗會由貴次、蓋此謂也、とも云へり。)故れ考ふるに。此は齋定めたる國の義にて。由久爾なるを。久爾を約めて悠紀と云ひ。しか約まれるに就て。また悠紀之國とも云へるなり。(其の例を云はゞ、新羅は、既に云ふ如く、志良久爾てふ言なるが、約まりて、志良伎となれるを、また志良伎之國と呼ぶが如し、)然らば。主基は如何と云ふに。此の御政に充給ふ二國ともに。齋國には有れど。其の第一にト へ出たる國に。悠紀てふ名を專に負せて。其の次に出たる國を。貢にも次の義を以て。主基とは云ふなり。(然れば、主基の基は、悠紀の紀とは、素より異なること、云まくも更なり、師說に濯ぎ淸めたる義なり、禊の曾伎と同言にして、濯といふ言なりと有れど、其は身濯といふ、熟語の上にてこそ、曾々伎の曾伎と約まりたるなれ、放ちて濯を、たゞに曾伎とも、須伎とも云ふこと無ればば、此の

師說は、かにかくに立がたし、)其は。次々に引き出る文どもに。皆悠紀を上とし。前とし左とし。主基を下とし。後とし右とするに。見て知るべし。(玄道云、此の二國を卜へ定め賜ふ由は、もと天上なる。天狹田長田に比へての御所爲にやと、下なる、百四十九段の御故事に據りて所思るなり、)○大嘗之齋庭。こを齋定むることは。儀式に。かの悠紀主基行事所。竝に小忌院等を。卜へ定め訖へたる所に。次應卜定齋場之狀。牒送山城國。至於其日撿校以下率神祇官。到北野卜定其地。(其の牒狀の按文に、某所牒山城國司と題して、應卜定齋場事、某月某日、某刻解除、某刻卜、牒爲卜定件地、撿校納言以下、雜色人以上、率卜部等、下向宮城北野、國宜察狀差祇承國司百姓等候荒見河邊、不得違闕、故牒、と有るにて其の趣を察るべし、)其儀神祇官。悠紀主基の兩國司竝山城國郡司等。詣(一本に就に作る、)荒見河。陳置祓物。(其料各云々、竝國辨備、)訖行事以下。雜色人以上。共就祓場。(悠紀在上、主基在下、)大祓。悠紀先發祓詞、次主基、訖各就幄下卜定齋場。(悠紀在東、主基在西、行事以下。先宜行野中。執其塊將歸卜之。(其の料云々、)卜訖立標四角。(立賢木著木綿、方卅八丈爲限、)即令山城國葛野。愛宕兩郡司守之。とあり。此はまづ唯に齋場に地を卜へ定めて。標を立て置のみの式なり。但し此の事。大嘗祭式には記るされず。(玄道云、上代には、齋場とは、大嘗宮をもしか申けむことと上、百三十四段なる大詔に、所知食於齋場、と見えしにて明白く、また齋宮、齋院、齋殿なども、後の御紀どもに見えたること、この末條に、その本書を擧るを見て知るべし、)○大嘗宮材云々。此は大嘗祭の儀に、齋場を卜へ訖て。次卜定採大嘗宮材木萱。竝御琴料材。柏等山野。即下知卜食國。と見え。(下の式の文に據るに、柏の字の上に、御膳の二字を落せるなり、)大嘗祭式に。凡應採大嘗殿材竝御膳柏山。及苅萱野。齋場地等。八月上旬。神祇官共國司卜定。(將卜齋場、先爲解除、其料物者、當國所輸、)訖即申官。令山野所屬郡司一人專當禁守勿入穢人。(採鎮魂琴材山准此、

其鶏尾琴四面、令内匠寮造送神祇官、）と有るに據りて記るせり。（但し此の式の文、上の儀文に依れば、御膳の柏の上に、御琴料の材の四字を落せり、下に琴材云々と有るは、其の事なるべけれど、此を鎮魂と云へるは後の事にて、神代の大嘗祭には無りし事なり、其は鎮魂は、神武天皇の御世より始れる事なればなり、〇玄道云、この師説に考へ合すべきは、山槐記、元暦元年八月廿日の條に、大祀に因りて、山野等を卜合はれし事を記されて、一通悠紀所、可採大嘗宮料材山、「山城國愛宕郡栗栖野、乙丁合、伊賀國名隱山丙合、」一可苅萱野、「近江國蒲生郡蒲生野乙丁合、攝津國島下郡宿文野丙合、」一可採鶏尾琴料材山、「大和國吉野郡吉野山丙合、近江國高島郡板倉山乙丁合、」可採柏山野、「河内國交野郡柏原丙合、近江國高島郡美屋野乙丁合、」とあるにて、脱字なることを明なり、）さて其の卜食の山野より採れる草木を。其の事どもに用ふる趣は。下に引き出る文等にて知るべし。〇種種求天罪國罪之類而は。貞觀儀式を始め。凡て儀式の御典等を讀むに。毎年六月十二月の晦日の。定れる大祓は更なり。大嘗會の時。また臨時にも。大祓の神事を行ひ賜ふ時は。必ず天罪國罪を種々求て。朝廷に仕へ奉る官の人等。また天の下の百姓にも。祓つ物を出さしめ。朝廷よりも。御贖物を出し。御禊し賜ふ定式なるは。高天原に事始め賜ひし。天皇祖神たちの。皇美麻邇々藝命。御天降の時に。御傳へませる隨に。行ひ給ふ御政なること。大祓の詞に見えて。既に委しく注せるが如し。（そは第五十九段の傳に、大祓の詞の文義を釋きて、委しく論へるを見て知るべし、）かくて邇々藝命の御代。大嘗祭の時に此れ等の事ども行ひ給へること。物には見えねど。中臣の壽詞の文にて。是の御代はじめて大嘗祭ありしこと著く。右の神事どもは。皆是の大祀に附たる御政なれば。其の神事。すべて此の御祀ありしと云ふ傳への中にこもれり。故是を以て。此れ等の文をも。次々に綴り加へて。神代の道の故實を令知むとす。見む人その意を得てよ。（高天の神王の御傳へませる、天つ御式の例をもて後の儀式の轉りを知り、後の儀式の古義を拾ひて、

天つ御式の例を質し、彼と此とを照し應せて、邇邇藝命の大御代すでに、此れ等の御政どもの有りける由を、高く遠く想ひを湊めて悟りねかし。）さて天罪國罪とは。大祓の詞に。皇御孫之命乃。美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭。日之御蔭止隱坐氏。安國止平氣久所知食武國中爾。成出武天之益人等我。過犯家牟雜々罪事波。（こは高天原に神留坐す、神漏岐神漏美乃命の、大御口づから、皇美麻命の所知食む、葦原中國中に、成り出む人等に、云々の罪あらむ時にはと、將來を慮し察はして、誨へ坐る詔命を承て、天兒屋根命、また將來をかけて宣し〻御言を、後の世まで傳へたるなり、其は所知食武、成出武など有る、武てふ辭にて曉るべし。）天津罪止。畔放。溝埋。樋放。頻蒔。串刺。生剝。逆剝。屎戶。許々太久乃罪乎。天津罪止法別氣氏。（大嘗祭儀に出たる、諸國に大祓すべき由を命せ賜ふ、太政官符の按文に、此の八種の罪の、文字も次第も違はず出して、已上天罪とあり、內宮儀式も同文なるが、法別氣氏を告分天と作たり、法は借字にて告の義なり。）國津罪止八。生膚斷。死膚斷。白人。胡久美。己母犯罪。己子犯罪。母與レ子犯罪。子與レ母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津鳥乃災。畜仆志。蠱物爲罪。許々太久乃罪出武。（右に云へる、太政官符の按文なる、國罪には、高津神乃災、高津鳥乃災、といふ二句なく、內宮儀式にもなし、然れば此の二句、右の二書の成れる頃には無りしを、後人の加へたる語なるも知らず、然てかく疑へば疑ふま〻に、種々思ひ得たる事も有れど、此には所狹くて述がたし。）如此出波。天津宮事以氏。云云と有る是れなり。謂ゆる天津罪八種は。天にて須佐之男神の。犯し給ひし罪なる故に。天津罪と云ふを。後に國人の犯すをも。此の類なるをば。天津罪といひ。謂ゆる國津罪は。此の國人の犯す罪にて。天には無き罪なり。內宮儀式には。胡久美の下に。なほ川入火燒罪乎。國都罪止定給弖。犯過人爾。種々乃令二祓物出一天。祓淸止定給支。とも有り。（上の件天罪八種の、須佐之男神に始まりし事は、既に第四十二段に出たり、また國津罪どもの言の義は、記傳三十の卷、また大祓詞

後釋に見えたり、披見るべし、)さて師説に。凡て都美は。都々美の切まりたる言にて。古語に。都都美那久。また都々麻波受。など云へる都々美と一つにて。諸の凶事を云ふ。(都々牟は、都々志牟と一つなるを、つゝしむは、凶き事あらじ、有らせじとする方に云ひ、つゝむは、凶き事を露さじと隱す方に云ひ、つゝみなくなどは、凶き事なきを云ふ。これら末は各々異なるが如くなれど、本は一つなり、)其は必しも。惡行のみを云ふに非ず穢また禍など。心と爲るには非で。自然にある事にても。凡て厭ひ惡むべき凶事をば。皆都美と云ふなり。(然るを世の人、罪の字に泥みて、唯惡行をのみ云ふと心得て、都美てふ言の本の義を辨へざる故に、祓の罪條の中に、心得かねて、解を誤れるが多きなり、罪の字は、たゞ惡行の一つに就て當たるものにて、都美と云ふ總ての意には當らざる事多し、ゆめ此の字に勿泥みそ、物語書などに、人の容貌のわろき處なきを、罪なしと云へること多し、是ら中昔まで古意の殘れるなり、然るを前世に、惡行の罪なき故に、容貌美く生れたる意なり、など解なせるは、いみじき強説なり、また災に遇ふなどを罪とせるをも、己がなしたる罪ある報に災にあふなりと云ふも、同じ強説なり、みな罪の字に泥めるからの誤ぞかし、)類とは。大祓の詞などに。擧たる條々のみに局らず。餘にもなほ多かるを。包云言にて。彼の詞に。許々太久乃罪出武。とあるに同じ。(彼の文も擧たる外に、略ける罪條なほ多き由にて、かく云へるなり、)

○種々求は。師云。國中の人等の。天津罪國津罪の種々の中。何れにまれ。犯したる事あるを。探り求むるを云ふ。(穢 災なども、其の事のあるが、犯したるなり、)かくて大祓の詞などに。許々太久乃罪出武と有るは。然探求むるまゝに。犯したる罪どもの。種々許多に。顯れ出るを云ふなり。(古へ人は、心直かりしかば、身に犯しある者は、大祓には、大方隱さず顯はし申せしなり、顯し白せば、其の罪祓に除こり淸まり、顯はさゞれば、淸まらざればなり、○因に云、犯の假字、種々論ありて、一定せざりしを、新撰字鏡の全本に、憎ハ憎也、乎加志云、とあるに據れり、)○取二國之大奴

佐は。師云。國は。國之大祓とある國と同くて。諸國を云ふ。乃ち國中と云ふことなり。大とは。大祓の大と同く。廣く國中より取ゐ故に云へり。奴佐は。神に手向る物をも云ひ。（萬葉の歌によめるは、みな神に手向る奴佐なり、故れ幣とも、幣帛とも書たり、）また祓に出す物をも云ふ。名義は。禱布佐にて。事を乞禱ぐとて出す布佐の由なり。（泥疑布を切むれば、奴となる、祓の奴佐も、其の罪穢を除清め給へと、禱ぐ意を以て出すなれば、神に獻りて禱ぐと、意ばへ一つ也、）さて布佐は麻なり。古語拾遺に。好麻所レ生。故謂二之總國一。古語麻謂二之總一也。今爲二上總下總二國一。とあり。（麻を布佐と云ひしこと、此佗には見えたること無れども、總國と云ふ名を思ふに、信に然ぞ有りけむ、）抑ゝ神に手向るも。祓に出すも。其の物は種々ある中に。殊に麻をしも名に負へるは。有るが中に。主とする一種に就てなり。即ち麻と書くも此の故ぞかし。（下に引る神祇令にも、戸別に出す物は、麻一種なるを以ても、主と有ること知るべし、）内宮儀式帳に。三祭十六日西川原の祓の儀を記せる所に。各奴佐麻令レ持而。先宮東方。皆悉令二向侍一而。人別之麻竝後家穢雜事令二申明一。然於二御巫内人一。各々所レ持之奴佐麻一條分授。即御巫内人管集取持其人別所レ申穢事。細令二傳申明一。云々とあるも麻也。（奴佐麻とは、奴佐に出す麻也、奴佐と麻と二つには非ず、）さて此の奴佐は。大祓に出す祓物也。祓つ物の事は。千座置戸の下に云へるが如し。考へ見て。古への大奴佐の意を知るべし。（○この師說、第五十九段の傳に出せり、）然るに今の京などになりては。大祓に。大奴佐と云ふ物。たゞ名のみ存て。古へのとは其の趣大く變りて。本の意は亡たり。（貞觀儀式、大祓の條に、神祇官頒二切麻一云々、祓畢行二大麻一とあり、行二大麻一と云ふこと、何にしけるにかおぼつかなし、大麻とは、切麻に對へて、大なる由の名なり、また江次第同し條に、次行二大麻一とありて、細書に、神祇官人以下執レ之、上卿辨大夫諸司料各々異、西宮抄曰、上卿料祐曳と有り、また古今集の歌に、「大麻の引手あまたになりぬれば、云々と詠めるは、江次第に、座前引レ之、とあるとは別事にて、公の

大祓の大麻と云ふ名をかりて、私の祓にも、大麻と云へるか、大てふこと當らず、また神事に、榊の枝に麻と紙とを垂れたるをも、奴佐と云ふ、紙は木綿の代り也、また神社より授くる、御祓大麻と云ふ物は、木綿麻を串に挟みたる形にて、此れも紙を代りに用ゆる也、其はともあれ、古へに大奴佐と云ひしは、中昔よりこなたのとは、その趣きの異なるものぞ、）さて取とは。神祇令に。凡諸國須大祓者。毎郡出刀一口。皮一張。鍬一口。及雜物等。戸別麻一條。其國造出馬一疋。とある如く郷々戸々より。祓物を出さしめ取るを云ふ。如此して。其の國中の人民の。身々の罪穢を祓ひ清むる也。（天武天皇紀に、五年八月の詔に曰く、四方爲大解除、用物。則國別國造輸祓柱馬一疋、布一常、以外郡司、各々刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條、また十年七月、令天下、悉大解除、當此時國造等、各々出祓柱奴婢一口而解除、など見えたり、）然るに今の京などに至りては。例の大祓に。戸別人別など。祓物を出すことは無りつと見えて。貞觀儀式。延喜式などにも。其事は見えず。儀式に。神祇官陳祓物於朱雀門前路。分置六處。但馬在其南方北向。とあれども。此はたゞ神祇官より設け置のみ也。（四時祭式、六月十二月晦日の大祓の條に、擧られたる種々の物、これかの六處に分け置く祓つ物なるべし、また別に、大麻切麻と云ふ物あれども、古へのさまに異なり、其は上に云へるが如し、）但し神官の。神事に犯ある人には。臨時に祓を科せて。物を出さしむる事は。中昔まで其の法ありき。其は延暦二十年五月の太政官符に。定准犯科祓事。一。大祓料物二十八種。（馬一疋、太刀二口、弓二張、矢二具、刀子六枚云々、）右闕怠大嘗祭事。及同祭齋中（一本に口に作る、）内。弔喪問病。判署刑殺文書。決罰食宍。預穢惡之事者。宜科大祓。所輸雜（一本に雜の字なし、）物。具如前件。官人有犯。並解見任。一。上祓料物二十六種（太刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚云々、）右闕怠新嘗祭。鎭魂祭。神嘗祭。祈年祭。月次祭。神衣祭。等事。毆伊勢大神宮禰宜内人。及穢御膳物。並新嘗等

諸祭齋日。犯弔喪問疾等六色禁忌者。宜科上祓輸物如右。一〇中祓料物二十二種。(刀子一枚云々、右闕)忌大忌祭。風神祭。鎮花祭。三枝祭。鎮火祭。相嘗祭。道饗祭。平野祭。園韓神。春日等祭事。毆物忌。戸座。御火炬。奸物忌女。及觸穢惡事。預御膳所。并忌火等齋日。毆祝禰宜及預祭(一本、預祭の間に、齋の字あり、)事。神戸人犯弔喪問疾等六色禁忌者。宜科中祓輸物如右。一〇下祓料物二十二種。(刀子一枚云云、右闕)忌雜祭祀事。及齋日毆禰宜并預祭神戸人犯諸禁忌者。宜科下祓輸物如右。以前被右大臣宣偁。承前神事有犯科祓贖罪。善惡二祓重科一人。雖例已繁。輸物亦多。事傷苛細。濫損黎元。仍今弛(源義直卿の古本、また前田夏蔭の本ともに、改に作る、)張。立例如件。其毆傷若重者。祓淨之外。依法科罪。祢外鬪打者。依律科決。不在祓限。又祝禰宜等與人鬪打。及有他犯事。須科決者。先解其任。即決罸。神戸百姓。有犯大者。行齋之外。決罪如法。令具奏聞。奉勅依請。と類聚三代格に見えたり。右の内に、大祓とあるは、大上中下と定められたる、祓の品にして、國之大祓の謂には非ず、思ひ混ふべからず、齋宮式にも、凡雜色人以上、與人毆鬪者、科上祓、凡寮官諸司、及宮中男女、修佛事、和奸密婚者、科中祓、など見え、三代實錄十一に、內膳典膳、雀部朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓、とれは神事には非ざれども、穢の事の罪なる故に、祓を科せたる也、日本紀略に寛弘七年九月廿五日庚子、大原野社邊、有葬送輩、仍預等負大祓了、など云る事見ゆ、〇玄道云、壬生氏の古文書に、應永十六年十二月十日、神祇官の解を載て、坐伊勢國大神宮二禰宜、受宮一禰宜云々、尾張神戸等、依過穢神事祟給、遣使科中祓、可令祓淸奉仕事、また坐山城國木島神云々、坐攝津國住吉神社司、依過穢神事、祟給、遣使科上祓、可令祓淸奉仕事と見ゆ、此の頃にすら、なほ古風の遺れることゝ、淡く感けらるゝまゝになむ、)〇爲國之大祓。而は貞觀儀式。大嘗祭の儀に。八月上旬卜定大祓使。發遣。(左右京一人、五畿內一人、七道各一人、)

下旬別卜。更復發遣。（左右京一人、五畿内一人、近江伊賀伊勢一人。）大嘗祭式に。凡大祓使者。八月上旬卜定差遣。（左右京一人、五畿内一人、七道各一人。）下旬更卜定祓使差遣。（左右京一人、五畿内一人、近江伊勢二箇國一人。）在京諸司。晦日集祓如二季儀。と有るに據れり。此は神代に初めて。大嘗祭を行はれし時に。大祓有りける例を。後まで傳へ來れる御政なる事疑なし。其は左右の京五畿七道と有るにて。國中悉くの大祓なること炳焉なれば也。（○玄道云、角田氏の説に、此の大御代には、天下を盡に總知し食しゝ事は、國巡し坐る古傳どもにて、いと明白かるを、此御禊は、何國にて行はせ賜ひけむ考ふべき由なきは、いと惜らし、と論へるは實に然る説なるに就て、熟々案ふに、應神天皇の御世に、越前國に御禊に行幸せる故事、さては中つ世にも難波の祓、また禍事を西海に祓棄ちふ事を、凡人も後の世までいひ傳ふなるは、おぼろげの故ならず、後の御世には、便よきに付て、川邊にて行ひ給ひしを、上つ代は、天神御祖命の御旨のまに〳〵、大海にてせさせ給ひけむ、殊に此の大御代及出雲大神の神代には、大祀は更なり、大事とある時は、必ず立花小門に行幸して、行賜ひしにやとさへ察ひ奉れるはいかゞあらむ、尚よく考ふべし。）さて古事記仲哀天皇の段。國之大祓とある所の師説に、國と云ひ大と云ふ義は。國中悉の祓なる由也。（毎年の朱雀門前の大祓なども、國中には非れども、百の官悉にするを以て、大祓と云ふなり。）天武天皇紀に。五年八月詔曰。四方爲大解除。用物則國別云云。また七年。是春將祠天神地祇。而天下悉祓禊之。また十年七月。令天下悉大解除云々。また朱鳥元年七月。詔諸國大解除。また文武天皇紀に。二年十一月。遣使諸國大祓。また大寶二年十二月壬戌。廢大祓。但東西文部解除如常。また慶雲四年正月。因諸國疫。遣使大祓。文德天皇紀に。嘉祥三年四月辛亥。爲除凶服。先遣中臣氏人於五畿内七道諸國。以修大祓。癸丑帝吉服大祓於朱雀門前。清和天皇紀に。貞觀七年七月廿九日戊申晦。先是武德殿前有人死。仍大祓於建禮門前。以攘邪氣也。など見えたり。（小右

記に、天元五年四月廿一日、作物所板敷下有犬死、云々、廿三日有大祓事、賀茂祭間、内裏有穢時、先例被行大祓云、岡部翁の祝詞考に云、大祓事神代より傳はりて、橿原宮に初國しらし御代にも、絶ず行ひ賜ひけむを、上代の記に、古事記の外には漏れて、後に天武天皇紀に見えたり、持統天皇紀に、すべて見えぬは、漏たるならむ、文武天皇の御代始めの紀には、臨時の大祓見ゆ、大寶元年に至て、六月十二月晦日の事、令條に擧られたり、かく定例となりぬるを思へば、早くより、此の二度の大祓も有りつるか、然れど天武天皇の御世に二度、七月の初めに有りつると、文武天皇の御代始めにも、六月十二月晦日の事の見えぬとを思へば、此は大寶元年の御定めとぞすべき、其の後の紀には、定例なる故に、略きて記されぬ也。大寶二年十二月晦日には、廢られしは、是の月太上天皇崩坐し故なり。然るに文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事に非ざれば、諒闇の中ながらも有りし也。）抑々諸國の大祓の儀は。記せる物無けれども。朝廷にて行はるゝ式に

て。准へ知るべし。○神祇令に。凡そ六月十二月晦日大祓（謂祓者解除不祥也。）東西文部。（東漢文直、西漢文首、）上祓刀讀祓詞。訖百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部爲解除。（文部がよむ祓の詞も、式の大祓詞の末に載られたり、岡部の大人の考に云く、こは文部が遠祖の時より、傳へ來れる文とは聞えず、後に漢國、或は百濟などの巫祝の唱ふる詞に依りて、作れるならむ、元より皇朝には由なき事也、また卜部爲解除も、上代の事に非ず、只令の頃の定めなるべし。）元正天皇紀に。養老五年七月。始令文武百官率妻女姉妹會於六月十二月晦大祓之處。令に、百官男女とある女は、女の官人也、官人の妻女などには非ず、然るに式に、妻女姉妹のことを云はざるは、百官男女と云ふ内に込たるか、また思ふに、令の百官と云ふ文は、養老五年の時に改められたるにて、是れも妻女姉妹をこめて云へるにも有るべし。）太政官式に。凡六月十二月晦日。於宮城南路大祓。大臣以下五位以上就朱雀門。辨史各々一人。率中務式部兵部等省。申見

參入數。百官男女。悉會祓之。臨時大祓亦同。事見儀式など見ゆ。（また臨時祭式に、六月晦日大祓十二月准此云々、右晦日申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、卜部讀祝詞、事見儀式、とある卜部は、決く後の人の改めたる非こと也、祓詞は、中臣こそ讀むことなれ、式の文にかゝる誤こと有るべくも非ず、事見儀式とある、其の儀式には、下に引き出る如く、中臣讀祝詞、とある物をや、）さて其の貞觀儀式に。其日午四剋。神祇宮内縫殿等官省寮。候延政門外。百官會集祓處。先此神祇官陳祓物於朱雀門前路南。（分置六處、但馬在其南方北向、）所司設座於朱雀門。並東西仗舍。大臣以下五位以上云々。立定神祇官頒切麻。云々。訖中臣趁就座讀祝詞。稱聞食。刀禰皆稱唯。祓畢行大麻。次撤五位以上切麻。既而散去とあり。（刀禰とは、王臣百官を總て云ふなり、此の中に頒切麻、また行大麻などは、上つ代より有りし儀か、何とかや後の事めきて所思ゆ、）抑祓は。其の人々より。祓物を出さしむる態なるに。後には延喜式などにも。然る事は見えず。

二季の大祓の料物は擧られたれど。其はたゞ司より設置ことにて、百官人の身より。各々物を出せし事は聞えず。式部省式にも。たゞ其日所司陳列祓物。とのみ見え。祓の馬もたゞ馬寮より出せり。凡て祓のさま。令の時すら。既に文部が漢文の詞を讀むこと。卜部の解除する事など。古へに有ざりし儀どもの雜りつれば況て其の後。世々に轉變りぬること推量るべし。かくて中昔より以來は、大かた祓は陰陽の家の職のごとなりて、江次第などに、六月十二月晦日にも、禁中の儀、陰陽家の様々のわざあり、況て私の祓は、すべて陰陽師にせさする事となれり、伊勢物語に、陰陽師かむなぎ召て戀せじと云ふ祓の具してなむ行ける、云々、戀せじと御手洗川にせしみそぎ、云々など云るを見ても知るべし、さて小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所、公卿一人不參、仍以右少辨惟成爲上代、被行之、内侍等稱障不向祓所、仍以女史爲内侍代、とある天元は、圓融院天皇の御世なり、これを見れば、當時すでに、大祓のいたく衰へたりしほど知られて、甚悲し、かく

て參らぬを、咎め給ひし事も聞えぬは、總て神事のなほざりに成れりし故なるべし、穴かしこ、あなかしこ。）さて二季の大祓の儀。西宮記。北山抄。江次第などを考へ合するに。貞觀儀式と大方は同しけれども。易れる事共も見えたり。また百官の大祓も二季の晦日のみならず。臨時にも有りしこと也。大嘗祭式に。凡大祓使者云々と。諸國の使を遣す事をあげて。次に。在京諸司晦日集祓。如二二季儀一と見え。齋宮式に。内親王卜定ありて後に。擇二日時一百官爲二大祓一（同二尋常二季儀一）とあり。其の外神事のをり。内裡に穢事ありて。大祓を行はれし事などを。古記に見ゆと有り。（上の件の師の說は、記傳なると、大祓詞後釋の說とを、取り合せて出せるなり。）（荒世和世之御服贖物とは。江家次第に。大祓の儀の次に。六月晦日（十二月准レ之）縫殿寮奉二荒世和世御服一事。神祇宮奉二荒世和世御贖一事。謂二之節折一。とある御政にて。貞觀儀式を始め諸書に出たるが。此は天皇御自身の祓物を出し賜ふ御儀にして。大祓に行はるゝ當日に。必す是の事あり。元より天宮事にて。邇々藝命の大御代より。然有りしこと決ければ其の儀式に據りて此の文を作せり。（但し此の御儀を諸書に、或は大祓儀の次に擧げ。或は大祓の前にも擧たり、其の前後は詳ならねど、大祓は其の詞に、夕日之降と見え、節折の儀文には、當日晩景とあり、然れば大かた同じ時なるが、大祓は少か前にも在るべし。）然るに其の儀文の精く。かつ古きは。貞觀儀式なれど。其は進退壯嚴などの精きにて。要たる故實は。後の書等よりは却りて麁し。然れども。其の古きを捨て。後をのみ擧べくも非ねば。儀式をまづ本に立てゝ。後の諸書を參攷ふること左の如し。（但し其の儀文に、東西の文部が横刀を奉りて、祝文を奏すこと、また其の傳奏の有趣の嚴重さなどは、後なること著けれど、文の接きに去あへねば、全文を引たり、其は故を溫ねて、其後の沿革を知り、また後の儀より及ぼして、古への趣をも推知るべき便りともなればなり、）抑其の儀式に。二季晦日御贖儀。神祇官預前受二備其料物一。鐵偶人卅六枚。（金銀裝各十六枚、無レ飾四枚、）木偶人廿四枚。御輿形四具。挾幣

帛木卅四枚。金裝横刀二口。云々。〔此の約たる文は、なほ種々の物の色目にて、祓所の神の供物と見ゆる中に、水瓮、坩坏各二口、匏二柄、小竹廿株と有るは、御贖に用ふるなり、其は次々に云べし、延喜式も、同じ色目なるが、鐵人形二枚とありて、木偶人、御輿形、挾幣帛木、といふ三品はなし。〕其日卜部各著二明衣一。其一人執二御麻一。二人執二荒世一。二人執二和世一。二人執レ壺。宮主史生神部等、左右分頭前行。中臣官人次レ之。御麻次レ之。東西文部次レ之。各執二横刀一。荒世次レ之。和世次レ之。並著二木綿鬘一。〔御麻は即ち木綿麻を著たる榊なり、荒世和世は、色目の所に、小竹廿株、徑各三分、長八尺とある者なり、壺とは、色目の所に、水瓮、坩坏各二口、と云ふ物にて、水瓮に水を入れて、其の色目の所なる匏は、決めて此に添たるべし、坩坏は、鐵偶人、木偶人、御輿形などの納たると通ゆ、其は下に引く、宮主口傳抄にて知るべし、横刀とは、色目の所に、金裝横刀二口、とある是なり、此は西宮記、江次第などに、木工造レ之とあり、然れば木師にこそ、〕宮内輔。陳二列御麻等一。候二延政門外一。大舍人叩レ門。闈司問二阿誰一。大舍人答。云二宮内省輔姓名。御麻奉登御門候一。闈司傳奏如レ常。輔入就レ版奏云。宮内省申久。御麻進止。神祇官姓名。御門候止申。退出召二中臣一。〔こは南殿の宮内にて、行はるゝ儀なる故に、宮内省これに預れり、故れ是の問答、また奏詞を、弘仁延喜の式共に、宮内省式に出されたり、下なる奏詞も同じ、今の世に佗の門に至りて、物まう、と云へば内より、だうれ、と應ふを、薩人はたあれと云ふ今の文に、問二阿誰一と有るは、古へもしか云ひしにこそ、〇玄道云平家物語なる、有王が島下りの條に、島の者に行むかつて、物申さうといへば、何事とこたふ、とあり、また明人の全浙兵制なる日本風土記に、親友至訪侍二立門外一呼云二木那麼一。乃人在否之言。内云二獨里一。乃云是誰之答也と云へり、考へ合すべきなり、〕中臣稱唯。〔一本、中臣の字なし、〕率二文部四國卜部一。〔宮主在二此中一。〕入候二於宣陽殿南頭一。〔稱唯、四國卜部、宮主などの事は、既に第六十段の傳に云ひき、〕掃部寮。預敷二簀席於階下一。縫殿寮。置二荒世和世

御服於席上。(この荒世和世は上の卜部が執れる荒世和世とは別にて、御服たる故に、縫殿寮これに預れり、本書また式も、此の文錯亂して否ぬ所の小字に記せり、今これを訂せり、江次第に、內裡式文、雖載南殿儀、近代於御在所行之とて、藏人式云とて、其の御在所の裝束を委く記し、かつ清涼御記云とて、當日晚景、所司裝束於御殿、時刻出御、先是節折藏人、縫殿司齋主宮主、東西文人等祗候と見え、西宮記も同文なり、また滋野井公麗卿の、公事根元階梯に、たゞに年中行事と引給へるには、晦日夜、神祇官供荒世和世御贖事、東庇北第三間、御裝束畢、節折藏人著座、次祭主宮主、東西文人著座、次出御、御直衣、自此以前供御手水、と見え、宮主口傳抄も大抵同じ裝束にて、御出之間、皆悉消御燈、是故實也、但南方之御燈一不消之とあり、公事根元にも、燈を高燈臺にともして、出御の程には消たり、南の方をばのこす、と記されたり、○玄道云、雲圖抄に、此を擧け又差圖ありて、右御出云々と同じ說を出せり、また上下に內裏式と引れたるを、今傳はれる本には見えず、そは次卷に云ふべし、)縫殿寮先以荒世和世御服。率女孺參入。即內侍縫司。(掌縫以上供之、)傳取令藏人供奉。訖縫殿寮退出。荒世賜卜部。和世賜宮主。(西宮記に、縫殿官人、昇豆々志余呂比御服、附女官、女官授中臣女、中臣女供、天皇著給氣息返賜、と見え、江次第も同じ文にて、其の旁書に、內裡式云、縫殿司女官令內侍供之者、今中臣女供之とあり、彼の階梯に引れし年中行事には、縫殿寮官人、昇荒世和世御服參入、置於簀上、女官傳取授於中臣女、供之謂節折也、天皇加氣息返給とみゆ、しかるに此の一件、本朝月令に引たる弘仁神式、及び延喜式には、載るし漏されたり、宮主口傳抄にも、この件なくて、先宮主進鏡鈴御杳御櫛居柳筥一度進之、傳之女官、女官傳之命婦と云へる件あり、建武年中行事、公事根元もこれに同じ、)次中臣捧御麻。進跪版。勅曰參來。稱唯就階下。中臣女。(簡氏女堪事者奏定、)於殿上轉取供奉。訖授中臣。還本處。即授卜部一人。令向祓所。(弘仁延喜の式共に同じ、西宮記に、中臣奉

御麻に付中臣女供之、天皇自取摩御體返給、とあり、江次第、かの年中行事、宮主口傳抄にも、此の事あり、然るに建武年中行事、公事根元などには見えず、)宮内(一本に、宮内の二字なし、)輔。更入奏曰、宮内省申久。御贖物進止。神祇官姓名。大和河内乃文部。四國乃卜部等率天候止申。退出。喚中臣。稱唯就版。勅曰。參來。稱唯就階下。轉授中臣女。取奉御畢退出。次西文部進退如前儀。(弘仁延喜の式共に同じ、西宮記には、東西文人一々進斂付中臣女、天皇著給御氣返給とあり、江次第かの年中行事も同じ、宮主口傳抄文保二年六月晦日の儀を出せるには、御麻を進れる下に、次宮主取祓刀傳女官、女官傳命婦とあり、其の終の文に今度以外被興行畢、但縫殿寮、役荒妙和妙御服等无之、東西文人不被催出之、遺恨是也と見え、公事根元などに、此の事のなきを按ふに、其の後遂に止たるか、)次中臣。率宮主卜部執荒世者就階下、置於席上。宮主執荒世授中臣。中臣(一本に、中臣の二字なし、)取授中臣女。即執量御體總五度。

訖宮主取祝訖。授後取卜部。(本朝月令に引たる弘仁神式に、次中臣率卜部執荒世者就階下、置於席上、卜部披荒世授中臣女、即執量御體、總五度訖とあり、延喜式は略文にて聞えがたし、江次第に、次中臣官人宮主等、著座、次神祇官及荒世卜部進置竹夜於庭中席上、中臣官人卜部等解畢授中臣女、女取供之、天皇起給、與女量御體五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右手、自胸中至指末、次量左右腰至御足、次自左右膝至足、凡竹九枝、中臣女毎度承取示神祇官と見ゆ、西宮記も同じ文なり、なほ下に引出る、宮主口傳の文を合せ考ふべし、)宮主取坩授中臣。中臣轉授中臣女。執奉御。訖退授中臣。轉授宮主。宮主取祝訖授後取卜部。荒世者畢退出。次中臣引和世。進退如荒世儀。其荒世者賜卜部。和世者賜宮主。訖皆退出解除河上。とある是なり。(弘仁延喜の式、共に同じ趣なり、江次第に、次卜部捧壺、授中臣官人、官人付中臣女供之、天皇放口氣於壺內三度、訖中臣女傳神祇官、神祇官授宮主、宮主祝畢、次

和世參入、如荒世儀、事畢相率退出と見え、西宮記も同文にて、密祝了とあり、彼の年中行事には、次卜部捧壺、授中臣官人、官人付中臣女、件壺中入鐵人形二枚、黄皮人形二枚、以紙裹其上、結其上、天皇放口氣於壺中三度、了中臣女返授中臣、中臣授宮主、宮主密祝申、次進和世如荒世儀、事訖相率退出、臨河解除と見え、壺中の二品宮主口傳抄の、文保二年六月の儀を出せるも、此れに同じ、）抑々この儀式、その小注に校ぶる如く。互に漏たる事、又差へる事も多かれど。中に。縫司の御服を進ること。神祇官の大麻を奉ること。中臣の竹夜を進ること。卜部の御坩を奉ること。此の四條は疑なく天津宮事なり。かくて此の御政をしも。節折と稱ふ由は。宮主口傳抄に。謂之節折者。以篠量五體四肢也と記して。下の文に。次友人部。（居住西京云々、）進篠等。先一筋獻之。宮主取傳女官。女官取傳命婦。命婦進主上。主上量御身長。返給命婦。命婦授女官。女官傳宮主。宮主折懸之。（官人參入之時者、中臣可折懸也、○公事根元齊梯に引たる、年中行事には、神祇官、及荒世宮主等、進置竹夜於庭中置上、中臣官人卜部解之、先以竹一筋授中臣女、中臣女取之參入、天皇起立與中臣女量給御體、自御頂至御足量之、取其程授中臣とあり、さて口傳抄なる友人部といふは、こゝより外に未だ見あたらず、（玄道云、角田氏云、或る書に、友人部の友は、身か六の誤りにて、六人部は身取部にて、姓氏錄山城國の神別に、六人部連は火明命之後也とある六人部なるべし、枕の艸子に、鞆岡は、篠のおひたるがをかし、神樂採物の歌に、舍人等が腰にさがれる、鞆岡のさゝ、など見ゆ、鞆岡は西京の地名なれば、六人部氏此の所に住て、此岡の篠竹を獻るなるべし、と鈴木重胤云へり、御體の御長をはかる竹を獻るより身取部氏といふなるべしと說へるこれ實に然るべしと云へり、）次又獻二筋、自兩肩至御足合量之。宮主折之。次又一筋獻之。量左右御手。自胸中至指末。返給之。同折之。次又二筋獻之。量自左右腰至御足。同折之。次又二筋獻之。量左右御膝至御足。宮主折懸之。如

先度也。(已上五度量御體云々。かの年中行事も同じ様にて。宮主折棄其餘とあり。節折の名義これにて著明なり。(公事根元にも、卜部、竹のよを、庭中の席の上におく、節折の命婦、竹をもて參りて、御長よりはじめて、所々の寸法をとり果て、宮主にきりあてがはせて、御はらへを勤むるなり、荒世和世とて二度あり、二度はてゝ祿を給ふ、節折をば、よをりといふ、竹にて御たけの寸法をとりて、其の程に折あてがへばなり、とあり。)但し和名抄竹の具に。野王按節和名布之。竹中隔而不通者也。兩節間云笯。笯竹之與。兩節間俗云與。故以擧之とあり。(世の板本に脱文あり、今は一古本に據れり、)然れば。節は布之にて。與には非ず。節と節との間を與と云ふなるに。古へより通はして。節をも與と云ひし故に。節折とは書き來れり。其は古今集の歌に。「木にもあらず。草にもあらぬ竹のよの、はしに我が身はなりぬべらなり。と詠める竹のよは。節を云ひ。はしと云へるが。笯の事なるを以ても知るべし。(和名抄に兩節の間を與と云ふを、俗としたれど、節を布之、笯を余といふが、實の古言なれば、節を與と云ふをこそ、却りて俗とも云ふべけれ、其は古事記なる志毘臣の哥に、夜布士麻理と有るは、八節結と云ふこと、夫木集に、「陸の奥のとふの菅薦七ふには、君を寢しめて三ふに吾れ寢む、と云へる、十ふ七ふ三ふの布は、共に節を云へるにて知るべし、然て此の哥詞等によれば、布志の本語は、布の一言にぞ有りける、)さて此を二度供へ奉りて。荒世和世と稱ふ由を。本朝月令。年中行事祕抄などに。神功皇后紀に。神有誨曰。和魂服玉身而守壽命。荒魂爲先鋒而導師船。即得神教而拜禮之。と有るを引きて。荒魂和魂の贖物のごと記し。諸書にも多く此れに從たり。荒和と別たる意は。然も有るべけれど。世は決めて。竹節に御世を係たる壽言なるべし。(其は世を余と云ふは、疑なく笯を余と云ふと同じ言にて、其の本末は知らねども、人の世を經るに、をり／＼宜からぬ事あるを、憂節と云へば、然る節々に通りて、世を平穩に經給ふべく、其を節竹に付て、贖物に出し給ふ御儀なるべく所思ればなり、○校者等云、古史本辭經に、

まづ日の沒りて、闇となるを余と云ふは、寄てふ言なり、其は神世の歌に、青山に日が隱らば、ぬば玉の夜は出なむ、と詠める歌の如く、日往けば夜の來り、夜往けば日の來りて隔をなし、晝は起居て事を爲すを、夜は寄居て息へばなり、故れ古へも今も、貴人などの寢ね給ふを、御余流といひ、起き給ふを、御比流とは云へり、其は中務內侍が日記に、御よるの後も、とみにはねられず、同じ日記に、御ひるより前にと參りたれば云々、增鏡に、けふの日かげに、御門はいづくに御よると問ふ、著聞集の五に、月をも御覽ぜで、およるなれば、など多く見えたり、今は御ひるをおひなり、おひなる、おひなれ、おひならむと活かし、御よるを、おより、およる、およれ、およらむと云ふ、此は夜と寄とは、元より同言なるが故なり、扨また世代などを余と云ふも、夜と同語にて寄なり、其は萬葉二の卷に、天地之依相之極所知行、神之命等云々、六の卷に、天地乃依會限萬世丹。榮將往迹云々、と詠める如く、天と地と寄相ふ極み、人また物の、寄りて在るが故に謂ふ言なり、但し世代字義をも、別ちて云へば、世を余と云ふは、歲を余と訓むに同じく、暑往けば寒きたり、寒さ往けば暑さ來りつゝ、年重なるを云ひ、代を余と云ふは、甲退けば乙代り、丙退けば丁代る如きを謂ふ、此は共に晝夜の替はるに、相似たる故に余と云ふ、然るは、常夜常世の文字こそ異れ、全同語なるにも思ふべし、とあり）さて是の時。縫司の供へ奉る御服をも。荒世和世と云ふことは。上の荒世和世といふ名を。また御服の名にも負せしなり。然るに此を西宮記に。豆々志余呂比御服と云ひ。江次第に。豆々志呂比御服と有るは。何なる事にか。執政所抄なる。宮咩奠祭文云。御飯御酒。綿布。津々志余呂比仁とあり。此を拾芥抄なる。宮咩の祭文には。絹乍編。綿乍結とあり。然れば數ある物を。一つに編つゝ結つゝ取總るを。都々志呂布とも。都々志余呂布とも。云ふ語の有りしには非ざるか。後の人なほ能く探ぬべし。（其は縫殿式に、六月晦日御贖服、皂帛幞頭二條、曝布袍二領、帛紐十二條、袴二腰、帶二條、曝布被二餘、綿廿屯、曝布帷二條、曝布袴二兩、練絲二

分、生絲一兩二分、櫛二枚、履二兩とありて、此を總て、葉薦に褁み、机におきて、進る趣なるをも思ひ合せてかくは云ふなり、○玄道云、萬葉集五の卷の長歌に、堅鹽平取都豆之呂比、とある略解に、かたまりたる鹽を、食かき〳〵して酒のむ也、源氏物語帚木に、つゞしり歌ふと云ふも、一口づゝきりきりに歌ふを云へりとあり、さては連綿また綴など、同じ心ばへの語と聞え、又節折の折ちふ言も、乎知といふと似通ふにや、と思はるる考へも有れば、天皇の御代を、千萬世と永く、をち返り坐すべく連けよろひ白せる、神語の有りしには非るかと、件の師說に因りて思はるゝも、餘りのさくじりなりや、)但し此の考へは何もあれ。荒世和世と云ふに。小竹と御服との別ありて。小竹は本なり。御服は末なる由を辨へず。後世の書等に。一種のごと說たるは。最も麁濶なる事なり。(そは儀式に、荒世和世御服、とある字を省きて、延喜式に、荒服和服と書れしを、旁に、アラタヘノミゾ、ニゴタヘノミゾと訓しは、古訓に非ず、アラヨノミソ、ニコヨノミソ、と訓べし、また公事根元階梯に引れし、年中行事に、荒世和世御服の原注に、謂節折也と有れど、此は節折には非ず、また按荒世荒妙布御服也、和世和妙、絹御服也、以己上稱豆々志呂比也、とあれど、其の名こそ相似たれ、荒妙和妙には關らぬ事なり、其は上に引く縫殿式の色目に、荒妙和妙の名なきを以て知るべし、)さて宮主取坩云々と有るは。和名抄に。楊氏漢語抄云、坩壺也。和名都保。とある器なり。此の坩には。鐵人形二枚と。黃皮人形とを入れたるを。卜部二人の執り持ち參來て。天皇に奉れば。天皇やがて御口氣を壺の中に。三度伊吹入れさせ賜ふ事。上に引ける記の文にて明たるを。(東文部の橫刀を探りて、云々するなどこそ、早く故大人等の如く、いと後の世の漢ざまの方なり、)既く說へる如く。御服を進り。大麻また竹夜御坩などを奉るは。必ず大祓に隷たるわざにて。此を御贖物と申して。それやがて天津宮事なる事。疑ふべくもあらずなむ。(玄道云、人形を贖物として上ることは、釋紀なる先師の說に、人形者所謂素戔嗚尊之濫觴拔手足之爪贖其罪、身代之義

也、號ニ贖物一是也、と有るを察て、古傳なる事明白かり、また年中行事祕抄に引る舊記に、弘仁五年六月、依ニ聖體不豫一、同月七日己丑、行ニ御贖祭一、其後毎年六月十二月、從ニ一日一至ニ八ヶ日一、御巫行事毎日供奉こ仍謂ニ御贖一と有るを、類聚國史に考へ合するに、御不豫ありし事見えつれば、舊記の傳の正しき事知るべし、又毎月晦の御麻御贖を、天皇は申すも更なり、中宮東宮に奉る儀は、四時祭式、また本朝月令に引ける、弘仁の內藏式、貞觀式に見えたるが如し、また臨時に此の政を行はせ賜へる事は、政事要略に引る多米氏本系帳に、成務天皇の御世に、小長田命に、御飯を作り備へしめ賜へる事をいひて、爾時賜ニ大歆一、炊の誤か、」亦任ニ御田之職一、天皇御贖之政掌以仕奉也と見え、同系圖には、爾時天皇御命贖乃人乎、四方國造等獻支と有るもて、遠神代よりの御政なるをも思ひ辨ふべし、さて後世には、假初の行幸などにも、御麻を上り、反閇ちふ事も仕へ奉る由なるを、御麻も本文なる御贖物の略式なること論なく、反閇はまた禹歩法とも云ひて、元玄家より出し方にて、

歩法にも異說あるなど、師說に依りて、別に記しおける物あり、」○於ニ天神地神一奉ニ幣帛一、玄道云、天神地神の釋は、己く上(百三十五段、)に見えたり。(天神國神とは、記傳の說の如きこと論なきを、儀式帳の解に國津社と有るを釋て、天津神に對へる國津神には非ず、當の國の神といふ意なり、古事記等にも、當國の神をしかいふ例あり、令集解に、自レ天而下坐曰レ神也、就レ地而顯曰レ祇と有るを引て、土地に附たる功德に依りて、祭れるよしにて、山城國風土記に、宇治郡、木幡社、祇社、また、久世郡、水渡社、祇社、と記るも、同し意なるべし、とあるは、實にさる說也、幣帛もつ上(第五十三段、)にいづ。拾遺集に、貫之、「神祭る、宿の卯の花、白たへの、みてぐらかとぞ、あやまたれける、」源氏物語明石の巻に、色々のみてぐら、さゝげさせ賜ひて、住吉の神近きさかひを靜かに守り賜ふ、實にあとを垂れ給ふ神ならば、助けたまへと多くの大願を立て給ふ、標滲の巻に、みてぐら奉りつゝ、程につけたる願どもあり、などもあり、」此の御禮は大嘗祭式につ凡大祓使發訖。

即差遣供幣帛於天神地祇使（貞觀儀式には、發遣奉天神地祇幣使と見ゆ、）大神宮諸王。五位以上一人。中臣一人。忌部一人。卜部一人。五畿內一人。（儀式には、山城、大和、攝津、各一人、河內、和泉、一人と見え、北山抄にもしかあり、）七道各一人。（中臣齋部兩人供之、（儀式には、中臣齋部二人、相半差之とあり、北山抄にもしかいひて、儀同二季、三省輔復設兩所五位以上座、又兩所勾當內侍參向、若依觸穢等不行者、次月上旬行之と見えたり、）其幣法大所（此は名神大とある御社なり、）各々絹五丈。（一作尺、）五色薄絁各一（一作三、）尺。絲一絇。綿一屯。木綿二兩。麻五兩。小所（此は官帳に入賜へる、常の御社をいふ、）各絹三尺。五色絁五寸。（此の五字は今本に脱たるを、伯家部類に見えたる、正安三年八月の文書に依りて、今補て引つ、）絲一絇。綿一屯。木綿二兩。麻五兩。裹薦總九十枚。並以大藏物充之。（大所、小所、並諸社預祈年祭者、）繩七十了。（了を正安のに連とあり、）夫五十二人。朸五十二枚。（こゝに當色三具と彼文書にあり、）と

見えたる是れにて、大所。小所とは、（正安の文書には、大社小社とありて、即ち神名式に。天神地祇總て三千一百三十二座（この中に、）社二千八百六十一處。（中に、宮と申すも、坐せることなど、有識者の考への如し、）前。二百七十一座。（此を委しく分かてば、）大。四百九十二座（の中、）三百四座。（並預祈年、月次、新嘗等祭之案上官幣、就中七十一座、預相嘗祭、（名神祭式に、三百六座ます、即ちこの御社か、）一百八十八座。（並預祈年國幣、（以上は謂はゆる大の所なり、）小。二千六百四十座。（の中に、）四百三十三座。（並預祈年案下官幣、）二千二百七座。（並預祈年國幣、（○これ即ち小の所なり、）寬平五年三月二日の格に、二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、欲令歲災不起時令順度、預此祭禱、京畿外國大小通計、五百五十八社、因茲特致潔齋、愼令祭祀、とある數とは合はず、されば式の御定めは、此れより後の事と爲ても、なほ下に引き出る、元慶紀には合はず、こは或る說に、類聚國史に、延曆十七年九月癸丑、定可奉祈年

幣帛神社上、先是諸國祝等、毎年入京各受幣帛、而道路僻遠往還多難、今便用當國物、とありて、此の時並て國司祭の如くせさせ給ひし也、其の後の世々にも改革ありしこと、三代格に見え、此の式の時は延暦の舊に復し給へるなり、但し西宮記に、延長四年官符云、祈年、月次、新嘗祭幣帛、物不受之國朝集公文、自今以後宜令彼官物勘畢移省、と見えたるは、中度其の式革りたるにて、翌る五年十二月、奏上の式には、舊に復し給へるなり、しかるを西宮記この祭の處に、近社幣祝來請、遠國幣納官庫付朝集使とあれば、亦後に延長四年の官符の如くになされたり、と有る如く、屢々沿革有りしなり。」と有るを。陽成天皇元慶元年二月廿五日の紀に。分遣中臣齋部兩氏人云々。班幣境内天神地祇。三千一百三十二(一本に四に作る。)神。縁供奉大嘗會也。(また仁明天皇天長十年、清和天皇の貞觀元年の紀にも、此の御使有て、下の條に引き出るが如し。)と記されしによく符り。(此の社、また座、また大小とある事などは、師說に、社とは、神の住せ給ふ屋代の義にて、木の茂り並み樹る所謂社地を云ふ言なり、社二千八百六十一處、と書れたる處の字の義を思ふべし、また萬葉集に、母里と云ふに社の字を書き、或るは神社と書けるも此の由なり、座は玖羅と訓て、神の坐ます御座を云ふなり、云々、神等を大と小とに別て、御會釋ある由にて、所謂大中小の社の由には非ず、其は大中小の社のこと、衛禁律に、闌入大社門者徒一年、中社小社各減三等、と見え、此の文を法曹至要抄に引きて、案稱大社、伊勢大神宮、八幡宮也、中社者、加茂、住吉社之類也、自餘小社也、而闌入之時皆得其罪、但中小社有所減而已、と見えたるに、帳に大四百九十二座と有りて、大は伊勢大神宮、八幡宮に限らず、はた中社と云ふは、一社も無ければなり、故れ考ふるに、律に所謂大中小の社は、いと古へより自然る階の有りしを、律の御撰の時に、其の儘に用ひられけむを、位階を授け奉り給ふ事始まりて後に、其の位階に依りて、大中小の階を定られけり、其は光仁天皇の寶龜二年の太政官符に、大中小社差別事、太政官符、神祇官、並五畿七道

諸國司、應早定置天下諸社大中小神殿、雜舍、瑞垣、鳥居竝四至內地町數事、正一位正三位以上爲大社、從三位從四位以上爲中社、正五位從五位以上爲小社、大社四至限九町、三間檜皮葺正殿一宇、「高一丈二尺在板敷戶一本、」堅魚木八丸、長五尺、徑九寸、千木四支、長一丈三尺、瑞垣一重、方二丈高七尺、珠垣二重、方各五六丈高八尺、內外鳥居二基、「內一本高九尺、口徑八寸、外一本高一丈、口徑九寸、」三間檜皮葺神殿一宇、「高一丈一尺、在板敷戶一本、」五間草葺拜殿一宇、「高八尺、」五間板葺儛殿一宇、「高八尺、」五間板葺直會屋二宇、「高八尺、」萱葺板倉二宇、三間草葺盛「一本に盛の字なし、」屋二宇、「在戶一本、」左右板葺廊二宇、「各高七尺、」五間外舍二宇、「高八尺、」五間馬屋二宇、中社四至限八町、三間檜皮葺正殿一宇、「高一丈一尺在板敷戶一本、」堅魚木六丸、長四尺徑七寸、千木四支長一丈、瑞垣一重、方二丈五尺高七尺、珠垣一重、方三丈五尺高八尺、內外鳥居二基、高八尺徑七寸、三間板葺幣殿一宇、「高七尺戶一本、」三間板葺拜殿一宇、「高七尺、」五間板葺儛殿一宇、「高七尺、」三間板葺直會屋二宇、「高七尺、」五間外舍二宇、小社四至限四町、二間板葺正殿一宇、「高八尺」在板敷戶一本、」堅魚木四丸、「長四尺徑七寸、」千木四支、長八尺、珠垣一重、「方二丈高五尺、」鳥居一基、「高六尺徑六寸、」三間草葺拜殿一宇、「高七尺、」五間雜舍二宇、「高七尺、」右被左大臣宣偁、奉勅諸國神社、正殿雜舍竝四至町數所定如件、宜仰在國司以正稅物數令造進、自今以後不可違失、若有破損者應令社司修造、無其勤者科大祓解却見任官、宜承知依宣行之、符至奉行、正四位上行○大辨兼右兵衞督藤原朝臣百川、左一本に右に作る、」大史外正六位上、阿倍志斐連東人、寶龜二年二月十三日、と有るもて知るべし。「この官符を下し給へること、度會家行の、類聚神祇本源に見えたり、」但し此の事御紀にも、類聚三代格にも見えず、後に聞えざる、御制なるに就きてなほ考ふるに、此は其の社の位階に依りて、四至の限り正殿の大小をも定められたる故に、遂て行はれざりしと所思たり、「制め給へるまでにて、遂

て行はれざる事も多く、其の格は三代の格にも、御紀にも、漏されたるが、傍の書に見えたるも彼れ此れあり、」そはまづ神に位階を捧げ奉らるゝ事、いと上古に制なき事は、言ふも更なるが、天武天皇紀云々、「此は第一の巻に、細に記されたり、」是れより事起りて、寶龜二年までに、次々諸神に、位階を授け奉られし故に、彼の大中小社差別の官符を行ひ給ひけむ、然るに此の事御紀にも、三代格にも見えざるは、此の後の御々代々、承和、嘉祥、貞觀、元慶の頃に、神階の叙位加上いと多有しかば、其の叙位加階あるごとに、彼の官符の如く、位階相當の殿宇、また四至の限りをも、改めむ事は容易からず、煩はしければ遂行はれず、宣ひ出たるまでにて、廢られけむ故に、御紀に記し漏れ、格の典にも載ざりけむを、其の案のたまたま殘れるを、摭ひて神祇本源に載せるならむ、」此の事にかぎらず、餘事にもかゝる類これかれ有り、」斯在ば律にいはゆる、大中小社の定めは古に據られ、彼の官符なる、大中小社の稱へは、その古例を用ゐたれど、旨別なりと知るべく、神名帳に、

に大小とあるは、律なるとも、官符なるとも異にして、此の稱へは古へに據ながら、唯に大と小とに別て、御會釋は坐す由をも、尚委しく說れたり、又或る說に、志呂とは、堺を限り標し定めたる意なりとて、田に幾頃といひ、標定めたる地に種を蒔て、苗を生する所を、苗代といふも、其の料に標定たる田也、纏向日代宮と申すも、檜原の邊なれば、檜原の義にや、城をしかいふも同じ意なり、されば宮地をいふ稱にやあらむ、と云へるも棄がたし、さて百畝の地を頃とすとも、五十歩を十代とすると、七十二歩を十代とすとも云ふ說あり、又城を志呂といふは、元山城國、和名抄に、夜萬之呂とあれど、正くは、ヤマキと訓なるを、元の山背の名のまゝに、呼つるより終に、城の字を誤訓しより起れりと云ふ說も有れど、そは信がたきこと、別に記せるものあり、また玉がつまに、史記を引きて、社の字と杜とは、形の似たるより誤れるか、はた相ひ通ふ由有りてかゝるか、もし杜と社と通はゞ、もりに殊に由あり、と說かれしを、或る說に名所を何の杜といふは、凡て神社の

在る所をいふ、萬葉集中の歌、またなべて名所の杜の今さだかに殘れるも、皆社あるにて知るべし、されば社の字より轉りて、もりといふに、杜をも用ゐたるならむ、彼の國の字書に、此の意會て見えず、また社の字も社稷と列ねて、社とは土の神をいふ、此になべて、神の在す所を申す意にあらず、とも說へり、さて上に見えし御政は、延喜の頃の法式なるを、御世を經るまに〳〵、損益ありし事は、北山抄に、於神祇官發遣、仍不廢務又无宣命、上卿行內印事、不參彼官、唯召官人令請官符也、件幣料式充大藏物者、而近例官符、依載可用當國正稅之由、不充省物、と有れど、小右記に引れし、外記日記の天慶九年四月十五日の條に、天皇即位に因りて、此を奉遣るる事を記して、五畿內以諸司物充用、諸國以當國正稅充用之、また使每道差神祇中臣齋部等也、各給驛鈴一口、但不給畿內使、三條天皇の御世にも、宣命有無の論も有りて、遂に寬平の例に依りて、祝詞を奉らるゝ由有るを始めて、下に引る諸記、また史等を見て知るべし、されど天の

下の天神社、地神社を遍ねく祭り賜ふべき大道は、恐くも天皇祖神の、高天原なる御詔に出たる事は、委しく上百三十五段に、說れしが如くなれば、後の御世までも、大かた此の御法に因循賜ひてぞ有りけること、これ謂ゆる一代一度の大奉幣使なることと。神祇令に。凡天皇即位、摠祭天神地祇云々。其大幣者。三月之內令修理訖。(義解に、謂大幣者供神幣物、各有色目、金水「荷田在滿校本、麻に作る、桶、金線柱奉伊勢神宮、楯戈奉住吉神之類是也、三月之內者、唯據月言不以日計、即始自九月終十一月也、修理者此言新造也と見え、集解に、釋云大幣、謂供神幣物各有色目也、伊勢大社奉金麻笥、金多々利、住吉奉楯戈之類也、三月之內謂以月數不計日也、修理新作曰修理也、案祭即位之後祭、跡云、大幣謂各大幣之物名也、古記云、問、大幣意何、答、大幣謂即位之時、摠祭天神地祇、為祭幣帛別地定、三箇月內令修理訖、此修理而散祭物、名大幣、但修理之字得新造名用也、大神宮式に、金銅麻笥二合、口徑各三寸六分、尻徑二寸八分、

深二寸二分、また金線柱は、和名抄靈の具に、絡梁和名多々利、同式に、金銅多々利、高各一尺一寸六分、土居徑三寸六分、萬葉に、績麻之太多利など是れなり、)と見えて。上代は荒忌を。三月と定め賜ひしを。後に一月と改め賜へる事。後の條に見ゆるが如し。但し右の文に、三月之内と云へるは、古禮のなごりとこそ所思ゆれ、)後の物ながら北山抄に。奉諸社神寶事。(先於建禮門前有大祓、承平二年前日行之、天慶十年當日早旦有此事也、と云ふ條に、)伊勢使如例。宇佐並差宮中。京邊七社。以殿上人為使、(或自殿上差定下給、或上卿奉仰差奏、)畿內諸大夫。一國各一人。(上卿差定、)七道藏人所。雜色以下。一道各一人。(自殿上下給、)また諸社神寶。蓋。劒。弓。矢。梓也。幣帛加之。大神宮加餝劒玉佩。宇佐加御衣二襲。(僧俗各一襲、)餝劒玉佩。云々。(寛弘例、一所有二社以上者、每社一前、但一社有二座以上者唯奉一前、幣帛如常天慶例、宇佐御裝束僧俗並后裝束及女裝束合四襲云々、神寶五十七具、伊勢二具、宇佐、香椎四具、賀茂二具、稲

荷、三具、日前國懸三具、合五十七具、石清水唯奉幣帛也、○右の文に、僧衣をしも奉らるゝことは、寛平の御世より起りて、かの大菩薩と申しと聞く、いともゆゝしき大禍事なるを、八幡宮御傳記に說へれば、今は略きつ、)諸道使給官符鈴等。人給藏人所牒。(同じ裏書に、大和五所、河內二所、攝津五所、海道六所、山道七所、北陸四所、山陰三所、山陽五所、南海二所、西海四所、合五十所、「承平天慶例也、」宣命五十三卷云々、可尋、伊勢二卷、日前國懸二卷、香椎合有五十三卷、)と云ひ。左經記にも寛仁元年九月。大奉幣使の事を記されて。廿日乙卯。微雨依可被定一代一度奉幣、云々。仝十月二日丁卯。終日雨降。早旦畿內。七道並給太宰宇佐使祿綿。官符等仁加署令渡外記。次參內可覽神寶等之由。云々。頃之參八省。御裝束等如常。巳剋許。右大辨被參八省東廊。被行大祓。(是依京畿七道諸神、一代一度幣帛神寶等被奉也、)又云く。神寶支配事。伊勢。度會。宇佐二所。(宇佐並大多羅志女料也、)石清水二所。(八幡並大多羅志女料也、)賀茂上下。紀

伊國日前國懸。已上十一所。各被奉金銀幣各二
枚。(納平文筥在錦折立。)錦蓋一蓋。(附四角金
銀「一本に銅に作る、」鈴。)玉佩一流。(納平文筥
在錦折立。)一尺鏡一面。(納平文筥在錦折立。)
金銅鈴一口。(附錦緒。)已上八物等。納赤漆韓櫃
一合。以盤繪絹覆。以赤綱結之。平文廡桶一
口。平文線柱一本。平文梓一本。(在鏤身尻。)錺劒
一腰。(附唐組縫物緒。納赤漆細櫃。在紫色折立。
以盤繪絹覆之。)赤漆弓一張。箭四筋。納赤漆
細櫃。但此外宇佐被副奉御幣並御裝束等。錦二
疋。綾十二疋。(緋六疋、紫六疋。)五色絹卅疋五丈。
(青、黃、緋、白、黑、各八疋一丈。)木綿。大二斤
二兩。生絹二疋。一丈。已上幣物等。納赤漆韓櫃二
合。在覆綱等。)法服一具。(櫨田漆穀袈裟一條、
「加緒一筋、橫被一條。」赤白橡供養衣一領、五重
赤色裳一腰、淺黃縮線綾表袴一腰、大口一腰、紫
綾帶一筋、青織物座具一枚、錦襪一足、樺鞋一
足。)已上物等。入平文衣筥一合。(在錦折立。以
綾裹之。)各御裝束一具。(綾青白橡表衣一領、綾
下襲、並半臂縮線綾表袴一腰、大口一腰、綾御[illegible]

一足、入物等同前、太多羅志女御裝束。(摺綾唐
衣一領、目染薄物、褶帶等、蘇芳目染綾裳一腰、
「各在金銀泥繪、」御袴一腰、入物等同前。)姬宮
御裝束一具。(纓三重、唐御衣一領、摺裳一腰、單
袴一具、已上入物等同前、副調布一端一丈、小莚
四枚、薦四枚宮司等料絹卅疋、綿六十屯、調布卅
端。)園並韓神。稻荷。松尾。平野。大原野。大和
國。(春日、大和、大神、石上、率川、廿)河內國
「恩智、平岡、)攝津國(住吉、大依羅、生田、長田、
已上不見、)驛鈴東海道。(伊勢國多度社、尾張國熱
田、駿河國淺間、卅、伊豆國三島、下總國香取、
常陸國鹿島、)東山道(近江國日吉、美乃不破、信
乃須波、上野貫前、下野二荒、陸奥鹽竈、出羽大
物忌、卅、)北陸道。若狹若狹彥、越前氣比、加賀
白山、能登氣多、)山陰道。(出雲熊野、杵築、)山陽
道。播磨伊和、美作中山、備中吉備津彥、安藝伊
都伎島、五十、)南海道(伊豫大山津見、)西海道。
(筑前宗像、住吉、筑後高良、豐前宇佐、香椎、石
清水姬、肥後阿蘇、已上卌八所。被奉紫綾蓋一
蓋。(四角在金銅鈴、)平文野劒一腰。(入赤漆細

櫃。)赤漆御弓一張。箭四筋。平文鉾一本。(在鐵身尻。)五寸鏡一面。(在平文錦折立。)平文廁桶一口。平文線柱一本。奉除伊勢兩所。竝宇佐香椎等之外者。皆被奉御幣一捧。(各絹五疋、錦一疋、糸一兩、以鳶裹。)と見え。神祇官年中行事に、御即位由伊勢奉幣云々。全由天神地祇大奉幣(神三千一百三十二座。)使。左右京職一人。五畿內一人。七道各一人。神部各二人。件使以中臣齋部氏人差進之。隨官催進之。(また大嘗會の條にも、大奉幣、宮中京中、京職使一道各一人、中臣、忌部、卜部、伊岐氏等差進之、とあるは同じ事を再度擧たるにや、と思ひしかど、後には二度奉り坐せりと聞えて、百錬抄後鳥羽天皇の記に、元曆元年十月九日甲子、御即位大奉幣也、また十五日庚午、被立大嘗會大奉幣使、と見ゆ、なほ有るべきを、今記えたるを擧つる也、されど上代には必ず一度なりけむこと、前後に引き出る記文を見て知らるめり、また右に引ける正安の文書に、御即位大奉幣之記、神祇官、とて五畿諸道の諸社を記して、件の如く大社云々。小社云々。右依官宣所勘申如件、正安三年八月日、從三位行伯業顯王、正六位上少史齋部宿禰業親、と見ゆ、此は後二條天皇の御世のにて、皇代記、皇代略記などに、正安三年、御年十七にて、三月廿四日、即位官廳。全年十月廿八日甲午、御禊、十一月二十。乙卯、大嘗會、近江、備中と見えて、權中納言實躬卿の、大嘗會記あれど、缺文有りて至たからず。)など有るにも能く符合へば也。(さるを令抄に、上の祭天神地祇、とあるを、式文卯日云々、謂祈年奠幣案上とあるを引證して、謂祈年案上者也、三百四座とあれど、上に引ける式の文に、大所小所と有るに符合ず、彼れと此れとは異なれば、都て信がたし。)また儀式帳解に。神嘗に此を奉らしゝ事を記して。江次第に。一代一度の大神寶次第をしるし。朝野群載に。一代一度の大神寶奉る告詞あり。雜事記。延久元年十月云々。以去十二日同大神寶物等令奉給。件大神寶使。中臣權大祐惟經等也。類聚大補任。嘉祿元年の條に。元仁二年正月廿一日。大神寶使。中臣權少祐永親。長則神事供奉記に。寬元四年。十一月廿二日夜。大奉幣使參宮

文永遷宮記に。幣物用殘注文。大神寶使一箇度八端。年中行記の條にも。大奉幣使參宮行事とあるこれなり。氏經卿日次記。文正二年三月十七日。祭主下知に。大奉幣于今無奉納。事不可然。後並月次祭可被付行也。且存知且可被告知二宮なども見ゆ。(なほ此の事、右の江次第、延久元年四月七日の御禮を初めて、家記類に、あまた見えつれど、煩ければ今はあげず。)差遣拔穗使。卜定稻實齋屋而は。玄道云。奴伎保都加比遠。佐志都可波志。伊那美能。伊美夜達。宇良閇佐陀米氐にて。貞觀儀式に。次神祇官。卜定拔穗使。申官發遣。稻實卜部一人、禰宜卜部一人、(式に差宮主一人、卜部三人發遣、と有りて、此の四人を、かく名けて遣はすよしなり。)到國率國司。於齋郡大祓。(齋郡司並百姓亦預焉、)其料各馬一疋。云々。(祭の料を委しく擧られたれど、今は略きつ、下此れに倣へ、)祓畢。賜直會酒肴。次使與國司共卜定稻實殿地。即以木綿繫賢木。)賢木は上天の窟戸の段に見ゆ、神廷また賀茂社の、齋王を卜へ定め賜へる時等にも、かく木綿著たる

賢木を、寢殿の四面と內外の門に立つと、式の文に見え、萬葉集三の卷に、奧山乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、などよみてともに、古禮なること申すも更なり。)立地四角。次卜定御田六段。(田稱大田。稻稱撰子稻。○式には、凡拔穗田者、國別六段、用百姓所營田。其代以正稅給之とあり。)即使及國司向御田。以木綿繫賢木。立田四角。令夫四人守之。次卜定物部人十五人。(男六人、女九人、)云々。此は傳の文に採りて、下に委しく釋れしかば今は略きつ、)次賜使明衣料絹(式に絁とす、明衣の事は下に云ふべし、)二疋。綿八屯。布(式に調布とす、)二端。(人別絹一疋。綿四屯。布一端、用國物。)次鎭稻實殿地。其料各五色薄絁。云々。(已上用國物。)鎭畢使執齋鉏鍬芟除草木。始掘柱穴。其院方十六丈。以柴爲垣。(高四尺以構結之、四節、○或る說に、しば垣、また檜しば、椎しば、などいふ柴は、書紀に。折取枝葉とある如く、大木ならず、低くて小枝を折り取て、薪と爲ばかりの木をいふ名なるべしと云へり、)門在東方。編葦若木。(一に構

と作り、式に編木とす、)爲扉。(高八尺、廣一丈、)
院四角挿貫木。其內構作雜殿八門二許丈。縱
三間使政所屋一宇、長二丈四尺、廣一丈二尺、○此
は東に在り、)其北横五間拔穗使宿屋一宇。(南戸長
二丈四尺、廣一丈二尺、東三間爲稻實卜部宿所、
西二間爲禰宜卜部宿所、○附錄に、二丈四尺當
作四丈と有り、)其西横五間屋一宇。南戸長廣同
上、東三間爲物部男宿所、西二間爲稻實公宿
所、)其西横三間造酒童女宿屋一宇(南戸長二丈四
尺、一本に四尺の字なし、廣一丈二尺、○以上北
方に在り、)其南少西縱六間八神殿。(東戸長二丈四
尺、廣七尺八寸、柱高八尺、與使政所屋相對、
○式には、長四丈、廣一丈とのみあり、此は西の
方に立て賜ふ、)其南少東高萓御倉一宇。(北戸方一
丈、)其東横三間稻實殿一宇。(北戸長二丈四尺、廣
一丈二尺、)其東横三間物部女等宿屋一宇。(北戸長
廣同上、○此の三つは南にあり、)とある是れなり。
拔穗とは內宮儀式帳に。九月神嘗供奉拔穗稻卌束。
また大神乃御田乃稻乎。拔穗仁拔而。長楉乃米仁
就而御田乃頭仁立而。云々。また宇治御田刈拔穗

乎。大物忌。宮守。物忌。云々。並四人爾自御倉
下充奉。外宮儀式帳に。大物忌父我佃奉。拔穗乃
御田稻乎。先穗乎波拔穗爾拔而。また倭姫命世記
に。(大御神の神宮に、御鎭座の翌年の段に、)先穗
拔穗令拔。半分大税令苅。皇大神御前懸奉。ま
た皇大神乃。朝御饌夕御饌處乃御田定奉支。宇遲
田上爾在名拔穗田是也。と見え。建久年中行事。
拔穗神事の條に。早旦一禰宜衣冠著。當卿大小刀
禰等相具。御常供田參向。御稻穗奉拔。是來十六
日御饌料也。などあり。(また先穗とは、清和天皇
紀の、貞觀十二年、十一月十七日の詔に、錢を鑄
て初て、神に奉らしゝ事を、早穗二十文と見え、
源氏物語早蕨の卷に、わらびつくしを、かしきこ
に入れて、此はわらはべのくやうして侍る、はつ
ほなりとて奉れり、ともありて、大御神に奉らせ
る詔詞、萬葉集、內宮儀式帳などに、荷前といふ
に似たる由、帳解に說へるが如し、○祭八柱之
神。玄道云。夜波志良能加美遠萬都里と訓む。こ
れ右の八神殿にて。此を奉祭れることとなるを。此
も仝じ儀式(九月の條、)に。是月拔穗使云々。次使

率物部人。始入齋殿。次祭八神。（式に、即於齋院祭神八座、御歳神。高御魂神。庭高日神。大（諸本に、大字无。）御食神。大宮賣神。事代主神。阿須波神。波比岐神。（御歳神は、第七十四段に、高御魂大神は、第一段、また四十四段、百六段以下などに、多く出て賜ひ、庭高日神は、七十四段に、御食神は、やがて豐宇氣毘賣神にて、十三段、また四十段、四十一段に、大宮賣神は、五十七段に、事代主神は、第百三段に、阿須波神、波比岐神は、七十四段に見え賜へり、さて神名を本文には注とせれど今は大字とし、神の字脱たるは誤りなれば、式に因りて補つ。）其料。各座別五色薄絁各一尺。絹四尺。倭文一尺。木綿一兩。絲一絇。綿一屯。布一段。鍬一口。稻一束。米酒各四升。鰒堅魚海藻各二斤。（腊鹽各二升。竝用國物。（式に、凡齋郡之齋院祭神八前、卜部二人、兩國各給明衣竝被。とある是れにて、上の文（宿屋一宇と有る。）次に。其制也。八神殿者。爲片廂。葺以青草。內安竹棚。（高四尺。）其上敷席爲神座。蔀廻以葦。開東戶。懸葦簾。高萱御倉者。葺蔀以青草。開北戶。以葦爲屏。內作竹棚。其上敷薦。以安御稻。稻實殿者。葺蔀以青草。戶亦用草とある。これ悠紀主基兩國なる。稻實屋にて。此れにて八柱皇神等を。崇め奉らる丶事よく聞えたり。（此に、使宿屋以下、五舍の制をも、擧られしかど今は省きつ、また此の皇神をば、京なる齋場にても、崇め奉らる丶事、下の條に引き出るが如し。）さてその御稻を刈り收めもし。また京に持ち參上り。仕へ奉る狀は。全じ儀式に。是の月（即ち九月なり、）拔穗使在國。率國郡司物部人。擔夫三百人。就水濱（一作湄、）而解除訖。至御田拔取御稻。造酒童女先之。稻實公次之。酒波次之。物部男女先之。擔夫次之。摠拔得御稻若干束。（以四把爲束、（御代始抄に、拔穗使は、九月に神祇官人兩國に下向し、齋郡の稻の初穗を拔て、神膳に備へむとす、各和歌を作りて、此を歌ひて、穗を拔なりとあり、）乾之納齋院。就中以先拔四束。別納高萱御倉。（會日稻實公所負稻也、自餘爲白黑二酒料。次使云々。（此に、八神を祭る事ありて、上に引けるが如し、）次

以韓櫃七合。各長二尺六寸、廣一尺八寸、深一尺二寸。○和名抄に、櫃似廚向上開闔器也、和名比都、俗有長櫃、韓櫃、折櫃、小櫃等之名、と見え、內宮儀式帳に、御調納辛櫃、とある解に、辛とは美をいふ、韓紅、韓錦、韓鞍などの類の如し、とあり。)實御稻十四束。(合別二束。)一合爲荷。褁之以薦居筥形。(足高一尺四寸、)此の物のこと、內藏式、明櫃の下に多く見えたり、好古小錄に、佛光寺子院長性院が、古器數十を傳ふる中に、筥形一枚ありとて圖を出せり、)籠若干合。(數隨稻多少、)籠徑各二尺、深各一尺五寸、)合別實御稻一束。二合爲荷。(荷別有四脚、以木綿賢木挿籠上、其擔丁外更有著襷相副者、)下鋪設亦同、)一夫擔之。以若是子弟廻立於內及齋等訖、(附錄に云、以若以下十二字、不可解、)閇齋場門。上道向都。其行列健兒四人。(健兒は、皇極天皇紀に健者あり、此を定め賜ひしこと、延曆十一年の格に見え、兵部式下學集にも出、唐の六典に、天下諸軍有健兒、杜甫詩の注に、隨待軍卒也など見えて、別に記せる物あり、)各執白木。(體源抄の、皇仁蘇利古の執物に、白楚と見え、古事談、平家物語、砂石集などに白杖と云ひ、漢國に白梃白棓白棒といふ類ひにや、また金木、棓、ちぎり、木、笞、杖、棒、白杖、箠、笞挺など、長短、竹、木鐵の製の別こそあれ、何れも、鉾のなき棒なり、と或說へり、)左右列立。(後陣健兒亦同、)子弟四人。執著木綿賢木、後陣子弟亦同、)次之。禰宜卜部。當途而列、稻實公著木綿鬘次之。御稻韓櫃並籠次之(每十荷子弟一人、執白木領之、)物部男五(附錄に、據前後文當作六、)人次之。子弟四人次之。(子弟以下の六字、一本になし、)當郡鋪設當途而列。(疊茵各卌枚、席長薦各七十枚、簀五十枚、)子弟四人。健兒四人次之。造酒童女駕輿當途(擔丁四人、)物部女九人次之。書生一人次之。國司次之。國司次之。(已上乘私馬、)稻實卜部次之。とあるにて。拔穗使、また物部の男女等の。二國にて仕へ奉れる。御政の狀も察られたり。○物部は。師說に。母能能布と訓むべし。萬葉の一に。物乃布。三に。物乃負。十七に。物能敷。十八に。毛能乃布。など

なほ有り。また三の卷には。武士とも書きて。總て武職を以て仕へ奉る。健士の稱なるを。また朝廷に仕へ奉る人等を。凡ても母能々布と云ひて。物部之八十伴緒など詠るも。萬葉に多きは。上代に。武勇職に主と爲られし故なり。とあり。(なほ字は同じく物部と書きて、母能々辨と訓むべきもあり、其は神武天皇卷、物部連の所に、云ふを見るべし、○玄道云、名の義は、物負部にて、其の職々を負ひ持て仕へ奉るより、云ひ初めけむと、思ふ由ありて、考へ記せる物あり、)さて此の物部は。萬葉二十に。母能乃布能。乎等古乎美奈能とある如く。此の御政に仕へ奉る。男女の人等を云へり。儀式に。まづ悠紀主基の國郡を始め。齋場及び諸院殿の地など。雜々の事とを卜訖て。次卜定物部人十五人。(男六人、女九人、)造酒童女一人。稻實公一人。大酒波一人。大多米酒波一人。粉走二人。相仕四人。燒灰一人。採薪四人。歌人廿人。歌女廿人。竝不卜とある是れなり。(大嘗祭の式もこれに同じ、)此の御政に仕へ奉る男女は。なほ數十人あるを。別て此の十五人を。物部之人等と稱ふ事は。神代よりして。是の御祭に專とある職に仕へ奉れる故にや有らむ。(次々に其の掌る事どもを、說もて行くを見て知るべし、)玄道云。同じ儀式の。各賜物部人明衣料。とある條には。右等の外に。稻實卜部二人。酒部一人。駈使四人。また童女一人。物部女八人。酒部一人。燒灰一人。駈使四人。又物部男六人。女九人。總て四十三人の由見ゆ。(凡て五十二人と成りて、その數合はず、若し脫文あるにや、)酒造兒は。大嘗祭式に。酒造兒。神語佐可都古。以當郡少領女。未嫁卜食者充之とあり。儀式も同じ文にて。酒造童女と書たり。(當郡とは、悠紀は、悠紀に當りたる郡を云ひ、主基は、主基に當りたる郡に云ふなり、)名の義は字の如く。酒造兒なり。但し職名はかく稱へども。種々の態に預ること。下に擧る行事にて知るべし。(玄道云、そは御稻穗を拔き取るを初めて、齋場の諸院、また大嘗宮を造らるゝにも、御飯稻を舂にも先づ預かる事、次々の條に見ゆるが如し、或る說に、崇神天皇紀に、掌酒此云佐介弭苦と見え、姓氏錄に、坂田酒人眞人と云ふ姓

有るは、掌酒の義、また酒部公の條に、皆有造酒之才令造御酒とあるをも引けり、又神庭に酒造といふが有ること、下に引けるが如くなるを、此の佐可都古の轉語にやあらむ、儀式に、賜物部人等行列日裝束とある下に、造酒童女、纐纈表衣一領、藍地青草摺綿袍一領支子染綿衣一領、紅染單衣一領、白絹袴一腰、赤裳一腰、支子染下裳一腰、赤薄機引下裳一腰、板押羅帶一條、小刀子一具、錦襪一兩、皺文沓一兩）酒波は。大嘗祭式に。佐加那美と訓み。御酒波と多明酒波と見え。儀式には。大酒波。大多米酒波とて。共に女二人なり。名の意。波は借字にて酒竝か。そは酒造兒に相ひ次ぎ竝びて。事を行ふ様に見ゆれば也。（玄道云、角田氏の説に、或る説に、こは酒之實にて肴をいふ、壽詞に、汁爾母實爾母とある、酒にも肴にもといふ義なり、といひ、また或る人は酒茸にて、造酒人の下に屬きて釀終るなれば、釀と云ふに同じ意の古言と聞ゆと説へり、さて天平十二年十一月甲辰紀に、酒波人麻呂、また天平寶字六年十二月丁酉紀に、酒波長歲、興福寺官務記に、近江國、高島郡川上庄に酒波寺といふが見えたり）然て大酒波と。多米酒波と。二の名あるは。若くは。大御酒の味酒を司るより。其の稱を二人に別けて負せしにや。（玄道云、此は實にしかにて、或る人も云へる如く、この齋場なる、大多明院なる、多明御酒を釀るよりの稱と聞えたり、多米とは、上第四十段、四十九段などに見え、姓氏錄、多米本系帳等に、成務天皇の御世に、多米宿禰ちふ姓を賜へることあり、なほ多米都物の條に説をも考へ合すべし。）○粉走は中臣壽詞と。儀式にはかく有れど。大嘗祭式には。篩粉二人とありて。許布流比と訓めり。古く粉を篩ふことを。走すとも云へるか。此は御酒に入るゝ灰を篩ふ職にも有るべし。（玄道云、角田氏の説に、儀式また造酒式などを合せ考ふるに、黒白の二酒に和する、藥灰を篩ひて、粉に成すを本として、彼れ此れに走り廻りて、仕へ奉れるより、負る稱なるべし、と云へる實に然るべし、今昔物語に、鎭西人の雙六を打て、鬪けることをいひて、此の髻取られたる者の家にて、下女數して、酒造る粉とい

ふ物を、舂喤りけるに、また此の粉舂の女ども、此の音を聞て、杵といふ物を提げて、など見えたれば、彼の頃までは、酒造に用ひし事明白きに付て、一つの考もあり、下に云ひ試むべし、或る説に云、和名抄に、篩、和名布流比、除麁去[illegible]之竹器也、造酒式に、絁篩十條、また絁大篩三條一條、篩灰二條篩酒と有るは白黒二酒、また藥灰をも、篩漉す事などに仕へ奉るなり、同じ式に、汁糟一石、粉酒一石とあり、漉して糟を去りたるを、粉酒と云ふと通ゆ、又[illegible]殼を去りたるをも、搗米の糟をも走らせ去りて、精米と爲等にも仕へ奉れる也。〕○相作は。師説に。中臣壽詞に。相候。儀式には。相仕。大嘗祭式には。共作とあり。此れ等を合せて思ふに。仕も候も誤りにて。相作なるべし。と云はれたるに從へり。（然れど今また按ふに、式のまゝ共作にても難なくなむ、もしは此も字の如く、相ひ共に酒を作る由の名にも有るべし、○玄道云、中務式なる、織部司の下に、機工相作、主計式に、氷頭合作など見え、儀式、阿波國より献る、由加物の中に、細螺、棘甲蠃、石花相作十壺、祈年祭儀に、忌部八人、鍛工共作、木工、各々二人などもあり、類聚國史に、客作兒と有るを、古くアヒツクリと訓めり、客作兒とは、齋院民部式、また撰集秘記二月の下にも見え、李唐の代頃の物に見えし字面なり、和名抄に、揚氏漢語抄云、客作兒、和名、豆久乃比比止、塵芥などにもしか云へり、和名抄の箋註に、按高士傳、夏馥入林慮山中、治工客作、又趙叔向肎綮錄、今人指傭工之人爲客作、三國時已有此語、焦光飢則出爲人客作、飽食而已、按西京雜記、匡衡家貧用爲人客作、李義山雜纂、必不來客作兒偸物去、能改齋漫錄江西俚俗、罵人曰客作兒、案陳從易寄荔枝與蔡參政詩、橘摘爲下輩枇杷客作兒、凡言客作兒者傭夫也、又按川久乃比比止、償人之義、謂受償勞力償之也、とも見ゆ、さて此は賃人の義にて、傭人の義なるべく、家主の爲に物するを、相作とも云ひしにこそ、雄略天皇紀に、共食者を、アヒタケヒトと訓みて、太政官式に、供養使二人とあるをも想ふべし、或る説に、主たる者有りて共に物爲を相某といふが當に多し、

此は酒波と相作と共に、酒造兒を輔相て仕へ奉れる也と云ひ、式に、造酒兒先下レ手、次諸女共舂と有る、共の字を用ゐて、共作と書れたるを思ふべし、此に二人あるは、一人は酒波に屬き、一人は多明酒波に屬て、共に仕へ奉る事と見ゆ、とも云へるは師の說に因てなり、又角田氏云く、太平記に、あひものとて、乾たる魚の入たる俵を、船に取り積てと記し、海人藻芥に、近代間物五斗入十度入塞鼻、と見えたるに依て案ふに、酒波は酒肴をつくり、相作は御飯の間物、謂ゆる御菜魚を調理る職なるべしと說へり、こは四時祭式に、相盛八籠「雜海菜、雜腊鰒堅魚等之類」と見え、源氏物語、また枕草紙、今鏡、古事談等を始て古く、御粥のあはせ、粥漬のあはせ、まなのあはせ、など云へるにも、上儀式の由加物のには能く協へり、さてまた師の大人の、閑都久里とも訓まれしも、笈埃隨筆に、曾丹集に、「へつくりの垣根の雪をよそ人は鶴の上毛と「一本にわくげと作り、」おもふらむやぞ、」また源順朝臣の歌に、「やつくりにしらせずもがな難波江の芦間をわけてあそぶかも「一本に鶴と作り、」の子、」村井古巖と云ふは、世の好人にて、古書を多く貯へし事、充棟なり、式目料理故實の書を數多見しに、この事見えず、依て古巖案ふに、へックリとは、贄作なるべし、御贄といへれば、料理を爲す人として、遠からざる也、とあり、然るを小山田與淸の說に、此の歌を引て、綜作の事として釋るは散木集夏部に、故大殿の北政所より、歌繪をたまはりて、これに歌よみあはせて上つれと有りければ、庭にへといふものするたる所に、鶴むかひたてり、空に郭公なくを、女ながめて居たるをよめる、「郭公なく一聲をしるべにて、心をそらにあくがらしける、」又同じ集戀の上に、大殿の歌繪の中に、男のつらづゑをつきてゐたるまへに、こひおもひあり、またへといへる物あり、つるむかひてたてり、からの女ひとりある所をよめる、「こひしともいざゝはいはじ、年をへて、しきから人をおもひいづるに、」これらの歌や詞書を考ふるに、へつくりは、相作の事にて、鶴をよみ合はせしは、唐土の相作女を云へる也、和名抄織機具部に、野王按綜機縷、持レ絲交

者也、和名閉、和漢三才圖會に、綜音宗、和名閉、俗云加佐利、又云毛知利、此與屁之訓同故忌之曰餝乎、など見えて、武藏相模の間にては、綜足とも、綜臺ともいふ、これに綜箸といふものもて、糸をこなたかなたへ經めぐらして、さて機おる也、これを經めぐらすわざするものを、へつくりとはいふなるべし、萬葉集、竹取翁の歌に、打栲者、經而織布、日暴之、朝手作尾、古今著聞集に、「青柳のみどりの糸をくりおきて、夏へて秋ははたおりぞなく、」などもよみて、まづ絡絲女が糸をつむぎあはせて、相作が綜て、挑文師があやどりて、織手がはたおる也、延喜式、中務省式、諸司員の條に、織部司四十八人、正一人、佑一人、令史一人、挑文師二人、織手四十人、機工相作、在此數内、絡絲女三人とあり、挑文師、挑文生、結綜成文者なるよし、職員令の義解、集解などに見ゆ、織手は機織者也、機工は機杼の具を作る工也、相作は綜臺にて、糸を經めぐらす者也、式の印本に、アヒツクリと訓みたるはひが言也、絡絲女は、糸をつむぎあはするもの也、蛤草紙に、

つむといふものほしきよし宣まへば、じゞうやがてたづねもとめてまゐらせけり、この苧をつむぎ給ひしおとこそ、おもしろくきこえけれ、とあるは、絡絲女がしわざのさま也、式に相作と書れしは、萬葉に、安布の安を省て布の假字にもちひたれば、こゝには安幣とよみて安をはぶけるか、または字書に、相共也、扶也、助也、など見え、延喜式に、共作二人ともあれば、織手を賛相て功を成の義をとれるにてもあるべし、と云へり、かの機工相作と有るは、織部式の、雜織各の條に、織手一人、共造一人、また二など數しらず見え、齋院式、人給料錢の條に、夾纈料絹染作工、同相作夫三十九人、また黒木の條にも、夾纈相作夫、夾纈師、並相作夫などもあれば、決めて綜作とも定めがたくや、そはいかゞあらむ知らねど、かの相作の字を閉都久里と訓める證とはすべし、因て案ふに上に引る儀式に、細螺、棘甲鸁、石花相作、また式に氷頭合作とあるは、決めて和名抄に、鸁唐韻云、與臝同、切宍合糅也、今案鹿臝俗云阿閉豆久利是也、塵芥にも、此をアヘツクリとよめ

る狀の物なるべし、そは齋宮式、大膳造酒式などに、甕坏また甕酒、また甕杯酒汁漕、和名抄に、甕四聲字苑云、擣薑蒜以酢和之、和名阿倍毛乃、また搗蒜甕、此流豆木、新撰字鏡に、甕阿刀毛乃とある刀は、決て邊の字なるべし、萬葉集に、醬酢爾、蒜都伎合而、鯛願、など見えて、和合といふに似たる心ばへあり、厨事雜記に、海月は、鰹を酒に浸して其の汁にてあふべし、梨子の汁を取てかきあふべし、大草相傳聞書に、あへませ、また酒鹽にてあふるとも、鶉、雲雀、鴨、つぐみは、酢蓼、酒鹽にてあふる也、料理物語に、煮和、白和、四條流庖丁書に、あへ海月武家調法故實に、にしのからみあへ、鳥の羽ぶしあへ、などいふこと、數多見えしかば、或は、安閑都久里とも、閉都久里とも、訓ることと明けし、厨も或る說に、都久里侶なりと云へり、さて安閑は、即ち合せにて、安閑都久里といふべきを、かくいふは、粉走稻實等と同くて、杉原紙を杉原といひ、庖丁刀を庖丁、熨斗鮑を乃志とのみいふと相似たり、また比惠都久里にても有らむか、かの神武天皇の御歌に、許紀志斐惠泥とあるを、記傳に、許多聶爾なりと解れて、神代紀に、竹刀此云阿乎比衣、私記にも安遠比衣と有れば、比衣を切めて、閉とも云ひしにや、されどなほ安幣都久里に從て有るべきか、)式に以上童女とあり。儀式に載られたる。太政官符に。造酒童女。大酒波女。大多米酒波女。粉走女。相仕女と見えて。謂はゆる物部女なり。(玄道云、儀式の行列の日の裝束を賜へる條に、大酒波、大多米酒波、粉走、相作各紵青摺單衣一領、綠地青草摺綿袍一領、支子染綿衣一領、紅花染單衣一領、赤裳一腰、支子染下裳一腰、赤薄機引下裳一腰、板押羅帶一條、小刀子一具、深紅染襪一兩、緻文沓一兩、と見ゆ、)薪採の。師の加麻藝許理と訓れたるに從ふ。儀式。大嘗祭式。共に採薪と書きて。伎許里と訓たり。是れも惡からず。(和名抄に、纂要云、火木曰薪、和名多岐々とあり、)玄道云。(主計式にも、採樵を、伎古里と訓めり、)或る說に。式なる卯の日の條に(薪十荷と有るを。儀式に。以黑葛一束兩端と有りて。常に正月十五日に供進ると。其の長同じきを思ふに。(玄道

云、儀式に、薪十荷、長各四尺と見え、雜令に、凡文武官人、毎年正月十五日、並進薪、長七尺、以廿株爲一擔と有れば、此の說は取がたし、)大嘗宮の御竈にて。採薪の仕へ奉れる也。また此も卜食の山にて採りつらむとて。式の文に。應採大嘗殿材。並御膳柏山。云々と有るを。卯の日の條に。薪十荷云々の次に。槲葉二荷と有るを以て知らるとも說へり。(推古天皇紀に、交薪燒於竈、持統天皇紀に、薪、私記の說に、ミカマギ、萬葉集十四に、多伎木許留、七に三幣帛取、神之祝我鎭齋杉原燎木伐、拾遺集に、「たきゞこり、なつみ水くみ、仕へてぞえし、」源氏物語、常夏卷に、たきぎ拾ひ給はずとも參り給ひなむ、同じ御法卷に、「惜しからぬ、此の身ながらも、限りとて、たきゞつきなむ、ことの哀しさ、」世繼物語に、「たきゞこる、ことは昨に、つきにしを、今日「一本に、いざに作る、」をのゝえを、「一本、はに作る、」此にくたさむ、拾遺集、枕草紙にも、此の歌見ゆ、職人歌合に、「やすむとて、おろす薪に、つみしりぬ、しりへにだにも、人のよせねば、」などあり、人車記、仁安三年大嘗宮點地の條に、稻實公鑽出火、次薪採者、取松明炬之、また薪採者、以明松置六所、といふ事あり、)○灰燒は。波比夜伎と訓むべし。儀式には。燒灰と書き。式には燒灰とも。燒炭とも有りて。須美夜伎と訓みたり。然れど此も決めて灰なり。(玄道云、內藏式に、燒灰四人、燒炭二人と併せ擧げ、主殿式に、神一十三座の中、松山三座、炭山十三座とあり、さて或る說に、炭また墨を須美と呼ふは、漢國隃麋の地より、墨を出すより起る、と云へるは信がたし、此は住火ちふ義にやあらむ、)そは儀式。十一月上旬の條に。始釀內院御酒。云々。次各(玄道云、各字衍か、)燒藥灰。使造酒司酒部一人。率燒灰並夫五人。向卜食山。祭山神。云々。燒灰料雜物云々、其住山一宿。燒得藥灰一斛。大嘗祭式にも。凡造酒司。酒部一人。率燒灰一人、驅使五人。入卜食山。先祭山神。燒得藥灰一斛と見えて。造酒式に。久佐木灰とある是れなり。○和名抄に、蔣魴切韻云、炭樹木以火燒之仙人嚴靑造也、和名須美、陸詞切韻云、灰火之燼滅也、波比と見えたり、○

玄道云、また大嘗宮を造らるゝにも預ること、後の條に見えたるが如し、さて酒作者の說に、蘗にも灰を用ゆると聞けば、御酒及蘗に入れらるゝ料なるべし、）〇稻實公は。古も今も。伊邪能美乃伎美と訓み來れり。薪採より稻實公まで。謂ゆる物部男なり。玄道云。稻實はまた。伊奈美とも訓むべし。（儀式の物部人等に、行列日の裝束を賜ふ條に、稻實公、紵靑摺單衣一領、紅花染汗衫一領、白絹綿袴一腰、支子染襖子一領、調布袴一腰、調布襪一兩、皺文沓一兩、と見ゆ、）神名式に。武藏國賀美郡に。今城靑八坂稻實神社。また今木靑坂稻實荒御魂神社。今城靑坂稻實池上神社。三社相ひ並びて載り坐せるは共に。稻實に由ある神なるべし。長和元年の大嘗會記（同じ殿の下）に。臼殿。廣八尺。長一丈。其內東立レ釜。稻實翁。切レ火燒レ之。著二帽子裝束一似二鷹飼一。炊二神膳一。但し儀式には、此れ等は、伴造の職掌なること、下の段に見えたるが如し。）とある如く。專ら高萱御倉に納められたる。御飯の事に仕へ奉ること。（下の條に引ける、儀式に見えたるが如し。（熱田宮に傳はれる、蹈歌曲に、稻乃實幹事と見えたり。）さて此の物部男女等の。彼れ此れの職に。相ひ預ることは。師說の如く。論なけれど。大かた酒造兒は。黑木白木に專と仕へ奉り　酒波は。御肴に。稻實公は。神御膳に。相作は。御安波世に預り、粉走は。御稻また御水の事に。灰燒。薪採は。御竈御炊の職に專と仕へ奉りしより。負へる稱にや有りけむ。（皇美麻命。幸二卜食川一而。爲二祓禊一矣は。貞觀大嘗祭儀に。十月下旬。天皇幸二卜食川一祓禊。晚日於二朱雀門一大祓。と有るに依つて記るせり。（延喜大嘗祭式にも、凡そ天皇、十月下旬、臨二幸川上一爲レ禊、と見えたり、共にこは邇々藝命の御時より、行ひ來れる古儀なること、云はまくも更なり、）然るに、其の大嘗祭儀　くはしき事は精けれど。其はたゞ後風なる裝束。または鹵簿などの。謂ゆる唐例の威儀の精きにて。是ぞ神代の遺式なると。覺ゆる事は却りて疎く。いと憾しく拜讀らるゝ事どもなり。（其の裝束鹵簿、また百官百司の行裝など、皆唐例に模されたる御輿なること、近くは永和大嘗會記

に、凡そ是の行幸は、大儀を行ひて、千官を從ふ、唐の例なるに依りて、群臣唐の鞍を用ふ、騎馬の先規ありと云へども、近例おほく唐車に乘じて、幸路にわたる、定まれる事なりと見え、御代始抄も、同じ趣きなるを以て知るべし、斯て其の唐例の儀式は、世の有職家など聞ゆる人々の議し合ふ事にて、其の考說等は、何くれと聞ゆるを、其の本とある神世の故實を考へ明せる人なきは、何なる故にか心得がたし。）故今も其の神政の遺れるを拾ひて。粗その趣きを說き明さむに。まづト食川とは。太兆の御卜に食る川の義なるが。是の時御幸ありしも。何川なるか知るべからず。（然れど、筑紫の國内にては有るべきなり。）さて儀式に。九月中旬。大臣仰神祇官及陰陽寮卜定御禊地竝日時奏之。とある神祇官は。其の官の卜部をいふ。下に論ふ如く。日時を擇ぶこと。邇々藝命の御世より。既に有りつれば。御禊の日時をも擇べりし故に。其の例を追ひて。卜部に卜へ定めしめ。陰陽寮にも仰する由なり。（但し、神代の當時は、此れ等の事ども、都て兒屋根命、その宗源を主りて、行ひ給へる事なるを、後に其の裔なる中臣氏、また卜部の人ども、持ち分けて知れりしを、また後に令の御制ありて、唐樣の百司を立られし時より、陰陽寮も出來しかば、此の寮にも仰せ賜ふは、遙に後なること、云ふも更なり。）さて如此占へて。何處と定め賜ひしかば。中世までは。御禊の河の。鴨河にして。行ひ賜ふ事となりぬとぞ。（其は近くと云ふこと。定まり無りしを。天長の頃よりして。御代始抄に、御禊の地、上古は定まれる事なし、平城天皇も、葛野河にして御禊あり、嵯峨帝は、松が崎に行幸あり、文德天皇は、鴨川にして御禊あり、其の後、二條、三條等の末を用ひらる、近代は大かた、三條の末を點せらる、と見え、永和大嘗會記にも、上古は鴨河に限らざれども、天長以來おほく此の邊りに、幄屋を設けらる、と有るにて知るべし、○玄道云、玉葉に、建曆元年十月廿八日、天皇臨鴨河修禊、謂之大嘗會御禊行幸也、往代不必限鴨河、但天長以來皆以鴨河也と有り、また仁明天皇紀なる、承和五年三月乙丑の條、池田春野朝臣傳に、能說故事、或可採

容、先此十年「天長十年の事なり、」冬將有大嘗會事、天皇欲修禊祓、幸賀茂河、春野以掃部頭、奉鹵簿陣、看諸大夫之所著當色其裾曳地、大咲曰是尋常之裝束、非神事之古體、便指自所著、爲古體之證、其裾斷地差高而袴襴露見矣、諸大夫皆驚云、古之儀制、雖與唐同、後代當倣之とも見ゆ、また大嘗會御禊日例とて、平城天皇より、後一條天皇の御世の御事までを記し、仝じ御禊記事とて、仝じ御世より、花園天皇の延慶二年、十月二十一日の御事までを記せる物もあり、(御禊の開き見るべし、)斯て其の河の上を卜へて、御禊の所を定め。其の地に頓宮を作らる。其の内に御膳の幄。御禊幄と稱ふ。二幄の御構あり。また陪従の官人たちの。諸の幄をも設けらる。(其は永和大嘗會記に、御膳の幄、御禊の幄とて、兩所に其の構あり、御膳の幄は、御膳を供せむがため、御禊の幄は、御祓の所なり、と見え、御代始抄に、川源の地を點して、南北四十五丈、東西四十丈に大綱をひき、札を立る事あり、「是れより國司に仰せて、汚穢不淨をいましめ、牛馬の闌入を止めしむ、其の後幄の處といふ事あり、諸司の著べき、輕幄等を打るゝ也とも見えたるが如し、)さて儀式に。其平旦神祇官奉路次神幣。其料座別云々。と有る。其平旦とは。御禊の幸あるべき。當日の平旦をいふ。神祇官とは。當官の中臣なる人を云ふ。御幸の路次にあたる諸社に。幣帛を捧げしめ給ふなり。(此の事は大嘗祭式にも、凡行幸爲禊、路次邊神奉幣帛云々と見えたり、)○玄道云、式の仝じ次に、凡行幸陪従、御巫、戸座給乘馬とあり、この戸座ちふものは、童男にて、宮主御巫と同じ類に、神事に仕へ奉ることゝ聞えて、上に引かれし延暦二十年の官符にも、物忌戸座と見え、臨時祭式に、凡戸座取七歳已上童男卜食者充之、若及婚時、申辨官充替、四時祭式に、橡帛三丈、戸座服料、冬絁一疋、云々、また細布三丈二尺、戸座褌并襦料、また政事要略に引ける官曹事類に、養老五年九月十一日、天皇御内安殿て、井上内親王を、齋宮に奉り賜へる儀を擧て、神部四人、卜部一人、戸座一人、御炬二人、齋宮式にも、卜部、戸座一人、取山城國愛宕郡鴨縣主氏童子、

火炬二人、取全國葛野郡秦氏童女、また凡齋王到國之日、取度會郡二見鄕、礒部氏童女、卜爲戸座、其炬火取當郡童女卜用、など見え、類聚三代格なる、天平三年六月の勅に、戸座阿波國、阿曇部、壬生、中臣部、右男帝御宇之時供奉、備前國、壬生、海部、壬生首、壬生部、右女帝御宇之時供奉、備中國、海部首、生部臣、笠朝臣、右皇后宮供奉、以前戸座等給時服料云々、元慶七年十二月の官符に、應以宮田給中三宮宮主戸座等月料事山城國云々、御宮々主一人、戸座一人、また大皇太后宮、宮主一人、戸座一人、皇太后宮、宮主一人、戸座一人と見え、寛平三年の官符に、中宮職、宮主並戸座とあり、下に擧る、宮主口傳抄の説を合せ考ふべし、)かくて、此の行幸につきて、預て任しおき給へる。裝束司。次第司など稱ふ官人たち事執り。鹵簿を整へて。建禮門より出輿あり。(御代始抄に、裝束司と云ふは、御禊につきて前日の義また、點地等の事を奉行す、長官一人は納言を用ふ、次官一人は中辨を定む、判官二人、主典二人あり、また次第司と云ふは、行幸につきて、

諸司百官、悉く供奉する故に、御前の長官は、納言參議の中を用ふ、御後の長官には、參議の人を用ふ、これは御輿の前陣後陣の、行列を奉行する故に、次第司と云ふなり、と有るが如し、但し此は唐例を用ひ給へるより、後のさまにこそ有れ、いと上れりし御代には、然は非ざりしこと云はまくも更なり、)さて儀式に、乘輿御禊所之後。神祇官奏禊詞。訖還御供膳所。賜陪從五位以上衣被各有差。訖車駕還宮と有りて。こは終の文なるが。言簡にすぎて。御禊の儀式缺たるが如し。(其は此の儀式、また延喜式にも見えねばなり、)故れ今は御代始抄の趣に倣ひ。江家次第に出たる二儀の中より。要略たる文等を抄し出むに。鹵簿頃至頓宮。節下大臣就標諸司列立。裝束司官以下。迎謁於西門外。(南邊東上北面、)公卿著休息幕。(待鶴間、)御輿留西門外。祭主進御麻。一撫一吻返給之。(一撫より以下七字、印本に注とす、)入門次第司以下就標公卿列立。御御膳幄。經幄南白東面入御。(若時尅至則先御御禊幄、)節下大臣。前後長官等。入門各著幄。(宮主祕事口傳

抄に、後醍醐天皇、文保二年十月廿七日、河原御禊の儀式を出せるに、著御頓宮之時、祭主蔭直朝臣、獻御麻、先幸御膳幄、大殿祭、少副齋部平典、權少副大中臣冬親勤之と有り、また江次第の後儀に、御御膳幄王卿侍從、各著幄座、次供御厨子所御膳、藏人頭爲陪膳、五位藏人役送、云云とも見ゆ、共に異儀なり、）主上駕腰輿幸御禊幄。自部屋西入御。大將進候。（不著靴、）自餘王卿立幄前。次御百子帳前平鋪座。次供御手水。主水宮人獻之。頭藏人傳取奉之。（御代始抄に、河原頓宮に至りて、まづ御膳幄に御輿をよせて、下御ならせ給ふ、是れより腰輿にめされて、御禊幄に移らせ給ひ、百子帳の内の大床子に著御し給ふ、百子帳と云ふは、擯榔をもて頂を覆ひて、四方に帷をかけ、前後を開きて、出入すべく餝りたり、其中に毯代をしきて、大床子を立たり、此れに著せ給ふなり、百子の名いまだ詳かならず、主上御手水の事あり、主水司これを供ず、其の後大床子の前の、平敷御座に移らせ給ふ、とも見えたり、○玄道云、百子帳といふに付て、煩き説ども多く聞ゆれど、要となき事なれば此に説はず、）次祭主捧（一本に獻とす、）御麻授中臣氏女。（件女本候中隔御屛風西。）中臣女進取之傳進。（一本に、獻に作る、）一吻一摩後。返給中臣女。中臣女返祭主。祭主授宮主。（宮主口傳抄に、宮主授大麻於祭主、祭主傳命婦獻之、返給事同前とも見えたり、合せ見て其の趣を辨ふべし、）次神祇官人取御贖物（印本、物の下に注にて二本とあり、）進之。御巫取之又傳進。四人（印本、四人の上に御巫とあり、）供之。（宮主口傳抄には、供御贖物、一前御手巾、一前御輿形、一前人形解繩、一前散米、付命婦、進之、於御禊幄東第一間進之と見え、江次第の後儀には、御撫物の甆ともあり、國之大祓の所に注せる事等をも合せ考ふべし、○玄道云、同じ抄に、供御の上に、御巫三人、戸座童一人、阿波國卜貢戸座童不上名と云へり、此れにて大かた御巫と似たる職なること知るべし、古へは此を閉久良とぞ唱へたりけむ、）次五位藏人獻執柄御祓物。被候御座北。居之以衝重。王卿及裝束司。候禊座。（在御幄南、右近陣前、辨

以下在後座）次神祇官。置公卿以下祓物（大臣料居葛筥、納言以下居折敷）次宮主就御前南東庭膝突奏解除詞了退出。大炊官人散五穀（先是件五穀等、置宮主座前）次神祇官引大麻於公卿座（執柄料五位藏人傳奉、諸卿料神祇官行之、次御巫撤御前御祓物。次撤執柄祓物（かの宮主口傳抄には、宮主著座頗向巽勤御祓、とも見えたり、思ひ合すべし。）御禊畢又駕腰輿還御。御膳幄。公卿以下著幄。次神祇官頒幣帛於近邊諸神。次釆女供御膳（陪膳一人、役供六人、内膳造酒傳供）次大臣令奏山城國籠物。次大臣奏見參。次賜公卿以下祿。次乘輿至建禮門奉御麻還宮儀如恒。と有るにて。後には禊祓ともに。河原にて。行ふ事と成ぬる由を辨ふべし。（御代始抄に大嘗會行はれむとての十月に此の事あり、豊のみそぎと云ふ、世俗には河原の御祓といふ、解除をば河に臨みて修する事なれば、二條三條の河原に行幸して是れを行はる、大祀は一月の潔齋、中祀は三日、小祀は一日なり、大嘗會は大祀たるに依りて、十月より御神事あり、川原の御解除は、御神事を始めらるゝ由なり、大嘗會延引あれば、更にまた御禊の事あり、御禊畢りて、腰輿に駕して、御膳の幄に歸らせ給ふ、晴の御膳、腋の御膳などを供ず、其のゝち山城の國司、獻物三十捧をとりて、庭中に列立す、大臣物の名を問てのち、膳部に給へと仰す、また今日の見參を奏する事あり、神祇官幣帛を、近邊の諸神に頒ち奉る事あり、其の後還幸あり、さきの如し、大臣外記に仰せて、解陣の鉦を打しむ、諸卿以下退出す、とも見えたり。）さて儀式の文に。神祇官奏禊詞と有るは。當官の中臣氏が。此詞を奏す由なるを。江次第に。宮主奏解除詞とあるは。後の儀なり。（然れど宮主は、卜部氏の、卜術に優長たるを、任さるゝ例にて、其の卜部氏は、みな兒屋命より出たるなれば、甚く故實に違へる事にも非ず。）かくて禊詞と云ふ名は。是れより他に古典に所見たる事なし。抑是の詞は。祓所に坐す。瀬織津比咩神。速秋津比咩神。氣吹戸主神。速佐須良比咩神。四柱に祈白す詞にて。祝詞式にも漏たれど。世に美曾岐詞といふ物。やがて其にて。大祓詞に。天津祝詞乃太

祝詞事乎宣禮。とある天津祝詞も即ち是れなる由は。既に云へるが如し。（第五十九段の傳見るべし、但しその美曾岐詞と云ふ物、今の諸家に傳へらるゝ文ども、取々に謬れる事ども雜りて、其の儘に用ふべきは無きを、己れ年ごろ數の本を校へ合せて、訂せるが有り、凡て此の詞にあづかる事どもは、別に天津祝詞考といふ書に著はせれば、其の考につきて見るべし。）然るを江次第に。奏二解除詞一と有るは。大祓詞を奏す由なれば事違へるに似たれど。此の神事はしも。必ずまづ祓處神たちに。禊詞を白して。次に集はれる諸人に。大祓詞を宣聞しむる故實なれば。然は行ひ給ふ例なるを。儀式と江次第と互に一方を記して。一方を記るし漏せるなり。（大祓詞は、神に白す詞には非ず、禊詞を、祓所の神等に白して、後に諸人に宣り聞す詞なる事の由も、既に第五十九段の傳に云ひき。）さて此の件の初に引きたる儀式の文に。天皇幸二卜食川一祓禊。晩日於二朱雀門一大祓。と有るは。禊と祓と同じ時に行ふこと。高天原に事始め賜ひし政なる故に。その古の例のままに。行ひ賜ふ由とは聞ゆれども。此は少か疑なきに非ず。そは河原にて既に禊祓ともに終へ給へるを。また更に其の日晩に朱雀門にて。大祓し給はむは。事重なりて覺ゆればなり。故れ考ふるに。此の儀式を記されし頃までは。神代よりの例にて。河原にては。禊のみ爲給ひ。宮に還御して後に。大祓ありし例なるを。其より後には。禊祓ともに。河原にて行ひ給ふ事となりし故に。江次第には。晩日朱雀門にて。大祓ある由を云はざるにて。上ッ世と中ッ世と。儀式の易りけむも亦知るべからず。（若是の考への如くは、前に儀式と江次第と、互に一方を記るして、一方を漏せり、と云へるは非にて、式に奏二禊詞一と有るは、祓所皇神等に祈み申すをいひ、江次第に、奏二祓除詞一とあるは、大祓詞を諸人に宣り聞すをいふにやあらむ、）玄道云、此の餘の事どもは、立返り上二十七段、五十九段の傳に說れしを合せ考ふべし因に云、大祓詞を、中臣祓といふことの非なる由は、鈴屋大人の、詳に論れしが如くなるを、またかく唱へしも古く聞えて、古語拾遺に、

中臣の祓詞といひ、延喜八年の御記に、中臣祓有祝聽穢詞と記し賜ひ、本朝月令にもかくいひ、中臣解除の文といふ事は、紀の私記に見え、中臣の祭文とは、朝野群載に見えたり、さて此れより以下は、師の大人の原稿の闕たれば、後氣吹舍翁の依のまにま惶み謹みも記しつげるを、謂ゆる大匠に代りて、物傷ひせむことの、いとそらおそろしく、いぶせくてなむ、)○荒妙和妙之神服は阿良多閇。仁胡多閇能可武美曾とよむ。(纂疏に、古語荒妙、爾伎多倍、或作和妙則帛之名、荒妙則布之名也、)此も上、(第四十四段、)神衣祭の條に出て。そこ(傳十卷)に委く說れたり。(されど、又おろおろ語り出むに、)神祇令なる集解に釋云。伊勢大神祭也、其國有神服部等。齋戒淨淸。以三河赤引神調絲。御衣織作。又麻績連等麻績而。敷和御衣織奉。臨祭之日。神服部在右。麻績在左也。敷和者字都波多也。(冠辭考に、敷は織目の繁き意、和はなごやかなることなれば、美織なり、石原正明云く、敷に織目の繁き義はあらねど、しきといふ詞の假字として、繁き意に見たる也、)と見え。

儀式行列の條(朱雀門前に至る下)に。先是阿波國忌部所織麁妙服。(神語所謂阿良多倍是也、)預於神祇官設(一本に辨とす、)備。納以細籠。置於案上。四角立賢木。著木綿(一本に、著以下の三字なし、)阿波忌部一人。執著木綿賢木前行四人舁案。竝著木綿鬘。竝以下の五字、一本に注とす、式に未の時以前とあり、)供物亦到朱雀門前。預出自神祇官而相侍。供物既到。進就繒服案後。式に。阿波國獻麁布木綿付神祇官。元文三年なる、天皇大嘗祭の御祝文に、朕我奉留、神衣乎、羽槌雄乃織留文布、棚機姫乃所織留、和衣能神衣登、諸神達能御心平介久、聞食豆とも、靑筋乃文布乃、荒妙乃神服、白綸繒帛乃、和妙乃神衣乎、諸神達、憐須御心乎、起志受介幸比豆、云々とも詔り賜ひ、また白綸繒帛長四丈、廣一尺二寸、大神宮和妙全之、靑筋文布長四丈、廣一尺二寸、大神宮荒妙全之、皆麻を以て、左右の卷を貫通し、頭の方を結び合せ木綿を付、細籠に納む、とも伯家部類に見ゆ、釋紀に、倭文形體如何、と問る答に、先師申云古語拾遺文布

云、號綾布之類歟、建久諸祭興行之時、大藏省、年預申狀、有青筋文之布と有るに、よく合へり、武烈天皇紀の歌に、瀰於寐能之都波棹、一本に挖に作る、齋宮式に、倭文常陸と見え、萬葉集、古今集等に、古へのしづはた帯とも、古へのしづのをだ卷など多く見ゆ、）此も上に已に引かれし。古語拾遺に。神武天皇の御世の事を申て。仍令天富命。率天日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖穀麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年貢木綿麁布及種々物。所以郡名爲麻殖之縁也。と有るぞ原始なる。（仲資王記、建久五年六月の裏書に云、阿波國忌部久家、還補氏長者、依官人致貞申狀、今日成下了、件忌部者、大祀之時、職主荒妙御衣之氏云々、また業資王記、承元五年九月の條に、參河國神服、阿波國荒妙御衣云々、神祇官年中行事には、荒妙使、近代不參とあり、已れ古く彼の國なる、忌部氏の後、三木氏といふ家に傳へし、荒妙を召されし、官符の文書、數通ある寫を見たる事あり、いとむかしければかい付てむ、左辨官、下阿波國、應早令織進荒妙御衣事、右權大納言藤原朝臣實泰宣、奉勅大嘗會主基所析、宜仰彼國、依例以忌部氏人令織備、附神祇官之使早以進上者、國宜承知、依宣行之、會期有限、「文保二年の宣に因るに、限の誤なり、」不得延怠、永仁六年九月日、右大史中原朝臣在判、右少辨藤原朝臣在判、とあり、此は後伏見天皇の御代なり、また太政官符、阿波國司、使從五位下齋部宿禰（）繼、神部貳人、右得神祇官解偁、爲令織進大嘗會荒妙御衣、差件等人、依例申送如件、者國宜承知依件行之、符到奉行、修璽撿倎、位衞辨、藤原朝臣判、正五位、行左大史、小槻宿禰判、延慶二年九月日、また左辨官、下阿波國、應早速令織荒妙御衣事、右權中納言藤原朝臣兼季宣、奉勅大嘗會悠紀所析、宜仰彼國依先例以麻殖忌部氏人令織備、附御祇官、被進上者國宜承知依宣行之、延慶二年九月日、〇大史小槻宿禰判、右中辨藤原朝臣判、とも見ゆ、此は花園天皇の御代なり、和妙神服は。全じ儀式に。九月上旬。神祇官。差神服社神主一人。爲神服使。（神服社とは、帳に、大和國城下郡、服部神社二座、

鍬靫とある社なるべし、神祇官年中行事に、參河國和妙神服使、以神服社神主神服氏人差進之、と見ゆ、○井上頼囶云、大安寺村の田の字に、波都里神と云ふ所、社の舊趾なりと云へり、今は天武天皇紀に見えたる、中道なる、村屋神社の境內の小祠に鎭め祭れり、然て本社の祭神、一座は天之御中主神に座し、一座は天御梓命を祭れる事、別に考へ記せり、)申官賜驛鈴一口、(驛鈴は、孝德天皇紀、改新の詔に、驛馬、傳馬、及造鈴契と見え、天武天皇紀に、令乞驛鈴とあり、公式令に、給驛傳馬、皆依鈴傳符剋數、云々、そは少納言請進て、大主鈴、小主鈴、出納すと職員令に見え、日本紀に驛馬、驛使また驛の字を、波伊麻とよみ、萬葉集十四に、須受我禰乃波由馬宇馬夜能、云々、十八に、須受可氣奴、波由馬久太禮利、佐刀毛等騰呂爾、元輔集に、能宣が、伊勢へみてぐらの使にて罷りしに、「すべらきの、鈴の限りし、有りければ、ふりてゝ行くも、をしからぬかな、」堀川百首に、匡房、「あふ坂の關の關守出て見よ、うまや傳への鈴きこゆなり、」など見ゆ、或

說に、阿波に麻殖と云へるは、麻を殖たるよりの名、伊勢にて麻績と云へるは、麻を績て織よりの名なれば、年々の四月御祭料の麻を、阿波より奉れるを、伊勢にて、麻績氏の織れること、參河調糸もて服部氏の織れると同例ならむか、但し服部氏の織る和妙の糸は、參河の御神領より、直に伊勢に進るゆゑに、其の由義解に注せられたれ共、式の封戸の內に阿波國の无きを思へば、麻績氏の織る荒妙の麻は、彼の國より、直に伊勢には進らぬにやあらむ、遣參河國、喚集神戸、卜定織神服。長二人。織女六人。工手二人と見え。また(中卷に、)十月上旬。神服使。率服長織女工手等十人持神服部所輸調絲十鉤到來。(悠紀主基各五人、)次各祭八神。(名號見上、○次各祭八神、の五字或は肩書とせる本もあり、又名號の二字をも、或は傍書とせりとぞ、印本に見上の二字なし、)其料云々。また中旬。(次釀大多米酒とある次に、)各神服使。竝國司齋場預率服長織女等鎭神服院地。其料云々。即兩國相共造神服院。(一院有四屋、毎國造二屋、先造酒童女執鋤。初掘

四角柱穴役（一本に、工に作る、）夫終之。其制也開門南（一本に東とす、）北兩方。北門東（一本に、東字なし、）掖。横五間神服殿一宇。（南戸長三丈五尺、廣一丈四「一本に二とす、」尺、）南垣下横五間屋一宇。（與服殿相對、西三間、隔壁爲神服女宿所、東二間爲服丁宿所、竝北戸、長三丈五尺、廣一丈四「一本に二とす、」尺、以上二宇、悠紀造之、〇悠紀の神服院と主基のと、東西に對ひ宿所屋のも共に相對へる由也、）北門兩（一本に、西とす、）掖横（一本に、縱とす、）五間屋一宇。（南「一本に東に作る、」戸、）南垣下横三（一本に、五に作る、）間屋一宇。（北戸、已上主基造之、）竝構以黒木葺以萱。以葉柴蔀之と見えたる殿にて。織仕へ奉れる由なり。）〇國々之由加物悉備は。久爾具爾能由加母乃。古登古登爾曾那波理にて。由加物とは。式に。凡應供神御雜器。とある本注に。神語曰由加物とも。神語號雜贄同爲由加物。（北山抄にも、供神雜贄同爲由加物、）など見えて。或る人は即ち由伎と同じことゝして、內宮儀式帳に、三節祭なる朝夕の大御饌を、湯貴の御饌祭と有りて、また湯貴之神祭、湯貴御倉など見え、外宮儀式帳にも、朝乃大御饌夕之大御饌云々とある下の本註に、此號由貴と見え、祝詞式にも、由貴能御酒と有るを證として、年毎の新嘗祭の時なるも、神御物は由加某と云ひけむとも、天孫本紀なる日子湯支命と申すも、其の事に仕へ奉りし名なるべし、とも說へり、）山野海河雜々の御贄は更なり。其を盛り立てゝ奉れる物をもいふ稱なり。そも儀式（天神地祇に幣を奉り給ふ次の文）に。（式には、八月上旬とあり、）差宮內省史生。遣五箇國。監作供神雜器。（河內、和泉、兩國一人、尾張、參河、兩國一人、備前國一人、先是所司、預注雜器數申官、）到國先祓。其料各木綿麻各六斤十兩。鍬四口。熊皮二張。（已上官物、）米。酒。魚。藻之類。國司辨之。即奉五色幣。（各一丈用官物、）然後始作。（此に彼の五國の作れる、由加物の數を委しく擧られたり、式の文も大かた同じ、）また（物部、門部語部等を遣られし次に、）神祇官差卜部三人。申官（式に、九月上旬とせり、）差遣紀伊。淡路阿波。（一本に河內とす、）等國。監作

由加物。各到國先祓云々。其供神幣物。竝作具。及潛女衣料。（人別布一丈四尺、竝用官物。（式に、以大藏物充之とあり、）但粮以當國正税給之。（人別日米二升、紀伊七日、阿波十日、）其物造了。卜部監送齋場。分付兩國。（以上の由加物をば、卜部氏か持ち齋り來て、悠紀主基に附る由なり、）但阿波國。所獻麁布木綿。付神祇官。（此は下の條に出たる麁妙の服也、）紀伊國薄鰒四連。生鰒。生螺。各六籠。都志毛。古毛。各六籠。螺貝燒鹽十顆。竝令賀多潛女十人量程採備。（主税式に、志摩國供御贄潛女卅人、歩女一人、といふも見ゆ、）其幣帛（一本に、帛の字なし、）各五色薄絁。云々。（山野の物を採るとて、各々山神野神を祭らしめ給ふを以て觀るに、決めて此は海津見の神を祭らせ給ふ也、）淡路國瓮卅口。（各受一斗五升。）比良加一百口。（各受一斗。）坩二百口。（各受一斗。）其幣各五色薄絁各三尺。云々。（此は土の神を祭らせ賜へるなるべし、）造訖。使當國凡直氏一人。著木綿鬘。執賢木引導。（一本に、道とあり、）阿波國麁布一端。木綿六斤。年魚十五缶。蒜英根合漬十五缶。乾羊蹄。蹲鴟。橘子。各十五籠。已上忌部所作。）鰒卅五編。鰒鮨十五坩。細螺。棘甲蠃。石華等。竝廿坩（已上那賀潛女十人所作。）其幣各（一本に各の字なし、）五色薄絁。各六尺云々。（こは山野海河の神に奉らせ賜へるにこそ、）作具。鑁斧。小斧。各四具。鎌四柄。鑿十二具。刀子四枚。鉇二枚。火鑽二枚。竝令忌部。及潛女等量程造備。其三國造由加物使向京之日路次國。掃路祇承（また式に、凡應供神供。出雲本、御に作る、）由加物器料者。九月上旬。申官差卜部三人。遣三國。先大祓、云々、其物造了卜部監送齋場。分付兩國、云々、凡紀伊、淡路、阿波三國造由加物使向京之日、路次之國、掃道路祇承、行列の中にも、由加物入舁といふあり、）とも有り。その齋畏み仕へ奉ること想ひ觀るべし。また式の文に。凡供神御雜物者。大膳職所備。多加須伎八十枚。（高五寸五分、口徑七寸無蓋、折足四所、別盛隱岐鰒、烏賊各十四兩、熬海鼠十五兩、魚腊一升、海菜十兩、鹽五勺、）儀式及び式に、河内國所造多加須伎八十口、と有る是れなり、高橋氏

文に、見二河曲山梔葉一天、高次八枚爾刺作利、と
もあり、鈴屋翁云く、此は物を盛りたる葉椀を、
多加須伎に居るなり、多加須伎を葉椀に居には非
ず。）並居二葉椀一。（久菩弖、○鈴屋翁云く、葉椀は
葉盤と同じ物にして、たゞ形の窪く深きが異なる
なり、うつぼ物語俊蔭の巻に、さま〴〵の物の葉を
くぼてに刺て、椎栗柿梨芋野老などを入れて、云
云、嵯峨院の巻に、神樂のいそぎの所に、政所
にくぼてなどさす、山より榊もてまゐれり、相摸
家集に、「神山の、柏のくぼて、さしながら、お
ひなほる身の、榮ゆべきかな、」和名抄に、本朝式
云、十一月辰日宴會、其飲器、○参議以上朱漆椀、
五位以上葉椀、和名久保天、と見え、相摸集に、
神山のかしはのくぼて、空穗物語國讓の巻に、大
きなるくぼてを、白きくみしてまとひて、五つさ
し入たり、また、いのりつる、ひらて、くぼてに
は、などゝ、「ねきごとも、きかずなりにし、かさ
まには、神のおほする、くぼてとけとぞ、」二條大
皇太后宮の大式集に、くぼてのふたに、なき女の
手にて、云々、など見え、又式、侍中群要などに、

窪坏とあるも同じ、瓦器も木器もありて、今壺皿
と稱ふ物、その遺制にや、と士清説へり、）覆以二笠
形葉盤一（比良弖、似二笠形一、○和名抄に、漢語抄云、
葉手比良天、神武天皇紀に、葉盤とあり、鈴屋
翁云く、延暦二十年の御制の祓物の中「上に引
り、」にも、柏十五把、「枚手六十枚料、」柏十把、
「枚手四十枚料、」柏五把、「枚手二十枚料、」外宮
儀式帳に、大御饌爾供奉、御枚手五十六枚、ま
た湯貴進御枚手、合千二百六十枚など見ゆ、「字鏡
に、蒳、蔙、蔟、蒲、などの字を、久菩天、又比
良天、とあるはいと心得ず、」比羅傳と云ふは、久
煩弖に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、其の
形右の式に、笠形とあるにても、凡てを知るべし、
さて其は書紀に、葉盤と書れたる如く、葉を刺合
せて作れる物なり、「書紀の釋に、葉盤柏葉爾盛レ物
也、とあるはいさゝかたがへり、此にも作るとあ
れば、たゞに柏の葉に盛るを云ふにはあらず、」
神樂歌、韓神に、也比良天乎、天爾止利毛知天、
「愚管抄に、やひらては、八枚の平盤なり、柏の葉
にて刺て神供を盛る物なり、」惠慶僧が哥「新勅撰

集に出」に「霜枯れや、楢の廣葉を、八葉盤に、刺とぞいそぐ、神のみやつこ、」と清云、格に枚手と書。今大嘗祭の葉手は、柏の葉を竹の針にて盃形に圓く平く造れり、釋に柏の葉に盛る物也といへり、日中行事にひらもり、類聚雜要及今俗に、手盤と稱ふ物は此の遺制なるべし、建武年中行事に、ひらではこの御飯見ゆ、）以木綿結垂裝餝比良須伎八十枚。（高及口徑裝餝、與多加須伎同、但足不折、別盛具物蓋、々別五合、○高橋氏文に、見眞木葉天、枚次八枚刺作天、掃部式に、十一月上旬、葺鋪大膳職多加須伎、比良須伎屋、及廻立殿、上葺苫下鋪席薦、儀式及び式に、河内國の所造に、比良須伎八十口とあり、鈴屋翁曰、比良須伎とは、足なき故の名なり、足不折とは、折る足無き由なり、かくて比良須伎に居る物も、同じく葉椀に盛り、葉盤を助け役ふなるべし、其の事を云はざるは、與多加須伎同、と云ふにこめたるべし、）山坏四十口。（別盛貽貝鮓鰒鮓各一升、裝餝與比良須伎同、○賦役令に、貽貝鮓三斗、鰒鮓二斗、土佐日記に、ほやのつまのいすしすしあはびと見ゆ、）麁盛白筥三百合。（長一尺五寸、廣一尺二寸、深三寸、）盛東鰒筥五合。（別納十斤、○和名抄に、本草云、鰒一名鮑、和名阿波比、鮨魚也、延暦儀式帳には、鮑の字を用たり、）隱岐鰒筥十六合。（別納十二斤、）熬海鼠筥十六合。（別納十二斤、○海鼠は、上百四十一段にいづ、）烏賊筥十二合。（別納六斤、○和名抄に、烏賊、和名伊加、）佐渡鰒筥四合。（別納十斤、）煮堅魚筥十五合。（別一籠不開、○和名抄に、鰹、漢語抄云、加豆乎、式文用堅魚二字、賦役令に、煮堅魚廿五斤、堅魚煎汁四升、）堅魚筥二十四合。（別納十二斤、）腊筥五十五合。別一籠不開、○和名抄に、脯腊、和名岐多比、乾肉也、）與理刀魚筥十一合（別納一斗五升、○主計式に、與理度魚鮨、また與理等魚の腊などあり、○源順圖云、本草家の說に、本草和名及び和名抄に、與呂都一名波利乎、と同じ物として鍼魚に充て、今云ふさゝよりと云ふ魚なり、と云へり、）鮭筥二合。（別納一隻、○和名抄に、鮭魚和名佐介、今案俗用鮏字非也、）昆布筥四合。（別納十五斤、○和名抄に、昆布和名比呂米、

一名衣比須女、海松筥六合。(別納六斤、○和名抄に、水松、和名美流、揚氏漢語抄云、海松、和名同上俗用之、)紫菜筥四合。(別一籠不開、○和名抄に、紫菜、和名无良佐岐乃利、俗用紫苔、)海藻筥六合。(別納六斤、○和名抄に、海藻、和名爾岐女、俗用和布、本草和名に、和名之末毛、一名爾岐女、一名於古、)橘子筥十合。(別納十蔭、○和名抄に、兼名苑云、橘一名金衣、和名太知波奈、)搗栗子筥五合。(別納一升、○和名抄に、兼名苑云、搗栗、一名撰子、和名久利、また栗扶、和名久利、乃之不、栗刺、和名伊加、一に俗に云久利乃以加と見ゆ、本草和名にも、栗、和名久利、)扁栗子筥五合。(別納二十籠不開、)干柿筥二合。(別納五十連、○和名抄に、柿、和名賀岐、説文云、赤實菓也、本草和名にも、柿加岐、)梨子筥五合。(別納一斗、○和名抄に、梨子、和名奈之、)煠栗子筥六合。(別納一斗、)削栗子筥二合。(別納二斗、)熟柿筥三合。(別納一斗、)柚筥二合。(別納三顆、○和名抄に、柚、一名櫾、和名由、)勾餅筥五合。○和名抄に、揚氏漢語抄云、糫餅形如藤葛者也、和名萬加利、土佐日記に、まかりのおほちのかたも纔らざりけり、)未豆子筥五合。(○和名抄に、大豆麨、和名未女豆岐、)大豆餅筥十合。(○天平古文書に萬米毛知比と見ゆ、和名抄に、餅、和名毛知比、また餻字亦作餹、和名久佐毛知比、)小豆餅筥十合。)捻頭筥五合。(○和名抄に、揚氏漢語抄云、捻頭、无岐加太、一云麥子、或る説に、糫餅、結果、捻頭、各因形名、其實一物耳、とも云へり、)粔籹筥五合。(已上六種別納六枚、○和名抄に、粔籹、和名於古之古女、文選注云、以蜜和米煎作也、或る説に、粔籹即糫餅、非於古之古女、於古之古女即餦餭也、拾遺集有尾張古女、新猿樂記有尾張粔、)祭畢。山坏已上。皆置山野淨處。餘皆頒(此の字山田氏の按に因る、)給諸司造酒司所備等呂須伎十六口。(口別酒五升、)都婆波三十二口。(十六口別酒一斗、十六口別五升、各以八口置一案、)(此の神酒のことは、下、黑木白木の條に說ふべし、)瓱八口。(口別酒一斛五斗、各置一案、)匜六十口。小盞六十口。(已上各盛筥置案、○和名抄に、漢語抄並俗用搡字、所書未詳、或說云、

此器有栖、半挿其中故名半挿也、と見え、内宮儀式帳に、御波佐布冊二口、また御波佐布六口ともあり、また盞、方言注云、盃之最小者也、和名佐加都岐。)長女柏一筥。(置案、○造酒司式に、長女柏卌八把とあり、屋代弘賢云、また長柏とも云ふ、さだかに傳へたる事は無れど、今在る所の物を以て、此に當べき物二種あり、一は槲の一種に、おほがしはとて、長サ一尺餘の葉なり、一はおほばらそとて、此れも一尺餘有るもの也、商州厚朴の如く、鋸齒のあらき物なり。)祭畢。都婆波己上。亦置山野淨地。餘皆准上頒給ともあり。(かくいと茂しき御供物なるを、下の條に比校るに、いかにして此を奉り賜へるにや、いまだ考へ得ず、よき人よく攷へてよ。)さて大祀に用ゐさせ賜へる料の稲は式に。凡大嘗會雜用料稲者。國別充正税一萬束。及卜食一郡調庸。中男作物。當郡有封郷者。以他郡郷相替給之。若兩國更有請稲者。臨時處分。隨申充之。(其代加擧正税、取利補塡。)と見え。(儀式も同じくて、宣旨案もあり、)また凡會所請借雜物奏正税稲竝絹布綿錢米等類。

行事竝國司五位以上署名。自餘輕微之物。不署直奏有り。さて淳和天皇の紀に。彼の御世に別なる。御儉素に從はせ賜ひて。二國合はせて。三十萬束を用ゐさせ給ふ由なるを。件の數と相ひ合はず。故れ熟案ふに。儀式。太政官符の案に。某(一本、其に作る、)道諸國司。應運送(一本に、進に作る、)大嘗會所雜物事。右被大臣宣偁。會料交易雜物。宜差係夫依例(一本に件とす、)令運進者。諸國宜宜の字一本になし、)承知依宜行之。また某(この某の字、また下なる二處の某の字とも、一本に其に作る、)國稲若干束、云々。宜充大嘗會某所雜用料。但彼代者來年出擧依數令塡者。また正税稲若干束。右爲充大嘗會料。募當年公廨。彼國所(所の字、一本になし、)請如件。大臣宣。奉勅宜充之者。國宜承知依宜充收。また大嘗會某所牒山城國司。應採薪五百荷とも。また(河内、和泉、尾張、參河、備前、また紀伊、阿波、淡路等の國より、由加物を召上賜ひしは、上代の御禮と聞えしことはさる物にて、)天下諸道國司竝に太宰府に命せて。應交易進雜物

官符等もあれば。上代は大かた二國にて。諸物を擬行はれしを。人民の勞苦を憐給ふと。またかく諸國に仰せらるゝ御政とは成りしにや。さてその全數は。幾千といふ事知るべき便なきものから。いとも嚴重なる。御大典にこそはおはしゝか。○悉く上(四十三段、)に出づ。○備も上(四十段、)に。作具而。(五十二段に、)設備而などあり。(其處の傳に委く見えたり、)

○鐵胤云。吾が先人の雅遊語に。我が天津神ノ御子ノ命の大御政の大本は。御祭事なることは申すも更なるを。其の御祭事の中にも。大嘗祭なむ。又なく最も重き大御政にぞ有りける。と宣ひつけしより。誰も彼御志を受け繼て仕へ奉れる中に。撰者を初め井上頼圀など。殊に深く其の心しらひして。此を記すとしては。後の御世々々に。益添りけむと。且は聞えし事すらも。釣する海人のうけならねど。一つ心に定めかねつゝ。上代のあたら御政を。いかではふらさじ洩さじと。晝夜となく勤みつゝ。懇に考へ記しつけし儘に。かく長々しき解と成りて。二百廿張餘になりしかば。一卷にはとぢめ叵く。三冊とする事と成りぬ。かゝる例はまだ前後にあらざれば。其の由を一わたり理り置になむ。かくて此の卷々を堅木の板に彫刻て。世に弘むる者は。讃岐ノ國那珂ノ郡琴平山に鎭座坐す。大神に仕へ奉る。深見速雄。琴陵宥常。松岡調。神崎勝海等なり。

古史傳二十九之卷中

平篤胤謹撰
男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　井上頼圀　校訂

神代下九之卷中

於大嘗之齋場は。於保爾閇能由仁波爾にて。此を造らるゝ狀は。儀式(應行會料正稅之狀、下知諸國、とある次)に。應卜定齋場之狀。牒送山城國。至於其日。撿挍以下。率神祇官。到北野。卜定其地。其儀神祇官。悠紀主基兩國司。竝山城國郡司等。就(一本に、詣と作る。)荒見河。陳置祓物。云々。(此に祭物色目あり、)竝國辨備。訖行事以下。雜色人以上。共就祓場。(悠紀在上、主基在下、)大祓(悠紀先發祓詞、次主基、)訖。各就幄下。卜定齋場。(悠紀在東、主基在西、)行事以下、先同「一本に用に作る、」行野中。執其塊、將歸卜之、○下卷の官符案に。某「一本に、其と作る、以下も同じ、」所牒山城國司、應卜定齋場事、某月某日某刻解除、某刻卜、牒爲卜定件地、撿挍納言以下、雜色人以上、率卜郡「附錄に、卜郡、或作郡卜、或作郡司、」等、可向宮城北野、國也「一本に宜とす、」察狀差祇承國司百姓等、候荒見河邊、勿「一本に不得に作る、」違闕、故牒と有り、さては此を荒見河祓といふは、古き事と聞ゆ、北山抄にも、預牒山城國、先就荒見河解除、次點其地、取壤卜定、陰陽寮鎭謝、儀式在莽卜定、而神祇官式、八月上旬卜定、と見え、式の文に、八月上旬、神祇官共國司卜定將卜齋場、先爲解除、其料物當國所輸と見ゆ、)其料物。云々。卜訖。立標四角。(立賢木著木綿、)方四十八丈爲限。即令山城國葛野愛宕兩郡司守之と見え。また(次可下大殿御衾竝雜物符下大藏、宮內等省、とある文の次に、)次齋場預官人等。點定齋場內外院。服院。竝雜殿地。外(外より下十四字を。一本に小注とす、)院方四十丈。內院十二丈。服院十丈。(其內院悠紀在外院西、主基在外院東、服院在兩內院中閒、南去五許丈、○附錄に、蓋當爲悠紀東主紀西、何則上文云、悠紀在東、主

基在西、下文云、悠紀自宮城東路、主基自西路
共南行、據此悠紀在東主基在西分明矣、又下文
云、造神服院、北門東掖、横五間神服殿一宇、南
垣下云々、已上二宇、悠紀作之、是於神服院
亦悠紀在東云々、南去五許丈、當相去三許丈、
とも、また外院とは、外郭の稱なれば、その外郭
より、西東と指せるならむ、と山田氏の説へるは、
共に信なること、儀式また式の文にも、在京齋場
者預分設兩處、悠紀在左主基在右、と有るにて
論なし、さるを考異に引る北山抄に、主基殿所立
悠紀殿、と有る由なれど、大内裏圖考證に引れしに
は所の字を、一本に西とも、前とも有りとあれど、
決て東の誤也、そは式の文を引けるなれば、とか
く論ふべくもあらずかし、)始構造齋場雜屋。其外
院南門北。卅(附錄に、卅當作廿、)許丈。横七間
廳一宇。(西「一本兩に作る、」北戸長五丈六尺、廣一
六尺、南北二面有庇、)其北一許丈。横七間酒屋
一宇。(西南戸長五丈六尺、廣一丈六尺、南面有庇、
〇以上二宇は、服院の南の方に在り、)其東横五間
人給屋一宇。(東三間爲室、西側戸、其庇亦隔壁

西戸、其西二間竝爲堂、長四丈廣一丈六尺、)其南
縱七間料理屋一宇。(西戸長五丈六尺、廣一丈六尺、
西面有庇、與人給屋西簷相當、)其南縱九間倉代
屋一宇。(長七丈四、「附錄に、四當作二、」尺、廣一
丈六尺、東西二面有庇、)其南縱九間倉代屋一宇。
(長廣庇竝同上、〇已上の四宇は、悠紀内院の南に
在り、)其東縱九間倉代屋一宇。(長廣庇竝「一本に、
庇竝の二字なし、」同上、〇倉代屋は、東西相對
へり、)東門北腋。北去十(〇附錄に、十疑衍、)三許
丈。縱五間官人宿屋一宇。(長四丈、廣一丈六尺、
東西有庇、)南腋。南去十四許丈。横五間屋一宇。
(西一間爲稻實公宿所、南戸東三間爲物部男宿
所、南戸長三丈五尺、廣一丈四尺、)其南横五間屋
一宇。(西二間爲造酒童女宿所、東三間爲物部女
宿所、竝南戸東西「東西二字、一本になし、」長廣同
上、〇以上三宇は、悠紀内院の南に在り、)酒屋以
西。横七間大炊屋一宇。(南北有庇、長五丈六尺、
廣二丈六尺、)其南四許丈。少西縱七間納雜物屋
一宇。(西「一本兩に作る、」東戸東面有庇、長五丈
六尺、「附錄に、六尺二字或空白、」廣一丈六八、)

其南縱七間。造二營形一竝漬菜屋一宇。(東西「附錄に、東西或作二兩東一、行下東西戸亦同、」戸、東面有レ庇、)其南縱七間納二祓穗御稻一屋一宇。(東西戸、東面有レ庇、長廣竝同レ上、○以上四字は、主基内院の南に在り、)西門北掖。有二大多米院一。(東門、)院門(一本に、門の字なし、)北掖橫三間酒屋一宇。(南戸長二丈四尺、廣一丈六「一本、二に作る、」尺、南面有レ庇、)南掖橫三間麴室一宇。(東側戸、長廣同二酒屋一、)兩屋西頭縱三間大炊屋一宇。(東戸長廣同二麴室一、○以上三字を、大多米院とす、)西門南掖造二標屋一宇。(廣方四丈、高三丈八尺、四面有レ庇、○悶禪君云、西一作レ四、疑傳寫誤、)其南橫五間屋一宇。(東三間爲二驛使宿所一、西二間爲二禰宜卜部宿所一、竝南戸長三丈五尺、廣一丈四尺、)其南橫五間屋一宇。(東二間、爲二神服長宿所一、西三間爲二神服女宿所一、竝南戸、長廣同レ上、○大多米院以下、主基内院の南に在り、)御井在二院外東北角荒見川南一。(○悶禪君云、一本作レ東疑非レ是、)童女井在二其東一。と有るも。此の京なる大嘗齋場なり。○持齋波理參來而は。毛智由萬波里萬爲伎氏なり。持は。

下に持恐。また大祓詞に。持佐須良比。持可々呑などの持に同じ。齋波理は。下の淸麻波利と有ると同じく。(その狀をいふ詞なり、今昔物語に、いまはり、宇治拾遺物語にも、此の詞多かり、)かの二國より。京の齋場に持ち愼て。參上る由なり。參來は上にいづ。その持ち參來る狀は。同じ儀式に。下旬至二京齋場一。官人竝國司。持二麻竝鹽湯一。(大神宮儀式帳に、御調櫃人氏、鹽湯持氏、淸氏御調倉進納畢、延喜式十三の卷に、宮主供奉御祓御麻竝鹽湯案一前、解除調度如レ常、と中宮御祓の條に見え、東宮式、平野祭の條に、至二神院外一東宮下レ駕、神祇宮迎供二神麻一灑二鹽湯一訖入就次と見え、西宮記の神廷に奉り賜ふ勅使の條に、至二第二鳥居下一、内人二人、一人持二大麻一、一人持二鹽湯一、著二衣冠一灑二鹽湯一獻二大麻一、と記され、神宮年中行事に、御鹽湯所といふがありて、少司は御鹽湯料、白鹽小塥入、相二具榊葉一土高坏に居て持て、各々相ひ伴て、齋王候殿の西の砌に立つ、と見え、近世にもしか仕へ奉る由、子良館祭奠式に記るせり、)迎二南門一。灑二稻竝雜物一訖。(式には、持麻よ

り下の事を記されたり、）納院外權屋。（預先作備。）次賜明衣。（この字、景行天皇紀、日本武皇子尊の條、また內宮儀式帳にも出て、帳の解に、六典に、給明衣とあるを取りたる也、和名鈔に、內衣、和名、由加多比良、論語の注に明衣以布爲沐浴衣也、字類抄に、明衣、由加太比頁、西宮記に、明衣、古人沐浴之外不服之、など見ゆ、祭祀に用ゆると、沐浴に用ゆると二つあり、訓は伎與伎奴なり、儀式に、潔衣と見え、今もしか云へり、又神樂歌に因りて、安計の衣とも訓むべし、と云へり、彼の歌は、「皇神はよき日祭れば明日よりは、あけの衣をけごろもにせむ、」とあれば、此れぞ古名ならむ、儀式に、また淸衣とあり、又現神の御を天羽衣、また安加波など申すを思へば、しかも云ひけむか、）造酒童女布二端。綿一屯六兩。酒波女二人布一端三丈。（人別三丈六尺、）次鎭稻實殿地。其料云々。鎭畢。造酒童女。先執齋鉏。（式に齋鍬とあり、鉏は上第五十段に見ゆ、古事記に、加耶頁伎母、儀式帳に、鍬五口、鋤五口、和名抄に、鍪字亦作鏁、和名久波とあり、古事記仁德天

皇の段に、許久波母知、夫木抄に、「くは立て掘り求めてしかきわらび、春は大野にもえ出にけり、」）掃地。竝堀院垣四角柱穴。（先艮、次巽、次乾、役夫終之、○巽の下、一本に、次坤の二字あり、或は、乾の下に出せる本も在り、）次稻實卜部率造酒童女。國郡司各一人。物部男六人。子弟五人。工十人夫等。式には、國郡司以下及び役夫等とあり、）爲採內院料材。向卜食山。（前に「一本、一に作る、」日、預申行事所、）即祭山神。其料云々祭畢。造酒童女。先執齋斧伐樹。（齋斧も、上第五十段に見ゆ、）工匠次之。役夫次之。訖歸來。自後遣工竝夫等伐運。次國司率禰宜造酒童女。及當郡司役夫等。向卜食野。即祭野神。（此は鹿屋野比賣命にて、第十三段に見え賜へり、）其料。云々祭畢。造酒童女。先執齋鎌苅之。役夫等終之。訖歸來自後令役夫苅運。（もと次に國司以下の文、同じ御贄殿と云ふ下にあれど、式に因りて今改めあげつ、儀式帳に、新宮造奉時山口神を祭らるゝ條に、造宮驛使、忌部宿禰告刀申畢、即山向物忌以忌鎌己、草木苅初然以後役夫等草刈木切所々

山野散遣とあるも、自ら似たる趣なり、）次始掘備小忌食院。凡酒甕穴上。竝始釀酒。次於同院大祓。其料。云々。（具釋に云、齋戒する諸司の中、嚴密に齋戒するを小齋と云ふ、訓を借りて小忌とも書く、大抵に齋戒するを、大齋とも云ひ大忌にもかく、然るを衣服の名と心得て、小忌と大忌は、身幅を以て差別するなどと云へるは誤なり、昔し大嘗新嘗等の時は卜もて小忌を定めぬ、卜に合はざる人は皆大忌なり、とあり、さるを衣服の名と謬れるも、古きことにて、御代始抄にも既くしか宣へり、又或る人の何にまれ、押なべて大は重きかたにいひ、小は輕きかたに云ふならひなるに、小忌のみはおもく、大忌は輕しと、西宮記、北山抄、新嘗祭の條を引て云へるもさる說なり、）次始作內院雜殿。造酒童女。先（先の字、一本になし、）執齋鉏。掘稻實殿四角柱穴。物部 次之役夫終之。其東門南掖。縱八間神座殿（式には、八神殿とあり、）一宇。（長一「一本、二に作る、」丈四尺、廣七尺八寸、柱高七尺、四「一本に西とす、」面、有庇、○此は東南の方にます、）北掖高萱片葺御倉一宇。（徑八尺、高九尺、○此は式に見えず、北の方に在り、）其西横三間稻實殿（式に屋に作る、下同じ、）一宇。（南戸長二丈四尺、廣一丈二尺、柱高八尺、○西にあり。其南縱三間倉代殿一宇。其南縱三間御贄殿（式に贄屋とあり、）一宇。（竝西戸長二丈四尺、廣一丈二尺、柱高七尺、○東の方に相ひ竝びて在り、）其南横三間鋪設殿一宇。（西側戸與稻實殿相對、長廣亦同、○こも式になし、）稻實殿西横三間黑酒殿一宇。其西横三間白酒殿一宇。（竝南戸、○稻實殿と此の二つは相ひ竝びて北に在り、）其南縱三間麴室屋一宇。其南縱三間大炊殿 一本に、屋とせり、）一宇。（竝東戸、○この二つは西の方に在り、）其南横三間臼殿一宇。（東側戸長廣、竝同稻實殿、○西南に在りて、鋪設殿と對ふ、）其制也。神座殿者。搆以黑木。用萱倒葺。內搆棔棚敷席。（藤井氏の說に、むしろは種々あり、廣筵、長筵、狹筵、小筵は、その形に因りていひ、出雲筵、信濃筵、あづま筵は、おり出す國に因りていひ、たかむしろ、菅むしろ、綾むしろは、しなに因りて云へり、又䑛筵。細貫筵、表席などいふも有る由、

西宮記、江次第等を引て、委しく云へり、）其上更亦敷絁。高萱御倉者。以四枝黒木為柱。用萱片葺。薦為壁代。内搆椙棚。（高四尺、）御稲四束。盛韓櫃承塵庸布五段。（一本に端と作る、今の世人の天井といふは、承塵にて、むかし天井と云ひしは、今の天井竿なり、と藤井氏云へり、）白木（木の字、一本になし、）櫃四合安於棚上。御贄殿者。搆以黒木。用萱葺之。以柴蔀之。編板為扉。稲實殿亦如之。黒酒殿者。搆以黒木。葺蔀用萱。薦為壁代。白酒殿者。搆以白木。自餘同黒酒殿。其倉代。大炊麴（附錄に、稲實殿以下、至此四十二字、或有錯亂、）室臼鋪設等殿並同御贄殿。と見えて、此の内院なる神座殿にても。八柱大神を祭り賜へるなり。（造酒式、新嘗祭の條に、九月二日、省、並神祇官、赴集司家卜定酒部官人、仕丁各二人、「若當子日、聽省處分、其負名官人在者、先卜官人、後及酒部、」春稲仕女四人、即祭其殿地神、云々、祭訖、木工寮、造酒殿一字、臼殿一宇、「並三間、」麴室一宇、「草葺、」搆以黒木、掃部寮以苫八枚葺二殿、と有るをも考へ合すべし、また後世には、偉鑒門の西を點れし事、北山抄に、大將軍在子偉鑒門西去十四丈點之、承平安和例也、式曰、主基殿「こは決めて東の譌なること上に云へり、」立悠紀殿、太政官式九月造之と見え、有職鈔に、齋場所偉鑒門去北十二丈點云、御代始抄も同じ、百錬抄なる、後嵯峨天皇、仁治三年、十一月六日の條に、兩方拔穗使入洛也、悠紀方人馬懈怠之間、及深更、參著齋場所、及曉天被行大嘗會點地、といふ事見ゆ、）かくて此に仕へ奉る狀は。中宗（神服部の絲もて參れる次）に。又賜各稲實卜部禰宜卜部二人。明衣各一具（並用國物、）次各鎮小（一本にトに作る、）齋麴室。其料。云々。鎮畢。即始各納麴料水。（和名抄に、麴釋名云、朽也欝之使生衣朽敗也、和名加無太知、）厥明各炊白黒。並大多米二酒麴料飯。次（附錄云、此行肩書、或有堀居御酒甕瓱八字、）各掘居小齋御酒料甕四口。（造酒司卜食甕）瓱四口。（所役、○附錄に、所字上或有空白、校本作國字、）次各稲實卜部。禰宜卜部。率造酒童女。並物部人等。祭六神。（竈、門、井、山積、意加美、水神、

(〇)竈神は、上七十四段に、御門神は、五十六段に、井神は、八十八段に、山神また意加美神は、第十六段に、水神は、第十二段の傳に見え賜ふ、百錬抄なる、仁治三年、十一月九日丁亥記に、八衢祭、竝八神六神祭如例令勤行畢とある、六神は此の六柱にて、八神は、八座殿大神にや有すらむ。)其料。云々。次各掘居齋院大多米酒料甕八口。麁四口。次各賜物部人明衣料。稻實卜部。云々。次各禰宜卜部。郡司等。率造酒童女。物部人六人。工一人。夫十人。始掘齋場御井童女井。于時童女。先執鉏。掘御井。次禰宜執鉏。掘童女井。(こ)御井の在り處は、院の外の東北の角、荒見川の東に、童女の井はまたその東に在りと、上の文に見ゆ、)物部人工夫終之。次各拔穗御稻。竝雜物遷納内院。次始各舂御稻。造酒童女先之。(大酒波仕女等終之、〇終の字、一本給に作る。)次始各釀小齋院御酒。次各受大膳職水戸云々。中旬各祭大多米酒殿神。其料。云々。訖始各釀大多米酒。(式には、凡舂黑白酒料米者、造酒兒先下手、次諸女共舂訖、祭井神、次祭竈神、始釀酒日、亦祭酒神云々、其釀多明酒者、用國備米三十斛とあり、此は前段に、凡悠紀主基國各令卜食郡辨備多明米三十斛、多米酒料、とあるを指せり、さて式には、六神を祭ること見えず、儀式には、酒神を祭ること漏たり、こは必ず祭らるべきことなり、酒神の事は、上九十三段に出賜へり、)さて此れより先(應交易雜物之狀牒送諸國の次)に。卜定小忌院。訖宮主卜部。率行事竝小忌官人以下。鎭小忌院。其料。云々。竝以國物備之。次卜定御井所。(方一丈二尺、若當處舊井卜食者、即使修理用之。)次定所々屋。(若當所舊屋不足者、權作新屋。)次鎭調備供御竝小忌食之院。其料。云々。(下の條に、始釀酒云々とある、即ち此れ食院なり、式には、凡料理御膳、竝備小齋人食院者、近宮之地隨便卜定、訖即鎭祭、其幣五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿麻各一斤、綿二屯、商布四段、鍬五口、米四升、酒一斗、鰒海藻各一斤。祝祿調布二端、竝用國物。「餘祭不顯幣物色數者、皆准此。」所作盛屋一宇、酒屋一宇、贄屋一宇、器屋一宇、大炊屋一宇、供御膳屋一

宇、料理雜魚屋一宇、備食屋一宇、已上屋數、及長廣隨事闊狹增減、皆以板葺、堀井一處、其院四面各開一門、作訖稻實卜部等、於院内爲解除、其料物各當國所輸と見えて、散齋中の天膳は更にて、小忌に仕へ奉る人等の住もし、其の酒食の料を作る舍と聞えたり。）次卜定諸所。（謂出納細工等所。）次内侍就女工所行事ともあり。○由志理伊都志理は。鈴屋翁の曰。由は齋。伊都は嚴にて共に。齋清めたること。志理は。齋まはり。清まはりの。まりの如き辭と聞えたり。と有り。或る人はこを。齋實嚴實として。上に大嘗會乃齋場仁。持齋波利參來弖とある。物實にして。下の文に謂ゆる悠紀主基乃。黑木白木乃大御酒と。天都御膳との事なるが、其は辰の日の宴會に。天皇命の聞食す。直會の所の文なる故に。此には重復れるを省きて。其の物の名は下に讓りて。齋實嚴實とは云へるにて。彼の高天原にて聞し食す。齋庭の穗を。吾が御子に御せ奉らむ。と勅給ひて。事依し給へりし狀を。擬ばせ奉り給ひて。此の卯の日に。大嘗宮の悠紀主基の齋場に。天照大御神

に薦め奉らせ給ひ。（玄道云、こゝに大御神にのみ、奉らるゝ由說へるは、古說に依れる物から、信がたき由、下に說ふを待べし、皇御孫命の享給ひ。天津日嗣の大御世始めと。爲し給ふ物なるを以て。齋と云ひ嚴と云ひて。其の實を稱たるなり。（然れば、此の大嘗祭はしも、先づ神に奉らせ給ひて、天皇の受け賜はらせ給ふ事なるを、唯に御祀と耳、心得たる人もあり、又天皇の聞し食す御事と耳、心得る人も有るは、其の一を知りて、二を忘れたるなり。）出雲神賀詞に。神乃禮自利。臣能禮自登。御禱乃神寶献良久登奏と有ると。次に其の條目を分て。白玉能云々。赤玉能云々。など種々の神寶を竝べ云ひて。其終りに。御禱神寶乎擎持氐。神禮自利。臣禮自登。云々と有るは。禮の實に物を捧げ奉るを云ふなり。是を以て。由志理伊都志理の志理も。下に持恐美恐美云々。と有るを以て。辭には非ずて。物實なる事を知れるなり。偖物實と云ふは。崇神天皇紀に。是倭國之物實。（此云望能志呂）と見え。雄略天皇紀に。三諸岳神の事を記されたるに。此山之神爲大物代主神と見

え。又俗言にも。代物など云へる是れなり。然ればこゝなる。由志理伊都志理は。齋の物實。嚴の物實にて。卯の日に献る。黑白二酒。及御膳は更なり。兩國の倉代物等をも。合せて云ふ事明らかなり。と云へり。此の説も捨がたし。（物實といふ字面は、交替式、延喜式、西宮記にも見えて、別に記せる物あり。）○持恐恐之は。原文に。持恐美恐美毛と有りて。母知加斯古美。加斯古美毛。と訓むべし。或る人云。持は。上に持齋波利參來る。の持に同じくて。由志理伊都志理と云へる。齋都より仕へ奉る物實を。持擎るを云ふなれば。常に輕く添へ云ふとは違ひて。其の意甚重し。（常に其の物を指しながら、輕く云ふは、古事記に、阿曇連等之、祖神以伊都久神也、と有るなどは、伊都久神也と云ふ所に、以の言を添へて、其の事を慥に爲る持にて、實物を捉へて、持の意には非ざるなり、如此く同じ言ながら、其の用意異なるを思ふべし、）例ば祈年。月次等の祭の詞に。此六御縣爾生出。甘菜辛菜乎持參來氐。また遠山近山爾生立留。大木小木乎本末打切氐。持參來氐。また神主祝部等

受賜氐。事不過捧持奉登宣。大忌祭。及風神祭。又伊勢に奉り賜ふ詞共に。宇豆能幣帛乎令捧持氐。大殿祭の詞に。本末乎波山神爾祭氐。中間乎持出來氐。また出雲神壽詞に。御禱神寶乎擎持氐と云ひ。大祓詞に。大海原爾持出奈武。また持可々呑氐牟。また持佐須良比失氐牟。と有るなど罪穢を實物として。持ち却ふ由なり。下に四國卜部等。大川道爾持退出氐。と有るを以て知るべし。然れば此の持恐も。大嘗宮の齋場に。物實を持擎げて。恐惶まる義なり。と云へり。序に云ふ。此に恐之を用ゐられし之の字は。書紀に多く見えて。誰も知れることとなるを。或る人は韓人の文格と云へれど。或る説に。即ち西土の古文の格にて。論語に。亡之といひ。金縢に。禮亦宜之。文王世子篇に。冬亦如之。史記に。度不滅者久之。また孔子家語に。若性命之。形骸之不可易也。とある皆語助也。と注したりと説る。實に然るべし。○清麻波利。各奉仕其態は。使與萬波里。於能於能。曾乃和邪仁。都可閉萬都里にて。原文に。清麻波利仁奉仕利。と有るを採りて。物

部人を初めて。百官人等。天下人等の。各々其の職々に仕へ奉る由を。かく慥に記るされしなり。(奉仕其態は、百三十五段に、供奉其職如天上之儀と見えたり、)此も或る說に云。上なる由志理伊都志理の物實をなり。上に持齋波利と云へるに對へて云へり。又大殿祭の詞には。齋玉作等我。持齋波利持淨麻波利。造社禮留瑞八尺瓊能。御吹支乃五百都御統乃玉爾。云々。齋内親王奉入時の詞に。依恒例氏。三年齋比清麻波理氏。御杖代止定氏進給事波。云々なども重ねて云へり。倚齋も嚴も清も。同じ狀なる言を。重ね云へる物の如く。我も人も思ふ事には有れども。若し同じ意の言ならむには。然計り文を成して云ふべくも非れば。猶別義有るべくおもひ成て考ふるに。常も云ふ如く。清は穢と汚との反なりけり。大祓詞に。雜雜罪乎。云々。祓給比。清給事乎云々。大祓爾祓遺罪波不在止。祓給比清給事乎云々。還奉大神宮祝詞に。雜御裝束物云々乎。儲備天。祓清賣持忌波理氏。云々。又内外宮儀式帳共に。職掌の條に。右人行事補任

日。云々。後家之雜罪事祓淨氏。他人火物不食。見目。聞耳。言語忌敬氏。宮内供奉。と其の人々の條下に云ひ。月次祭。神嘗祭の條に。大贄乃淨米乃大祓仕奉。然湯貴備奉所爾持參入氏。など多かり。何れも罪に在れ。物に在れ。先つ解除て後に。清々しくなる由に云へり。唯物の潔き狀を云ふに。伎與久伎與志と云ふとは。同じくして異なり。(萬葉二十に、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里弖、と有り、今も掃清むとも、祓ひ清むとも多く云ふことなり、)然れば此の清麻波利に仕奉は。右の物部の人等の。齋部より。在京齋場に到り。大嘗宮の齋場に。齋實嚴實を。持ち參出て來て獻るに重く齋み愼みて。萬の汚き穢れを祓ひて。清く嚴かにして仕へ奉るを云ふなり。(玄道云、高橋氏文に、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閉天、供御食、また天津御食乎、伊波比由麻波理天供奉來、とも天津御食乎、齋忌取持天仕奉、とも見え、和泉式部集に、かたらふ人の來りけるを、清まはること有りとて、かへしければ、

など後の物にはいと多かり、）○造大嘗宮而は。於保仁閉乃美夜乎都久里氏なり。此の委しき狀も儀式に。次各爲採大嘗宮御殿料材。禰宜卜部國司。率造酒童女。物部人。竝夫等。向卜食山。祭山神。（山神は、大山祇神に坐して、上十六段、十七段、また下百四十六段、百四十七段にも、出て賜へり、）其料。云々祭畢。造酒童女。執斧伐樹。夫等終之。運置。（こゝに一本、齋場の二字あり、）次各（一本に、終に作る、）爲苅同殿料萱。稻實卜部。宮主。禰宜卜部。國司。郡司。率造酒童女。物部男。竝夫等。向卜食野。祭野神。其料云々。祭畢。造酒童女。執鎌苅之。夫等終之。運置齋場。（共に京の北にあるを云ふ、）次各仰木工寮。令進長上工十人。搆作豐樂殿御座板敷。仰衞門府掃除豐樂院。（此は辰の日に、豐明聞食す料なること、下の條に見えたるが如し、此の院は拾芥抄に、八省西、天子宴會所、謂之射場殿、口遊に、日本後紀所注、但豐樂院、元名乾臨閣、依神泉苑正殿同名改之、拾芥抄も同じ、）仰京職。掃除道橋。召市人。令奏獻調物料絹。以美木爲軸、（召より下十五字、誤字有りて解がたし、）仰諸氏長者。（氏長者とは、即ち天智天皇紀などに謂ゆる、氏上にて、また氏長とも、氏宗ともいひて、一姓の總領たること、或る人の說の如し、さるを縣居翁の氏宗とは、其の正統の家を云ひ長者とは、其の時其氏の中にて、官位も高く、勢も有る人に宣下あるなり、と說れしは却て後の狀なり、）令進容儀端正。堪膳部者交名云々。下旬始於外院。搆大嘗宮雜殿云々先祭十餘日。各造（一本、造の字なし、）大嘗宮料雜材。竝萱運置（一本に、置の字なし、）朝堂第二殿前。先祭七日。鎭大嘗宮齋殿地。其儀也。神祇官中臣忌部二（二の字、一本になし、）官人。依次率悠紀國司及（式には、下を雜色人とす、）稻實卜部。禰宜卜部。造酒童女。燒灰等。令持鎭料雜物二轝。入自朝堂院南掖門。（式には、東西掖門とあり、）酒一缶次之。鍬四柄（裹布）次之。執著木綿賢木。子弟二人次之。執丈尺工二人次之。到竜（一本、龍に作る、）尾道（此は大極殿の前なり、と國史に見え、その名義は、李唐の制に依り賜へるなど、別

に考あれど、えうなき事なれば今は云はず、）南庭第二堂間。少時跪侍。（悠紀在左、主基在右、○式には、分別左右、悠紀在東、主基在西鎮祭其地、とのみにて、以下の儀式は省かれたり、）于時燒灰。率造酒童女參進。童女始鑽木燧。（火鑽の事は、上百二十五段に見えたり、）次稻實公鑽出火。次燒灰吹火。次子弟以松明炬之。（東北角一人、東南一本に、南の字なし、角一人、所々隨便一本、使に作る、）六人、訖稻實卜部。辨備鎮物。率童女。先鎮東北角。次東門。次東南角。次南門。次中央。（主基准之、其料。云々宮主執祭文。入南門內。再拜兩段。訖讀祝詞。（主基入其門內再拜、鎮畢。二國童女。（式に、造酒兒とあり、）各執著木綿賢木。捌（一本に、捕に作る、）神殿四角竝門處。訖執齋鍬。（國別四柄、納一本に、納の字なし、）以布袋結以木綿、）始掘殿四角柱埳。（埳別八鍬、）然後諸工。一時起手。其宮地、東西二十一丈四尺。南北十五丈。（大內裡圖考證に、垣厚二尺とあり、）中分之。東爲悠紀院。西爲主基院。（此れ本文に謂はゆる、大嘗宮なり、

此の本文などにて、東西の在所はいと明なるを、北山抄にも、先祭七日、兩國龍尾道前造大嘗宮とある注に、東悠紀、西主基と見え、兵範記、仁安三年十一月二日の條に、依大嘗會點地參八省院、次當國書生進大繩木工寮大工鬮長、任例點地合章堂乾去西八丈八尺、其西二十一丈四尺內中分折南十五丈、南及含章、承香兩堂爲悠紀、また後の物ながら壒囊抄に、悠紀方、主基方と云ふは、二所兩方なる故なり、悠紀所は東也、主基所は西なれば也、とゝ記せり、）其宮垣。（將一本に、搯とす、）柴爲垣、押椎八重垣末挿搯一本に、搯の字なし、）椎枝、椎枝一本に、下の椎の枝の二字なし、）著、古語所謂志比乃和惠、○式に、押椎八重垣末、又云、編楉爲扉、玉がつまに、楚は末枝也、末をすわと云ふは、聲を、こわつくりと云ふと同じ、）正南開一門。（高、廣、各一丈二尺、編一本に、編の字なし、）楉爲扉、諸門亦同、其小門准減、○式には、そを減じて、諸門高九尺、廣八尺とあり、卯の日に、伴佐伯氏の、守り開くは此れなめり、）內樹屏籬。（長二丈、○大內裡圖

考證に云、厚二尺許、門と八尺相距れり、和名抄に、籬和名末加岐、一云末世、新撰字鏡に、志波加支、又竹加支、とあり、）正東少北。開一門。外樹屛籬。（長二丈五尺、悠紀國作、）正北亦。開一門。内樹屛籬。（神楯戟を立つるは、此と南門となり、）正西少北。開一門。外樹屛籬。（主基國作、）南北兩門間。縱有中籬。（長十丈、）其南端造（一本に、通に作る、）道。（道南籬長一丈、道北籬長九丈、兩國中分造之、）中籬以東。一丈五許尺。有悠紀中垣。（一本に、籬とす、）其南北兩端。各開小門。（與南北宮垣相去各三丈、）其南北門（北門の間、一本、小の字あり、又北の字を小に作れる本もあり、）間。有中垣。（八丈八尺あり、垣の内南北八丈ありとぞ、）其南縱五間正殿一宇。（長四丈、廣一丈六尺、柱高一丈、椽長一丈三尺、以葛野席覆其上、梲高四尺、以北三間為室、南戸蔀席以南二間為堂、甍置五尺賢魚木八枝、著搏風。○式に、棟當南北、以北三間為室、以南二間為堂、南開一戸、蔀席為屛、また高搏風と作り、具釋に、今は南北五間、東西三間と云へり、）構以黒木。葺以青草。其上以黒木為町形。以黒葛結之。以檜竿。為承塵骨。以黒葛結之。以小町席。為承塵。壁蔀以草。表用伊勢斑席。裡用小町席。鋪地以束草。（所謂阿都加草、○草の字式になし、為忠後百首に、「あつかたてやはらとりするやかつ神、まつるうづきにはやなりぬとか、」）以播磨簀（附錄に、磨下或有以字、疑簀之草字誤作二字歟、下簀字亦同、「この簀また下の簀の上、一本に竹の字あり、）加其上。簀上加席。既而掃部寮。以白端御疊。加席上。（具釋に云、席昔は總て、葛野席、小町席、伊勢班席などなり、今用ゐらるゝは、總て近江表なり、とあり、なほ御疊の事は、下に諸記を引き出るを合せ考ふべし、）以板枕施疊上。（或る抄に、板枕置八重疊下南方也、西宮記云、納言參議昇枕、以上供疊、近衛次將脱調度褰殿幌、と見え、板枕は具釋に、儀式には、白羅草木、鳥獸繡緣御板枕二枚とあり、又御枕一枚料、美濃絁一丈八尺、とあるも、坂枕の事なり、又掃部式には、板枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、料緜薦一枚、生絲一兩

とあり、武烈紀、影姫の歌に、擧慕摩矩羅、と詠るを、私記に、古以レ蔣爲レ枕、とあるを思ふに、薦を用ゆるは古風ならむ、と云へるはさる語なり、此は第一段の傳に委く見えたり、年中行事歌合に、「更ぬとて今ぞ備ふる板まくら、神もぬるよの時やしるらむ、」)内藏寮以二布幌一(和名抄に、幌唐韻云、幌帷幔也、和名止波利、)懸レ戸。(附錄に、以布幌懸四字、或作二然布椀悠一、或作二懸布幌悠紀殿六字一、以上奥殿の御裝束にて、戸は南の戸なり、鋪地云云は、全殿に係れり、)其堂東南西三面。竝表葦簾。(掃部式に、未刻懸二葦簾一一本に、薦とす、」於二悠紀主基正殿南堂一、殿別八「一本、六に作る、」枚と見ゆ、)裡席障子。但西面二間。卷レ簾。(附錄に、卷簾之間、或有二以字一、傚二上簀字一、)式に見障とあり、此れ大嘗宮の悠紀殿なり、或る説に、古へ障子と云へるは、隔に物する類ひを凡て云へる名なり、今の世に障子といふ物は、昔はあかり障子といへり、古今著聞集に、あかり障子のやぶれより、と云へるにて知らる、同書に、清涼殿の弘庇に、ついたち障子を立て、と云へるは、今ついたてといふ物の狀也、狹衣物語に、紙障子に、よべの御ぞをかけて、とあるも同やうの物にこそ、又江次第に、候二於鬼間障子外一、暫閉二障子戸一と見え、宇治大納言物語に、へだてのしやうじの、かけ金をかけて、と見えたるは、今開戸といふ物と思はる、とも説へり、梅窓筆記に、今俗に、障子と云ふ物は明障子也、障子に、種々の名目あり、通障子、鳥居障子、組障子、唐紙障子、紙障子小障子、など也、近き御世の制は、大嘗會便蒙に曰く、南北五間、東西三間、先あつか草とて、青草を地に敷き、其の上に竹簀子をかき、其の上に近江表を敷、南北五間の内、北の方三間を内陣とし、南の方二間を外陣とす、内外陣の堺には、東西より四尺五寸づゝのはり出しあり、中の一間半が間は、筵にぬきをあてたる、開戸四枚、二枚づゝ、てふつがひにて、兩開きなり、柱は何れも松の皮付、たち樣は南の方、北の方は、一間半づゝの間にて、兩はしと中央に、一本づゝばかりあり、西の方東の方は、内陣は一間づゝの間にて、北の端と外陣の、堺との柱の外に間柱二本也、外陣は一間半と、ま

なかとの二間にて、南のはしの柱より、まなか北に一本あり、それより内陣の堺の柱まで、一間半也、此の外に、東西のはり出しのとまりに、一本づゝ、總て内外陣の柱數、十六本なり、偖四方に竹ゑんあり、南のゑんは、はゞ一間殘り、三方ははゞまなかづゝ也、南のゑんの西のはづれより、まなか去てはゞ一間半の階を付る、其の作り樣、皮付の松の木を二つわりにして、皮めの方を外へなしてあて、其の上に平なる板を、打付ゝゝして三段也、又西のゑんの、南のはづれより、一間半去て、はゞ一間半の階を付る、作り樣は南の階に同じ、偖四方壁なし、皆近江おもてをあて、皮付の松の木にて、ぬきを五本づゝ入るゝ、但し南おもては、はゞ三間の内中央の柱より、西の方、一間半を入口とす、開戸あり、近江おもてに、皮付の松の木にて、四方のふちと、ぬきを三づゝあつる、かくの如き物、一間半があひだに四枚あり、但し二枚づゝ、てふつがひにてつなぎ、兩開きにす、くわんぬきは是も、松の皮付、藤にてからくる外じめ也、此の開戸の内には、よしの簾あり、

へりは白紙にて付る、簾の内の方白き麻のふさ二すぢ下り、滅金の鉤あり、簾は内の方へ卷上て鉤にかくる、簾の内には、白き布の幌をたるゝ、幌の上に、白き布のふさ、二すぢたるゝ、花鬘むすび八段あり、又中央の柱より、東一間半は、四方の如くに、近江おもてあてたる上に、只莚の簾をたれ置、又西おもては是も、階の付たる一間半が間を入口とす、開戸は是も近江おもてにて、松の木をあつる事など、すべて南おもての開戸に同じ、但し此の開戸は、一間半があひだに、二枚にて兩開き也、てふつがひなし、其の内によしすだれ、卷あげ布幌ふさなど、南おもてに異なる事なし、入口よりほか内陣外陣合せて、三間半が間、竝に北おもての外は、近江表と、ぬきとばかりにて、簾をもかけず、又東おもては、内陣が間三間、竝に南の端まなかゞ間は、北おもてに同じく、近江おもてと、ぬきとばかり也、殘りて一間半が間は、其の上に莚の簾をたれおく、南おもての東の間に同じ、偖南おもてのかもえより上、棟の下までは、三間ともに、近江表にぬきをあてたるばかり也、

北おもても是に同じ、但し北は下まで、此の通にて一つゞき也、「式には、東南西の三面、皆簾をかけ、但し西面二間は、簾をまくと見えたり、今と同じからず、」御殿の内、天井は皆近江おもて也、偖家根の長さ南北七間、但し南の端は、ゑんのはしとひとしく、北の端は、ゑんよりまなか長し、南北ともに、柴垣より屋根の端までの間、一間半づゝ、あり、東西はこうばいに下りて、のき口とゑんの端とひとし、やねはすべて萱葺、棟は皮付の松の木にて、南北の端にかたそぎあり、外の方をそぐ、棟にかつを木を渡すこと三所、南北のけらばの下に搏風あり、ちぎとて木の頭を出す事、棟より西に四つ、東に四つ、又萱葺の下に、南北へ渡せる木あり、棟より西に八つ、東に八つ、其の八つの内、最も上にあるは白木、其の次は黒木、是れより白木と黒木を、たがひに置て、第八本の黒木は、かもえの巡にあたる、東西合せて十六本、共に其の端南北へ餘りいづる、但し搏風よりは、一間ばかり奥の方、萱ぶきの屋根うらに見ゆる也、とあり、」正殿東南横御厠一宇。(長一丈、廣八尺、高七尺、西戸壁、竝屏等制同正殿、)中垣北六許尺。(式に、此の院東北の角とす、)横五間膳屋一宇。(其制同正殿、)東三間。葺以柴。(式 ・ 、端當東西東端二間葺以椎柴、)裏用葛野席。西(一本に、西の字なし、)東壁下作棚。(高二尺、)西二間(式に、西端三間とす、)爲盛膳(一本に、膳の字なし、)所。其西南間(一本、門に作る、)皆以席柴葺之。(式に、其以下の十字なし、兼邦百首抄に、かしは殿、米かしく所、うす殿、稻つく所と云へり、)北垣南六許尺。横三間臼屋一宇。(長一丈六尺、廣一丈、與盛一本に正とす、殿東頭相對、○式に、造臼屋一宇、長一丈四尺、廣八尺、葺以椎柴西端開戸、二屋南西竝皆樹籬別爲一院、とのみ見ゆ、大内裏圖考證に、據長和大嘗會記、臼屋釜在東間、臼在西間、とあり、兼邦百首抄に、うす殿、いねつく所、其南、一本に西とす、)縱神服柏棚。左右各有四柱。長一丈五尺、廣五尺、高四尺、○其西以下式に見えず、北垣の内に凡て三の屋あり、)五日之内造畢。云々。(造酒式に、大嘗祭供神料の條に、九月中旬、木工寮、於司家内構作

黒木舍一宇、長四丈八尺、廣二丈、十月上旬、掃部寮以苫八枚葺蓋其上、以薦八枚敷作其下、とあるは、造酒司に作れるなり、）其主基院制作裝束。皆准悠紀焉。（上に見えたる師說に、此の名義を解て、次の義なり、と有るに考へ合すべし、）既而中臣。忌部。率御巫等祭殿及門。（師の大人の既く上に引れし古語拾遺に、凡奉造神殿者、須依神代之職、齋部官、率御木麁香二郷齋部、伐以齋斧、掘以齋鉏、然後工夫下手造畢之後、齋部、殿祭及門祭、訖及可御坐、而造伊勢(神)宮及大嘗由紀主基宮、皆不預齋部所遺四也、とある如く、此の本文等には、宮作の事に、齋部氏の預らぬは、いとも口惜きを、此に因りて上代には酒造兒、物部の男女等が仕へ奉るれは、忌部氏の職なりし事を辨ふべし、卜部氏の記に引る或る記に、凡造神殿法、番匠等能考寸尺、必増造先規之一分、是故實也、若工等誤縮寸法、減省先規則相違古法、神慮有恐、故如此儲之、神事者有益无減、是御敬神之禮也、とあるは疑なく、忌部氏に傳へたる故實と聞え、神庭の故實、にも思ひ合されて、いひしらずめでたし、「そは皇國度制考に說はれたる、師說を見て知るべし」、但し、件の記は文和兼豐記とて、引るもよく似ては有れど、稍異同あり就て見るべし、また上に申し如く、かの二國に在るは更にて、京の北野のをも、大嘗宮の二殿をも共に、齋場と申けむ事は、神語に出て、二殿を聖武天皇紀に、齋宮と記され、淳和天皇紀に。齋院と見え、三代實錄に、齋殿と有りて、下の條に引出るが如くなれば、かくて今の京と成りては、大極殿の前なる、龍尾道「龍尾壇」の南、昌福堂、含章堂の西、延休、含嘉二堂の東に在りて、悠紀は左東、主基は右西に位せること、上なる師說、及前後に見えたる、古記にて明なり、）其料云々。（下卷に、大藏、宮內、二省に召さるゝ官符あり、）次賜物部人等行列日裝束云々。次賜部領並擔夫等裝束云々。其部領簡用國司子弟百姓容止端正者。また前祭一日。所司於承光。顯章兩堂前。縱立七丈幄各一宇。設小齋人座。（「一本に屋とす、」）天皇御悠紀殿在東幄、御主基殿在西幄、○北山抄に、東悠紀、西

主基、また小忌群官著其座、上卿經大嘗宮東邊就之、西面北上、辨少納言以下、並「一本に辨とす、」侍從等、同就此座、大忌人不入大嘗宮及廻立殿「とあり、」暉章堂前横立五丈幄二宇、西一宇爲參議已上座、東一宇爲五位以上座、其參議以上幄以北、二許丈立皇太子輕幄、（北山抄に、近例不設、依无其人也、と有るに因て按ふに、此の書は貞觀のなること明白かり、そは延喜のならぬは論なく、弘仁のならば、必ず皇太弟と有るべければ也、）修式堂前、立五丈幄二宇、東一宇設親王座、（北山抄に、承平以來記云、大忌王卿主基座云、）西一宇設五位已上座、廻立殿北横立五丈幄一宇、設内侍座、（北山抄に、六衞府、また厨家辨備所辨以下、召使以上の幄をも、委しく記るされたり、披き見るべし、）同日薄暮、參議已上就宮内省、令賜齋服、式に云く、凡齋服者、十一月中寅日給之、神祇官伯以下、彈琴以上十三人、（伯一人、副二人、祐二人、史二人、宮主一「儀式に二とす、」人、卜長上二「儀式に一とす、」人、巫部一人、琴彈二人、）各榛藍摺（一本に楷とせり、）

錦（一本、また儀式に、綿に作る、）袍一領、白袴一腰、史生以下、神服以上一百三十七人、（史生四人、神部二十四人、卜部十六人、使部十二人、阿波國忌部五人、神服七十六人、）各青摺布衫一領、其御巫猨女等服者、依新嘗例、（儀式に、中務錄唱名、縫殿屬賜之、御巫猨女各四人、各緑袍一領、「緑表帛裡別三丈、」綿二屯、兩面帶一條、「長一丈、「一本に尺とす、」九寸、廣五寸、」汗衫一領、「三丈、」緑裙一腰、「緑表帛裡別三丈、」裙腰料纈帛一條、「長一丈五尺、」綿二屯、下裙一腰、「裙三丈、腰一丈五尺、」袴一腰、「三尺、」綿一屯、纈帶一條、「長六尺、廣四寸五寸、」「一本分に作る、附錄に、五寸二字、疑當在廣字上、」細布髮髻一條、「長二丈、」緋帔一條、「緋表帛裡別一丈五尺、」細布衫一領、「長三尺、」線鞋一兩、）小齋親王以下、皆青摺袍、五位以上紅垂紐、（淺深相副、）自餘皆結紐、内親王、及命婦以下、女孺以上亦青摺袍、紅垂紐、（五位以上亦淺深相副、）自餘皆結紐、（親王以下、女孺以上、皆日蔭鬘、）並卜食訖乃給、（儀式には、賜小齋親王已下及群官並内侍已下、女孺已上青摺衫各一領、

五位己上不謂男女淺深相副、紅染垂紐、白餘結紐、祭及宴會同著「同著二字、一本に、日皆に作る、」加日蔭鬘と見ゆ、日蔭鬘は、己く天窟戸の段に見え、後世の狀は、下の條、また綾小路俊量卿の記に、其の圖をも、小忌心葉赤紐の事をも、委しく記されたり、）卯日夜帛被。布被各五十領。楢笛付小齋人等侍宿所。（事畢返上、）門部。語部。楢笛工。並青摺布衫、物部紺布衫、中務省預支料申官請受。神祇官齋服。令縫殿寮縫備。自餘縫物。各付本司班給。其齋實卜部二人。禰宜卜部二人。各給當色。（齋服のことは下にいふべし、）また廻立殿を作る事は。式に木工寮。大嘗院以北造廻立殿、正殿一宇。（長四丈、廣一丈六尺、棟當東西、其西三間、以席鋪之、東南開戸、）搆以黑木。以苫葺之。席爲承塵。（供御雜物並所司依例供之、）と見ゆ。（儀式も大かた同くて、葺以板、掃部寮以苫覆板上、以席爲承塵、主殿寮以斑幔張東西北三間、「自大嘗宮北垣、籠廻立殿以北、」と見ゆ、猶下に出るを見るべし、）さて上の件に見えたる御帛。また板枕を奉り賜ふも。いとやごと

なき神態と聞えて、（下海神宮の段なる、八重席薦と見えたる下の、）書紀の私記に。今新嘗祭。神今食神態之時八重疊摸之者也。とは有れど。なほ天津宮事を。海神宮にも。用ゐ賜へるならむ。とさへぞ所思るや。（かれ此にかつ〳〵記してむに、）掃部式に。西尅官人己下。掃部己上。卜食人十人。持御座等物自大嘗宮北門入。鋪白端御帖十一枚。布端御板枕一枚於悠紀正殿中央。又設打拂布一條。（納楊筥、）この打拂筥は西宮記に、親王の執り賜ふ由見えて、无親王者次之人執之、掃部式に、打拂布二條、各長一丈三尺、柳筥二合、納打拂料、とある是れ也、）また江次第抄に引る新儀式に。神座以八重疊三行。南北妻在中央。其東有御座疊。其東有短疊。但向東著御と見え。天仁元年十一月江記の供神座の儀に、小忌納言參議以上參上。上卿取打拂筥。（江家次第、神今食の條には、親王取打拂筥とあり、）到南中階下。脫沓於階下。昇廣廂到南戸下。掃部官人取之置於殿內坤角。次參議與弁若少納言（依位階參議昇東、）昇板枕如初。（江家次第には、納言、參議昇

板枕、納言東、參議西とあり、）同戸外付掃部。次々之人舁神座御座等如初。付掃部。件官人候殿內。（或相從王卿參上、）官人等先取八尺帖一帖。六尺帖四帖。（以上白布緣廣四尺、）重置於殿內東戸內。（東西妻、）次以九尺〔帖〕四枚。重置於殿中央。（南北妻、）次以一丈二尺五寸帖一枚。敷九尺帖之南。次以同帖敷九尺帖之北。竝東西妻敷之、件等帖竝白布緣、）次官人四人（左右各二人、）一度引九尺帖各一枚。於東西竝敷之爲三行。（東西端與一丈二尺五寸帖平頭、件帖二枚。竝南北端二枚。用河內黑山莚。（以上竝廣四尺、）中央□九尺帖二帖。（上下相重、廣四尺五寸、與一丈二尺五寸帖平頭、竝用寮織莚、）次□八重帖。（長八尺、廣四尺、上下相重、其上帖一枚無裏、或說件帖薦七重莚一重、）次供板枕。（長三尺、廣四尺、次引東戸內八尺帖一枚。引懸於東九尺帖之上。（各懸半分、）六尺帖四枚爲御座。（最上帖無裏、）以短帖黃布緣、倍於東戸前。註云。臨御出期如藏人取之。敷六尺帖南。（周禪君云、按南一本作東、疑非是㊅歟、尺帖東則無可敷短帖之處上）又

曰近代所行。二行敷之。無上下之東西行帖以六尺帖四帖。雙敷東西二行。（每行二行、竝無裏、南北妻、）其上以一丈二尺五寸帖。二枚相竝敷之。其上重敷九尺帖四枚。（第二帖一枚引寄東方、）其東以短帖爲御座。以八尺帖引懸神座竝短帖上。己違式文又不似八重帖。（供之於神座東、但踐祚大嘗式長帖十二枚也、短帖六枚也、掃部神今食十一枚云々、大嘗宮徑狹、後說可叶歟、）また江次第神今食の條に。弁少納言以下。侍從。內舍人。內豎大舍人等舁御疊參入。掃部官人四人。相副參入。左右近衞次將。脫兵具昇開神殿戸。親王以下。昇自南階跪於戸外。掃部官人候戸內傳取供之。此間王卿以下暫立階東西。（王卿立西掖、）供畢引還各復本座。次將退下。近衞閉門。縫殿司供御寢具。と有りて抄に。神座南上敷之。先敷一丈二尺帖。其上〔敷〕六尺帖四枚。南方二枚有裡。其上九尺疊七枚。其上敷八重疊。九尺疊一枚。聊引出東方置打拂筥。（今案內裏式、新儀式曰、左右近衞已上共升監鋪御疊、〇また內裡式に、近仗陣階下、御疊、「こゝに脫文あ

り、陛下左右少將已上各一人、共升監鋪御疊、訖退出閉門、縫殿寮供寢具、天皇御之と見え、新儀式には、小忌五位已上、與掃部寮官人、執御疊至階、左近衞少將已上、升監鋪御疊、訖退出、閉門内侍率縫司等、供寢具於神座上、退出、とて内裏式と異なる由を注へり、また昇御疊者、辨少納言以下所役也、敷帖等事、掃部寮所役也、近代如中間下部著褻衣者、傳取供之、不可說事也、ともある、いと衰世の狀の思ひ合されて、あさましなど申すも更なり、)兵範記にも、次供神座下、官竝掃部寮相共奉仕之。先六尺疊四枚。南北行竝敷之。(有裏、)其上一丈二尺五寸。疊四枚重敷。(二枚有裏、件疊等、弘皆四尺、但九尺疊四枚、中二枚、弘四尺九「一本に五とす、」寸、已上疊筵一枚、薦八枚、有白布端、)九尺疊一枚引出之。半分更「一本に東とせり、」引出也、)其上置打拂布。(件布置柳筥、官人申云六尺五寸、)南北行引展置之。九尺疊上敷八重疊一枚。(長八尺、弘四尺、筵一枚、薦七枚、重差也、每薦有端、七重筵故稱八重也、)神座巽角又供神座半帖一枚向巽也。其北敷御座半帖一枚。件一(一本に二に作る、)帖各長三尺餘。八重疊南端安板枕。(東西行挿八重疊下也、○具釋に、先神座は、内陣の中央に、一丈二尺の疊を敷き、其の上に六尺の疊を、竪に二疊づゝ、二重重ねて四疊敷く、此の四疊の内、南の方の二疊には、白布の裏あり、其の上に九尺の疊を敷く、此疊は是より下の疊と、南の端をそろへて敷く故。北の方は三尺あく也、其のあきたる所、六尺の疊の上に、錦の御沓一双を北向に置く、此九尺の疊、昔は七疊重ね敷、其の内一疊を少し東の方に引出して、其の所に打拂筥を置とあり、貞享には只四疊重ね、其の内上の二疊に、白裏を付け、下の二疊を少し東へ引出して、其の所の南の端より、聊北に打拂の布を置れ、筥は其の東に疊を離れて置かる、今度も貞享の如くなりや知らず、此の九尺の疊の上、南の端に、板枕を敷き、其の上に九尺の八重疊を敷て、是を神座とす、摠て疊は白緣なり、又御座は、神座の東、八重疊の中央の處より、北の方へ寄せて、巽の向に短疊を敷く也、)と有り。○月内撰定日時は。都

伎能宇知爾。飛登伎遠衣良比佐陀米にて。壽詞に。月内ノ日時遠撰定弖獻留。と有るを採られしなり。神代紀に。卜定時日而降之。と見え。撰は既く引る儀式に。撰子稲と云も有り。萬葉五に。天下。奏多麻比志。家子等。撰多麻比天。曾根好忠集に。百しきのえらびに入て。云々。また萬葉(十一)に。打田。稗數多。雖有。擇爲我。夜一人宿。また(十二)水乎多。上爾種蒔。比要乎多。擇擢之業曾。吾獨宿。(源氏物語、繪合卷に、こたびは奉らじとえりとゞめ賜ふ、枕の草紙に、いかなる人にかあらむ、えりていでおはしたるに、)などもあり。定は。上百十段に。行定而。と見ゆ。國生大神の御世より。この土地の循環ありし事は。上百三十八段に說れ。(月の虛空に見初しことも、已に論はれしが如し、)また月夜見國の。大地と斷離れて。大空に運り始つるは。大國主大神の。國避賜ひし庚申の歳より。千五百四十七年前なる。甲戌の年の歳首。冬至甲子の日の甲子の時の正午にして。即ちこの大神の御世。百四十一年といふ年にて。これ謂ゆる。甲子朔旦冬至の始めなること

など。天朝無窮曆に。委曲に說さ賜へるを見るべし。○以十一月中卯日而は。志母都伎乃奈加都宇乃比遠毛知弖と訓む。壽詞に。今年十一月中都卯日仁由志理。云々と有るを採られたり。此も或る人。此の壽詞の。月內仁云々の文を說て。上の太兆乃卜事遠持弖奉仕弖。より應さて。今年十一月中都卯日仁。云々と有。是れなれば。其の前に云ふべき所なるを。如此有るは如何にと云ふに。今悠紀主基の大嘗の供へ物を獻ることは。卯の日なりければ。其の獻る迄の間の事は悉くに。時日を卜へ定めて仕へ奉れりければ。其の事を合はせて。此に此の言を置たるにて。前後に少かの弛み無く。文意上下に貫通りて。奇異に靈しく整へるは。天兒屋根命の高千穗の宮に事始めて。仕へ奉り給へりし。古文の任なればなり。然れば十一月中都卯日を以て。大嘗の日と定め給ひ。儀式に。亥一剋供御膳四剋撤之。また寅一剋供主基御膳。進退亦如悠紀。と有る時剋等の御定め有りて。萬千秋の長秋に。改易させ給ふまじき。常典と成れる事はしも。豈少緣の所由ならめや。高千穗宮の御

ト定になむ依れりける。と說へるが如し。さて師說に。(甲子曆を、國造らしゝ大神の造らして、高千穗宮に進り遺せる事を、いと委しく論ひ示されて、此の壽詞を引き證して、)高千穗の宮の當時。もし然る曆の無らむには。かゝる詞の有るべくも非ず。年月日時に。干支を配せる曆なりし故に。中都卯日とは云へり。(前に古史成文を撰べる時に、月內仁と云ふより以下を取りて、十一月中都卯日仁といふを、後に加へたる詞なるべく思ひて、捨たりしは、今思へば劣かりき。)其は此の詞を御代々々に用ひ給ふとしては、其の時々に定むる、悠紀主基の國の名、また年號また此の詞を宣る、中臣の氏人の名などは替れども、其の餘の詞は、みな往昔のまゝに、古實を失はず、傳はり來つる物なればなり、また此の天皇命の御世始めより、此の曆を用ひ給ひし、曆法は、竺漢にも、他國々にも授け賜へるにて、顯には趣の見えざれども、幽には神の御國の正朔を、萬國に奉戴しむる、道理とこそ想はるれ、また此の曆は大朝廷にのみ用ひて、世に廣く行ひ給へるに非ざれば、皇祖神の

惟神に立て給ひし、天地の自然なる、年の運の初なる、冬至の日をもて、歲の日數の始めとなし給へるが、建子の節、すなはち今の十一月ぞ、高千穗宮に天の下しろし看せる、二御代の正月には有りける、其は皇美麻邇々藝命の、天降坐せる元年辛酉の歲より、神武天皇の東征七年庚申の歲まて、二千四百年の間なり、)と說れたり。(なほ委しきを末卷に引き出むとす、)爰を以て。或る說にも。今の正月より數へて。十一月に。大嘗祭。新嘗祭を。行はせさせ給ふ事は。白檮原宮より以降の例なり。然れども皇大神に奉らせ給ふ。神嘗祭は。猶建子なりし古例を用ひ給へりけむ。今に伊勢、神の宮のは。九月なるぞかし。(大神宮の神嘗祭と共に祭らせ給ふ神猶有り。四時祭式、九月祭の條なる、伊勢の官幣の次に、御巫奉レ齋神祭、云々、御門巫奉レ齋神祭、云々、座摩巫奉レ齋神祭、云々、生島巫奉レ齋神祭、云々、右御巫以下諸祭、竝於二神祇官齋院一祭レ之と有り、伊勢大神宮に次ては。殊に齋き祭らせ給ふべき神なる故に、竝祭らせ給へるは。自餘の諸神よりは、殊に重く祭らせ給ふ

べき由有る故なり、若て神名帳に、此の神々を、並大、月次、新嘗とあれば、此の度を過て又再び十一月に、新嘗の官幣に預らせ給ふ事にて、大神宮も此に同じ、然れば建子の歳なりし、舊儀を存して、九月に祭らせ給ふ上に、猶又十一月にも、其の祭仕へ奉らせ給ふ事は、高天原に事始め定給ふ、天津神籬の由に縁て、殊に尊崇奉らせ給ふなり、とも云へるは、余がかねて思ひよりしに奇に符へれば、今其れに依りてあるなり。と云へり。實に然るべし。そも此を中卯日に行ひ賜ふ事實はぞ。神祇令に。仲冬下卯大嘗祭。（令條には、後世に謂ゆる、新嘗をも、大嘗と記され、字類抄に、ミニヘノマツリと訓り、と標注に云へり。）とある義解に。謂若有三卯者。以中卯爲祭日。不更待下卯也。（標注に、謂若云々の十八字、義解の文に非ず、旁書攙入也と、鴨祐之云へり。）また集解に。釋云。朝諸神相嘗祭了供奉新物也朱説云。鎮魂祭之後可爲大嘗祭。と見え。職員令に。大嘗とある義解に。謂嘗新穀以祭神祇也。朝（標注に云々、年中行事秘抄に引るには、則の字あり。）諸神之相嘗祭。夕者（標注に、者、長胤本、及び秘抄に、則とあり。）供新穀於至尊也。（標註に云く、跡に問義云、朝相嘗祭者、然則上下卯日、相嘗、大嘗並无別哉、答上卯所司所行也、下卯爲以新穀供至尊所祭耳、云々、これにて明也、されば、上卯相嘗祭は、神名式社名の下の注に、相嘗とある是也、下卯大嘗の朝の相嘗祭は、同式社名の下の注に、新嘗とある是也、式の新嘗、即ち令の大嘗也、されば式の社名の下の注の新嘗は、即ちこゝの朝諸神之相嘗祭、とあるに當るを知るべし、至尊は、抄に天照大神也とあり、さて義解に依れば、まづ朝に諸神を祭り、夕に至尊を祭り給ふが如くなれ共、然にあらず、とて九條年中行事、江次第を引て、夕を先にし、朝を後にせり、義解は時の順に隨ひて、朝云々、夕云々とかける也、と云へり、但し至尊云々とは、桃蕊殘輝の説なれど、至尊とは公式令に據るに、現人神を申すこと明なれば、此の義解は或る説の如く、朝とは朝夕の大御饌の事を大概にいひ、夕とは辰巳の御直會の事を申せるにこそ、なほ末に云ふを合

せ見るべし、)神祇令に。凡大嘗者。毎世一年。國司行事。集解に、朱云臨時祭國司預事者と云へり、標注に、凡天皇云々、これ也、)以外毎年。所司行事。(義解に、謂所司在京諸司預祭事者也、穴説に、所司謂神祇官也、と有りて、標注に、下卯大嘗と有る是なりと云へり、さてそのいかめしき事は、)また。凡天皇即位。摠祭天神地祇。(義解に、謂即位之後、仲冬乃祭、下條所謂大嘗者、毎世一年、國司行事是也、)散齋一月。(義解に謂仲冬之月自朔至晦也、集解に、古記云、問一月意何、答、起月生一日盡晦日云耳、不在卅日云耳、朱云散齋一月、謂不計日也、と見ゆ、)致齋三日。(義解に、謂自丑至卯也、其辰日以後即爲散齋、故下條云、致齋前後兼爲散齋也、集解に、穴云、三日謂自丑日至卯日是也、今說自其日者、依文不見耳、鎭魂祭在其中耳、かくて此の次に、自卯至巳、といふ說も有れど非なり。貴嶺問答に、大嘗會者云々、とて本文をあげ、古私記云、散齋荒忌、致齋眞忌者、とあり、標注に、園大暦、觀應二年三月十日の件にも見ゆ、

と云へり、和泉式部集に、「ちぎりしを、たがふべしやは、いつくしき、荒いみまいみ、きよまはるとも、」式に。凡散齋一月(十一月自朔盡晦、)致齋三日。(自丑至卯、○具釋に、眞に大嘗の儀と云ふは、卯辰巳の三日にして、中にも卯の日を最要とす、上世は卯の日一日の儀にて、令義解に、云云、國史にも、卯の日の事ならでは見えず、貞觀儀式より、卯辰の日の三日に亘れる儀式見えたり、是れ一日に畢り難きに依りてか、其の卯の日は、專ら神祇に供じ賜ふ祭にて、辰巳の兩日は、天子聞食し、諸臣にも膳を賜ふ會なり、其の後午の日にも亦節會あり、貞觀以後の諸次第抄、諸家記錄等、近世の三箇重事抄、公事根源に至るまで、皆此れに同じ、と云へるが如し、)其齋月者。預告諸司及下符畿內。不得預佛齋清食其言語者死稱直。病稱息。哭稱鹽垂。打稱撫。血稱汗。宍稱菌。墓稱壤。)令にまた。凡散齋之內諸司理事如舊不得弔喪問病(義解に、謂有重親喪病者、不在預祭之限也、集解に、釋云、以下所禁諸事、只爲百官々人耳、但於親喪病

隨式處分耳、また宍云、雖非官人而可預祭事者亦同之、即親病若可假退者、臨時言狀耳、自餘喪等皆不合假退)食宍。(宍、校本に肉に作る、○兼良公の抄に、僧尼令の義解に、食肉者廣包含生之肉とあれど、祭祀多用魚鳥含生之肉專非式意とて、鹿肉猪肉也とあり、此を用うべし)亦不判刑殺。不決罰罪人。(集解に、宍云、職制律云、凡大祀在散齋而、弔喪問病判署刑殺文書、及決罰食宍等、笞五十、奏聞者杖七十、致齋者各加二等、「圏の七字、本書に依りて補ひ引り、」子注云、刑謂定罪、殺謂殺戮罪人、此等文書不得判署、及不得決罰、また朱云、不判刑殺謂雖祭前判訖、不殺不流不徵贖耳、また律疏に、及び決罰の下に、杖笞違者笞五十、若以此刑殺決罰等事奏聞者杖七十、とも記せり、)不作音樂。(義解に、謂不作絲竹歌儛之類也、集解に、朱云問邪樂寮不得行職掌歟、答然也、不在臨時、別作音樂者、)不預穢惡之事。(義解に、謂穢惡者、不淨之物鬼神所惡也、集解に、釋云穢惡之事神之所惡耳、假如祓詞所謂

上烝下淫之類、○標注に、是れのみならず、凡て天罪國罪は、皆穢惡の事也、)致齋唯祭(唯祭の間、集解の本、爲の字あり、)祀事(集解の本に、祀の字なし、)得行。(標注に云く、京本、祀の字无し、集解にあり、東本これに從へり、小野宮年中行事に引るには、唯爲祀事とあり、)自餘悉斷。集解に、朱云雖不預祭事、百官皆止耳、)其致齋前後。兼爲散齋。(また此條廣爲諸祭立文也、只不爲即位一條也、)また凡一月齋爲大祀。(四時祭式に、凡踐祚大嘗祭爲大祀と見え、衣服令に、大祀大嘗元日則服之、とある疏に、大祀謂臨時祀也、大嘗謂毎世嘗也、大祀則大嘗也、とある是れなり、又同疏に、元日正月一日朝賀是也、今大嘗祭時不著禮服、即位日著用之、不知其故とある如く、昔は大祀元會とは、大かた同じ御禮なりけむを、後に唐禮に交へ採給ひしことゝ成りて、踐祚元會は專ら、唐禮に依り賜ひ、弘仁の御世より更に大祀にのみ、古代の御禮儀は、殘り傳へつると聞ゆめり、こは後の條にいふを見るべし、かの義解に、謂上條云、散齋一月、即此條稱齋者、

皆散齋也、唯於一日齋、更無散齋、其致齋者、皆在散齋限內也、）三日齋爲中祀。一日齋爲小祀。（職制律に、凡大祀、不預申期、及不頒告所司者、笞五十、以故廢事者徒一年、幣帛之屬、不如法、杖六十、「疏に云、謂不依常典、一事有違者、闕數者、杖八十、「疏に云、謂一事闕少者、一全闕者杖一百、全闕謂一座、中小祀遞減二等、「疏に云、謂從大祀以下、犯者、中祀減大祀二等、小祀減中祀二等、故云遞減二等、「餘條中小祀准此、「疏に云、謂下條、大祀在散齋弔喪問疾、○盜律、盜大祀神御物之類、本條無中小祀罪名者、准此遞減、」といひ、名例律に、大不敬、謂毀大社、及盜大祀神御之物、乘輿服御物、盜及僞造神璽內印とある疏に、神御物者謂大幣者、大社神寶亦同、といひ、賊盜律に、凡盜大祀神御之物者中流、謂供神御者、大祀神寶亦同、疏に供神御者謂大幣とも見ゆ、）とあり。儀式の下卷に。（官符もて、諸省司職寮を初め、五畿內諸國司に、下さるゝ案ありて、）應爲大嘗會齋事。散齋一月。（十一月、）致齋三日。（同じ月の丑寅卯、）可忌

事六條。弔喪。問疾。判刑殺。決罰罪人。作音樂事。調習供神之樂不在此限。言語事。死稱奈保留。病稱夜須美。哭稱鹽垂。血稱赤汗。宍人姓稱菌人。（一本に、宍稱菌とあり、）預喪產並觸雜畜死產事。喪忌卅日。食宍限月。產並畜死七日。畜產（一本に、畜の字なし、）三日。滿限而后。穢祓清乃參。但不得預祭事。預穢惡之事。（之の字、一本になし、）祓詞所云天罪國罪之類。皆神之所爲穢爲惡也。行佛法事。擧哀並改葬事。右得神祇官解偁。爲供奉大嘗會。自來十一月一日。迄卅日。百官五畿內諸國。應忌依例申送者。（一本に忌とす、）諸司國宜承知依件行之。とも見ゆ。「臨時祭式にも、凡祈年、賀茂、月次、神嘗、新嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情從公之輩、不得參入內裏、雖輕服人致齋並散齋之日、不得參入、自餘諸祭齋日皆同此例、とあるをも案ふべし、此の大祀の日の節日たる事も雜令にいづ、因に云、玉かつまに、春の初に、謂ゆる振舞などするを節といふ、壬生忠見集に、ある所の屛風、正月せちする所、「春か

すみ、立つといふ日を、延へつゝ、年のあるじと、我やなりなむ、」伊勢貞丈の説に、五節供を、俗に五節句と書は誤也、五箇日の賀日を賀節と云、其の日時節の食物を設供へて、賀事を行ふ故にいふ稱也、俗に略して節といふ、と云へるはさる説なり、)さるを平城天皇紀に。大同三年。十月丁丑。(廿九日)制に。稽二前例一大嘗散齋二月也。自レ今以後。以二一月一爲レ限(日本後紀、類聚國史に見えたり、)とあるに符はぬより。或は令の一月とあるは。元三月と有りしを。後に改めし者ぞとも。また大奉幣使の事なるを。義解に。此を大嘗に誤られしなり。とも論へり。今熟案ふに。早く山槐記。(貴嶺問答も同じく、)平戸記等に。其の論あれば。後の人の改めしとも定めがたく。又彼處をば。大奉幣使の事と爲ても難なきを。一月齋爲二大祀一とあるは。小事のみを擧て。大事とある大祀を漏されしとせむか。さる事有るべくもなければ。共に從ひ難くなむ。されば此の三月の齋は。いと上代よりの御禮なりしを。後に改て止め賜ひもし。又興復も爲し賜ひし。御代も有りしを。史に記し漏されたるにや有らむ。(そは天智天皇の御世に、大神宮の神戸を減じなど、種々の御新政の有りて、大嘗會も彼の御代に起れり、といふ俗説もあり、また孝謙の御門の萬に妄なる政行はれしかば、此の御世頃には、かの天津宮事も、殆廢れ行しかど、)また光仁天皇。桓武天皇の御世頃には。理の如く元に立ち復らさせ賜ひけむと。思はるゝ事もあれば。此もはた興させ賜ひしにや。(そは式社の總數、祈年奉幣の事などの沿革をも、想ひ合すべし、)さてかく荒忌三月と定め賜へるも。決めて天津宮事にぞありけむかし。〇多米都物は。上(第四十段、)にいづ。こは儀式、藥灰を記せる次、)に。次各獻二會所御贄一百捧以上。(撿二度々記文一、獻物无レ有二定數一隨レ時增損、)其行列儀也。子弟二人捧二白木一前行。五位已上六人次レ之。國司二人次レ之。(介以上、)捧二著木綿一賢木上子弟二人次レ之。捧下著二祓麻一賢木上子弟二人次レ之。(已上左右分、)擾物次レ之。屯レ之。松明次レ之。蔀次レ之。藥(一本に、荒とせり、)(山田氏曰く、恐くは長の誤か、)櫃次レ之。缶物次灰次レ之。(已上列二途中一)云々。擔納二内膳司一受領

送ル主殿。造酒等寮司。次ニ所供御雜器。送内膳等諸司。（此れをも詳に擧られたり、）また次獻春宮坊雜物送主膳監。（物數半減供御）と見え、辰の日の條に。辨大夫入自同門。（儀鸞門なり、）就版跪奏兩國所獻多米都物色目。其詞云。悠紀爾供奉留。其（一本某に作る、）國宰姓名等加進禮留。雜物合若干荷。就中獻物。黑木御酒若干缶。白木御酒若干缶。飾醞若干口。倉代若干輿。缶物若干缶。多米都物雜菓子若干輿。飯若干櫃。酒若干缶。物（缶物の間、一本に、缶の字あり、附錄に、物字上據上文兩國參進列、脫雜魚菜三字歟、）若干缶。主基爾供奉留云々。進禮留事乎申賜波久止奏といひ。台記の別記に。康治元年十一月十六日。近江國より。獻上れる多米都物を擧て。酒百瓶。鮑百斤。鮭百尺。干鳥百羽。雉百羽。鶉百羽。堅魚百斤。雜腊百斤。鮨鮒百缶。醬五十缶。丹波國より。開鮑百帖。生鮑五十貝。石花二缶。細螺三缶。辛螺百貝。寄居子二缶。堅魚煎三缶。甲蠃二缶。飯百櫃。酒五十缶。餅五十合。とぞあり。（後の御世にては、多米都物とは、供御の物また臣下

に賜ふ料を云へることゝ聞えて、下の條に說くをも合せ考ふべし、）〇作備獻之は。都久理曾奈閇。多天麻都里にて。共に上（四十段、）にいづ。此は皇美麻命の。恐くも天皇祖神の大御前に。御自ら大御膳を。獻らせ賜へる事を。まづ此に申せる文なること。下に委しく注るに待て察るべし。〇令歌人等奏國風は。宇多比等良仁。久爾布理遠。宇多波志米にて。歌人とは。萬葉集十六の卷に。歌人跡。我乎召良米夜。笛吹跡。和乎召良米夜。琴引跡。和乎召良米夜と見え。（歌よみを、拾遺集に、歌人とあれど、此は書紀に、書生畫師を、てかき、ゑかきとよみ、右の萬葉集に、笛吹琴引といふ例にも叶ひ、伊勢の御の亭子院歌合日記、大和物語、紫式部日記に、歌よみと有るに從ふべき由、松の落葉に說へるも、さる說なれど、或る人も云へる如く、から國にて官人をも、官者をも、品官といひ、卿の嫡子また侍童を、門子と稱ひ、弟子又門番を、共に門人と稱ひ、弓工また射手を、弓人と云ひ、家內また妻を、渾家といふ類も有れば、歌作を歌人と呼けむも、亦知るべからず、）また儀式

に。歌人二十人。歌女二十人。（官符案に、歌人二十人、歌女二十人、）とある是れなり。また神服織の長を定めらるゝ次に。請二田舞內舍人六人一。內竪六人。大歌生二人。彈琴一人。笛工一人。御琴一面一之狀奏聞と見え。園韓神祭儀にも。歌人歌女あり。北山抄に。召二氏々一事（の中）に。田舞（多治比氏、）久米舞（伴、佐伯等の氏、）吉志舞（安倍氏、）吉志。大國。日下部。三宅。難波等氏。（標注に、倭舞、久米舞、悠紀田舞、吉志舞、主基また分取風俗所音聲人事とも）見ゆ。職員令（雅樂寮の下）に。歌師四人。（集解に、釋云、二人立歌、二人大歌、）掌レ敎二歌人一。歌女師二人。（集解に、朱云、歌人三十人、歌女百人之外、取二他人敎者一、未レ知此人等敎習之後、常置二此司一哉、若用了還退哉、答若有二歌人歌女闕一者、便先留耳、不レ然者退還耳、穴云但得レ最如レ常也、被レ取人不レ見二其色一也、）掌レ臨時二取下有二聲音一（一本音聲に作る、）堪二供奉一者上敎レ之。歌人三十人。歌女一百人。（また音聲人もありて、義解に、男女相雜既非二一色一、集解に、古記云、准二縫女一、雅樂式云、歌女居地一町、在二右京三條四坊八町二）と見え。延暦儀式帳に。二箇郡歌人歌女。鳥名子等料。また二箇郡歌人歌女等。板垣內西方參入豆。先御饌歌仕奉。次伊勢歌。次儛歌仕奉。天武天皇紀に。十四年八月戊午の詔に。凡諸歌男歌女。笛吹者。卽傳二己子孫一。令レ習二歌笛一と見え。類聚國史に。桓武天皇の延暦二十四年十二月。公卿の奏議に因りて。雅樂歌女五十人減二三十人一。仕女一百十人減二二十八人一。と記し賜ひ。平城天皇紀に。大同四年。三月丙寅。定二雅樂寮一。雜樂師。歌舞師四人。笛師二人云々。陽成天皇紀に。元慶四年三月廿七日庚辰。伊勢大神宮始置二歌長一人一。預二勘籍例一。大神宮式の。三節祭の條に。歌長三人料布。云々とあるは。二郡に多かる歌人の中にて。長を定められしを。延喜には增て。三人に成りしか。と解に云へり。雅樂式に。凡園韓神平野等祭。並御及中宮東宮鎭魂祭省丞錄各一人。率二允屬各一人。歌人歌女等一。供奉。云々。春日大原野祭。官人一人。率二同歌人等一供レ之。また凡春秋釋奠。屬一人。率二歌人等一供奉。また雜樂師。云云。歌女者取下庶女容貌端正。有二聲音一者上充レ之。

また歌女三十人。各日黒米八合。歌女居地一町在右京三條四坊八町。とあり。さて某夫里といふ事。上(百十三段)に。夷振と有る段に。記傳の説を擧て、)委く釋れたり。また常陸國風土記に。崇神天皇の御世に。建借間命を遣はして。夜尺斯。夜筑斯といふ賊を誅し賜ふ條に。天之鳥琴。天之鳥笛。(此れらの事は別に考あり、)隨波逐漳。杵島唱曲。七日七夜。遊樂歌儛。と見えしは。肥前國風土記なる。杵島縣の南なる。杵島山の段に。郷閭士女。提酒抱琴。歳毎春秋。携手。登望。樂飲歌舞曲。(或は興の字か、)盡而歸。歌詞曰。阿羅禮符縷。耆資麼(一本熊に作る、)加多塏塢。嵯峨紫彌台。區縒刀理我泥底。伊母我堤塢刀縷。是杵島曲(此は萬葉集三の巻に、霰零、吉志美我高嶺乎、險跡、草取可奈和、妹手乎取、と載たれど、古事記なる、速總別王御歌の轉たるなりと、鈴屋翁の説なり、)とある類の曲なるべく。熱田宮縁起に。倭建御子命の御製歌を擧て。此數首歌曲此爲風俗歌矣。と見え。聖德太子傳補闕記に。科照乃云々。の歌を以夷曲歌之ともあり。(此の歌職原抄に、

大歌所の別當と有るを、或る人釋て、古來は諸國の歌を集め給ひ、其の歌の體にて、國々の風俗を知しめす、此の役所は、圖書寮の東に在る事、西宮記に見ゆ、其の歌の邪正を吟味して、奏聞する事、此の別當の職なり、古來歌といふは、謠物なり、と云へるもさる説にて枕の草紙に、をかしと思ひし歌どもを、草子に書ておきたるに、いふかひなきげすの、うち歌ひたるこそ、いと心うけれ、よみにもよむかもと、有るを見ても、その歌ふを旨とすること知るべし、)さて此の風俗ちふ字は。職員令。彈正臺の條に。肅清風俗と有る義解に。風者氣也。俗者習也。土地水泉。氣有緩急。聲有高下。謂之風焉。人居此地。習以成性。謂之俗焉。と出て。集解の釋に因れば。劉子風俗篇の文と聞ゆ。(誰も知る如く、風俗の字は樂記に、遷風易俗と見え、文選なる、東都賦李善の注に、漢書人有剛柔緩急、音聲不同、繫水土之風氣、故謂之風とも、詩集傳に、風者民俗歌謠之詩也、とも注へり、)本文なるは。風俗歌といふ義なること。後に擧る古記等を見て知るべし。さて天の下

の國風歌を。古るく天朝に召上て。聞し召けむこと。上に引る常陸風土記を初め。古記に因りて。別に考へおける物あり。(今そのかたはしを云はむに。)後の世にそを或るは分て。東遊。催馬樂。などいふ中にも收り。或るは闕逸て。稍遺傳はれるが。今存る風俗歌なるべし。書籍目錄に、風俗譜とあるは、其れかなきか知らねど。)現に伊勢。常陸。陸奧。駿河。甲斐の國風ならむと所思るが見え。さて悅目抄に。朝倉や。云々の歌をいひて。此の歌は。天智天皇の御歌也。是を民ども聞留めて。歌ひそめける也。(此に民とは、筑前國の民をいふ、朝倉ちふ地は、筑前、また伊豫、土佐の國にもあれど、此は決めて、筑前國なる事、別に記し辨へたる物あり。)其を國々の風俗ども。撰定められける時。延喜の神樂の歌にも。加へられけるに。歌ひそへける也。其の駒も。其の御時加へられたりとぞ。と云ひ。續教訓抄に。風俗は。諸國の古風を集むる也。故に諸國の風俗。多在ニ催馬樂中ニ事也。廣行限本。催馬樂雜藝。今樣童謠之詞。多是風俗之流也。など有るをも按ひ合すべし。(また續教訓抄に、四條大納言の仰せられけるは、風俗歌はぬ人、雨の日の徒然をいかにしてか慰めんずらむとぞ、又古人風俗をば、世の人皆律歌と思ふ然らず、呂律相分也、と云ひ、體源抄に、朝葛云、風俗は、古人は戯言の口遊の樣にぞ歌ひし、今の世近忠よりしたゝかに成りたる也、また本朝の樂、神樂より先なるはなし、是正聲爲ニ雅樂ニ、漢家の樂を奏せるは、別國の風俗に概すべきか、又風俗は律の物なり、催馬樂よりは延て可レ唱など も云へり、枕草紙に、歌は杉立る門、神樂歌もおなじ、今樣は長くてくせづきたるは、ふぞくよくうたひたる、なども見ゆ、殘夜抄に、大嘗會には、和歌所、祝ひの歌をよみて上りたるを、風俗所に下して、歌のふりを付て、其の歌のこわぶりに隨ひて、悠紀主基の樂人、樂を作りたるにて、左右舞人舞を作る事也、されど此の頃は樂も舞も其の歌によらず、思々に作りあひたるなり、樂はがく、舞は舞といふ喩は、此れより起りたるとぞ、古き人は申し、とも見えたり、さて東遊とは、東國の風俗なるに論ひなきを、書紀なる殊儛とあるも、

養老私記に、東舞とせり、花鳥餘情に、東遊譜云、先歌、次駿河舞、次朮子、次加太於呂之調子高麗双調也、體源抄に、朮子、駿河舞をば、諸舞と云ひ、朮子ばかりを片舞といふ、歌も諸舞の時は始より歌ふ、片舞の時は、第二句より歌之などあり、今井似閑の説に、東舞或號駿河舞、東遊、朮子、皆同曲歟、とも東舞は、朝廷御遊の時、駿河の野叟の謳へる、風俗を取りて、舞はしめ給へる也、其の長篇を採りて、短歌として、神前に舞ひかなづるを、東遊と云へるなるべし、又朮子とは、源氏奥入に、櫻の花の色のことごと、三笠山の少女をばすてゝ朮子歌也といひ、袖中抄なる、俊頼卿の、朮女づかと詠れしは、萬葉九なる、葦屋處女の墓なる由を證として、處女の義にて、此の歌も東舞を摸せるならむ、されば私の宴遊にて、東遊を歌ひ、又私によめるをも、皆朮子と云へるにや、八雲御抄に、「ちはやふる平野の山の、云々の歌を東遊歌と宣へるを、河海抄には、朮子といひ、明月記に、住吉の松が根あらふ、といふ歌を、東遊と書れしを、拾遺愚草には、住の吉に朮子の歌よみて奉ると有り、と説へるはいと謂はれたる説なれど、長篇を採りて、云々とはいかゞなり、そは東遊とは、東國の風俗を集めたる、歌儛の摠稱にて、其の中に駿河舞も朮子、また常陸歌などいふも有るべきを、その朮子は、其の頃の風として、大祀の時の歌と同じく、歌よみ等に託へて、詠しめ賜ふことにてぞ有りけらし、さるを後には、風俗とて、東遊、朗詠、今様を一類とせられしと聞ゆ、さて或る人のから國にて、風といふを論ひて、風とは摠名にて、雅また頌も、此にこもりたるなり、と委しく説へりき。）○令語部等奏古語而は。加他理弊良爾。不流古登袁。可他良志米氐と訓む。語部は。（或るは加他良比弊、とも訓めり。）儀式（神楯戟を修理らるゝ次）に。左右衞門府。式に九月上旬とあり。）申官令下諸國量程進物部。門部。語部等上。（と有りて、）語部者美乃國八人。丹波國一（式及び北山抄に二とあり。）人。丹後國二人。但馬國七人。（元慶七年の九月に記せる、河内國觀心寺の資財帳に、但馬國人語部氏守ちふ人見ゆ、）因幡國三人。出雲國四人。（出雲國風土記に、

語臣猪麻呂と云ふ人の、女を和爾に傷はれて、天津神國津神に、請ひ祈み申し狀の、古道によく符合へるを、思ひ合すべし、）淡路國二人。とある是れなり。（右國の外にも、天平二年に錄るせる、隱岐國の、高年鰥寡惸獨籍に、波加里戸主、語部塈、また語部辰守、また延喜二年の、阿波國板野郡の戸籍に、田上郷語部刀自賣など見えたるにて、諸國にその氏々の多かること知られたり、）此は旣く上（四十九段、）天語連と有る處に委しく解れたり。古詞とは。古事記の序に。天武天皇の。古道を甚く崇み興させ賜ふことを。稱へ白して。討覈舊辭とも。勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭。とも惜舊辭之誤忤（また勅語舊辭、）とも記され。弘仁私記の序にも。天皇勅阿禮。使習帝王本紀及先代舊辭。とある本註に。自天地開闢。至豐御食炊屋姫天皇。謂之舊事。と見えし如く。書名を古事記と負せられしも。此に據ること論なく。（天武天皇紀に、上古の諸事とあるも、舊事の譌には非ざるか、）古語拾遺に。高皇產靈神。古語多賀美武須比。是皇親神留伎命。また毀畔。古語阿

波那知。また天鈿女命。古語天乃於須女など多く見え。大殿祭。御門祭の祝詞に。古語云々と多く記し。令集解なる古記に。天神の壽詞を。神代古事也と云へり。（此等の事に附きては、考へあれど處せければ今は云はず、此の歌人語部等が、仕へ奉りし古實は、儀式また式、北山抄に見えたるを、下に引き出て、委しく注を俟べし、）此れ等は正しき天宮の。古語なるは論ふも更なるを。大かた永德應永の頃までは。傳へ來しと聞ゆるを。永享の頃より。古道を心にかくる人なきけにや。亡つる由なるは。あかず口をしき事なりけり。いで此れより臣連を初めて。諸伴男人等が。各その態に仕へ奉りて。中卯の日に。現御神の御自。朝夕の大御膳を獻らせ賜ひ。さて御自ら直會聞し食す狀を。謹み恐みも。記し出奉らむに。まづ儀式（令賜齋服とある次）に。各裝飾豐樂院御座。塗漆斗帳一基。（方一丈四尺五寸、一窠白綾覆上白地摸摺爲帷表、白絹爲裡、同色爲帽額、濃蘇芳板押羅爲緒、）懸斗帳料鏡二面。（徑一尺一寸、）御床子一脚。（長八尺、廣五尺、高一尺二寸、以藍染綾爲覆、長

一丈四尺五幅、淺黃遠山「一本に小とす、」綾爲垂帷）錦端龍鬢御帖二枚。（長八丈、廣五尺、）下敷御疊十五枚。（長各八尺、廣各四尺、出雲席紫地黃文兩面端、）三尺屏風一具。五尺屏風二具。濱椿二尺几帳二具。三尺一窠白綾御褥二枚。（羅繡緣、）白絹御衾二條。淺蘇芳摺御衾二條。白羅草（羅草の間、一本に、地の字あり、）木鳥獸繡緣御坂枕二枚。綵色羅繡御几二（一本、几二の間に覆の字あり、）枚。摺大服御衣二領。（已上五種、韓櫃五合居楊足案以兩面爲覆、○こは辰の日豐の明聞食す時の御料なるべし、委しくは神武天皇の段に注ふべし、）卯日平明。神祇官。班幣帛（帛の字、一本になし、）於諸神（謂祈年祭案上神、○式に、謂下祈年奠幣案上者上とあり、こは四時祭式に、奠幣案上神、三百四座、宮中卅座、京中三座、畿內山城國五十三座、大和國一百廿八座、河內國廿三座、和泉國一座、攝津國廿六座、東海道伊勢國十四座、伊豆國一座、武藏國一座、安房國一座、下總國一座、常陸國一座、東山道近江國五座、北陸道若狹國一座、山陰道丹後國一座、山陽道播磨國三座、安藝國一座、南海道紀伊國八座、阿波國二座、また新嘗祭奠幣案上神、三百四座、並大社一百九十八所、座別絁五尺、五色薄絁各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、四座置一束、八座置一束、楯一枚、槍鋒一竿、社別庸布一丈四尺、裹葉薦五尺、前一百六座、座別幣物准社例、但除庸布、右中卯日、於此官齋院官人行事、「諸司不供奉、」但頒幣及造供神物料度、中臣祝詞料、准月次祭、とある御社是れなり、また供新嘗祭料云々、右依前件、其御贖、大殿、忌火、庭火等祭料、並准神今食、月次祭の條にも、右御社に上らるゝ物目ありて、前祭五日、充忌部九人、木工一人、令造供神調度、「其監造並潔衣食料、各准祈年、」神今食條に、云々、右供御雜物、各付內膳主水等司、神祇官官人、率神部等、夕曉兩般、參入內裏供奉其事、祈年祭の條に、神祇官人以下、鬘料安藝木綿一斤、中臣宣祝詞料、庸布五段、短帖一枚、「月次、大嘗鬘料、祝詞料、及短帖准此、」云々、當曹忌部官一人監造若曹內無忌部官人、及神部之中忌部不足九人者、兼取諸司充之、

其潔衣料布、人別二丈七尺、「官人細布一段、」二人日米二升、酒六合、「五位一升、」鮨三兩、「五位五兩、」又加二東鰒、烏賊、煮堅魚各二兩、」鹽二勺「五位五夕、」海藻二兩、但木工者、不レ給二潔衣及食一、とも見えたり、)云々。是日中臣官(式に、人の字あり、忌部の官も同じ、)率二卜部一於二宮內省一。卜二諸司小齋人一訖。(中務式に、凡應レ供二奉神今食竝新嘗一小齋侍從次侍從、前レ祭一日平旦於二神祇官南門外一點撿訖、即省輔相率就二同官廳一卜食云々、致齋之日、向二宮內省一卜レ之訖、各歸レ舍沐浴、晡後集二承明門外一、北山抄に引ける、新式云、參議以上及侍從等寅日卜レ之、內侍命婦藏人等卯日卜レ之、自餘寅日卜定、給二榛藍摺綿袍竝青摺衣等一也、と見え、儀式の官符案に、應レ行二青摺袍捌佰陸拾捌領、細布百八十一領、佐渡布六百八十七領一云々、已上細布、百卅七領、神祇官料云々、已上佐渡布、右供二奉大嘗會一小忌人等青摺袍、諸司所レ請如レ件、宜下以二去八月五日官符所レ載九百四領之內一充上レ之、と有るにて、上代の眞盛なる御世の制は、量知らるめり、錦所談に、右の記ともを引て云、これを以て見るに、貞觀延喜の間、青摺の制今と異なり、垂紐と云ふは、今も青摺の肩に結び垂たるなるべし、結紐は諸司の小齋の如く、紐て肩に付たるなるべし、中古の小齋は今の石摺の如く、形木にあてゝすり、青摺は紙形にてすり、或は畫く樣に見えたり、又延喜の頃は綿を入たる由、式の文に見ゆ、と云へり、)各還二私舍一。沐浴齋服。赴集。別差二中臣忌部官各一人一。率二縫殿大藏等官人一。奉レ置二衾單於大嘗宮悠紀殿一。(まづ上にも見えし、御疊の事より申さむに、掃部式に、酉刻官人已下、掃部已上、卜食人十人持二御座等物一、自二大嘗宮北門一入、鋪二白端御帖十一枚、布端御板枕一枚於悠紀正殿中央一、と見え、儀式及式に、凡大嘗殿所レ須長帖十二枚、短帖六枚、薦十六張、預令二掃部寮造備一、とあるを、大內裏圖考證に、悠紀主基の料なりとて、長疊六枚、所レ謂竹簀上加レ席者此也、薦八枚、所謂掃部寮、云々者也、短帖六枚、悠紀主基各二枚、二枚御座料、其一枚疑皇后料、而未レ得二其據一以俟二後考一、とあるは道理たる說にて、上代には、皇后も共に、仕へ奉り坐けむと思はるゝ、攷へもありて、次卷に

說くに倣つべし、江次第抄に引ける或る抄に、內侍持參御衾、置八重疊上、御櫛御扇置其傍、御履置北方と見ゆ。)奉內藏官人奉置御服竝絹幞頭於廻立殿。(幞頭は、和名抄に、辨色立成云、加布「一本には、又字と作る、」布利、今按楊氏漢語抄說同、唐令等亦用之、と有りて冠の假字なり、新撰字鏡に、幘、比太比乃加々保利。また髻、加々保利、枕草紙に、からぶりきぬのくびなど。つくろひて、源氏物語に、からふりなど打ゆがめて、走しむる後手、狹衣物語に、からふりの纓の、風に從ひて、吹かけられ給へるなど云々、玉海、古事談に、大嘗會之時、令著給玉冠、應神天皇之御冠也、相具御禮服在內藏寮、と見えたるを、鈴屋翁は信がたき由、說はれしかど、此は近頃識者等の多く辨へし如く、上代より有りしこと、古事記、出雲、播磨の風土記にも見えしは更にて、令條に頭巾と見え、慈惠法師の傳に、杜欽とある、即ちその遺制なるべきこと、別に考へ記せる物あり、されば此に用ゐさせ賜へるも、神代より冠有りし徵と爲べくなむある、式に、凡御大嘗殿之時、所服御服一具、衾三條、敷衾三條、絹枕一枚、絹幞頭三枚、望陀布單二張、幌二具、筥三合、預令縫殿寮裁縫辨備、「竝盛櫃、」又供同殿衾八條、單四張、令同寮縫備、と見ゆ、さて具釋に、此の殿は、大嘗宮に渡御あらむとて、先づ此の所に渡り御して、御湯を召され、御裝束を改めさせ賜ふ所なり。また入御以前より、高聲音は禁ずれども、入御後は殊に戒るなり、此の夜警蹕せず、入御の後、殊に高聲を禁ずる事、寬平式より見えたり、とあり、こは江次第、北山抄ともに、不奏鈴持候、太刀契同候之、寬平式云、是夜不警蹕、入御之後殊禁高聲、西宮記には、供奉人不著靴、不稱警蹕、无鈴奏、とありて、上代よりの禮にこそ、助無知秘抄に、大內の內裏なる時は、鳳輦にて、廻立殿へ行幸あり、但し龍尾道の上にて、腰輿にたてまつりかふ、幼主の御時は、母后たてまつるべければ、鳳輦にて、やがて廻立殿へつかせ給ふなり、云々、廻立殿にて御湯あるに、藏人一人、藏人頭一人、御湯殿はする也、御代始抄にも、大嘗宮の北三許丈を距て、廻立殿を立つ、此

は御湯をめさるゝ所也、悠紀の神事はてゝ後、又此の殿へ行幸なりて、又御行水あり、故に廻立と云ふ名ある也、北山抄にも、其の北三許丈とあり、またその東二許丈に釜殿あり、北に内侍の候所、大嘗宮の西七許丈に御輿の宿幄ある事、大内裏圖考證に委しく見ゆ、）諸衛設大儀。諸司陳威儀物如元日儀。北山抄に、中務率大舍人、宮内率主殿、掃部左右分陣とあり、）但兵部。左右兵庫不與焉。石上。榎井二氏人。各二人。（著明服、「一本、服明に作る、」（式に因るに、朝服の悞か、）率内物部卅人。（著紺布衫、）立大嘗宮南（一本南の字なし、）北門神楯戟。（門別楯二枚、戟四竿、木工寮預「一本に須とす、」設格木「一本に、木の字なし、」於二門左右、其楯戟等物祭事畢收左右衛門府、）訖物部分就左右楯下胡床。（門別物部廿人、左右各十人、「十人の二字、一本になし、」五人爲列、六尺爲間、）伴佐伯氏人。各二（一本、二に作る、）人。分就南門左右内（内、一本、外に作る、）掖胡床。（式に、待時開門とあり、北山抄に、著五位袍帶劔、また儀式注内掖、新式及神祇式注外掖、

天慶記内掖とあり、）左右近衛中將已下。各引隊仗分衛大嘗宮。左右兵衛督以下。各引其隊。（其の字、一本、部に作れり、）分衛其方。左右衛門督以下。各引其隊分衛其方及門。門部糺察諸門出入と見え。式に。凡大嘗宮南北門所建神楯四枚。各長一丈二尺云々。戟八竿各長一丈八尺。左右衛門府。九月上旬申官。令兵庫寮依様造備。楯丹波國楯縫氏造之。戟紀伊國忌部氏造之と見え。古語拾遺に。神武天皇の御世の事を記るして。手置帆負命之孫造矛竿。其裔今分在讃岐國。每年調庸之外貢八百竿と見え。臨時祭式に。凡桙木千二百四十四竿。讃岐國十一月以前差綱丁（此は職制律に、綱典といひ、式部式に、綱とのみも云へるに同じきか、津野鄕の事とせるは信がたし、）進納。とあれど。大祀には必ず神戟は。木の國の忌部氏の仕へ奉り。神楯は丹波の楯縫氏の仕へ奉り來し事は。已く天磐屋戸の段に委しく說辨給へるが如し。（康富記に、兵庫寮神楯桙、南鳥居外東西脇、各一枚充立之、自餘在所近來不立之、件楯桙紀州鴨神社祝氏人等相論之、被經

御沙汰之後、祝與氏人相合楯一帖充造進とあり、但し鴨は決て鳴の字の誤なり、)また古語拾遺に據るに。彼の御世に。日臣命の來目部を帥て。宮門を護り給ひ。饒速日命の内の物部を帥て矛盾を造り備へしめて。皇宮の威稜を示せて。四方の國を來庭しめ、天位の貴きを觀せしむ。と有るは疑なく。此の時の古禮を。摸給へるものとこそ思ゆれ。そは大嘗祭と。御即位の禮とは。互に通て聞ゆることの多く。且つ彼の天皇の御世より初りしごと。古書の文面に見えつるも。實は天に坐す皇大御神の。大詔に本き定め賜へる事は。師說に返へす〱。論はれたる如くにて。此に說る御門護り。神楯神戟を作るさへも。天窟屋戸の段に見え給ひし。神等の御裔に命せ賜へる狀もても推し知られたり。されど此に石上。榎井の掌りしは。その祖神。饒速日命の御任を負るなれど。本文なる大御祭の時には。必ず忌部氏の相分りて。神器物をば造り備へ。大伴氏の來目部を率て仕へ奉りけむこと。言まくも更なり。(また延曆儀式帳の解に、神宮にて神寶の中なる、矛盾弓を、常に御殿戸の脇に、立て置く故實ありとて、仁安記と、兵範記の、仁安三年の記とを引て、記るせるをも考へ合すべし、)また上に引ける。儀式の次に。隼人司率隼人。分立左右朝集堂前。待開門乃發聲。(隼人の仕へ奉ることは、彥火々出見命の御代より起れること、下卷に見えたる如くなれば、此の御世に有りし事には非ず、又國栖の國風を奏すなども、應神天皇の御世よりの事と聞ゆれど、現御神の遠き御世より行はれ來し、故事を漏さむも遺憾く、かつ後の世に昉りしと見ゆるが、尙古來の御禮ならむも量がたきも多かれば、本文のまゝに擧おくを、見む人その煩きをな厭ひそよ、)中務輔丞。率大舍人寮。及舍人。宮内輔丞。率主殿掃守(一本に部とす、)等寮。及殿部掃部(掃部の二字、一本になし)等。竝公服執威儀物。左右分陣。式部設皇太子以下版於大嘗宮南門外庭。(式に、相去丈尺見儀式とあり、)申(一本、巳に作る、)時以前内辨己設。主殿寮供奉浴湯。(巳時大齋、酉時小齋、○式に供奉御湯三度、と有りて、一度大齋湯、於常宮供之、二度小齋湯、竝於廻立殿供

之。江次第に、式云、頃年唯供大忌、不供小忌、新式云、小忌於廻立殿供之、と見え、具釋に、御齋戒重きが故に御湯を度々めさる、其の先に一度めさるゝを、大忌の御湯と名け、後に兩度めさるゝに、小忌の御湯と名づく、と云へり、かくて廻立殿にて供ることは下に委しく見ゆ、)かくて悠紀主基二國の仕へ奉る狀は。同じ連に。時刻悠紀主基。共發自齋場詣大嘗宮、悠紀自宮城東路、主基自西路、共南行、○式には、悠紀在左行、主基在右行、とのみ見ゆ)其行列也、神祇官神部四人前行、著青摺布衫、並日蔭鬘、執下著木綿賢木上、分左右、「分左の間、一本に在の字あり、」神祇官行列、繪服案以上者、未到朱雀之間、只列悠紀前、○古事記なる、仁德天皇の段に、著紅紐青摺衣、とある傳に、古へは凡て、摺衣を好美き物にして、男女共に時となく服たること、萬葉の歌に數しらずよみたる趣などを以て知るべし、朝倉の宮の段に、一時天皇登幸葛城山之時百官人等悉給著紅紐之青摺衣服、同じ段に、丹摺袖、書紀天武天皇の卷に、高市皇子云々、賜

蓁摺御衣、具云々、續紀十五に、云々、鼓琴任其彈歌五位已上賜摺衣云々、廿九に、云々道鏡與五位已上摺衣人一領云々、卅に、葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人供奉歌垣、其服並著青摺細布衣垂紅長紐云々、類聚國史に、延曆十二年十一月、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣繼繩獻摺衣、給五位已上及命婦采女等、また同十八年正月辛酉、御大極殿宴群臣並渤海客、奏樂賜蕃客以上蓁摺衣云々、萬葉七に、月草爾衣曾染流君之爲綵色衣將摺跡念而、また不時斑衣服欲香衣服針原時二不有鞆、十に、思子之衣將摺爾保比與島之榛原秋不立友、なほ摺衣の歌數しらず多し、「榛摺は、榛の木を以て摺るなり、蓁と書るも同じ、今俗にはんの木とも云へり、萬葉に、榛又蓁とあるも皆是れなり、然るを萩として波岐と訓むは非なり、萩をば彼の集には、芽子と書けり、さて摺衣は、榛に限らず何にまれ用ひて、色々に摺しなり、」かくて後に至りても摺狩衣「信夫摺など、」など見えたり、神事には古への隨を傳へて後まで、大嘗新嘗及賀茂の臨時の祭などには

定まりて、摺衣を用ひらる、青摺とは山藍を以て摺れるを云、「此れも上代には、山藍に限らず、何にまれ、青色にすれるを云ひしが、其は詳ならず、萬葉にも九に、紅赤裳數十引、山藍用、摺衣服而、とあり、といと委しく記されたり、政事要略に引る、八十一例に、凡男夫摺衣者、著錦長紐、青摺衣著赤紐用此文歟、また延長五年四月五日の宣に、今日中宮被奉歌舞於賀茂神社、宜聽儛人等著摺衣者、なども見ゆ、餝抄に、小忌摺根木文、御草梅柳木蕨蝶小鳥等なり、續飯を裏布にて、木の上を仰て、布を面の上にて押付て覆物踏之、其後形の上に、山藍を葉ばかりとり集て、摺之本末にて以墨硯を摺る樣にする也、とあり、御代始抄に、小忌は白き布を張て山藍と云ふ草にて、かた木を摺物なり、大方狩衣の如し、赤紐といひて、紗を疊みて、あふみ結びをして、泥繪など書て、右の肩に二筋とぢ付る事有り、造酒式に、青摺布衫四十領、四領著赤紐、小齋人四人料、三十六領大忌人三十六人料、余邦抄に、小忌とは、後布一のなり、大忌とは、後のはたはり、常の衣のひとの衣裝□如くふたはり也、拾遺集に「足引の山ゐにすれる衣をば、神につかふるしると思はむ、」又「足引の山ゐにふれる白雪は、すれる衣のこゝちこそすれ、」枕草紙に、「足引の山あゐの水は氷れるを、いかなるひものとくるなるらむ、」新古今集に、「月さゆる御手洗川にかげ見えて、氷にすれる山藍の袖、」など歌に多く詠み、錦所談に云、右の造酒式を引き、また大炊御門良宗卿裝束鈔云、身の二あるを大忌と云ひ、一あるを小忌と云ふ、永享二年十一月十八日、康富記云、大忌公卿權大納言公保卿、權中納言實熈卿、已上兩卿例袍也、不著小忌、謂之大忌、對小忌之稱歟、按ずるに、古へ小齋大齋の衣の差ある事知るべし、とも云へり、なほ神武天皇の段にも注ふべし、すべて小齋は致齋、大齋は散齋の義なるべし、〕次神服長二人。（著青摺布衫並日蔭鬘、執賢木、分在左右、〕次神服男七十二人。（著青摺布衫並日蔭鬘、各執酒柏、所謂酒柏者、以弓弦葉挾白木、式に竿とあり、〕四重、「一本重の字なし、〕重別四枚、分在左右、〕次神服女五十人。（衣色並執物等、同上相

對、分在左右、）神祇官人一人立路中央、（前行神部之後、神服長之前、著當色木綿鬘、把笏、）次神服宿禰一人。（著當色木綿襷、日蔭鬘、）次繒服案。（納細籠置案上、神服二人舁之、著青摺布衫木綿鬘、案長四尺二寸、廣二尺、高三尺八寸、）次國前行二十人。右左各十人、相分行列、著退紅染布衫布帶、執白杖、國前行以下、行列主基亦同之、○式に悠紀國前驅四人、分在左右、青摺布執賢木、とのみ有りて、下五位已上云々、分別といふまでなし、）湯一舁。（部領各二人、左右相夾、擔丁各二人、納松樹比良加、居黑木案、餝以木綿賢木、其比良加、徑一尺三寸、深一尺四寸、○儀式に、賜部領並擔夫等裝束、條の下に、標部領、各纈纈袍一領、細布襷一腰、細布帶一條、調布襪「一本袴に作る、」一兩、自餘部領各青摺調布衣一領、調布帶一條、其脛巾菲私、菲私の間、一本に、蒲の字あり、」設之、擔夫各青摺庸布衣一領、調布帶一條、庸布袴一腰、冠一條、巾子一口、庸布襪一兩、菲蒲脛巾各一具、其部領簡用國司子弟、百姓容止端正者、と見ゆ、部領とは、年ごとに、相撲人を、諸國に召す使に遣り賜へるを、古登理使と云へるに依りて、此れもしかよみて有るべきか、）次主禮二人。（左右相分、用諸司史生、以下皆同、）次次第司一人。（用諸司主典、）次標一基。（部領左右二人、「右二の間、一本に各の字あり、」相夾、著退江染布衫、白布袴帶襪菲、曳夫二十人、著黃地黑摺布衫、白袴「一本に、白袴の間に、布の字あり、」帶脛巾菲、○類聚國史の淳和天皇紀に、唯標者以榊造之、用橘並木綿等飾之、即書悠紀主基字、以著樹末、と見え、仁明天皇紀に、悠紀主基の標山の事有りて、後に引出る如く、大かた祇園社の祭に作れる、山桙といふ如き物の原始と聞えたり、又玉海、山槐記、平戸記等の家記類には數多見えて、別に記るせる物あり、）次行事。及國郡司。並眷族等。五位已上。（著當色、杖白木左右分列、）次稻實卜部一人在中央。（著當色木綿襷、日蔭鬘、○式に執青竹、の三字あり、）次造酒童女一人。（著細布明衣日蔭鬘、乘白木輿、夫四人擔之、部領左右各一人相夾、著青摺布衫、白布袴、帶脛巾菲日蔭鬘、杖白木、）次御稻輿一基。（納布袋居

黒木輿、擔丁四人、部領左右各一人相夾、次稻實一(一本、實一の間に、公の字あり、)人。(著青摺布衫、木綿襷日蔭鬘、)次御膳足別案八脚。(各長四尺二寸、廣二尺、高二尺五寸、敷以曝布、覆以緋油單、「油、一本に細に作る、下みな同じ、」以綠帶、結二「一本結の字なし、」所、物部女戴之、著細布衫、木綿襷、日蔭鬘、垂髻、部領左右各四人相夾、○式には。次戴御膳案女八人、細布衫、木綿襷日蔭鬘垂髻とあり、)次御酒足別案一脚。(長三尺八寸、廣二尺、高三尺、敷以曝布、覆以緋油單、以綠帶結「結の字、一本になし、」二所、居大案上、擔丁四人、部領左右各一人相夾、○式には、次御酒案一脚擔夫四人、とあり、)次主禮二人。次次第司一人。(式に、次主禮以下見えず、下此れに同じ、)次黒酒二瓶。(各納一石五斗、以白木盤為蓋、覆以曝布、結以木綿、載六角黒木輿、其蓋表以檜葉、裡以斑席、帖布敷甒下、結以綱、餝以蘿葛、擔丁各八人、部領左右各二人、)次白酒二甒(裝束並部領擔丁、同黒酒、)次由加物八舁。以四尺明櫃八合納神物、各居大案、各長九尺、廣二尺二寸、高二尺、覆以食薦「一本に筵とす、」以布綱結二所、擔丁卅「一本卅に作る、」二人、部領左右各四人相夾、)次切机四脚。加納刀子折櫃二合。(裹以曝布以案為一荷、荷別夫二人、○次切机以下、二十七字、印本なし、一本に依りて補ふ、)次木一本火に作る、燧一荷。(納白筥一合、以呉竹為臺、覆以綠纐纈、結以木綿、以布綱維之、其上插賢木、擔丁一人、部領左右各一人相夾、○式に火鑽三枚とあり、錦所談に、北山抄に、召火鎮木事一具、仰大和國膽駒社神部と有るは、龜卜の書に、大和國伊古麻社より、昔し大嘗會の時、火燧木を奉る、此の生駒社は、卜部祭之とあれば、火鑽木の誤ならむと云へり、玄道云、或る古き卜書にも、卜部坊、行馬社、一名、膽駒社在大和國平群郡、火燧木神也、大嘗御代、採此社佐世布木造、とも有れば、信に然る説なり、)次臼一腰。(納以布袋結以布帶、覆口以白木盤、裹以細席、夫一人、○次臼以下二十五字、印本になし、一本に依りて補ふ、儀式帳に、御碓とある解に云、美宇須とよむべし、

「その名義いかなるにや、」和名抄に、碓踏舂具也、和名加良宇須とあり。こゝにいふは臼なるを、同じ訓なれば、碓の字を用ひたり、土師物部忌碓杵箕等作り奉るは、下六月の例に十六日、にその旨見え、又雜例集、土師の長等が上る物の中、臼七口あり、和名抄、四聲字苑云、臼舂穀器也、和名宇須と見ゆ、臼を所用は上に淸酒作物忌の下、にいふがごとし、臼を土にて作るは、四時祭式、太詔刀祉、云々、陶臼四口、又內膳式、陶臼四口、木にて作るは、內膳式木臼四口と見えたり、」次杵四枚。(納以布袋、呉竹爲臺、餝以木綿賢木、擔丁一人、部領左右各一人相夾、)次箕二枚(裹以曝布、呉竹爲臺、餝以木綿賢木、擔丁一人、部領爲左右各一人相夾、○式に、次箕二枚、裹以曝布、呉竹爲足、夫一人とあり、儀式帳の解に云、御杵は御杵なり、杵は、もとの名伎なり。それを伎禰といふは、鉾を保古禰と云ふに同じ、播磨風土記、國堅大神之子、爾保都比賣命云々、比々良木八尋桙根と見ゆ、和名抄、肥前國彼杵、曾乃岐、郡、日向國臼杵、宇須岐」郡を始め、杵を枳といふ事、あ

げて數へがたし、かゝるによりて、杵の假字に枳の字を書けり、伎の義は、都喜の上略といへり、和名抄、臼條杵舂杵也、和名岐禰、內膳式木臼四口、杵八枚など見えたり、また御箕は、美彌とよむべし、簸を比といふ、その比を美に轉ぜし訓なるべし、和名抄、說文云、箕除レ糞簸レ米之器也、和名美とあり、下に供奉朝夕大御饌料地祭物本記、」に、朝夕御饌箕造奉竹原竝箕藤黑葛生處三百六十町、在伊賀名張郡と見ゆ、此の處の竹藤もて作るべし、後は此の物忌の箕奉る事すたれ、役所より奉れり、氏經卿神事記、嘉吉三年正月七日云々、又箕役所五進之、二長御得分、三每年御下竹仍於古箕者外物忌方下行之といへり、今の世はかゝる事なくて、たゞ官の長より奉らる、次薪十荷、(長各四尺、以黑葛束兩端、裹以細席、居黑「黑の字一本になし、」木臺、餝以羅賢木、擔丁十人、部領左右各二人相夾、)次火臺四荷。(各方二尺、高三尺四寸、搆以檜木、塗以白土、覆以細席、以布綱四所結之、「附錄に、結之二字或無、而此間有八字許空白、」餝以木綿賢木、擔丁八人、部領

左右各二人相夾。）次主禮二人。次次第司一（一本に、十に作る。）人。次松明四荷。（長各四尺、以黑葛束兩端、裹以細席、居黑木臺、餝以木綿賢木、擔丁四人、部領左右各二人、相夾、○儀式帳に、明松とある解に、和名抄に、松明、唐式云、松明十斤、今按松明者、今之續松乎とあり、此を多伊萬都と云ふは、燒松、都伊萬都とは、續松也、伊勢物語に、そのさかづきの皿についまつのすみして、と有るも此れ也、とあり、玄道按ふに、播磨風土記に、品太天皇の松尾の阜に巡幸し時に、於此處日暮、即取此阜松、爲之燎、故名松尾と見え、古事記の倭建御子命の御段に、御火燒の老人の事あり、）次土火爐四荷。（各廣方二尺五寸、構以椿木、塗以白土、覆以細席、懸以布綱、擔丁十「一本廿に作る、」六人、荷別「人荷の二字、一本になし、」四人、部領左右各二人相夾、○因に云、續古事談、塵添壒囊抄に、後冷泉院の御時、主殿寮やけける時、天下りたる油漏器、燒にけり、云々、大嘗會の御火おけ、元三の御藥あたゝむるたゝらなむなど、世の始まりの物、皆やけにけり、

とあり、いかなる物なりけむ、いとあたらし、）次解葉二荷。（荷別四束、用卜食野柏、裹以細席、結以黑葛、居木臺、「居木の間、一本に白の字あり、」餝以木綿賢木、擔丁二人、部領左右各一人相夾、○和名抄に、槲和名加之波、柏和名同上、儀式帳の解に云、古事記應神天皇段、令握大御酒柏、同仁德天皇段、大后爲將豐樂而於採御綱柏、幸行木國、仁德天皇紀、卅年御綱葉、「葉此云箇始婆、」萬葉十九の歌に、皇祖神之、遠御代、三世波、射布折、酒飮等伊布曾、此保寶我之波、大嘗會式、午日造酒司人別給柏、即受酒而飮訖、爲鬘而舞、承和大嘗會、悠紀方歌、「みの山に、しじにおひたる、玉柏、とよのあかりに、あふがたのしさ、」と見ゆ、三角の柏をくさ〳〵に書て、類聚國史、三角柏、御綱柏、造酒式三津野柏、などもあり、此の柏は俗に三柏といふ、其の葉厚し潤澤あり、今大名柏といふものゝごとくにて、尖三なり、三節祭、今も此の柏を用ゆるなり、豐受宮には三節祭、柏にかへて、榊の葉を用ゆといへり、或る人三角の柏は、赤芽柏「今の世訛りて、

あかず柏といふ、春芽と書す、その色全く赤し、仍れ名とするなり、」の事なりといふ、これ能き考へなりと思へど、赤芽柏、冬は葉無し、さては十二月御祭の時、此の柏用ゆべからねば、御綱柏は始にいふ、「三柏ならむか、年中行事「六月十七日、」に、堅上社祝部、件の柏を渡すとあり、今の代も片山村には、赤芽柏の木多くて、毎五月御田祭の時、飯裹む料の柏、件の村々にて多くとり來れば、決て三柏とも定めがたし、とあり、屋代弘賢云、みつのがしはといふもの、伊勢神宮に、いまに現在せり、されども内宮、外宮用ゆる所、各異にして、同名の二種なり、(内宮所レ用は、他國にて、ヤマトミツデ、又カクレミノ、といへる木にて、皇國にのみありて、漢産なきものなり、外宮用ゆる所は、他國にて、アカメガシハ、又アヅサ、などいへるものにて、漢名梓也、荒木田經雅曰、外宮にては、今赤芽柏を、三角の柏として用ふれども、十二月の祭にも、六月九月と同じく用ゆる事なるに、赤芽柏は、冬は葉なければ用ひがたし、古への三角柏にあらず、「弘賢曰、外宮用ゆる所も、

おのづからより所あるべし、冬は葉なしとて、用ひがたしといふはいはれず、すでに諸國にて、槲の葉を夏採り貯へて、冬も用ゆるたぐひなるべし、赤芽柏も、三角の形あれば、名もかなひがたきにあらず、殊に播磨にて、ゴサイバ、筑前にて、アカゴサイハ、長門にて、カイハ、越中にて、サイモリハ、土佐にて、カハラカシハ、などいへるも、いづれも食物のカイシキに用ゆるより、いふ所の方言ときこえたれば、いにしへより傳はれる所ありしならむ、この外、柏傳、御綱葉圖説など、いつれも眞物をしらずして、おしはかりにさだめたる物なれば、いふに足らず、)次食薦並置簀一荷。(各一枚、裹以曝布、納之、「一本以に作る、」明櫃、置於大案、擔丁二人、部領左右各一人相夾、○和名抄に、食單、須古毛、萬葉集十六に、食薦敷、蔓菁煮將來とあり、民部式に、諸司年中所レ預甑、臼、箕、杵、匏、槽、䈰、籠、置簀、とあるを始めて、諸の式に多く見えて、其の圖は大饗次第に出たり、)次韓竈一具。(納以明櫃、置於大案、覆以緋油單、結以絲帶、以布綱維レ之、擔丁六人、

部領左右各一人相夾、次御水六𨏍。用齋場御井水、蓋以白木盤、羃「附錄に、或作口幕二字、或四幕、或曰幕、並誤下同、」以曝布、以木綿結之．帖布「一本に帶とす、」敷𨏍下居六角黑木輿、飾以黃「一本に草とす、」木葉、其上插蒒蓜、附錄に、蒒蓜疑篩匏之誤下も同し、擔丁廿四人、部領左右各六人相夾、已上並置供「一本に置の字なし、」神物、皆插賢木、○式に覆以白木盤、載以黑木輿、餝以草木葉、夫各四人、已上並神御物皆插賢木、とあり、）次禰宜卜部一人。（著當色木綿襷日蔭蘰、已上當色、皆官給之、○式に、在中央と有りて、常を當に作る、）次六位已下國郡司。（並著當色日蔭蘰杖白木、分在左右、○式に、其國司親族相助者、各監獻物左右分列、緣襖裔摺衫、此襖衫及擔夫衣皆國給之、とあり、次酒盞案一脚。（敷以曝布、覆以縹油單、以緣帶二所結之、擔丁四人、部領左右各一人相夾、）次黑酒十缶、（蓋以白木盤、羃以曝布、結以木綿居黑木輿、以布綱維之、以「一本、以の字なし、」美草爲餝、缶「一本に居とす、」上、插篩蓜擔丁廿人、部領左右各五人相夾、）次主禮二人。次次第司一人。次白酒十缶。（裝束、及擔丁、部領同黑酒、）次餝𨏍酒十口。（裝束同黑酒、擔丁八十人、部領左右各五人相夾、（式に餝酒十𨏍 𨏍別夫八人、と見ゆ、）次膳部卅二人。（左右分列、下皆倣之、○式に此の條なし、）次倉代十輿。（作黑木四角屋形、葺檜葉其裡張布、塗以白土其屋「白土屋の三字、一本になし、」形以白細布鴛鴦「一本、鴦に作る、」障子、立于四面、輿別居厨子形一基、著牙床、敷以曝布、居四尺折櫃四合、別實肴「一本に者とす、」物菓子等類、餝以美草、以縹帶二所結之、擔丁八十人、部領左右各十人相夾、下皆倣之、○式には、倉代物四十輿、輿別夫八人、黑酒以下黑木爲輿、餝以美草と記して、下膳部卅二人、といふまでなし、美草を或る說に、尾花と訓るはいかゞあらむ、さて仁明天皇紀に、出雲國の造豐持等の、神壽詞を上れる條に、倉代物五十行、とあるをも諸祝詞に、雜物乎如橫山打積置氐とあるに同じく、獻物を置く座また代は、實にて共に物を置くを久良といふ由も、鈴屋翁の委

しく說はれたるか如し、）次膳部卅二人。次倉代五輿。次主禮二人。次次第司一人。次倉代五輿。次膳部卅二人。次倉代十輿。次膳部卅二人。次倉代五輿。次主禮二人。次次第司一人。次倉代五輿。次膳部卅二人。次雜魚鮨一百缶。（葢以白木盤、羃以曝布、居檜木臺、擔丁二百人、部領左右各十人相夾、）次主禮二人。次次第司一人。次肴物菓子十輿。（實櫃居黑木輿、以布綱結之、擔丁卅人、部領左右五人相夾、〇式には、輿別夫四人とのみ見ゆ、）次飯一百櫃。（實明櫃居白筥形、「白筥の間、一本に木の字あり、」擔丁二百人、部領左右各十人相夾、）次主禮二人。次次第司一人。次酒一百缶。（蓋以白木盤、羃以曝布、居黑木筥形、餝以美草、其上挿筥花、附錄に、筥花、疑篩匏之誤、」擔丁二百人、部領左右各十人相夾、〇式に次雜魚葅菜一百缶、夫二百人、以上擔夫皆靑揩衣、已上は竝多明物、といふ條有り、恭案ふに、上の文に供神物、また神御物、とありて、此に多明物と有るは、神物と、供御及人給料、と分てる事明なれば、儀式には、この多明物といふを脫しにやあらむ、）

次雜魚菜（魚菜の間、一本に竝の字あり、）一百缶（葢以白木盤、羃以曝布、居黑木筥形、擔丁部領同上、（次主禮二人、次次第司一人。後陣廿人。（左右分別、）共到七條衢而相會（上に見えし如く、宮城の東より悠紀方、西より主基方の詣て來るが、此れにて相ひ會る由なり、）出（附錄に云、出、或無、疑於之誤、）朱雀大路。于時神祇官並神服等。自悠紀行列進立大路中央。兩國相分在左右。（悠紀在左、主基在右、）到朱雀門前須臾留止。（北山抄に、未時以前到朱雀門、と有り、）先是阿波國忌部（元書には、麁妙の御服の事あるを、己に上に擧たり、式に、忌部引麁服案出自神祇官、就縒服案後、と記るせり、）云々。立定衞門開會昌。應天。朱雀三門。如元會儀。（此の三門に建る、大楯六枚、戟十二竿も、兵庫寮修理と式に見ゆ、元會の儀は、內裏式、延喜式等に委しく見えて、大かた神武天皇の大御世、元年の大禮を、天智天皇、また天武天皇の御世頃に、李唐の禮をも兼採りて定め賜ひけむ事、別に考へ記せる物あり、）供物入應天門。隼人百餘人在門內。白

胡床一起。發ニ犬聲三節。（此の時に犬聲を發ること、式には見えず、小右記に、長和元年十一月廿二日、「大嘗會の條、」隼人不レ發ニ吠聲一、諸卿一兩相催、纔吠不レ似ニ例聲一、とあるを、梅窓筆記に引きて、既に絶むとするの端也、と云へり、隼人の事は、末の段に委しく出たれば今は云はず、）神祇官中臣一人。率ニ神部等一持ニ祓麻鹽湯一。灑ニ潔供神物竝雜物一訖。神祇官一人。率ニ神服男女等一到ニ膳屋一置ニ酒柏一退出。（造酒式に、十一月中戌日、始料ニ埋供神物一丑日畢、卯日申時執ニ供神物一入レ自ニ朝堂院東中門一陣ニ於昌福堂内以南一、掃部寮設レ簀、ともあり、）次神祇官左右分列。率ニ兩國供物一參入。（除ニ供神物一之外、及標等皆留ニ朝集院庭中一、各分安ニ置東西殿一、○北山抄に、兩國標留ニ會昌門前一、倉代物置ニ東西堂一、と云ひ、翌る辰の日に此を南門の内へ引き入れて東西に立る由、後の記ともに見ゆ、）到ニ大嘗宮南門外一。即悠紀左廻。主基右廻共到ニ北門一。神祇官率ニ神服宿禰一。入奠ニ繒服案於悠紀殿神座上一。（此れ本文なる和妙の神服なり、兵範記に云、次神服氏人持ニ參天羽衣一安ニ置二脚一、有ニ

覆一脚、參河國和世天羽衣也、「絹云、」宮主卜部兼衡、神服氏雅景舁レ之、一脚、阿波國荒世天羽衣也、「布云、」卜部兼貞、「已上三人著ニ小忌裝束一、」忌部朋友等舁レ之、立ニ神座北端一、次内侍參上供ニ神衾一、先レ是縫殿寮納ニ朱漆辛櫃一命婦相具參上也、具釋に云、神座の上は、神座の邊なり、此の二案は、神座の北邊左右に分け置く、繒服の案は西に在り、麁服の案は、東に在り、此の儀貞亨には、卜部と、神服の宿禰と、繒服の案を置き、忌部と卜部と麁服の案を置く、但し是れ卜部の爲すべき態に非ず、今度は議有りて、改められたるにや、と論へるはさる説なるを、右仁安の記、文應元年十一月廿六日、文永十一年十一月十九日、卜部の舊記にも、かく卜部の舁たる事見えしかば、や、古き事には有るなり、）次忌部官一人。入奠ニ麁服案於同座上一。（此れ本文なる、荒妙の神服なり、）共訖引出。乃兩國獻物各收ニ膳屋一。（式に、盛殿と作り、この献物とある、即ち本文なる國々の由加物どもなり、）訖衛門府閉ニ三門一。神祇官留ニ候於北門内左掖一。造酒童女先舂ニ御飯稻一。次酒波等共不レ易レ手且舂且歌。（歌詞

當時制之、○兵範記、仁安三年十一月十三日の條に、前庭昇立臼二基入御稲、次八女取杵各四人爲曲春之、此間稲實公行事、童女猶在南庭、公卿已下祇庭前、上下感興漸及數刻、次御車廻北方歷覽所々屋々、次出御西鳥居覽内院、次神服院、次入主基東鳥居、於廳屋南庭又有春稲事、其儀如悠紀方次第、と、上皇御車にて御覽の所に記し、宮主口傳に、童女八女以下、於悠紀主基稲殿終夜可歌稲春歌也、此歌悠紀方者宮主、主基方者大使、兼日自行事弁申賜之、兼日於里亭令致歌也、當日爲國司沙汰被召進、また、行幸以前以拔穗御稲令歌春歌、眞實者、悠紀方三升許、主基方三升許春出之、是神膳御飯米料也、先々拔穗使等申狀云、以千五百之嘉穗備億千載之神膳由載之、此稲事也、と見え、永和記に、いなつきの八乙女、歌うたふ其の聲さやけく、神さびておもしろし、此の度の歌、悠紀は「かけつみて千くらにあまるいねなれば、つきせぬ御代のためしにぞつく、」主基は、「なかとみのむらあはせ田にしめぬきて、萬代ふべき初ほにぞつく、」應永記にも、稲つきの八をとめ歌ふ聲、神さびておもしろし、悠紀の歌、「千世のかずますたの里の初いねを、行末遠きためしにぞつく、」主基の歌、「君が代はとくさのいねの八つかほを、長きよはひのためしにぞつく、」此は別當左中辨詠進の兩國の風俗の歌なり、とも有り、風俗と稲春歌とは異なるべきを、此の頃には混へられしにや、文明の頃に記るせる、兼邦百首抄に、一郡に十人の女を出す、女は只地下の女なり、それ神代の衣裳にて、臼殿にて稲をつき歌ふ事、此の時の事なりといひ、寛延卯の日の次第に、次神祇官率内膳膳部等於悠紀膳屋有稲春事、八少女唱歌、主基同之とも有り、播磨國風土記、伊和大神之軍集而春稲、其粳聚爲丘、また春米女といふこともあり、)春畢。(神今食の條には膳の字あり、)伴造鑽火。授安(一本に授の字なし、)曇宿禰吹火。伴造炊御飯。内膳司率諸氏伴造。(神今食の條には。伴部、釆女等と作り、)各供其職料理御膳。宮内省官人。左右分率大膳職造酒司。各陣其所備供神物。(宮主口傳に、神膳事、諸司供物事、

於柏殿悉撿知之後奏天皇云々、此後可奉待臨幸、次由加物可撿知也と云へり、)高橋朝臣一人。安曇宿禰一人。各擎多賀須伎。其膳部(式に酒部とあり、)亦依次而立。竝入大嘗宮共升(一本に神とす、)殿。就案頭立定。前頭先奠案上。自餘以次手傳奉奠訖、相顧退出。(明日撤亦如是、)酉刻。主殿寮以燎火設燈燎於悠紀主基兩院。(院別二燈二燎、)伴佐伯宿禰各一人。各率門部八人。(著青摺衫、)於南門外通夜設庭燎。(内裏式、延喜式ともに、御殿油炭等を上ることとあれど今は漏しつ、具釋に、燈燎とあれど、此にては黑木の燈樓を指て燈といひ、白木の燈臺を燎といふと見えたり、兩院各その東北の角と西北の角との也、黑木の燈樓をおき、又内陣の西邊、采女代の座の北と、外陣の東邊、宮主代の座の北とに、白木の燈臺を置く、一院に二燎二燈づゝ、兩院にて四燈四燎合せて、ともし火の數八つ也、昔の燈は布を以て、燈炷とすと云へり、)さて(本文なる、)備とは。萬事萬物皆あかぬものなく。具調ひたるを云ひて。次に擧くなる伴佐伯の二氏の。(神楯、神戟などを建て、)御門を衛り奉へ。諸の官人の齋院を掃清め。衾の御服を置奉りなどせるは。疑なく當時の天津宮事を傳へたる。古風と聞ゆるを。かく獻とある(いとも簡易なる、)古文にて。皇美麻命の。畏くも天皇祖神に。大御膳を。御親ら奉らせ賜へる事をしも自ら含蓄めてしか聞せたる。天神の壽詞を採られしにて。いとゝめでたし。かくて儀式に。戌刻鑾輿御廻立殿。主殿寮供湯と見えて。(此に行幸ます御儀どもは、)北山抄に。戌刻(江次第に御の字あり、)鑾輿(江次第に、帛御衣、其儀式如常、小忌王卿列立、(出自建禮門。入自昭訓門。於東廊壇上改駕腰輿。式文(江次第傍注に、寛平式と作り、)如此。仁和四年御記云太政大臣奏云。至昭訓門移御腰輿。自是徽行至神殿云。(江次第傍注に、仁和四年、於東廊小門前庭移御云、)淸涼抄云。於龍尾道東階上移御者。寛平九年以來例如之。掃部寮、敷莚於乘輿東邊。其上舁居腰輿御云。(西宮記に、天祿元年、入自宣政門、於含章承光兩堂間移御者、件等例雖不定、於昭訓門移御之由、見式竝仁

和御記等へ有便宜也、承平二年入自宣政門。不御腰輿依皇后同輿也、寛和元年依近臣謬説不御之、己以違例也とも、江次第抄神今食の條に、天皇乘吊御衣御腰輿幸中院、但里内行幸時、鋪惡花也、なども見え、)江次第に。經廻立殿北並西幔外入自西方。(新儀式入自南門云云、)御廻立殿。傍書に、仁和記云、入自南戸先御西方御床、日記云、鈴櫃置御床南頭、然而近例立左陣前屏幔内。)小忌親王。納言。參議各一人。供奉如常。即就殿巽角庭上座。大臣一人著小忌服供奉候坤角座。(後日著位袍、)主殿寮供御湯。(用東戸。)と見え。伏見天皇の宸記に、此を委しく記し賜ひて。また小忌卿相云々。立殿巽庭。左大臣立坤庭。(東面)次寄輿於南面中央間。大臣以下跪候。爲兼朝臣進執劒授内侍。少將内侍、新内侍。兼居儲。爲兼朝臣先上幌。次下輿。次執璽授内侍。次垂幌。置劒璽於大床子上。此間主殿寮供御湯。(新儀式に、主殿寮先儲御浴於寢側、縫司献天羽衣供御浴之、内侍一人傳取献之、著御就之御浴訖還寢所、とありと

ぞ、)先女官取下湯。(自東面供之、)次張蓋。次取御湯。(主殿官人、上床子供之、讀數七度、)御湯殿人、云々著當色。(江次第傍書に、奉仕御湯殿之人、殿上四位一人、六位一人、並觸山藤卿子孫之人、於女官幄可解改裝束、而於釜殿脱之人有之、云々、同抄に引ける、或る抄には、脱表衣下襲等著明衣とも云へり、)俊光參進攪合。(用右手七度、)次向神殿方灑懸御湯七度、或る抄には、此に皇上の御事として、次三扱令御と云へり、)次奏御湯供了之由。(於中戸下申之、)次於床子上(件床子立槽西頭、)著天羽衣。元著小袖許。)即作著天羽衣。(或る抄に、御湯帷也縫殿寮所献、)天の羽衣とは、帝王編年記に、天之八女の條に見え、伊勢物語に、「これぞ此の天の羽衣うべしこそ、君がみけしとたてまつりけれ、」竹取物語に、天人の中にもたせたる箱あり、)天の羽衣いれり、また「今はとて天の羽衣きる時ぞ、君をあはれと思ひいでける、」新古今集に、崇德天皇、「山たかみ峰の櫻のちる時は、天の羽衣おつるとぞみる、」なと有るを初めて、天人の

事によめる歌、數知らず多かるは、由ある事と聞えたり、）入槽中。俊光以手灑懸湯於左右肩。次脱置天羽衣於槽中、改著明衣。（內藏寮献之、）俊光拭身不供河藥。（長元、永承、承保供之歟、○江次第傍注に、治曆、長元御記乍著天羽衣入令下御槽給、又以一領奉拭、云々、承保供御河藥、入土器居折敷、と有り、同注に、河藥は白米也、自御厨子所進之、入土器居四足、と云ひ、侍中群要、日中行事にも、御河藥とあり、）御湯殿了俊光持參神事服。（縫殿寮献之、皆白生絹也、○或る抄には、自槽登給其後著帛御衣、內藏寮所進也、次改著縫殿寮所献帛衣給、夏冬生也、と有りて御記と異なり、）云々。即供裝束了。（袍半臂下襲改之、自餘用本物、○北山抄に、即著祭服、本服帛御衣、仁和記云、御東方小床、著天羽衣供御湯了、御中央二重御疊、次御西方供奉御裝束、清涼抄云、式云、水部一人、執廻立多之良加者、而天慶九年於嘗殿供御盥失也、仁和四年記云、御座定內侍奉御衾四度號腰衾、次主水司供御盥者、撿式文雖載弘仁宮內式、延喜式省之、猶依近例於嘗殿可供歟、江次第傍注に、近例脱帛御衣之袍下襲等令著祭服給、至表袴以下者不改給、と見え、同抄に引る內裡式に、天皇御前座、內侍藏人供御机、女孺鋪短疊於御前、主水供御手水、と有りとぞ、西宮記に、天皇服帛御衣、著木綿幘、作幘就給大嘗宮之間御裝束也、と見え、和名抄に、帛、說文薄繒也、俗云波久乃伎奴、胡曹抄に、帛御衣神事之時著御、夏生冬練衣、喪葬令に、除帛衣とある義解に、謂白練衣、集解なる釋に、我朝以白色為貴色天服也、といひ、飾抄に、天子令從神事御之時著御、と云へり、さて令の御制は、大祀にも禮服を御す由なるを、弘仁格の時より、帛の御衣とは改め賜ひけむ、と山田氏の說へる、實に然るべし、弘仁の詔は、小野の宮年中行事にも委しく見えて、此の御衣ぞ、上代のなるべきこと申すも更なり、）次供幘。（白生絹也、長一尺余、云々、）引廻冠巾後方結之。其末垂左右。（江次第傍注に、御幘令廻御巾子給、不必曳廻御額、童帝无供幘之儀、或る抄に、次以內藏

寮御幘、結御冠巾子、片匙自御纓下引廻御前方結之、御冠无文、御帶无文、巡方此は大炊御門流經實大納言の子孫、御裝束に候ふ由見ゆ、）次主水司供御手水。自東戸供之、○具釋に、御手水の後に御粥を供ず定れる式なり、）云々。次采女可申時。云々。俊光扶持之令申時。於南戸下申之。（其詞亥一、）と記し賜ひ。（內裡式に、亥一刻、主水、采女、就內侍申時至、新儀式に、(亥)一刻、采女就內侍申時至也、縫司供御衣履等、內藏寮供幘著御と有りとぞ、三大記には、次內侍參入悠紀主基兩神殿、奉置御衾、また御湯殿事畢、采女捧削木、申時亥一ト申、と云へり、削木を宸記には、白楚とあり、）天仁江記にも。時刻主殿寮供御湯。先取下水。（以斗爲樋、）次入御湯七度。次御湯殿人。（註略）顯隆。以右手合御湯。向神殿方攪遣御湯七度。次張蓋。（二幅布也、）次奏御湯取之由。主上渡御。次撤蓋。主上乍著御帷令下御槽給。（件槽東西妻也、其北立白木床子二脚、○○○○帷竝御河藥、）故源右府御說專不可令下御槽給。立床子可令沃懸給之。而後三條院仰云。乍著御帷令下御槽給之由。見朱雀院御記。云々。次奉摩御背。（三度、）次脫捨御帷於槽中令上給。著他御帷拭御。次供御河藥。（供御河藥、）不見舊記、與隆方朝臣私記有○○○○三條院被恠仰、次還御御所。（中右記に、天仁元年十一月廿一日丁卯、廻立殿東二間御湯殿、「湯舟東西行居之、」○具釋に、是れまで著御の常の御冠、帛の御衣、御下襲をば著給はずて、御祭服一襲と絹の御幞頭を著御し、御幘を御巾子に廻さしめ給ふ、但し御表袴以下は、中古以來改め賜はず、御湯以前のを元の如く用ゐ給ふ、錦所談に、仁安三年十一月廿二日の人車記に云、卯刻改祭服著御帛御裝束、これを以て御祭服は生なる事明也、又帛の御裝束は練なる事、令義解に、帛の衣は白の練衣也、とあるにて知るべし、按ふに生絹は生糸を以て織たるまま、練絹は其の生絹を湯にとほして用ゆるにより、生絹の清潔なるに及ばざる故に、最初廻立殿までは、帛の御裝束、又神饌御供進の時は、嚴重に御祭服に改られ、其の儀訖りて廻立殿へ還御の後、

又帛の御裝束を著御也、」と云へり。(此れまで廻立殿にての御禮なり、さて)上の儀式(の次)に云。即著二祭服一御二大嘗宮一。大藏省預以二一幅布單一鋪二其通途一。、其宮中地面鋪以二八幅布單一、○江次第に、主上徒跣不レ著レ履給一、供奉人亦同、其道大藏省敷二二幅布單一、宮中地面敷以二八幅布單八條一、とあり、)上宮內輔二人。左右膝行敷二葉薦一。(式に、宮中道竝庭者以二八幅布單八條一敷、とありて、二書とは異なり、さて上宮內以下を注とせれど、式に依りて私に改め引けり、)掃部允以上二人從レ後且卷レ之。(式に、宮內輔以上二人敷レ之、掃部允以上二人卷レ之、)㊇(式に依りて補ふ、)不二敢踏一還亦如レ之。(其葉薦者掃部寮設レ之、○附錄に、葉或作レ蕈、大臣一人。(式に、若大中納言一人、とあり、)率二中臣。忌部。御巫。猿女一前行。(大臣在二中央一、中臣在レ左、忌部在レ右、○一本に、中臣忌部在二左右一、と作る、式に、中臣忌部列二門外路左右一、と見え、江次第に、大臣在二中央一、傍注に、近例不レ踏二葉薦一、仍頗寄レ傍、とあり、)宸儀始出。(四字、印本になし、)と見えてかの宸記に。次幸二神殿一。先爲兼朝臣獻レ笏。次執レ劔。次實永朝臣執レ璽、內侍傳レ之、各撤二弓箭劒等一也、)前行。先レ是大藏輔敷二布單一。行列次第。先中臣左。次忌部右。次御巫左。次猿女右。次大臣解レ劔脫レ沓歩二布單中央一。次主殿官人二人左右秉レ燭。次劔璽。(左劔、爲兼朝臣、右璽、實永朝臣、)次宮內輔二人。(大輔藤邦行、少輔藤遠業、)膝行展二鋪葉薦一。次端レ笏歩二葉薦上一。(徒跣引レ裾、)車持朝臣取二菅蓋一歩二右方一指二覆笠一。(須二膝行一而直步違レ例也、不レ歩二布單上一也、)子部左。笠取右。張二左右綱一。(子部笠取等同可二膝行一而皆直步、尤違レ例也、)次掃部頭中原師宗。自レ後且卷二取葉薦一。關白頗退二步左方一。と記させ賜ひ。(三大記に 御行列を記せるには、御巫、猿女、各一人左右前行、左御巫、右猿女、御巫者本官公文沙二汰之一、猿女者縫殿寮沙汰也、次祭主齋部官人各左右前行、「左祭主、右忌部、」各徒跣也、次大臣一人、「上卿前行、」次宸儀、次關白殿下、竝小忌公卿、辨少納言及職事以下供二奉之一、と云ひ、具釋に、彼の御代の儀を記して、今夜は實文朝臣、劔の筥を取て御左にあり、宜季朝臣、璽の筥を取て御右に在り、但し昔は此の時も多くは內侍劔璽

を取り、次將は間此れを取れり、寛平式には、劒璽を取るに非ずして、左右小忌の次將各一人前行す、と見えたり、但し中古以來此の事なし、と云へり、永和大嘗會の記には、廻立殿へは宮中の行幸の躰にて腰輿にめさるゝ也、むかし大內の中の行幸はみな腰輿なり、廻立殿の南面に、御輿をよせて下りさせ賜ふ、この廻立殿は、昔はうるはしき殿舍にて侍れど、今は形の如くのかりやにて侍るなり、其の後御湯をめす、云々、天の羽衣めされて、御槽に下りさせ賜ふ、いと神々しく、めづらしき御行水の樣なり、御湯はてゝ又帛の御裝束にめさる、幘とて、御冠の巾子をすゞしのきぬにてまとはせ給ふ、此れ亦大神事の御裝束なり、又云く、御裝束めしてやがて出御あり、廻立殿より悠紀の神殿まで、莚道ふたむなどに敷て、かもんれう、步ませ給ふに從ひて此をしく、前行左大臣先にあゆふ、中山中將親雅朝臣御劒を取る、主上の御前にすがゞさをさし、忌部、中臣、猿女などもあゆみつらなる、いとめづらかなる御狀なり、悠紀の大嘗會の鳥居を入らせ給ひて內へ入り賜ふ、大

臣は退きて幄の屋にさふらふ、）また儀式（上に引ける次、）に。主殿官二人。（官二の間、一本に人の字あり、）秉燭照路。（式に、奉迎と作り、北山抄に、式云、左右小忌次將各一人前行、近代无此例と云へり、）車持朝臣一人執菅蓋。子部宿禰。笠取直各一人共膝行執蓋綱還　亦如是。（北山抄に、內侍二人候御劒璽筥、寛和次將候之、標注に、依仁和私記者內侍可候御劍、また寛弘九年中將候之、爲奉御衾候神殿內侍預之、不候御筥依仁和記、具釋に云、菅蓋は、菅にて作れるさしかけ笠也、別に長柄あり、柄の末曲りて聊下る、其の曲れる所に、鳳凰の如くにて尾の長からぬ鳥を作り居、其の鳥の啄を貫きて紐を下け、其の紐の末を蓋の頂なる環に通じたる物にて、其の柄を持て、蓋を天子の御上にさし覆ひ奉る也、仍て車持朝臣は天子の御後にあり、之を執蓋の役といふ、又蓋の綱は、蓋の裏の正中に、圓に小さく出たる所ありて、是を綱にて貫き、其の綱の端を左右へ分て是を執る、是は御蓋を必ず御頭上の巡りに置む爲なり、仍て子部宿禰は御左にあり、笠取直は

御右にあり、此を執綱の役といふ、御蓋に菅を用ゆるは古き事にて、萬葉集に、王之御笠爾縫有任間菅と云ふ歌見えたり、と云へり、和名抄に、華蓋和名岐沼加佐、内匠寮の式に、齋王の御輿中子菅蓋一具、菅並骨料材從攝津國笠縫氏參來作、とあるは、玉がつまに、「しはつ山うち出て見れば笠ゆひの、島こぎかくるたなゝしをぶね、」とあるは萬葉三の巻に、四極山打越見者笠縫之島榜隱棚无小船、とあるを笠ゆひとはうたひがめたる也、また笠縫島は、攝津國の東生郡の深江村にて、今も菅田多く、其の菅他所より勝れて里長幸田某といふ者の家より、御即位のをりは、内裏へ菅を献ると云へり、笠縫氏は此の所の人にぞ有りけむ、などなほ委しく記されたり、また西宮記に、菅蓋公卿及祭使御禊、前驅持之、白鳳制云、三品以上聽菅蓋、とも見ゆ、）既御悠紀正殿。（北山抄、江次第傍注に、仁和記云、自南簷開簾御之、次御中央戸坤、建武年中行事、神今食の條に、神殿に入御あり、神座の東向に半帖を敷て御座とす、主上即ち、御面笏を正しくして即せ賜ふ揖あり、此のいふは人知らぬこと也、と宣ひ、新儀式同じ條にも、開中戸入御、入御之後閉戸、經神座北進著神座以東御座、と有りとぞ、具釋に、外陣の戌亥の角に御屏風を開ひて、先づ其の中に御せらる、と記るせり、）小齋群官各就其座。（但大齋人留宮門外不入其内、○式に、大齋群官不入廻立殿及大嘗宮中、と有るに依るに、但し以下は注なること明なれば改め引つ、江次第に、王卿經大嘗宮東邊就之、西面北上、辨少納言以下侍從等皆候此幄、大臣就左近小忌幄、大忌不入大嘗宮及廻立殿、と見ゆ、）訖伴佐伯宿禰各一（式に二人とあり、）人。開大嘗宮南門。衞門府開朝堂院南門。（江次第に、衞門開會昌門、）宮内官人率吉野國栖十二人。楢笛工十二人。（並著青摺布衫、○北山抄には、楢笛工五人とあり、江次第も同じ、）入自朝堂院南（式に東とあり、）左掖門。（北山抄に、承平記云、立馳道、當近仗平張南、天慶記在南門外東腋云々、案之與式部列相違、可隨彼所便歟、）就位奏古風。悠紀國司率歌人入自同門。就位奏國風。伴佐伯宿禰各一

人。率語部十五人。著青摺衫。(式に、伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各引語部十五人とあり。)亦入就位奏古語。(伴入自左掖、佐伯入自右掖。)並掃部寮鋪設。(前座國栖、次歌女、次語部、皆北面東上、國司座在歌女人(一本、人の字なし。)以東。(江次第も同じ、式には此を記し漏されたり、)皇太子入自東方南掖門。(式に諸の字あり。)親王入自西(一本、南に作る。)門。大臣以下(式に、五位以上。)入自南門。各就幄下座。(北山抄に、親王以下の事、開門の次に在りて、新式次第如之、と云へり、江次第に、大忌親王云々、並北面と有りて傍注に、儀式並寛平式、國栖等參入後、群官參著、云々、而新式次第如此、近例行幸以前、王卿入自東門。同就暉章堂前幄。宮厨家儲膳云云、承平雖先就。開門後出自東掖門。國司參入後更入自會昌門。著座、天慶以後無重著例。)六位以下在暉章。修式兩堂後。依次列立。(江次第に、六位以下參入、新式就幄下者、儀式依無六位幄。列立堂後者。)其群官初入隼人發聲。立定乃止。訖國栖奏古風五成。(北山抄、江次第に、承平記云、其笛似指摩孔云、(次悠紀國奏國風四成。(同じ書どもに。)其聲似神歌遲、主基丹波國奏早歌。とあり。)次語部奏古詞。(まづ同じ二書にも、其聲音似祝又渉歌聲。出雲、美濃、但馬語部各奏之、といひ、天仁元年十一月江記にも、其音似祝出雲、美濃、但馬語部各奏之、裝束小忌、と有る由にて、山槐記、人車記等にも此の事見えたり、永和元年の大嘗會の記には、總て記されねど、猶行はれけむを藤原經嗣公の應永廿二年の大祀記には、吉野の國栖古風を奏し、語部の古詞を奏する事など、種々の儀式どもあり、皆神代の風俗なり、とは有れどおぼつかなし、そは康富記に、永享二年の大祀の條に、國栖奏、歌女國風、語部古語等一向無之。永德度外記依例勘國栖役。又國風古語等猶奏之云々、於國栖者例年如節會不參也、國風古語兼無據千催云、澆季之至尤歎在、と有るにて、後小松天皇の御世に早く絕たる由なればなり、かくやごとなき上代の天つ御風の棄れ行く、亂れ世の想像られていとあさましく、慨き事の極みになむありける、

また件の小注どもに引きたる承平記は、江次第抄にも云へる如く、即ち李部王記なり、そも江次第にこを引て、進馳道東と有る文を、北山抄には、吏部王記と引て、皇代記に、朱雀天皇の承平二年十一月十六日、大嘗會、近江、丹波、と見えたるによく符へばなり、）次隼人司率隼人等從興禮門（北山抄、江次第に、右腋門とあり、）參入。於御在所屏外北向（一本に、面とあり、）立奏風俗歌舞。（主基亦同じ、○江次第に、二人舞とあり、式の文には、此國栖奏古風以下は凡てなく、隼人云々、進於楯前拍手歌儛、と連ぎ記せり、されば儀式今の本は、衍文にやと按へどさらず、北山抄に、儀式國栖等似前後兩度奏、とある如く、上代はかく有りけむを、延長の頃には、省きて行はれしにこそ、同じ抄に、また右の舞を二人舞といふ、）皇太子以下。五位以上就庭中版（北山抄に云、異位重行、承平吏部王記云、進馳道東、近仗南、式部不置版、量程行列立、云々、今案親王可立馳道西、公卿立東、四位以下相分立東西也、）跪拍手四度。（度別八遍、神語所謂八開手是也、皇太子先拍手南一本に、而とせり、退、次五位以上拍手、○式にもかく見え、北山抄、江次第に、跪挿笏拍手四度、また拍手畢小拜、雨濕設膝突、○大神宮儀式帳に、八度拜奉るとも、四段拜奉弖短手二段拍一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍弖一段拜奉、また四度拜奉、手四段拍又後四度拜奉、手四段拍畢退、また四度拜奉、八開手拍弖、短手一段拍拜奉、又更四段拜奉、八開手拍弖短手一段拍、即一段拜奉と見え、大神宮式に、再拜兩段短拍手兩段、膝退、再拜兩段短拍手兩段、一拜訖退出、また再拜拍八開手、次拍短手、再拜如此兩遍、とありて、帳の解に、八度拜は、前後すべて八度拜奉るなり、その時は必ず手を拍べし、其のさまは兩段再拜して、手八度づゝ二度拍ち「合て十六、」膝退して、又兩段再拜手始のごとく拍つ、これ普通の八度拜のさま也、兩段再拜は再拜して又再拜し、手八度づゝ二度拍つ「合て十六、」をいふ、四度拜といふものこれ也、此の四度の拜を重れば八度の拜にて、手も合て三十二うつ也、上古已來拜及び手うつは、景行紀四十年、云々、

受二斧鉞一以再拜、古事記安康天皇の段、大日下王四度拜白、又曰爾都夫良意富美聞二此詔一八度拜白者、同雄略天皇段、一言主大神、手拍受二其捧物一、顯宗天皇紀、手掌摎亮拍上賜、推古天皇紀、十六年、使主裴世淸、親持レ書兩段再拜言二上使旨一、持統天皇紀、四年正月、云々、公卿百寮羅列匝拜拍レ手焉、天平十二年紀十月、云々、卽下レ馬兩段再拜申、と見ゆ、又蕃客ある時は、御國の風を用ゐず彼の國のさまをなし、四拜を二拜とし、手うつ事を止め賜へる也、延曆十八年紀、正月丙午朔、皇帝御二大極殿一受二朝賀一、文武九品以上蕃客等各陪從、減二四拜一爲二再拜一不レ拍レ手、以レ有二渤海國使一也、と見えたり、「こは蕃客もともにことほぎ申すに、手拍ことは重き禮儀なる故に省かれたる也、と或る人の說へるが如くなるべし、」など委しく考證して、是れ八づゝ四度合せて、手を三十二拍つなり、北山抄に、本朝之風、四度拜レ神謂二之兩段再拜一、本是再拜也、而爲レ異二三寶及庶人一、四度拜レ之仍稱二兩段一也とあるは、兩段再拜の起元をいへど、手の數はいはず、山槐記、永曆二年公卿勅使、

云々、次御拜、「兩段再拜先二度後二度也、」とあるは、四度拜「兩段再拜、」なり、これまた手の數をばいはず、中古の記に、拜八度先二四度、次拍レ手、次四度、又手打是名二兩段再拜一、とあるは、他の說と異なり、數へざまの異なる上に、八度拜を兩段再拜といふ歟、」江次第に、四度拜レ神謂二之兩段再拜一、とあるは、右北山抄等の說にもかなひ、今もいひ傳ふる所也、同抄兩段再拜者、兩段之間有二小揖一、と見ゆ、兩段の間すらに揖あれば、八度拜の中にて膝退も有るべし、八度の外に一拜するも、もとより同じ、同抄、祈年祭の條に、上卿拍レ手作法不レ令レ有レ聲、手のさきを合せやをら〳〵打合す也、と云へど、是は世々くだちて手拍つもとを失へる也、大に聲ありてこそ手うつ本意なれ、「同じ抄、大原野祭、朝使已下皆六拜とあれば、六度拜といふも有るにや、」江次第、公卿勅使の條に、使已下奉レ拜四度了拍レ手、次四拜拍レ手、此次申二私祈一とあり、これも手拍つ數は知れず、仍公卿勅使記を參へ攷ふるに、正應勅使記に、同六年七月十三日、云云、勅使宸筆宣命笏仁取副天。御拜四箇度拍レ手兩

度、又御拜四箇度拍レ手兩段、但後兩段手祓レ略レ之、嘉曆勅使記に、同三年九月十日、云々、勅使宸筆宣命笏取副天、御拜四箇度拍レ手兩段、又御拜四箇度、拍レ手兩段と見ゆ、これも手の數は明ならねど、八を一段とするならむ、さらば合て三十二うつ也、また元文三年の大嘗會便蒙をも引て、大忌公卿庭中の版位に著拍レ手、云々、此の時のは四度づゝ八度、一人の拍手の數三十二也、やひらてといふと云へり、當宮にて今の世の拜は、大神宮年中行事によりて行ふなり、其の拜のさま、拜八度手兩段とあり、四を一段とすると、八を一段とするとの異なり、と云へり、こは玉がつまに記されたるをも、考へ合せて抄せり、かく手拍つ事は、上百十七段に見えし如く、かの大神の御故事より出て、物を驚き、また喜などする時に、拍つ由師說に委しく見え、或る人も、江次第六の卷には、手拍つこと四段とも三段とも一段ともいひ、延喜式四の卷には、短拍手兩段、又長拍レ手兩段、又長拍レ手兩段といひ、北山抄一の卷に、上卿以下拍レ手三度、とも云へり、かく種々あるは事の重き輕きに依りて、多くも少くも拍つ也、また酒のむ時、物受る時、また禮儀にはあらで、驚き歡びても手拍つ事あるも、三拜といふは佛を拜むかたなる事をも委しく論ひて、此の拍手と拜との二つは、禮儀の本なるよしをも記せり、さも有りぬべくこそ。)六位以下亦如レ是。(其小齋人不レ在二拍限一)訖退出。唯五位以上退就レ幄(式に、下の字あり、)座一。(江次第には、次六位以下又如レ此、畢各復二幄座一、傍注に、承平依二刀禰不參一以二少納言一人一備二五位一、以二外記史一備二六位一、とも見ゆ、)座定安倍朝臣氏五位二(北山抄に儀式を引て、三人とす、○附錄に、據レ此當レ作レ三、)人。六位六人。(六位以下の四字、一本になきはあし、江次第に、六位四人とあり、)左右相分共就レ位(就位の間、一本に版の字あり、)奏二侍宿文武官分番以上簿一。(主典以上書二姓名一、分番唯其數、「唯其の間、一本奏の字あり、北山抄に、左右門部秉レ燭、」の六字あり、」凡奏二事於御在所一者、皆跪、若雨濕則立奏、其簿辨官仰二諸司一進レ之、卽賜二安倍朝臣氏一、○伏見天皇宸記に、入レ自二大嘗宮北鳥居、並悠紀殿西南鳥居一、至二神殿

南階下、前行大臣留鳥居內南腋、跪候則昇自南階、關白褰幌劍璽次將候西簀子、暫立中戸南腋、「遁西、」聞神膳警蹕言入中戸、關白褰幌、經神座八重疊西北、經八足西之由有所見、然而件八足寄北立之間无其路、仍以下八足與八重疊之間上爲路揖著半帖、「南面頗巽、」關白還廻立殿有多例、と記させ賜ひ、建保の度、忠教卿の献られし假字次第にも、天皇大嘗宮に入らせおはしまして、暫く中へだての南の西の腋に立せ御坐て神膳まゐる、采女の警蹕の聲を聞し召て、神殿へ入らせおはします、）亥一刻供御膳、四刻撤之。（こは綱の文にて、次に目をあげたり、江次第に、亥一刻、采女申時、「取削木就殿南戸邊申之、」そも三大記に、「入御營殿之後、神膳行列、各出柏殿西門入大嘗宮西門到神殿南殿妻、采女司采女朝臣一人、取削木警蹕、とあるにて、其の狀も知られたり、さて近代略儀无此行列、と記せるはあかず口惜さや、）其次第也膳夫。（一本に、部とせり、）伴造一人。執火炬前行。（提盆撲灰炭、○同書神今食の條に、以盆懸臂、承其灰燼、○式

また江次第には、執火炬撲盆、「次第に、火の字なく盆を盃とす、」とあり、假字次第に、をときを首にかけてもえ火をうく、宮主口傳に、盆二件造懸頭也、主計式に、燼瓮とある是れにや、ホンクツホトキともよめり、）次采女朝臣二人左右分列。（式に前驅とあり、假字次第に、しろきすはへを持て警蹕をす、又削木三尺とも見え、古次第に白楚とす、）次宮主卜部一人。著鬘（同書神今食の條、また式、三大次第には、木綿鬘とあり、）襷執竹杖（假字次第に、宮主かつら木綿をかけたる、竹の杖をもちてたつ、三大記に、宮主著木綿縵、木綿繦等付日蔭執竹杖、件竹有七節、此竹杖、悠紀主基二枝、一枝皮付、一枝削皮、主基供神饌之時、宮主不執竹杖是故實也、ともあり、）在道中央。水取連（連は、式に因りて補ふ、）一人。執海老鰭盥槽（式に、蝦鰭盥槽と見え、假字次第に、長さ一尺あまり、廣さ八「一本に一とす、」寸あまりなかぶとなり、中右記また天仁江記に、蝦鰭船是土手洗也、宮主口傳には、長一尺二寸五分、廣四寸餘、或る說に長二尺餘、と云へり、）次之。水

部一人。執多志良加(中右記に、土瓶也、江次第に、謂入水瓶、假字次第に、土かめなり、宮主口傳に、入御手水料也、など云へり、)次之。典水二人。一人執巾筥。一人執刀子筥(宸記には、次典水二人、一人取楊枝筥、一人取巾筥、と記し賜ひ、假字次第に、一人御やうじのはこをとる、御楊枝、こがたなわらすへ十すぢあり、此のはこは、竹をまげてほねとして、黒きかつらにて作るなり、一人御たなごひのはこを取る、布一きれをいれたり、筥のやう先に同じ、三大記に、御手巾調布六尺一切料也。悠紀料二切、主基料二切、各前後御手水料也、宮主口傳に、筥ハ葛籠とあり、)次之。(式に、典水見えて下采女の中に入れり、)采女八人。各執供神竝供御雜物等次之。と見え。式には。采女十人。(かゝるを宮内式には、次采女八人として、執枚手筥を、執神八枚手箸筥とし、一人執鮮物干物筥、一人執御菓子筥、但新嘗祭加二一人、分執箸筥干物筥とあり、さては式の文は、新嘗祭の例を記されしと聞ゆるは、いと心ゆかぬことなり、こは古例の、典水二人の刷筥

巾筥を持ち仕へ奉りしを、改めて采女に持せられしより、八少女といふ名義をさへ失ひ、つひにいみじき物ぞこなひとは成りしなりけり、こは下に擧る神饌の條にも考へ合すべき事あり、)一人執刷筥。一人執巾筥。一人執神食薦。(宸記に、次八女一人取神食薦、と見え、假字次第に、一人神のすこもを取る、すなはち陪膳の采女なり、すこもは木綿をもちて二所をつらぬく、三大記にもかく見え、延慶伊賀大副殿の記を引て、長四尺廣三尺許とあり、頭注に、卜部家の記に、延慶度長四尺、幅三尺、文保度依勅定也、長二尺五寸、幅一尺三寸、嘉暦度長五尺、幅三尺、永和度、長四尺、幅三尺、宮主口傳に引る延慶二年の記には、兼友宿禰申云、長五尺、弘三尺、など、見ゆ、)一人執御食薦。(假字次第に、一人御すこもをとるこれしり取なり、三大記も同じ、)一人執御枚手筥。假字次第に、ひらて三十二まいを入れたり、本かしわ四あり、本かしわとは、柏を十枚ばかり重ねてわらの穂をもちて、本の方を結び合せてある也、或は本かしわを御はしの筥に入ると云へり、「引書をあ

げぬは皆この記なり、」三大記に、納供神料葉盤八枚、（兼直宿禰の次第を引て、采女安藝云稱本柏者以拍本葉一枚結葉本、如器窪之、」入酒灑於神食薦窪手之上給也、或る記に、此の圖をも出して、此葉強而能堪霜露不散落、而在樹故名本柏、兼日取此葉漬淸水、重十枚揉竹押窪葉面結固竹押置之、則葉面凹而窪深故盛酒有便宜とも、木儀采女、於神殿作之宮主致之、或宮主作之、宮主口傳に引る、延慶の記に、本柏十枚也、重柏十枚以藁穗令結合其本方、と云へり、）一人執飯筥。（宸記に、納窪手、米粟御飯各二坏、有蓋は神料、无蓋は御料、假字次第に、一人御はむの筥を取る、こくぼて二に御はむを盛る、一はいねの御はむ、一はあはの御はむ、また三大記に、文和兼豐記を引て、次後取還出取御飯筥、「米一口、粟一口、參入中戸授陪膳。或米二口、粟二口、不同也、但大略者各二口歟、今度米粟各可爲一口之由、被仰下云々、また參河大副殿次第に、號窪手者以柏采女等令差作也、又置葛筥敷柏、ともありとぞ、）一人執鮮物筥。（宸記に、納窪手一口居土器四口、次第に、一人なまもの丶筥をとる、くぼて一に盛る、こがはらけ四あり、一はあましほのたひ、一はすしあはひ、一はさこのすし、一はひしほふな、）一人執干物筥。（又云く、一人からもの丶筥を取る、くぼて一に入る、こかはらけ四あり、一はむしあらひ、一はひたひ、一はかつを、一はほしあぢ、）一人執箸筥。（宸記に、納竹箸六也、五者神料、一者御料、次第に、一人御はしのはこを取る、竹の箸六を入る、五は神の御料、一は御なうらひのれう、御はしは、たけ一すぢをひきまげてうらうへを絲にてかけたり、）一人執菓子筥。（また曰、一人くだもの丶筥をとる、くぼて一にいる、小かはらけ四あり、一はほしなつめ、一はかちぐり、一はなまぐり、一はほしがき、）とあり。また儀式の（上に引る）次に。內膳司高橋朝臣一人。（宸記には、此の上に、次十男之中、と有り、）執鰒汁漬次之。（假名記に、あはびのしるをとる、すゑもののつぎにもる、）安曇宿禰一人執海藻汁漬次之。（また云、あつみの宿禰、めの御しるをとる、すゑ

物のつきにもる、共に高つきにすゑて、ひらてをしひて、木綿にてこれを閉づ、たかつきのをもてにひらでをしく、近ころあつみの氏なし、二はいを一つくゑに供ふといふ説あり、安曇氏は、上にも下にも出て、大綿津見大神の後なるを、建保の頃は世に絶つと聞ゆるは、あかず口をしきや、）膳部六（次第の一本に、四とあり、）人。各執供神竝供御雜物等次之。（式には、膳部五人、一人執鰒羹坏、一人執海藻羹坏、二人執羹堝案、但一人守棚不關行列、と見え、宸記には、舁御羹八足机一脚居瓮堝二口、一口鮑羹、一口和布羹、次第に云、次膳部二人むなしきつきをとる、二種の御しるを盛るべきれうなり、次主水司二人、やつあしのつくゑをかく、そのうへに御かゆ四あいあり、二はこめ、二はあななり、）酒部四人。二人舁酒案。二人舁黑白酒案（造酒式に、卯日平明、小齋官人一人、史生一人、酒部二人交名進省即令卜食、酉尅入悠紀神殿之盛所、受取干柏十把、刀子二枚、小坏四口、匜四口、竹二株、白筥二合、白木別脚案二脚、木綿一兩、手巾料調布一丈二尺、

「一人別二尺、」食薦一枚、長疊一枚、各依職掌儲備、以亥一刻隨神祇官宮主與諸司共引入神殿供奉訖退出、即雜物返送神祇官、と見えたる是れなり、宮内式に、官人一人、酒部一人舁酒案、但新嘗祭加二人、舁黑白酒案、とあれば此れも新嘗のを用ゐられしなり、江次第に、舁黑白酒案、として、或る説とて本注を記せり、宸記には、次造酒四人、舁御酒案二脚、以上出柏殿西行、入南幔門昇自南階皆脱沓、と記し賜へり、また假字記に、御酒のひらゐかめ、又うつはものをすゑたり、かめは平手をもちておほへり、箸をもちてとりえとす、箸は白木をはさみて、木綿にてゆひつけたり、さて儀式神今食條には、右の次に、神祇祐以上一人、史一人、與宮内丞錄相雙立於屛内、檢察御膳次第、といふ事見ゆ、造酒式に、大嘗祭供神の料に、等呂須伎十六口、「口別酒五升、」都婆波三十二口、「十六口別酒一斗、十六口五升、各以八口置於一案、」杷絁四十八條、陶鉢十六口云々、播磨櫛二十俵、韓櫃二合、中取案六脚、小据十二擔、「中取案高欄料、」檜葉眞木葉、各五擔、

弓弦葉、寄生各十擔、眞前葛、日蔭、山孫組各三擔、山橘子、蓑等蕒草各二擔、「己上九種畿內所進、」簀五枚、「中取案下敷料、」折薦五枚、「料理供神物人等座料、」と見え、宮主口傳に、葛籠十六口、廣八寸、深一寸許、次陶器四、「悠紀二、主基二、」次廣八足机八、「悠紀四、主基四、」長二尺五寸、高一尺八寸、廣六寸、次土瓶廿四、次空盞廿四、次土高抔十六前是御箸筥、次御楊枝筥、御手巾筥、以下居之料也、とも記せり、」次之。薦亭已畢撤亦如之とあり。此の薦亭の大禮はも。後鳥羽天皇の。建曆二年十月廿五日の御記に。御說曰。公家於悠紀主基神殿。可被祈請申詞。一昨廿三日數申之。此事最祕藏事也。代々此事不載諸家記。又無知人歟。殊祕藏爲事也。其詞云。坐伊勢五十鈴河上。天照大神。又天神地祇諸神。云々と記し賜ひ。永和の記には。天子の代の始めに。大神宮以下に奉らせ賜ふ。神膳なれば。云々。又天神地祇を。天子のてづから祭らせ賜ひて。神供に備へ給ふとぞ承はる。と見え。應永大祀記に。凡そ神國の大事は大嘗會なり。大嘗會の大事。神膳に

過たる事なし。其の故は神座神服を設けて。正しくあまてる大神を勸請し申されて。天子御身づから仕へ奉り賜ふ儀なり。と見え。續神皇正統記にも。一代一度の重事此れを大祀と云。神國無雙の大事は大嘗會なり。大嘗會の大事は神膳なり。まづ廻立殿に行幸ありて、御賜殿の儀式も甚深の故ある事にや。悠紀主基の神殿には神膳を設け。大神宮を勸請申されて。御みづから祭り賜ふ御事なり。といひ。御代始抄にも。正しく天照おほむ神をおろし奉りて。天子親ら。神食を勸め申さる事なれは。一代一度の重事。此れにすぐべからず。(既く上に擧し、桃蘂殘輝にもかく見え、塵芥、下學集等にも、天子卽位之年、以新米獻伊勢大神宮、謂之大嘗會、十一月卯日也、とあれど、大御神のみを崇め奉賜ふとは、玄道が見たる物にては、右の應永大祀記を始とす、もし實に此の前にさる說なくば、右の說は經嗣公、兼良公に興れるにや、なほ末にもいふべきを、博識の士善く考へてよ、)ともありて。いとも重き尊き御政なるを。かく儀式。また式にも右の如く。北山抄にも。薦

亭儀見仁和記並清涼抄。神今食新嘗祭等中とのみにて。大要とある大御禮は皆略かれて、記されねば。江家次第（こは元內裏式、新儀式に依りて、記されたりと見ゆれど、二書ともに、全からねば、此の書）を元に取て。（かの二式は、同抄に引れしを採りて、異同を注し、）伏見天皇宸記。建保の假名記等に因りて。謹み恐みも此を記し續むに。まづ次第に。次十姫十男。（內裡式、新儀式には、八姫八男とす、色葉字類抄に、六男冠著赤狩衣白袴、大嘗會供奉人名也、と見ゆ、）以次參入列居於中戸南。（かの天皇宸記に、宮主取竹杖候戸外東腋西向、伺見供膳次第乎、采女致過失者、宮主以竹杖指示之云、と見え、永和大嘗會記に、まづ悠紀の神膳まゐる、陪膳の采女より外には、神殿の中へ入る人もなし、卜部一人、七節の竹の杖を持て、仕候すと有るは、宮主口傳に、七節竹二、悠紀一、主基一、仰內膳司可請取之、宮主參入神殿時、持副笏、令參候以此竹杖、神膳次第、令指教于采女也、采女者十人內、二人之外、不參入神膳也、以一號陪膳、以二號後取也、自餘者候神殿之外、神殿には殿下宮主采女二人之外者不參入也、と見えたるにて、よく聞えたり、假字記には、次とのもり「伴造」うねへ、神殿にいたりて、左右に別れたり、次に宮主南の戸よりまゐりて、中の戸のしきみのなかに候、云々、並びに男女戸の南にさふらふ、北を上にて、東向きなり、御手うづの終るをまつ、）次八（或云ふ十の誤か、）姫之中二人相分。共舁海老鰭槽。置御前短帖之上。（宸記に上の文ありて、東西妻、陪膳後取采女舁之、假名記に、はいせむ後取二人、持たるはこを、しばしもとりに授けて、海老のはた舟を舁きて中の戸を入て、御座の半帖の前にまゐらす、西東つまなり、御座の南なり、はいせむ止まりて東向に候ふ、新儀式に、內裡式云、供御手水者與今儀異歟、と云へり、）一姫留候。一（或云ふ二の誤か、宸記には、第二采女とありて、陪膳第一采女、御手水陪膳也とあり、）姫歸取楊枝筥（新儀式に刷の筥とす、）授留姫。姫取之置槽南邊。（宸記に、西邊とあり、假名記も同じ、）次取巾筥授之。（如先開其蓋置、○宸

記に、居楊枝筥北、可居南歟、と記し賜ひ、假名記には、南と作り、)次取水部所持多之良加授姫。退候戸外。御手水供了。(三沃爲限、)留姫取巾獻天皇。天皇拭手訖。(留姫以下の十二字はもと、水部の下にあれど、今は新儀式に因りて改む、○宸記に、於槽上傾瓶三度、洗手了不歟、不仕楊枝例也、と記し賜ひ、江次第に、采女申時の次に、皇上召御手水、女藏人傳供、」傍注に、近例頭藏人奉之、」入自中戸經神座西並北、著神座以東御座、とあり、)候戸外之姫伺御盥畢。參入取多之良加却返給水部。姫又歸參。次第取刷巾等匣退出。又進與留姫。共舁槽(式に、自同戸邊とあり、)退出。返授主水連。取先所捧匣等候之。迫戸外祇候。(迫以下の五字、一本に注とす、式に戸外の下に、東壁とありて小注とす、)主水連。水部等退下。八(式に六とあり、)姫並高橋(式に安曇とあり、)氏等。捧神食薦(兵範記に、以木綿兩貫之、とあり、)更北行向南列候。(假名記に、次に八人の采女、膳部等、神のすごもを取りて、さらに東にむかひてつらなり候ふ、)猶在戸外。(式に、以上不見內裡式也、○政事要略に引る、清涼記、新嘗祭の條に、十姫供奉、高橋安曇兩氏供羹同六月、其供物盛陶器納於筥とあり、)最姫(謂陪膳、○內裡式に、最前姫、式に、陪膳姫と作り、)捧神食薦。敷短帖之右上。(宸記に、南北妻、短帖西端敷之、即留候、八重帖與短帖間也、と有り、また彼の記に、みじかたたみの上、西のはた北南にしきて、とゞまりて東むきに、戸をせめてさふらふと云へり、花園天皇御記に、於食薦敷樣者無異儀也、爲巽向之間以右或稱南、或稱西許也、雖有東面南面之稱於其實者一也、と見ゆ、)次姫(謂後取、)傳御食薦(兵範記に、无木綿、)於最姫。最姫取鋪同疊之上。(內裡式に、鋪左上とあり、宸記に、東西妻、短帖北端敷之、彼の記に、みじかたゝみの上をかけて、北のはしに、西東にしく、)姫等以御食。(宸記に、御箸筥とあり、假名次第も同じ、)手傳(內裡式に、轉とあり、)置御食薦上。(宸記に、西の端南の方、彼の記には、南のはしの第一におく、)先置八葉盤(一本に、八以下の三字なし、)彼

の記に、ひらてくぼての筥とす、）於御食薦上之外方。（宸記に、居御箸筥東、）次御飯。逼御前而供之。（宸記に、居御箸筥北、假字記に、御飯のはこ、云々、御すごもの北の方、西の第一にすう、）次御肴鮮干合八（一本に、八の字なし、）種。置御飯左。（宸記に、居御飯筥東、次に干物筥、次に菓子筥、次に和布羹坏、次に鮑羹坏、各その東に居る由を記し賜へり、）次菓子。在御肴右。御飯己下並盛窪手。置小高坏。又居御羹器（器の字一本になし、）等於高坏。立同薦上。薦不足者。立短帖上。置菓子東邊。（式に安曇あり、）高橋氏等列座。十姫受手傳供之。又御羹二種。後取列（式に東の字あり、）南戸。傳取授最姫。最姫並置羹坏之上。姫等更北向列候。（宸記に、件二種汁物高橋安曇等盛之、居高坏參戸外授後取、と記し賜ひ、假名記に御しる二せん（部）戸のもとにて、うつは物にもりてまゐらすと云へり、次に采女ども、右にめぐりて、かへりて戸のほかに候ふ、仁治三大次第に、膳部盛之、戸外授後取采女とも、奉膳盛弘貢汁物、先進鰒汁之處、可進和布汁之由、被仰下、次第熟御存知歟、神妙事也、ともあり、さて清涼記に、第一姫執神食薦、次御食薦、御飯四盛、窪手二口同入筐、菓子四種、八、干物四種、六、鮮物○種七、葉盤三、御箸五、供物次第如此、十姫供奉之中、二姫供刷巾匣同神今食とあり、考へ合すべし、）かくて右の古記等に。十男十女とも。或は八男八女とも。また十男六女ともあれど。八男八女ぞ。神代なる御政ならむとおぼゆ。そは儀式（神今食の條）に。八社男八社女。御膳司並色色人等。（また八社男、八社女、又八女とのみも、）と有れど。決めて八壯男。八壯女の誤なり。（壯字を、社と誤ることは、古事記眞福寺の本にも例あり、）そも高橋の氏文に。大八洲爾像天。八乎止古。八乎止咩定天。と見え。風俗歌に。八乎止女ありて。也乎止女波。和加也乎止女曾。太川夜夜乎止女。太川也也乎止女。（一段）加美乃萬須。太加末乃波良仁。太川也也乎止女。太川也也乎止女。といひ。書紀の私記に。八箇少女を八乃乎止女とも。也乎止女ともよみ。（この私記は、疑はしきふみながら、こは決めて正しき記に採り

しにこそ、常陸國風土記に、年少僮子とある本注に、俗云加味乃乎止古、加味乃乎止賣など見え、丹後國風土記に、天女八人、帝王編年記に、天之八女とあるも、かく訓むべし。)內裡式新儀式に。八姬八男とも。二八男姬とも有れば。天津宮の御定は。必ず八乎止古乎止女なりしを悟ねかし。(八幡愚童訓に、八人女房八少女と成りて、神樂を舞ふことあり、上に引る氏文に、大八洲に像て、云々と有るに依て、熱田神宮古老口實傳に、天武天皇の御世に、造建州劔比草薙劍德、祝八洲安國稱八劍宮、と見え、桓武天皇の御世にも、國の西に擬へて、八省院を造らせ賜ひしを合せ考ふるに、神祇官八柱の神を崇め奉らしゝも、決めて神武天皇の大御世より、かゝる故實に因て、祀奉り賜ひけむと所思えて、委しく彼の御段に申すを待べし。)さて本文なる御祭には。かの五伴緒神等の親族の神等の。仕へ奉らしけむも。亦知るべからず。(そは神遊の時に、必ず年弱き兒を用ゐ賜ふよし、仙境異聞に記されしが、件の神遊歌にも思ひ合されて、おぼろげの故とは聞えねば也。)ま

た江次第(上の次)に。最姬獨留御前。最姬先開窪手蓋。置御食薦左右。(「新式に、方に作る、」)其開蓋重置御羹坏北云々、又開羹坏蓋同重置之。○宸記に、次陪膳、始自汁物、至御箸筥、悉解木綿開蓋、件蓋置御食薦左方汁物東也、かの記に、一々に木綿をときて、ふたを開きて、そのふたを御すこもの東、みしかたゝみの上、御しるのたかつきの東、「古次第に北とす、」に取て、重ねておく、御しるのふたのかしばも、おなじくかさぬ。)次以御箸。置御飲並御肴菓子等上畢。(一本に畢の字なし、宸記には、云々、先五雙箸各立神食之上之後、以所殘一雙箸、可納本宮內歟、また以所持五雙箸、立神食上、先御飯、「米粟二坏之內米飯一坏立箸、」次鮮物、次干魚、次菓子、次海藻汁、悉立箸了、他の記も皆同じ、)姬先取葉盤、(式に抆手と作り、)奉天皇。天皇取御箸。御飯盛給(式に授とす、)姬。如此摠十度。(かの二式に、五度と有りて、內裡式に、但十一月新嘗會十度と見ゆ、)他物同之。便以其所加箸盛御摠十度也。姬給之置御食薦上。(淸涼記に、又

天皇御(盛)飯十度と見え、宸記にも、次陪膳、以左右手、取平手一枚捧之、以左手取之、以右手抜所立御飯上之箸、三度盛之、先米飯三夾、次粟飯三夾、盛了返立箸、返給平手於陪膳、以左手給之、陪膳以右手取之、陪膳給之、置神食薦南端、次又取平手一枚奉之、取之如前盛飯返給、毎度返立箸之後給陪膳也、「如此十平手、十度也、自第四度、陪膳以右手献平手、以左手受平手、舊記等皆自第二度、以片手献之由注之、云々、」並居神食薦上、「一行始自南、先西方、次東方居之、先東次西歟、然而任采女之所存、御飯十平手居了、「御飯加汁之由、異説有之歟、文應舊院仰云不可然、但法性寺入道關白記、加汁之由注之歟、云々、」また御飯有四坏、先五平手米、次五平手粟、可盛之、關白申云、此事无所見、只十平手、皆被合盛之儀、可宜歟、仍如此仰了、と記賜ひ、花園天皇御記に、御飯二盃、四坏事關白所存二盃歟、然而采女所存二盃也、又近例同四盃也、其上後鳥羽院御記、專可為四盃之由被注也、是不供

米於神之條、不可然之故也、と見ゆ、彼の記に、初度にひら手一まいを、もろ手にて天皇にまゐらす、又もろ手にたまはりて、神のすこもの東のかた、みなみの第一に「みなみ五六寸おきて、」すう、次よりは右の手にて參らせて、左の手して賜はりて、先の北のかたにすう、又御はん十ひらて、南よりはしめて、五づゝ二ならびに參らす、十度參りて後、御はしは本のやうに賜る由記せり、さて上に出し法性寺殿とは、忠通公にて、即ち賴長公の兄なり、彼の宸記正應元年十一月十四日の條に、夜陰右大臣參、召前間大嘗會神供間事、即祕書等隨身也、云々、法性寺入道自筆也、誠殊勝也、又保安度切紙次第同自筆也、兩卷取出之暫見返給、と、進置書寫本一局、とも見ゆ、)姬亦以葉盤奉天皇。天皇合盛八種肴於一枚授姬。(延式に因て補ふ、下圈點を記るせるは、皆しかなり、)給之加盛(手)汁物供之。(蚫海藻等汁也、○清涼記に、又御盛(肴)物干物十度、姬受給、毎度加盛魚味汁物等、(鮮の字は今補たるなり、)宸記に、陪膳又取葉盤一枚献之、以左手取之、抜鮮物之上箸、

鮮物四種、各三箸盛之、返立箸給陪膳、陪膳受之、拔和布之上箸、加盛汁物、先和布、次蚫、各三箸。以一箸通用之、返立箸、重居件平手於第一御飯平手上、如此十度、御菜平手十枚。重居御飯十枚之上了、また彼の記に、天皇左にて、取らせおはしまして、なまもの丶上のはしを取て、四種各三はし、盛らせ給ひて、箸を返し立て、次に又からもの丶上のはしを取て、四種おのおの三はし、もらせ給ひて、箸をおきて、左の御手にて陪膳に給ふ、「次々みな左にて給ふなり、」はいせん給りて、右の手にて、めの御汁のはしを取て、三度もりて、めの箸にて、又あはひの御しる、三ともりて、御箸をめの汁におきて、さきの第一の御はむの上に重ねてまゐらす、次々みなさきの次第のまゝに、かさねてまゐらす、」次御菓子十二葉盤(一式に、六とありて、内裏式に、但十一月新嘗會十二葉盤と見ゆ、)列置如此。(寢記に、次又陪膳、獻平手一枚、取之盛菓子、四種各三箸、同御菜、給陪膳、陪膳受之如先、重居十平手、於菓子者、不加汁物也、凡三重、先御飯、次御菜、次菓子也、」但於菓子者十二平手也、仍以第六平手、竝第三平手、以第十二平手、竝第九平手東、「第六、第十二、相竝中央也、今度以采女所存、兩平手如此置之、諸次第等、皆第六、第十二、重置中央之由注之、」彼の記も同しくて、たゞし御くだ物は、第六を、神の食薦の東のはし、みじかたゝみにかけて、第三に竝べてまゐらす、第十二を、第六の上に重ねて、とあり、)置膳之體。如五出起東。(淸涼記に、次御盛菓子十二度、また建武年中行事神今食の條に、うねへ平手を取て參らするに、次第に入れさせ賜ふ、おき樣二のやうあり、二行にすう、五出の樣なり、神今食は五出たよりあり、ひらて少き故なりと見え、宮主口傳に、鮮物、干物、菓子等事、一種每仁、三箸五度、被備進之樣仁、可用意之由、後醍醐院、元亨二年十二月、神今食行幸時、爲九條前宰相光經卿奉行、被仰出畢、其後彼御代、神今食行幸、每度、竝正慶、曆應、文和大祀之時、此分限可用意之由、兼日召仰內膳司、且又當日、先令撿知と記せり、五出とは、劉宋の武帝が女、壽陽令王

といふが額に、梅花の落て、五出花を成しより云ひ初めしとか、）最姫目後取采女令供清酒。(取)不高聲仍有此儀。、敢以下の八字、一本に、傍書とす、）次(後)(取)姫自南戸（式に東戸外とあり、）傳取（一本に、取の字なし、）瓶子來候。最姫傳（傳の字一本になし、）取本柏盛(注)酒。奉天皇。（内裏式、奉柏於天皇、奉酒盛之、天皇受、即「一本に而とす、」灑神食上、而近代所行姫取柏自盛之(之)(崇)(奉)(天)(皇)(也)、」此の六字は、玄道が試に補へしなり、」〇今傳る内裏式には、新嘗會の式のみにて此の條見えず、此の式は、弘仁十二年の勅撰にて、天長十年に、更に改め定させ賜ふよしなれど、自承和年中、また自承和十年、といふ文さへあれば、其の後にも删定ありし本と聞ゆ、後に九條年中行事を見れば、亥一尅、所司供夕供神物、次第行事具見内裏儀式、とあれば、此の書なるべし、此の書は、本朝書籍目錄に一卷と見え、法家文書目錄に、六月神今食祭式といふ目あり、凡て目錄を按ふに、世に傳はれるとは異本と聞ゆ、）天皇受之。灑神食上。以其柏使（一本に便に作る、）

置神食之上。如斯四度。（神今食には二度と、二式に見ゆ、）とあり。宸記にも、（こを委しく記させ賜ひて、）後取於戸外。取瓶子參進左廻三度、（件左廻、入酒之時作法也、陪膳自入酒之時、不可有歟、）陪膳左手執本柏。（折角也、）右手執瓶子。入酒奉之、以右手取之。振灑神食上。（自南端灑之、）如此四度。（白二度、黑二度、）可灑之處。本柏二有之。仍白黑各一度灑之。是采女所存也。不可然之由。兼召仰之處。猶如此。此奇恠事也。灑酒了。置本柏於御食薦右方。（件本柏置所、先例不同歟、御食薦右方爲便宜也、また本儀本柏四黑白各二度盛之可獻歟、とぞ宣へり、彼の記も同じ、但し天皇とり給ひて、神のすこもの上の、平手の上にそゝぎ給ふといひ、又或は後取瓶子を取て、とのほかに立ながら候ふ、陪膳もとかしはを取て、此をそゝぐ、後取三たび右にめくりて、敬ひて酒をもとかしはにまゐる、陪膳受て、天皇に參らす、天皇取らせ給ひて、ひらての上にそゝぎ給ふといふ、一說をも擧、また陪膳參らする事、右の手か、若しみづから盛りて參らせ

ば、左の手か、かくのごとく本拍を參らする事四度、度ごとに瓶を易ふ、「くろき二ど、しろき二ど、」天皇そゝがせ給ふこと同じ、もとかしはは平手の上におかせ給ふ、）また同じ宸記及び諸記に。米粟の御粥を献り給ふ事見えて。次後取執御粥坏（米坏也、）參入。授陪膳陪膳取之。居神（一本に御に作る、）食薦南端。（北方也、○假名記には、南のはしの東にすう、また米の御かゆ、二はい重ねてまゐらするかと云へり、）次後取又執御粥坏（粟坏也、）參入。陪膳取之。居先粥西方。（文和兼豐の記には、如記録次第者、御酒之後御粥也、其後又不被供御酒歟、今度御粥之前後兩度被供之如何、と有りとぞ、玄道謹みて案ふに、四時祭式なる、神今食新嘗祭ともに、供神料に、御飯並御粥料米各二斗、粟二斗と見え、大炊式神今食の條に、稻八束、粟四束、用官田稻粟舂備付神祇官、新嘗准此、また納米粟暴布帒二口、とあれば此は大嘗のならで、新嘗及神今食の御禮を用賜へるなり、なほ下に申すを合せ考ふべし、）また江次第（上の次）に。度別易瓶供之。（內裡式に、

度別の下に、後取とあり、清涼記に、天皇白黑酒灑神食上四度、彼宸記に、また文永度、御酒灑了之後、拍手三度、此事采女注此由、其外寬平御記有之歟、と詔へり、）此間采女祝曰。先可挾給之物遠。後二挾美給。及諸有咎止毛。神直日大直比備受給戶。（○大殿祭の詞に合せ考ふるに、この祝詞も決めて、本文なる大御祭の時に天宇受賣命の仕へ奉りて、宣坐し詞の後までも、傳りけむとぞ所思なる、さて此をかの二式に漏されしはいかなる故にか、）最姬取先所立之御箸。收於本筥。更加御箸於御飯上。天皇頗低頭。拍手稱唯執之。羞飯如常。（次）最姬目次姬。供御酒八度。（神今食の節は、四坏と二式に見ゆ、台記の別記に、陪膳の采女安藝が文に、よべはゆきにても、しゆきにても、やつ○○參せ候ひにき、とある此れなり、）以坏居高坏。（度「一本に坏とす、」別拍手稱唯、）御飯訖（一本、了に作る、○清涼記に、次供御酒八坏、自余皆同神今食とあり、さて建武年中行事神今食の條に、かゆ參る、しろきくろき參りて、本柏にてそゝぐ、直會の御飯、御さ

まゐりぬれば、宮主のと申す、また大かたは、大嘗會の神供の儀に同じ、うねへ又申して後、次第にまかるなり、始先御手水まゐる、其の後いさゝか祈念の事あり、はてゝ後、又御手水先の如し、猶祕事どもは、記すに及ばず、と宣へり、）姫等傳。始自最後之供物。撤膳如初儀。訖最姫即卷褁神食薦退出。（次陪膳取神食薦授後取、後取取之退出、」次より下十六字、印本になし、○内裡式に、先撤御膳、次撤神供、便以食薦褁之、七姫八男參入、手轉撤御膳、とあり、「記も同くて、釆直申樣ならば、こゝに御高つきのかはらけぐして罷るべし、とあり、」宸記に、次陪膳取神食薦推掩左右端捧持退出、「記に、神のすこもの、うらうへを打合せて、神膳をおしまとひて、さゝげ持てまかり出つ、參入る儀の如し、とありて、諸の次第皆同じ、」また神膳撤之後、御手水事、文永不供之、は略儀を用ゐられしにて、毎度例令供之條、勿論之由仰之、ともあり、）同し宸記にも、（こを委しく記し賜ひて、）次陪膳。取先所立之御飯筥以下之五箸。納本筥。次取所殘置之箸一雙。立御料飯上。（凡所供之飯、米粟各二坏、一坏神料、「米粟、」一坏御料、「米粟、」○彼の記も同じ、さて御はむのこくぼての中にたつ、いねの御はむのに、立つべきかとあり、）次拍手三度。稱唯執件箸。嘗之三箸。（米三箸、粟三箸、餘物不嘗之、）返立箸、次陪膳目後取。後取於戸下。取小土器入御酒。（造酒於戸外盛之、件盃可居高坏、而居足小机、不可然也、）參入授陪膳。陪膳取之奉之。拍手三度。稱唯以兩手受盃。傾頭低右（彼の記に、御もろてと云へり、）飲之、如此摠八度。（白四度、黑四度、）度別返給盃於陪膳。陪膳授後取。後取取之。居机持之退出。（假名記も同じ、）次陪膳申祝。傾向戌亥方。若向神殿方歟。（自懷中取出折紙讀之、○こは上に擧し、采女祝曰、とあるこれ也、）次采女暫退出閉戸。（於戸外告御膳了之由於宮主歟、）宮主申祝。（彼の記には、陪膳神のすこもを取らむとする時、ひそかに祈り申ていはく、と記し、人車記仁安三年十一月廿二日己卯、大祀の條にも、次被撤神膳、先陪膳采女退出、次宮主兼衡祈申、

次撤レ之、次氏々以下退出、次第行列如レ初といひ、その祝詞は、宮主口傳に、新嘗祭、神今食、无ニ行幸一之時者、只宮主釆女二人、於ニ北舍一執行、諸司供ニ神物一也、また宮主者、釆女供ニ神膳一之後、二拜申ニ詔戸一計也、とて神今食の祝詞を記して、今年乃六月乃十一日依レ例天、朝御食乃夕御食遠、長御食乃遠御食止、聞食牟爲爾、挂畏支皇神等、相宇豆乃比奉給布、此狀乎大直日神直日仁、受納免給天、天皇我朝廷寶位无レ動久、夜守日守爾護幸陪給天、千秋乃五百秋乃茂御世爾平久、常磐堅磐爾、守幸給陪止、恐美恐美毛申とある、大嘗祭の祝詞とよく相似て、上代に決めて、中臣神の仕へ奉らしけむ、祝詞有りけむが、長き御世を來經しほどに、いつしか闕逸て、そのかたはしを傳へたる物とこそおぼゆれ、上下に擧たる記には、天皇命の御自から詔賜へる、祝詞も聞ゆるを、此れはた御代初の比なき大祭なれば、げにもしか御すべき道理にて、正しきのは、いかにめでたき詞なりけむと、こを開き見るごとに所思るはや、)次陪膳歸入居ニ御前一。次拔ニ小窪手箸一。納ニ本筥一。次取下先所ニ開置一之蓋上、各如レ本掩結。次陪膳自ニ初供物一次第ニ撤レ之。(假名記も同くて、後取に給ふ、又古き次第に、初め平手より、御かゆまでと云へり、平手は神せむをいふにやあらむ、但し兼直に召問ふに、元のはこに覆ふふたの平手なり、神膳はみなはいせむ神のすこもに卷て、たまへるなりと申す、具釋に、亥の四刻に撤す、と儀式などには見え、江次第には、薦ニ享供物一了りて即ち撤すとて刻限なし、今は却りて舊式と同じ、)と宣へり。さて江次第(上の次)に。次二姫參入供ニ御手水一如ニ初儀一。(宸記もかく有りて、不レ改用ニ初具一也、彼の記に、次陪膳後取、はた船をかき、御てうづをまゐらする事さきの如し、三大記に、取ニ替御楊枝一也、)天皇洗了。十男十姫相引退出。(内裏式に、二人男姫引出、如ニ入儀一、曉膳同、撤訖女孺安ニ短疊於前所一とあり、)天皇還ニ御廻立殿一。宸記には。御手水の次に。次捧ニ神膳一退入。行列如レ初。次揖右廻。起レ座出レ戸、其路如レ初即還ニ廻立殿一。記には、次にうねへ退きいづ、初の儀の如し、次に天皇還御初の如し、と記せり、玄道按ふに、上代には、此の時に

も采女夕御物乎供奉るよしを、奏けむと所思ゆるは、儀式の神今食の條に、四刻撤御膳、内膳主水官人各一人、進申云、夕御物乎供、宮内丞命云、縦とあるにて知らる、さるを後世には、夕のをば略省て、曉に攝て奏せるを、幸に此の監臨人の禮にのみ遺れるにやあらむ、)又供御湯如初。次改裝束。(悠紀主基各別也、)次供御手水如初。(兼豐記に、此間采女等、侍御手水了北面而候とあり、)即幸主基神殿。(古次第に、於主基者、宮主不執竹杖、把笏如悠紀、)次第同悠紀。供神膳了(古次第に、供神膳之儀、如悠紀、謂之曉膳とありとぞ、神代紀の口決に、十一月中卯日、天子手備神供、亥一刻、薦悠紀御膳、退四刻、寅一刻、薦主基御膳、退四刻、以卜定田之稻、備神供也ともあり、)還于時辰刻也。於廻立殿。采女還申即改裝束。乘輿還朝所。と記し賜へり。かく謹み恐みゝ記し奉りつゝ思ふに。(既に上にも引き出られし、祈年月次の祭の時。伊勢の大御神の大前に。白し奉り賜ふ祝詞に。云々遠國者。八十綱打挂氐引寄如事。皇大御神能寄

奉波。荷前者。皇大御神能大前爾。如横山打積置氐。殘乎波平聞看。と宣り賜ひ。水分坐皇神等に奉り賜ふ祝詞に。皇神等能寄志奉牟。奧都御年乎。八束穗能伊加志穗爾寄志奉者。皇神等爾。初穗波穎爾毛汁爾毛。𤭖閉高知𤭖腹滿雙氐。稱辭竟奉氐。遺乎波皇御孫命能。朝御食夕御食能加牟加比爾。長御食能遠御食登。赤丹穗爾聞食。とあるにいとよく符ひ(件の殘乎波云々、と詔賜へるが目留め奉るべき御文に)て。そのかみの御てぶりを。今もをつゝに見奉る如く。恐しなど申すも中々になむ、かくて上に見えたる儀式は更なり。北山抄。政事要略に引る。清涼記を始めて。建武年中行事。公事根源などに見えし如く。新嘗と神今食の御祭とは。總て同しき御禮と聞えて。(公事根源に、新嘗會は神今食に同じ、ひらでの數十三なり、其の外は替らず、代の始には大嘗會といひ、年毎のをば新嘗會と申す也、年中行事歌合にもしか見え、宮主口傳にも、一代一度をば、號大嘗會、其外號新嘗祭、夕膳曉膳者、準擬悠紀主基也、ともあり、此の二は申さば。大祀の御略式とも申すべき

に付て。又案ふに。鈴屋翁の説に。神今食は。じんごんじきと。字音にのみ唱へ來りて正しくは。いかに唱ふべきにか。昔よりさだもなく。知る人なし。書紀の私記に古へは神今木と謂し由。見えたるによりて。（玄道云、私記に、古事記及日本新抄、並云、謂下易二子之一木上、乎古者謂レ木爲レ介、故今云二神今食一者、古謂二之神今木一、矣と云へり。）じんごんげとも唱ふれども。上の二字はなほもじこゑ也。此れによりてつら〳〵此の名を考ふるに。加牟伊麻氣と唱ふべき也。そは神は。神嘗祭などの神に同じく。今は新の意なり。すべて新に物したるを。今某といふ事多し。古へ漢國より。新に參來つる人どもを。今來の漢人と云ひて。書紀に新漢と見え。大かたも新に參れる人を。今參りといふ類也。さて今食といふは。世俗の言に。稻を粟にてたくはへおきたるを。新に磨て。米にしたるを。今ずりといふ。其の意にて。新磨の御食。といふことなるべし。古へに今毛人。（玄道云、佐伯の氏人なり。）といふ人の名の見えたるも。今食といふこととのありしに。よれる名なるべし。かくて此の神今食は。年毎の六月と。十二月との十一日にて。月次祭の同じ日の夜に。行はるゝことなり。まづその月次祭は。三百四座の神たちに。幣帛を奉り給ふ。そを月次と名くるよしは。月毎に奉り給ふべきを。合せて二度に奉り給ふにて。六月には。其の年の七月より。十二月には。來年の正月より。六月までのを奉り給ふ也。かくて其の同じ夜に行はるゝ。神今食もその同じ趣にて。天皇の月毎に。新磨の御食を聞食すよしにて。其の度ごとに。行ひ給ふべきを合せて。二度に行ひ給ふ由にて。そは新穀にはあらざれども。新磨を聞食し始むるとさへに。重く嚴に齋給ふにて。先つ神に奉り給ひて。さて天皇の聞食こともはら。新嘗。大嘗のこゝろばへに同じ。さる故に此の祭の儀式は。何事も大かた新嘗大嘗の儀の如くなるなり。（士清の説に、神今食は、元正紀に始て見え、年中行事に、六月十一日、天皇幸二中和院一、奉二天照大神一、手躬調二齋膳一以祭レ之、と見ゆ、十二月祭同日也、神嘉殿に幸て、夕より曉まで、御親ら祭らせ給ふ、即ち月次の幣を、諸神へ奉りて、公に

ては諸神を親祭ましぬ、因て相嘗祭と云ふ、神今食とは、新嘗に對へて、名づくるなるべし、とも云へり、此の年中行事は、誰人のなりけむ、かの説は公事根源にも見えたり、)と有るを。上に記せる如く。大記の時にも。大御祭を初めさせ賜ふ期に至りて。稻を舂き。そを炊仕へ奉る禮なるを。右の令磨の義を解れたるに。奇妙に符ひて聞ゆめり。(さて上御世には、諸國に不動穀などゝて、蓄藏させ賜へるは、多く穎稻なりし事、交替式、また格式等を讀見る人は。誰も知るめるを、糗穀はことに或る人の數の證を擧て説へる如く、數十百年を經つとも、損傷はれぬのみならず、其の性をさへに失はぬも有りとぞ、玄道はも、年弱きより、ゐなかわたらひして、三十餘年の舊穀を喰試み、また搗舂とて、今すりをも屢たらべし事有りしに、米なるとは、美さこよなく勝れりき、此れに因りて案ふに、恐けれど上代は、常に聞食す天津御膳も、時々稻を舂きて奉りけむを、その遺風の右の御祭にのみ傳はれるにや、とさへ思ひなれるはいかゞあらむ、)上件にて。悠紀殿の大御祭は訖へ賜

へるを。(神代紀口決に、天子手備二神供一、亥一刻薦二悠紀御膳一、退二四刻一、とあるは此れなり、さて建武年中行事神今食の條に、神膳のほどは、近衛府の幄にて神樂あり、よひの御膳の程、とり物、から神まで歌ふ、夜もすがら歌ひて、還御の御輿の左右に歌ひて供奉す、こゑたえず千歳を歌ふ、月花門の内にて止り候ふ、とあり、公事根源も大かた同じ、)次に主基殿にて。仕へ奉らせることは。(上に引る、)儀式(の次)に。子一刻神祇官。率二内膳々部等一。遷二於主基膳屋一。(式に殿と作り、)料二理供神饌一。(式に神の御饌とす、)宸儀還二御廻立殿一。其儀如初。主殿寮供二浴湯一訖易二御服一。遷二御主基正殿一。(式に嘗殿と有り、)其儀一如二悠紀一。(其釋に云く、但し神饌物、及び供御の雜物を運び陳べ置ところ、悠紀の時は、東に置きしを、此にては皆西に置、仍て柴垣の内の西南の角の案に、海老鰭槽等ありて、其の北の案に、神の食薦等、其の北の案に、御飯の筥等、其の北の案に、御菓子の筥等あり、其の御菓子の筥の有る案の前、東に羹の小案あり、西の鳥居より。北の案に、白黑の御酒等

あり、其の御膳具の韓櫃は、西の鳥居の外、鳥居より北の柴垣の下にあり、自餘は悠紀の時に、少しも異なる事なし、）皇太子以下拍手。及國栖等奏古風等事亦同。寅一刻供主基御膳進退亦如悠紀（式は異なることなし、）江次第（上の次）にも。子一刻。料理主基神膳丑刻（采女申時一如悠紀儀）又御浴湯御服御主基殿。小忌群官度馳道。就主基幄（新式云、大忌不遷、又大忌座悠紀主基、不分別、而承平以後、大忌共遷非也、）國栖等奏。及親王以下拍手並同悠紀寅一刻供曉膳（進退且如悠紀）事畢。還御廻立殿（百官各退、兩氏閉門、〇造酒式に、小齋の官人等の事に記して、丑刻入主基神殿之盛所、行事並如悠紀、畢各退本司、とあり、）天皇還廻立殿之後。采女進南戸下申云。阿佐女。天仁江記には、采女とあり、）主水。夕曉乃御膳平備供奉都止（江記には仕ット、と作り、）申。勅曰好之　采女等稱唯還却。（この天皇といふより以下、普通の本は錯亂て、前の條に入れり、今は古本に依りて改む、）大殿祭の詞に、皇御孫命朝乃御膳、夕乃御膳

供奉流、比禮懸伴緒、襁懸伴緒云々、と有るを、こゝに考へ合すべし、）と見ゆ。此は辰の日の曉にて。大御祭は此れにて全く事訖賜へるなり。神代紀口決に、寅・刻薦主基御膳退四刻以卜定田之稻供神供也、と説へりき、）さて右の奏詞は西宮記（神今食の條）に、采女參殿南西戸下申云。阿佐女。采女。主水。夕曉御膳。平久供奉止申。勅云。好　次改御衣　記され。年中行事祕抄（新嘗祭の條）に、采女於南戸申云。（采女參入時、預藏人頭開）夕曉乃神御膳。无事久。无故久。供奉止申。勅答之後。采女稱唯還却。（建武年中行事に、皆はてゝ、うねべ參りて、よひあかつきの神のおもの、ことなく、故なくまゐりぬと申せば、よしと仰あり、と記し賜ひ、公事根源にもしか見え、經嗣公の記には、アサモトリ、タア曉ノ御物ヒラニ仕テ候、勅答好、〇山田氏云、此の采女の奏詞どもは、天皇出御たき時の辭なるべくや、と云へるは、江次第なる神祇官神今食の條に、采女參內裏於朝干飯方申夕曉膳供畢由、また同じ條の又說に、有行幸時於中和院行、无行幸

時於神祇官被行、とあるを見れば、實にさる說なるに付て案ふに、此は御親ら仕へ奉り賜ふ時には、必ず事なく供へ奉終ましゝよろこびの奏詞あるべきを、長き御世々々を經るまゝに、かくは紛へたるにもやあらむ。)などもあり。神武天皇紀なる。阿佐米余玖。汝取持。云々と宣へる。神語を思ひ合するに。そも此の御時に。猿女神の奏されし。壽詞のありけむを。遠御世を經るまにまに。かくも改變りこしものなるべし。(北山抄に、御廻立殿百官各退、兩氏閉門、此間造酒司、取供神物、入自南堂東門陣、昌福堂以南、掃部設簀、辰日弁北野とあり、)

謹告

平田篤胤全集ノ出版難ハ本會設立趣旨ニ於テ陳述シタルガ如ク其著述部數ノ浩瀚ナルノミナラズ活版植字ノ困難ナルモノ多ク印刷費ハ普通出版物ノ二倍若シクバ三倍以上ヲ要シ隨テ又發行常ニ遲延シ此ノ延滯上ヨリ生ズル損失亦豫想外ナルモノアリ加フルニ大部ナルガ爲ニ購讀者豫定數ニ達セズ其經營ノ困難ナル洵ニ名狀スベカラザル程ニテ支拂ハ毎卷印刷所ヘ幾百圓用紙店ヘ幾百圓製本所ヘ幾百圓或ハ又廣告料ニ幾百圓ト一纏メニ支出スルヲ例トシ而シテ集金ノ方ハ如何ニト言ヘバ前金拂ハ實ニ僅少ニシテ毎卷一冊宛ノ拂込多數ニテ恰モ箕デ零シテ爪デ拾フノ譬ニ異ナラズ之モ詮ナキ義ナルモ購讀者諸君中ニハ出來通報次第直ニ御送金セラルヽ向モアレド往々書籍出來案內後三四ケ月ヲ經ルモ尙御送金ナキ等種々ノ事情ノ爲メ卷ヲ重ネ發行スル毎ニ困難苦痛愈增加シ第六卷發行ニ及ビテ益々其度ヲ加ヘ遂ニ資金ノ運轉杜絕シ前途悲觀ノ已ムナキニ至レリ是ニ於テ贊助員諸氏就中井上頼圀先生ハジメ野田菅麿氏佐藤範雄氏松村吉太郎氏神崎一作氏山本信哉氏田邊勝哉氏等本會ノ狀況ニ就キ大ニ慷慨セラレ此平田全集發行ニシテ若シ中途ニ挫折スルガ如キ事アランカ斯道ノ爲メ遺憾ノ極ナルノミナラズ故翁學德ニモ關シ延イテハ現社會ニ對スル國民性ノ涵養ニ就テモ吾々後輩ノ忍ビザル所ナレバ是非共完成セザルベカラズトテ公務ノ多忙ヲ厭ハズ斡旋ヲ辱クシタル結果

金貳百圓也　京都稻荷　大貫眞浦殿
桑田孝恒殿
氷室銑之助殿

金五百圓也　金光教副管長　金光攝胤殿

金五百圓也　天理教管長　中山新治郎殿

前記ノ如ク出資ヲ得此ノ外尚他ニモ出資ノ約定アリ此ノ如キ厚キ同情ト後援トニ感激シ益々意ヲ強クシテ本年内ニ第十卷迄卽チ古史傳全部ヲ出版シ殘餘五冊ハ大正三年度出版シ全部完成セシメントス然レドモ第十一卷以后ハ尚資金ノ不足ヲ免レズ之ガ補充策トシテ平田全集中ノ何人ニモ繙讀シ得ラレ而モ國民性涵養上至大ノ効果アルモノヲ選出シテ上下二冊トナシ平田翁講演集ト名ケテ單行シ又古史傳春夏秋冬ノ四冊ヲモ分離單行シテ全部完成ノ資ニ充テントス幸ニシテ此等相當部數販賣セラルヽトキハ相應ノ利金ヲ生ズベク此利金ヲ以テ第十一卷以后ノ不足ヲ償ハントス既ニ會員諸彦中此ノ擧ニ同意セラレテ多數勸誘ノ光榮ヲ得タルモノアリ今爰ニ本會ノ實情ヲ披瀝シ深厚ノ御同情アル會員諸君ニ對シ記念ノタメ毎卷ニ本集ノ實況ヲ附記シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

金拾貳圓　平田講演集四部　岡山縣　金光　攝胤殿
金參圓　同　一部　千葉縣　天勝豐眞德殿
金拾五圓　同　五部　福島縣　宇佐神正賀殿
金拾貳圓　同　四部　長野縣　倉澤道太郎殿
金參圓六拾錢　同　一部　島根縣　大社敎本院殿
金參圓　同　一部　島根縣　出雲大社殿
金九圓　同　三部　備後國　藤田芳松殿
金參圓　同　一部　德島縣　重信樂太殿
金拾貳圓　同　四部　兵庫縣　林　省三殿
金參圓　同　一部　福岡縣　吉本　茂殿
金參圓　同　一部　高知縣　天理敎高知大敎會殿
金參圓　同　一部　兵庫縣　生野正隆殿
金參圓　同　一部　若狹國　浦谷　勗殿
金九圓　同　三部　新潟縣　石澤幸次郎殿
金拾八圓　同　六部　愛知縣　神山　榮殿

金參圓　平田講演集一部　大阪府　土屋　廣丸殿
金參圓　同　一部　大連市　榎本　要殿
金參圓　同　一部　千葉縣　成田圖書館殿
金參圓　同　一部　福井縣石徹日藤之助殿
金參圓　同　一部　秋田縣　伊藤德憲殿
金拾貳圓　同　四部　岩手縣　村上正雄殿
金參圓　同　一部　靜岡縣　勝亦正司殿
金六圓　同　二部　愛知縣　三輪靜一殿
金拾五圓　同　五部　兵庫縣　谷口政堅殿
金六圓　同　上卷四冊　福島縣　河原田盛美殿
金拾貳圓　同　四部　京都府出口王仁三郎殿
金拾五圓　同　五部　鹿兒島縣今村縫之助殿
金參圓　同　一部　山口縣　柳原舜祐殿
金拾五圓　同　五部　大阪府　河村　鼎殿
金六圓　同　二部　大連市　杉山　珵三殿

金參圓 平田翁講演集 秋田縣 森 春吉殿
金參圓 同 同 下田八之助殿
金參圓 同 新潟縣 上田和吉殿
金參圓 同 秋田縣 立岩小學校殿
金參圓 同 同 淺河小學校殿
金參圓 同 同 川西小學校殿
金參圓 同 奈良縣 福住 尙殿
金參圓 同 京都府 祝儀 鷹殿
金參圓 同 靜岡縣 靜岡中學校殿
金參圓 同 香川縣 青井常太郎殿
金參圓 同 和歌山縣 吉田美德殿
金參圓 同 奈良縣 石川吟助殿
金參圓 同 茨城縣 小室眞之助殿
金參圓 同 秋田縣 志賀光俊殿
金拾貳圓同(四部) 靜岡縣 荻野美恭殿
金參圓 同 東京府 衣笠光遠殿

金參圓 平田翁講演集 岡山縣 池田浩之助殿
金參圓 同 長崎縣 島原中學校殿
金參圓 同 播磨國 佐野松之助殿
金參圓 同 大阪府 加藤良造殿
金參圓 同 廣島市 大館 弘殿
金參圓 同 北海道 磯部伊兵衛殿
金參圓 同 德島縣 福永顯文殿
金參圓 同 福岡市 平岡良助殿
金參圓 同 千葉縣 大木道太郎殿
金參圓 同 豐橋市 堀 竹重殿
金參圓 同 北海道 大谷運八殿
金參圓 同 新潟縣 眞木山孟治殿
金參圓 同 靜岡縣 水野德藏殿
金參圓 同 福岡縣 神吉常太郎殿
金參圓 同 愛知縣 林 鎌治郎殿
金參圓 同 北海道 鳥海宗太殿

金參圓　平田翁講演集　岐阜縣　吉田佐重殿
金參圓　同　岡山縣　三原英二殿
金參圓　同　山口縣　西村秦胤殿
金參圓　同　東京市　樋脇盛苗殿
金參圓　同　岡山縣　近藤豊治殿
金參圓　同　靜岡縣　遠藤助英殿
金參圓　同　山形縣　杉山廣元殿
金參圓　同　岡山縣　西山正實殿
金參圓　同　大分縣　橋爪益蔵殿
金參圓　同　鹿兒島縣　片山素右衛門殿
金參圓　同　佐賀縣　黑田近殿
金參圓　同　栃木縣　宇賀神義照殿
金參圓　同（二名原田高毘殿紹介）　周防國　佐伯榮清殿
金參圓　同　同　向友治郎殿
金參圓　同　廣島市　坂本岩根殿
金參圓　同（以下四名宮野正憲殿紹介）　山形縣　高橋民蔵殿

金參圓　平田翁講演集　同　愛川新田殿
金參圓　同　同　加藤茂松殿
金參圓　同　同　阿部繁治殿
金參圓　同　臺灣　井上力之助殿
金參圓　同（二名江見清風殿紹介）　三重縣　山田岩太郎殿
金參圓　同　同　小林隣殿
金參圓　同　東京市　大井銑太郎殿
金參圓　同　廣島縣　付竹一二殿
金六圓　同　和歌山縣　明渡コトメ殿
金參圓　同　愛知縣　草鹿砥祐吉殿
金參圓　同（湯谷基守殿紹介）　大分縣　澤田秀五郎殿

金七圓　古史傳　靜岡縣　酒井保平殿
金七圓　同　山口縣　靜間正和殿
金七圓　同　岐阜縣　鈴村松治郎殿
金七圓　同　岡山縣　志水阿若殿

大正二年十一月十五日印刷
大正二年十一月十八日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　東京市麹町區飯田町五丁目八番地　室松岩雄

印刷者　東京市神田區松下町七番地　鈴木梅太郎

印刷所　東京市神田區松下町七番地　合資會社横田印刷所

製本者　東京市京橋區入舟町五丁目一番地　由美直之助

發行所　東京市麹町區飯田町五丁目八番地　法文館書店